電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第１章　総則

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用　語	意　味
１～15（略）	（略）
16　活用型ＰＨＳ事業者	ＰＨＳ接続装置、ＰＨＳ網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するＰＨＳ事業者
17　接続型ＰＨＳ事業者	活用型ＰＨＳ事業者以外のＰＨＳ事業者
18～60（略）	（略）
61　基地局回線	当社の通信用建物に設置するＰＨＳ接続装置又は当社が指定する加入者交換機とＰＨＳ事業者の設置する無線接続装置又はＰＨＳ事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びＰＨＳ事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限ります。）との間に設置される端末回線
62　ＰＨＳ端末	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に規定する移動電話端末であって、ＰＨＳの用に供するもの
63　ＰＨＳ接続装置	位置登録、一斉呼出等ＰＨＳシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備（遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。）であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの
64　サービス制御局	ＰＨＳ端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置
65　サービス制御統括局	ＰＨＳ用サービス制御局（サービス制御局であってＰＨＳ接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「ＰＨＳ用ＮＳＰ」といいます。）への契約者情報の転送、ＰＨＳ用ＮＳＰから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置
66　ＰＨＳ網制御局	ＰＨＳ用ＮＳＰ及びＰＨＳ用サービス制御統括局（サービス制御統括局であってＰＨＳ用ＮＳＰと接続されるものをいいます。以下「ＰＨＳ用ＮＳＳＰ」といいます。）

新

第１章　総則

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用　語	意　味
１～15（略）	（略）
16～17　削除	
18～60（略）	（略）
61～66　削除	

第 10 章　料金等
第４節　料金の計算及び支払い
（通信時間の測定等）
第 71 条　通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とし、その通信が手動交換機能を利用するものであるときは、当社及び協定事業者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時点とします。）を１回として登算し、当社の機器により測定します。
　ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第 13 章　利用者への責任に関する事項
（利用者料金の課金）
第 92 条　第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。
　ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第９条第１項第４号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第 10 章　料金等
第４節　料金の計算及び支払い
（通信時間の測定等）
第 71 条　通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を１回として登算し、当社の機器により測定します。
　ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、番号情報データベース登録機能及び番号情報データベース利用機能については、この限りではありません。

第 13 章　利用者への責任に関する事項
（利用者料金の課金）
第 92 条　第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。
　ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第９条第１項第４号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

料金表
第１表　接続料金
　第１　網使用料
　　１　適用

区分	内容
(1)～(3)　(略)	(略)
(3)-2 事業法第 33 条第５項の機能に係る網使用料の適用年度	２（料金額）２－１－１－１第１欄、２－２第１欄、第７欄及び第８欄、２－３、２－４、２－５－１、２－５－２及び２－５－２の２、２－７並びに２－11 第１欄から第４欄及び第６欄に規定する機能に係る料金額は、平成 27 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能の適用	ア　(略) イ　２（料金額）２－10－１第１欄又は第２欄に規定する機能については、２－10－１に掲げる料金額に、２－10－２に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、２－10－２に掲げる料金額の算定にあたっては、平成 18 年度にあっては、当年度の１月に適用される合算番号単価（事業法第 106 条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第 110 条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成 18 年総務省告示第 429 号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）第 27 条第３項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。）、前年度末の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の算定対象需要実績（公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を用いるものとし、平成 19 年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定（２－10－１に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の４月１日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績（平成 18 年度にあっては年度の実績トラヒックの４分の１とします。）で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、２（料金額）２－８（第４欄及び第５欄を除きます。）又は２－11（第11欄から第21欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第１表第１に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、２（料金額）２－７、２－８、２－９又は２－11 第 11 欄に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。

料金表
第１表　接続料金
　第１　網使用料
　　１　適用

区分	内容
(1)～(3)　(略)	(略)
(3)-2 事業法第 33 条第５項の機能に係る網使用料の適用年度	２（料金額）２－２第１欄、第７欄及び第８欄、２－３、２－４、２－５－１、２－５－２及び２－５－２の２、２－７並びに２－11 第１欄から第４欄及び第６欄に規定する機能に係る料金額は、平成 27 年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能の適用	ア　(略) イ　２（料金額）２－10－１第１欄又は第２欄に規定する機能については、２－10－１に掲げる料金額に、２－10－２に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、２－10－２に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績（公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。）を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価（事業法第 106 条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」といいます。）において同法第 110 条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価であって平成 18 年総務省告示第 429 号の規定により算定した合算番号単価（修正合算番号単価を含みます。）をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）第 27 条第３項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。）を用いて料金額を再算定（２－10－１に掲げる料金額を変更するときに行うものとします。）してその事業年度の４月１日に遡及して適用するものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はディジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとします。
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、２（料金額）２－８（第４欄及び第５欄を除きます。）又は２－11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第１表第１に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特	協定事業者は、２（料金額）２－７又は２－８に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能

例	協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) （略）	（略）
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	２（料金額）２－１に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ （略） ツ ２－１－１－１第１欄又は第５欄に規定する機能については、２－１－１－１に掲げる料金額に、２－１－１－２第５欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ （略）
(8)-2 ～ (12)-3 （略）	（略）
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア （略） イ ２（料金額）２－１－１－１第２欄ウ欄に掲げる料金額に２－１－１－１第６欄ア欄又は２－１－１－１の２に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、２-１の４に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、２－１の４ア欄に規定する機能を適用するときは、１の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は４を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が４のもの」といいます。）、２－１の４イ欄に規定する機能を適用するときは、１の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は８を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が８のもの」といいます。）。
(14)～(17)-3（略）	（略）
(18) 手動交換機能の適用	ア 手動コレクトサービス取扱機能を利用した場合には、その料金に併せて手動交換サービス接続機能に係る料金の支払いを要します。 イ 協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、３分までの料金額及び３分を超える１分までごとの料金とし、通話地域間距離の区分、時間帯の区分、土曜日・日曜日・祝日の区分を設定することはできません。 ウ その手動交換機能を利用する協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が２以上ある場合は、その協定事業者間で協議の上、１の利用者料金を設定することを要します。 エ 協定事業者（中継事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、当社の契約約款等に規定する利用者料金と同一の設定とすることを要します。
(19)～(22) （略）	（略）
(23) ＰＨＳ基地局回線管理機能、ＤＳＬ回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光	ＰＨＳ基地局回線管理機能、ＤＳＬ回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はＩＰ通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ２（料金額）２－１－１－１第１欄、第４欄、第５欄、第６欄ア欄若しくは２－５－３若しくは２－11 第 19 欄、２－１－１－２第２欄ア欄又は２－13 第１欄から第３欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

例	に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) （略）	（略）
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	２（料金額）２－１に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ （略） ツ ２－１－１－１第５欄に規定する機能については、２－１－１－１に掲げる料金額に、２－１－１－２第５欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ （略）
(8)-2 ～ (12)-3 （略）	（略）
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア （略） イ ２（料金額）２－１－１－１第２欄ウ欄に掲げる料金額に２－１－１－１第６欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、２-１の４に掲げる料金額を組み合わせて適用する場合があります。この場合において、２－１の４ア欄に規定する機能を適用するときは、１の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は４を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が４のもの」といいます。）、２－１の４イ欄に規定する機能を適用するときは、１の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は８を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が８のもの」といいます。）。
(14)～(17)-3（略）	（略）
(18) 削除	
(19)～(22) （略）	（略）
(23) ＤＳＬ回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能	ＤＳＬ回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はＩＰ通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ２（料金額）２－１－１－１第４欄、第５欄、第６欄ア欄若しくは２－５－３若しくは２－11 第 19 欄、２－１－１－２第２欄ア欄又は２－13 第１欄から第３欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

信号分岐端末回線管理機能又はＩＰ通信網回線管理機能に係る料金の適用	

又はＩＰ通信網回線管理機能に係る料金の適用	

２　料金額
２－１　端末回線伝送機能
２－１－１　基本額
２－１－１－１　基本料

月額

区分					単位	料金額	備考
(1) ＰＨＳ基地局回線機能	基地局回線により接続する機能		ア　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,754円	ＰＨＳ事業者に適用します。
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,754円	
(2) 端末回線伝送機能（第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ　(略)			(略)	(略)	(略)
		ウ　光信号伝送装置により、１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「１Gbit/sタイプ」といいます。）	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,389円	２－１の４に係る料金は含みません。
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,389円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,431円	
(3) 端末回線伝送機能（第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第５欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　２線式のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,254円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,254円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの		１回線ごとに	1,292円	
		イ　４線式のもの			１回線ごとに	2,583円	
		ウ～エ　(略)			(略)	(略)	
(4) 端末回線伝送機能（第５	端末回線により伝送を行う	ア　イ以外のもの	(ｱ)　当社の局内スプリッタを利用する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	105円	

２　料金額
２－１　端末回線伝送機能
２－１－１　基本額
２－１－１－１　基本料

月額

区分					単位	料金額	備考
(1) 削除							
(2) 端末回線伝送機能（第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ　(略)			(略)	(略)	(略)
		ウ　光信号伝送装置により、１Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「１Gbit/sタイプ」といいます。）	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,460円	２－１の４に係る料金は含みません。
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,460円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,504円	
(3) 端末回線伝送機能（第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第５欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　２線式のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,369円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,369円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの		１回線ごとに	1,410円	
		イ　４線式のもの			１回線ごとに	2,820円	
		ウ～エ　(略)			(略)	(略)	
(4) 端末回線伝送機能（第５	端末回線により伝送を行う	ア　イ以外のもの	(ｱ)　当社の局内スプリッタを利用する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	130円	

条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－２欄で接続する場合）	機能				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	105円	
			(ｲ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,265円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,265円	
					C ＡＢ以外のもの	１回線ごとに	1,303円	
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	39円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	39円	
		イ 第２群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容さ	(ｱ) 当社の局内スプリッタを利用する場合		① 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	318円	
					② 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	318円	
			(ｲ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,478円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,478円	
					C ＡＢ以外のもの	１回線ごとに	1,516円	

条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－２欄で接続する場合）	機能				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	130円	
			(ｲ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,387円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,387円	
					C ＡＢ以外のもの	１回線ごとに	1,429円	
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	44円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	44円	
		イ 第２群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容さ	(ｱ) 当社の局内スプリッタを利用する場合		① 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	422円	
					② 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	422円	
			(ｲ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,679円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,679円	
					C ＡＢ以外のもの	１回線ごとに	1,721円	

		れているものに限ります。）		② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	252円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	252円	
(4)-2 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－４欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能			ア 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	842円	―――
				イ 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	842円	
				ウ アイ以外のもの		１回線ごとに	867円	
(5) 端末回線伝送機能（第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第２－３欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）			(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	255円	―――
				(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	255円	
	イ（略）					(略)	(略)	

２－１－１－１の２　（略）

		れているものに限ります。）		② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	336円	
					B 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	336円	
(4)-2 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－４欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能			ア 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	929円	―――
				イ 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	929円	
				ウ アイ以外のもの		１回線ごとに	957円	
(5) 端末回線伝送機能（第５条(標準的な接続箇所)第１項の表中第２－３欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）			(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	261円	―――
				(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	261円	
	イ（略）					(略)	(略)	

２－１－１－１の２　（略）

２－１－１－２　加算料

月額

区　分		単　位	料金額	備　考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア ２線式のもの	１回線ごとに	42 円	
	イ～ウ（略）	（略）	（略）	（略）
(2) ～ (3) （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	292 円	
	イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	0.845 円	
(5) ２－１－１－１第１欄又は第５欄に規定する機能に係る加算料	事業法第 110 条に規定する負担金に係る加算料	１電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	

２－１－１－２の２　（略）

２－１－１－２　加算料

月額

区　分		単　位	料金額	備　考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア ２線式のもの	１回線ごとに	61 円	
	イ～ウ（略）	（略）	（略）	（略）
(2) ～ (3) （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	300 円	
	イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	0.959 円	
(5) ２－１－１－１第５欄に規定する機能に係る加算料	事業法第 110 条に規定する負担金に係る加算料	１電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	

２－１－１－２の２　（略）

２－１－２　加算額

１回線ごとに月額

区　分			料金額	備　考
(1) (略)			(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア　(略)		(略)	(略)
	イ　光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	174 円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	182 円	―――
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	190 円	

２－１の２　ＩＳＭ折返し機能

月額

区　分			単　位	料金額	備　考
ＩＳＭ折返し機能	ＩＳＭ交換機により、ディジタル非制限モード通信でＩＳＭ交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	１Ｂチャネルごとに	1,192 円	―――
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	２３Ｂ＋Ｄチャネルごとに	94,522 円	―――

２－１－２　加算額

１回線ごとに月額

区　分			料金額	備　考
(1) (略)			(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア　(略)		(略)	(略)
	イ　光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	175 円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	184 円	―――
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	188 円	

２－１の２　ＩＳＭ折返し機能

月額

区　分			単　位	料金額	備　考
ＩＳＭ折返し機能	ＩＳＭ交換機により、ディジタル非制限モード通信でＩＳＭ交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	１Ｂチャネルごとに	1,237 円	―――
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	２３Ｂ＋Ｄチャネルごとに	98,088 円	―――

２－１の３　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条(標準的な接続箇所)第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1)　100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	123円	
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	123円	―――
			ウ　アイ以外のもの	127円	
		(2)　１Gbit/sタイプ	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	696円	
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	696円	―――
			ウ　アイ以外のもの	717円	

２－１の４　光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア　光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	294円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	294円	―――
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	303円	
		イ　光信号端末回線の最大収容数が８のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	706円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	706円	―――
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	727円	

２－１の３　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条(標準的な接続箇所)第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	(1)　100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	266円	
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	266円	―――
			ウ　アイ以外のもの	274円	
		(2)　１Gbit/sタイプ	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	630円	
			イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	630円	―――
			ウ　アイ以外のもの	649円	

２－１の４　光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア　光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	269円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	269円	―――
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	277円	
		イ　光信号端末回線の最大収容数が８のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	692円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	692円	―――
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	713円	

２－２　端末系交換機能

区　分			単　位	料金額	備　考
(1) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		１加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0596 円	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		１通信ごとに	0.0441 円	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	(略)	
(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア　加入者交換機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00002110 円	
		イ　番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	１案内ごとに	0.00002375 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ　市内通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00002806 円	
		オ　リルーティング通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00003249 円	

２－２　端末系交換機能

区　分			単　位	料金額	備　考
(1) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		１加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0641 円	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		１通信ごとに	0.0527 円	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	(略)	
(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア　加入者交換機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00002408 円	
		イ　番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	１案内ごとに	0.00002781 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ　市内通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00003130 円	
		オ　リルーティング通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00003636 円	

２－２の２　加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区　分			単　位	料金額	備　考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第５条第１項表中第３欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する１の接続用伝送路設備（50Mbit/s 又は150Mbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。以下２－２の２及び２－５－２の２において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア　（略）	（略）	（略）	（略）
		イ　加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限ります。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672 回線（50Mbit/s 相当）ごとに月額	23,411 円	―――

２－３～２－４　（略）

２－５　中継伝送機能

２－５－１～２－５－２の２　（略）

２－５－３　光信号中継伝送機能

２－５－３－１　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

１回線ごとに１メートルあたり月額

区　分			料金額	備　考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により１芯にて伝送を行う機能	ア　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.845 円	――
		イ　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.845 円	

２－５－３－２　（略）

２－２の２　加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区　分			単　位	料金額	備　考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第５条第１項表中第３欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する１の接続用伝送路設備（50Mbit/s 又は150Mbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。以下２－２の２及び２－５－２の２において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア　（略）	（略）	（略）	（略）
		イ　加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限ります。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672 回線（50Mbit/s 相当）ごとに月額	34,270 円	―――

２－３～２－４　（略）

２－５　中継伝送機能

２－５－１～２－５－２の２　（略）

２－５－３　光信号中継伝送機能

２－５－３－１　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

１回線ごとに１メートルあたり月額

区　分			料金額	備　考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により１芯にて伝送を行う機能	ア　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.959 円	――
		イ　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.959 円	

２－５－３－２　（略）

２－５－３－３　加算料

月額

区　分		単位	料金額	備　考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1)　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	292円	――
	(2)　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	0.845円	

２－５－３－３　加算料

月額

区　分		単位	料金額	備　考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1)　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	300円	――
	(2)　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	0.959円	

２－６　通信路設定伝送機能
２－６－１　分岐回線以外の部分の基本額
２－６－１－１　基本料

１回線ごとに月額

区分						料金額 右欄以外の場合	料金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			8,890円	7,778円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			9,348円	8,397円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		71,585円	70,473円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	8,403円	7,352円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	8,566円	7,495円	
					保守の区別が上記以外のもの	8,890円	7,778円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		80,429円	78,200円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	11,912円	9,810円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	12,146円	10,003円	
					保守の区別が上記以外のもの	12,615円	10,386円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			89,139円	85,798円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			97,939円	93,481円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			115,533円	108,846円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			133,123円	124,212円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			168,312円	154,943円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			221,096円	201,041円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		273,876円	247,139円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	74,182円	48,958円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	75,659円	49,932円	
					保守の区別が上記以外のもの	78,620円	51,883円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			432,222円	385,430円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			599,364円	531,404円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		757,707円	669,697円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	166,582円	105,831円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	169,910円	107,943円	
					保守の区別が上記以外のもの	176,561円	112,166円	
		ウ ＡＴＭ専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		80,515円	73,996円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	69,885円	66,809円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	71,276円	68,140円	
					保守の区別が上記以外のもの	74,066円	70,804円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	69,885円	66,809円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	71,276円	68,140円	
					保守の区別が上記以外のもの	74,066円	70,804円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		92,852円	80,623円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	76,953円	70,801円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	78,485円	72,212円	
					保守の区別が上記以外のもの	81,554円	75,035円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	76,953円	70,801円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	78,485円	72,212円	
					保守の区別が上記以外のもの	81,554円	75,035円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		115,752円	92,928円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	89,427円	77,892円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	91,211円	79,445円	
					保守の区別が上記以外のもの	94,781円	82,552円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	87,905円	77,139円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	89,659円	78,677円	
					保守の区別が上記以外のもの	93,168円	81,754円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		138,652円	105,233円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	101,901円	84,983円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	103,933円	86,678円	
					保守の区別が上記以外のもの	108,001円	90,068円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	98,857円	83,477円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	100,829円	85,142円	
					保守の区別が上記以外のもの	104,777円	88,472円	
			4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		158,031円	115,646円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	112,573円	91,041円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	114,822円	92,858円	
					保守の区別が上記以外のもの	119,314円	96,490円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	109,529円	89,535円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	111,718円	91,322円	
					保守の区別が上記以外のもの	116,089円	94,894円	

２－６　通信路設定伝送機能
２－６－１　分岐回線以外の部分の基本額
２－６－１－１　基本料

１回線ごとに月額

区分						料金額 右欄以外の場合	料金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			11,255円	9,589円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			11,355円	10,111円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		81,984円	80,318円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	10,633円	9,063円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	10,838円	9,238円	
					保守の区別が上記以外のもの	11,255円	9,589円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		92,852円	89,526円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	15,386円	12,246円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	15,686円	12,486円	
					保守の区別が上記以外のもの	16,289円	12,963円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			103,600円	98,608円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			114,431円	107,774円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			136,089円	126,105円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			157,752円	144,437円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			201,072円	181,100円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			266,051円	236,095円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		331,029円	291,090円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	95,640円	57,960円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	97,548円	59,113円	
					保守の区別が上記以外のもの	101,359円	61,420円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			525,969円	456,074円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			731,742円	630,225円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		926,682円	795,210円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	220,543円	131,826円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	224,946円	134,457円	
					保守の区別が上記以外のもの	233,755円	139,717円	
		ウ ＡＴＭ専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		97,382円	87,858円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	83,585円	79,093円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	85,248円	80,669円	
					保守の区別が上記以外のもの	88,580円	83,821円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	83,585円	79,093円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	85,248円	80,669円	
					保守の区別が上記以外のもの	88,580円	83,821円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		114,067円	96,213円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	93,103円	84,119円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	94,959円	85,795円	
					保守の区別が上記以外のもの	98,673円	89,149円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	93,103円	84,119円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	94,959円	85,795円	
					保守の区別が上記以外のもの	98,673円	89,149円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		145,058円	111,728円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	109,890円	93,045円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	112,083円	94,900円	
					保守の区別が上記以外のもの	116,464円	98,610円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	107,815円	92,093円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	109,967円	93,929円	
					保守の区別が上記以外のもの	114,266円	97,601円	
			3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		176,052円	127,245円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	124,602円	101,019円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	127,091円	103,034円	
					保守の区別が上記以外のもの	132,063円	107,063円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	122,527円	100,067円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	124,970円	102,063円	
					保守の区別が上記以外のもの	129,860円	106,053円	
			4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		202,275円	140,374円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	141,041円	109,597円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	143,854円	111,783円	
					保守の区別が上記以外のもの	149,485円	116,155円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	136,891円	107,693円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	139,622円	109,841円	
					保守の区別が上記以外のもの	145,085円	114,137円	

			5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			175,650円	125,112円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		123,105円	96,959円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		125,563円	98,894円	
					保守の区別が上記以外のもの		130,477円	102,763円	－
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		118,539円	94,700円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		120,906円	96,590円	
					保守の区別が上記以外のもの		125,640円	100,369円	
			6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		193,268円	134,578円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	133,637円	102,877円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	136,303円	104,930円	
						保守の区別が上記以外のもの	141,641円	109,036円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	127,549円	99,865円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	130,095円	101,858円	
						保守の区別が上記以外のもの	135,186円	105,843円	
				(ｲ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		6,567円	3,528円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	5,367円	2,918円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	5,473円	2,976円	
						保守の区別が上記以外のもの	5,686円	3,093円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	3,360円	1,925円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	3,426円	1,963円	
						保守の区別が上記以外のもの	3,560円	2,041円	
			50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		482,187円	289,816円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	369,677円	231,257円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	377,067円	235,878円	
						保守の区別が上記以外のもの	391,841円	245,118円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	275,313円	184,571円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	280,814円	188,258円	
						保守の区別が上記以外のもの	291,816円	195,631円	
				(ｲ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		1,222円	657円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,477円	779円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	1,507円	795円	
						保守の区別が上記以外のもの	1,565円	826円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	634円	363円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	646円	370円	
						保守の区別が上記以外のもの	672円	385円	
			134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			586,131円	345,665円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		495,131円	297,498円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		505,027円	303,443円	
					保守の区別が上記以外のもの		524,824円	315,334円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		329,233円	215,421円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		335,814円	219,725円	
					保守の区別が上記以外のもの		348,976円	228,333円	

２－６－１－２　加算料

１回線ごとに月額

区分						料金額		備考
						通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ｱ 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			70円	1,155円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			170円	1,137円	
		ｲ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		70円	1,155円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	70円	1,090円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	70円	1,112円	
					保守の区別が上記以外のもの	70円	1,155円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		150円	2,311円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	140円	2,180円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	140円	2,224円	
					保守の区別が上記以外のもの	150円	2,311円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			220円	3,466円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			300円	4,622円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			450円	6,932円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			590円	9,243円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			890円	13,865円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			1,340円	20,797円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,780円	27,730円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,680円	26,160円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	1,710円	26,683円	
					保守の区別が上記以外のもの	1,780円	27,730円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			3,120円	48,527円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			4,530円	70,479円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		5,860円	91,277円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	2,370円	59,487円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	2,420円	60,677円	
					保守の区別が上記以外のもの	2,510円	63,056円	

			5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			223,729円	151,116円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		155,057円	116,875円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		158,151円	119,206円	
					保守の区別が上記以外のもの		164,342円	123,870円	－
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		148,832円	114,019円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		151,804円	116,293円	
					保守の区別が上記以外のもの		157,744円	120,843円	
			6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		247,571円	163,052円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	169,247円	124,327円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	172,627円	126,808円	
						保守の区別が上記以外のもの	179,382円	131,769円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	160,947円	120,519円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	164,158円	122,923円	
						保守の区別が上記以外のもの	170,586円	127,732円	
				(ｲ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		8,455円	4,232円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	6,935円	3,516円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	7,076円	3,586円	
						保守の区別が上記以外のもの	7,350円	3,727円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	4,251円	2,283円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	4,334円	2,328円	
						保守の区別が上記以外のもの	4,503円	2,420円	
			50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		619,465円	349,247円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	474,441円	279,039円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	483,925円	284,614円	
						保守の区別が上記以外のもの	502,892円	295,764円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	347,866円	220,967円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	354,820円	225,381円	
						保守の区別が上記以外のもの	368,723円	234,208円	
				(ｲ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		1,486円	744円	
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,865円	914円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	1,903円	934円	
						保守の区別が上記以外のもの	1,976円	970円	
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	767円	410円	
						保守の区別がタイプ１－２のもの	783円	419円	
						保守の区別が上記以外のもの	814円	436円	
			134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			745,813円	412,506円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		633,063円	356,805円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		645,721円	363,935円	
					保守の区別が上記以外のもの		671,032円	378,196円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		413,113円	255,893円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの		421,370円	261,005円	
					保守の区別が上記以外のもの		437,880円	271,229円	

２－６－１－２　加算料

１回線ごとに月額

区分						料金額		備考
						通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ｱ 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの			130円	1,337円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの			270円	1,364円	
		ｲ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		130円	1,337円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	120円	1,261円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	120円	1,286円	
					保守の区別が上記以外のもの	130円	1,337円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		250円	2,673円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	240円	2,522円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	240円	2,572円	
					保守の区別が上記以外のもの	250円	2,673円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの			380円	4,010円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの			510円	5,347円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの			760円	8,020円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの			1,020円	10,693円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの			1,530円	16,040円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの			2,290円	24,060円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		3,050円	32,080円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	2,880円	30,264円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	2,940円	30,869円	
					保守の区別が上記以外のもの	3,050円	32,080円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの			5,340円	56,140円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの			7,760円	81,536円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		10,050円	105,596円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	4,740円	75,208円	
					保守の区別がタイプ１－２のもの	4,830円	76,712円	
					保守の区別が上記以外のもの	5,020円	79,720円	

ウ ＡＴＭ専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			250円	6,385円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		120円	3,012円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		120円	3,072円
			保守の区別が上記以外のもの		130円	3,193円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		120円	3,012円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		120円	3,072円
			保守の区別が上記以外のもの		130円	3,193円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			480円	11,973円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		240円	6,024円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		240円	6,144円
			保守の区別が上記以外のもの		250円	6,385円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		240円	6,024円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		240円	6,144円
			保守の区別が上記以外のもの		250円	6,385円
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			890円	22,349円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		450円	11,295円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		460円	11,521円
			保守の区別が上記以外のもの		480円	11,973円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		420円	10,542円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		430円	10,753円
			保守の区別が上記以外のもの		450円	11,175円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			1,300円	32,725円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		660円	16,566円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		670円	16,897円
			保守の区別が上記以外のもの		700円	17,560円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		600円	15,060円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		610円	15,361円
			保守の区別が上記以外のもの		640円	15,964円
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			1,650円	41,505円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		840円	21,084円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		860円	21,506円
			保守の区別が上記以外のもの		890円	22,349円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		780円	19,578円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		800円	19,970円
			保守の区別が上記以外のもの		830円	20,753円
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			1,970円	49,487円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		1,020円	25,602円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		1,040円	26,114円
			保守の区別が上記以外のもの		1,080円	27,138円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		930円	23,343円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		950円	23,810円
			保守の区別が上記以外のもの		990円	24,744円
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		2,290円	57,469円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,200円	30,120円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	1,220円	30,722円
				保守の区別が上記以外のもの	1,270円	31,927円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	1,080円	27,108円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	1,100円	27,650円
				保守の区別が上記以外のもの	1,140円	28,734円
		(ｲ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		120円	2,975円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	100円	2,396円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	100円	2,444円
				保守の区別が上記以外のもの	100円	2,540円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	60円	1,403円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	60円	1,431円
				保守の区別が上記以外のもの	60円	1,488円
	50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		7,500円	188,370円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	5,400円	135,540円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	5,510円	138,251円
				保守の区別が上記以外のもの	5,720円	143,672円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	3,540円	88,854円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	3,610円	90,631円
				保守の区別が上記以外のもの	3,750円	94,185円
		(ｲ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		20円	554円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	30円	682円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	30円	696円
				保守の区別が上記以外のもの	30円	723円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	10円	266円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	10円	271円
				保守の区別が上記以外のもの	10円	282円
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの		9,380円	235,463円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	7,710円	193,521円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	7,860円	197,391円
				保守の区別が上記以外のもの	8,170円	205,132円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	4,440円	111,444円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	4,530円	113,673円
				保守の区別が上記以外のもの	4,710円	118,131円

ウ ＡＴＭ専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			510円	8,073円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		240円	3,808円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		240円	3,884円
			保守の区別が上記以外のもの		250円	4,036円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		240円	3,808円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		240円	3,884円
			保守の区別が上記以外のもの		250円	4,036円
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			950円	15,137円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		480円	7,616円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		490円	7,768円
			保守の区別が上記以外のもの		510円	8,073円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		480円	7,616円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		490円	7,768円
			保守の区別が上記以外のもの		510円	8,073円
	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			1,780円	28,255円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		900円	14,280円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		920円	14,566円
			保守の区別が上記以外のもの		950円	15,137円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		840円	13,328円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		860円	13,595円
			保守の区別が上記以外のもの		890円	14,128円
	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			2,610円	41,374円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		1,260円	19,992円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		1,290円	20,392円
			保守の区別が上記以外のもの		1,340円	21,192円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		1,200円	19,040円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		1,220円	19,421円
			保守の区別が上記以外のもの		1,270円	20,182円
	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			3,310円	52,474円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		1,680円	26,656円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		1,710円	27,189円
			保守の区別が上記以外のもの		1,780円	28,255円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		1,560円	24,752円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		1,590円	25,247円
			保守の区別が上記以外のもの		1,650円	26,237円
	5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			3,880円	61,556円
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		2,040円	32,368円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		2,080円	33,015円
			保守の区別が上記以外のもの		2,160円	34,310円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの		1,860円	29,512円
			保守の区別がタイプ１－２のもの		1,900円	30,102円
			保守の区別が上記以外のもの		1,970円	31,283円
	6.0Mbit/sから49.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 6.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		4,520円	71,648円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	2,400円	38,080円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	2,450円	38,842円
				保守の区別が上記以外のもの	2,540円	40,365円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	2,160円	34,272円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	2,200円	34,957円
				保守の区別が上記以外のもの	2,290円	36,328円
		(ｲ) 6.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		230円	3,578円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	180円	2,899円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	190円	2,957円
				保守の区別が上記以外のもの	190円	3,073円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	110円	1,666円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	110円	1,699円
				保守の区別が上記以外のもの	110円	1,766円
	50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ｱ) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		14,440円	229,070円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	10,440円	165,648円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	10,650円	168,961円
				保守の区別が上記以外のもの	11,070円	175,587円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	6,780円	107,576円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	6,920円	109,728円
				保守の区別が上記以外のもの	7,190円	114,031円
		(ｲ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		40円	629円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	50円	806円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	50円	823円
				保守の区別が上記以外のもの	50円	855円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	20円	302円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	20円	308円
				保守の区別が上記以外のもの	20円	321円
	134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの		17,810円	282,554円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	14,760円	234,192円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	15,060円	238,876円
				保守の区別が上記以外のもの	15,650円	248,244円
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ１－１のもの	8,400円	133,280円
				保守の区別がタイプ１－２のもの	8,570円	135,946円
				保守の区別が上記以外のもの	8,900円	141,277円

２－６－２　分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,473円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,092円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,168円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	77,589円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,882円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,260円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	107,014円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,770円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,280円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	195,546円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	239,812円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	372,608円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	512,782円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	645,580円	

２－６－２　分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分				料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	9,148円	－
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,670円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	79,877円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	88,644円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	97,285円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	106,010円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,459円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	140,909円	－
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	175,808円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	228,158円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	280,507円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	437,554円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	603,326円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	760,374円	

２－６の２　データ伝送機能

２－６の２－１　基本料

１回線ごとに月額

区分					料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス１のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		2,533円	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		4,565円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		6,597円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		8,629円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		12,693円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		16,757円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの		28,949円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの		57,397円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの		83,813円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの		106,165円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの		126,485円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの		146,805円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの		154,933円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの		161,029円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの		171,189円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの		177,285円	
		クラス２のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	5,439円	-
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	11,108円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	7,126円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	18,870円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	13,669円	
				最低伝送速度が１Mbit/sのもの	32,647円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	20,049円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	48,721円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	26,085円	
				最低伝送速度が２Mbit/sのもの	64,794円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	31,814円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	79,729円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	36,630円	
				最低伝送速度が３Mbit/sのもの	94,643円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	40,979円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	107,283円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	44,311円	
				最低伝送速度が４Mbit/sのもの	119,902円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	47,521円	
				最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	131,382円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が１Mbit/sのもの	51,139円	
				最低伝送速度が５Mbit/sのもの	142,862円	

２－６の２　データ伝送機能

２－６の２－１　基本料

１回線ごとに月額

区分					料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス１のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		3,355円	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		5,826円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		8,297円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		10,768円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		15,710円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		20,652円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの		35,478円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの		70,072円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの		102,195円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの		129,376円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの		151,615円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの		176,325円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの		186,209円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの		193,622円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの		203,506円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの		210,919円	
		クラス２のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	7,259円	-
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	13,956円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	9,680円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,666円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	18,329円	
				最低伝送速度が１Mbit/sのもの	40,766円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	26,780円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	60,707円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	34,687円	
				最低伝送速度が２Mbit/sのもの	80,648円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	42,002円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	99,181円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	48,204円	
				最低伝送速度が３Mbit/sのもの	117,689円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	53,888円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	133,354円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	58,138円	
				最低伝送速度が４Mbit/sのもの	149,045円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	62,165円	
				最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	161,845円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が１Mbit/sのもの	66,489円	
				最低伝送速度が５Mbit/sのもの	174,670円	

２－６の２－２　加算料

１回線ごとに月額

区分					料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス１のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		789円	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,578円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,367円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,156円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		4,734円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		6,312円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの		11,046円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの		22,092円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの		32,349円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの		41,028円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの		48,918円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの		56,808円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの		59,964円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの		62,331円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの		66,276円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの		68,643円	
		クラス２のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,917円	－
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,119円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,572円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,133円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,113円	
				最低伝送速度が１Mbit/sのもの	12,482円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,590円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	18,723円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	9,934円	
				最低伝送速度が２Mbit/sのもの	24,964円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,158円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	30,763円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	14,028円	
				最低伝送速度が３Mbit/sのもの	36,554円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	15,717円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	41,462円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	17,011円	
				最低伝送速度が４Mbit/sのもの	46,362円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	18,257円	
				最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	50,819円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が１Mbit/sのもの	19,662円	
				最低伝送速度が５Mbit/sのもの	55,277円	

２－６の２－２　加算料

１回線ごとに月額

区分					料金額	備考
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス１のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		950円	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,900円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,850円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,800円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		5,700円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		7,600円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの		13,300円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの		26,600円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの		38,950円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの		49,400円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの		57,950円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの		67,450円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの		71,250円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの		74,100円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの		77,900円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの		80,750円	
		クラス２のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,451円	－
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,026円	
			上限伝送速度が１Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,382円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	8,759円	
			上限伝送速度が２Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	6,707円	
				最低伝送速度が１Mbit/sのもの	15,333円	
			上限伝送速度が３Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	9,956円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	23,000円	
			上限伝送速度が４Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	12,996円	
				最低伝送速度が２Mbit/sのもの	30,666円	
			上限伝送速度が５Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	15,808円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	37,791円	
			上限伝送速度が６Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	18,193円	
				最低伝送速度が３Mbit/sのもの	44,907円	
			上限伝送速度が７Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	20,378円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	50,930円	
			上限伝送速度が８Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	22,012円	
				最低伝送速度が４Mbit/sのもの	56,962円	
			上限伝送速度が９Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	23,560円	
				最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	61,883円	
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が１Mbit/sのもの	25,223円	
				最低伝送速度が５Mbit/sのもの	66,814円	

２－６の３～２－７　（略）

２－８　番号案内機能等

区　分		単　位	料金額	備　考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第４欄又は第５欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）、その附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下２－８において同じとします。）を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	114 円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	117 円	第４条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2　ＮＰＳ交換機利用機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、ＮＰＳ交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	１案内ごとに	18 円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア（略）	（略）	（略）	（略）
	イ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	１案内ごとに	10.82 円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	１番号ごとに	4.82 円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

２－６の３～２－７　（略）

２－８　番号案内機能等

区　分		単　位	料金額	備　考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第４欄又は第５欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）、その附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下２－８において同じとします。）を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	166 円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	170 円	第４条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)-2　ＮＰＳ交換機利用機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、ＮＰＳ交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	１案内ごとに	22 円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア（略）	（略）	（略）	（略）
	イ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	１案内ごとに	35.60 円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	１番号ごとに	6.82 円	番号情報データベース登録事業者に適用します。

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア　イ以外の場合	１番号ごとに	3.75円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ　番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	１番号ごとに	4.53円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		１番号ごとに	16円	

２－９　手動交換機能

区　分		単位	料金額	備　考
(1) 手動交換サービス接続機能	手動接続台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備を含みます。以下２－９において同じとします。）と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信（その特定中継事業者の契約約款等に規定するものに限ります。以下２－９において同じとします。）する通信の手動交換を行う機能	１通信ごとに	907円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	手動接続台及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信又は特定中継事業者から発信する通信について、着信課金の取扱いを行う機能	１通信ごとに	216円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) 削除				

(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア　イ以外の場合	１番号ごとに	6.27円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ　番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	１番号ごとに	6.77円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

２－９　削除

２－１０　公衆電話機能

２－１０－１　基本料

区　分		単位	料金額	備　考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	1.3485 円	
(2) ディジタル公衆電話発信機能	当社が設置するディジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	1.3847 円	

２－１０－２　（略）

２－１１　その他の機能

区　分			単位	料金額	備　考
(1)～(10) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能		１通信ごとに	206 円	特定中継事業者に適用します。
(12) ＤＳＬ回線管理機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア　イ以外のもの	１回線ごとに月額	55 円	
		イ　端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄ア(ｲ)①欄及びイ(ｲ)①欄に係るもの	１回線ごとに月額	69 円	
(13) ＤＳＬ回線故障対応機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		１回線ごとに月額	30 円	
(14) ＰＨＳ基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	69 円	ＰＨＳ事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線又は１波長ごとに月額	69 円	
(16) ＩＰ通信網回線管理機能	協定事業者のＩＰ通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	69 円	

２－１０　公衆電話機能

２－１０－１　基本料

区　分		単位	料金額	備　考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	1.4505 円	
(2) ディジタル公衆電話発信機能	当社が設置するディジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	1.4860 円	

２－１０－２　（略）

２－１１　その他の機能

区　分			単位	料金額	備　考
(1)～(10) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(11) 削除					
(12) ＤＳＬ回線管理機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア　イ以外のもの	１回線ごとに月額	57 円	
		イ　端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄ア(ｲ)①欄及びイ(ｲ)①欄に係るもの	１回線ごとに月額	66 円	
(13) ＤＳＬ回線故障対応機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		１回線ごとに月額	27 円	
(14) 削除					
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線又は１波長ごとに月額	66 円	
(16) ＩＰ通信網回線管理機能	協定事業者のＩＰ通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	66 円	

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２－３欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	69 円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	69 円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１光信号分岐端末回線ごとに月額	69 円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により１芯にて伝送を行う機能	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに月額	292 円	
		イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり月額	0.845 円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	69 円	

２－１２　（略）

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２－３欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	66 円	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	66 円	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１光信号分岐端末回線ごとに月額	66 円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により１芯にて伝送を行う機能	ア　通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに月額	300 円	
		イ　同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり月額	0.959 円	
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	66 円	

２－１２　（略）

２－１３　ルーティング伝送機能

区　分			単　位	料金額	備　考
(1)～(2) (略)	（略）		（略）	（略）	（略）
(3)　特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第８欄のうち特別収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～イ（略）	（略）	（略）	（略）
		ウ　ＬＡＮインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	144,263円	――
		エ　ＡＴＭインタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	147,699円	――
		オ　ＩＳＤＮ一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	3,631円	――

２－１４　網同期クロック供給機能

１事業者あたり月額

区　分		料金額	備　考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,767円	――

２－１３　ルーティング伝送機能

区　分			単　位	料金額	備　考
(1)～(2) (略)	（略）		（略）	（略）	（略）
(3)　特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第８欄のうち特別収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～イ（略）	（略）	（略）	（略）
		ウ　ＬＡＮインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	192,404円	――
		エ　ＡＴＭインタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	156,974円	――
		オ　ＩＳＤＮ一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	１ポートごとに月額	8,007円	――

２－１４　網同期クロック供給機能

１事業者あたり月額

区　分		料金額	備　考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	16,948円	――

第２　網改造料

２　料金額

２－２ 取得固定資産価額の算定に係る比率

区　分		内　容
取付費比率	交換機械設備	0.303
	電力設備	0.868
	伝送機械設備	0.250
	無線機械設備	0.082
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.077
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.083

２－３ 年額料金の算定に係る比率

区　分			内　容
設備管理運営費比率	(1)　(2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.035
		端末系交換機能	（略）
		中継系交換機能	0.046
		中継伝送機能	（略）
		通信料対応設備合計	（略）
		データ系設備合計	0.079
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.033
		端末系交換機能	0.044
		中継系交換機能	0.044
		中継伝送機能	（略）
		通信料対応設備合計	（略）
		データ系設備合計	0.077
繰延資産比率			0.0099
投資等比率			0.0016
貯蔵品比率			0.0072
他人資本比率			0.466
自己資本比率			0.534
他人資本利子率			0.0115
自己資本利益率			0.0086
有利子負債以外の負債の比率			0.067
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0102
利益対応税率			0.4728
貸倒率			（略）

第２　網改造料

２　料金額

２－２ 取得固定資産価額の算定に係る比率

区　分		内　容
取付費比率	交換機械設備	0.305
	電力設備	0.852
	伝送機械設備	0.239
	無線機械設備	0.114
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.072
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.061

２－３ 年額料金の算定に係る比率

区　分			内　容
設備管理運営費比率	(1)　(2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	（略）
		中継系交換機能	0.052
		中継伝送機能	（略）
		通信料対応設備合計	（略）
		データ系設備合計	0.082
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.031
		端末系交換機能	0.043
		中継系交換機能	0.046
		中継伝送機能	（略）
		通信料対応設備合計	（略）
		データ系設備合計	0.080
繰延資産比率			0.0091
投資等比率			0.0015
貯蔵品比率			0.0069
他人資本比率			0.460
自己資本比率			0.540
他人資本利子率			0.0103
自己資本利益率			0.0066
有利子負債以外の負債の比率			0.073
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0085
利益対応税率			0.4282
貸倒率			（略）

第２表　工事費及び手続費
　第１　工事費
　　１　適用

区　　分	内　　容
(1)～(2)　（略）	（略）
(3) 工事費の見直し	当社は、２（工事費の額）２－１第 10 欄、第 15 欄から第 21 欄まで、並びに２－２第１欄及び第３欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) ＰＨＳ基地局回線設置工事費及び通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、２（工事費の額）２－１第 11 欄及び第 13 欄の支払いについては、それぞれ電話サービス契約約款又は専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

第２表　工事費及び手続費
　第１　工事費
　　１　適用

区　　分	内　　容
(1)～(2)　（略）	（略）
(3) 工事費の見直し	当社は、２（工事費の額）２－１第 10 欄、第 15 欄から第 21 欄まで、及び２－２第１欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) 通信路設定伝送機能等設置工事費の適用	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、２（工事費の額）２－１第 13 欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

２　工事費の額

２－１　工事費

区　分		単　位	工事費の額	備　考
(1)～(9) （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(10) ＶＰＮ工事費	ア　当社の加入者交換機にＶＰＮサービス機能を登録する工事に要する費用	１回線ごとに	2,565円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ　当社の加入者交換機に登録されたＶＰＮサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるＶＰＮサービス機能を登録する工事及びＶＰＮサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	１回線ごとに	3,194円	
(11) ＰＨＳ基地局回線設置工事費	ＰＨＳ事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	１基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	ＰＨＳ事業者に適用します。
(12) ＰＨＳ基地局回線移転工事・収容替え工事費	ＰＨＳ事業者が、基地局回線を移転又は収容替えする工事に要する費用	１基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア　ＰＨＳ事業者に適用します。 イ　移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ　ＰＨＳ事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、ＰＨＳ接続装置の回線の増設を伴わない場合に限ります。

２　工事費の額

２－１　工事費

区　分		単　位	工事費の額	備　考
(1)～(9) （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(10) ＶＰＮ工事費	ア　当社の加入者交換機にＶＰＮサービス機能を登録する工事に要する費用	１回線ごとに	2,569円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ　当社の加入者交換機に登録されたＶＰＮサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるＶＰＮサービス機能を登録する工事及びＶＰＮサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	１回線ごとに	3,199円	
(11)～(12) 削除				

(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）の２－１－１－１（ＰＨＳ基地局回線機能を除きます。）に規定する機能及び２－６に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用		第５条（標準的接続箇所）表中第１欄の相互接続点（その場所がその専用回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所である場合を除きます。）ごとに専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額			―――
(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）の２－１－１－１（ＰＨＳ基地局回線機能を除きます。）及び２－６に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用		相互接続点ごとに専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額			―――
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		１回線ごとに		1,747 円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,137 円	特定中継事業者に適用します。
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	１回線ごとに		1,484 円	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	１回線ごとに		1,350 円	
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する	新設の場合	１回線ごとに	平日昼間	4,153 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,788 円	
				平日深夜	5,514 円	

(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）の２－１－１－１に規定する機能及び２－６に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用		第５条（標準的接続箇所）表中第１欄の相互接続点（その場所がその専用回線の終端に対向する装置が設置される専用サービス取扱所である場合を除きます。）ごとに専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額			―――
(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）の２－１－１－１及び２－６に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用		相互接続点ごとに専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額			―――
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用		１回線ごとに		1,749 円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,141 円	特定中継事業者に適用します。
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	１回線ごとに		1,486 円	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合	１回線ごとに		1,352 円	
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する	新設の場合	１回線ごとに	平日昼間	4,159 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,795 円	
				平日深夜	5,522 円	

	メンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用				土日祝日昼夜間	4,969円	
					土日祝日深夜	5,696円	
		廃止の場合		1回線ごとに	平日昼間	3,279円	
					平日夜間	3,781円	
					平日深夜	4,355円	
					土日祝日昼夜間	3,924円	
					土日祝日深夜	4,498円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		751円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		（略）	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに		6,870円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)（略）	（略）			（略）		（略）	（略）
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ｱ)(ｲ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,289円	
					平日深夜	1,484円	
					土日祝日昼夜間	1,337円	
					土日祝日深夜	1,533円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン	平日昼間	684円	

	メンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用				土日祝日昼夜間	4,977円	
					土日祝日深夜	5,703円	
		廃止の場合		1回線ごとに	平日昼間	3,284円	
					平日夜間	3,787円	
					平日深夜	4,360円	
					土日祝日昼夜間	3,930円	
					土日祝日深夜	4,504円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		752円	特定中継事業者に適用します。
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		（略）	特定中継事業者に適用します。
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに		6,881円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)（略）	（略）			（略）		（略）	（略）
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ｱ)(ｲ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,119円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,291円	
					平日深夜	1,486円	
					土日祝日昼夜間	1,339円	
					土日祝日深夜	1,535円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン	平日昼間	685円	

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間	789 円	
					平日深夜	908 円	
					土日祝日昼夜間	818 円	
					土日祝日深夜	938 円	
		イ（略）		（略）		（略）	（略）
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除するに要する費用	ア　ルーティング番号のみを削除する場合	(ｱ) (ｲ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118 円	―――
					平日夜間	1,289 円	
					平日深夜	1,484 円	
					土日祝日昼夜間	1,337 円	
					土日祝日深夜	1,533 円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	580 円	
					平日夜間	669 円	
					平日深夜	770 円	
					土日祝日昼夜間	694 円	
					土日祝日深夜	796 円	
		イ　ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ｱ) (ｲ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	1,252 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,443 円	
					平日深夜	1,662 円	
					土日祝日昼夜間	1,498 円	
					土日祝日深夜	1,717 円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン	平日昼間	580 円	

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間	790 円	
					平日深夜	909 円	
					土日祝日昼夜間	820 円	
					土日祝日深夜	939 円	
		イ（略）		（略）		（略）	（略）
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除するに要する費用	ア　ルーティング番号のみを削除する場合	(ｱ) (ｲ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,119 円	―――
					平日夜間	1,291 円	
					平日深夜	1,486 円	
					土日祝日昼夜間	1,339 円	
					土日祝日深夜	1,535 円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	581 円	
					平日夜間	670 円	
					平日深夜	771 円	
					土日祝日昼夜間	695 円	
					土日祝日深夜	797 円	
		イ　ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(ｱ) (ｲ) 以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間	1,254 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	1,446 円	
					平日深夜	1,665 円	
					土日祝日昼夜間	1,500 円	
					土日祝日深夜	1,719 円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン	平日昼間	581 円	

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	669円	
					平日深夜	770円	
					土日祝日昼夜間	694円	
					土日祝日深夜	796円	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア　基本額	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,235円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,577円	
					平日深夜	2,968円	
					土日祝日昼夜間	2,675円	
					土日祝日深夜	3,066円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,008円	
					平日夜間	1,162円	
					平日深夜	1,338円	
					土日祝日昼夜間	1,206円	
					土日祝日深夜	1,382円	
		イ　(略)		(略)		(略)	(略)
(27) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア　光屋内配線を新たに設置する場合		1工事ごとに	平日昼間	14,568円	
					平日夜間	16,406円	
					平日深夜	18,506円	
					土日祝日昼間	16,931円	
					土日祝日夜間	16,931円	

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間	670円	
					平日深夜	771円	
					土日祝日昼夜間	695円	
					土日祝日深夜	797円	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア　基本額	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,238円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
					平日夜間	2,581円	
					平日深夜	2,972円	
					土日祝日昼夜間	2,679円	
					土日祝日深夜	3,070円	
			(ｲ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,009円	
					平日夜間	1,164円	
					平日深夜	1,340円	
					土日祝日昼夜間	1,208円	
					土日祝日深夜	1,384円	
		イ　(略)		(略)		(略)	(略)
(27) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア　光屋内配線を新たに設置する場合		1工事ごとに	平日昼間	14,527円	
					平日夜間	16,368円	
					平日深夜	18,469円	
					土日祝日昼間	16,893円	
					土日祝日夜間	16,893円	

	ものに限ります。）に係る工事に要する費用				土日祝日深夜	19,032円		
		イ　協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合			1工事ごとに	平日昼間	10,791円	
						平日夜間	12,441円	
						平日深夜	14,329円	
						土日祝日昼間	12,913円	
						土日祝日夜間	12,913円	
						土日祝日深夜	14,800円	
		ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(ｱ) 利用者宅壁内の面に既に設置された光成端盤(光屋内配線終端をしるしてもいのり限ります。以下(ｲ)欄いじまにおいて同しとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	6,548円	
						平日夜間	6,968円	
						平日深夜	7,449円	
						土日祝日昼間	7,089円	
						土日祝日夜間	7,089円	
						土日祝日深夜	7,569円	
				②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	8,484円	
						平日夜間	9,200円	
						平日深夜	10,020円	
						土日祝日昼間	9,405円	
						土日祝日夜間	9,405円	
						土日祝日深夜	10,224円	
			(ｲ) 利用者宅壁内の面に新たに光成端盤	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線	1工事ごとに	平日昼間	7,330円	
						平日夜間	7,891円	
						平日深夜	8,531円	

	ものに限ります。）に係る工事に要する費用				土日祝日深夜	18,994円		
		イ　協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合			1工事ごとに	平日昼間	10,807円	
						平日夜間	12,461円	
						平日深夜	14,348円	
						土日祝日昼間	12,933円	
						土日祝日夜間	12,933円	
						土日祝日深夜	14,820円	
		ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(ｱ) 利用者宅壁内の面に既に設置された光成端盤(光屋内配線終端をしるしてもいのり限ります。以下(ｲ)欄いじまにおいて同しとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	6,056円	
						平日夜間	6,477円	
						平日深夜	6,958円	
						土日祝日昼間	6,598円	
						土日祝日夜間	6,598円	
						土日祝日深夜	7,078円	
				②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	7,995円	
						平日夜間	8,713円	
						平日深夜	9,532円	
						土日祝日昼間	8,918円	
						土日祝日夜間	8,918円	
						土日祝日深夜	9,737円	
			(ｲ) 利用者宅壁内の面に新たに光成端盤	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線	1工事ごとに	平日昼間	6,882円	
						平日夜間	7,443円	
						平日深夜	8,084円	

			を設置する場合	の利用に係る工事を行う場合		土日祝日昼間	8,051 円	
						土日祝日夜間	8,051 円	
						土日祝日深夜	8,692 円	
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	9,266 円	
						平日夜間	10,123 円	
						平日深夜	11,102 円	
						土日祝日昼間	10,367 円	
						土日祝日夜間	10,367 円	
						土日祝日深夜	11,347 円	
(28) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,919 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			8,141 円	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,423 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			7,835 円	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,919 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			12,208 円	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,423 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			10,382 円	
(31) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)

			を設置する場合	の利用に係る工事を行う場合		土日祝日昼間	7,603 円	
						土日祝日夜間	7,603 円	
						土日祝日深夜	8,244 円	
				② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに	平日昼間	8,820 円	
						平日夜間	9,679 円	
						平日深夜	10,658 円	
						土日祝日昼間	9,924 円	
						土日祝日夜間	9,924 円	
						土日祝日深夜	10,903 円	
(28) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,929 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			8,153 円	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,425 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			7,847 円	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			6,929 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			12,226 円	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ｱ)基本額	1工事ごとに			1,425 円	
			(ｲ)加算額	1工事ごとに			10,397 円	
(31) (略)	(略)				(略)		(略)	(略)

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1工事ごとに		8,757円	
(33)～(34)（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,333円	
			平日夜間	4,869円	
			平日深夜	5,482円	
			土日祝日昼間	5,025円	
			土日祝日夜間	5,025円	
			土日祝日深夜	5,635円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,450円	
			平日夜間	1,539円	
			平日深夜	1,641円	
			土日祝日昼間	1,564円	
			土日祝日夜間	1,564円	
			土日祝日深夜	1,666円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	917円	
			平日深夜	1,965円	
			土日祝日昼間	1,179円	
			土日祝日夜間	1,179円	
			土日祝日深夜	2,227円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1回線ごとに	平日昼間	3,212円	

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1工事ごとに		8,770円	
(33)～(34)（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,245円	
			平日夜間	4,785円	
			平日深夜	5,402円	
			土日祝日昼間	4,910円	
			土日祝日夜間	4,910円	
			土日祝日深夜	5,557円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,406円	
			平日夜間	1,489円	
			平日深夜	1,584円	
			土日祝日昼間	1,505円	
			土日祝日夜間	1,505円	
			土日祝日深夜	1,608円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	913円	
			平日深夜	1,954円	
			土日祝日昼間	1,173円	
			土日祝日夜間	1,173円	
			土日祝日深夜	2,215円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1回線ごとに	平日昼間	3,217円	

	場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用		土日祝日昼間	3,844円	

２－２　２－１以外の工事費

区　分		単　位	備　考
(1)～(2)（略）	（略）	（略）	（略）
(3) ＰＨＳ接続装置に係る収容替え工事費	ＰＨＳ事業者に係る基地局回線を遠隔装置からＰＨＳ接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をＰＨＳ接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのＰＨＳ接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	１工事ごとに	ＰＨＳ事業者に適用します。

２－３　（略）

２－４　２－３に適用する作業単金

区　分	単　位	内　容
平日昼間	一人当たり１時間ごとに	6,107円
平日夜間	一人当たり１時間ごとに	7,041円
平日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,109円
土日祝日昼夜間	一人当たり１時間ごとに	7,308円
土日祝日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,376円

	場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用		土日祝日昼間	3,850円	

２－２　２－１以外の工事費

区　分		単　位	備　考
(1)～(2)（略）	（略）	（略）	（略）
(3) 削除			

２－３　（略）

２－４　２－３に適用する作業単金

区　分	単　位	内　容
平日昼間	一人当たり１時間ごとに	6,116円
平日夜間	一人当たり１時間ごとに	7,052円
平日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,120円
土日祝日昼夜間	一人当たり１時間ごとに	7,319円
土日祝日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,387円

第２　手続費

２　手続費の額

２－１　手続費

区　分			単　位	手続費の額	備　考
(1) ＰＨＳ基地局回線設置手続費	ＰＨＳ事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用		１回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	ＰＨＳ事業者に適用します。
(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア　50音別電話帳に掲載する場合	１発行ごとに１掲載あたり	94円	―――
		イ　職業別電話帳に掲載する場合	１発行ごとに１掲載あたり	211円	―――
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		１登録ごとに１番号あたり	222円	―――
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		１件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		１件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第１項又は第２項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用		１件ごとに	15.01円	みなし契約事業者に適用します。
(9) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア　(略)	(略)	(略)	(略)
		イ　第95条の３（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であっ	１回ごとに　平日昼間	9,722円	
			１回ごとに　平日夜間	11,209円	
			１回ごとに　平日深夜	12,910円	

第２　手続費

２　手続費の額

２－１　手続費

区　分			単　位	手続費の額	備　考
(1) 削除					
(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア　50音別電話帳に掲載する場合	１発行ごとに１掲載あたり	89円	―――
		イ　職業別電話帳に掲載する場合	１発行ごとに１掲載あたり	219円	―――
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		１登録ごとに１番号あたり	229円	―――
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		１件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		１件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第１項又は第２項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続きに要する費用		１件ごとに	15.30円	みなし契約事業者に適用します。
(9) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア　(略)	(略)	(略)	(略)
		イ　第95条の３（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であっ	１回ごとに　平日昼間	9,737円	
			１回ごとに　平日夜間	11,227円	
			１回ごとに　平日深夜	12,927円	

		て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合			土日祝日昼夜間	11,634円	
					土日祝日深夜	13,335円	
		ウ　第95条の３第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	10,290円	
					平日夜間	11,864円	
					平日深夜	13,664円	
					土日祝日昼夜間	12,314円	
					土日祝日深夜	14,114円	
			(ｲ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7,768円	
					平日夜間	8,956円	
					平日深夜	10,315円	
					土日祝日昼夜間	9,296円	
					土日祝日深夜	10,654円	
		エ　第95条の３第１項第４号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに		9,667円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		1,020円	

		て、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合			土日祝日昼夜間	11,652円	
					土日祝日深夜	13,352円	
		ウ　第95条の３第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	10,305円	
					平日夜間	11,883円	
					平日深夜	13,682円	
					土日祝日昼夜間	12,333円	
					土日祝日深夜	14,132円	
			(ｲ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7,780円	
					平日夜間	8,970円	
					平日深夜	10,329円	
					土日祝日昼夜間	9,310円	
					土日祝日深夜	10,668円	
		エ　第95条の３第１項第４号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに		9,682円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		1,021円	

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第２号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	641円	
(13) （略）	（略）				（略）	（略）	（略）
(13)－２ ＤＳＬ回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				１回線ごとに	696円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第３項の規定に基づき、そのＤＳＬ回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのＤＳＬ回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				１回線ごとに	947円	申告事業者に適用します。
(13)－３ ＤＳＬ回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用				１回線ごとに	721円	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用				１変更ごとに	213円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第１項第１号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ｱ) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	6,205円	
				②当社の通信用建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	715円	
			(ｲ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	１回線ごとの１調査ごとに	812円	
		イ 同条第１項第２号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			１区間ごとに	1,631円	
		ウ 同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ｱ) 基本額		１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.02円	
			(ｲ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.01円	
(16)～(20)	（略）				（略）	（略）	（略）

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第２号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	642円	
(13) （略）	（略）				（略）	（略）	（略）
(13)－２ ＤＳＬ回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				１回線ごとに	697円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第３項の規定に基づき、そのＤＳＬ回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのＤＳＬ回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				１回線ごとに	948円	申告事業者に適用します。
(13)－３ ＤＳＬ回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用				１回線ごとに	722円	
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用				１変更ごとに	36円	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第１項第１号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ｱ) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	6,214円	
				②当社の通信用建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	716円	
			(ｲ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	１回線ごとの１調査ごとに	813円	
		イ 同条第１項第２号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			１区間ごとに	1,633円	
		ウ 同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(ｱ) 基本額		１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.03円	
			(ｲ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.01円	
(16)～(20)	（略）				（略）	（略）	（略）

（略）						
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の２（事前照会）第２項第４号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが１基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合		１通信用建物ごとの１件ごとに	9,637 円	
		イ　光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		１通信用建物ごとの１件ごとに	934 円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の２（事前照会）第２項第９号又は第34条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する事項の調査に要する費用			１区間ごとに	1,936円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の２（事前照会）第２項第８号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア　提供可能時期の調査に要する費用	(ｱ)　光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	１区間ごとに	4,183 円	
			(ｲ)　既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	１区間ごとに	12,416 円	
		イ　伝送損失の調査に要する費用		１区間ごとに	2,797 円	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	ア　接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	48,874 円	
			(ｲ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	33,955 円	

（略）						
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の２（事前照会）第２項第４号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが１基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合		１通信用建物ごとの１件ごとに	9,651 円	
		イ　光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合		１通信用建物ごとの１件ごとに	936 円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の２（事前照会）第２項第９号又は第34条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する事項の調査に要する費用			１区間ごとに	1,939円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の２（事前照会）第２項第８号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア　提供可能時期の調査に要する費用	(ｱ)　光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	１区間ごとに	4,189 円	
			(ｲ)　既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	１区間ごとに	12,434 円	
		イ　伝送損失の調査に要する費用		１区間ごとに	2,801 円	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に	ア　接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	48,946 円	
			(ｲ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	34,005 円	

	必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用		(ｳ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	20,367 円	
			(ｴ)　複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	18,211 円	
		イ　接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,568 円	
			(ｲ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,287 円	
			(ｳ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,534 円	
			(ｴ)　複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,443 円	
		ウ　接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用		１通信用建物ごとの１件ごとに	6,309 円	

	必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用		(ｳ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	20,397 円	
			(ｴ)　複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	18,238 円	
		イ　接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ｱ)　接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,581 円	
			(ｲ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか２種類以上に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	8,299 円	
			(ｳ)　接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか１種類に接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,544 円	
			(ｴ)　複数のキャビネットラックに設置された、１の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,452 円	
		ウ　接続に必要な装置等の撤	(ｱ)　(ｲ)以外の場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	6,318 円	

		エ　接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	１通信用建物ごとの１件ごとに	5,392円	
(25)　(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）第３項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア　第１号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	１通信用建物ごとに	10,409円	
		イ　第２号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	１通信用建物ごとに	18,527円	
		ウ　第３号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	１通信用建物ごとに	2,747円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア　イ以外の場合	１件ごとに	41円	
		イ　ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	１件ごとに	93円	
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア　イ以外の場合	１電気通信番号ごとの１件ごとに	750円	
		イ　当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	１電気通信番号ごとの１件ごとに	294円	

		去の結果の確認に要する費用	(ｲ)　確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	１通信用建物ごとの１件ごとに	2,856円
		エ　接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		１通信用建物ごとの１件ごとに	5,400円
(25)　(略)	(略)			(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）第３項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア　第１号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	7,840円
		イ　第２号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	1,244円
		ウ　第３号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用		１通信用建物ごとに	2,331円
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア　イ以外の場合		１件ごとに	46円
		イ　ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合		１件ごとに	99円
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア　イ以外の場合		１電気通信番号ごとの１件ごとに	751円
		イ　当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合		１電気通信番号ごとの１件ごとに	301円

(29) き線点情報調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		１通信用建物ごとに		17,457円	
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		１電柱ごとに		721円	
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項の規定により、当社がメタリック加入者線とＤＳＬサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するＤＳＬサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア　机上調査を行う場合	１電柱ごとに		1,447円	
		イ　現地調査を行う場合	１電柱ごとに		13,026円	
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		１件ごとに	平日昼間	6,797円	
				平日夜間	16,736円	
				平日深夜	27,846円	
				土日祝日昼間	8,134円	
				土日祝日夜間	17,371円	
				土日祝日深夜	28,763円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額		1,496,000円	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア　第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第１項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ)　光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに		2,241円	
		(ｲ)　光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに		2,748円	

(29) き線点情報調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第２項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		１通信用建物ごとに		17,446円	
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第３項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		１電柱ごとに		722円	
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第４項の規定により、当社がメタリック加入者線とＤＳＬサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するＤＳＬサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア　机上調査を行う場合	１電柱ごとに		1,449円	
		イ　現地調査を行う場合	１電柱ごとに		13,045円	
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		１件ごとに	平日昼間	6,807円	
				平日夜間	16,763円	
				平日深夜	27,884円	
				土日祝日昼間	8,146円	
				土日祝日夜間	17,397円	
				土日祝日深夜	28,801円	
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額		1,651,000円	
(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア　第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第１項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ)　光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに		2,245円	
		(ｲ)　光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに		2,752円	

	イ　第34条の10第２項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ)　光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,095円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(ｲ)　光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,608円	
	ウ　第34条の10第３項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ)　光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,095円	
		(ｲ)　光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,919円	
(35)　申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第１項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	1,290,659円	

２－２～２－３　（略）

	イ　第34条の10第２項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ)　光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,098円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(ｲ)　光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,612円	
	ウ　第34条の10第３項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ)　光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,098円	
		(ｲ)　光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	１区間ごとに	2,923円	
(35)　申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第１項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	1,431,473円	

２－２～２－３　（略）

第２表の２　建設請負契約に基づく負担額

１　算出式

（略）

(1)～(5)（略）

(6)　（略）

区　分	内　容
一般管理費比率	0.110

第３表　預かり保守等契約等に基づく負担額

第１　通信用建物に係る負担額

１　算出式

（略）

(1)（略）

ア（略）

①～③（略）

④　（略）

区　分	内　容
設備管理運営費比率	0.296
減価償却率	（略）

イ（略）

(2)（略）

ア～イ　（略）

ウ　（略）

区　分		内　容
取付費比率	受電設備	1.076
	発電設備	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.865
	空気調整設備	1.952
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.039
自己資本利益率		0.0341

(3)　（略）

第２表の２　建設請負契約に基づく負担額

１　算出式

（略）

(1)～(5)（略）

(6)　（略）

区　分	内　容
一般管理費比率	0.106

第３表　預かり保守等契約等に基づく負担額

第１　通信用建物に係る負担額

１　算出式

（略）

(1)（略）

ア（略）

①～③（略）

④　（略）

区　分	内　容
設備管理運営費比率	0.302
減価償却率	（略）

イ（略）

(2)（略）

ア～イ　（略）

ウ　（略）

区　分		内　容
取付費比率	受電設備	1.069
	発電設備	0.383
	電源設備及び蓄電池設備	0.854
	空気調整設備	1.927
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.032
自己資本利益率		0.0429

(3)　（略）

２．接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

２－１　（略）

２－２　料金額

１平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	973円	17,875円
	富山南	735円	15,846円
	和合	215円	13,054円
	水尻	517円	21,733円
	呉羽	870円	6,369円
	富山水橋	337円	10,404円
	富山北	664円	27,846円
	高岡	429円	21,287円
	高岡市外	359円	9,501円
	高岡立野	563円	9,736円
	戸出機械棟	471円	18,277円
	新湊機械棟	459円	19,057円
	堀岡	268円	18,140円
	魚津	412円	20,596円
	氷見	475円	10,507円
	富山滑川	575円	12,416円
	黒部別	511円	13,718円
	礪波	704円	13,992円
	小矢部	435円	10,492円
	大沢野別	404円	8,488円
	上滝	258円	10,947円
	上市	264円	9,478円
	入善	427円	5,691円
	婦中	314円	7,670円
	小杉	420円	7,269円
	太閤山	487円	5,981円
	大門	532円	17,006円
	富山平	117円	13,197円
	井波	218円	7,374円
	福野	551円	17,085円
	富山福光	523円	7,501円
	富山岩瀬２	447円	11,613円
	高岡伏木	439円	11,287円
	高岡中田	356円	13,664円
	富山柳田	618円	26,330円
	栴檀野	135円	16,398円
	富山立山	264円	18,308円
	宇奈月	146円	19,517円
	富山朝日	165円	38,218円
	越中八尾	276円	15,815円
	富山古里	550円	21,644円
	城端	401円	9,507円
	富山福岡別	590円	9,417円
	津沢	333円	22,725円
	入善南	147円	27,096円
石川県	鳴和	1,032円	22,740円
	金石	875円	12,418円
	金沢弥生	1,058円	13,203円
	入江	1,276円	16,998円
	額	1,297円	16,794円
	金沢森本	696円	12,381円
	粟ケ崎	1,403円	11,134円
	金沢３	899円	26,759円
	七尾	510円	28,819円
	徳田	312円	16,558円
	和倉	928円	8,245円
	石川小松	673円	23,304円
	符津	468円	6,829円
	中海	573円	10,122円
	輪島	373円	25,150円
	珠洲	553円	12,869円
	石川加賀	396円	13,225円
	片山津	262円	10,569円
	山代	291円	18,131円
	羽咋	549円	19,053円
	邑知	300円	7,800円
	松任	530円	14,708円
	山中	1,065円	9,607円
	根上別	467円	15,911円
	寺井２	529円	13,063円
	辰口	669円	8,065円
	鶴来	1,091円	9,690円
	金沢西	1,015円	11,767円

２．接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料

２－１　（略）

２－２　料金額

１平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	917円	17,852円
	富山南	669円	20,185円
	和合	175円	9,973円
	水尻	456円	23,421円
	呉羽	766円	4,650円
	富山水橋	314円	9,397円
	富山北	569円	24,184円
	高岡	393円	20,537円
	高岡市外	327円	11,833円
	高岡立野	479円	7,085円
	戸出機械棟	410円	18,668円
	新湊機械棟	394円	16,137円
	堀岡	227円	15,015円
	魚津	346円	16,044円
	氷見	398円	8,050円
	富山滑川	457円	12,851円
	黒部別	463円	11,882円
	礪波	635円	11,981円
	小矢部	390円	9,976円
	大沢野別	352円	6,204円
	上滝	201円	7,643円
	上市	226円	7,799円
	入善	405円	5,538円
	婦中	309円	12,313円
	小杉	417円	8,605円
	太閤山	442円	3,938円
	大門	489円	15,043円
	富山平	78円	12,461円
	井波	209円	5,791円
	福野	432円	12,963円
	富山福光	444円	6,823円
	富山岩瀬２	412円	9,115円
	高岡伏木	381円	10,224円
	高岡中田	307円	11,031円
	富山柳田	539円	21,756円
	栴檀野	122円	13,395円
	富山立山	228円	14,473円
	宇奈月	127円	16,512円
	富山朝日	134円	34,260円
	越中八尾	253円	16,487円
	富山古里	464円	18,297円
	城端	336円	7,116円
	富山福岡別	453円	5,569円
	津沢	243円	20,319円
	入善南	26円	23,033円
石川県	鳴和	913円	22,789円
	金石	804円	10,913円
	金沢弥生	905円	13,001円
	入江	1,104円	14,208円
	額	1,091円	13,666円
	金沢森本	622円	19,675円
	粟ケ崎	1,236円	8,746円
	金沢３	927円	28,366円
	七尾	405円	27,804円
	徳田	253円	13,639円
	和倉	774円	11,319円
	石川小松	575円	21,475円
	符津	428円	14,189円
	中海	502円	8,232円
	輪島	261円	22,807円
	珠洲	250円	10,223円
	石川加賀	339円	10,569円
	片山津	218円	8,567円
	山代	266円	19,114円
	羽咋	457円	16,260円
	邑知	276円	15,950円
	松任	464円	14,460円
	山中	916円	7,873円
	根上別	403円	13,925円
	寺井２	448円	11,569円
	辰口	609円	5,045円
	鶴来	923円	18,125円
	金沢西	883円	18,791円

	野々市	751円	11,378円
	津幡	554円	7,883円
	石川河北	901円	16,352円
	志雄	184円	18,525円
	押水	184円	15,442円
	田鶴浜	375円	19,241円
	鳥屋	371円	19,043円
	石川中島	234円	20,166円
	石川鹿島	290円	18,366円
	能都	661円	9,302円
	犀川	504円	21,840円
	粟津	222円	19,588円
	美川	488円	13,367円
	七塚木津	214円	16,203円
	内灘	601円	24,266円
	石川	302円	14,181円
	石川高松別	254円	5,369円
	富来	205円	24,726円
	穴水	380円	14,442円
	羽咋志賀別	324円	13,161円
	宝立	184円	12,530円
	久江	239円	12,721円
	鹿西	398円	23,349円
	門前	47円	24,133円
	柳田	286円	17,346円
	石川内浦	151円	19,762円
	能都小木	288円	10,992円
	金沢２	899円	42,281円
	町野	489円	12,870円
	鹿島能登島	138円	26,907円
福井県	福井２	647円	17,890円
	福井南	851円	12,489円
	麻生津	711円	10,032円
	敦賀	790円	17,652円
	武生局舎２	336円	10,543円
	福井小浜２	775円	13,117円
	東小浜	482円	28,568円
	福井大野	351円	9,215円
	福井勝山	390円	17,506円
	鯖江	522円	16,366円
	鯖江西	260円	32,270円
	福井松岡別	636円	7,327円
	福井三国	432円	9,890円
	芦原	233円	9,501円
	丸岡	504円	7,710円
	春江別	530円	10,924円
	山東	653円	61,753円
	上中	421円	19,944円
	福井高浜別	812円	13,144円
	福井東別	874円	14,231円
	福井森田	509円	5,401円
	西安居	287円	29,662円
	福井坂井	197円	12,103円
	福井朝日別	334円	16,039円
	福井清水	215円	18,273円
	福井	647円	31,884円
	足羽別	383円	9,437円
	河和田	253円	15,132円
	永平寺	462円	20,090円
	金津別	356円	10,115円
	今立別	463円	8,626円
	福井三方別	180円	14,569円
	美浜	308円	17,504円
	大飯	677円	18,962円
	今庄	459円	21,611円
	福井河合	255円	4,227円
	福井鷲	308円	12,100円
	五分市	580円	18,854円
	上志比	285円	26,536円
	福井池田	504円	23,253円
	南条	832円	24,746円
	福井宮崎	172円	28,229円
	名田庄	205円	19,696円
	越前	1,135円	14,032円
	荒土	281円	21,540円
	細呂木	120円	17,814円
	織田	357円	25,819円
岐阜県	岐阜	828円	58,780円
	岐阜本荘	843円	16,342円
	長良	1,116円	25,628円
	長森	1,093円	27,898円

	野々市	720円	8,805円
	津幡	480円	13,403円
	石川河北	778円	18,043円
	志雄	144円	15,404円
	押水	125円	13,725円
	田鶴浜	301円	15,759円
	鳥屋	326円	15,801円
	石川中島	212円	16,165円
	石川鹿島	243円	15,561円
	能都	498円	25,826円
	犀川	392円	17,712円
	粟津	220円	15,613円
	美川	417円	10,359円
	七塚木津	198円	13,111円
	内灘	525円	20,707円
	石川	260円	11,825円
	石川高松別	205円	10,395円
	富来	139円	20,652円
	穴水	331円	45,164円
	羽咋志賀別	224円	10,391円
	宝立	118円	10,808円
	久江	201円	11,422円
	鹿西	318円	16,498円
	門前	38円	20,013円
	柳田	218円	12,716円
	石川内浦	136円	16,524円
	能都小木	202円	8,033円
	金沢２	927円	38,750円
	町野	293円	9,292円
	鹿島能登島	377円	22,812円
福井県	福井２	564円	15,926円
	福井南	798円	11,143円
	麻生津	554円	9,253円
	敦賀	702円	14,877円
	武生局舎２	312円	9,061円
	福井小浜２	681円	14,511円
	東小浜	372円	29,929円
	福井大野	280円	9,924円
	福井勝山	304円	11,130円
	鯖江	448円	13,202円
	鯖江西	210円	26,477円
	福井松岡別	534円	4,645円
	福井三国	336円	7,663円
	芦原	163円	7,480円
	丸岡	415円	14,960円
	春江別	417円	8,817円
	山東	437円	58,509円
	上中	346円	16,319円
	福井高浜別	702円	10,923円
	福井東別	785円	11,460円
	福井森田	417円	8,453円
	西安居	129円	26,369円
	福井坂井	164円	9,092円
	福井朝日別	258円	16,000円
	福井清水	183円	18,688円
	福井	564円	32,207円
	足羽別	347円	6,988円
	河和田	194円	11,636円
	永平寺	396円	17,301円
	金津別	289円	10,841円
	今立別	409円	7,805円
	福井三方別	162円	16,981円
	美浜	190円	27,068円
	大飯	605円	30,311円
	今庄	412円	18,291円
	福井河合	229円	3,222円
	福井鷲	258円	15,646円
	五分市	504円	15,714円
	上志比	250円	21,531円
	福井池田	363円	18,786円
	南条	562円	19,906円
	福井宮崎	140円	23,648円
	名田庄	163円	15,817円
	越前	881円	11,574円
	荒土	220円	23,376円
	細呂木	97円	19,873円
	織田	191円	21,873円
岐阜県	岐阜	782円	42,167円
	岐阜本荘	757円	15,174円
	長良	1,012円	23,878円
	長森	1,039円	22,737円

岐阜加納	1,511円	22,698円
黒野	732円	13,698円
芥見	448円	17,158円
大垣南	908円	14,586円
大垣西	549円	20,879円
大垣丸ノ内南	536円	11,768円
高山第二	2,002円	13,965円
東濃Ｂ	428円	20,962円
岐阜根本	718円	14,796円
岐阜関	616円	8,648円
小金田	430円	15,373円
岐阜中津川	499円	15,240円
瑞浪	348円	11,756円
岐阜羽島	668円	13,494円
恵那	598円	28,400円
恵那Ｂ	598円	13,951円
武並	324円	16,978円
中濃	737円	22,127円
土岐	540円	14,576円
各務原	560円	23,335円
鵜沼	797円	8,501円
可児	549円	23,614円
笠松	691円	8,204円
佐波	539円	22,183円
養老	462円	16,854円
垂井	289円	14,804円
揖斐川	157円	10,905円
岐阜北方	918円	11,559円
穂積	1,043円	15,519円
高富	691円	11,448円
郡上八幡	710円	17,106円
美濃白川	261円	11,293円
下呂	621円	18,949円
荘川	51円	17,209円
飛騨古川	793円	7,009円
岐阜神岡	365円	19,637円
一宮川島	474円	8,611円
岐阜厳美	342円	12,214円
岐阜赤坂	528円	7,048円
美濃坂本	265円	14,473円
第一落合	321円	35,421円
美濃	444円	9,210円
羽島南	449円	15,166円
下石	275円	9,204円
新駄知	371円	15,726円
美濃平田	495円	77,237円
養老東	284円	23,087円
岐阜神戸	525円	20,439円
輪之内	303円	86,096円
美濃池田	419円	7,933円
岐阜川辺	335円	15,127円
御嵩	297円	15,341円
笠原	344円	7,422円
陶	238円	5,882円
久々利	222円	14,887円
春里	341円	12,814円
海津	406円	79,562円
南濃	393円	13,226円
岐阜石津	404円	23,911円
揖斐大野	169円	13,989円
本巣	201円	11,855円
武芸川	292円	12,178円
岐阜大和	633円	11,726円
富加	352円	11,687円
八百津	313円	11,506円
美濃坂下	159円	14,729円
付知	266円	10,614円
美濃福岡	306円	12,468円
岩村	372円	5,416円
山岡	335円	15,955円
明智	688円	16,782円
岐阜萩原	1,113円	6,302円
飛騨国府	65円	11,221円
美濃加茂北	101円	19,037円
前宮	403円	8,278円
関ケ原	365円	34,036円
岐阜白鳥	626円	29,599円
飛騨細江	271円	42,847円
岐阜粟野	566円	7,262円
美濃牧谷	119円	37,577円
釜戸	200円	18,531円

岐阜加納	1,473円	21,046円
黒野	614円	18,707円
芥見	380円	14,196円
大垣南	818円	13,768円
大垣西	448円	17,555円
大垣丸ノ内南	494円	11,103円
高山第二	1,880円	12,795円
東濃Ｂ	407円	20,377円
岐阜根本	688円	31,962円
岐阜関	560円	13,035円
小金田	363円	13,916円
岐阜中津川	413円	15,616円
瑞浪	320円	10,056円
岐阜羽島	593円	16,595円
恵那	543円	24,544円
恵那Ｂ	543円	11,290円
武並	276円	15,089円
中濃	790円	19,135円
土岐	523円	15,698円
各務原	522円	30,218円
鵜沼	778円	8,084円
可児	485円	22,176円
笠松	652円	8,669円
佐波	472円	21,129円
養老	369円	13,982円
垂井	246円	13,808円
揖斐川	140円	10,205円
岐阜北方	914円	9,552円
穂積	999円	15,005円
高富	610円	9,380円
郡上八幡	658円	13,736円
美濃白川	245円	11,224円
下呂	498円	16,927円
荘川	40円	13,511円
飛騨古川	634円	7,384円
岐阜神岡	265円	17,960円
一宮川島	551円	6,425円
岐阜厳美	306円	16,354円
岐阜赤坂	500円	7,630円
美濃坂本	249円	12,318円
第一落合	251円	30,488円
美濃	404円	8,191円
羽島南	361円	12,208円
下石	252円	8,945円
新駄知	267円	11,457円
美濃平田	434円	64,219円
養老東	264円	19,495円
岐阜神戸	488円	20,188円
輪之内	272円	74,790円
美濃池田	314円	5,528円
岐阜川辺	300円	16,986円
御嵩	266円	14,889円
笠原	308円	5,476円
陶	190円	5,406円
久々利	197円	11,033円
春里	281円	9,919円
海津	365円	67,371円
南濃	339円	13,021円
岐阜石津	340円	20,969円
揖斐大野	158円	11,087円
本巣	131円	29,641円
武芸川	243円	16,759円
岐阜大和	576円	11,932円
富加	311円	11,354円
八百津	267円	11,571円
美濃坂下	148円	13,537円
付知	238円	9,199円
美濃福岡	267円	12,620円
岩村	353円	4,284円
山岡	289円	14,806円
明智	590円	13,897円
岐阜萩原	952円	3,967円
飛騨国府	125円	8,106円
美濃加茂北	76円	16,370円
前宮	381円	22,470円
関ケ原	315円	30,974円
岐阜白鳥	547円	27,700円
飛騨細江	170円	35,908円
岐阜粟野	485円	5,279円
美濃牧谷	88円	31,950円
釜戸	176円	17,241円

	鶴里	144円	11,041円
	上石津	203円	12,861円
	名森	389円	84,232円
	墨俣	576円	11,531円
	岐阜美山	407円	9,634円
	谷合	286円	16,363円
	武儀	391円	18,931円
	高鷲	94円	8,606円
	美並	380円	17,423円
	七宗	485円	14,525円
	東白川	212円	17,236円
	加子母	245円	18,696円
	蛭川	272円	14,840円
	上矢作	188円	18,491円
	飛騨小坂	490円	9,400円
	飛騨竹原	356円	16,129円
	岐阜金山	820円	17,532円
	町方	549円	15,734円
	久々野	420円	12,868円
	奥飛騨温泉	741円	20,954円
	根尾	194円	21,988円
	蘇原	242円	18,086円
	巣南	225円	14,697円
	岐阜黒川	261円	16,015円
	飛騨河合	171円	23,611円
静岡県	用宗	1,183円	12,493円
	静岡長沼	1,953円	10,693円
	城北	2,598円	27,405円
	静岡八幡	2,327円	22,088円
	静岡大谷	558円	14,875円
	静岡電々	6,406円	25,918円
	浜松	1,120円	28,298円
	積志	594円	14,765円
	浜松住吉	1,287円	12,226円
	三方原	1,018円	7,454円
	神久呂	501円	9,171円
	中野町	632円	8,544円
	白羽	448円	7,771円
	芳川	615円	12,234円
	都田	578円	29,660円
	向宿別	770円	22,872円
	増楽	925円	8,352円
	下香貫	1,110円	11,138円
	沼津高島	1,520円	11,806円
	沼津原	1,070円	30,507円
	江ノ浦	689円	17,567円
	沼津第二	1,778円	18,300円
	沼津北	1,994円	35,773円
	静岡清水	863円	25,178円
	有度	911円	14,402円
	江尻	1,704円	11,268円
	三保	810円	8,377円
	南熱海	552円	8,131円
	第二熱海	1,104円	17,981円
	三島中郷	1,042円	9,633円
	北田町	1,980円	11,323円
	富士宮	629円	12,086円
	伊東	507円	18,662円
	静岡伊東２	507円	12,556円
	八幡野	635円	15,449円
	静岡島田	1,608円	11,731円
	富士	633円	13,818円
	平垣	620円	11,093円
	富士鈴川	642円	4,414円
	富士岡	790円	9,290円
	鷹岡	502円	8,785円
	磐田	879円	26,927円
	焼津	664円	10,332円
	大富	719円	15,879円
	掛川	528円	29,570円
	伊達方	228円	16,877円
	藤枝	1,013円	17,194円
	兵太夫	987円	7,630円
	御殿場	946円	17,515円
	玉穂	619円	10,562円
	袋井	1,154円	11,397円
	天竜	669円	8,868円
	浜北	625円	13,979円
	伊東下田	765円	19,094円
	裾野	1,240円	10,544円
	湖西	908円	15,756円

	鶴里	123円	9,958円
	上石津	176円	11,082円
	名森	337円	112,309円
	墨俣	478円	11,613円
	岐阜美山	352円	9,040円
	谷合	224円	25,981円
	武儀	324円	18,268円
	高鷲	78円	12,300円
	美並	331円	15,841円
	七宗	388円	11,290円
	東白川	157円	13,997円
	加子母	206円	21,795円
	蛭川	238円	11,690円
	上矢作	145円	14,754円
	飛騨小坂	427円	30,846円
	飛騨竹原	284円	13,539円
	岐阜金山	734円	16,464円
	町方	413円	23,351円
	久々野	360円	11,306円
	奥飛騨温泉	344円	16,806円
	根尾	170円	19,234円
	蘇原	207円	19,104円
	巣南	266円	17,454円
	岐阜黒川	219円	17,939円
	飛騨河合	131円	19,653円
静岡県	用宗	1,148円	10,616円
	静岡長沼	1,885円	6,446円
	城北	2,543円	24,652円
	静岡八幡	2,407円	19,495円
	静岡大谷	477円	12,182円
	静岡電々	5,937円	32,871円
	浜松	1,077円	25,392円
	積志	576円	15,033円
	浜松住吉	1,261円	10,571円
	三方原	984円	6,323円
	神久呂	463円	6,953円
	中野町	649円	6,802円
	白羽	424円	6,770円
	芳川	593円	10,318円
	都田	551円	45,494円
	向宿別	760円	16,471円
	増楽	881円	10,600円
	下香貫	941円	9,425円
	沼津高島	1,509円	10,235円
	沼津原	1,168円	27,445円
	江ノ浦	546円	13,039円
	沼津第二	1,539円	16,672円
	沼津北	1,805円	34,173円
	静岡清水	778円	23,251円
	有度	795円	12,736円
	江尻	1,649円	9,453円
	三保	603円	14,942円
	南熱海	502円	7,090円
	第二熱海	996円	16,394円
	三島中郷	1,015円	19,748円
	北田町	1,913円	10,562円
	富士宮	430円	13,163円
	伊東	478円	23,232円
	静岡伊東２	478円	16,908円
	八幡野	536円	12,562円
	静岡島田	1,016円	11,690円
	富士	931円	13,212円
	平垣	563円	10,574円
	富士鈴川	535円	3,567円
	富士岡	657円	6,475円
	鷹岡	469円	6,421円
	磐田	846円	18,913円
	焼津	527円	7,597円
	大富	688円	14,980円
	掛川	497円	31,777円
	伊達方	216円	13,385円
	藤枝	1,008円	15,006円
	兵太夫	985円	5,509円
	御殿場	929円	15,037円
	玉穂	572円	9,462円
	袋井	1,103円	11,287円
	天竜	624円	6,733円
	浜北	597円	12,915円
	伊東下田	666円	14,596円
	裾野	1,223円	9,657円
	湖西	888円	13,206円

河津	645円	17,422円
南伊豆	256円	21,155円
仁科	1,429円	8,492円
伊豆長岡	1,120円	13,710円
修善寺大仁	857円	19,773円
新函南	1,194円	23,598円
中土狩	1,657円	9,071円
大井川	473円	23,468円
榛原	491円	15,038円
吉田町	532円	10,629円
浜岡	354円	22,790円
掛川菊川	820円	18,884円
引佐	643円	11,009円
静岡美和	549円	9,729円
服織	1,162円	47,108円
静岡沼津	1,659円	25,062円
富士大渕	471円	12,111円
湯ケ島	897円	13,226円
青羽根	1,365円	19,805円
静岡岡部	941円	11,323円
静岡金谷	443円	10,703円
舞阪	612円	13,552円
新居	632円	13,778円
細江	494円	10,021円
伊左地	500円	10,556円
舘山寺	436円	18,443円
静岡興津	1,186円	6,843円
小島	1,258円	25,739円
上野北山	339円	21,549円
川奈	665円	19,168円
宇佐美	822円	15,568円
富戸	877円	20,790円
初倉	558円	15,626円
富士見台	682円	15,018円
大藤	504円	20,703円
原谷	423円	11,693円
葉梨	584円	18,524円
御殿場神山	696円	13,042円
静岡山梨	604円	12,208円
中瀬	627円	11,652円
宮口	671円	7,143円
沼津御宿	851円	18,015円
新所原	1,005円	9,824円
熱川	328円	15,870円
稲取	464円	26,176円
丹那	310円	13,575円
韮山	1,302円	20,949円
大仁	2,297円	9,164円
中伊豆	287円	14,130円
須走	389円	13,914円
静岡小山	729円	8,565円
芝川	405円	8,889円
御前崎	308円	19,792円
相良	459円	12,281円
地頭方	229円	18,781円
小笠	397円	13,695円
森町	495円	5,474円
浅羽	403円	18,943円
静岡福田	315円	5,814円
竜洋	393円	24,890円
賤機	774円	16,179円
静岡水落	2,181円	24,930円
伊豆山	833円	23,611円
猪之頭	225円	17,961円
上井出	215円	14,133円
箕作	755円	15,574円
入出	259円	12,225円
白須賀	240円	19,164円
伊東松崎	1,595円	20,698円
西伊豆	952円	11,244円
伊豆賀茂	494円	56,631円
静岡戸田	208円	15,987円
土肥	301円	7,853円
富士川	732円	8,212円
富士松野	268円	12,261円
蒲原	1,149円	10,527円
由比	889円	10,332円
静岡川根	898円	21,295円
大須賀	1,067円	18,155円
静岡豊岡	483円	35,424円
三ケ日	675円	16,564円

河津	582円	14,251円
南伊豆	223円	22,361円
仁科	1,230円	6,800円
伊豆長岡	1,117円	23,590円
修善寺大仁	722円	16,661円
新函南	1,209円	19,719円
中土狩	1,675円	8,281円
大井川	436円	20,385円
榛原	377円	11,824円
吉田町	528円	10,272円
浜岡	325円	22,118円
掛川菊川	764円	16,740円
引佐	612円	24,224円
静岡美和	508円	22,517円
服織	1,153円	43,437円
静岡沼津	1,467円	21,386円
富士大渕	411円	9,181円
湯ケ島	753円	10,882円
青羽根	1,172円	15,819円
静岡岡部	875円	20,944円
静岡金谷	272円	8,865円
舞阪	505円	11,061円
新居	606円	26,297円
細江	432円	7,071円
伊左地	449円	10,118円
舘山寺	401円	16,514円
静岡興津	1,119円	5,059円
小島	1,043円	16,783円
上野北山	301円	20,046円
川奈	623円	18,563円
宇佐美	803円	11,687円
富戸	796円	19,587円
初倉	445円	13,234円
富士見台	593円	11,853円
大藤	461円	18,603円
原谷	388円	10,733円
葉梨	437円	12,919円
御殿場神山	654円	10,544円
静岡山梨	648円	9,878円
中瀬	603円	10,719円
宮口	626円	6,056円
沼津御宿	822円	17,626円
新所原	1,024円	9,130円
熱川	235円	15,147円
稲取	403円	24,045円
丹那	275円	11,618円
韮山	1,204円	16,883円
大仁	2,175円	8,648円
中伊豆	268円	38,671円
須走	336円	13,414円
静岡小山	680円	6,887円
芝川	223円	23,347円
御前崎	265円	15,908円
相良	378円	11,164円
地頭方	98円	14,630円
小笠	370円	12,728円
森町	477円	4,151円
浅羽	309円	24,682円
静岡福田	205円	4,582円
竜洋	334円	24,555円
賤機	731円	19,397円
静岡水落	2,206円	20,549円
伊豆山	715円	19,989円
猪之頭	162円	13,672円
上井出	181円	26,033円
箕作	657円	13,381円
入出	242円	10,206円
白須賀	219円	16,203円
伊東松崎	1,330円	17,549円
西伊豆	1,274円	9,645円
伊豆賀茂	405円	55,179円
静岡戸田	170円	21,775円
土肥	257円	7,119円
富士川	607円	6,234円
富士松野	213円	11,567円
蒲原	945円	7,697円
由比	837円	9,032円
静岡川根	690円	18,082円
大須賀	865円	17,093円
静岡豊岡	440円	23,515円
三ケ日	580円	13,833円

	都筑	535円	19,182円
	宮口２	671円	17,681円
	掛川城東	208円	21,623円
	韮山高原	130円	13,646円
	用沢	454円	17,250円
	中川根	537円	11,441円
	千頭	426円	11,806円
	掛川大東	257円	21,158円
	気多	318円	12,984円
	天竜佐久間	503円	11,652円
	静岡西浦	524円	18,902円
	南崎	299円	8,439円
	天竜春野	264円	20,903円
愛知県	千種覚王山	2,365円	29,413円
	名古屋東山	1,787円	18,355円
	千種第二	2,049円	14,838円
	名古屋新東	3,389円	101,629円
	布池	3,079円	17,308円
	矢田	1,947円	15,621円
	大曽根	1,520円	25,887円
	味鋺	1,430円	11,999円
	名古屋山田	1,132円	19,534円
	浄心	1,635円	14,890円
	笹島	2,294円	47,072円
	則武	2,049円	19,059円
	名古屋中村	2,151円	25,810円
	稲葉地	2,167円	17,691円
	名古屋中	1,293円	58,361円
	名古屋金山	2,326円	45,600円
	新広小路	2,930円	63,779円
	滝子	1,959円	18,303円
	瑞穂通	1,745円	26,518円
	八事	3,217円	17,839円
	名古屋中川	1,226円	11,520円
	下之一色	1,308円	13,953円
	名古屋港	1,037円	29,761円
	稲永	974円	9,075円
	道徳	1,748円	11,489円
	笠寺	1,105円	12,335円
	大同	1,461円	12,838円
	名古屋守山	975円	15,093円
	名古屋緑	1,282円	25,185円
	平手	2,236円	15,837円
	鳴子第二	2,211円	17,884円
	名東	1,418円	22,339円
	猪子石	2,001円	20,094円
	猪高	2,335円	32,934円
	天白	2,256円	26,878円
	豊橋岩田	1,259円	9,686円
	豊橋花田	1,538円	19,739円
	豊橋南栄	1,200円	17,781円
	豊橋二川	1,057円	7,459円
	老津	688円	6,120円
	植田	691円	8,307円
	札木	579円	17,457円
	岡崎	536円	21,259円
	羽根	1,949円	14,033円
	矢作	491円	11,357円
	藤川	888円	4,327円
	岩津	1,223円	14,663円
	尾張一宮	751円	16,463円
	一宮神山	1,569円	8,594円
	一宮羽根	618円	14,072円
	一宮萩原	536円	15,025円
	浅井	553円	11,145円
	瀬戸陶栄	472円	9,818円
	愛知半田	753円	19,372円
	春日井	941円	17,416円
	勝川	1,555円	17,925円
	高蔵寺分室	616円	19,354円
	高蔵寺	1,646円	12,190円
	春日井坂下	727円	6,859円
	愛知豊川	1,051円	10,489円
	御油	1,030円	7,636円
	津島藤浪	1,191円	13,611円
	碧南２	796円	12,553円
	刈谷	807円	18,675円
	刈谷境	867円	16,754円
	愛知豊田	893円	20,712円
	豊田高上	1,856円	13,446円
	豊田寿	883円	11,373円

	都筑	461円	18,512円
	宮口２	626円	13,966円
	掛川城東	184円	19,728円
	韮山高原	102円	10,345円
	用沢	420円	11,791円
	中川根	491円	10,127円
	千頭	304円	11,176円
	掛川大東	229円	18,065円
	気多	272円	12,988円
	天竜佐久間	377円	9,605円
	静岡西浦	366円	14,940円
	南崎	243円	7,342円
	天竜春野	253円	19,551円
愛知県	千種覚王山	2,470円	26,601円
	名古屋東山	1,722円	14,670円
	千種第二	1,934円	12,175円
	名古屋新東	3,443円	93,332円
	布池	3,077円	22,572円
	矢田	1,977円	12,541円
	大曽根	1,427円	23,542円
	味鋺	1,350円	12,855円
	名古屋山田	1,096円	20,130円
	浄心	1,599円	13,104円
	笹島	2,466円	44,752円
	則武	2,206円	17,323円
	名古屋中村	2,225円	21,836円
	稲葉地	2,128円	15,459円
	名古屋中	1,296円	56,434円
	名古屋金山	3,052円	40,351円
	新広小路	2,741円	57,890円
	滝子	2,023円	15,592円
	瑞穂通	1,812円	26,234円
	八事	3,318円	18,746円
	名古屋中川	1,182円	10,022円
	下之一色	1,229円	26,611円
	名古屋港	1,007円	29,506円
	稲永	913円	10,130円
	道徳	1,711円	10,166円
	笠寺	1,070円	13,221円
	大同	1,380円	13,232円
	名古屋守山	923円	15,642円
	名古屋緑	1,203円	21,978円
	平手	2,351円	18,761円
	鳴子第二	2,238円	14,671円
	名東	1,638円	21,337円
	猪子石	1,946円	19,656円
	猪高	2,374円	29,007円
	天白	2,306円	24,427円
	豊橋岩田	1,193円	11,667円
	豊橋花田	1,332円	19,650円
	豊橋南栄	1,193円	15,670円
	豊橋二川	1,009円	8,025円
	老津	666円	5,562円
	植田	668円	5,770円
	札木	559円	15,097円
	岡崎	771円	31,749円
	羽根	1,922円	20,926円
	矢作	570円	8,568円
	藤川	875円	4,094円
	岩津	1,230円	13,968円
	尾張一宮	935円	22,329円
	一宮神山	1,509円	6,606円
	一宮羽根	592円	19,617円
	一宮萩原	494円	13,209円
	浅井	535円	9,609円
	瀬戸陶栄	422円	7,824円
	愛知半田	705円	15,899円
	春日井	893円	14,191円
	勝川	1,535円	17,722円
	高蔵寺分室	585円	20,879円
	高蔵寺	1,411円	11,133円
	春日井坂下	678円	23,358円
	愛知豊川	1,029円	9,691円
	御油	1,019円	4,784円
	津島藤浪	1,087円	11,237円
	碧南２	791円	10,559円
	刈谷	784円	17,163円
	刈谷境	870円	13,788円
	愛知豊田	903円	17,742円
	豊田高上	1,834円	11,849円
	豊田寿	838円	11,587円

猿投２	1,020円	7,289円
豊田高岡	896円	14,470円
豊田上郷	728円	12,809円
刈谷安城２	694円	14,436円
今村	3,651円	7,094円
西尾寄住	1,780円	10,288円
蒲郡２	1,238円	5,944円
犬山Ｂ	652円	12,821円
犬山羽黒	744円	6,156円
常滑	852円	11,814円
一宮江南２	1,230円	6,518円
江南宮田	649円	7,468円
尾西	972円	9,884円
小牧機械棟	649円	28,187円
篠岡	546円	11,937円
小牧桜井	749円	45,143円
稲沢	1,839円	21,753円
豊橋新城	887円	13,244円
上野町	1,045円	8,541円
尾張横須賀Ｂ	652円	24,050円
大府	1,411円	7,922円
知多	734円	7,634円
知立２	1,682円	15,592円
尾張旭	1,082円	11,901円
愛知高浜	935円	6,649円
岩倉	1,449円	6,388円
豊明	840円	11,987円
東阿野	1,131円	14,991円
名古屋東郷	1,086円	8,681円
名古屋日進	687円	14,796円
長久手Ｂ	1,184円	19,457円
豊山	1,278円	42,642円
西春Ｂ	1,693円	8,683円
新川清洲	1,159円	19,536円
江南大口	894円	16,522円
扶桑	886円	5,360円
木曽川Ｂ	600円	10,161円
祖父江	638円	14,118円
海部	661円	12,847円
蟹江Ｂ	1,110円	15,021円
津島弥富	814円	8,875円
阿久比	586円	8,649円
東浦	799円	10,411円
幸田	1,218円	19,204円
三好	1,589円	7,403円
設楽	113円	12,203円
愛知御津	579円	6,681円
愛知田原２	1,108円	26,591円
渥美	354円	7,495円
広小路	2,930円	24,846円
名古屋万場	892円	16,045円
志段味	780円	12,348円
名古屋大森	1,770円	24,510円
河合	567円	12,247円
矢合	578円	10,313円
平和	565円	18,291円
寺沢	728円	14,266円
豊橋石巻	456円	15,704円
常盤	589円	16,046円
六ツ美	1,091円	50,727円
品野	1,721円	12,332円
水野	497円	18,329円
板山	828円	16,842円
亀崎	885円	8,412円
松平	552円	17,416円
保見	610円	4,951円
豊田駒場	752円	17,388円
刈谷桜井	1,554円	15,693円
刈谷明治	722円	20,528円
平坂	925円	17,230円
室場	586円	12,410円
三河大塚	866円	15,196円
形原	817円	6,057円
小鈴谷	406円	19,296円
尾張大野	900円	10,804円
大海	467円	8,731円
新城富岡	236円	14,803円
加木屋	1,343円	8,897円
永和	781円	10,836円
武豊	916円	8,732円
一色２	585円	11,852円

猿投２	1,088円	10,332円
豊田高岡	912円	11,465円
豊田上郷	736円	9,801円
刈谷安城２	803円	26,772円
今村	2,686円	6,035円
西尾寄住	1,762円	8,126円
蒲郡２	1,191円	4,571円
犬山Ｂ	649円	10,891円
犬山羽黒	732円	12,148円
常滑	707円	11,527円
一宮江南２	1,229円	5,749円
江南宮田	619円	5,380円
尾西	950円	13,325円
小牧機械棟	637円	26,168円
篠岡	527円	15,944円
小牧桜井	697円	39,435円
稲沢	1,746円	21,609円
豊橋新城	788円	11,667円
上野町	998円	21,736円
尾張横須賀Ｂ	622円	15,642円
大府	1,366円	6,732円
知多	693円	4,680円
知立２	1,514円	12,129円
尾張旭	1,051円	9,350円
愛知高浜	924円	5,433円
岩倉	1,466円	12,106円
豊明	810円	10,323円
東阿野	1,124円	11,976円
名古屋東郷	1,091円	6,458円
名古屋日進	682円	16,172円
長久手Ｂ	1,198円	15,979円
豊山	1,196円	38,671円
西春Ｂ	1,662円	19,344円
新川清洲	1,216円	25,813円
江南大口	885円	15,282円
扶桑	945円	4,629円
木曽川Ｂ	467円	8,179円
祖父江	613円	12,351円
海部	634円	20,241円
蟹江Ｂ	1,091円	13,835円
津島弥富	745円	6,528円
阿久比	550円	7,219円
東浦	782円	9,990円
幸田	1,168円	16,445円
三好	1,744円	6,376円
設楽	96円	10,497円
愛知御津	551円	5,655円
愛知田原２	1,057円	29,166円
渥美	629円	6,678円
広小路	2,741円	22,965円
名古屋万場	875円	12,648円
志段味	768円	9,760円
名古屋大森	1,755円	19,378円
河合	549円	9,512円
矢合	553円	16,223円
平和	545円	19,019円
寺沢	697円	11,652円
豊橋石巻	426円	13,253円
常盤	563円	11,278円
六ツ美	1,071円	43,523円
品野	1,647円	19,282円
水野	466円	18,915円
板山	778円	21,355円
亀崎	799円	7,091円
松平	625円	16,862円
保見	583円	3,586円
豊田駒場	734円	15,085円
刈谷桜井	1,509円	15,933円
刈谷明治	725円	20,586円
平坂	866円	14,724円
室場	567円	9,062円
三河大塚	800円	10,864円
形原	765円	4,859円
小鈴谷	313円	16,224円
尾張大野	847円	9,566円
大海	383円	62,266円
新城富岡	242円	13,041円
加木屋	1,297円	5,716円
永和	775円	9,435円
武豊	735円	7,358円
一色２	500円	10,298円

	上横須賀	654円	18,114円
	三好ケ丘	1,143円	22,003円
	豊田藤岡	574円	10,921円
	三河一宮	1,739円	18,621円
	小坂井	873円	6,223円
	東海栄東西	5,513円	26,990円
	豊橋	579円	29,711円
	南海部	467円	9,460円
	木場	609円	18,342円
	鍋田	311円	16,901円
	八開	299円	19,222円
	南知多	498円	9,647円
	師崎	343円	13,375円
	愛知豊浜	540円	10,101円
	愛知美浜	320円	9,905円
	野間	756円	28,991円
	吉良	593円	10,571円
	幡豆	2,607円	14,247円
	豊富	318円	15,691円
	下山	90円	11,873円
	鳳来大野	1,207円	6,670円
	愛知野田	265円	10,984円
	赤羽根	269円	20,580円
	伊良湖岬	214円	18,758円
	刈谷安城	694円	19,366円
	尾張横須賀	652円	24,173円
	篠島	1,248円	10,957円
	日間賀	550円	33,354円
	小原	107円	14,524円
	小渡	476円	15,814円
	東栄	460円	8,641円
	稲武	393円	11,445円
	鳳来	441円	10,472円
	菊井	1,570円	23,765円
	足助	900円	13,292円
三重県	片田	236円	7,610円
	高茶屋	717円	43,070円
	一身田	521円	11,576円
	津丸之内第４	461円	25,613円
	四日市Ｂ	531円	14,414円
	三ツ谷Ｂ	621円	9,023円
	四日市富田	789円	11,165円
	四日市水沢	310円	19,677円
	塩浜	606円	17,820円
	室山	569円	9,038円
	伊勢志摩２	583円	22,121円
	伊勢大湊	496円	10,903円
	松阪港	654円	24,685円
	松阪南	329円	17,722円
	松阪新座	497円	6,255円
	桑名	468円	19,600円
	七和	713円	9,628円
	伊賀上野	615円	28,321円
	鈴鹿Ｂ館	845円	33,357円
	鈴鹿白子	446円	21,932円
	庄野	510円	7,900円
	名張	529円	13,725円
	尾鷲	923円	29,833円
	三重亀山	232円	8,791円
	鳥羽	332円	11,253円
	鳥羽第２	332円	23,740円
	熊野第二	1,029円	9,689円
	久居	476円	15,008円
	員弁	345円	21,340円
	菰野	561円	6,974円
	三重関	236円	20,674円
	伊勢大淀	236円	14,323円
	大台	281円	15,252円
	阿児	563円	20,195円
	津丸之内第３	461円	19,335円
	小山田	303円	16,254円
	県	305円	11,276円
	保々	292円	30,008円
	下野	550円	11,512円
	伊勢豊浜	230円	16,823円
	伊勢南	287円	21,366円
	天名	244円	10,141円
	伊勢若松	477円	15,873円
	東員	207円	30,022円
	河芸	387円	18,870円
	多気	165円	23,238円

	上横須賀	845円	28,220円
	三好ケ丘	1,094円	18,607円
	豊田藤岡	542円	7,838円
	三河一宮	1,580円	12,939円
	小坂井	794円	5,257円
	東海栄東西	5,411円	26,026円
	豊橋	559円	27,434円
	南海部	457円	8,379円
	木場	576円	14,878円
	鍋田	344円	27,590円
	八開	397円	20,984円
	南知多	402円	12,410円
	師崎	305円	11,958円
	愛知豊浜	407円	8,663円
	愛知美浜	250円	7,421円
	野間	656円	20,682円
	吉良	690円	8,708円
	幡豆	1,955円	48,418円
	豊富	288円	13,687円
	下山	78円	10,358円
	鳳来大野	870円	5,987円
	愛知野田	241円	9,567円
	赤羽根	209円	17,350円
	伊良湖岬	174円	17,325円
	刈谷安城	803円	19,063円
	尾張横須賀	622円	20,960円
	篠島	911円	7,115円
	日間賀	401円	25,898円
	小原	100円	10,614円
	小渡	434円	9,359円
	東栄	415円	7,088円
	稲武	406円	9,972円
	鳳来	350円	16,635円
	菊井	1,526円	21,384円
	足助	967円	10,711円
三重県	片田	209円	6,690円
	高茶屋	622円	37,399円
	一身田	530円	8,493円
	津丸之内第４	436円	32,875円
	四日市Ｂ	509円	16,308円
	三ツ谷Ｂ	622円	6,806円
	四日市富田	679円	8,902円
	四日市水沢	281円	22,559円
	塩浜	557円	15,868円
	室山	531円	7,221円
	伊勢志摩２	507円	18,623円
	伊勢大湊	444円	17,917円
	松阪港	559円	16,190円
	松阪南	268円	16,634円
	松阪新座	440円	7,846円
	桑名	428円	17,823円
	七和	673円	7,552円
	伊賀上野	523円	23,703円
	鈴鹿Ｂ館	714円	28,916円
	鈴鹿白子	406円	17,454円
	庄野	494円	7,129円
	名張	446円	15,167円
	尾鷲	775円	26,117円
	三重亀山	213円	7,307円
	鳥羽	268円	9,110円
	鳥羽第２	268円	18,678円
	熊野第二	820円	9,395円
	久居	448円	13,040円
	員弁	324円	18,699円
	菰野	532円	5,581円
	三重関	213円	17,829円
	伊勢大淀	209円	19,451円
	大台	225円	13,566円
	阿児	520円	18,469円
	津丸之内第３	436円	15,741円
	小山田	282円	14,819円
	県	282円	9,149円
	保々	268円	26,951円
	下野	520円	12,699円
	伊勢豊浜	199円	14,896円
	伊勢南	239円	18,357円
	天名	206円	13,670円
	伊勢若松	429円	17,126円
	東員	193円	26,347円
	河芸	337円	17,638円
	多気	143円	28,213円

	高野尾	111円	20,750円
	櫛田	431円	12,869円
	伊勢寺	411円	14,925円
	松阪東黒部	296円	25,580円
	松阪大石	123円	19,673円
	桑名深谷	442円	14,120円
	三重上野南	150円	65,552円
	石薬師	231円	15,958円
	三重長沢	191円	25,182円
	比奈知	356円	38,567円
	桔梗ケ丘第一	624円	22,720円
	賀田	249円	26,396円
	北輪内	558円	17,148円
	野登	112円	26,464円
	三重長岡	122円	35,080円
	答志島	349円	16,123円
	榊原	85円	16,999円
	多度	183円	17,063円
	伊勢長島	677円	15,256円
	北勢	412円	7,789円
	大安	138円	12,346円
	朝明	167円	35,431円
	四日市楠	582円	12,168円
	四日市朝日	438円	12,925円
	椋本	223円	13,281円
	安濃	238円	20,095円
	一志	170円	10,894円
	三重白山	82円	55,653円
	三重嬉野	194円	12,546円
	三雲	312円	10,943円
	明和	348円	9,612円
	伊勢玉城	443円	13,049円
	伊勢二見	441円	17,814円
	内城田	619円	16,779円
	伊賀	175円	9,716円
	伊賀平田	205円	59,048円
	三重青山	342円	11,740円
	大王	360円	7,423円
	三重志摩	399円	23,203円
	甲賀	560円	12,042円
	紀伊長島	589円	11,445円
	三重御浜	422円	11,632円
	大安東	263円	14,458円
	三重藤原	301円	16,095円
	三重美里	316円	23,764円
	香良洲	349円	11,358円
	飯南	385円	16,872円
	栃原	290円	14,068円
	勢和	410円	19,663円
	三重荻原	319円	18,572円
	宿田曽	487円	25,809円
	五ケ所	354円	22,682円
	南海	280円	11,149円
	島ケ原	119円	20,044円
	浜島	365円	32,626円
	安乗	436円	25,613円
	三重磯部	288円	20,163円
	三重九鬼	218円	29,762円
	三重飛鳥	363円	18,087円
	新鹿	227円	17,162円
	二木島	432円	33,942円
	美杉	276円	16,529円
	三重奥津	253円	19,839円
	飯高	387円	14,648円
	伊勢志摩3	583円	31,170円
	菅島	843円	42,718円
	飯高川俣	206円	20,222円
	阿山	96円	17,856円
	矢口桂城	477円	30,755円
	紀宝鵜殿	899円	16,204円
	入鹿	166円	16,288円
	海山	1,011円	19,206円
滋賀県	滋賀大津	1,021円	45,374円
	堅田２	891円	21,937円
	滋賀瀬田	1,270円	25,498円
	石山	584円	13,935円
	大津坂本２	963円	10,178円
	におの浜	1,640円	37,779円
	彦根３	636円	36,987円
	河瀬	359円	13,487円
	稲枝	372円	8,146円

	高野尾	100円	21,656円
	櫛田	349円	10,931円
	伊勢寺	363円	13,481円
	松阪東黒部	254円	22,350円
	松阪大石	102円	16,650円
	桑名深谷	403円	18,051円
	三重上野南	135円	56,452円
	石薬師	210円	18,342円
	三重長沢	163円	22,084円
	比奈知	270円	34,400円
	桔梗ケ丘第一	560円	19,930円
	賀田	180円	24,185円
	北輪内	420円	14,398円
	野登	94円	21,714円
	三重長岡	91円	24,435円
	答志島	236円	15,975円
	榊原	78円	15,211円
	多度	168円	15,927円
	伊勢長島	615円	12,503円
	北勢	357円	6,420円
	大安	124円	22,555円
	朝明	144円	23,020円
	四日市楠	522円	10,850円
	四日市朝日	399円	17,438円
	椋本	155円	10,991円
	安濃	205円	18,621円
	一志	157円	12,137円
	三重白山	75円	33,184円
	三重嬉野	173円	11,055円
	三雲	253円	9,785円
	明和	314円	5,962円
	伊勢玉城	395円	10,459円
	伊勢二見	360円	15,309円
	内城田	550円	15,441円
	伊賀	154円	9,063円
	伊賀平田	173円	51,175円
	三重青山	265円	29,402円
	大王	281円	24,623円
	三重志摩	316円	22,371円
	甲賀	493円	18,374円
	紀伊長島	489円	14,529円
	三重御浜	308円	10,893円
	大安東	254円	12,971円
	三重藤原	256円	14,449円
	三重美里	281円	21,451円
	香良洲	323円	10,168円
	飯南	327円	27,963円
	栃原	273円	18,050円
	勢和	338円	17,438円
	三重荻原	247円	20,861円
	宿田曽	406円	21,862円
	五ケ所	280円	19,011円
	南海	231円	7,959円
	島ケ原	104円	16,771円
	浜島	316円	23,713円
	安乗	379円	16,591円
	三重磯部	263円	16,744円
	三重九鬼	150円	25,773円
	三重飛鳥	261円	15,453円
	新鹿	152円	14,510円
	二木島	278円	36,619円
	美杉	221円	14,573円
	三重奥津	195円	23,404円
	飯高	302円	12,876円
	伊勢志摩3	507円	27,266円
	菅島	584円	79,568円
	飯高川俣	140円	23,847円
	阿山	90円	17,808円
	矢口桂城	320円	25,778円
	紀宝鵜殿	647円	13,227円
	入鹿	115円	14,424円
	海山	920円	16,608円
滋賀県	滋賀大津	883円	41,247円
	堅田２	921円	19,633円
	滋賀瀬田	1,306円	27,896円
	石山	559円	12,624円
	大津坂本２	885円	9,010円
	におの浜	1,402円	33,474円
	彦根３	547円	30,986円
	河瀬	339円	12,315円
	稲枝	329円	6,198円

	滋賀長浜	513円	26,304円
	近江八幡	642円	27,837円
	六枚橋別館	961円	16,835円
	八日市	831円	18,504円
	草津	704円	24,781円
	常盤	335円	14,758円
	近江守山	537円	28,092円
	守山北	1,059円	23,362円
	栗東	633円	34,864円
	野洲２	935円	29,342円
	甲西	624円	14,185円
	水口	342円	18,329円
	滋賀甲賀	478円	13,221円
	信楽	272円	38,633円
	安土	407円	8,066円
	近江日野	287円	27,749円
	滋賀鵜川	367円	29,774円
	五個荘	574円	14,365円
	能登川	1,015円	25,486円
	湖東	92円	11,137円
	秦荘	155円	15,136円
	愛知川	182円	19,311円
	滋賀多賀	923円	18,412円
	滋賀山東	68円	33,843円
	米原	835円	11,337円
	虎姫	210円	41,046円
	滋賀湖北	314円	13,462円
	びわ	321円	21,209円
	近江高月	158円	25,346円
	木之本	207円	33,942円
	今津	228円	20,966円
	安曇川	555円	29,548円
	高島	424円	13,774円
	新旭	242円	29,118円
	関ノ津	156円	26,298円
	滋賀志賀	228円	18,817円
	和迩	168円	12,678円
	金勝	629円	7,456円
	中主	699円	21,025円
	石部	250円	7,236円
	下田	529円	14,971円
	菩提寺	664円	20,103円
	近江甲南	327円	10,815円
	滋賀蒲生	95円	2,945円
	竜王	75円	14,540円
	豊郷	206円	24,565円
	甲良	160円	11,148円
	醒ケ井	251円	22,209円
	滋賀浅井	361円	24,855円
	比叡平	449円	10,368円
	小松	292円	95,453円
	長浜局舎２	428円	43,325円
	土山	293円	27,685円
	滋賀大野	148円	20,828円
	雲井	158円	16,964円
	柏原別館	202円	22,091円
	朝日	209円	7,548円
	中之郷	328円	25,208円
	マキノ沢	265円	19,302円
	船木	284円	29,313円
	愛東	200円	11,774円
	マキノ	260円	29,102円
	途中	232円	17,667円
	上田上別館	321円	56,768円
	滋賀伊吹	132円	13,485円
	近江大浦	60円	27,260円
京都府	紫野	3,343円	18,141円
	京都北野	9,654円	12,245円
	西陣別館	3,898円	37,844円
	賀茂	2,939円	18,606円
	京都吉田	3,650円	38,741円
	壬生別館	3,891円	14,970円
	京都	11,245円	32,755円
	祇園	2,186円	28,604円
	七条	1,989円	32,854円
	京都南	2,364円	32,368円
	嵯峨２	2,554円	13,462円
	朱雀	2,454円	24,345円
	深草	2,401円	12,819円
	京都醍醐	2,263円	15,560円
	伏見	3,141円	28,420円

	滋賀長浜	475円	22,947円
	近江八幡	572円	22,985円
	六枚橋別館	889円	16,034円
	八日市	781円	24,135円
	草津	708円	35,751円
	常盤	320円	11,187円
	近江守山	526円	23,213円
	守山北	1,007円	20,943円
	栗東	603円	30,054円
	野洲２	964円	24,467円
	甲西	612円	27,009円
	水口	317円	16,770円
	滋賀甲賀	430円	13,207円
	信楽	232円	29,659円
	安土	560円	7,486円
	近江日野	281円	22,502円
	滋賀鵜川	340円	24,962円
	五個荘	461円	13,054円
	能登川	861円	21,348円
	湖東	71円	8,668円
	秦荘	129円	12,458円
	愛知川	158円	16,739円
	滋賀多賀	839円	13,992円
	滋賀山東	61円	28,277円
	米原	781円	11,702円
	虎姫	186円	42,671円
	滋賀湖北	237円	12,985円
	びわ	318円	17,722円
	近江高月	167円	18,016円
	木之本	191円	28,487円
	今津	254円	16,442円
	安曇川	535円	24,094円
	高島	397円	10,463円
	新旭	221円	24,913円
	関ノ津	149円	25,943円
	滋賀志賀	202円	16,827円
	和迩	154円	7,438円
	金勝	613円	6,271円
	中主	707円	21,712円
	石部	233円	6,011円
	下田	509円	18,941円
	菩提寺	577円	19,714円
	近江甲南	299円	13,575円
	滋賀蒲生	75円	9,470円
	竜王	69円	27,576円
	豊郷	211円	19,876円
	甲良	149円	9,837円
	醒ケ井	276円	29,218円
	滋賀浅井	333円	21,097円
	比叡平	379円	15,120円
	小松	260円	83,295円
	長浜局舎２	441円	41,870円
	土山	260円	23,458円
	滋賀大野	132円	18,960円
	雲井	137円	21,982円
	柏原別館	185円	18,513円
	朝日	182円	5,740円
	中之郷	292円	19,689円
	マキノ沢	218円	15,430円
	船木	264円	23,477円
	愛東	165円	9,092円
	マキノ	237円	18,228円
	途中	200円	14,792円
	上田上別館	285円	51,030円
	滋賀伊吹	122円	9,227円
	近江大浦	52円	25,262円
京都府	紫野	3,180円	15,799円
	京都北野	9,570円	9,815円
	西陣別館	4,191円	32,238円
	賀茂	3,019円	15,439円
	京都吉田	3,458円	39,349円
	壬生別館	4,110円	11,741円
	京都	12,095円	29,282円
	七条	1,985円	31,088円
	京都南	2,484円	31,788円
	嵯峨２	2,583円	11,359円
	朱雀	2,521円	23,122円
	深草	2,279円	11,859円
	京都醍醐	2,012円	11,897円
	伏見	2,998円	24,861円

	淀	1,296円	15,262円
	山科	1,750円	22,124円
	京都桂	3,195円	30,123円
	大原野	1,397円	16,736円
	前田	751円	11,644円
	福知山	1,703円	32,099円
	京都舞鶴	1,128円	18,137円
	舞鶴西	518円	25,365円
	綾部	1,127円	25,151円
	宇治２	1,509円	18,517円
	京都新田	2,057円	20,400円
	宮津	411円	21,650円
	亀岡	1,624円	18,518円
	城陽	1,051円	16,944円
	京都西山	5,623円	20,402円
	長岡京	3,068円	42,618円
	京都八幡	1,006円	16,503円
	山城田辺	1,239円	26,002円
	精華２	1,003円	19,510円
	園部	1,205円	17,816円
	岩滝	320円	9,212円
	加悦谷	149円	13,712円
	峰山	220円	21,879円
	丹後大宮	133円	22,718円
	網野	448円	27,261円
	鞍馬	1,208円	24,303円
	木幡	1,490円	16,534円
	山城木津	1,286円	20,323円
	福知山上川口	393円	15,446円
	宮前	263円	19,812円
	井手	528円	23,174円
	山城町	669円	17,701円
	山城加茂	858円	23,633円
	京都八木	1,209円	18,701円
	丹波町	335円	22,696円
	京都弥栄	435円	31,131円
	京都吉田別館	3,650円	25,660円
	山城大原	175円	45,689円
	祇園別館	1,926円	20,203円
	八田	118円	20,527円
	三和	206円	13,488円
	朱雀・桂２	3,195円	17,676円
	何北	87円	19,379円
	天ノ橋立	278円	29,311円
	和束	129円	19,645円
	京北	709円	6,696円
	京都美山	502円	21,937円
	京都下山	320円	15,141円
	京都日吉	400円	14,518円
	瑞穂	237円	13,768円
	和知	327円	24,386円
	夜久野	99円	18,746円
	丹後木津	541円	32,648円
	丹後町	464円	28,792円
	神野	350円	30,594円
	久美浜	750円	27,791円
	舞鶴八雲２	113円	203,288円
	宇治田原	471円	18,567円
	舞鶴岡田	194円	20,663円
	京都大江	379円	22,282円
	平野	218円	24,745円
	伊根	122円	43,330円
大阪府	都島	2,490円	31,021円
	此花	1,660円	27,499円
	大阪新町新	2,390円	26,914円
	西	2,953円	20,223円
	大阪港	1,813円	36,161円
	大阪大正別館	1,797円	19,198円
	天王寺	2,312円	14,585円
	大阪桜川	1,508円	37,549円
	日本橋北館	2,038円	20,155円
	西淀川	1,669円	19,138円
	東淀川	3,083円	46,762円
	東成	3,443円	18,734円
	生野	1,642円	23,285円
	巽	1,670円	21,693円
	大阪旭	2,783円	20,551円
	大阪城東	2,244円	22,528円
	鴫野	2,728円	19,708円
	桑津	2,323円	17,744円
	阿倍野	3,397円	19,912円

	淀	1,209円	11,925円
	山科	1,687円	18,145円
	京都桂	3,288円	25,466円
	大原野	1,347円	13,549円
	前田	699円	9,263円
	福知山	1,330円	33,644円
	京都舞鶴	935円	15,515円
	舞鶴西	449円	24,590円
	綾部	923円	22,359円
	宇治２	1,449円	18,692円
	京都新田	1,744円	15,499円
	宮津	340円	24,475円
	亀岡	1,530円	16,422円
	城陽	1,037円	12,615円
	京都西山	5,354円	16,208円
	長岡京	2,697円	37,384円
	京都八幡	958円	12,362円
	山城田辺	1,114円	21,939円
	精華２	993円	15,492円
	園部	1,119円	23,799円
	岩滝	270円	6,041円
	加悦谷	132円	16,039円
	峰山	208円	19,430円
	丹後大宮	120円	17,912円
	網野	365円	18,407円
	鞍馬	1,086円	20,056円
	木幡	1,401円	21,248円
	山城木津	1,184円	16,626円
	福知山上川口	352円	13,713円
	宮前	232円	15,239円
	井手	517円	22,834円
	山城町	610円	14,061円
	山城加茂	814円	19,679円
	京都八木	1,008円	15,666円
	丹波町	285円	20,098円
	京都弥栄	413円	26,775円
	京都吉田別館	3,458円	21,984円
	山城大原	151円	38,780円
	祇園別館	2,226円	15,418円
	八田	91円	22,509円
	三和	179円	15,548円
	朱雀・桂２	3,288円	15,996円
	何北	63円	17,859円
	天ノ橋立	265円	25,007円
	和束	118円	26,175円
	京北	533円	7,615円
	京都美山	442円	18,398円
	京都下山	255円	12,602円
	京都日吉	338円	12,128円
	瑞穂	200円	10,938円
	和知	272円	28,754円
	夜久野	89円	16,108円
	丹後木津	507円	26,676円
	丹後町	383円	18,654円
	神野	307円	25,852円
	久美浜	618円	25,291円
	舞鶴八雲２	107円	182,068円
	宇治田原	445円	25,993円
	舞鶴岡田	174円	20,497円
	京都大江	354円	19,476円
	平野	204円	22,704円
	伊根	100円	41,090円
大阪府	都島	2,619円	36,606円
	此花	1,625円	31,156円
	大阪新町新	2,414円	22,772円
	西	2,745円	19,360円
	大阪港	1,728円	32,999円
	大阪大正別館	1,711円	15,627円
	天王寺	2,327円	11,869円
	大阪桜川	1,425円	36,083円
	日本橋北館	2,083円	16,629円
	西淀川	1,550円	14,003円
	東淀川	2,962円	53,292円
	東成	3,357円	13,359円
	生野	1,533円	24,468円
	巽	1,612円	18,986円
	大阪旭	2,659円	17,846円
	大阪城東	2,097円	20,083円
	鴫野	2,598円	19,950円
	桑津	2,320円	15,209円
	阿倍野	3,492円	25,109円

長居	3,841円	31,455円
大阪住吉	2,600円	18,373円
天下茶屋	1,959円	11,222円
大阪淀川３	1,792円	54,375円
大阪三国	1,946円	20,878円
大阪鶴見	4,299円	15,828円
住之江	2,841円	20,697円
南港	1,421円	29,753円
大阪平野	2,999円	25,980円
北平野	2,264円	10,258円
大阪北	2,622円	31,366円
北	2,691円	30,066円
堀川	3,466円	31,096円
豊崎	4,140円	27,185円
高津	2,394円	23,964円
大阪東	2,299円	35,155円
大阪中央ビル	3,894円	50,357円
堺	1,842円	26,776円
大阪石津	1,782円	20,365円
金岡	2,239円	16,070円
鳳	1,801円	31,956円
浜寺	1,977円	12,732円
登美丘	4,873円	13,146円
泉北	1,585円	18,534円
深井	1,688円	14,975円
初芝	1,840円	6,100円
南大阪２	1,351円	14,217円
東岸和田	2,913円	25,981円
山直	854円	4,540円
豊中	3,357円	28,720円
服部	3,233円	17,189円
庄内	3,092円	17,255円
池田石橋	2,738円	14,122円
池田別館	3,010円	18,584円
西吹田	2,696円	19,501円
吹田	1,715円	11,952円
千里	2,699円	18,924円
万国博	2,604円	10,361円
泉大津	1,624円	15,441円
高槻	1,987円	34,930円
南高槻	2,143円	19,522円
茨木富田	1,311円	16,697円
安岡寺	2,163円	24,300円
上牧	1,801円	28,603円
水間	648円	7,306円
大阪守口	1,713円	35,835円
枚方	1,975円	33,611円
牧野	3,294円	14,495円
中宮	1,925円	17,470円
香里丘	1,603円	20,956円
津田	1,791円	22,785円
香里	4,192円	11,397円
茨木	1,841円	51,161円
星見	2,597円	26,392円
郡	2,088円	8,122円
平田	2,263円	27,781円
八尾	2,612円	12,383円
志紀	2,321円	23,733円
千塚	1,565円	13,640円
泉佐野	905円	22,508円
大阪田尻	592円	30,924円
日根野２	678円	21,115円
富田林	783円	29,185円
金剛	3,440円	8,185円
佐備	1,930円	25,925円
寝屋川	1,426円	22,597円
池田	2,384円	22,111円
河内長野	1,959円	16,951円
三日市町	1,317円	14,825円
大阪松原	2,273円	26,571円
大阪大東	2,647円	23,961円
大阪和泉	1,393円	17,876円
三林	1,175円	7,294円
箕面	3,678円	21,379円
白島	2,104円	15,967円
柏原	1,611円	13,745円
柏原国分	1,360円	19,591円
羽曳野	1,334円	12,322円
門真	2,080円	13,103円
大和田	1,352円	11,666円
摂津	2,038円	14,503円

長居	3,797円	27,320円
大阪住吉	2,441円	14,251円
天下茶屋	1,788円	9,593円
大阪淀川３	1,685円	46,357円
大阪三国	1,898円	17,677円
大阪鶴見	4,022円	16,051円
住之江	2,650円	25,860円
南港	1,300円	24,815円
大阪平野	2,881円	21,269円
北平野	2,043円	9,030円
大阪北	2,521円	27,794円
北	2,638円	26,974円
堀川	3,622円	25,626円
豊崎	4,070円	22,841円
高津	2,379円	23,941円
大阪東	2,187円	29,516円
大阪中央ビル	3,902円	45,521円
堺	1,519円	21,827円
大阪石津	1,531円	22,929円
金岡	2,196円	13,029円
鳳	1,402円	27,744円
浜寺	1,844円	10,393円
登美丘	4,566円	13,554円
泉北	1,376円	22,712円
深井	1,548円	21,707円
初芝	1,728円	10,235円
南大阪２	1,291円	11,547円
東岸和田	2,450円	22,092円
山直	804円	3,969円
豊中	3,191円	25,756円
服部	3,028円	13,931円
庄内	2,928円	18,673円
池田石橋	2,604円	34,847円
池田別館	3,086円	16,227円
西吹田	2,729円	16,548円
吹田	1,648円	10,173円
千里	2,608円	15,572円
万国博	2,445円	10,284円
泉大津	1,539円	21,307円
高槻	1,982円	33,513円
南高槻	1,955円	17,003円
茨木富田	1,175円	12,495円
安岡寺	1,884円	20,837円
上牧	1,676円	23,772円
水間	607円	9,265円
大阪守口	1,619円	32,302円
枚方	2,090円	29,623円
牧野	3,104円	12,617円
中宮	1,726円	14,791円
香里丘	1,602円	22,307円
津田	1,775円	18,524円
香里	3,950円	19,946円
茨木	1,802円	49,695円
星見	2,402円	22,316円
郡	1,818円	5,948円
平田	2,176円	23,331円
八尾	2,423円	9,777円
志紀	2,126円	16,849円
千塚	1,360円	28,604円
泉佐野	864円	27,523円
大阪田尻	541円	27,836円
日根野２	618円	16,758円
富田林	733円	26,409円
金剛	3,402円	5,972円
佐備	1,398円	22,070円
寝屋川	1,285円	21,215円
池田	2,154円	18,149円
河内長野	1,662円	21,275円
三日市町	1,022円	10,966円
大阪松原	2,115円	38,433円
大阪大東	2,546円	20,351円
大阪和泉	1,317円	17,429円
三林	1,120円	6,525円
箕面	3,464円	20,952円
白島	1,911円	13,183円
柏原	1,459円	13,988円
柏原国分	1,256円	15,865円
羽曳野	1,160円	19,504円
門真	2,039円	10,799円
大和田	1,338円	10,913円
摂津	1,908円	11,344円

	淀川鳥飼	1,587円	19,991円
	高砂	709円	17,731円
	藤井寺	1,704円	14,496円
	東大阪	2,695円	26,661円
	北布施	2,504円	15,865円
	大阪河内	2,130円	19,390円
	枚岡	2,633円	19,457円
	鴻池	1,849円	11,094円
	泉南	809円	7,533円
	四条畷	2,694円	13,535円
	交野	2,060円	19,057円
	大阪狭山	1,542円	9,979円
	大阪尾崎	687円	26,834円
	山崎	1,917円	13,582円
	熊取	761円	16,538円
	大阪岬	618円	3,327円
	太子別館	792円	4,661円
	美原	1,046円	10,219円
	土佐堀	3,452円	27,799円
	北浜ＲＴ	4,486円	14,043円
	島之内南	3,131円	74,956円
	西面	1,803円	17,866円
	大岩	419円	11,671円
	寝屋川高宮	2,254円	35,947円
	大阪内田	876円	6,465円
	箱作	517円	20,855円
	豊中吉川	2,035円	30,498円
	河南	272円	6,064円
	内畑	208円	15,009円
	大阪横山	196円	23,998円
	多奈川	312円	19,779円
	赤阪	363円	30,538円
	茨木２	1,841円	15,910円
	茨木３	1,841円	18,475円
	田尻別館	592円	26,610円
	東能勢	460円	50,547円
	野間中	215円	34,049円
	能勢	283円	23,163円
	淡輪	475円	22,776円
兵庫県	兵庫御影	3,853円	37,189円
	御影営業所	3,853円	38,718円
	東灘	2,439円	16,277円
	灘２	2,981円	6,424円
	湊川	2,124円	23,965円
	兵庫	1,834円	18,689円
	神戸西	1,355円	27,079円
	須磨	2,451円	16,262円
	妙法寺	2,543円	12,765円
	名谷	1,948円	18,782円
	舞子	1,767円	11,474円
	福田	2,029円	16,774円
	塩屋	2,081円	10,940円
	鈴蘭台	1,022円	20,759円
	有馬	1,435円	17,274円
	有馬温泉	738円	12,392円
	山田２	620円	20,972円
	北神別館	941円	70,035円
	神戸港	2,833円	96,891円
	葺合	1,701円	17,418円
	港島	2,056円	36,428円
	兵庫三宮	3,514円	20,135円
	神戸中電	2,701円	24,511円
	岩岡	1,771円	8,531円
	神出	161円	8,339円
	栃谷	159円	28,449円
	押部谷	199円	7,740円
	伊川谷	1,342円	19,259円
	姫路	982円	20,390円
	姫路西	1,513円	28,695円
	飾磨	837円	22,181円
	広畑	728円	13,864円
	網干	995円	13,135円
	姫路白浜	1,087円	13,222円
	御着	722円	5,637円
	飾西	1,020円	16,138円
	太市	810円	11,133円
	兵庫姫路	1,044円	13,547円
	尼崎	1,749円	40,529円
	尼崎西	2,224円	18,333円
	尼崎東	2,368円	16,628円
	尼崎北	3,146円	16,388円

	淀川鳥飼	1,408円	16,977円
	高砂	599円	13,851円
	藤井寺	1,463円	18,533円
	東大阪	2,503円	22,817円
	北布施	2,325円	18,964円
	大阪河内	1,918円	14,535円
	枚岡	2,294円	14,618円
	鴻池	1,630円	12,543円
	泉南	756円	5,540円
	四条畷	2,293円	12,371円
	交野	1,896円	16,059円
	大阪狭山	1,523円	12,052円
	大阪尾崎	650円	23,767円
	山崎	1,576円	12,575円
	熊取	736円	14,017円
	大阪岬	555円	10,606円
	太子別館	641円	5,415円
	美原	904円	8,403円
	土佐堀	3,649円	22,537円
	北浜ＲＴ	4,299円	13,166円
	島之内南	2,853円	76,756円
	西面	1,039円	17,825円
	大岩	398円	9,658円
	寝屋川高宮	1,965円	31,918円
	大阪内田	851円	5,741円
	箱作	514円	18,820円
	豊中吉川	1,398円	27,801円
	河南	218円	3,863円
	内畑	186円	13,159円
	大阪横山	170円	18,890円
	多奈川	303円	18,019円
	赤阪	306円	27,071円
	茨木２	1,802円	13,698円
	茨木３	1,802円	14,298円
	田尻別館	541円	23,942円
	東能勢	409円	44,483円
	野間中	182円	32,287円
	能勢	233円	18,859円
	淡輪	472円	20,645円
兵庫県	兵庫御影	3,984円	36,441円
	御影営業所	3,984円	33,515円
	東灘	2,347円	13,590円
	灘２	3,269円	6,486円
	湊川	2,029円	16,539円
	兵庫	1,728円	17,424円
	神戸西	1,677円	23,245円
	須磨	2,538円	10,347円
	妙法寺	2,247円	9,482円
	名谷	1,645円	15,315円
	舞子	1,504円	11,326円
	福田	1,760円	14,317円
	塩屋	1,917円	9,827円
	鈴蘭台	990円	16,924円
	有馬	1,068円	14,525円
	有馬温泉	744円	8,835円
	山田２	635円	16,885円
	北神別館	886円	60,585円
	神戸港	2,841円	85,715円
	葺合	1,607円	14,411円
	港島	1,850円	30,931円
	兵庫三宮	4,150円	19,038円
	神戸中電	2,773円	21,314円
	岩岡	1,632円	6,289円
	神出	138円	6,788円
	栃谷	139円	23,593円
	押部谷	155円	14,775円
	伊川谷	1,254円	15,844円
	姫路	970円	22,383円
	姫路西	1,345円	38,431円
	飾磨	764円	19,646円
	広畑	701円	10,995円
	網干	993円	12,285円
	姫路白浜	1,051円	16,962円
	御着	673円	10,404円
	飾西	978円	12,928円
	太市	691円	33,867円
	兵庫姫路	1,010円	10,915円
	尼崎	1,597円	38,913円
	尼崎西	2,007円	16,473円
	尼崎東	2,259円	15,493円
	尼崎北	3,257円	14,154円

武庫之荘	3,526円	13,070円
明石２	1,985円	28,394円
大久保	1,769円	10,218円
二見	1,151円	14,373円
明石西	1,426円	13,759円
江井ケ島	1,085円	16,722円
西宮	2,914円	38,418円
瓦木	3,253円	16,998円
甲子園	3,336円	14,847円
仁川	5,539円	12,696円
夙川	3,102円	8,218円
瓦木南別館	3,129円	33,359円
洲本	714円	16,026円
芦屋別館	3,833円	10,195円
伊丹	2,617円	21,062円
兵庫相生	386円	16,244円
豊岡	873円	29,681円
別府	1,026円	22,983円
加古川１	1,424円	18,377円
竜野	549円	22,059円
赤穂	615円	21,797円
西脇別館	495円	20,429円
宝塚	1,539円	15,920円
宝塚別館	1,728円	14,805円
三木	587円	7,970円
兵庫高砂	738円	20,160円
兵庫川西	2,257円	34,618円
兵庫小野	806円	14,699円
兵庫三田	782円	23,975円
加西	731円	22,404円
社	613円	43,926円
播磨八千代	82円	4,283円
福崎	1,013円	17,644円
播磨山崎	912円	11,112円
日高	187円	15,890円
出石	337円	23,314円
浜坂	283円	18,298円
八鹿	398円	26,355円
和田山	726円	22,269円
丹波柏原	169円	23,074円
氷上別館	207円	25,453円
春日	154円	6,647円
兵庫津名	322円	11,729円
緑	354円	24,474円
淡路三原	174円	7,280円
西神中央	173円	7,718円
名塩	1,144円	22,466円
宝塚山本	2,264円	51,611円
清和台	875円	15,694円
猪名川	251円	9,613円
六甲山	132円	24,598円
仁豊野	181円	9,533円
播磨山田	161円	5,923円
谷内	202円	7,507円
林田	465円	9,442円
淡路由良	332円	4,761円
安乎	435円	11,600円
若狭野	182円	18,691円
矢野	177円	21,949円
津居山	233円	10,671円
志方	150円	13,095円
平荘	125円	5,641円
宝殿	2,124円	14,730円
国包	78円	14,146円
神岡	286円	29,925円
揖西	170円	18,124円
西構	247円	12,136円
坂越	294円	18,334円
有年	255円	21,906円
宝塚西谷	137円	14,503円
口吉川	115円	18,941円
緑ケ丘	1,725円	10,297円
大塩	765円	8,514円
曽根	1,082円	14,212円
兵庫山下	1,377円	20,750円
多田	1,150円	22,228円
青野ケ原	87円	26,978円
小田	74円	4,501円
広野	430円	5,606円
相野	140円	62,166円
高平	103円	10,449円

武庫之荘	3,167円	13,709円
明石２	1,878円	23,842円
大久保	1,694円	9,238円
二見	1,112円	11,633円
明石西	1,303円	11,879円
江井ケ島	1,049円	18,184円
西宮	2,727円	33,105円
瓦木	3,507円	22,294円
甲子園	3,386円	15,048円
仁川	4,925円	11,043円
夙川	2,880円	8,006円
瓦木南別館	2,794円	29,147円
洲本	606円	21,416円
芦屋別館	3,886円	13,463円
伊丹	2,503円	18,655円
兵庫相生	361円	18,142円
豊岡	733円	28,094円
別府	1,006円	33,075円
加古川１	1,385円	16,615円
竜野	503円	20,614円
赤穂	558円	18,746円
西脇別館	431円	17,594円
宝塚	1,492円	19,533円
宝塚別館	1,755円	11,419円
三木	525円	15,545円
兵庫高砂	629円	17,903円
兵庫川西	1,965円	39,185円
兵庫小野	698円	12,643円
兵庫三田	720円	21,884円
加西	715円	18,587円
社	593円	38,812円
播磨八千代	69円	9,373円
福崎	813円	14,593円
播磨山崎	863円	9,026円
日高	145円	11,503円
出石	256円	14,541円
浜坂	236円	15,827円
八鹿	307円	22,676円
和田山	577円	17,000円
丹波柏原	122円	20,275円
氷上別館	151円	20,751円
春日	133円	22,597円
兵庫津名	273円	9,148円
緑	293円	21,441円
淡路三原	136円	7,985円
西神中央	146円	5,189円
名塩	254円	18,961円
宝塚山本	2,317円	44,129円
清和台	717円	12,248円
猪名川	212円	8,339円
六甲山	181円	22,917円
仁豊野	168円	15,648円
播磨山田	151円	10,251円
谷内	184円	11,504円
林田	414円	13,042円
淡路由良	256円	3,262円
安乎	363円	21,147円
若狭野	169円	12,965円
矢野	155円	14,971円
津居山	172円	7,774円
志方	134円	8,401円
平荘	105円	4,913円
宝殿	1,978円	12,287円
国包	65円	11,344円
神岡	244円	24,230円
揖西	141円	14,243円
西構	212円	14,611円
坂越	259円	15,891円
有年	236円	32,425円
宝塚西谷	113円	12,918円
口吉川	104円	13,282円
緑ケ丘	1,556円	8,716円
大塩	737円	5,968円
曽根	994円	11,689円
兵庫山下	1,256円	26,445円
多田	1,053円	19,245円
青野ケ原	80円	17,439円
小田	61円	9,155円
広野	373円	10,009円
相野	119円	56,753円
高平	91円	9,124円

北条賀茂	87円	22,652円
姫路下里	78円	4,497円
在田	320円	8,388円
和泉	89円	11,285円
富合	98円	15,081円
中野	312円	18,210円
滝野	663円	39,642円
稲美	164円	10,783円
母里	33円	9,413円
兵庫市川	667円	17,580円
香寺	899円	17,670円
揖保川	771円	7,989円
太子	809円	7,815円
上郡	297円	16,909円
佐用	733円	20,893円
村岡	605円	21,550円
兵庫養父	150円	7,414円
朝来	699円	25,719円
氷上	207円	14,912円
山南	115円	3,848円
篠山	399円	11,991円
篠山城東	156円	10,920円
篠山福住	138円	6,149円
兵庫宮田	154円	12,499円
丹南	586円	55,603円
古市	276円	8,378円
今田	201円	12,561円
淡路阿万	135円	13,942円
木津	141円	12,989円
加古川吉川	154円	14,641円
吉川西	202円	6,674円
兵庫鴨川	93円	21,574円
上久米	79円	23,919円
兵庫東条	107円	10,915円
中東条	102円	10,846円
中町	277円	7,112円
加美	69円	10,441円
杉原谷	52円	5,089円
黒田庄	69円	10,766円
家島	373円	19,198円
家島坊勢	262円	38,916円
夢前	205円	21,090円
菅野	193円	4,999円
粟賀	480円	10,653円
瀬加	364円	5,784円
鶴居	613円	5,739円
寺前	91円	20,165円
播磨新宮	742円	10,304円
香島	129円	6,207円
播磨御津	1,396円	10,982円
船坂	89円	17,083円
上月	91円	24,344円
久崎	125円	21,086円
徳久	104円	20,111円
三日月	196円	5,687円
安富	172円	20,412円
播磨一宮	173円	9,474円
三方	101円	16,850円
波賀	91円	11,403円
播磨千種	48円	10,958円
城崎	1,281円	12,466円
竹野	295円	20,740円
香住	369円	14,787円
神鍋	94円	15,850円
栗山	87円	20,492円
但東中山	113円	27,690円
小代	183円	29,847円
湯村	227円	10,776円
大屋	92円	18,687円
関宮	225円	22,168円
兵庫生野	244円	20,527円
竹田	159円	28,118円
兵庫山東	125円	18,741円
青垣	91円	15,061円
東中	85円	17,741円
西脇和田	80円	9,135円
市島	112円	22,213円
中竹田	73円	15,505円
生穂	158円	16,764円
淡路岩屋	450円	9,853円
北淡	350円	32,882円

北条賀茂	69円	18,861円
姫路下里	68円	8,776円
在田	289円	7,389円
和泉	73円	13,997円
富合	74円	13,260円
中野	291円	13,917円
滝野	617円	34,129円
稲美	138円	8,424円
母里	32円	6,682円
兵庫市川	545円	20,930円
香寺	825円	21,008円
揖保川	700円	5,605円
太子	770円	14,724円
上郡	266円	17,239円
佐用	626円	14,438円
村岡	327円	17,727円
兵庫養父	137円	7,030円
朝来	576円	18,219円
氷上	151円	11,382円
山南	91円	21,461円
篠山	317円	15,342円
篠山城東	144円	9,812円
篠山福住	124円	5,323円
兵庫宮田	137円	10,537円
丹南	492円	48,644円
古市	237円	6,077円
今田	175円	10,773円
淡路阿万	114円	11,985円
木津	117円	10,337円
加古川吉川	145円	8,936円
吉川西	179円	10,180円
兵庫鴨川	72円	17,650円
上久米	72円	16,822円
兵庫東条	92円	9,767円
中東条	90円	9,695円
中町	233円	10,821円
加美	65円	13,935円
杉原谷	50円	9,318円
黒田庄	58円	12,800円
家島	217円	16,232円
家島坊勢	165円	31,370円
夢前	162円	17,416円
菅野	160円	8,585円
粟賀	413円	9,448円
瀬加	321円	9,889円
鶴居	518円	9,821円
寺前	87円	18,396円
播磨新宮	593円	13,971円
香島	118円	10,694円
播磨御津	1,279円	9,561円
船坂	83円	12,904円
上月	68円	16,862円
久崎	73円	18,244円
徳久	85円	15,226円
三日月	158円	9,637円
安富	164円	14,369円
播磨一宮	138円	8,566円
三方	85円	11,393円
波賀	74円	10,053円
播磨千種	41円	17,865円
城崎	1,164円	9,164円
竹野	150円	14,990円
香住	327円	11,515円
神鍋	63円	11,994円
栗山	80円	16,519円
但東中山	86円	22,992円
小代	93円	28,500円
湯村	163円	13,014円
大屋	71円	12,186円
関宮	166円	17,189円
兵庫生野	220円	15,720円
竹田	113円	22,904円
兵庫山東	109円	12,730円
青垣	82円	32,087円
東中	77円	15,499円
西脇和田	72円	8,604円
市島	101円	34,174円
中竹田	62円	12,638円
生穂	103円	12,729円
淡路岩屋	350円	8,942円
北淡	257円	25,133円

	淡路室津	143円	7,399円
	淡路一宮	218円	13,069円
	江井	90円	4,154円
	五色	173円	10,087円
	鮎原	162円	1,596円
	洲本鳥飼	119円	15,925円
	淡路東浦	523円	11,230円
	西淡	620円	16,774円
	西淡阿那賀	281円	15,662円
	南淡	310円	6,250円
	沼島	149円	32,537円
奈良県	奈良２	2,383円	20,042円
	西奈良	2,498円	30,980円
	大宮	1,834円	29,017円
	大中	1,148円	28,782円
	大和郡山	1,272円	48,366円
	昭和２	695円	17,282円
	天理	871円	35,173円
	二階堂	479円	25,640円
	櫟本２	811円	8,435円
	大和櫃原２	1,231円	24,385円
	畝傍	5,137円	18,911円
	奈良桜井２	744円	12,166円
	五條	438円	21,442円
	御所	820円	18,944円
	奈良名柄	366円	31,429円
	生駒	2,004円	41,068円
	高山第一	1,147円	30,699円
	香芝	1,266円	17,857円
	斑鳩	913円	7,311円
	田原本	1,040円	20,658円
	大和榛原	436円	14,989円
	高取別館	513円	15,242円
	大和新庄	935円	21,818円
	王寺	1,036円	21,618円
	広陵	709円	9,166円
	奈良吉野	405円	14,960円
	奈良下市別館	736円	41,220円
	十津川	94円	30,138円
	上北山	114円	15,788円
	平城	1,041円	14,115円
	大和高田	674円	28,492円
	南生駒２	1,193円	15,353円
	平群	914円	6,350円
	馬見	958円	6,109円
	天理中山	491円	13,052円
	川西	241円	16,649円
	明日香	784円	10,385円
	奈良当麻２	946円	16,098円
	大安寺別館	1,107円	29,772円
	大宇陀	356円	22,804円
	初瀬	412円	19,571円
	葛	109円	16,553円
	菟田野	124円	5,694円
	御杖	236円	13,641円
	大柳生	95円	10,219円
	都祁	191円	13,556円
	室生	243円	9,129円
和歌山県	和歌山３	877円	25,101円
	和歌山東	1,018円	32,508円
	和歌浦別館	1,271円	9,670円
	狐島別館	906円	18,213円
	海南	642円	20,239円
	和歌山橋本	558円	19,937円
	箕島	965円	13,840円
	御坊	806円	13,821円
	田辺	1,111円	64,776円
	和歌山新宮	625円	21,015円
	岩出	422円	20,617円
	かつらぎ	189円	13,815円
	湯浅	319円	11,823円
	和歌山南部	305円	23,845円
	和歌山白浜	398円	25,477円
	串本	259円	61,024円
	京橋別館２	1,006円	29,888円
	和歌山山東	155円	16,980円
	安原	235円	23,096円
	紀伊	681円	12,420円
	阪井	526円	14,334円
	紀見	913円	39,922円
	打田	225円	16,027円

	淡路室津	119円	8,924円
	淡路一宮	164円	8,948円
	江井	73円	10,890円
	五色	148円	7,715円
	鮎原	139円	6,464円
	洲本鳥飼	88円	12,527円
	淡路東浦	392円	13,411円
	西淡	484円	12,987円
	西淡阿那賀	197円	10,138円
	南淡	208円	4,266円
	沼島	104円	15,222円
奈良県	奈良２	2,305円	22,367円
	西奈良	2,473円	35,467円
	大宮	1,724円	23,799円
	大中	1,011円	30,680円
	大和郡山	1,139円	45,242円
	昭和２	699円	17,910円
	天理	786円	34,052円
	二階堂	463円	28,371円
	櫟本２	723円	7,130円
	大和櫃原２	1,174円	21,126円
	畝傍	5,284円	15,963円
	奈良桜井２	694円	28,252円
	五條	381円	18,494円
	御所	650円	17,868円
	奈良名柄	337円	29,677円
	生駒	1,861円	27,612円
	高山第一	1,007円	25,913円
	香芝	1,199円	15,252円
	斑鳩	848円	10,104円
	田原本	989円	17,339円
	大和榛原	380円	20,427円
	高取別館	438円	21,964円
	大和新庄	809円	21,554円
	王寺	957円	18,853円
	広陵	649円	6,697円
	奈良吉野	220円	12,951円
	奈良下市別館	301円	41,675円
	十津川	73円	18,822円
	上北山	87円	25,524円
	平城	1,023円	11,907円
	大和高田	619円	23,223円
	南生駒２	839円	12,042円
	平群	852円	12,539円
	馬見	877円	6,136円
	天理中山	415円	7,455円
	川西	223円	19,058円
	明日香	725円	13,717円
	奈良当麻２	851円	12,587円
	大安寺別館	1,522円	33,042円
	大宇陀	317円	21,838円
	初瀬	371円	17,869円
	葛	95円	14,773円
	菟田野	145円	12,400円
	御杖	191円	12,831円
	大柳生	88円	16,943円
	都祁	175円	11,668円
	室生	200円	7,087円
和歌山県	和歌山３	828円	20,742円
	和歌山東	880円	32,406円
	和歌浦別館	1,196円	7,656円
	狐島別館	806円	17,868円
	海南	536円	49,367円
	和歌山橋本	490円	16,915円
	箕島	739円	12,405円
	御坊	647円	14,040円
	田辺	924円	48,056円
	和歌山新宮	520円	17,085円
	岩出	390円	20,392円
	かつらぎ	157円	11,115円
	湯浅	234円	18,486円
	和歌山南部	259円	22,112円
	和歌山白浜	339円	22,632円
	串本	185円	43,511円
	京橋別館２	951円	25,893円
	和歌山山東	125円	15,813円
	安原	179円	47,944円
	紀伊	601円	30,460円
	阪井	437円	13,517円
	紀見	736円	33,152円
	打田	185円	14,304円

	粉河	493円	7,417円
	桃山	210円	50,586円
	貴志川	250円	22,397円
	高野口	416円	30,044円
	太地	388円	12,929円
	和佐	188円	19,373円
	三輪崎	529円	30,981円
	下津	629円	11,210円
	野上	717円	17,101円
	那賀	400円	16,055円
	九度山	391円	31,279円
	和歌山吉備	811円	18,121円
	上富田	236円	19,705円
	那智勝浦	398円	24,546円
	和歌山加太	530円	19,333円
	糸我	469円	23,568円
	名田	690円	18,557円
	美里	513円	17,599円
	金屋	977円	18,343円
	印南	1,295円	20,148円
	田辺下里	423円	24,185円
	宇久井	273円	23,616円
	本宮	427円	19,982円
	和歌山由良	230円	26,414円
	日置川	265円	24,828円
	富貴	237円	16,499円
	和歌山清水	779円	26,028円
	和歌山日高	790円	32,690円
	南部川	840円	19,249円
	すさみ	416円	21,561円
	古座	411円	23,170円
鳥取県	鳥取寺町２	937円	31,273円
	鳥取賀露	691円	41,017円
	鳥取叶	154円	14,779円
	米子３	689円	31,659円
	米子巌	444円	16,718円
	米子河崎	213円	17,699円
	倉吉	508円	22,129円
	倉吉上井	930円	20,357円
	境港	205円	8,732円
	郡家	234円	35,933円
	三朝	597円	37,771円
	岸本	580円	31,573円
	根雨	445円	28,631円
	末恒	530円	14,524円
	米子大篠津	95円	20,528円
	米子福市	299円	6,227円
	倉吉福光	79円	12,447円
	境港余子	137円	24,259円
	岩美	152円	14,696円
	浜村	101円	18,387円
	青谷	162円	20,550円
	羽合	174円	24,336円
	倉吉泊	121円	14,792円
	倉吉松崎	171円	53,455円
	倉吉北条	151円	16,053円
	東伯	120円	13,825円
	西伯	633円	29,702円
	淀江	188円	32,489円
	用瀬	103円	21,850円
	智頭	266円	11,749円
	鳥取鹿野	127円	14,099円
	会見	344円	17,091円
	米子大山	213円	16,612円
	大山寺	266円	58,776円
	溝口	523円	18,396円
	河原	93円	10,991円
	由良	187円	14,457円
	東伯赤碕	162円	29,407円
	御来屋	327円	17,008円
	若桜	99円	27,787円
	生山	444円	34,547円
	八東	300円	13,926円
	関金	49円	20,046円
	倉吉下市	462円	21,448円
島根県	松江	489円	34,409円
	松江古江	977円	14,636円
	島根浜田	434円	31,814円
	出雲	609円	24,262円
	益田	345円	13,815円
	石見大田	241円	8,141円

	粉河	384円	5,437円
	桃山	160円	45,000円
	貴志川	210円	18,645円
	高野口	363円	33,697円
	太地	280円	9,789円
	和佐	164円	16,480円
	三輪崎	502円	25,145円
	下津	513円	9,118円
	野上	603円	15,516円
	那賀	312円	14,906円
	九度山	307円	28,799円
	和歌山吉備	705円	14,427円
	上富田	199円	32,749円
	那智勝浦	305円	16,937円
	和歌山加太	418円	15,413円
	糸我	379円	35,826円
	名田	554円	14,469円
	美里	481円	15,068円
	金屋	929円	14,790円
	印南	1,019円	18,485円
	田辺下里	338円	19,665円
	宇久井	193円	20,238円
	本宮	340円	16,590円
	和歌山由良	176円	23,393円
	日置川	236円	22,351円
	富貴	178円	8,298円
	和歌山清水	598円	21,742円
	和歌山日高	609円	27,492円
	南部川	711円	19,016円
	すさみ	361円	18,226円
	古座	305円	19,216円
鳥取県	鳥取寺町２	717円	31,337円
	鳥取賀露	569円	38,670円
	鳥取叶	137円	55,381円
	米子３	548円	29,894円
	米子巌	358円	14,233円
	米子河崎	179円	15,078円
	倉吉	362円	31,011円
	倉吉上井	748円	29,334円
	境港	164円	5,180円
	郡家	199円	23,834円
	三朝	481円	23,870円
	岸本	582円	24,108円
	根雨	282円	30,570円
	末恒	393円	12,088円
	米子大篠津	76円	26,426円
	米子福市	264円	40,499円
	倉吉福光	71円	25,730円
	境港余子	120円	20,139円
	岩美	130円	12,494円
	浜村	84円	14,454円
	青谷	116円	20,133円
	羽合	154円	24,582円
	倉吉泊	96円	14,883円
	倉吉松崎	144円	32,105円
	倉吉北条	108円	15,079円
	東伯	98円	9,830円
	西伯	479円	18,236円
	淀江	153円	20,875円
	用瀬	70円	14,898円
	智頭	187円	13,650円
	鳥取鹿野	109円	12,948円
	会見	251円	17,928円
	米子大山	158円	13,388円
	大山寺	172円	69,145円
	溝口	431円	18,932円
	河原	72円	23,371円
	由良	104円	13,453円
	東伯赤碕	126円	20,229円
	御来屋	237円	22,869円
	若桜	65円	22,702円
	生山	256円	39,116円
	八東	203円	11,464円
	関金	42円	19,386円
	倉吉下市	290円	14,830円
島根県	松江	392円	30,226円
	松江古江	881円	14,057円
	島根浜田	358円	22,207円
	出雲	473円	24,048円
	益田	233円	12,716円
	石見大田	199円	19,269円

	安来	694円	14,626円
	江津	298円	24,485円
	出雲平田	471円	25,693円
	木次	335円	20,465円
	斐川	712円	39,652円
	大社	331円	50,049円
	川本２	196円	12,994円
	西郷	917円	39,801円
	松江八雲	674円	17,394円
	多伎	315円	21,009円
	温泉津	453円	23,451円
	粕淵	105円	14,991円
	都賀	41円	14,396円
	川本瑞穂	69円	18,164円
	石見	73円	31,366円
	桜江	157円	22,282円
	金城	107円	19,319円
	石見旭	193円	18,371円
	匹見	92円	26,394円
	津和野	648円	18,041円
	海士	140円	16,523円
	西ノ島	131円	82,785円
	浜田西	422円	18,260円
	益田横田	509円	19,530円
	益田西	273円	8,722円
	益田東	615円	20,551円
	安来荒島	478円	15,795円
	江津西	405円	17,559円
	恵曇	684円	12,110円
	美保関	472円	14,884円
	揖屋	462円	16,419円
	松江玉湯	587円	37,633円
	宍道	423円	17,590円
	島根広瀬	299円	13,625円
	伯太	534円	15,039円
	仁多	309円	10,336円
	出雲横田	242円	18,876円
	木次加茂	217円	15,440円
	三刀屋	334円	20,043円
	仁万	268円	19,492円
	浜田三隅	486円	33,139円
	六日市	191円	17,278円
	津和野七日市	183円	23,276円
	西郷布施	302円	246,741円
	西郷五箇	275円	20,212円
	都万	414円	22,287円
	掛合	350円	11,992円
	松江本庄	264円	23,449円
	秋鹿	157円	23,196円
	神西	363円	21,013円
	出雲稗原	319円	18,376円
	大根島	338円	13,634円
	頓原	232円	31,135円
	赤来	314円	20,289円
	松江馬潟	752円	27,077円
	浜田東	408円	21,298円
	出雲長浜	347円	31,291円
	石見大田三瓶	85円	15,416円
	木次大東	399円	19,631円
	江津東	101円	21,634円
	平田河下	195円	11,825円
岡山県	岡山東	1,295円	25,891円
	岡山南	782円	19,750円
	岡山西	1,027円	27,857円
	妹尾	666円	8,867円
	岡山今村	1,379円	31,417円
	興除	307円	17,802円
	吉備	1,037円	36,549円
	三蟠２	1,326円	37,307円
	岡山長岡	642円	10,904円
	西大寺	314円	15,461円
	倉敷	507円	29,736円
	児島	621円	13,371円
	水島	751円	24,978円
	玉島	386円	8,693円
	新倉敷	1,319円	20,850円
	茶屋町	610円	12,676円
	倉敷東	661円	18,494円
	倉敷西	792円	16,070円
	児島琴浦	511円	5,201円
	水島東	598円	19,311円

	安来	575円	15,328円
	江津	245円	38,925円
	出雲平田	412円	20,786円
	木次	292円	25,851円
	斐川	671円	34,783円
	大社	314円	33,066円
	川本２	150円	23,677円
	西郷	724円	42,254円
	松江八雲	614円	14,934円
	多伎	269円	16,021円
	温泉津	397円	21,625円
	粕淵	70円	13,923円
	都賀	35円	18,802円
	川本瑞穂	47円	19,012円
	石見	50円	20,350円
	桜江	140円	15,380円
	金城	86円	15,779円
	石見旭	140円	16,635円
	匹見	72円	18,659円
	津和野	512円	16,583円
	海士	108円	38,098円
	西ノ島	119円	73,437円
	浜田西	296円	30,906円
	益田横田	442円	15,728円
	益田西	257円	21,044円
	益田東	505円	70,664円
	安来荒島	399円	12,175円
	江津西	362円	13,008円
	恵曇	598円	17,016円
	美保関	396円	22,669円
	揖屋	539円	25,272円
	松江玉湯	550円	35,210円
	宍道	378円	10,109円
	島根広瀬	281円	12,160円
	伯太	391円	12,775円
	仁多	234円	15,507円
	出雲横田	122円	31,266円
	木次加茂	194円	20,339円
	三刀屋	264円	32,899円
	仁万	204円	17,702円
	浜田三隅	401円	27,830円
	六日市	129円	14,656円
	津和野七日市	117円	17,969円
	西郷布施	241円	183,437円
	西郷五箇	243円	21,977円
	都万	328円	18,173円
	掛合	320円	10,263円
	松江本庄	247円	20,221円
	秋鹿	140円	18,696円
	神西	315円	15,006円
	出雲稗原	276円	17,962円
	大根島	301円	15,842円
	頓原	199円	25,536円
	赤来	248円	14,705円
	松江馬潟	623円	25,218円
	浜田東	331円	26,893円
	出雲長浜	310円	24,187円
	石見大田三瓶	65円	18,721円
	木次大東	348円	14,852円
	江津東	79円	17,764円
	平田河下	171円	16,238円
岡山県	岡山東	1,196円	24,575円
	岡山南	724円	16,490円
	岡山西	991円	28,626円
	妹尾	629円	11,060円
	岡山今村	1,392円	35,458円
	興除	274円	27,437円
	吉備	881円	33,934円
	三蟠２	1,167円	30,431円
	岡山長岡	623円	18,824円
	西大寺	305円	15,084円
	倉敷	489円	27,576円
	児島	540円	22,185円
	水島	664円	22,741円
	玉島	340円	13,863円
	新倉敷	1,213円	17,079円
	茶屋町	565円	18,198円
	倉敷東	613円	15,673円
	倉敷西	674円	12,799円
	児島琴浦	428円	16,206円
	水島東	532円	42,931円

津山	398円	22,840円
津山院庄	360円	9,580円
玉野	467円	14,172円
笠岡	974円	19,453円
笠岡吉浜	502円	25,381円
笠岡西大島	587円	15,228円
井原	812円	8,965円
総社	753円	13,879円
高梁	702円	50,791円
新見	750円	18,755円
備前	252円	13,266円
岡山瀬戸	573円	10,762円
邑久	1,062円	16,310円
早島	712円	19,396円
吉備高原	208円	54,669円
美作勝山	417円	11,818円
久世落合	411円	18,329円
久世	577円	11,512円
鏡野	292円	6,428円
日本原	473円	19,848円
美作大原	224円	22,469円
美作	367円	15,244円
岡山高島	1,258円	20,985円
甲浦	515円	26,529円
野谷	350円	21,693円
足守	449円	31,665円
備前一宮	737円	7,527円
備中高松	430円	24,577円
西大寺上南	274円	11,062円
児島郷内	512円	17,806円
玉島黒崎	296円	36,687円
玉野西	499円	5,784円
玉野荘内	790円	24,260円
灘崎	913円	24,409円
金光	726円	15,321円
鴨方	552円	22,453円
真備	594円	12,382円
岡山藤田	397円	25,541円
吉備線路２	1,037円	17,018円
上道	590円	21,380円
児島下津井	438円	19,510円
津山山北	953円	27,059円
津山河辺	345円	14,799円
津山一宮	524円	19,276円
玉野山田	846円	16,380円
玉野八浜	481円	21,771円
総社新本	434円	23,707円
福渡御津	873円	17,444円
福渡	1,129円	23,973円
山陽	516円	8,015円
日生	379円	16,944円
和気	169円	34,122円
長船	887円	56,912円
玉島船穂	496円	17,286円
里庄	417円	16,398円
矢掛	556円	11,467円
成羽	293円	29,864円
高梁川上	389円	10,262円
ひるぜん	88円	28,879円
勝央	352円	6,834円
亀甲	421円	16,461円
福渡旭	158円	23,166円
津山久米	148円	11,308円
楢	266円	16,783円
井原高屋	393円	9,455円
美星	243円	15,332円
哲西	547円	49,582円
湯原	173円	26,307円
美新	30円	22,847円
津山加茂	528円	12,270円
児島塩生	443円	32,932円
笠岡北	344円	17,725円
総社豪渓	555円	17,936円
美袋	142円	19,354円
高倉	262円	22,884円
備前香登	281円	22,698円
備前三石	189円	34,962円
備前伊里	254円	17,602円
加茂川	133円	12,457円
瀬戸万富	711円	33,456円
岡山瀬戸赤坂	659円	30,757円

津山	341円	21,476円
津山院庄	311円	8,375円
玉野	420円	17,928円
笠岡	635円	22,942円
笠岡吉浜	443円	22,133円
笠岡西大島	500円	12,963円
井原	717円	13,208円
総社	665円	10,144円
高梁	595円	41,568円
新見	641円	15,314円
備前	217円	11,773円
岡山瀬戸	525円	9,435円
邑久	974円	19,312円
早島	690円	11,792円
吉備高原	200円	49,595円
美作勝山	343円	9,302円
久世落合	355円	15,725円
久世	496円	11,077円
鏡野	261円	7,529円
日本原	363円	14,425円
美作大原	193円	16,816円
美作	332円	14,707円
岡山高島	1,171円	24,535円
甲浦	436円	30,354円
野谷	305円	19,305円
足守	398円	27,519円
備前一宮	669円	5,865円
備中高松	389円	25,727円
西大寺上南	230円	8,958円
児島郷内	477円	15,659円
玉島黒崎	260円	33,219円
玉野西	470円	8,846円
玉野荘内	698円	20,984円
灘崎	836円	21,495円
金光	617円	12,535円
鴨方	497円	18,339円
真備	525円	20,126円
岡山藤田	351円	22,658円
吉備線路２	881円	14,338円
上道	529円	19,267円
児島下津井	357円	29,019円
津山山北	770円	25,606円
津山河辺	297円	34,693円
津山一宮	461円	14,124円
玉野山田	757円	13,594円
玉野八浜	406円	19,174円
総社新本	382円	27,398円
福渡御津	803円	14,241円
福渡	911円	18,218円
山陽	476円	5,511円
日生	326円	14,725円
和気	164円	34,740円
長船	814円	52,622円
玉島船穂	488円	24,726円
里庄	373円	13,269円
矢掛	401円	9,973円
成羽	243円	25,407円
高梁川上	114円	8,589円
ひるぜん	70円	22,142円
勝央	326円	8,004円
亀甲	367円	17,910円
福渡旭	124円	16,107円
津山久米	106円	18,417円
楢	224円	10,602円
井原高屋	352円	14,486円
美星	169円	11,578円
哲西	480円	32,097円
湯原	125円	18,567円
美新	22円	24,087円
津山加茂	366円	9,930円
児島塩生	389円	19,247円
笠岡北	290円	13,783円
総社豪渓	454円	10,211円
美袋	120円	14,728円
高倉	203円	15,436円
備前香登	252円	18,051円
備前三石	165円	31,008円
備前伊里	221円	15,243円
加茂川	121円	12,920円
瀬戸万富	626円	25,660円
岡山瀬戸赤坂	543円	28,112円

	熊山	331円	25,963円
	周匝	862円	19,344円
	吉永	482円	17,072円
	備前佐伯	278円	17,495円
	芳井	99円	21,133円
	賀陽	435円	10,056円
	備中	182円	16,571円
	大佐	231円	13,137円
	英田	272円	28,242円
	福渡弓削	683円	16,769円
	岡山原	973円	32,591円
	西大寺神崎	231円	20,466円
	牛窓	1,118円	12,193円
	北房	107円	27,006円
	作東	324円	13,258円
	牟佐	424円	10,807円
	寄島	688円	20,869円
	有漢	232円	15,778円
	柵原	417円	25,174円
広島県	広島西	2,263円	21,400円
	広島南２	3,008円	19,646円
	広島中	4,052円	29,970円
	広島大州	1,679円	26,151円
	宇品	2,178円	19,001円
	広島西蟹屋	1,868円	17,683円
	仁保	2,108円	49,691円
	広島庚午	2,539円	18,149円
	広島三篠	1,485円	12,731円
	安古市	1,217円	18,514円
	安芸祇園	1,650円	19,729円
	可部	1,111円	28,652円
	高陽	963円	16,409円
	海田	1,799円	26,113円
	五日市廿日２	1,483円	15,107円
	呉東	1,197円	16,394円
	呉吉浦	375円	19,740円
	呉天応	564円	23,617円
	郷原	597円	14,621円
	呉２	1,168円	13,943円
	竹原	441円	18,832円
	尾道	597円	5,683円
	尾道高須	574円	22,169円
	尾道美ノ郷	386円	48,403円
	尾道東	1,669円	7,755円
	因島	247円	10,316円
	因島中庄	662円	21,041円
	因島重井	321円	21,128円
	福山	861円	23,047円
	福山東	866円	25,502円
	松永	451円	20,133円
	新福山	1,298円	15,006円
	福山西	605円	11,413円
	福山北	516円	64,715円
	福山水呑	600円	36,300円
	福山南	583円	14,657円
	福山坪生	541円	11,441円
	駅家	634円	42,278円
	福山加茂	386円	49,339円
	福山熊野	253円	14,817円
	府中	811円	23,406円
	府中本町	566円	10,755円
	三次	1,293円	19,947円
	三次塩町	180円	21,741円
	庄原	705円	15,351円
	東広島	864円	24,303円
	八本松	269円	46,011円
	八本松原	244円	20,445円
	廿日市	1,298円	7,806円
	五日市地御前	740円	41,061円
	江田島	636円	15,047円
	安芸大野１	435円	12,631円
	宮島口	1,432円	15,568円
	安芸吉田	623円	16,256円
	黒瀬	359円	60,779円
	甲山	323円	23,533円
	神辺電話交２	523円	18,052円
	神辺御領	157円	16,566円
	神辺中条	629円	13,319円
	新市	457円	7,577円
	広島中山	902円	28,194円
	広島戸坂	1,251円	21,252円

	熊山	286円	12,828円
	周匝	717円	16,281円
	吉永	432円	33,978円
	備前佐伯	224円	17,953円
	芳井	82円	12,294円
	賀陽	383円	8,565円
	備中	146円	13,234円
	大佐	196円	13,338円
	英田	242円	19,944円
	福渡弓削	543円	15,678円
	岡山原	907円	32,896円
	西大寺神崎	213円	24,627円
	牛窓	886円	10,035円
	北房	111円	22,954円
	作東	272円	10,735円
	牟佐	392円	15,923円
	寄島	615円	17,619円
	有漢	142円	12,316円
	柵原	344円	21,976円
広島県	広島西	2,210円	21,008円
	広島南２	3,001円	18,241円
	広島中	3,994円	31,090円
	広島大州	1,544円	23,706円
	宇品	2,200円	17,285円
	広島西蟹屋	1,863円	14,245円
	仁保	1,847円	38,778円
	広島庚午	2,378円	17,936円
	広島三篠	1,465円	11,209円
	安古市	1,322円	18,511円
	安芸祇園	1,565円	29,264円
	可部	940円	27,177円
	高陽	849円	13,677円
	海田	1,639円	21,534円
	五日市廿日２	1,344円	13,165円
	呉東	1,117円	15,454円
	呉吉浦	310円	31,643円
	呉天応	470円	21,253円
	郷原	467円	14,413円
	呉２	1,081円	13,284円
	竹原	322円	18,060円
	尾道	497円	23,399円
	尾道高須	453円	19,113円
	尾道美ノ郷	305円	42,832円
	尾道東	1,428円	5,313円
	因島	199円	9,168円
	因島中庄	548円	17,160円
	因島重井	265円	17,299円
	福山	746円	23,062円
	福山東	787円	20,309円
	松永	415円	18,043円
	新福山	983円	13,084円
	福山西	539円	9,369円
	福山北	432円	56,225円
	福山水呑	505円	32,217円
	福山南	529円	12,485円
	福山坪生	480円	9,719円
	駅家	560円	58,772円
	福山加茂	350円	36,103円
	福山熊野	224円	30,538円
	府中	742円	49,815円
	府中本町	473円	8,295円
	三次	1,173円	32,144円
	三次塩町	156円	18,572円
	庄原	526円	14,936円
	東広島	844円	22,934円
	八本松	239円	40,622円
	八本松原	120円	16,297円
	廿日市	1,291円	6,850円
	五日市地御前	639円	35,081円
	江田島	432円	10,698円
	安芸大野１	397円	10,078円
	宮島口	1,292円	13,328円
	安芸吉田	552円	14,453円
	黒瀬	274円	54,089円
	甲山	246円	15,208円
	神辺電話交２	315円	38,355円
	神辺御領	141円	14,368円
	神辺中条	575円	11,661円
	新市	393円	5,455円
	広島中山	805円	23,220円
	広島戸坂	1,147円	18,047円

安古市安２	1,420円	25,720円
八木	862円	31,628円
伴	1,228円	46,787円
坂	1,443円	20,242円
福木	855円	19,480円
戸山	479円	19,535円
高陽狩小川	826円	22,026円
白木井原	472円	22,160円
海田畑賀	819円	15,131円
新矢野	1,574円	14,435円
五日廿日寺田	1,157円	14,302円
五日廿日石内	1,534円	20,800円
呉仁方	986円	30,002円
呉焼山	691円	19,339円
大竹	882円	7,846円
志和	108円	41,734円
三永	210円	18,461円
五日廿日宮内	1,472円	27,905円
安芸熊野	816円	43,484円
安佐	149円	22,887円
呉警固屋	699円	21,968円
竹原忠海	441円	20,615円
三原幸崎	1,212円	31,004円
三原長谷	149円	28,605円
松永藤江	263円	36,718円
福山芦田	304円	14,897円
大竹玖波	471円	21,074円
高屋	738円	44,168円
音戸	417円	21,213円
音戸先奥	170円	28,975円
倉橋	697円	18,549円
倉橋室尾	835円	12,887円
安芸佐伯	521円	18,658円
安芸佐伯友和	281円	16,172円
能美	1,065円	36,627円
大柿	348円	13,246円
八千代	811円	29,399円
甲田	1,147円	12,721円
東広島福富	225円	19,224円
東広島豊栄	396円	11,125円
甲山大和	239円	20,647円
東広島河内	174円	18,386円
河内河戸	215円	22,074円
本郷	617円	15,329円
安芸津	510円	19,164円
安浦	265円	52,404円
呉川尻	439円	14,245円
瀬戸田	368円	17,641円
久井	195円	14,988円
尾道向島	1,787円	11,711円
東城	697円	12,176円
尾道三原２	1,197円	22,940円
宮島	682円	13,251円
御調	151円	23,426円
安佐久地	765円	14,729円
安佐後山	754円	12,672円
可部三入	643円	24,622円
瀬野川	1,001円	25,753円
瀬野	581円	44,777円
竹原荘野	497円	11,405円
颯	488円	17,502円
松永本郷	363円	18,909円
庄原山内	122円	19,046円
造賀	142円	16,289円
砂谷	96円	35,404円
沖美	688円	20,482円
加計	584円	17,140円
戸河内	610円	36,990円
大朝	463円	17,136円
広島千代田	357円	45,686円
豊平	363円	16,210円
都志見	277円	14,107円
高宮	210円	15,501円
福山内海	533円	17,700円
沼隈	456円	20,955円
沼隅山南	515円	30,791円
吉舎	143円	15,063円
三良坂	257円	16,435円
郷田	236円	24,466円
新向原	1,379円	129,106円
芸北	211円	30,097円

安古市安２	1,329円	21,960円
八木	661円	26,450円
伴	1,118円	40,325円
坂	1,338円	16,485円
福木	740円	15,366円
戸山	409円	14,084円
高陽狩小川	641円	17,047円
白木井原	406円	16,610円
海田畑賀	728円	11,609円
新矢野	1,548円	11,631円
五日廿日寺田	1,103円	13,209円
五日廿日石内	1,278円	17,063円
呉仁方	716円	15,916円
呉焼山	534円	15,413円
大竹	745円	7,216円
志和	83円	35,528円
三永	156円	12,286円
五日廿日宮内	1,132円	25,744円
安芸熊野	688円	38,229円
安佐	113円	18,538円
呉警固屋	569円	18,817円
竹原忠海	364円	17,368円
三原幸崎	1,011円	25,761円
三原長谷	140円	25,193円
松永藤江	229円	26,448円
福山芦田	254円	27,862円
大竹玖波	392円	16,856円
高屋	688円	38,581円
音戸	304円	18,278円
音戸先奥	101円	111,090円
倉橋	460円	16,309円
倉橋室尾	573円	9,097円
安芸佐伯	559円	14,858円
安芸佐伯友和	216円	12,655円
能美	770円	30,017円
大柿	254円	12,262円
八千代	593円	25,499円
甲田	518円	10,718円
東広島福富	160円	16,337円
東広島豊栄	310円	13,129円
甲山大和	157円	15,555円
東広島河内	145円	21,984円
河内河戸	175円	21,542円
本郷	554円	12,462円
安芸津	384円	19,941円
安浦	230円	46,813円
呉川尻	323円	12,158円
瀬戸田	282円	19,379円
久井	191円	12,922円
尾道向島	1,476円	8,755円
東城	416円	10,878円
尾道三原２	1,005円	18,556円
宮島	541円	7,753円
御調	135円	73,898円
安佐久地	572円	11,149円
安佐後山	537円	13,404円
可部三入	499円	20,841円
瀬野川	906円	21,292円
瀬野	494円	38,138円
竹原荘野	394円	9,524円
颯	426円	18,707円
松永本郷	296円	15,438円
庄原山内	97円	11,364円
造賀	114円	9,789円
砂谷	74円	30,410円
沖美	506円	15,657円
加計	324円	16,250円
戸河内	517円	33,412円
大朝	305円	43,858円
広島千代田	306円	52,650円
豊平	279円	13,230円
都志見	217円	11,305円
高宮	176円	13,705円
福山内海	431円	13,308円
沼隈	393円	15,876円
沼隅山南	403円	17,862円
吉舎	112円	12,259円
三良坂	221円	13,621円
郷田	209円	19,417円
新向原	983円	114,968円
芸北	169円	21,661円

	比和	190円	39,712円
	木江白水	777円	42,324円
	広島似島	320円	23,258円
	三原木原	444円	33,198円
	浦崎	589円	29,012円
	坂小屋浦	962円	24,430円
	下蒲刈	697円	13,230円
	湯来	98円	19,419円
	木江大崎	574円	23,291円
	木江	576円	16,647円
	東城三和	302円	26,142円
	上下	291円	37,185円
	三次三和	169円	15,236円
山口県	下関東	417円	17,044円
	下関北	1,000円	20,401円
	下関中	327円	29,096円
	下関西	415円	14,711円
	下関王司	590円	22,826円
	下関勝山	989円	19,188円
	宇部３	305円	16,633円
	宇部	305円	46,246円
	宇部西	453円	12,654円
	宇部床波	407円	15,435円
	宇部東岐波	506円	40,676円
	山口２	604円	37,801円
	二島	85円	21,919円
	萩	246円	19,144円
	徳山	788円	26,216円
	徳山周南	824円	18,584円
	防府	407円	13,922円
	防府２	407円	5,174円
	下松	408円	12,271円
	岩国支店３棟	511円	7,879円
	岩国４	511円	20,078円
	岩国西	987円	6,907円
	新岩国南	1,169円	38,745円
	宇部小野田	206円	17,452円
	光	357円	20,455円
	長門	408円	12,577円
	柳井	264円	9,546円
	美祢	168円	14,232円
	新南陽１	599円	38,086円
	小郡	331円	14,024円
	山口大内	459円	33,742円
	下関安岡	467円	24,944円
	小月	472円	14,733円
	山口下関	427円	22,713円
	厚東	114円	20,171円
	山口仁保	472円	19,555円
	四辻	159円	30,267円
	嘉川	206円	12,555円
	萩大井	465円	27,049円
	見島	140円	45,724円
	徳山櫛ケ浜	713円	12,349円
	徳山戸田	321円	20,469円
	都濃	356円	18,327円
	防府西の浦	275円	15,141円
	防府大道	212円	16,991円
	防府富海	262円	20,562円
	下松久保	345円	17,816円
	岩国通津	369円	33,007円
	御庄	859円	16,709円
	岩国河内	265円	20,760円
	西ノ浜	275円	43,791円
	光室積	482円	15,074円
	光島田	414円	12,910円
	久賀	782円	18,533円
	大島	310円	18,799円
	久賀橘	590円	18,478円
	由宇	578円	30,787円
	玖珂	241円	17,971円
	周東	430円	17,292円
	岩田	149円	15,486円
	田布施	390円	3,006円
	田布施南	359円	19,369円
	平生	224円	20,663円
	下松熊毛	188円	19,113円
	徳山鹿野	345円	60,115円
	秋穂	209円	12,579円
	宇部楠	163円	19,926円
	下関菊川	445円	13,449円

	比和	179円	41,194円
	木江白水	491円	26,461円
	広島似島	208円	17,336円
	三原木原	370円	29,618円
	浦崎	341円	25,600円
	坂小屋浦	798円	19,818円
	下蒲刈	432円	11,657円
	湯来	81円	16,368円
	木江大崎	434円	19,764円
	木江	435円	12,440円
	東城三和	254円	21,959円
	上下	235円	39,991円
	三次三和	138円	11,657円
山口県	下関東	358円	19,634円
	下関北	807円	18,653円
	下関中	285円	26,717円
	下関西	321円	12,970円
	下関王司	513円	20,092円
	下関勝山	790円	13,940円
	宇部３	320円	16,152円
	宇部	320円	40,554円
	宇部西	401円	10,923円
	宇部床波	344円	13,431円
	宇部東岐波	393円	37,029円
	山口２	503円	37,035円
	二島	68円	20,066円
	萩	190円	20,310円
	徳山	644円	21,721円
	徳山周南	677円	28,606円
	防府	325円	12,404円
	防府２	325円	5,626円
	下松	328円	12,442円
	岩国支店３棟	450円	7,850円
	岩国４	450円	49,128円
	岩国西	920円	11,272円
	新岩国南	965円	41,259円
	宇部小野田	170円	14,396円
	光	315円	19,409円
	長門	355円	11,112円
	柳井	227円	12,916円
	美祢	145円	12,813円
	新南陽１	593円	32,609円
	小郡	273円	15,042円
	山口大内	393円	32,941円
	下関安岡	283円	19,534円
	小月	407円	19,627円
	山口下関	404円	22,603円
	厚東	86円	42,015円
	山口仁保	385円	17,679円
	四辻	131円	27,488円
	嘉川	168円	25,276円
	萩大井	314円	24,209円
	見島	91円	51,024円
	徳山櫛ケ浜	603円	10,648円
	徳山戸田	238円	17,335円
	都濃	282円	27,356円
	防府西の浦	215円	24,985円
	防府大道	197円	19,828円
	防府富海	192円	26,840円
	下松久保	286円	15,018円
	岩国通津	296円	27,009円
	御庄	670円	13,108円
	岩国河内	203円	16,322円
	西ノ浜	234円	37,553円
	光室積	426円	14,698円
	光島田	302円	11,880円
	久賀	663円	160,861円
	大島	273円	17,918円
	久賀橘	487円	15,934円
	由宇	498円	23,450円
	玖珂	211円	15,433円
	周東	391円	16,563円
	岩田	131円	14,736円
	田布施	333円	2,853円
	田布施南	292円	17,400円
	平生	186円	19,838円
	下松熊毛	141円	16,009円
	徳山鹿野	262円	55,179円
	秋穂	169円	11,853円
	宇部楠	144円	17,832円
	下関菊川	464円	18,612円

	豊浦	312円	5,223円
	豊北	484円	19,383円
	特牛	554円	14,748円
	長門三隅	187円	18,395円
	長門仙崎	314円	24,936円
	美祢豊田	432円	17,942円
	阿月	155円	12,296円
	新南陽２	658円	13,574円
	久賀下田	428円	15,931円
	久賀和田	289円	14,231円
	錦町	369円	20,588円
	大畠	454円	13,660円
	上関	510円	24,935円
	徳地	280円	18,551円
	厚狭埴生	250円	21,627円
	秋芳	98円	22,484円
	長門古市	331円	16,436円
	油谷	356円	20,859円
	油谷久津	120円	16,052円
	下関吉見	262円	17,607円
	阿知須	353円	24,547円
	美東	225円	18,353円
	阿東	125円	19,109円
	長門湯本	239円	23,640円
	岩国坂上	424円	22,110円
	厚狭	194円	23,390円
徳島県	阿波津田	872円	68,153円
	阿波川内	779円	62,226円
	八万	769円	25,631円
	地蔵橋	817円	15,192円
	沖洲	880円	13,756円
	徳島西	1,183円	36,195円
	鳴門	373円	33,303円
	小松島	657円	18,033円
	阿波阿南	371円	24,575円
	阿波石井	541円	27,635円
	那賀川	396円	13,389円
	松茂	646円	13,278円
	北島	804円	14,133円
	藍住	542円	31,513円
	板野	628円	20,148円
	上板	558円	13,217円
	阿波	716円	5,658円
	鴨島	1,023円	7,463円
	山川	557円	8,872円
	脇町	451円	17,598円
	阿波池田	461円	19,439円
	徳島Ｂ	767円	38,646円
	阿波国府	646円	25,342円
	多家良	318円	16,091円
	応神	441円	10,738円
	阿波大麻	257円	11,796円
	堂浦	300円	9,550円
	鳴門公園	234円	18,547円
	新赤石	612円	23,750円
	阿波橘	564円	17,195円
	桑野	649円	15,951円
	阿波福井	484円	15,363円
	新野	624円	11,669円
	阿波椿	499円	19,451円
	阿波一宮	271円	8,494円
	羽ノ浦	563円	11,573円
	丹生谷	552円	12,571円
	阿波海南	552円	10,591円
	阿波吉野	623円	17,838円
	土成	595円	12,259円
	市場	398円	11,204円
	阿波川島	572円	7,027円
	美馬	153円	13,639円
	貞光	447円	8,817円
	三野	367円	16,503円
	阿波三好	326円	15,411円
	三縄	479円	10,557円
	阿波井川	742円	12,982円
	三加茂	213円	3,383円
	牟岐	661円	51,871円
	阿波勝浦	272円	18,623円
	日和佐	302円	11,301円
	阿波半田	101円	13,330円
	穴吹	107円	20,258円
	山城	25円	22,379円

	豊浦	300円	4,087円
	豊北	414円	18,920円
	特牛	415円	14,803円
	長門三隅	137円	16,251円
	長門仙崎	253円	26,943円
	美祢豊田	389円	16,486円
	阿月	133円	10,640円
	新南陽２	491円	10,748円
	久賀下田	360円	12,729円
	久賀和田	231円	12,381円
	錦町	290円	13,822円
	大畠	402円	12,045円
	上関	403円	21,722円
	徳地	206円	14,188円
	厚狭埴生	188円	20,172円
	秋芳	78円	16,626円
	長門古市	247円	13,980円
	油谷	284円	16,665円
	油谷久津	98円	13,542円
	下関吉見	203円	19,875円
	阿知須	308円	25,190円
	美東	196円	20,826円
	阿東	258円	16,782円
	長門湯本	170円	15,672円
	岩国坂上	354円	18,020円
	厚狭	162円	24,420円
徳島県	阿波津田	784円	61,839円
	阿波川内	707円	77,122円
	八万	639円	21,780円
	地蔵橋	687円	12,439円
	沖洲	747円	10,910円
	徳島西	942円	33,203円
	鳴門	301円	27,179円
	小松島	524円	16,052円
	阿波阿南	295円	22,004円
	阿波石井	409円	19,412円
	那賀川	324円	10,741円
	松茂	509円	9,695円
	北島	716円	22,612円
	藍住	557円	27,125円
	板野	448円	17,539円
	上板	405円	9,932円
	阿波	641円	3,620円
	鴨島	742円	6,086円
	山川	430円	5,587円
	脇町	372円	13,602円
	阿波池田	377円	30,977円
	徳島Ｂ	708円	31,843円
	阿波国府	538円	22,201円
	多家良	295円	11,824円
	応神	370円	7,510円
	阿波大麻	189円	8,752円
	堂浦	214円	7,048円
	鳴門公園	181円	14,807円
	新赤石	469円	19,473円
	阿波橘	465円	14,824円
	桑野	534円	12,332円
	阿波福井	377円	12,416円
	新野	472円	10,436円
	阿波椿	354円	15,962円
	阿波一宮	241円	8,715円
	羽ノ浦	487円	9,049円
	丹生谷	449円	10,431円
	阿波海南	470円	7,719円
	阿波吉野	437円	13,393円
	土成	455円	10,676円
	市場	350円	9,863円
	阿波川島	455円	4,734円
	美馬	124円	10,959円
	貞光	323円	7,032円
	三野	311円	12,606円
	阿波三好	262円	12,980円
	三縄	449円	9,383円
	阿波井川	642円	10,555円
	三加茂	165円	23,007円
	牟岐	391円	30,934円
	阿波勝浦	153円	17,777円
	日和佐	243円	9,217円
	阿波半田	80円	10,877円
	穴吹	75円	16,126円
	山城	22円	17,637円

	阿波神山	94円	11,137円
	阿波広野	87円	9,407円
香川県	讃岐三条	744円	27,807円
	高松北２	504円	4,082円
	屋島	879円	16,778円
	香西	1,217円	16,604円
	円座２	694円	30,816円
	讃岐前田	378円	14,825円
	讃岐川島	417円	49,706円
	西植田	323円	5,780円
	新仏生山	1,004円	30,452円
	丸亀	509円	10,124円
	讃岐郡家	753円	5,702円
	坂出	329円	14,243円
	讃岐加茂	522円	50,058円
	讃岐林田	323円	5,391円
	善通寺	934円	18,735円
	観音寺	784円	17,900円
	引田	396円	57,913円
	三本松	241円	23,958円
	讃岐津田	252円	19,393円
	讃岐大川	323円	13,405円
	志度	320円	30,005円
	長尾	523円	16,901円
	内海	392円	19,935円
	土庄	553円	16,417円
	讃岐三木	480円	24,809円
	讃岐牟礼	506円	13,651円
	香川	606円	31,818円
	綾南	787円	11,191円
	讃岐国分寺	453円	21,115円
	宇多津	671円	38,515円
	琴平	478円	18,501円
	多度津	528円	29,288円
	讃岐高瀬	416円	29,974円
	讃岐豊浜	293円	5,236円
	本島	151円	33,639円
	与島	265円	23,761円
	木之郷	521円	4,325円
	伊吹	194円	23,122円
	鴨部	551円	5,077円
	庵治	289円	49,059円
	綾上	689円	2,708円
	讃岐昭和	547円	7,637円
	綾歌	338円	12,101円
	讃岐飯山	475円	15,575円
	讃岐吉野	186円	7,157円
	大野原	496円	10,966円
	讃岐豊中	314円	3,670円
	仁尾	273円	14,036円
	三本松２	241円	12,123円
	山本	454円	10,668円
	讃岐神山	285円	7,238円
	塩江	590円	10,259円
	麻二宮	356円	4,423円
	詫間	326円	22,587円
	財田	352円	18,276円
	高松	649円	49,510円
	讃岐池田	482円	6,034円
愛媛県	西須賀	925円	4,272円
	吉田浜	717円	5,127円
	堀江	574円	7,970円
	伊予石井２	1,178円	16,858円
	久谷	1,017円	9,149円
	新久米	1,282円	17,284円
	山越本	825円	27,969円
	松山３	1,473円	30,075円
	今治	622円	36,612円
	伊予桜井２	994円	12,723円
	宇和島	727円	14,749円
	八幡浜	505円	12,278円
	新居浜３	732円	20,758円
	泉川	402円	6,905円
	多喜浜	432円	11,958円
	伊予西条	877円	8,693円
	大洲	453円	8,787円
	新谷	466円	14,432円
	川之江	813円	5,432円
	伊予三島西	882円	8,493円
	伊予２	759円	13,680円
	伊予北条	712円	6,102円

	阿波神山	75円	9,596円
	阿波広野	69円	6,283円
香川県	讃岐三条	634円	24,335円
	高松北２	431円	12,847円
	屋島	653円	13,717円
	香西	928円	13,687円
	円座２	589円	22,953円
	讃岐前田	343円	13,285円
	讃岐川島	336円	48,607円
	西植田	262円	26,160円
	新仏生山	755円	27,481円
	丸亀	449円	8,234円
	讃岐郡家	662円	4,841円
	坂出	299円	12,327円
	讃岐加茂	463円	47,569円
	讃岐林田	308円	3,593円
	善通寺	695円	16,614円
	観音寺	611円	22,878円
	引田	353円	32,452円
	三本松	166円	21,366円
	讃岐津田	207円	17,151円
	讃岐大川	237円	12,167円
	志度	268円	26,168円
	長尾	436円	17,547円
	内海	309円	17,114円
	土庄	498円	13,628円
	讃岐三木	360円	19,026円
	讃岐牟礼	419円	10,876円
	香川	470円	28,788円
	綾南	691円	10,215円
	讃岐国分寺	397円	18,638円
	宇多津	516円	33,537円
	琴平	374円	16,538円
	多度津	470円	17,691円
	讃岐高瀬	330円	25,208円
	讃岐豊浜	272円	4,929円
	本島	123円	28,528円
	与島	218円	16,328円
	木之郷	465円	16,194円
	伊吹	148円	15,413円
	鴨部	361円	23,740円
	庵治	241円	46,904円
	綾上	427円	25,846円
	讃岐昭和	383円	27,147円
	綾歌	297円	10,016円
	讃岐飯山	391円	13,829円
	讃岐吉野	149円	5,911円
	大野原	448円	8,965円
	讃岐豊中	285円	16,499円
	仁尾	214円	24,015円
	三本松２	166円	9,652円
	山本	298円	9,784円
	讃岐神山	215円	24,681円
	塩江	278円	7,786円
	麻二宮	308円	26,378円
	詫間	267円	44,357円
	財田	285円	16,841円
	高松	591円	44,578円
	讃岐池田	439円	5,189円
愛媛県	西須賀	803円	4,439円
	吉田浜	664円	3,875円
	堀江	522円	5,440円
	伊予石井２	1,111円	14,238円
	久谷	902円	8,065円
	新久米	1,150円	33,209円
	山越本	786円	23,127円
	松山３	1,522円	27,131円
	今治	452円	31,664円
	伊予桜井２	831円	9,933円
	宇和島	564円	14,735円
	八幡浜	385円	9,881円
	新居浜３	658円	19,210円
	泉川	399円	4,418円
	多喜浜	378円	9,245円
	伊予西条	650円	7,654円
	大洲	418円	8,681円
	新谷	420円	11,309円
	川之江	742円	12,119円
	伊予三島西	847円	6,770円
	伊予２	648円	11,242円
	伊予北条	594円	5,384円

	壬生川２	554円	19,722円
	伊予土居	366円	10,209円
	大西	1,091円	10,849円
	重信	1,251円	13,980円
	松前２	1,040円	13,381円
	砥部	1,845円	9,587円
	宇和	408円	4,466円
	広見	402円	52,701円
	御荘２	216円	7,335円
	湯山	2,908円	31,018円
	波止浜交換２	535円	13,372円
	来	749円	12,738円
	日土	1,054円	16,409円
	穴井	870円	26,586円
	伊予氷見	845円	10,987円
	伊予豊岡	955円	20,040円
	伊予三芳	665円	12,094円
	粟井	523円	16,104円
	伊予小松	852円	10,424円
	丹原	569円	11,433円
	伊予玉川	518円	13,021円
	菊間	283円	51,264円
	吉海	477円	14,506円
	伯方	1,078円	8,151円
	伊予川内	663円	10,193円
	久万	257円	15,770円
	保内	536円	17,403円
	伊予吉田	594円	46,166円
	伊予津島	549円	49,809円
	今治支店旧	622円	14,287円
	大洲新棟	453円	11,473円
	伊予長浜	371円	70,532円
	内子	804円	6,601円
	伊予三瓶	484円	8,169円
	愛媛野村	633円	57,171円
	三間	222円	2,992円
	伊予朝倉	371円	51,511円
	宮窪	44円	2,612円
	伊予上浦	82円	13,038円
	伊予小田	374円	17,178円
	伊予中山機械	995円	11,150円
	伊予松野	136円	3,015円
	一本松	71円	17,946円
	生名	173円	14,587円
	伊予弓削	108円	54,973円
	双海	811円	11,406円
	伊方	293円	12,017円
	城川交換機	103円	9,246円
	重信２	1,241円	33,947円
	伊予中島	602円	14,527円
高知県	高知東	1,238円	24,144円
	潮江	1,314円	42,256円
	土佐朝倉	1,134円	17,833円
	土佐一宮	1,115円	32,328円
	種崎	598円	7,328円
	土佐大津	987円	17,999円
	安芸	236円	15,512円
	南国	462円	12,278円
	須崎	628円	34,528円
	土佐中村	315円	21,132円
	赤岡	439円	9,513円
	土佐山田	360円	9,746円
	伊野	807円	9,015円
	池川	498円	28,859円
	土佐春野	592円	16,231円
	土佐羽根	689円	26,494円
	片山	1,033円	7,459円
	土佐国府	660円	18,100円
	戸波	351円	18,410円
	具同	416円	25,468円
	宿毛	531円	63,469円
	片島	111円	10,338円
	土佐長浜	404円	17,499円
	介良	1,588円	32,471円
	室戸	518円	19,840円
	土佐	519円	16,080円
	土佐宇佐	339円	12,737円
	野市	538円	8,582円
	美良布	533円	18,705円
	中土佐	519円	20,325円
	佐川	344円	17,050円

	壬生川２	329円	15,477円
	伊予土居	311円	9,171円
	大西	988円	8,491円
	重信	1,014円	13,579円
	松前２	869円	10,630円
	砥部	1,589円	8,544円
	宇和	366円	3,746円
	広見	311円	29,051円
	御荘２	176円	4,674円
	湯山	2,696円	28,084円
	波止浜交換２	469円	10,629円
	来	622円	33,068円
	日土	773円	8,310円
	穴井	594円	21,925円
	伊予氷見	712円	9,868円
	伊予豊岡	858円	15,470円
	伊予三芳	517円	9,151円
	粟井	434円	13,378円
	伊予小松	743円	9,399円
	丹原	480円	9,923円
	伊予玉川	451円	11,068円
	菊間	225円	48,434円
	吉海	413円	12,474円
	伯方	933円	5,391円
	伊予川内	600円	7,170円
	久万	195円	14,109円
	保内	424円	13,423円
	伊予吉田	490円	44,192円
	伊予津島	456円	27,510円
	今治支店旧	452円	9,735円
	大洲新棟	418円	8,446円
	伊予長浜	304円	64,092円
	内子	665円	26,972円
	伊予三瓶	445円	6,096円
	愛媛野村	563円	31,613円
	三間	174円	25,614円
	伊予朝倉	315円	48,990円
	宮窪	90円	23,306円
	伊予上浦	62円	11,160円
	伊予小田	229円	14,747円
	伊予中山機械	738円	9,700円
	伊予松野	66円	25,637円
	一本松	57円	15,289円
	生名	136円	13,260円
	伊予弓削	104円	27,446円
	双海	673円	10,009円
	伊方	150円	11,501円
	城川交換機	67円	6,894円
	重信２	1,014円	32,247円
	伊予中島	552円	13,696円
高知県	高知東	1,009円	22,067円
	潮江	1,040円	28,125円
	土佐朝倉	882円	17,127円
	土佐一宮	973円	30,570円
	種崎	408円	8,056円
	土佐大津	837円	14,108円
	安芸	157円	21,546円
	南国	386円	10,550円
	須崎	445円	21,272円
	土佐中村	242円	17,586円
	赤岡	346円	7,979円
	土佐山田	314円	6,621円
	伊野	743円	5,909円
	池川	380円	24,441円
	土佐春野	356円	13,463円
	土佐羽根	496円	22,964円
	片山	825円	6,160円
	土佐国府	595円	16,055円
	戸波	275円	15,319円
	具同	309円	20,478円
	宿毛	403円	36,850円
	片島	123円	8,255円
	土佐長浜	272円	14,219円
	介良	1,178円	30,147円
	室戸	371円	14,385円
	土佐	271円	12,188円
	土佐宇佐	171円	11,671円
	野市	520円	7,208円
	美良布	492円	15,656円
	中土佐	323円	14,422円
	佐川	289円	13,801円

	芸西	813円	12,899円
	吾川	686円	34,380円
	越知	496円	13,476円
	土佐日高	616円	24,267円
	吉良川	113円	23,598円
	大栃	150円	18,989円
	吾北	102円	23,294円
	仁淀	96円	13,944円
	高知	848円	21,013円
	大杉	143円	14,219円
	土佐平田	71円	21,934円
	土佐清水	391円	77,018円
	窪川	288円	8,435円
	大方	277円	12,486円
	土佐大月	168円	12,795円
	野根	117円	17,439円
	嶺北	186円	11,799円
	土佐佐賀	176円	17,702円
	土佐田野	175円	14,060円
	東津野	108円	13,442円
福岡県	門司２	617円	10,318円
	門司恒見	421円	9,792円
	門司大里	1,081円	11,749円
	福岡若松	742円	13,523円
	若松二島	650円	10,515円
	戸畑	643円	14,845円
	小倉南	1,203円	14,413円
	小倉西	883円	11,848円
	北九州古船場	732円	24,188円
	北九州１	967円	28,496円
	北九州２	967円	13,372円
	北九州３	967円	10,645円
	小倉南曽根	819円	6,783円
	小倉南徳力	1,774円	14,784円
	八幡槻田	671円	14,220円
	北九州八幡２	468円	15,576円
	折尾３	712円	14,270円
	八幡黒崎	533円	12,953円
	八幡上津役	772円	8,765円
	八幡香月別館	1,175円	15,033円
	福岡東	2,498円	22,752円
	香椎	2,217円	20,336円
	二股瀬	1,171円	18,920円
	和白	1,177円	12,808円
	博多	4,816円	19,929円
	土居町	1,199円	36,241円
	福岡南	1,196円	27,989円
	福岡中央２	13,860円	26,257円
	福岡平尾	1,975円	9,783円
	筑紫ケ丘	1,444円	14,797円
	屋形原	845円	15,799円
	姪浜	1,625円	13,566円
	金武	2,064円	14,434円
	今宿２	1,120円	12,785円
	七隈	1,697円	17,568円
	福岡西新	2,878円	19,060円
	大牟田	472円	11,923円
	久留米	546円	26,409円
	荒木	581円	10,393円
	御井町	1,012円	16,076円
	久留米上津	1,012円	19,811円
	久留米２	956円	18,077円
	直方２	312円	15,238円
	飯塚３	546円	12,039円
	田川	367円	9,507円
	福岡山田	97円	14,580円
	甘木	642円	11,731円
	八女	177円	14,872円
	筑後	365円	9,780円
	福岡大川	343円	25,943円
	行橋２	352円	10,701円
	中間	290円	14,592円
	福岡小郡	705円	20,076円
	二日市	738円	17,929円
	二日市原田	784円	10,384円
	福岡南大野	1,763円	16,712円
	乙金	1,721円	19,183円
	宗像	484円	7,038円
	日の里	1,620円	14,082円
	前原営業所	415円	19,637円
	宇美	777円	18,643円

	芸西	593円	12,929円
	吾川	565円	28,287円
	越知	317円	11,079円
	土佐日高	487円	20,122円
	吉良川	77円	19,006円
	大栃	116円	18,451円
	吾北	91円	19,243円
	仁淀	74円	12,407円
	高知	672円	47,015円
	大杉	103円	12,157円
	土佐平田	58円	17,243円
	土佐清水	276円	47,020円
	窪川	239円	7,220円
	大方	168円	9,901円
	土佐大月	141円	14,073円
	野根	65円	19,089円
	嶺北	154円	7,891円
	土佐佐賀	113円	17,872円
	土佐田野	126円	14,455円
	東津野	102円	12,364円
福岡県	門司２	597円	9,357円
	門司恒見	380円	17,998円
	門司大里	984円	11,556円
	福岡若松	641円	15,898円
	若松二島	595円	8,319円
	戸畑	696円	17,649円
	小倉南	1,070円	15,554円
	小倉西	806円	9,406円
	北九州古船場	633円	21,160円
	北九州１	848円	29,431円
	北九州２	848円	11,824円
	北九州３	848円	32,163円
	小倉南曽根	748円	4,729円
	小倉南徳力	1,544円	12,481円
	八幡槻田	552円	11,910円
	北九州八幡２	423円	13,500円
	折尾３	609円	11,796円
	八幡黒崎	467円	9,798円
	八幡上津役	706円	6,780円
	八幡香月別館	997円	11,944円
	福岡東	2,291円	25,833円
	香椎	2,117円	23,884円
	二股瀬	1,110円	16,153円
	和白	1,147円	9,887円
	博多	6,405円	19,818円
	土居町	1,177円	35,140円
	福岡南	1,162円	22,678円
	福岡中央２	15,156円	23,633円
	福岡平尾	2,075円	13,915円
	筑紫ケ丘	1,403円	11,905円
	屋形原	782円	12,775円
	姪浜	1,600円	10,173円
	金武	1,969円	11,872円
	今宿２	1,653円	8,135円
	七隈	1,840円	14,676円
	福岡西新	3,232円	18,219円
	大牟田	377円	8,367円
	久留米	489円	24,425円
	荒木	513円	7,333円
	御井町	874円	30,250円
	久留米上津	877円	16,118円
	久留米２	798円	14,699円
	直方２	254円	9,065円
	飯塚３	405円	10,090円
	田川	302円	7,416円
	福岡山田	82円	13,037円
	甘木	521円	9,135円
	八女	132円	12,809円
	筑後	332円	7,844円
	福岡大川	271円	21,717円
	行橋２	311円	7,375円
	中間	249円	12,662円
	福岡小郡	621円	15,609円
	二日市	719円	14,490円
	二日市原田	669円	8,556円
	福岡南大野	1,647円	14,162円
	乙金	1,528円	16,015円
	宗像	457円	4,927円
	日の里	1,458円	11,337円
	前原営業所	372円	16,674円
	宇美	664円	15,452円

	志免	1,052円	12,205円
	古賀新宮	654円	40,720円
	古賀	753円	6,949円
	長者原	2,330円	24,420円
	福間	366円	8,120円
	福岡芦屋	377円	11,146円
	折尾水巻	402円	17,785円
	折尾海老津	416円	16,257円
	直方鞍手	194円	11,664円
	田主丸	365円	13,777円
	瀬高	271円	10,813円
	柳川	314円	13,998円
	苅田	800円	10,177円
	行橋犀川	436円	39,315円
	行橋豊津	504円	19,684円
	門司黒川	642円	33,663円
	若松小島	302円	29,944円
	西谷石原	163円	43,475円
	多々良	969円	25,316円
	早良内野	727円	34,172円
	倉永	364円	20,903円
	善導寺	332円	15,991円
	福岡三国	417円	18,061円
	篠栗	897円	36,083円
	久山	605円	8,487円
	折尾遠賀川	499円	45,854円
	柳川大和	415円	20,477円
	江浦	342円	14,193円
	西戸崎	489円	14,711円
	北崎	967円	20,624円
	直方小竹	222円	22,978円
	直方宮田	363円	17,198円
	稲築	352円	28,785円
	前原志摩	796円	16,199円
	田主丸吉井	445円	10,716円
	大刀洗	161円	11,298円
	広川	391円	10,750円
	豊前	504円	9,909円
	津屋崎	352円	11,365円
	宗像玄海	311円	15,130円
	直方若宮	126円	16,416円
	飯塚桂川	265円	15,611円
	飯塚碓井	151円	31,519円
	飯塚大隈	581円	17,606円
	飯塚筑穂	434円	16,032円
	飯塚庄内	272円	19,700円
	粑木	557円	11,564円
	甘木朝倉	324円	12,965円
	夜須	258円	25,053円
	二丈	436円	28,262円
	福吉	274円	5,339円
	芥屋	242円	22,658円
	浮羽	185円	29,331円
	久留米北野	915円	17,473円
	大木	547円	14,493円
	三潴	399円	11,990円
	黒木	369円	20,617円
	瀬高山川	474円	10,387円
	田川香春	460円	12,616円
	田川添田	352円	18,296円
	田川金田	418円	11,116円
	田川糸田	412円	27,398円
	田川豊前川崎	299円	12,524円
	田川赤池	204円	18,929円
	田川大任	356円	22,282円
	田川油須原	297円	25,880円
	友枝	236円	20,384円
	直方東	427円	30,736円
	福岡大川２	343円	5,076円
	那珂川別	610円	18,103円
	若宮吉川	80円	18,916円
	城島	531円	11,804円
	行橋勝山	628円	28,536円
	行橋築城	456円	13,789円
	上陽	550円	21,524円
	光友	228円	29,687円
	星野	287円	10,906円
	行橋椎田	342円	12,421円
佐賀県	高木瀬	682円	31,280円
	唐津	508円	20,582円
	佐賀鳥栖	801円	30,135円

	志免	984円	8,676円
	古賀新宮	592円	22,352円
	古賀	772円	9,321円
	長者原	2,258円	21,922円
	福間	319円	9,127円
	福岡芦屋	335円	7,720円
	折尾水巻	391円	14,134円
	折尾海老津	364円	13,068円
	直方鞍手	178円	11,135円
	田主丸	302円	11,206円
	瀬高	223円	15,852円
	柳川	298円	13,291円
	苅田	750円	7,292円
	行橋犀川	389円	27,462円
	行橋豊津	441円	16,069円
	門司黒川	519円	32,114円
	若松小島	268円	26,013円
	西谷石原	131円	30,859円
	多々良	897円	14,404円
	早良内野	631円	29,801円
	倉永	318円	19,070円
	善導寺	284円	30,864円
	福岡三国	374円	14,702円
	篠栗	814円	30,294円
	久山	560円	15,659円
	折尾遠賀川	431円	26,810円
	柳川大和	313円	18,407円
	江浦	262円	15,638円
	西戸崎	462円	19,772円
	北崎	942円	17,323円
	直方小竹	177円	21,146円
	直方宮田	317円	14,154円
	稲築	321円	25,718円
	前原志摩	720円	13,019円
	田主丸吉井	356円	14,646円
	大刀洗	141円	10,207円
	広川	310円	13,609円
	豊前	437円	8,130円
	津屋崎	326円	21,209円
	宗像玄海	274円	12,562円
	直方若宮	104円	14,880円
	飯塚桂川	226円	13,858円
	飯塚碓井	115円	27,764円
	飯塚大隈	424円	14,976円
	飯塚筑穂	352円	15,061円
	飯塚庄内	258円	16,328円
	粑木	424円	10,526円
	甘木朝倉	269円	11,181円
	夜須	273円	19,368円
	二丈	380円	21,986円
	福吉	186円	3,585円
	芥屋	204円	18,962円
	浮羽	153円	20,452円
	久留米北野	806円	14,401円
	大木	479円	15,212円
	三潴	365円	10,622円
	黒木	243円	18,037円
	瀬高山川	343円	7,544円
	田川香春	351円	11,347円
	田川添田	256円	16,439円
	田川金田	376円	8,945円
	田川糸田	343円	18,495円
	田川豊前川崎	254円	9,568円
	田川赤池	187円	16,863円
	田川大任	331円	20,095円
	田川油須原	271円	23,229円
	友枝	231円	18,249円
	直方東	352円	23,612円
	福岡大川２	271円	3,251円
	那珂川別	550円	15,262円
	若宮吉川	66円	16,898円
	城島	465円	9,250円
	行橋勝山	559円	25,147円
	行橋築城	410円	12,732円
	上陽	430円	19,806円
	光友	147円	26,959円
	星野	251円	8,389円
	行橋椎田	294円	11,335円
佐賀県	高木瀬	653円	29,724円
	唐津	350円	17,641円
	佐賀鳥栖	669円	28,084円

	多久	374円	26,046円
	伊万里	362円	16,420円
	伊万里黒川	208円	15,679円
	武雄	255円	18,965円
	佐賀鹿島	292円	9,554円
	川副南	411円	21,523円
	神埼	557円	16,934円
	基山	462円	23,397円
	小城	445円	35,200円
	牛津	497円	26,332円
	玄海	459円	25,624円
	嬉野電交局舎	561円	12,696円
	有田	499円	21,199円
	蓮池	133円	12,450円
	川久保	116円	12,551円
	唐津山本	478円	19,038円
	唐津鏡	419円	30,288円
	東多久	131円	22,670円
	久原	241円	13,355円
	波多津	249円	28,665円
	伊万里松浦	106円	23,496円
	大川野	85円	30,567円
	南波多	113円	25,490円
	諸富	460円	37,329円
	佐賀千代田	720円	10,243円
	鳥栖中原	898円	19,596円
	北茂安	459円	17,287円
	呼子	283円	12,638円
	西有田	341円	36,812円
	武雄北方	694円	19,904円
	佐賀大町	580円	9,337円
	佐賀白石	321円	23,853円
	鹿島塩田	572円	31,657円
	久保田	532円	12,724円
	佐賀大和	518円	14,577円
	江北	530円	16,740円
	佐賀福富	570円	22,208円
	有明	660円	21,119円
	太良	550円	25,260円
	若木	300円	13,158円
	浜崎	606円	17,413円
	武雄山内	238円	28,528円
	三根	795円	24,789円
	入野	447円	25,993円
	西川登	418円	35,096円
	七山	329円	10,669円
	湊	270円	25,287円
	厳木	247円	11,055円
	相知	160円	32,106円
	太良大浦	303円	12,952円
長崎県	浦上	1,263円	24,759円
	新長	1,275円	20,735円
	小ケ倉	466円	10,469円
	稲佐	1,839円	356円
	深堀	417円	14,022円
	東長崎	1,216円	10,621円
	滑石	1,273円	11,388円
	佐世保別	956円	16,678円
	早岐	532円	16,358円
	佐世保大和	505円	25,755円
	佐世保大野	757円	48,256円
	柚木	385円	6,522円
	相浦	322円	21,847円
	島原	554円	21,377円
	諫早	609円	17,607円
	西諫早	533円	20,868円
	大村	285円	14,995円
	福江	240円	12,485円
	長崎平戸	513円	44,423円
	時津	1,008円	15,244円
	有川	419円	30,924円
	壱岐	653円	18,702円
	厳原	393円	27,020円
	大瀬戸	349円	15,545円
	長崎小浜	272円	16,860円
	豆酘	116円	32,702円
	竹松	503円	15,855円
	長崎茂木	780円	17,946円
	木鉢	727円	10,923円
	長崎三重	458円	15,307円
	鹿子前	488円	15,624円

	多久	290円	22,179円
	伊万里	278円	16,169円
	伊万里黒川	145円	12,752円
	武雄	201円	16,541円
	佐賀鹿島	241円	6,664円
	川副南	361円	18,561円
	神埼	497円	20,138円
	基山	406円	20,284円
	小城	357円	23,400円
	牛津	387円	23,702円
	玄海	307円	21,722円
	嬉野電交局舎	440円	11,663円
	有田	322円	32,198円
	蓮池	124円	10,804円
	川久保	105円	11,135円
	唐津山本	319円	16,536円
	唐津鏡	360円	21,352円
	東多久	98円	19,158円
	久原	165円	11,450円
	波多津	188円	23,805円
	伊万里松浦	78円	19,923円
	大川野	63円	27,127円
	南波多	70円	22,709円
	諸富	394円	34,505円
	佐賀千代田	615円	9,797円
	鳥栖中原	702円	19,566円
	北茂安	378円	15,733円
	呼子	174円	9,377円
	西有田	271円	32,846円
	武雄北方	523円	24,172円
	佐賀大町	357円	8,636円
	佐賀白石	287円	21,483円
	鹿島塩田	352円	28,261円
	久保田	545円	63,516円
	佐賀大和	456円	12,530円
	江北	402円	14,038円
	佐賀福富	527円	18,231円
	有明	590円	23,525円
	太良	500円	22,619円
	若木	243円	10,764円
	浜崎	358円	13,326円
	武雄山内	215円	25,280円
	三根	597円	20,129円
	入野	269円	21,469円
	西川登	339円	30,652円
	七山	235円	23,733円
	湊	286円	23,618円
	厳木	153円	9,692円
	相知	132円	29,681円
	太良大浦	244円	10,720円
長崎県	浦上	1,262円	21,332円
	新長	1,198円	20,654円
	小ケ倉	428円	7,709円
	稲佐	1,666円	8,496円
	深堀	357円	12,714円
	東長崎	1,160円	11,072円
	滑石	1,184円	9,802円
	佐世保別	892円	25,272円
	早岐	418円	12,568円
	佐世保大和	437円	24,526円
	佐世保大野	590円	44,112円
	柚木	347円	5,920円
	相浦	281円	21,473円
	島原	403円	19,003円
	諫早	589円	15,226円
	西諫早	474円	17,565円
	大村	251円	11,590円
	福江	185円	13,190円
	長崎平戸	420円	32,391円
	時津	860円	15,105円
	有川	316円	27,094円
	壱岐	522円	16,153円
	厳原	331円	43,315円
	大瀬戸	170円	13,980円
	長崎小浜	223円	13,574円
	豆酘	103円	27,282円
	竹松	455円	26,875円
	長崎茂木	679円	15,791円
	木鉢	638円	10,870円
	長崎三重	376円	12,345円
	鹿子前	327円	12,494円

	針尾	388円	16,470円
	松浦	393円	21,507円
	御厨	297円	7,395円
	長崎三和	427円	28,314円
	多良見	604円	11,961円
	長与	867円	23,969円
	琴海	389円	46,788円
	西彼	304円	13,662円
	東彼杵	479円	12,609円
	川棚	267円	10,812円
	波佐見	208円	14,655円
	湯江	368円	11,228円
	小長井	276円	11,737円
	島原有明	179円	6,727円
	島原国見	170円	11,172円
	諫早吾妻	379円	15,976円
	愛野森山	1,061円	17,773円
	千々石	355円	11,212円
	有家	307円	14,048円
	島原深江	926円	9,540円
	田平	108円	11,092円
	江迎	216円	9,917円
	佐々	354円	21,645円
	佐世保吉井	145円	18,238円
	黒口	216円	18,172円
	飯盛	833円	16,750円
	島原瑞穂	647円	20,271円
	鹿町	397円	14,314円
	小佐々	340円	17,690円
	楠泊	272円	15,677円
	式見	812円	14,586円
	三川内	1,008円	17,606円
	紐差	311円	28,282円
	津吉	145円	20,541円
	今福	212円	38,332円
	西彼大串	419円	48,789円
	南風崎	865円	23,908円
	有喜	160円	20,102円
	鶏知	722円	30,527円
	崎戸	119円	24,620円
	雲仙	140円	53,278円
	伊万里福島	378円	17,635円
	鷹島	337円	31,266円
	野母崎	697円	20,764円
	加津佐	155円	13,214円
	長崎口之津	273円	12,855円
	南有馬	897円	16,061円
	富江	328円	14,782円
	青方	387円	16,780円
熊本県	東	1,432円	15,614円
	健軍	753円	11,338円
	立田	656円	21,344円
	田迎	1,178円	22,604円
	桜町	768円	23,540円
	熊本清水	830円	13,906円
	北部	517円	28,171円
	帯山	977円	23,957円
	託麻別館	1,276円	33,255円
	新川尻	829円	20,652円
	熊本南部	494円	21,699円
	郡築	192円	21,183円
	人吉別館	205円	15,020円
	水俣	1,385円	13,703円
	玉名	350円	21,369円
	本渡	550円	23,558円
	山鹿	263円	12,976円
	牛深	204円	16,720円
	菊池	743円	20,895円
	松橋	489円	12,775円
	松橋小川	132円	13,410円
	植木岩野	625円	20,485円
	熊本大津	198円	26,787円
	西合志	205円	7,366円
	一の宮	240円	12,625円
	熊本小国	756円	29,113円
	高森	554円	19,359円
	南阿蘇	80円	67,032円
	木山	790円	51,783円
	矢部別館	636円	30,918円
	荒尾	189円	13,261円
	宇土	435円	23,034円

	針尾	331円	13,917円
	松浦	321円	17,639円
	御厨	229円	6,733円
	長崎三和	399円	25,133円
	多良見	500円	10,716円
	長与	757円	20,854円
	琴海	310円	26,648円
	西彼	255円	11,997円
	東彼杵	257円	10,503円
	川棚	241円	11,861円
	波佐見	177円	12,914円
	湯江	315円	19,754円
	小長井	240円	15,029円
	島原有明	174円	6,583円
	島原国見	175円	8,864円
	諫早吾妻	309円	14,382円
	愛野森山	855円	16,438円
	千々石	253円	10,452円
	有家	277円	12,566円
	島原深江	947円	8,738円
	田平	94円	8,056円
	江迎	192円	17,862円
	佐々	376円	18,065円
	佐世保吉井	123円	16,847円
	黒口	182円	16,361円
	飯盛	686円	13,977円
	島原瑞穂	563円	13,929円
	鹿町	315円	23,385円
	小佐々	278円	15,084円
	楠泊	222円	13,247円
	式見	702円	12,792円
	三川内	809円	11,208円
	紐差	243円	20,913円
	津吉	108円	18,116円
	今福	161円	35,241円
	西彼大串	350円	27,269円
	南風崎	702円	17,298円
	有喜	142円	15,998円
	鶏知	547円	27,089円
	崎戸	101円	20,795円
	雲仙	110円	47,589円
	伊万里福島	273円	13,413円
	鷹島	271円	28,966円
	野母崎	552円	40,666円
	加津佐	121円	10,378円
	長崎口之津	208円	11,649円
	南有馬	751円	14,756円
	富江	216円	13,337円
	青方	318円	13,178円
熊本県	東	1,357円	14,225円
	健軍	716円	9,355円
	立田	655円	18,203円
	田迎	1,211円	19,460円
	桜町	733円	20,590円
	熊本清水	844円	11,347円
	北部	468円	23,628円
	帯山	1,064円	20,096円
	託麻別館	1,149円	28,788円
	新川尻	775円	17,868円
	熊本南部	398円	20,538円
	郡築	173円	18,102円
	人吉別館	172円	14,592円
	水俣	1,070円	10,667円
	玉名	308円	18,800円
	本渡	498円	19,733円
	山鹿	223円	11,790円
	牛深	156円	13,660円
	菊池	546円	17,384円
	松橋	432円	9,434円
	松橋小川	113円	11,188円
	植木岩野	517円	14,443円
	熊本大津	177円	21,730円
	西合志	190円	10,547円
	一の宮	219円	12,080円
	熊本小国	618円	24,881円
	高森	440円	23,011円
	南阿蘇	70円	34,617円
	木山	726円	45,363円
	矢部別館	460円	23,495円
	荒尾	156円	10,383円
	宇土	331円	20,285円

	合志	149円	19,538円
	熊本小島	726円	18,384円
	天明	105円	28,346円
	日奈久	458円	8,798円
	府本	115円	11,253円
	荒尾緑ケ丘	605円	16,841円
	網田	306円	19,037円
	三角	583円	13,160円
	松橋城南	222円	15,653円
	堅志田	210円	19,927円
	砥用	179円	18,030円
	岱明	67円	13,714円
	天水	400円	29,803円
	南関	358円	13,278円
	熊本長洲	248円	13,397円
	鹿本	464円	34,231円
	菊陽	922円	13,248円
	泗水	297円	16,213円
	南小国	540円	19,902円
	熊本西原	486円	23,133円
	嘉島	289円	49,593円
	甲佐	744円	18,230円
	坂本	310円	12,673円
	熊本鏡	221円	16,627円
	宮原	229円	9,568円
	東陽	302円	17,514円
	湯浦	289円	19,727円
	津奈木	381円	24,842円
	錦	303円	15,936円
	多良木	255円	31,031円
	大矢野	1,244円	10,727円
	本渡松島	478円	15,817円
	赤崎	326円	33,378円
	飽田	588円	87,681円
	竜峰	437円	15,796円
	松橋豊野	39円	18,875円
	玉東	378円	7,480円
	菊水	415円	8,517円
	坊中	188円	38,058円
	御船	319円	28,988円
	千丁	488円	18,053円
	水俣田浦	270円	26,019円
	熊本河内	552円	16,930円
	水源	183円	22,975円
	郡浦	195円	23,987円
	鹿北	260円	13,322円
	菊鹿	163円	18,330円
	鹿央	103円	12,680円
	旭志	232円	22,923円
	矢部清和	150円	20,160円
	芦北	586円	17,690円
	湯前	180円	18,864円
	姫戸	392円	16,388円
	三加和	136円	21,733円
	阿蘇	274円	83,830円
	本渡富岡	456円	18,074円
	河浦	428円	52,673円
	蘇陽	287円	19,846円
	免田	309円	18,457円
	一勝地	173円	19,428円
	竜ケ岳	482円	30,143円
	五和	609円	27,054円
	玉名大浜	276円	16,706円
大分県	大分	1,935円	32,763円
	鶴崎	318円	21,700円
	大分東	880円	23,380円
	大分滝尾	400円	19,862円
	大分大道	951円	22,015円
	大分市外	742円	21,610円
	大分別府	470円	19,004円
	別府北	572円	7,726円
	如水	95円	18,667円
	新中津	521円	21,870円
	日田三本松	376円	31,223円
	佐伯	650円	22,077円
	臼杵	633円	27,006円
	津久見	332円	12,530円
	大分竹田	310円	20,078円
	豊後高田	432円	11,036円
	杵築別館	410円	25,612円
	大分宇佐	342円	26,002円

	合志	137円	14,930円
	熊本小島	648円	15,474円
	天明	95円	23,483円
	日奈久	353円	8,144円
	府本	94円	10,344円
	荒尾緑ケ丘	469円	14,258円
	網田	220円	17,036円
	三角	578円	10,627円
	松橋城南	257円	23,171円
	堅志田	188円	16,960円
	砥用	136円	15,006円
	岱明	54円	10,757円
	天水	306円	25,789円
	南関	298円	13,236円
	熊本長洲	208円	11,390円
	鹿本	411円	49,464円
	菊陽	860円	15,364円
	泗水	248円	15,114円
	南小国	478円	18,272円
	熊本西原	451円	20,208円
	嘉島	255円	43,058円
	甲佐	619円	15,884円
	坂本	237円	10,810円
	熊本鏡	190円	14,639円
	宮原	202円	15,879円
	東陽	242円	15,153円
	湯浦	213円	22,372円
	津奈木	297円	17,535円
	錦	255円	14,066円
	多良木	194円	53,563円
	大矢野	952円	10,001円
	本渡松島	400円	11,844円
	赤崎	291円	35,748円
	飽田	539円	81,871円
	竜峰	356円	12,370円
	松橋豊野	32円	14,293円
	玉東	330円	11,236円
	菊水	361円	9,789円
	坊中	161円	34,612円
	御船	267円	23,895円
	千丁	436円	14,408円
	水俣田浦	192円	21,495円
	熊本河内	455円	14,618円
	水源	141円	19,785円
	郡浦	145円	19,377円
	鹿北	220円	17,606円
	菊鹿	139円	15,745円
	鹿央	88円	21,310円
	旭志	193円	19,670円
	矢部清和	95円	22,593円
	芦北	463円	16,806円
	湯前	156円	16,334円
	姫戸	312円	14,878円
	三加和	110円	26,093円
	阿蘇	232円	75,315円
	本渡富岡	375円	21,435円
	河浦	282円	49,945円
	蘇陽	216円	16,200円
	免田	260円	15,206円
	一勝地	146円	21,638円
	竜ケ岳	368円	25,254円
	五和	571円	26,292円
	玉名大浜	253円	19,990円
大分県	大分	1,575円	36,864円
	鶴崎	295円	18,029円
	大分東	751円	19,891円
	大分滝尾	350円	30,449円
	大分大道	848円	24,850円
	大分市外	636円	23,249円
	大分別府	418円	19,072円
	別府北	477円	8,843円
	如水	81円	16,558円
	新中津	355円	21,088円
	日田三本松	312円	32,686円
	佐伯	595円	18,738円
	臼杵	438円	22,762円
	津久見	227円	14,134円
	大分竹田	240円	17,138円
	豊後高田	312円	22,446円
	杵築別館	327円	21,676円
	大分宇佐	258円	21,873円

	国東	301円	15,426円
	日出	642円	14,991円
	由布院	663円	14,239円
	大分三重	263円	22,624円
	玖珠	574円	22,460円
	大分種田	772円	16,860円
	大分中津	789円	12,240円
	大分戸次	892円	50,494円
	鶴崎松岡	436円	28,293円
	長洲	327円	18,866円
	豊後高田田原	78円	14,172円
	大分賀来	826円	19,928円
	坂ノ市別館	646円	25,061円
	海崎	104円	16,208円
	保戸島	550円	70,095円
	宇佐八幡	263円	14,599円
	山香	359円	16,532円
	大分挾間	337円	23,608円
	大分庄内	318円	12,019円
	佐賀関	220円	37,514円
	幸崎	192円	18,445円
	佐伯弥生	527円	31,639円
	野津	399円	14,437円
	緒方	222円	22,681円
	三重大野	397円	11,963円
	三重千歳	72円	17,115円
	天ケ瀬	794円	20,641円
	三光	203円	15,780円
	大分野津原	420円	27,078円
	直川	331円	15,834円
	本耶馬渓	329円	16,583円
	院内	134円	24,682円
	安心院	232円	15,806円
	真玉	163円	25,666円
	国東国見	157円	30,522円
	国東富来	294円	21,027円
	佐伯鶴見	486円	19,571円
	竹田荻	119円	15,071円
	日田大山	527円	10,698円
	大分犬飼	262円	14,313円
	大分吉野	102円	17,687円
	安岐	221円	13,432円
	武蔵	401円	14,015円
	宇目	338円	20,055円
	蒲江	328円	15,452円
	耶馬渓下郷	238円	80,871円
	山国	185円	25,376円
	香々地	158円	27,086円
	三重清川	69円	11,424円
	久住	545円	13,710円
	恵良	272円	10,349円
	津江	367円	28,604円
	耶馬渓	484円	14,445円
	合河	215円	23,035円
宮崎県	生目	350円	28,572円
	宮崎大淀	774円	22,428円
	木花	826円	23,367円
	都城	579円	14,049円
	都城荘内	90円	15,022円
	沖水	208円	15,788円
	都城中郷	94円	37,924円
	土々呂	482円	21,398円
	延岡市外	616円	19,039円
	日南	253円	12,784円
	宮崎小林	360円	16,114円
	日向別館	249円	62,879円
	西都	435円	22,640円
	高城	239円	18,068円
	宮崎住吉	612円	16,435円
	柳瀬	323円	33,664円
	宮崎本郷	653円	26,698円
	志和池	95円	39,697円
	大堂津	231円	26,852円
	飫肥	192円	17,197円
	西小林	190円	23,423円
	串間	368円	21,422円
	三財	276円	18,988円
	えびの堂機械	235円	23,009円
	飯野駅前	185円	17,678円
	清武	1,545円	36,233円
	宮崎田野	235円	12,771円

	国東	263円	13,808円
	日出	566円	12,781円
	由布院	558円	12,528円
	大分三重	227円	20,778円
	玖珠	501円	18,866円
	大分種田	691円	13,935円
	大分中津	617円	9,984円
	大分戸次	733円	44,077円
	鶴崎松岡	383円	25,359円
	長洲	277円	19,660円
	豊後高田田原	63円	10,137円
	大分賀来	746円	22,237円
	坂ノ市別館	519円	25,006円
	海崎	90円	13,935円
	保戸島	281円	60,130円
	宇佐八幡	219円	12,707円
	山香	285円	13,761円
	大分挾間	317円	22,117円
	大分庄内	275円	10,787円
	佐賀関	166円	26,192円
	幸崎	161円	16,324円
	佐伯弥生	462円	27,341円
	野津	356円	14,947円
	緒方	186円	19,732円
	三重大野	305円	13,186円
	三重千歳	58円	15,280円
	天ケ瀬	646円	27,817円
	三光	183円	13,454円
	大分野津原	365円	23,670円
	直川	244円	14,207円
	本耶馬渓	261円	14,083円
	院内	120円	32,517円
	安心院	210円	13,021円
	真玉	161円	22,057円
	国東国見	139円	31,860円
	国東富来	180円	18,625円
	佐伯鶴見	438円	21,070円
	竹田荻	98円	16,011円
	日田大山	447円	9,965円
	大分犬飼	253円	12,409円
	大分吉野	77円	14,603円
	安岐	179円	11,070円
	武蔵	320円	22,131円
	宇目	220円	15,572円
	蒲江	242円	12,498円
	耶馬渓下郷	213円	72,605円
	山国	150円	18,986円
	香々地	109円	21,866円
	三重清川	51円	16,853円
	久住	299円	12,775円
	恵良	227円	15,838円
	津江	263円	23,881円
	耶馬渓	236円	13,034円
	合河	193円	22,835円
宮崎県	生目	295円	23,499円
	宮崎大淀	644円	21,618円
	木花	692円	19,379円
	都城	508円	13,412円
	都城荘内	80円	12,615円
	沖水	171円	13,924円
	都城中郷	84円	34,369円
	土々呂	435円	18,422円
	延岡市外	488円	17,691円
	日南	213円	11,204円
	宮崎小林	307円	13,334円
	日向別館	230円	60,581円
	西都	365円	19,313円
	高城	212円	33,971円
	宮崎住吉	540円	14,075円
	柳瀬	287円	40,825円
	宮崎本郷	491円	23,401円
	志和池	84円	23,512円
	大堂津	168円	23,544円
	飫肥	176円	15,096円
	西小林	167円	16,399円
	串間	307円	18,135円
	三財	248円	15,546円
	えびの堂機械	190円	20,744円
	飯野駅前	170円	16,003円
	清武	1,283円	29,777円
	宮崎田野	218円	10,548円

	佐土原	182円	24,386円
	西佐土原	236円	15,144円
	日南北郷	376円	16,338円
	日南南郷	286円	34,776円
	三股	233円	27,004円
	都城高崎	192円	15,629円
	高原	224円	22,711円
	小林野尻	239円	19,220円
	紙屋	136円	22,600円
	宮崎高岡	204円	15,971円
	国富	278円	19,562円
	綾	189円	18,242円
	高鍋営業所１	320円	22,086円
	新富	442円	20,984円
	木城	475円	23,073円
	川南	147円	11,093円
	都農	179円	15,917円
	門川	328円	19,913円
	大束	134円	12,714円
	都城山田	171円	22,547円
	高千穂別館	294円	23,007円
	都城高野	183円	25,588円
	美々津	236円	26,410円
	岩脇	213円	22,192円
	真幸	210円	30,226円
	山陰	193円	22,778円
	神門	326円	18,718円
	日向西郷	152円	19,088円
	宇納間	100円	19,787円
	曽木	168円	16,876円
	北川	291円	22,717円
	延岡北浦	497円	29,983円
	宮崎東	902円	36,126円
	青島	294円	64,879円
	都城山之口	206円	18,303円
	日之影	155円	17,059円
	五ケ瀬	285円	8,199円
	宮崎内海	478円	25,911円
	諸塚	139円	26,976円
鹿児島県	鴨池甲南新館	3,023円	25,345円
	谷山	1,237円	20,153円
	伊敷	1,138円	27,786円
	原良	3,474円	24,548円
	広木	3,516円	27,462円
	坂之上	1,924円	16,698円
	鹿児島川内	673円	23,679円
	鹿屋	407円	28,146円
	枕崎	288円	10,424円
	名瀬	802円	17,795円
	出水	229円	10,504円
	指宿	397円	20,518円
	加世田	392円	18,416円
	国分	654円	25,975円
	種子島	258円	10,304円
	加治木	616円	18,091円
	帖佐	453円	34,096円
	丸尾	154円	22,601円
	志布志	158円	12,213円
	屋久島	126円	23,476円
	徳之島	296円	19,745円
	鹿児島吉野	551円	15,834円
	鹿児島春日	1,669円	20,462円
	鹿児島大口	385円	11,752円
	隼人	584円	55,055円
	河頭	123円	22,832円
	高須	122円	26,032円
	大姶良	124円	22,404円
	鹿屋南	37円	17,721円
	串木野	333円	16,321円
	阿久根	320円	24,368円
	米之津	130円	25,602円
	宮ケ浜	82円	13,408円
	鹿児島垂水	205円	27,654円
	指宿山川	74円	9,866円
	開聞	89円	22,257円
	知覧	333円	20,257円
	知覧瀬世	38円	15,469円
	加世田川辺	196円	27,573円
	市来	329円	17,378円
	東市来	188円	25,925円
	伊集院	391円	16,702円

	佐土原	282円	20,622円
	西佐土原	224円	13,985円
	日南北郷	338円	22,836円
	日南南郷	253円	22,119円
	三股	202円	23,986円
	都城高崎	190円	14,913円
	高原	188円	18,896円
	小林野尻	258円	14,590円
	紙屋	99円	23,242円
	宮崎高岡	189円	15,944円
	国富	261円	17,185円
	綾	177円	28,447円
	高鍋営業所１	292円	18,503円
	新富	324円	16,137円
	木城	370円	20,570円
	川南	129円	20,998円
	都農	171円	14,660円
	門川	279円	16,738円
	大束	105円	15,261円
	都城山田	155円	20,412円
	高千穂別館	218円	19,103円
	都城高野	138円	18,367円
	美々津	192円	22,434円
	岩脇	184円	17,492円
	真幸	199円	26,346円
	山陰	158円	18,737円
	神門	240円	14,559円
	日向西郷	121円	16,136円
	宇納間	82円	16,305円
	曽木	135円	16,504円
	北川	223円	20,832円
	延岡北浦	357円	24,972円
	宮崎東	665円	32,194円
	青島	244円	60,715円
	都城山之口	179円	17,382円
	日之影	152円	14,496円
	五ケ瀬	223円	6,761円
	宮崎内海	337円	22,104円
	諸塚	116円	23,003円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,768円	22,244円
	谷山	1,114円	24,606円
	伊敷	1,072円	28,689円
	原良	3,034円	20,272円
	広木	2,998円	20,357円
	坂之上	1,470円	13,150円
	鹿児島川内	626円	22,210円
	鹿屋	318円	23,169円
	枕崎	211円	15,419円
	名瀬	716円	16,212円
	出水	181円	8,864円
	指宿	335円	25,454円
	加世田	244円	15,206円
	国分	523円	22,242円
	種子島	143円	8,058円
	加治木	518円	14,563円
	帖佐	376円	29,646円
	丸尾	112円	20,303円
	志布志	106円	12,090円
	屋久島	84円	19,578円
	徳之島	246円	17,354円
	鹿児島吉野	365円	12,754円
	鹿児島春日	1,558円	17,655円
	鹿児島大口	293円	16,930円
	隼人	398円	51,676円
	河頭	102円	20,665円
	高須	75円	22,913円
	大姶良	78円	19,832円
	鹿屋南	25円	14,141円
	串木野	209円	14,524円
	阿久根	255円	20,073円
	米之津	97円	23,103円
	宮ケ浜	70円	12,283円
	鹿児島垂水	147円	24,653円
	指宿山川	72円	19,376円
	開聞	75円	19,293円
	知覧	281円	17,842円
	知覧瀬世	29円	13,941円
	加世田川辺	217円	24,091円
	市来	236円	15,538円
	東市来	197円	23,628円
	伊集院	326円	13,230円

松元	243円	30,497円
伊集院郡山	300円	25,294円
金峰	245円	15,001円
入来	99円	24,514円
宮之城	157円	22,139円
高尾野	132円	13,802円
菱刈	113円	9,722円
蒲生	122円	19,175円
十三塚原	101円	19,609円
加治木横川	147円	66,595円
栗野	435円	21,978円
吉松	125円	30,183円
霧島	78円	15,754円
岩川	197円	14,392円
財部	62円	17,193円
都城末吉	407円	19,597円
志布志有明	220円	26,039円
蓬原	125円	16,312円
志布志大崎	122円	12,654円
菱田	78円	33,931円
串良	106円	23,546円
鹿屋高山	225円	24,511円
吾平	153円	23,453円
大根占	221円	22,823円
根占	152円	26,818円
古江	263円	17,195円
川内東郷	291円	29,356円
牧ノ原	151円	18,866円
百引	142円	18,133円
志布志松山	36円	28,314円
大根占田代	133円	23,612円
川内西方	39円	20,136円
城上	116円	25,681円
高隈	244円	17,757円
阿久根脇本	154円	14,201円
阿久根大川	65円	11,031円
鹿屋新城	77円	23,529円
牛根	431円	27,901円
西桜島	300円	18,108円
喜入	166円	24,290円
瀬々串	159円	15,634円
頴娃	274円	14,162円
石垣	53円	12,126円
笠沙	102円	15,806円
加世田大浦	306円	32,101円
樋脇	113円	19,447円
市比野	188円	24,958円
宮野城鶴田	298円	16,647円
薩摩	257円	16,292円
祁答院	207円	18,981円
出水野田	319円	17,341円
牧園	129円	16,359円
細山田	(略)	25,328円
内の浦	419円	23,270円
佐多	220円	20,527円
喜界島	554円	29,865円
鹿児島吉田	338円	18,527円
伊集院吹上	99円	13,429円
出水鷹巣	439円	22,766円
指江	293円	29,977円
竜郷	14円	31,695円
笠利	682円	27,948円
天城	119円	38,334円
伊仙	389円	32,449円
与論島	61円	26,733円
川内羽島	326円	21,075円
山門野	227円	20,161円
瀬戸内	1,581円	17,086円
知名	288円	28,463円
木慈	79円	57,560円
勝能	92円	140,318円
管鈍	119円	65,746円
与路島	121円	295,914円
請島	192円	204,978円
節子	359円	77,870円
生見	106円	11,534円
中種子	364円	20,146円
南種子	810円	17,261円

松元	187円	26,269円
伊集院郡山	280円	21,563円
金峰	194円	12,963円
入来	69円	21,827円
宮之城	96円	25,080円
高尾野	101円	12,120円
菱刈	83円	8,212円
蒲生	110円	16,282円
十三塚原	76円	15,635円
加治木横川	103円	57,295円
栗野	248円	18,041円
吉松	21円	26,540円
霧島	59円	13,828円
岩川	151円	12,638円
財部	65円	23,912円
都城末吉	352円	17,299円
志布志有明	139円	20,815円
蓬原	107円	13,607円
志布志大崎	82円	15,659円
菱田	52円	29,295円
串良	88円	20,816円
鹿屋高山	145円	21,719円
吾平	89円	20,053円
大根占	164円	19,727円
根占	101円	23,764円
古江	202円	14,542円
川内東郷	313円	24,938円
牧ノ原	120円	13,293円
百引	107円	20,383円
志布志松山	28円	23,993円
大根占田代	92円	18,883円
川内西方	30円	15,937円
城上	91円	21,086円
高隈	187円	14,802円
阿久根脇本	122円	12,223円
阿久根大川	50円	9,750円
鹿屋新城	59円	18,573円
牛根	294円	23,491円
西桜島	257円	17,875円
喜入	177円	21,375円
瀬々串	113円	14,552円
頴娃	128円	11,534円
石垣	52円	10,434円
笠沙	77円	12,833円
加世田大浦	255円	25,903円
樋脇	81円	16,262円
市比野	158円	20,885円
宮野城鶴田	248円	13,715円
薩摩	200円	13,346円
祁答院	176円	15,329円
出水野田	232円	14,807円
牧園	107円	14,045円
細山田	(略)	19,635円
内の浦	169円	19,745円
佐多	193円	16,594円
喜界島	266円	22,860円
鹿児島吉田	241円	15,479円
伊集院吹上	74円	11,596円
出水鷹巣	261円	18,401円
指江	224円	25,359円
竜郷	13円	26,304円
笠利	537円	27,713円
天城	103円	41,211円
伊仙	342円	27,935円
与論島	53円	28,299円
川内羽島	233円	19,457円
山門野	173円	16,079円
瀬戸内	1,129円	14,287円
知名	229円	23,614円
木慈	65円	47,648円
勝能	72円	122,590円
管鈍	98円	54,714円
与路島	94円	262,933円
請島	133円	178,323円
節子	265円	67,786円
生見	71円	10,063円
中種子	214円	19,442円
南種子	439円	14,055円

	母間	63円	20,997円
	沖之永良部	260円	28,442円
	坊	237円	16,534円
沖縄県	寄宮	1,830円	20,793円
	牧志	2,362円	26,972円
	小禄	1,540円	17,355円
	首里	4,551円	21,224円
	田場	312円	19,677円
	大謝名	928円	22,731円
	普天間	549円	18,784円
	沖縄宮古	455円	24,153円
	八重山	778円	26,466円
	浦添別	1,998円	32,974円
	名護別館	928円	21,005円
	照屋	672円	21,038円
	コザ	675円	43,096円
	胡屋	655円	27,275円
	コザ北谷	1,361円	35,735円
	豊見城	1,104円	23,075円
	与那原	789円	23,300円
	南風原	1,064円	52,641円
	久辺	100円	101,433円
	嘉手納	1,363円	38,268円
	沖縄石川別	435円	20,621円
	具志川	581円	16,399円
	仲尾次	172円	33,798円
	米須	293円	31,960円
	今帰仁	959円	24,406円
	本部	510円	16,675円
	コザ金武	580円	19,163円
	与那城	475円	16,443円
	読谷	833円	32,598円
	中城	696円	26,394円
	東風平	272円	26,034円
	与那原玉城	176円	33,372円
	佐敷	300円	23,140円
	本部山川	104円	36,280円
	北中城	1,196円	30,692円
	南大東	55円	87,212円
	北大東	65円	111,394円
	久米島	812円	36,272円
	城辺	177円	19,846円
	沖縄上野	122円	64,549円
	平安座	147円	39,659円
	座間味	27円	33,845円
	伊良部	264円	24,018円
	波照間	74円	35,424円
	与那国	365円	51,520円
	国頭別	347円	30,813円

	母間	48円	21,194円
	沖之永良部	172円	23,399円
	坊	185円	15,350円
沖縄県	寄宮	1,635円	17,353円
	牧志	1,772円	26,522円
	小禄	1,461円	14,635円
	首里	4,039円	18,537円
	田場	281円	16,134円
	大謝名	1,068円	20,540円
	普天間	449円	14,253円
	沖縄宮古	418円	21,114円
	八重山	735円	22,115円
	浦添別	1,694円	29,272円
	名護別館	777円	17,109円
	照屋	564円	17,185円
	コザ	604円	42,138円
	胡屋	595円	23,325円
	コザ北谷	1,264円	28,938円
	豊見城	1,061円	19,586円
	与那原	923円	19,414円
	南風原	968円	41,299円
	久辺	90円	75,427円
	嘉手納	1,304円	28,531円
	沖縄石川別	372円	16,747円
	具志川	553円	20,696円
	仲尾次	158円	28,643円
	米須	260円	26,701円
	今帰仁	303円	29,844円
	本部	435円	14,498円
	コザ金武	525円	19,064円
	与那城	440円	13,729円
	読谷	743円	28,178円
	中城	653円	23,352円
	東風平	324円	20,976円
	与那原玉城	165円	28,721円
	佐敷	263円	19,005円
	本部山川	95円	30,301円
	北中城	1,267円	27,370円
	南大東	50円	71,784円
	北大東	49円	98,505円
	久米島	748円	29,671円
	城辺	172円	17,506円
	沖縄上野	110円	57,876円
	平安座	126円	33,778円
	座間味	17円	28,905円
	伊良部	230円	20,483円
	波照間	69円	29,289円
	与那国	281円	49,399円
	国頭別	296円	26,634円

第２　とう道又は管路に係る負担額

２　とう道又は管路に係る料金額

２－１ とう道に係る料金額

１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	31,287円
石川県	31,165円
福井県	21,755円
岐阜県	24,363円
静岡県	41,869円
愛知県	44,333円
三重県	27,816円
滋賀県	33,495円
京都府	33,384円
大阪府	54,910円
兵庫県	50,506円
奈良県	29,487円
和歌山県	18,182円
鳥取県	58,976円
島根県	22,237円
岡山県	51,218円
広島県	47,486円
山口県	34,638円
徳島県	59,501円
香川県	35,655円
愛媛県	45,403円
高知県	27,124円
福岡県	54,904円
佐賀県	19,116円
長崎県	13,678円
熊本県	31,249円
大分県	40,913円
宮崎県	30,782円
鹿児島県	40,501円
沖縄県	29,681円

第２　とう道又は管路に係る負担額

２　とう道又は管路に係る料金額

２－１ とう道に係る料金額

１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	29,025円
石川県	28,252円
福井県	20,181円
岐阜県	21,503円
静岡県	38,864円
愛知県	40,328円
三重県	29,901円
滋賀県	30,041円
京都府	30,262円
大阪府	50,333円
兵庫県	46,329円
奈良県	26,405円
和歌山県	17,317円
鳥取県	53,501円
島根県	20,601円
岡山県	47,327円
広島県	42,641円
山口県	31,570円
徳島県	59,180円
香川県	32,580円
愛媛県	42,059円
高知県	36,496円
福岡県	49,931円
佐賀県	16,105円
長崎県	15,860円
熊本県	28,650円
大分県	37,639円
宮崎県	28,565円
鹿児島県	36,393円
沖縄県	27,797円

２－２ 管路に係る料金額

１条あたり１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	140 円
石川県	138 円
福井県	144 円
岐阜県	157 円
静岡県	169 円
愛知県	176 円
三重県	162 円
滋賀県	172 円
京都府	235 円
大阪府	213 円
兵庫県	243 円
奈良県	201 円
和歌山県	213 円
鳥取県	159 円
島根県	170 円
岡山県	156 円
広島県	170 円
山口県	149 円
徳島県	168 円
香川県	162 円
愛媛県	157 円
高知県	126 円
福岡県	212 円
佐賀県	164 円
長崎県	132 円
熊本県	170 円
大分県	192 円
宮崎県	134 円
鹿児島県	162 円
沖縄県	165 円

第３　電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、１使用箇所数ごとに年額655円とします。

２－２ 管路に係る料金額

１条あたり１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	131 円
石川県	129 円
福井県	129 円
岐阜県	141 円
静岡県	154 円
愛知県	162 円
三重県	154 円
滋賀県	156 円
京都府	213 円
大阪府	195 円
兵庫県	222 円
奈良県	184 円
和歌山県	210 円
鳥取県	145 円
島根県	155 円
岡山県	145 円
広島県	153 円
山口県	138 円
徳島県	158 円
香川県	151 円
愛媛県	143 円
高知県	129 円
福岡県	194 円
佐賀県	150 円
長崎県	125 円
熊本県	168 円
大分県	178 円
宮崎県	127 円
鹿児島県	147 円
沖縄県	154 円

第３　電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、１使用箇所数ごとに年額686円とします。

第４表　光信号引込等設備に係る負担額

第１　光信号引込等設備の維持等に係る負担額

２　負担額

区　　分		単　位	負担額	備考
(1)（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2)　光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	１光信号引込等設備ごとに月額	（略）	

第２　光信号引込等設備の撤去に係る負担額

（略）

(1)（略）

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（27,578円）―光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×（１＋貸倒率）

ア～イ　（略）

(2)（略）

１光信号引込等設備ごとに

区　　分	内　容
ア　光信号引込等設備を撤去する場合	10,853 円
イ　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	239 円

第４表　光信号引込等設備に係る負担額

第１　光信号引込等設備の維持等に係る負担額

２　負担額

区　　分		単　位	負担額	備考
(1)（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(2)　光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	１光信号引込等設備ごとに月額	（略）	

第２　光信号引込等設備の撤去に係る負担額

（略）

(1)（略）

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（26,837円）―光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}×（１＋貸倒率）

ア～イ　（略）

(2)（略）

１光信号引込等設備ごとに

区　　分	内　容
ア　光信号引込等設備を撤去する場合	10,653 円
イ　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238 円

別表１　接続により提供する機能

１－１　１－２以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備　　考
端末回線伝送機能	（略）	
ＩＳＭ折返し機能	（略）	
端末系交換機能	（略）	
光信号電気信号変換機能	（略）	
光信号多重分離機能	（略）	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	（略）	
市内伝送機能	（略）	
中継系交換機能	（略）	
中継伝送機能	（略）	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（手動によるものを除きます。）	
データ伝送機能	（略）	
イーサネットフレーム伝送機能	（略）	
信号伝送機能	（略）	
番号案内機能	（略）	（略）
手動交換機能	手動により相互接続通信の交換等を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表１に規定します。
公衆電話機能	（略）	
端末間伝送等機能	（略）	
ルーティング伝送機能	（略）	
網同期クロック供給機能	（略）	
上記以外の機能	（略）	

別表２～４　（略）

別表１　接続により提供する機能

１－１　１－２以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備　　考
端末回線伝送機能	（略）	
ＩＳＭ折返し機能	（略）	
端末系交換機能	（略）	
光信号電気信号変換機能	（略）	
光信号多重分離機能	（略）	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	（略）	
市内伝送機能	（略）	
中継系交換機能	（略）	
中継伝送機能	（略）	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
データ伝送機能	（略）	
イーサネットフレーム伝送機能	（略）	
信号伝送機能	（略）	
番号案内機能	（略）	（略）
公衆電話機能	（略）	
端末間伝送等機能	（略）	
ルーティング伝送機能	（略）	
網同期クロック供給機能	（略）	
上記以外の機能	（略）	

別表２～４　（略）

別表５　既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区　分	単　位	精算額	備　考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	１回線ごとに	3,800 円	

別表５　既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区　分	単　位	精算額	備　考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	１回線ごとに	3,304 円	

附　則（平成11年７月１日西相制第２号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条　特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能（以下「ナビダイヤルサービス」といいます。）、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第１表第２（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第１表第１（網使用料）に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条　（略）

(1)　分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	8,890円	7,778円	―――
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が 10km を超える場合の 10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	70円	1,155円	―――
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

附　則（平成11年７月１日西相制第２号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条　特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第１表第２（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第１表第１（網使用料）に規定する加入者交換機機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条　（略）

(1)　分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,255円	9,589円	―――
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が 10km を超える場合の 10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,337円	―――
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの			

（２）分岐回線の部分の基本額

１回線ごとに月額

区　分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	7,473 円	―――
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附　則（平成23年３月31日西相制第144号）

（経過措置）

２　（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	8,890 円	7,778 円	――
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

（２）分岐回線の部分の基本額

１回線ごとに月額

区　分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	9,148 円	―――
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附　則（平成23年３月31日西相制第144号）

（経過措置）

２　（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア．基本料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	11,255 円	9,589 円	――
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ．加算料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	70円	1,155円	―――
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2)分岐回線の部分の基本額

１回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,473円	―――
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附　則（平成26年４月９日西設相制第115号）

１～３　（略）

（経過措置）

４　（略）

（１）網使用料

ア　（略）

イ．加算料

１回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,337円	―――
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2)分岐回線の部分の基本額

１回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	9,148円	―――
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附　則（平成26年４月９日西設相制第115号）

１～３　（略）

（経過措置）

４　（略）

（１）網使用料

ア　（略）

イ　端末回線伝送機能

(ｱ)　基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（固定無線通信網終端装置を含みます。）及び端末回線により伝送を行う機能	①　光信号伝送装置により、100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A　保守の区別がタイプ１－１のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,136 円	料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）２（料金額）２－１の４及び（１）網使用料エ欄に係る料金は含みません。
			B　保守の区別がタイプ１－２のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,136 円	
			C　AB 以外のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,170 円	
		②　固定無線通信網により、46Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A　保守の区別がタイプ１－１のもの	１固定無線通信網終端装置ごとに	26,316 円	―――
			B　保守の区別がタイプ１－２のもの	１固定無線通信網終端装置ごとに	26,316 円	

(ｲ)　加算料

月額

区分			単位	料金額	備考
（１）網使用料イ(ｱ)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１固定無線宅内設備ごとに	772 円	―――
		②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１固定無線宅内設備ごとに	772 円	

イ　端末回線伝送機能

(ｱ)　基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（固定無線通信網終端装置を含みます。）及び端末回線により伝送を行う機能	①　光信号伝送装置により、100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A　保守の区別がタイプ１－１のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,161 円	料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）２（料金額）２－１の４及び（１）網使用料エ欄に係る料金は含みません。
			B　保守の区別がタイプ１－２のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,161 円	
			C　AB 以外のもの	１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,196 円	
		②　固定無線通信網により、46Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	A　保守の区別がタイプ１－１のもの	１固定無線通信網終端装置ごとに	22,523 円	―――
			B　保守の区別がタイプ１－２のもの	１固定無線通信網終端装置ごとに	22,523 円	

(ｲ)　加算料

月額

区分			単位	料金額	備考
（１）網使用料イ(ｱ)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	①　保守の区別がタイプ１－１のもの	１固定無線宅内設備ごとに	168 円	―――
		②　保守の区別がタイプ１－２のもの	１固定無線宅内設備ごとに	168 円	

ウ　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	1,523 円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	1,523 円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	1,569 円	

エ　光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が８のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	706 円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	706 円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	727 円	

オ　固定無線宅内設備管理機能

区分		単位	料金額	備考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	１固定無線宅内設備ごとに月額	69 円	

ウ　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	2,216 円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	2,216 円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	2,282 円	

エ　光信号多重分離機能

月額

区分				料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が８のもの	(ｱ)　保守の区別がタイプ１－１のもの	692 円	
			(ｲ)　保守の区別がタイプ１－２のもの	692 円	
			(ｳ)　(ｱ)(ｲ)以外のもの	713 円	

オ　固定無線宅内設備管理機能

区分		単位	料金額	備考
固定無線宅内設備管理機能	協定事業者の固定無線宅内設備の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	１固定無線宅内設備ごとに月額	66 円	

附　則（平成 27 年４月 10 日西設相制第 11 号）

１～２（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

３　第 74 条の２（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 25 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区　　分			単　位	料金額	備　考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費			１件ごとに	15.14 円	
優先接続受付手続費	ア欄		１変更ごとに	172 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ｱ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.02 円	
		(ｲ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費	ア欄		１通信用建物ごとに	8,161 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄		１件ごとに	40 円	
	イ欄		１件ごとに	94 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄		１電気通信番号ごとの１件ごとに	751 円	
	イ欄		１電気通信番号ごとの１件ごとに	296 円	

（手続費の遡及適用）

４　料金表第２表（工事費及び手続費）第２（手続費）２（手続費の額）２－１（手続費）第 32 欄、第 34 欄ウ(ｲ)欄及び第 35 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区　　分		単　位		料金額	備　考
接続工事等時刻指定手続費		１件ごとに	平日夜間	16,694 円	平成 26 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間に限り適用します。
			平日深夜	27,740 円	
			土日祝日夜間	17,319 円	
			土日祝日深夜	28,646 円	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ(ｲ)欄	１区間ごとに		2,915円	平成 26 年５月 28 日から平成 27 年３月 31 日までの間に限り適用します。
申込者情報確認結果即時通知手続費		月額		1,593,402 円	平成 26 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間に限り適用します。

附　則（平成 27 年４月 10 日西設相制第 11 号）

１～２（略）

附　則（平成 28 年４月 11 日西設相制第 12 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 28 年４月 11 日から実施し、平成 28 年４月１日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

２　料金表第１表第２（網改造料）２－１（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第３表第１（通信用建物に係る負担額）１（算出式）の規定に基づき、料金表第１表第２（網改造料）２－１（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 28 年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を 0.5298 として算定します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

３　第 74 条の２（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 26 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区　分			単　位	料金額	備　考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費			１件ごとに	15.31 円	
優先接続受付手続費			１変更ごとに	218 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ｱ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.02 円	
		(ｲ)	１番号又は１住所ごとの１成功検索ごとに	0.01 円	
光配線区域情報調査費	ア欄		１通信用建物ごとに	7,901 円	
	イ欄		１通信用建物ごとに	1,247 円	
	ウ欄		１通信用建物ごとに	2,337 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄		１件ごとに	43 円	
	イ欄		１件ごとに	96 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄		１電気通信番号ごとの１件ごとに	750 円	
	イ欄		１電気通信番号ごとの１件ごとに	297 円	

技術的条件集

第１章　通則
（用語の定義）
第１条　（略）

用語	意味
（略）	
(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類１　設置中継系番号:電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 （略） 分類５　接続型ＰＨＳ系番号:電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を有する接続型ＰＨＳ事業者が利用するＰＨＳに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類６　活用型ＰＨＳ系番号:電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を有する活用型ＰＨＳ事業者が利用するＰＨＳに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類７　無線呼出し系番号:電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （略）
(3) 発信種別	形態 3-3 及び形態 4-6 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表１及び別表２を参照 （略） 発信種別４：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料

技術的条件集

第１章　通則
（用語の定義）
第１条　（略）

用語	意味
（略）	
(2) 分類	接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類１　設置中継系番号:電気通信番号規則第５条第１項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 （略） 分類５　ＰＨＳ系番号:電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号を有するＰＨＳ事業者が利用するＰＨＳに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 分類６　削除 分類７　無線呼出し系番号:電気通信番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （略）
(3) 発信種別	形態 3-3 及び形態 4-6 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表１及び別表２を参照 （略） 発信種別４：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料

	金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類４、分類５、分類６、分類７に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）
（略）	（略）
(12) 端末回線線端接続インタフェース（活用型Ｐ用インタフェース）	活用型ＰＨＳ事業者が端末回線線端接続する時に適用するインタフェース種別
（略）	（略）
(34) 公衆用基地局	活用型ＰＨＳ事業者の設置する無線接続装置
（略）	（略）
(47) 接続型ＰＨＳ系端末機器	接続型ＰＨＳ系番号を有する端末機器
(48) 活用型ＰＨＳ系端末機器	活用型ＰＨＳ系番号を有する端末機器
(49) ＰＨＳ系端末機器	接続型ＰＨＳ系端末機器及び活用型ＰＨＳ系端末機器
（略）	（略）
(75) 活用型ＰＨＳサービス接続機能	活用型ＰＨＳ事業者へ接続するために必要な番号変換、位置登録、端末認証等の情報をサービス制御局へ中継する機能
（略）	（略）

（略）

	金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類４、分類５、分類７に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）
（略）	（略）
(12) 削除	削除
（略）	（略）
(34) 削除	削除
（略）	（略）
(47) ＰＨＳ系端末機器	ＰＨＳ系番号を有する端末機器
(48) 削除	削除
(49) 削除	削除
（略）	（略）
(75) 削除	削除
（略）	（略）

（略）

第２章　形態別技術的条件 第１節　形態１－１	第２章　形態別技術的条件 第１節　形態１－１
（網構成） 第４条　当社の加入者交換機（以下「ＬＳ」といいます。）と公衆用基地局との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 ２　方路選択の方法は次のとおりとします。 （１）　直接協定事業者網から当社網への発信時は当社網と直接協定事業者網とはＰＨＳ接続装置とその公衆用基地局との間の相互接続点で接続されます。 （２）　当社網から直接協定事業者網への着信時は当社網と直接協定事業者網とは接続番号が示す着信先のＰＨＳ端末機器番号について、当社網にて導出した位置登録先に対して一斉呼出しを行った際に選択された公衆用基地局とＰＨＳ接続装置との間の相互接続点で接続します。	第４条　削除
（接続方式） 第５条　分類１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ア　当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号（以下「一般ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。 ００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ 事業者識別番号　市外局番＋市内局番　加入者番号 当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は１３桁から１４桁とします。 ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。 ００ＸＹ　＋　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ 事業者識別番号　ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号 当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は１５桁とします。 ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出され	第５条　削除

る場合があります。

００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は５桁から１９桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ　当社網と直接協定事業者網間での基本接続以外の接続において使用される接続番号（以下「特殊ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ　＋　（β1～βn）

事業者識別番号　サービスコード

（ア）　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業識別番号からサービスコードまでの５桁から２６桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（イ）　β1～βnは当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのセカンドダイヤルトーン（以下「ＳＤＴ」といいます。）や音声ガイダンス等に従い加入契約者がＰＢ信号により送出するものとし、その情報内容や送出　桁数等については当社は関与しません。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：００ＸＹ＋××～××

発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ:Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード 2.国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類 1 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１
２	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２

３	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３
４	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
５	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
６	ＰＨＳ端末機器発信 （ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
７	ＰＨＳ端末機器発信 （位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

２　分類２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

００Ｘ（Ｙ）　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等（０１０から始まる番号も含む）

さらに接続番号を次のとおりに区分します。

（ア）００ＸＹ$_1$系：００ＸＹに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

（イ）００ＸＹ$_4$系：００ＸＹに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

（ウ）その他：（ア）（イ）のうち当社が指定する接続番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は４桁から 26 桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき

パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別:網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ:００Ｘ（Ｙ）＋××～×
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	－	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類２で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信 国際クレジットコール以外	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ４
2	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信 国際クレジットコール	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ５
3	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２
4	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３
5	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
6	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
7	ＰＨＳ端末機器発信（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
8	ＰＨＳ端末機器発信（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

３　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた４桁から９桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表

７に示すとおり　とします。
ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ～Ｊ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類３で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。
ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解

釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１
2	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２
3	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３
4	ＰＨＳ端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１５
5	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
6	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
7	ＰＨＳ端末機器発信（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
8	ＰＨＳ端末機器発信（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はＡＮＭを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はＲＥＬを受信した時点、ＤＩＳＣを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のＳＵＳを受信したのちにＲＥＬを送信した時点とします。

４　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア　直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　１４０（Ｘ）
０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　１４１（Ｘ）
０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　１４２（Ｘ）
０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　１４３（Ｘ）
０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　１６１（Ｘ）
０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　１８１（Ｘ）

ウ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた８桁から１０桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード

ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類４で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１
２	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２
３	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
４	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
５	ＰＨＳ端末機器発信　（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
６	ＰＨＳ端末機器発信　（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はＡＮＭを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はＲＥＬを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のＳＵＳを受信したのちにＲＥＬを送信した時点とします。

５　分類５による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁から１０桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～

			K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類５で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２
２	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３
３	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
４	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４

5	ＰＨＳ端末機器発信　(ハンドオーバ)	－	ＰＴ－Ｍ１１
6	ＰＨＳ端末機器発信　(位置登録)	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第４項（３）の規定を準用します。

６　分類６による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社及び特定端末系事業者に通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０　＋　ＣＤ　＋　ＥＦＧＨＪ
ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ
ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁から１０桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ウ　当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、イの限りではありません。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。

Number			番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号 Calling Party Number	順方向	○	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 (1)当社および端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ～Ｊ (2)国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号または国際番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：ｎ～ｎ(加入者電話番号による) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。 (3)携帯・自動車電話系、接続型ＰＨＳ系、活用型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (4)ＩＰ電話（050C～K）端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：５０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	ー	
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	ー	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	ー	
課金情報 Charge Information	逆方向	ー	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事

着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類６で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信 → ＰＨＳ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ６
２	ＩＳＤＮ端末機器発信 → ＰＨＳ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ７

3	ＩＳＤＮ端末機器発信 → ＰＨＳ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ８
4	ＩＰ電話網発信 → ＰＨＳ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２０
5	アナログ端末機器発信 → ＰＨＳ端末機器着信 圏外・電源断トーキの送出	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ９
6	ＩＳＤＮ端末機器発信 → ＰＨＳ端末機器着信 圏外・電源断トーキの送出	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１０
7	ＩＰ電話網発信 → ＰＨＳ端末機器着信 圏外・電源断トーキの送出	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２１
8	ＰＨＳ端末機器発信（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
9	ＰＨＳ端末機器発信（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２
2	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３
3	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
4	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
5	ＰＨＳ端末機器発信（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
6	ＰＨＳ端末機器発信（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を

受信した時点はＡＮＭを受信した時点又はＣＯＮＮを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はＲＥＬを受信した時点、ＤＩＳＣを受信した時点又は着信端末機器の切断時のＳＵＳを受信したのちにＲＥＬを送信した時点とします。

７　分類８による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電話通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号の構成は次のとおりとします。

０００９１Ｎ１Ｎ２　＋　Ｘ～Ｘ
事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は８桁から２６桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ　当社網と直接協定事業者網での基本接続以外の接続において使用される接続番号構成は次のとおりとします。

０００９１Ｎ１Ｎ２　＋　Ｘ～Ｘ　＋　（β１～βｎ）
事業者識別番号　サービスコード

（ア）　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの７桁から２６桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（イ）　β１～βｎは当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのＳＤＴや音声ガイダンス等に従い加入契約者がＰＢ信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

（２）　当社網と直接協定事業者網間の使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した

場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：００９１Ｎ１Ｎ２＋Ｘ～Ｘ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類８で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし､接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網

間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１
２	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２
３	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＰ電話網着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１９
４	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
５	ＰＨＳ端末機器発信 （ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
６	ＰＨＳ端末機器発信 （位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

８　分類９による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０５０　＋　ＣＤＥＦ　＋　ＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた最大１０桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：５０＋Ｃ～Ｋ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類９で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし､接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及びディジタル網と着側網については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＰ電話網着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１９
２	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
３	ＰＨＳ端末機器発信（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
４	ＰＨＳ端末機器発信（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第３項（３）の規定を準用します。

９　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１１０
緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

１１９
緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ　直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：１１０

			／１１９
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ:Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、警察接続機能及び消防接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → 受付台	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１
２	ＰＨＳ端末機器発信　（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１

3	ＰＨＳ端末機器発信　(位置登録)	－	ＰＴ－Ｍ１２

10　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１０４

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は３桁とします.

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局ーディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：１０４
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報

			事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	○	1.課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 活用型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 課金情報種別：事業者間相互接続柔軟課金
課金情報 Charge Information	逆方向	○	1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 活用型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス１（報告なし） オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求－正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし

(凡例)　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　別表５に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信　→案内台	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１６
２	ＰＨＳ端末機器発信→　案内台（ガイダンス）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１７
３	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
４	ＰＨＳ端末機器発信　（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１

5	ＰＨＳ端末機器発信　（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　当社網からＣＯＮＮを直接協定事業者網に返送します。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは１電話番号を案内する毎に当社網からＦＡＣＩＬＩＴＹを送信した時点とします。

ウ　１通話における最大案内回数は 15 回とします。

11　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１７１

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ　直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ウ　接続後、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からＰＢ信号により送出する情報内容や送出桁数等については、次のとおりとします。

１７１ダイヤル後のインチャネル追加ダイヤル手順と、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からＰＢ信号により投入される番号の条件は次のとおりとします。

操作内容	ダイヤル手順(注)
伝言録音	(１７１)●処理識別コード(１)　●ＢＯＸ番号(０Ａ～Ｊ)
伝言再生	(１７１)●処理識別コード(２)　●ＢＯＸ番号(０Ａ～Ｊ)
暗証番号有り伝言録音	(１７１)●処理識別コード(３)　●暗証番号(ＸＸＸＸ)●ＢＯＸ番号(０Ａ～Ｊ)
暗証番号有り伝言再生	(１７１)●処理識別コード(４)　●暗証番号(ＸＸＸＸ)●ＢＯＸ番号(０Ａ～Ｊ)

凡例　●：当社網からの音声ガイダンスを示します。

注－協定事業者網から投入する番号の条件は次のとおりとします。

処理識別コード：１(伝言登録)、２(伝言再生)、３(暗証番号有り伝言録音)、４(暗証番号有り伝言再生)

暗証番号　　：ＸＸＸＸ（０～９までの任意の数字による４桁の番号）
ＢＯＸ番号　　：被災地の電話番号（端末系番号（０Ａ～Ｊ））

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：１７１
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１５
２	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
３	ＰＨＳ端末機器発信　（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
４	ＰＨＳ端末機器発信　（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第３項（３）の規定を準用します。

12　気象情報提供機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１７７

網内情報提供サービス（天気予報）に利用する番号

イ　直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は３桁とします。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局ーディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：１７７
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　別表５に示す接続シーケンスの内、気象情報提供機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	ＰＨＳ端末機器発信 →音源装置	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１ ＰＴ－Ｍ２
2	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
3	ＰＨＳ端末機器発信　（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
4	ＰＨＳ端末機器発信　（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第３項（３）の規定を準用します。

13　機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。ただし、番号ポータビリティ接続機能により第 14 項のフリーダイヤル接続機能への接続となる場合があります。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします

０ＡＢ０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ（Ｋ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁から 10 桁とします。

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁から 10 桁とします。

００ＸＹ　＋　Ｘ１Ｘ２～Ｘｎ

事業者識別番号　サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は５桁から 16 桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ　当社網と直接協定事業者網間で使用する番号ポータビリティ接続機能への接続番号構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁とします。

０８００　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた１０桁とします。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：ＡＢ０＋Ｄ～Ｊ（Ｋ）又はＡ０＋Ｃ～Ｋ 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：００ＸＹ＋×～×
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｋ

事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	2.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード 2.国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	－	
課金情報 Charge Information	逆方向	－	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、加入者交換機機能メニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし､接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１ ＰＴ－Ｍ５
２	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２ ＰＴ－Ｍ１８
３	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３

4	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
5	ＰＨＳ端末機器発信（不完了）	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
6	ＰＨＳ端末機器発信　（ハンドオーバ）	－	ＰＴ－Ｍ１１
7	ＰＨＳ端末機器発信　（位置登録）	－	ＰＴ－Ｍ１２

（活用型ＰＨＳ特有機能）

第６条　活用型ＰＨＳ特有機能は技術的条件集別表８に示すとおりとします。

第６条　削除

（その他接続に必要な事項）

第７条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第７条　削除

第２節　形態１－２	第２節　形態１－２
（網構成）	（網構成）
第８条　（略）	第８条　（略）
（接続方式）	（接続方式）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。	３　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第９項（１）の規定を準用します。	（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 １１０ 緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号 １１９ 緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号 イ　直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は３桁とします。
（２）～（４）　（略）	（２）～（４）　（略）
４　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。	４　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第 10 項（１）の規定を準用します。	（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。 ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 １０４ オペレータサービス（番号案内［各事業者の網内番号を中心とするサービス］）に利用する番号 イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は３桁とします。
（２）～（４）　（略）	（２）～（４）　（略）
５　分類２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	５　分類２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。	（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 ００Ｘ（Ｙ）　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等（０１０から始まる番号も含む）
さらに接続番号を次のとおりに区分します。
（ア）００ＸＹ$_1$系：００ＸＹに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号
（イ）００ＸＹ$_4$系：００ＸＹに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号
（ウ）その他：（ア）（イ）のうち当社が指定する接続番号
イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は４桁から 26 桁とします。
ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

（２）～（４）　（略）

（その他接続に必要な事項）

第 10 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

（２）～（４）　（略）

（その他接続に必要な事項）

第 10 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

第３節　形態１―３	第３節　形態１―３
（網構成）	（網構成）
第 11 条　（略）	第 11 条　（略）
（接続方式）	（接続方式）
第 12 条　（略）	第 12 条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。	３　警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第９項（１）の規定を準用します。	（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第９条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。
（２）～（４）　（略）	（２）～（４）　（略）
４　（略）	４　（略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第 13 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 13 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第４節　形態１－４ （網構成） 第 14 条　（略） （インタフェース仕様） 第 15 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第４節　形態１－４ （網構成） 第 14 条　（略） （インタフェース仕様） 第 15 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第４節の２　形態１－５ （網構成） 第 16 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の３　（略） （その他の接続点に必要な事項） 第 16 条の４　その他接続に必要な事項については第７条（その他の接続に必要な事項）の規定を準用します。	第４節の２　形態１－５ （網構成） 第 16 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の３　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の４　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第４節の３　形態１－６ （網構成） 第 16 条の５　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の６　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の７　その他接続に必要な事項については第７条（その他の接続に必要な事項）の規定を準用します。	第４節の３　形態１－６ （網構成） 第 16 条の５　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の６　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の７　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第４節の４　形態１－７ （網構成） 第 16 条の８　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の９　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の 10　その他接続に必要な事項は第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第４節の４　形態１－７ （網構成） 第 16 条の８　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の９　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の 10　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第４節の５　形態１－８ （網構成） 第 16 条の 11　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の 12　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の 13 その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第４節の５　形態１－８ （網構成） 第 16 条の 11　（略） （インタフェース仕様） 第 16 条の 12　（略） （その他接続に必要な事項） 第 16 条の 13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第５節の３　形態２－３ （網構成） 第 19 条の５　（略） （インタフェース仕様） 第 19 条の６　（略） （その他接続に必要な事項） 第 19 条の７　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第５節の３　形態２－３ （網構成） 第 19 条の５　（略） （インタフェース仕様） 第 19 条の６　（略） （その他接続に必要な事項） 第 19 条の７　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第５節の４　形態２－４ （網構成） 第 19 条の８　（略） （インタフェース仕様） 第 19 条の９　（略） （その他接続に必要な事項） 第 19 条の 10　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第５節の４　形態２－４ （網構成） 第 19 条の８　（略） （インタフェース仕様） 第 19 条の９　（略） （その他接続に必要な事項） 第19条の10　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第５節の５　形態２－５ （網構成） 第 19 条の 11　（略） （インタフェース仕様） 第 19 条の 12　（略） （その他接続に必要な事項） 第 19 条の 13　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第５節の５　形態２－５ （網構成） 第 19 条の 11　（略） （インタフェース仕様） 第 19 条の 12　（略） （その他接続に必要な事項） 第19条の13　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第７節　形態３－２
（網構成）
第 26 条　（略）
（接続方式）
第 27 条　（略）
２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第４項（１）の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項（４）の規定を準用します。
（２）～（４）　（略）
（伝送装置間インタフェース仕様）
第 28 条　（略）
（網同期クロックインタフェース仕様）
第 29 条　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 30 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

第７節　形態３－２
（網構成）
第 26 条　（略）
（接続方式）
第 27 条　（略）
２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。
ア　直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	ＦＧＨＪＫ
ｻｰﾋﾞｽ識別番号		事業者識別番号		加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４０（Ｘ）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４１（Ｘ）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４２（Ｘ）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４３（Ｘ）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１６１（Ｘ）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１８１（Ｘ）

ウ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた８桁から１０桁とします。
ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。
ただし、試験番号については本項（４）の規定を準用します。
（２）～（４）　（略）
（伝送装置間インタフェース仕様）
第 28 条　（略）
（網同期クロックインタフェース仕様）
第 29 条　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 30 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 11 節　形態４－３
（網構成）
第 49 条　（略）
（接続方式）
第 50 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）～（４）（略）
２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第４項（１）の規定を準用します。
ただし、試験番号は本項（４）に規定します。
　また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。
（２）（略）
ア、イ（略）
ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、分類４で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。
　ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ＩＳＵＰ仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業

第 11 節　形態４－３
（網構成）
第 49 条　（略）
（接続方式）
第50条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。
ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０	＋	ＡＢＣＤＥ	＋	ＦＧＨＪ
国内プレフィックス		市外局番＋市内局番		加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた４桁から９桁とします。
　ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。
ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）～（４）（略）
２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 27 条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。
ただし、試験番号は本項（４）に規定します。
　また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。
（２）（略）
ア、イ（略）
ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、分類４で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。
　ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ＩＳＵＰ仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項　　目	仕　　様	記事
（略）	（略）	（略）	（略）

注１：当社端末機器発信時のみ“00001001”、 “00001111”を使用します。
注２：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。
注３：活用型ＰＨＳ系及び接続型ＰＨＳ系端末機器発信時は“1”を使用します。
注４：活用型ＰＨＳ系及び接続型ＰＨＳ系端末機器発信時は使用しません。
注５：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。
注６：活用型ＰＨＳ系及び接続型ＰＨＳ系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。
注７：当社端末機器発信時及び活用型ＰＨＳ系端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。
注８：活用型ＰＨＳ系及び接続型ＰＨＳ系端末機器発信時は、信号の向きが順方向のＳＵＳ／ＲＥＳを使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号	順方向	●	１．番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2) 活用型ＰＨＳ系及び接続型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項　　目	仕　　様	記事
（略）	（略）	（略）	（略）

注１：当社端末機器発信時のみ“00001001”、 “00001111”を使用します。
注２：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。
注３：ＰＨＳ系端末機器発信時は“1”を使用します。
注４：ＰＨＳ系端末機器発信時は使用しません。
注５：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。
注６：ＰＨＳ系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。
注７：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注８：ＰＨＳ系端末機器発信時は、信号の向きが順方向のＳＵＳ／ＲＥＳを使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号	順方向	●	１．番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2) ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

3　分類５による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	3　分類５による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第５項（１）ア及びイの規定を準用します。	（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 ０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号 イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁から１０桁とします。 ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。
ただし試験番号については（４）に規定します。	ただし試験番号については（４）に規定します。
（２）～（４）（略）	（２）～（４）（略）
4　分類６による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	4　削除
（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第６項（１）ア及びイの規定を準用します。 ただし試験番号については（４）に規定します。	
（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。 ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No.７信号方式を適用します。 イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。 ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、分類６で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。 ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ＩＳＵＰ仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。	
呼の方向：直接協定事業者網→当社網	

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示 オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		

3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします ＡＮＭでは“01，10”を使用します	
	DC:着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“00，01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“00，01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示		
	J：エンド・エンド情報表示		
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示		
	L：保留表示		
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“1”を使用します	
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	e)アドレス情報		
	f)フィラー		
3.10	発番号		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりと	

		します	
	e)表示識別	“00，01”を使用します	
	f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	g)アドレス情報		
	h)フィラー		
3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します	
3.12	理由表示		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)コーディング標準	“00”を使用します	
	c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します	
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011，1101111，1111111”を使用します	
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.20	オプションパラメータ終了表示		
3.21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001，0000010，0000011”を使用します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示	_	
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりと	

		します	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示		
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示	“10”を使用します	
	I：ＩＳＤＮアクセス表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	KJ：ＳＣＣＰ法表示		
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3.26	汎用番号		
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d)番号不完全表示	“0”を使用します	
	e)番号計画表示	“001”を使用します	
	f)表示識別	“00，01”を使用します	
	g)網検証識別	“01，11”を使用します	
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		

	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません　ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101”を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI:移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者	

		情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード

課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類６で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信 →ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２
２	ＩＳＤＮ端末機器発信 →ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４
３	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
４	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
５	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（４）
６	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（３）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（４）の規定を準用します。

５　（略）

６　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第10 項（１）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（４）に規定します。

（２）～（４）（略）

７　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

５　（略）

６　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第９条（接続方式）第４ 項（１）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（４）に規定します。

（２）～（４）（略）

７　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１） 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第11項（１）の規定を準用します。	（１） 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 １７１ 網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号 イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。
ただし試験番号については本項（４）に規定します。	ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）～（４） （略）	（２）～（４） （略）
（輻輳制御方式）	（輻輳制御方式）
第51条 （略）	第51条 （略）
（伝送装置間インタフェース仕様）	（伝送装置間インタフェース仕様）
第52条 （略）	第52条 （略）
（網同期クロックインタフェース仕様）	（網同期クロックインタフェース仕様）
第53条 （略）	第53条 （略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第54条 その他接続に必要な事項は第36条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第54条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、ＣＩＣ、ＴＧＮの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 14 節　形態４－６
（網構成）
第 66 条　（略）
（接続方式）
第 67 条　（略）
２　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第 10 項（１）の規定を準用します。
ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）～（４）（略）
３　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第 11 項（１）の規定を準用します。
ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）（略）
ア～ウ（略）
エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系、接続型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (2)（略）
料金区域情報	（略）	（略）	（略）
契約者番号	（略）	（略）	（略）
事業者情報転送	（略）	（略）	（略）
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1)（略）

第 14 節　形態４－６
（網構成）
第 66 条　（略）
（接続方式）
第 67 条　（略）
２　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第９条（接続方式）第４項（１）の規定を準用します。
ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）～（４）（略）
３　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 50 条（接続方式）第７項（１）の規定を準用します。
ただし試験番号については本項（４）に規定します。
（２）（略）
ア～ウ（略）
エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (2)（略）
料金区域情報	（略）	（略）	（略）
契約者番号	（略）	（略）	（略）
事業者情報転送	（略）	（略）	（略）
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1)（略）

			(2)接続型ＰＨＳ系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

オ（略）

（３）～（４）（略）

4　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）（略）

ア（略）

イ　直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第５条（接続方式）第３項（１）および第４項（１）（ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く）の規定を準用します。

ウ～ケ（略）

（２）～（５）（略）

５、６　（略）

7　加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　（略）

（２）　（略）

ア～ウ　（略）

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
（略）	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、接続型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ

			(2)ＰＨＳ系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

オ（略）

（３）～（４）（略）

4　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）（略）

ア（略）

イ　直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第50条（接続方式）第１項（１）および第27条（接続方式）第２項（１）（ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く）の規定を準用します。

ウ～ケ（略）

（２）～（５）（略）

５、６　（略）

7　加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　（略）

（２）　（略）

ア～ウ　（略）

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
（略）	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ

			(3)（略）
（略）	（略）	●	（略）

（凡例）●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

オ（略）

（３）～（４）（略）

８～１０（略）

（輻輳制御方式）

第 68 条　（略）

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 69 条　（略）

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 70 条　（略）

（その他接続に必要な事項）

第 71 条 その他接続に必要な事項は第 36 条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

			(3)（略）
（略）	（略）	●	（略）

（凡例）●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

オ（略）

（３）～（４）（略）

８～１０（略）

（輻輳制御方式）

第 68 条　（略）

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 69 条　（略）

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 70 条　（略）

（その他接続に必要な事項）

第 71 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、ＣＩＣ、ＴＧＮの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節　形態５ （専用回線ノード装置インタフェース仕様） 第 77 条　（略） （伝送装置間インタフェース仕様） 第 78 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 79 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 16 節　形態５ （専用回線ノード装置インタフェース仕様） 第 77 条　（略） （伝送装置間インタフェース仕様） 第 78 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 79 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節の２　形態５―２ （網構成） 第 79 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 79 条の３　（略） （伝送装置間インタフェース仕様） 第 79 条の４　（略） （その他接続に必要な事項） 第 79 条の５　その他接続に必要な事項は第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 16 節の２　形態５―２ （網構成） 第 79 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 79 条の３　（略） （伝送装置間インタフェース仕様） 第 79 条の４　（略） （その他接続に必要な事項） 第 79 条の５　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 18 節　形態６－２ （網構成） 第 84 条　（略） （接続方式） 第 85 条　ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ２　テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ３　ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ４　削除 ５　災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第５条（接続方式）第 11 項（１）ア及びイの規定を準用します。 （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ６　伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ７　グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	第 18 節　形態６－２ （網構成） 第 84 条　（略） （接続方式） 第 85 条　ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ２　テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ３　ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ４　削除 ５　災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第５０条（接続方式）第７項（１）ア及びイの規定を準用します。 （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ６　伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）（略） （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 （３）～（７）（略） ７　グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１） 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。
（２）～（６） （略）
８、９ （略）
１０ 活用型ＰＨＳサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１） 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第５条（接続方式）第６項（１）ア及びイの規定を準用します。
（２） 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。
（３） 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。
ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。
イ ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。
ウ ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。
エ ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13 又は技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。
オ ＩＮＡＰ仕様又は網特有ＡＳＥ仕様を適用します。ＩＮＡＰ仕様は、技術的条件集別表19.1に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＳＣＰ（ActivationReceivedAndAuthorized）

情報名	適用
callUnrelatedDpSpecificCommonParameters	●
serviceAddressInformation	●
serviceKey	○
miscCallInfo	●
callingPartyNumber	○
terminalType	●
componentType	○
componentCorrelationID	○
extensions	○
component	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（RequestReportBCUSMEvent）

（１） 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。
（２）～（６） （略）
８、９ （略）
１０ 削除

情報名	適用
bcusmEvents	●
ComponentType	●
componentCorrelationID	○
monitorDuration	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（SendComponent）

情報名	適用
ComponentType	○
componentCorrelationID	○
message	●
component	○

信号の方向：当社網→ＳＣＰ（ComponentReceived）

情報名	適用
callUnrelatedDpSpecificCommonParameters	●
serviceAddressInformation	●
serviceKey	○
miscCallInfo	●
callingPartyNumber	○
terminalType	●
componentType	○
componentCorrelationID	○
component	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（InitialDP）

情報名	適用
serviceKey	●
dialledDigits	○
calledPartyNumber	○
callingPartyCategory	○
misCallInfo	●
originalCalledPartyID	○
terminalType	●
extension	○
forwardCallIndicator	○
bearerCapability	○

eventTypeBCSM	○
redirectingPartyID	○
redirectionInformation	○
cause	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（AuthorizeOrigination）

情報名	適用
callingTerminalEnciferKey	○
authenticationCategory	○
pSubscriberDtata	○
originalCalledPartyID	○
natureOfConnectionIndicators	○
iSDNAccessrelatedInformation	○
transitNetworkSelection	○
forwardCallIndicators	○
authenticationInformationSet	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（Connect）

情報名	適用
destinationRoutingAddress	●
alertingPattern	○
iSDNAccessrelatedInformation	○
originalCalledPartyID	○
extension	○
forwardCallIndicator	○

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

網特有ＡＳＥ仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＰＲＩＳ）

情報名	適用
発番号	○

発信地域情報	○
発ユーザ番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	○
順方向呼表示	●
発ユーザ種別	●
隣接網形態識別	○
網機能種別	○
交換機間ハンドオーバ表示	●
付加ユーザ種別	○
第２網機能種別	○
事業者情報転送	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＳＤＩＦ）

情報名	適用
制御対象	●
ＡＲＥ情報	●
情報送信制御	●
次オペレーション実行契機	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＣＮＥＴ）

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
第２網機能種別	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＬＳＥ）

情報名	適用
理由表示	●
ＡＲＥ情報	○
局内トランク種別	○
リダイレクション理由	●
転送先番号	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＲＰＥＶ）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	●
案内回数	○
保守情報	○
着番号	○
課金情報	○
料金算定区間ＭＢＩ	○
料金明細情報	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＱＣＨＧ）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	●
料金算定区間	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＶＩＦ）

情報名	適用
情報受信法表示	●
情報受信桁数	●

信号の方向：当社網←→ＮＳＰ（ＤＳＥＴ）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
暗証番号	●
暗証番号誤り回数	●
サービス提供状態	○
転送先番号	○
サービス契約者番号	●
発番号	●
着番号	●
発ユーザ番号	●
トーキパターン	○

信号の方向：ＮＳＰ←→当社網（ＤＳＥＴの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●

信号の方向：当社網→直接協定事業者網（ＤＧＥＴ）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
着番号	●
発ユーザ番号	●

信号の方向：直接協定事業者網→当社網（ＤＧＥＴの成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●
認証種別	●
ハンドオーバ用演算結果	●

信号の方向：直接協定事業者網→当社網（ＤＧＥＴの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●

信号の方向：当社網←→ＮＳＰ（ＤＧＥＴ）

情報名	適用
サービスクラス	●
発ユーザ番号	●
対象情報種別	●
サービス契約者番号	●
着番号	●

信号の方向：ＮＳＰ←→当社網（ＤＧＥＴの成功応答）

情報名	適用
暗証番号	●
付加サービス契約情報	●
設定用コード	●
暗証番号誤り回数	●
転送先番号	●
転送先番号２	●
Ｐ用加入者データ	●

信号の方向：ＮＳＰ←→当社網（ＤＧＥＴの不成功応答）

情報名	適用

エラー表示	●

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

カ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、活用型ＰＨＳサービス接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ10又はＰＴ－Ｏ11のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＮＳＰ又はＳＣＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＮＳＰ又はＳＣＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第１項の分類３の規定を準用します。

（５）　本則の共通線信号網利用機能（ア欄）に関わる料金の適用の信号はＳＣＣＰメッセージをいいます。

（６）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

１１　削除

１２　電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　（略）

（２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。

（３）～（７）（略）

１３　フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア　　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第２条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

（ア）　当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のＮＳＰへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第２条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。

（イ）（略）

イ（略）

（２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

１１　削除

１２　電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　（略）

（２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。

（３）～（７）（略）

１３　フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア　　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第６条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

（ア）　当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のＮＳＰへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第６条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。

（イ）（略）

イ（略）

（２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

（３）～（７）（略）
１４～１５（略）
（伝送装置間インタフェース仕様）
第 86 条　（略）
（網同期クロックインタフェース仕様）
第 87 条　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 88 条　その他接続に必要な事項は第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

（３）～（７）（略）
１４～１５（略）
（伝送装置間インタフェース仕様）
第 86 条　（略）
（網同期クロックインタフェース仕様）
第 87 条　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 88 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 18 節の２　形態６－３
（網構成）
第 88 条の２　（略）
（接続方式）
第 88 条の３　ＮＴＴ－ＣＳ２．１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）～（８）（略）
２　ＮＴＴ－ＣＳ２．２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）～（５）（略）
（６）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類１から分類６の規定を準用します。
（７）（８）（略）
３　ＮＴＴ－ＣＳ２．３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）～（５）（略）
（６）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類１から分類６の規定を準用します。
（７）（８）（略）
（輻輳制御方式）
第 88 条の４　（略）
（伝送装置間インタフェース仕様）
第 88 条の５　（略）
（網同期クロックインタフェース仕様）
第 88 条の６　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 88 条の７　その他接続に必要な事項は、技術的条件集第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

第 18 節の２　形態６－３
（網構成）
第 88 条の２　（略）
（接続方式）
第 88 条の３　ＮＴＴ－ＣＳ２．１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）～（８）（略）
２　ＮＴＴ－ＣＳ２．２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）～（５）（略）
（６）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類１から分類５の規定を準用します。
（７）（８）（略）
３　ＮＴＴ－ＣＳ２．３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。
（１）～（５）（略）
（６）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類１から分類５の規定を準用します。
（７）（８）（略）
（輻輳制御方式）
第 88 条の４　（略）
（伝送装置間インタフェース仕様）
第 88 条の５　（略）
（網同期クロックインタフェース仕様）
第 88 条の６　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 88 条の７　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節　形態 7 （網構成） 第 89 条　（略） （番号案内データベース接続インタフェース仕様） 第 90 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 91 条　その他接続に必要な事項については第 7 条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 19 節　形態 7 （網構成） 第 89 条　（略） （番号案内データベース接続インタフェース仕様） 第 90 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 91 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節の２　形態７－２ （網構成） 第 91 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 91 条の３　（略） （その他接続に必要な事項） 第 91 条の４　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 19 節の２　形態７－２ （網構成） 第 91 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 91 条の３　（略） （その他接続に必要な事項） 第 91 条の４　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 20 節　形態 8 （網構成） 第 92 条　（略） （接続方式） 第 93 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 94 条　その他接続に必要な事項については第 7 条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 20 節　形態 8 （網構成） 第 92 条　（略） （接続方式） 第 93 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 94 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 21 節　形態 9	第 21 節　形態 9
(網構成)	(網構成)
第 95 条　（略）	第 95 条　（略）
(インタフェース仕様)	(インタフェース仕様)
第 96 条　（略）	第 96 条　（略）
(その他の接続点に必要な事項)	(その他接続に必要な事項)
第97条　その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。	第97条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 22 節　形態１０	第 22 節　形態１０
（網構成）	（網構成）
第 98 条　（略）	第 98 条　（略）
（接続方式）	（接続方式）
第 99 条　（略）	第 99 条　（略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第 100 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 100 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 23 節　形態１１ （網構成） 第 101 条　（略） （インタフェース仕様） 第 102 条　（略） （その他の接続点に必要な事項） 第 103 条　その他接続に必要な事項については、第７条（その他の接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 23 節　形態１１ （網構成） 第 101 条　（略） （インタフェース仕様） 第 102 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 103 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 24 節　形態１２	第 24 節　形態１２
（網構成）	（網構成）
第 104 条　（略）	第 104 条　（略）
（インタフェース仕様）	（インタフェース仕様）
第 105 条　（略）	第 105 条　（略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第106条　その他接続に必要な事項については、第７条（その他の接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 106 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節　形態１３	第 25 節　形態１３
（網構成）	（網構成）
第 107 条　（略）	第 107 条　（略）
（インタフェース仕様）	（インタフェース仕様）
第 108 条　（略）	第 108 条　（略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第 109 条　その他接続に必要な事項については、第７条（その他の接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 109 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節の２　形態１３－２
（網構成）
第 109 条の２　（略）
（インタフェース仕様）
第 109 条の３　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 109 条の４　その他接続に必要な事項については、第７条（その他の接続に必要な事項）の規定を準用します。

第 25 節の２　形態１３－２
（網構成）
第 109 条の２　（略）
（インタフェース仕様）
第 109 条の３　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 109 条の４　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節　形態１４	第 26 節　形態１４
（網構成）	（網構成）
第 110 条　（略）	第 110 条　（略）
（インタフェース仕様）	（インタフェース仕様）
第 111 条　（略）	第 111 条　（略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第 112 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 112 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節の２　形態１４－２ （網構成） 第 112 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 112 条の３　（略） （その他接続に必要な事項） 第 112 条の４　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 26 節の２　形態１４－２ （網構成） 第 112 条の２　（略） （インタフェース仕様） 第 112 条の３　（略） （その他接続に必要な事項） 第 112 条の４　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 27 節　形態１５
（網構成）
第 113 条　（略）
（インタフェース仕様）
第 114 条　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 115 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。

第 27 節　形態１５
（網構成）
第 113 条　（略）
（インタフェース仕様）
第 114 条　（略）
（その他接続に必要な事項）
第 115 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 28 節　形態１６	第 28 節　形態１６
（網構成）	（網構成）
第 116 条　（略）	第 116 条　（略）
（インタフェース仕様）	（インタフェース仕様）
第 117 条　（略）	第 117 条　（略）
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第 118 条　その他接続に必要な事項は第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 118 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 31 節　形態１９ （網構成） 第 128 条　（略） （インタフェース仕様） 第 129 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 130 条　その他接続に必要な事項については第７条（その他接続に必要な事項）の規定を準用します。	第 31 節　形態１９ （網構成） 第 128 条　（略） （インタフェース仕様） 第 129 条　（略） （その他接続に必要な事項） 第 130 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号

１．直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
（略）

（1/6）

インタフェース種別 ＼ 接続番号	端末回線線端接続インタフェース							
	形態１－１（活用型Ｐ用インタフェース）	形態１－２（電話サービス契約約款を準用したインタフェース）	形態１－３（総合ディジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース）	形態１－４（専用線用インタフェース）	形態１－５（DSL用インタフェース）	形態１－６（光信号端末回線用インタフェース）	形態１－７（IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース）	形態１－８（き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース（ＤＳＬ用インタフェース）
分類１（00XY～）設置中継系番号	入	（略）	（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類２（00XY～）国際系番号	入	（略）	（略）					
分類３（0A～J）端末系番号	入	（略）	（略）					
分類４（0A0-CDE～）携帯・自動車電話系番号	入	（略）	（略）					
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号	入	（略）	（略）					

技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号

１．直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
（略）

（1/6）

インタフェース種別 ＼ 接続番号	端末回線線端接続インタフェース						
	形態１－２（電話サービス契約約款を準用したインタフェース）	形態１－３（総合ディジタル通信サービス契約約款を準用したインタフェース）	形態１－４（専用線用インタフェース）	形態１－５（DSL用インタフェース）	形態１－６（光信号端末回線用インタフェース）	形態１－７（IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース）	形態１－８（き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース（ＤＳＬ用インタフェース）
分類１（00XY～）設置中継系番号	（略）	（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類２（00XY～）国際系番号	（略）	（略）					
分類３（0A～J）端末系番号	（略）	（略）					
分類４（0A0-CDE～）携帯・自動車電話系番号	（略）	（略）					
分類５（0A0-CDE～）ＰＨＳ系番号	（略）	（略）					

分　類　6（0A0-CDE ～）活用型ＰＨＳ系番号	出入	二	二					
分　類　7（0A0-CDE ～）無線呼出し系番号	二	（略）	（略）					
分類８（0091～）非設置中継系番号	入	（略）	（略）					
分類９（050C～K）ＩＰ電話番号	入	（略）	（略）					

（2/6）

インタフェース種別 ＼ 接続番号	端末回線接続インタフェース		加入者交換機接続インタフェース	
	形態２－３（光信号伝送装置接続インタフェース）	形態２－４（光信号電気信号変換装置接続インタフェース）	形態３－２（ＭＦ用インタフェース）	形態３－３（多数事業者間接続用インタフェース）
（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（略）	（略）
分　類　5（0A0-CDE ～）接続型ＰＨＳ系番号			（略）	（略）
分　類　6（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号			二	入

分　類　7（0A0-CDE ～）無線呼出し系番号	（略）	（略）						
分類８（0091～）非設置中継系番号	（略）	（略）						
分類９（050C～K）ＩＰ電話番号	（略）	（略）						

（2/6）

インタフェース種別 ＼ 接続番号	端末回線接続インタフェース		加入者交換機接続インタフェース	
	形態２－３（光信号伝送装置接続インタフェース）	形態２－４（光信号電気信号変換装置接続インタフェース）	形態３－２（ＭＦ用インタフェース）	形態３－３（多数事業者間接続用インタフェース）
（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（略）	（略）
分　類　5（0A0-CDE ～）ＰＨＳ系番号			（略）	（略）

分　類　7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)

(3/6)

インタフェース種別 接続番号	中継交換機接続インタフェース	
	形態４－３ (M用 インタフェース)	形態４－６ (多数事業者 間接続用 インタフェース)
(略)	(略)	(略)
分　類　5 (0A0-CDE～) 接続型ＰＨＳ系番号	(略)	(略)
分　類　6 (0A0-CDE～) 活用型ＰＨＳ系番号	入	入
分　類　7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

分　類　7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)

(3/6)

インタフェース種別 接続番号	中継交換機接続インタフェース	
	形態４－３ (M用 インタフェース)	形態４－６ (多数事業者 間接続用 インタフェース)
(略)	(略)	(略)
分　類　5 (0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号	(略)	(略)
分　類　7 (0A0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(4/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 / 接続番号	専用線接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ		信号網接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ		番号案内ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	ＮＰＳ交換機接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	ｻｰﾋﾞｽ制御統括局接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	端末回線 MDF 接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ
	形態５	形態５－２（IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース）	形態６－２（加入者交換機高度ｻｰﾋﾞｽ個別接続用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態６－３（加入者交換機高度ｻｰﾋﾞｽ接続用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態７	形態７－２	形態８	形態９（DSL 用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）
（略）								
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類６（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号								
分類７（0A0-CDE～）無線呼出し系番号								
（略）								

(4/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 / 接続番号	専用線接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ		信号網接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ		番号案内ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	ＮＰＳ交換機接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	ｻｰﾋﾞｽ制御統括局接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	端末回線 MDF 接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ
	形態５	形態５－２（IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース）	形態６－２（加入者交換機高度ｻｰﾋﾞｽ個別接続用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態６－３（加入者交換機高度ｻｰﾋﾞｽ接続用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態７	形態７－２	形態８	形態９（DSL 用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）
（略）								
分類５（0A0-CDE～）ＰＨＳ系番号	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類７（0A0-CDE～）無線呼出し系番号								
（略）								

(5/6)

インタフェース種別 / 接続番号	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光中継回線接続インタフェース	特別光中継回線接続インタフェース	IP 通信網ＩＳＰ接続ルータ接続インタフェース（PPPoE方式）	IP 通信網ＩＳＰ接続ルータ接続インタフェース(IPoE方式)
	形態１０	形態１１（電話サービス契約約款準用インタフェース）	形態１２	形態１３	形態１３-２	形態１４	形態１４－２
（略）	（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類５（0A0-CDE～）接続型ＰＨＳ系番号	（略）						
分類６（0A0-CDE～）活用型ＰＨＳ系番号	―						
分類７（0A0-CDE～）無線呼出し系番号	（略）						
（略）	（略）						

(5/6)

インタフェース種別 / 接続番号	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光中継回線接続インタフェース	特別光中継回線接続インタフェース	IP 通信網ＩＳＰ接続ルータ接続インタフェース（PPPoE方式）	IP 通信網ＩＳＰ接続ルータ接続インタフェース(IPoE方式)
	形態１０	形態１１（電話サービス契約約款準用インタフェース）	形態１２	形態１３	形態１３-２	形態１４	形態１４－２
（略）	（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類５（0A0-CDE～）ＰＨＳ系番号	（略）						
分類７（0A0-CDE～）無線呼出し系番号	（略）						
（略）	（略）						

(6/6)

インタフェース種別 接続番号	収容局ルータ接続インタフェース 形態１５（IP通信網収容局ルータ接続インタフェース）	中継局セルリレー接続インタフェース 形態16	IP 通信網 一 般 中継局ルータ接続インタフェース 形態17	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース 形態19
（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（略）	（分類によらない）
分　類　5 (0A0-CDE～) 接続型ＰＨＳ系番号			－	
分　類　6 (0A0-CDE～) 活用型ＰＨＳ系番号			二	
分　類　7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			－	
（略）			（略）	

凡例　　－：未規定

（注）番号ポータビリティ接続機能は、分類３の当社入接続、形態６－２及び形態６－３での直接協定事業者網のＮＳＰ又はＳＣＰから信号により通知する接続番号が0A～Jでの接続及び形態４－６での分類３の当社出接続において提供する。

２．サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(6/6)

インタフェース種別 接続番号	収容局ルータ接続インタフェース 形態１５（IP通信網収容局ルータ接続インタフェース）	中継局セルリレー接続インタフェース 形態16	IP 通信網 一 般 中継局ルータ接続インタフェース 形態17	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース 形態19
（略）	（分類によらない）	（分類によらない）	（略）	（分類によらない）
分　類　5 (0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号			－	
分　類　7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			－	
（略）			（略）	

凡例　　－：未規定

（注）番号ポータビリティ接続機能は、分類３の当社入接続、形態６－２及び形態６－３での直接協定事業者網のＮＳＰ又はＳＣＰから信号により通知する接続番号が0A～Jでの接続及び形態４－６での分類３の当社出接続において提供する。

２．サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

（1）１ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　手動交換サービス接続機能(接続番号は１００)の接続先は、形態４－３及び形態４－６での分類４及び形態４－６での分類３の当社出接続において提供する。

イ　番号案内サービス接続機能は、形態１－１、形態１－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が１０４の当社入接続において提供する。

ウ　手動コレクトサービス接続機能(接続番号は１０６)の接続先は、形態４－３及び形態４－６での分類４及び形態４－６での分類３の当社出接続において提供する。

エ　警察接続機能は、形態１－１、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１０の当社入接続において提供する。

オ　消防接続機能は、形態１－１、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１９の当社入接続において提供する。

カ　（略）

キ　でんわ会議接続機能は、形態１－１、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での分類３の当社入接続において提供する。

ク　災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態１－１、形態４－３及び形態４－６での接続番号が１７１の当社入接続及び形態６－２での接続番号が１７１の当社出接続において提供する。

ケ　気象情報提供機能は、形態１－１での接続番号が１７７の当社入接続において提供する。

コ　自動コレクトサービス接続機能（接続番号は１０８）の接続先は、形態４－６での分類３の当社出接続において提供する。

サ～セ　（略）

ソ　番号案内先への通信実現機能（接続番号は１０４）の接続先は、形態４－６での分類３の当社出接続において提供する。

タ、チ　（略）

（2）　市外局番＋１ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　気象情報提供機能は、形態１－１、形態１－２、形態１－３、形態３－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社入接続及び形態３－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態３－３及び形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋０＋市外局番＋１７７(分類１及び分類８とする)の当社出接続において提供する。

（3）　０ＡＢ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～オ　（略）

（1）１ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　削除

イ　番号案内サービス接続機能は、形態１－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が１０４の当社入接続において提供する。

ウ　削除

エ　警察接続機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１０の当社入接続において提供する。

オ　消防接続機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１９の当社入接続において提供する。

カ　（略）

キ　でんわ会議接続機能は、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での分類３の当社入接続において提供する。

ク　災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態４－３及び形態４－６での接続番号が１７１の当社入接続及び形態６－２での接続番号が１７１の当社出接続において提供する。

ケ　削除

コ　削除

サ～セ　（略）

ソ　削除

タ、チ　（略）

（2）　市外局番＋１ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　気象情報提供機能は、形態１－２、形態１－３、形態３－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社入接続及び形態３－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態３－３及び形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋０＋市外局番＋１７７(分類１及び分類８とする)の当社出接続において提供する。

（3）　０ＡＢ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア～オ　（略）

カ　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態１－１及び形態４－６での接続番号が０ＡＢ０＋ＤＥＦＧＨＪ（Ｋ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０ＡＢ０＋ＤＥＦＧＨＪ（Ｋ）の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態１－１及び形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社出入接続において提供する。

キ～ク　（略）

（４）　００ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態１－１及び形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社入接続及び形態６－３での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社出接続において提供する。

（５）　０Ａ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態１－１及び形態４－６での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供する。

カ　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０ＡＢ０＋ＤＥＦＧＨＪ（Ｋ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０ＡＢ０＋ＤＥＦＧＨＪ（Ｋ）の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社出入接続において提供する。

キ～ク　（略）

（４）　００ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社入接続及び形態６－３での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社出接続において提供する。

（５）　０Ａ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供する。

技術的条件集別表２　付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 / 電話サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類６による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
加入電話（単独電話）	○（注1）	○（注２）	○	○	○（注３）	○（注３）	○	○	○
加入電話（事業所集団電話）	○（注４）	○（注５）	○	○（注６）	○（注６）	○（注６）	○（注６）	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話									○
有線放送電話接続電話	×	×	○	×	×	×	×	○	○
公衆電話	○（注７）	○（注８）	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 / 電話サービスの端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

凡例　○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外

注１～注９　（略）

（２）付加機能の利用条件

付加機能（電話サービス）の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件

技術的条件集別表２　付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 / 電話サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
加入電話（単独電話）	○（注1）	○（注２）	○	○	○（注３）	○	○	○
加入電話（事業所集団電話）	○（注４）	○（注５）	○	○（注６）	○（注６）	○（注６）	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話								○
有線放送電話接続電話	×	×	○	×	×	×	○	○
公衆電話	○（注７）	○（注８）	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 / 電話サービスの端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

凡例　○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外

注１～注９　（略）

（２）付加機能の利用条件

付加機能（電話サービス）の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件

発着信専用機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時､及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

２．総合ディジタル通信サービスの利用条件

当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 / 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類６による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
第１種総合ディジタル通信サービス 第２種総合ディジタル通信サービス	○								
ディジタル公衆電話サービス	○（注１）	○（注２）	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 / 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

発着信専用機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時､及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

２．総合ディジタル通信サービスの利用条件

当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 / 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
第１種総合ディジタル通信サービス 第２種総合ディジタル通信サービス	○							
ディジタル公衆電話サービス	○（注１）	○（注２）	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 / 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

凡例　○：利用できる、×：利用できない
注１～注３（略）

（２）通信種別の利用条件
通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ通信サービスの通信種別 ＼ 接続条件	形態1-1における接続	形態3-3における接続	形態4-3における接続	形態4-6における接続
通話モード	○			
ディジタル通信モード(64kb/s)	○	○	×	○

凡例　○：利用できる、×：利用できない

（３）付加機能の利用条件
付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

凡例　○：利用できる、×：利用できない
注１～注３（略）

（２）通信種別の利用条件
通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ通信サービスの通信種別 ＼ 接続条件	形態3-3における接続	形態4-3における接続	形態4-6における接続
通話モード	○		
ディジタル通信モード(64kb/s)	○	×	○

凡例　○：利用できる、×：利用できない

（３）付加機能の利用条件
付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

発着信専用機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

３．音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類６による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6における接続	形態 6-2における接続	形態 6-3における接続	形態 17における接続※
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○			

※第１種サービスを除く

発着信専用機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

３．音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6における接続	形態 6-2における接続	形態 6-3における接続	形態 17における接続※
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○			

※第１種サービスを除く

凡例　○：利用できる　×:利用できない

4．特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（1）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類6による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6における接続	形態 6-2における接続	形態 6-3における接続	形態 17における接続※
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○			

※第１種サービスを除く

凡例　○：利用できる　×:利用できない

凡例　○：利用できる　×:利用できない

4．特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（1）端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類5による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6における接続	形態 6-2における接続	形態 6-3における接続	形態 17における接続※
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○			

※第１種サービスを除く

凡例　○：利用できる　×:利用できない

技術的条件集別表４　ＩＳＵＰ仕様
技術的条件集別表４（ＩＳＵＰ仕様）の記述に関する留意事項（略）
ＮＴＴ－Ｑ７６１ No.7 信号方式ＩＳＤＮユーザ部の機能（略）
ＮＴＴ－Ｑ７６２ 信号と信号情報の機能概要（略）
ＮＴＴ－Ｑ７６３　フォーマット及びコード

１～２（略）
３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ
３．１～３．１０３　（略）
３．１０４　課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３に示す。

図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３　課金情報パラメータフィールド【ＪＴ－Ｑ７６３に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がＮＴＴ－Ｑ７６３で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

（１）～（４）　（略）

▼（５）課金情報種別パラメータ値が００００００１００の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図３－９９M／ＮＴＴ－Ｑ７６３に示す。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	予　備					信号要素種別		
2	奇数／偶数	予　備						
	第２情報					第１情報		
	着信地域情報							
n	フィラー（必要な場合）					第ｎ情報		

図３－９９M／ＮＴＴ－Ｑ７６３　課金情報パラメータフィールド

ａ）信号要素種別：一対の信号のやりとりを識別するために送信される情報である。

０００　予備
００１　予備
０１０　起動　：実行すべきオペレーションを実行する。
０１１　成功応答　：起動によって要求されたオペレーションの正常な終了を通知する。

技術的条件集別表４　ＩＳＵＰ仕様
技術的条件集別表４（ＩＳＵＰ仕様）の記述に関する留意事項（略）
ＮＴＴ－Ｑ７６１ No.7 信号方式ＩＳＤＮユーザ部の機能（略）
ＮＴＴ－Ｑ７６２ 信号と信号情報の機能概要（略）
ＮＴＴ－Ｑ７６３　フォーマット及びコード

１～２（略）
３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ
３．１～３．１０３　（略）
３．１０４　課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３に示す。

図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３　課金情報パラメータフィールド【ＪＴ－Ｑ７６３に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がＮＴＴ－Ｑ７６３で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

（１）～（４）　（略）

（５）削除

１００
予備
１１１

ｂ）奇数／偶数表示

０　着信地域情報桁数が偶数

１　着信地域情報桁数が奇数

ｃ）着信地域情報

コーディング側がＢＣＤの場合、着信地域情報は次の様に４ビット情報に分割される。

０００００　ディジット０

０００１　１

０００１０　２

０００１１　３

０１００　４

０１０１　５

０１１０　６

０１１１　７

１０００　８

１００１　９

ｄ）フィラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フィラーコード“００００”が最後の着信地域情報の後に挿入される。▲

【ＪＴ－Ｑ７６３では▼▲を規定していない】

３．１０５　課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３に示す。

図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３　【ＪＴ－Ｑ７６３に準拠する】

３．１０５　課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３に示す。

図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３　【ＪＴ－Ｑ７６３に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼０００００００００　網固有情報
　０００００００１　国際自即公衆
　０００００００１０　柔軟課金
　０００００００１１　応用課金レート転送
　０００００１００　ＮＴＴ網接続型ＰＨＳ
　０００００１０１　
　　　　　　　　　　　網固有情報
　１００００００００　
　１００００００１　
　　　　　　　　　　　予備
　１１１１１１０１　
　１１１１１１１０　課金レート転送
　１１１１１１１１　予備▲
【ＪＴ－Ｑ７６３では▼▲の規定が異なる】

３．１０６～３．１１７　（略）

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼０００００００００　網固有情報
　０００００００１　国際自即公衆
　０００００００１０　柔軟課金
　０００００００１１　応用課金レート転送
　０００００１００　
　　　　　　　　　　　網固有情報
　１００００００００　
　１００００００１　
　　　　　　　　　　　予備
　１１１１１１０１　
　１１１１１１１０　課金レート転送
　１１１１１１１１　予備▲
【ＪＴ－Ｑ７６３では▼▲の規定が異なる】

３．１０６～３．１１７　（略）

技術的条件集別表４．１　ＩＳＵＰ仕様（網内信号部）

技術的条件集別表4.1（ＩＳＵＰ仕様 網内信号部）の記述に関する留意事項　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７６１－１ No.7 信号方式ＩＳＤＮユーザ部の機能　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７６２－１ 信号と信号情報の機能概要
１、２　（略）
３．信号パラメータ
３．１～３．９０　（略）
３．９１　通信路要求表示 【技別４に準拠する】
３．９１．１～３．９１．６　（略）
３．９１．７　従属パラメータ
３．９１．７．１～３．９１．７．３６　（略）
３．９１．７．３７　交換機間ハンドオーバ表示
　ＰＨＳ接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。
３．９１．９～３．１１６　（略）
４．パラメータ情報　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７６３－１ フォーマット及びコード
１、２　（略）
３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ
３．１　パラメータ名
　パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表３－１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

表３－１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１

パラメータ名	節番号	コード	記事
（略）	（略）	（略）	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	００１００１０１	
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37	００１００１１０▲	

【技別４では▼▲を規定していない】
３．２～３．９１．６　（略）
３．９１．７　従属パラメータ
　グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表Ｘに示される。

技術的条件集別表４．１　ＩＳＵＰ仕様（網内信号部）

技術的条件集別表4.1（ＩＳＵＰ仕様 網内信号部）の記述に関する留意事項　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７６１－１ No.7 信号方式ＩＳＤＮユーザ部の機能　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７６２－１ 信号と信号情報の機能概要
１、２　（略）
３．信号パラメータ
３．１～３．９０　（略）
３．９１　通信路要求表示 【技別４に準拠する】
３．９１．１～３．９１．６　（略）
３．９１．７　従属パラメータ
３．９１．７．１～３．９１．７．３６　（略）
３．９１．７．３７　削除

３．９１．９～３．１１６　（略）
４．パラメータ情報　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７６３－１ フォーマット及びコード
１、２　（略）
３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ
３．１　パラメータ名
　パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表３－１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

表３－１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１

パラメータ名	節番号	コード	記事
（略）	（略）	（略）	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	００１００１０１▲	

【技別４では▼▲を規定していない】
３．２～３．９１．６　（略）
３．９１．７　従属パラメータ
　グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表Ｘに示される。

表Ｘ　従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参　照
（略）	（略）	（略）	（略）
００１００１０１	オペレータサービス特有情報	エンド情報転送	３．９１．７．３６
００１００１１０	交換機間ハンドオーバ表示	エンド情報転送	３．９１．７．３７

３．９１．７．１～３．９１．７．３２　（略）

３．９１．７．３３　隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図３－８１－７．３３／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１で示される。

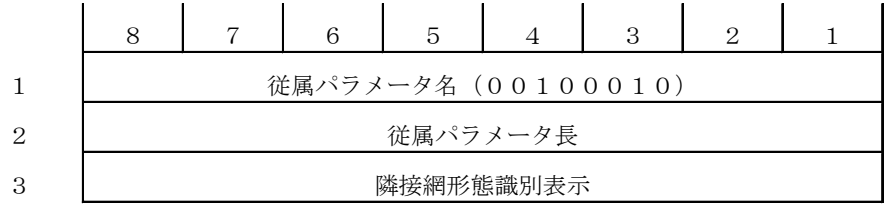

図３－８１－７．３３／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

ａ）従属パラメータ名
隣接網形態識別（００１００００１０）が設定される。

ｂ）従属パラメータ長
従属パラメータの内容部のオクテット長を２進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

ｃ）隣接網形態識別表示

００００００００	予備
００００００００１	ＰＨＳ事業者網（依存型）
００００００００１０	ＰＨＳ事業者網（接続型）
００００００００１１	移動体網
００００００１００	国際網
００００００１０１	地域網
００００００１１０	中継網

表Ｘ　従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参　照
（略）	（略）	（略）	（略）
００１００１０１	オペレータサービス特有情報	エンド情報転送	３．９１．７．３６

３．９１．７．１～３．３．９１．７．３２　（略）

３．９１．７．３３　隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図３－８１－７．３３／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１で示される。

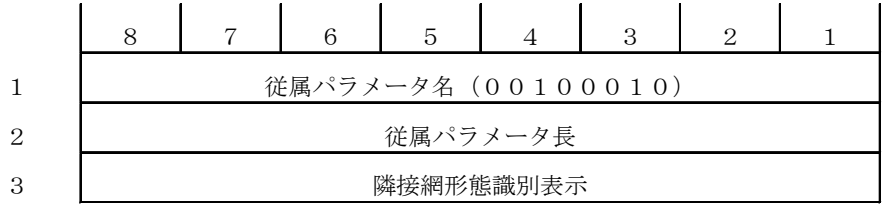

図３－８１－７．３３／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

ａ）従属パラメータ名
隣接網形態識別（００１００００１０）が設定される。

ｂ）従属パラメータ長
従属パラメータの内容部のオクテット長を２進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

ｃ）隣接網形態識別表示

００００００００	予備
００００００００１	予備
００００００００１０	ＰＨＳ事業者網
００００００００１１	移動体網
００００００１００	国際網
００００００１０１	地域網
００００００１１０	中継網

０００００１１１　　総合通信事業者網
その他　　予備

３．９１．７．３４～３．９１．７．３６　（略）

３．９１．７．３７　交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータのフォーマットは、図３－８１－７．３７／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１で示される。

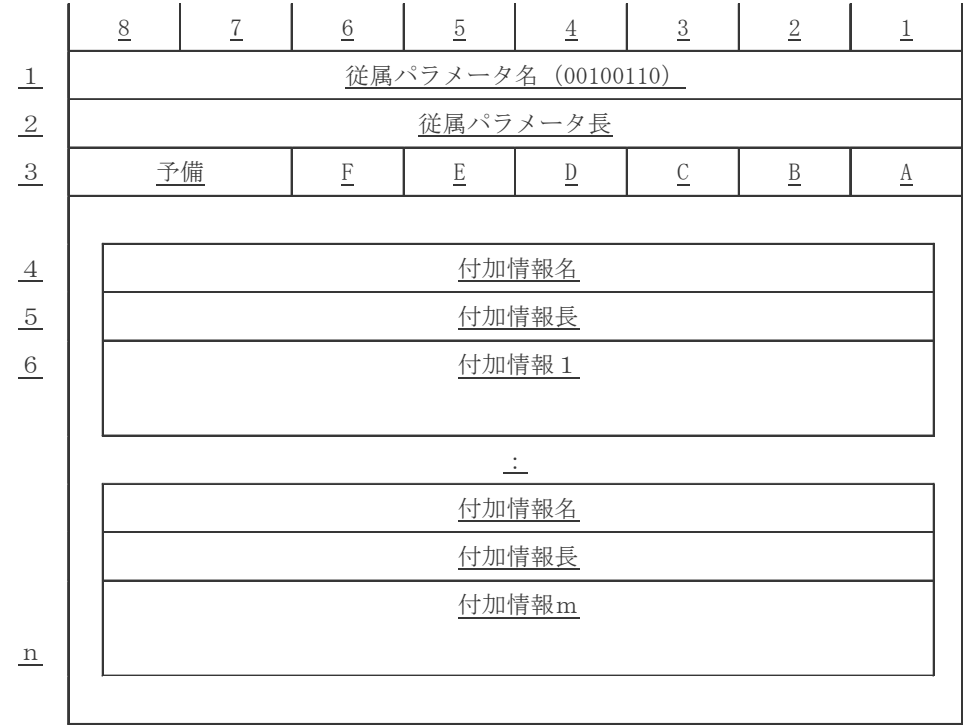

図３－８１－７．３７／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータフィールド

注）「付加情報名」以降の４～ｎオクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

０００００１１１　　総合通信事業者網
その他　　予備

３．９１．７．３４～３．９１．７．３６　（略）

３．９１．７．３７　削除

ａ）従属パラメータ名
交換機間ハンドオーバ表示（００１００１１０）が設定される。
ｂ）従属パラメータ長
従属パラメータの内容部のオクテット長を２進数で表す。

次のコードが交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

ｃ）信号要素種別
ビットＢＡ
００　起動
０１　成功応答
１０　失敗応答
１１　予備

ｄ）オペレーション種別
ビットＦＥＤＣ
００００　予備
０００１　ハンドオーバ呼接続要求
００１０　ハンドオーバ呼解放要求
その他　　予備

ｅ）付加情報名
００００００００　予備
００００００００１　ハンドオーバ用演算結果
００００００１０　予備
００００００１１　認証キー（非反転）
０００００１００　ハンドオーバ用在圏エリア番号
０００００１０１　ハンドオーバ用認証エラー表示
０００００１１０　認証種別
その他　　予備

ｆ）付加情報長
付加情報のオクテット長を２進数で表す。

ｇ）付加情報
（１）付加情報名が００００００００１：ハンドオーバ用演算結果の場合

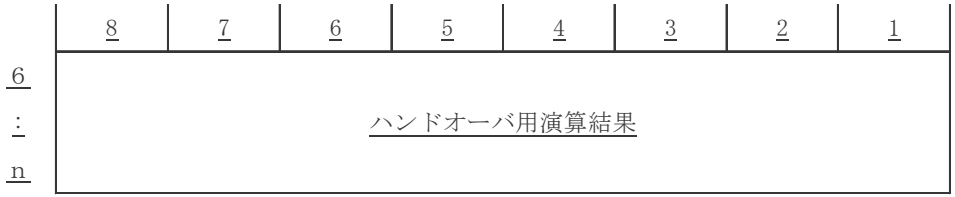

図３－８１－７．３７Ａ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　付加情報名がハンドオーバ用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。

i)　ハンドオーバ用演算結果
64 ビットのビット列で表現される。

（２）　削除

（３）付加情報名が０００００００１１：認証キー(非反転）の場合

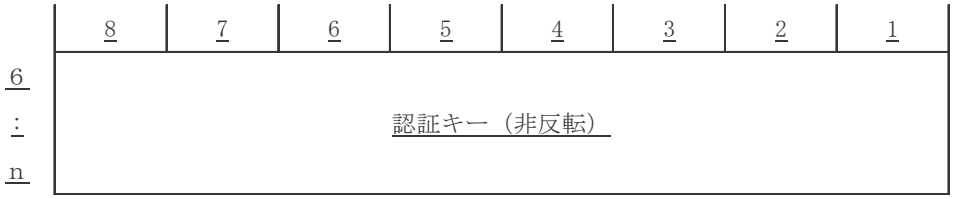

図３－８１－７．３７Ｃ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　付加情報名が認証キー(非反転）の場合の付加情報フィールド

ＰＨＳサービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報。

i)　認証キー(非反転)
64 ビットのビット列で表現される。

（４）付加情報名が０００００１００：ハンドオーバ用在圏エリア番号の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	奇偶	予備						
7	第２アドレス情報				第１アドレス情報			
	：							
n	フィラー（必要な場合）				第Ｎアドレス情報			

図３－８１－７．３７Ｄ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　付加情報名がハンドオーバ用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の在圏エリア情報。

i)　奇数／偶数表示

０　アドレス情報の桁数が偶数
１　アドレス情報の桁数が奇数

ii)　アドレス情報

００００　ディジット０
０００１　ディジット１
００１０　ディジット２
００１１　ディジット３
０１００　ディジット４
０１０１　ディジット５
０１１０　ディジット６
０１１１　ディジット７
１０００　ディジット８
１００１　ディジット９
その他　予備

iii) フィラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、フィラーコード“００００”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

（５）付加情報名が００００００１０１：ハンドオーバ用認証エラー表示の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	クラス 0 0		形式 0	エラーバリュータグ 0 0 0 1 0				
7	0	パラメータ長 0 0 0 0 0 0 1						
8	ハンドオーバ用認証エラー値							

図３－８１－７．３７Ｅ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　付加情報名がハンドオーバ用認証エラー表示の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の認証実施時におけるエラー表示。

i) ハンドオーバ用認証エラー値

６～８オクテットについては JT-Q950 の規定に基づき以下のリターンエラー値を設定する。

０００００００１１　利用不可
０００００１０１　情報内容不十分
０００００１１１　無効な呼状態

（６）付加情報名が０００００１１０：認証種別の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	認証種別							

図３－８１－７．３７Ｆ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　付加情報名が認証種別の場合の付加情報フィールド

ＰＨＳサービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するための情報。

i）　認証種別

０００００００１　ＮＴＴ
その他　　予備

３．９１．９～３．１０３（略）

３．１０４　課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　　【技別４に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がＮＴＴ－Ｑ７６３－１で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

（１）～（４）　（略）

（５）課金情報種別パラメータ値が００００００１００の場合　　【技別４に準拠する】

▼（６）課金情報種別パラメータ値が００００００１０１の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図３－９９Ｎ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	予　備					情報送信／受信種別		
2	料金算定情報種別							
3	料金算定情報種別長							
4	料金算定情報							
⋮								
n								

図３－９９Ｎ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　課金情報パラメータフィールド

ａ）情報送信／受信種別

０００　　予備

００１　　情報送信（受信時報告必要）

０１０　　情報送信（報告不要）

０１１　　情報受信

その他　　予備

ｂ）料金算定情報種別

００００００００　　予備

００００００００１　　着ＰＯＩ－ＭＡＣ（正規化ＭＡコード）

００００００１０　　端末在圏ＭＡ

１１１１１１１１　　料金算定情報なし

その他　　予備

３．９１．９～３．１０３（略）

３．１０４　課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

図３－９８／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　　【技別４に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がＮＴＴ－Ｑ７６３－１で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

（１）～（４）　（略）

（５）削除

（６）削除

（注）「料金算定情報種別」以降が同一パラメータ内に繰り返し設定されることがある。

（例：着ＰＯＩ－ＭＡＣと端末在圏ＭＡ）

ｃ）料金算定情報種別長

料金算定情報のオクテット長をバイナリで表す。

ｄ）料金算定情報

1.料金算定情報種別が００００００００１の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
４ａ	着ＰＯＩ－ＭＡＣ (LSB)							
４ｂ	予備						(MSB)	

図３－９９Ｏ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　料金算定情報フィールド

2.料金算定情報種別が００００００１０の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
４ａ	奇／偶	予備						
４ｂ	第２情報				第１情報			
	端末在圏ＭＡ							
４ｎ	フィラー（必要な場合）				第ｎ情報			

図３－９９Ｐ／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　料金算定情報フィールド

ａ）着ＰＯＩ－ＭＡＣ

着ユーザの在圏MACが２オクテットのバイナリで表現される。

ｂ）奇数／偶数表示

０　　端末在圏MA桁数が偶数

１　　端末在圏MA桁数が奇数

ｃ）端末在圏 MA

０００００　　ディジット０

↓

１００１　　ディジット９

ｄ）フィラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フィラーコード“００００”が最後の端末

在圏ＭＡの後に挿入される。▲
【技別４では▼▲を規定していない】

３．１０５　課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　　【技別４に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

０００００００　▼ＫＤＤ・国際自即公衆▲
【技別４とは▼▲の規定が異なる】
０００００００１　国際自即公衆
００００００１０　柔軟課金
００００００１１　応用課金レート転送
０００００１００　ＮＴＴ網接続型ＰＨＳ
０００００１０１▼料金算定情報
０００００１１０
網固有情報
１００００００　▲
【技別４とは▼▲の規定が異なる】

（略）

３．１０６～３．１１１．１（略）

３．１１１．２　リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図３－８１－１０／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	H	G	F	E	D	C	B	A

図３－８１－１０／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由
ビットＧＦＥＤＣＢＡ

３．１０５　課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１に示す。

図３－１００／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　　【技別４に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

０００００００　▼ＫＤＤ・国際自即公衆▲
【技別４とは▼▲の規定が異なる】
０００００００１　国際自即公衆
００００００１０　柔軟課金
００００００１１　応用課金レート転送
０００００１００
網固有情報
１００００００

（略）

３．１０６～３．１１１．１（略）

３．１１１．２　リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図３－８１－１０／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	H	G	F	E	D	C	B	A

図３－８１－１０／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由
ビットＧＦＥＤＣＢＡ

０００００００　予備
０００００００１
　　：　　予備
１１１１０１１
１１１１１００　災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
１１１１１０１　依存型ＰＨＳ接続
１１１１１１０　番号ポータビリティ
１１１１１１１　予備

ビットＨ：予備　▲

【技別４では▼▲を規定していない】

３．１１２～３．１１７　（略）

４．ＩＳＤＮユーザ部メッセージとコード

（略）

表４－１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　（略）

表４－２／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
メッセージ種別：応答（ＡＮＭ）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送	3.91.6	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
ＮＳＰ設定情報	3.91.7.25		３～６４
番号変換履歴	3.91.7.26		３～６４
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		４
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37		３～８９
グローバル情報	3.91.5	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
第１衛星チャネル表示	3.91.7.8		７～３０
第２衛星チャネル表示	3.91.7.9		７～３０
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		３
第２網機能種別	3.91.7.7		４
（略）	（略）	（略）	（略）

（注１）３５オクテットまでのみを提供する網がある。

（注２）このパラメータは最大 10 回繰り返されることがある。

【技別４では▼▲を規定していない】

０００００００　予備
０００００００１
　　：　　予備
１１１１０１１
１１１１１００　災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
１１１１１０１　予備
１１１１１１０　番号ポータビリティ
１１１１１１１　予備

ビットＨ：予備　▲

【技別４では▼▲を規定していない】

３．１１２～３．１１７　（略）

４．ＩＳＤＮユーザ部メッセージとコード

（略）

表４－１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　（略）

表４－２／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
メッセージ種別：応答（ＡＮＭ）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送	3.91.6	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
ＮＳＰ設定情報	3.91.7.25		３～６４
番号変換履歴	3.91.7.26		３～６４
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		４
グローバル情報	3.91.5	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
第１衛星チャネル表示	3.91.7.8		７～３０
第２衛星チャネル表示	3.91.7.9		７～３０
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		３
第２網機能種別	3.91.7.7		４
（略）	（略）	（略）	（略）

（注１）３５オクテットまでのみを提供する網がある。

（注２）このパラメータは最大 10 回繰り返されることがある。

【技別４では▼▲を規定していない】

表４－３／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１～表４－１１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　（略）

表４－１２／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
メッセージ種別：アドレス（ＩＡＭ）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送	3.91.6	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
機能レベル表示	3.91.7.1		3
ＣＵＧ接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		４～１２
着ユーザ番号	3.91.7.12		４～１４
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		４～１２
着信指示用音源種別	3.91.7.15		３～５
第１着ユーザ番号	3.91.7.20		４～１４
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36		３～１７
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37		３～８９
グローバル情報	3.91.5	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
第２網機能種別	3.91.7.7		4
第１衛星チャネル表示	3.91.7.8		７～３０
第２衛星チャネル表示	3.91.7.9		７～３０
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		５～１４
ポータビリティ番号	3.91.7.32		４～１４
（略）	（略）	（略）	（略）

（注）このパラメータは最大 10 回繰り返されることがある。
【技別４では▼▲を規定していない】

表４－３／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１～表４－１１／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１　（略）

表４－１２／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
メッセージ種別：アドレス（ＩＡＭ）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送	3.91.6	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
機能レベル表示	3.91.7.1		3
ＣＵＧ接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		４～１２
着ユーザ番号	3.91.7.12		４～１４
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		４～１２
着信指示用音源種別	3.91.7.15		３～５
第１着ユーザ番号	3.91.7.20		４～１４
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36		３～１７
グローバル情報	3.91.5	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
第２網機能種別	3.91.7.7		4
第１衛星チャネル表示	3.91.7.8		７～３０
第２衛星チャネル表示	3.91.7.9		７～３０
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		５～１４
ポータビリティ番号	3.91.7.32		４～１４
（略）	（略）	（略）	（略）

（注）このパラメータは最大 10 回繰り返されることがある。
【技別４では▼▲を規定していない】

表４－13／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
メッセージ種別：切断（ＲＥＬ）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送	3.91.6	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
ＣＵＧ接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		４～１４
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		５～６４
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37		３～８９
グローバル情報	3.91.5	O	３～２４２
（従属パラメータ）			
網状態	3.91.7.17		６～１６
詳細理由	3.91.7.18		３～１６
ＩＡＭ情報	3.91.7.27		３３～２４０
ポータビリティ番号	3.91.7.32		４～１４▲
（略）	（略）	（略）	（略）

▼（注１）国内用のみ
（注Ｘ） 関門局（ＩＧＳ、ＳＺＣ）が、他事業者網内で生成されたＲＥＬを中継する時に当社／
他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲
（注▼Ｙ▲）サービス活性化パラメータのフィーチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。
【技別４では▼▲を規定していない】
（略）

表４－13／ＮＴＴ－Ｑ７６３－１
メッセージ種別：切断（ＲＥＬ）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送	3.91.6	O	３～１２８
（従属パラメータ）			
ＣＵＧ接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		４～１４
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		５～６４
グローバル情報	3.91.5	O	３～２４２
（従属パラメータ）			
網状態	3.91.7.17		６～１６
詳細理由	3.91.7.18		３～１６
ＩＡＭ情報	3.91.7.27		３３～２４０
ポータビリティ番号	3.91.7.32		４～１４▲
（略）	（略）	（略）	（略）

▼（注１）国内用のみ
（注Ｘ） 関門局（ＩＧＳ、ＳＺＣ）が、他事業者網内で生成されたＲＥＬを中継する時に当社／
他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲
（注▼Ｙ▲）サービス活性化パラメータのフィーチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。
【技別４では▼▲を規定していない】
（略）

技術的条件集別表５　接続シーケンス

シーケンスパターン一覧

シーケンスパターン	シーケンス分類	記事
（略）	（略）	（略）
ＰＴ－Ｌ×	（略）	（略）
ＰＴ－Ｍ×	公衆用基地局－ディジタル網間	活用型ＰＨＳ系端末機器接続
ＰＴ－Ｏ×	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

＊１、＊２（略）

ＰＴ－Ａ１～ＰＴ－Ｌ１２　（略）

技術的条件集別表５　接続シーケンス

シーケンスパターン一覧

シーケンスパターン	シーケンス分類	記事
（略）	（略）	（略）
ＰＴ－Ｌ×	（略）	（略）
ＰＴ－Ｍ×	削除	削除
ＰＴ－Ｏ×	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

＊１、＊２（略）

ＰＴ－Ａ１～ＰＴ－Ｌ１２　（略）

ＰＴ－Ｍ１

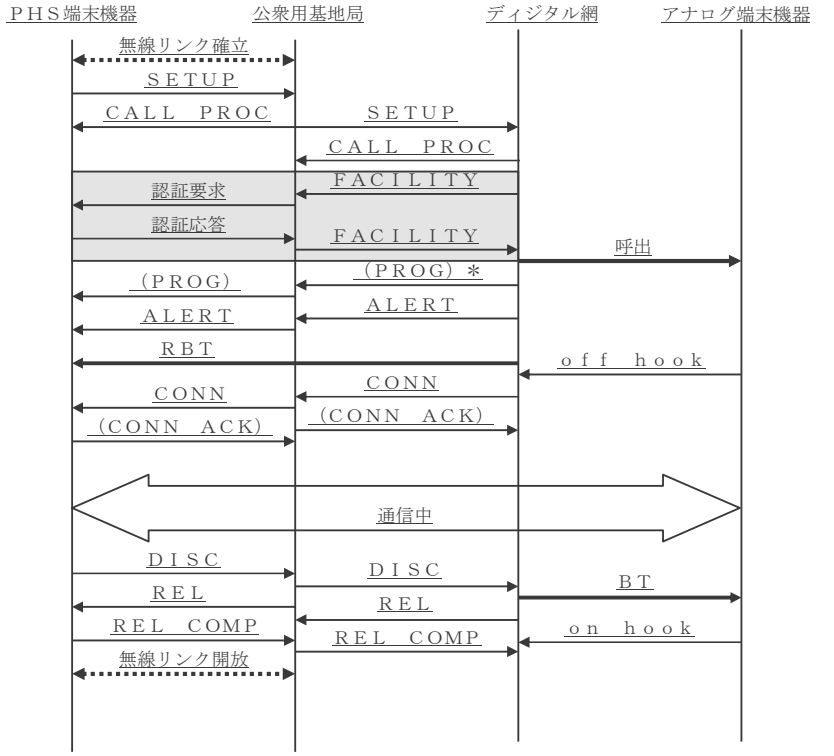

＊：当社網からは複数ＰＲＯＧが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス

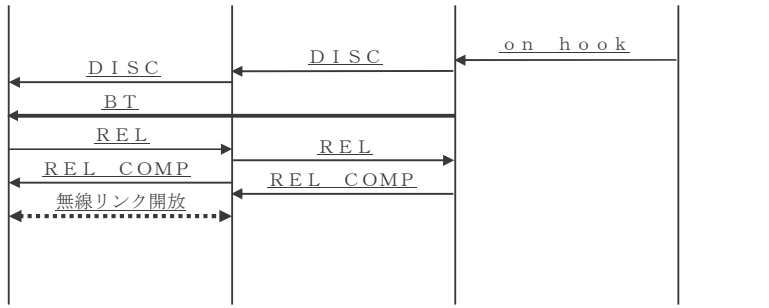

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ１

削除

ＰＴ－Ｍ２

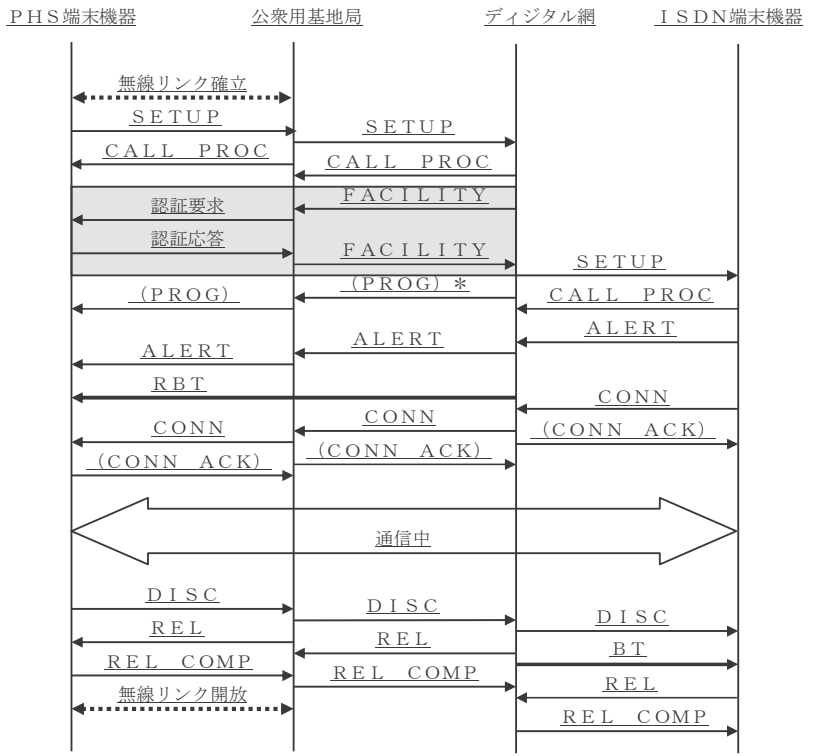

＊：当社網からは複数ＰＲＯＧが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス

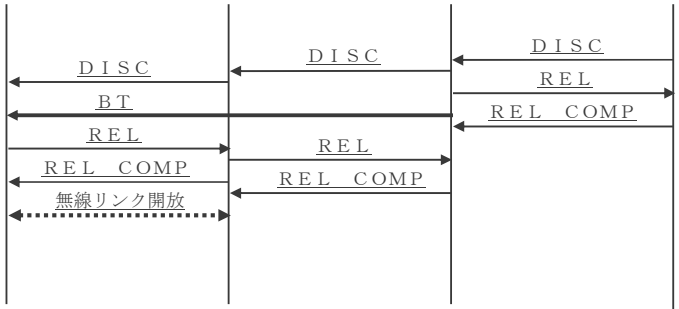

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ２

削除

ＰＴ－Ｍ３

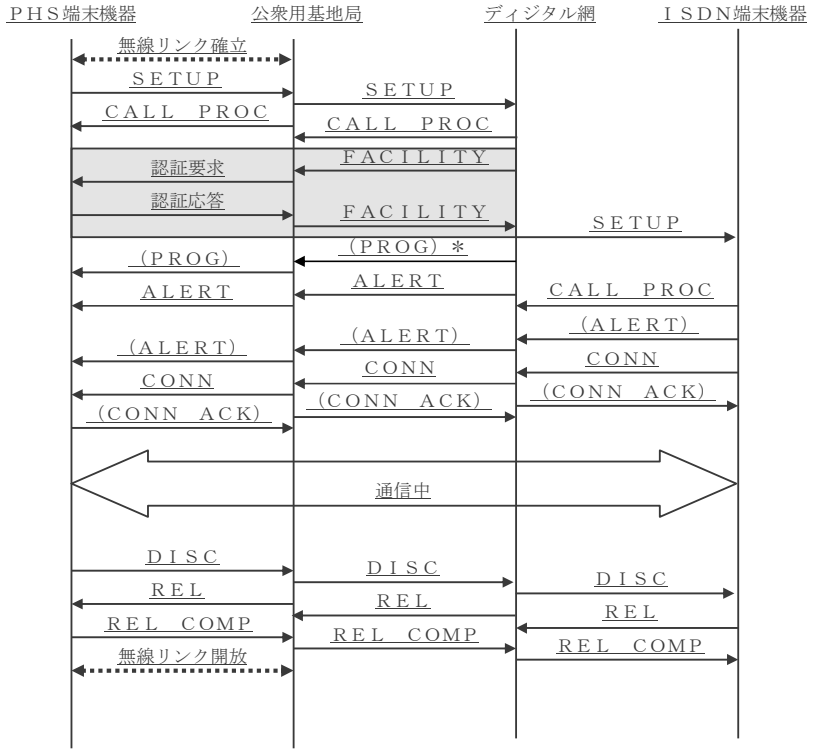

＊：当社網からは複数ＰＲＯＧが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス

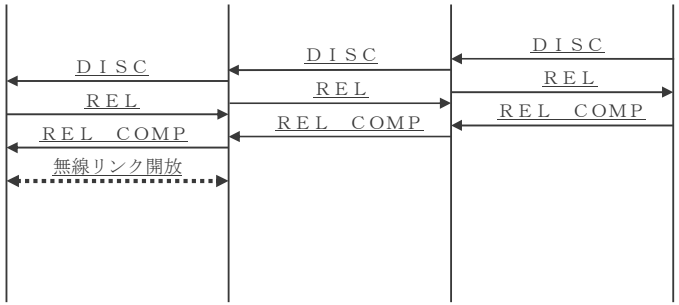

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ３

削除

ＰＴ－Ｍ４

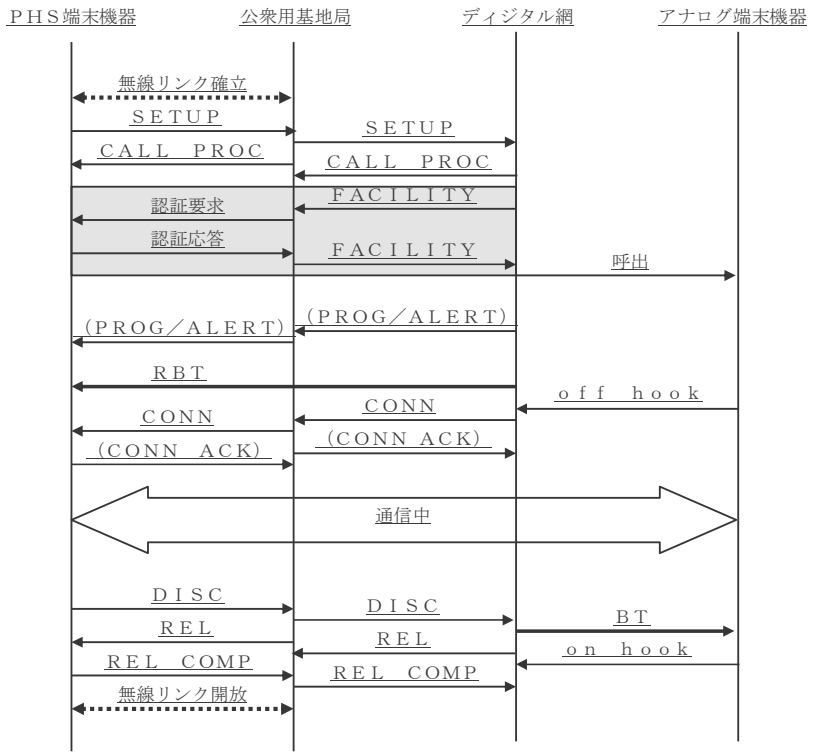

着側切断のシーケンス

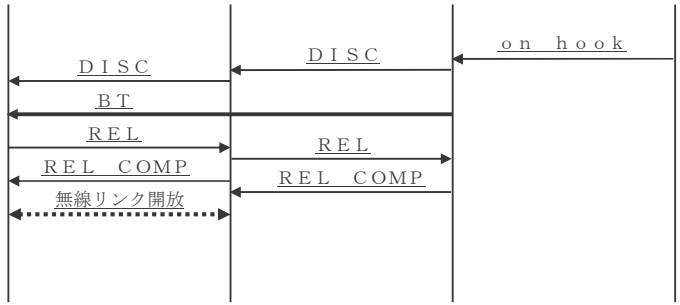

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ４

削除

ＰＴ－Ｍ５

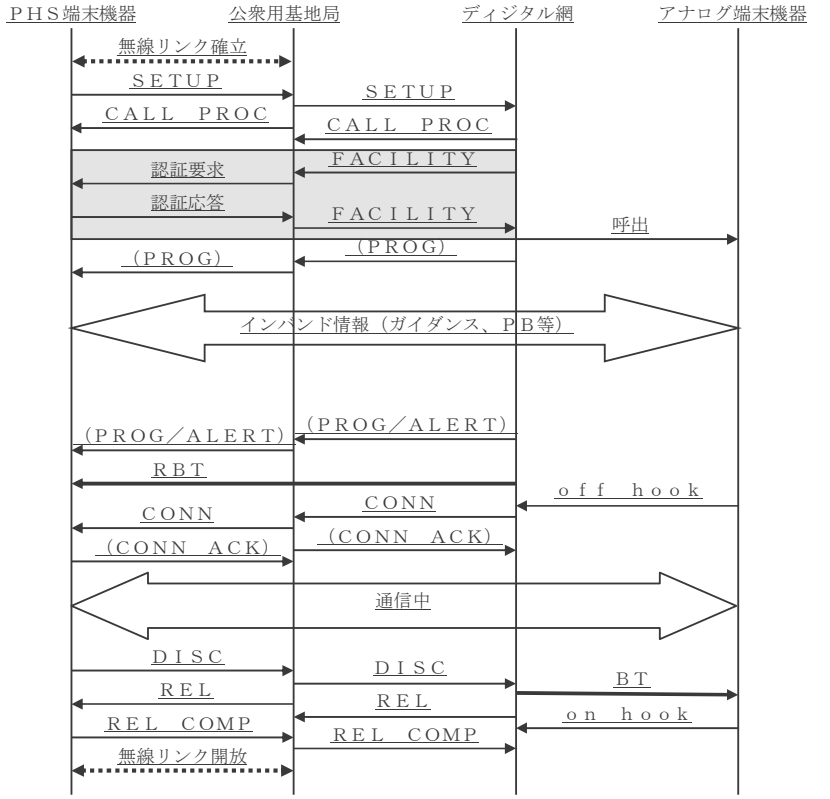

着側切断のシーケンス

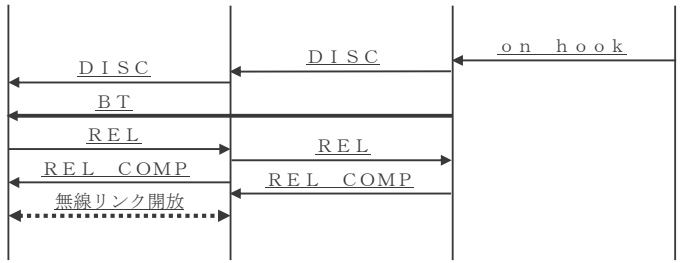

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ５

削除

PT−M6

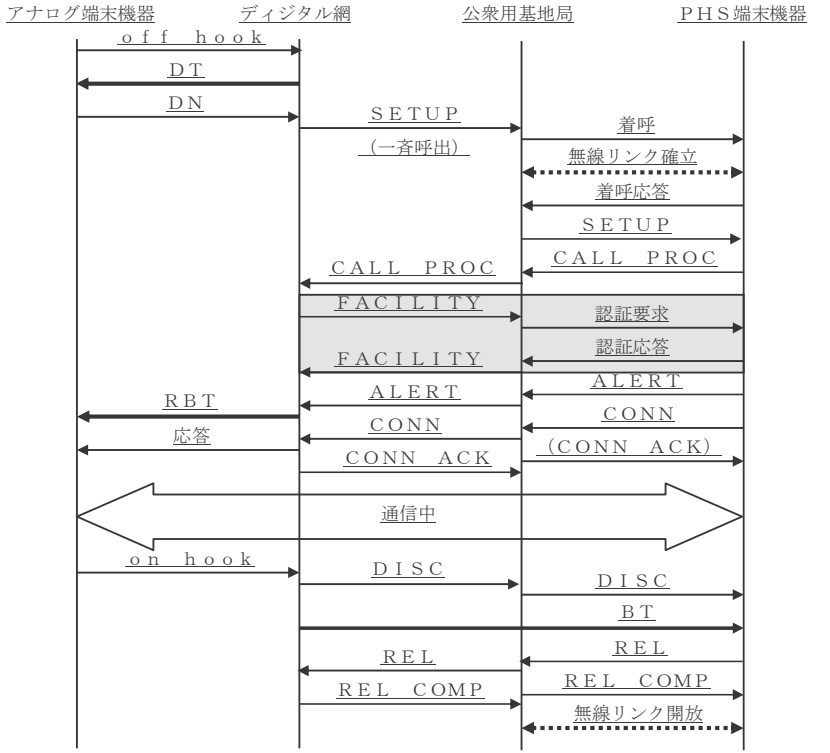

着側切断のシーケンス

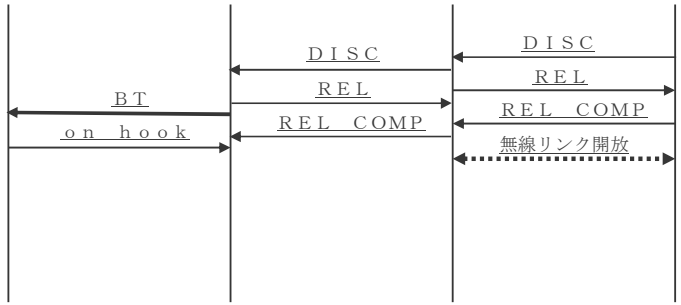

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT−M6

削除

PT−M7

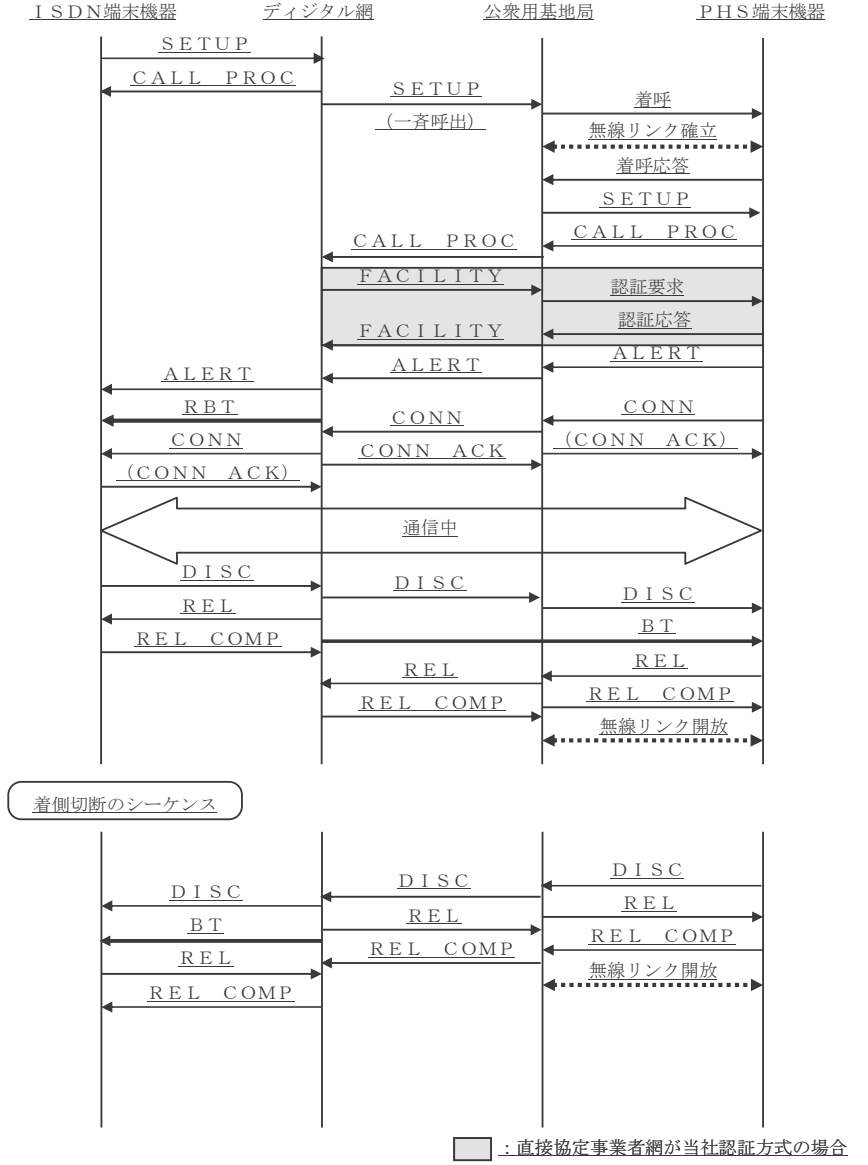
ISDN端末機器
ディジタル網
公衆用基地局
PHS端末機器
SETUP
CALL PROC
SETUP
（一斉呼出）
着呼
無線リンク確立
着呼応答
SETUP
CALL PROC
CALL PROC
FACILITY
認証要求
認証応答
FACILITY
ALERT
ALERT
ALERT
RBT
CONN
CONN
CONN
CONN ACK
（CONN ACK）
（CONN ACK）
通信中
DISC
DISC
DISC
REL
BT
REL COMP
REL
REL
REL COMP
REL COMP
無線リンク開放
着側切断のシーケンス
DISC
DISC
DISC
BT
REL
REL
REL
REL COMP
REL COMP
無線リンク開放
REL COMP
：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT−M7

削除

PT−M8

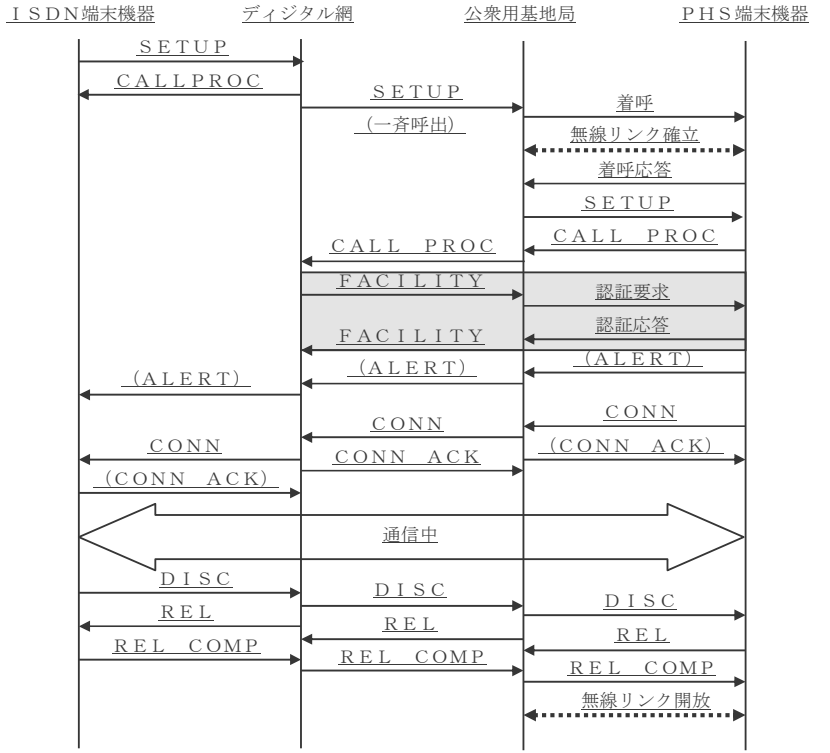

着側切断のシーケンス

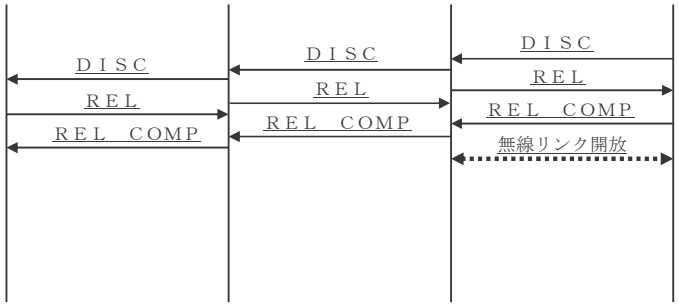

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT−M8

削除

ＰＴ－Ｍ９

アナログ端末機器
ディジタル網
公衆用基地局
ＰＨＳ端末機器
ｏｆｆ　ｈｏｏｋ
ＤＴ
ＤＮ
ＳＥＴＵＰ
着呼
（一斉呼出）
Ｔ３０３タイムアウト
ＳＥＴＵＰ
着呼
（一斉呼出）
Ｔ３０３タイムアウト
トーキ
ＢＴ
ｏｎ　ｈｏｏｋ

ＰＴ－Ｍ９

削除

ＰＴ－Ｍ１０

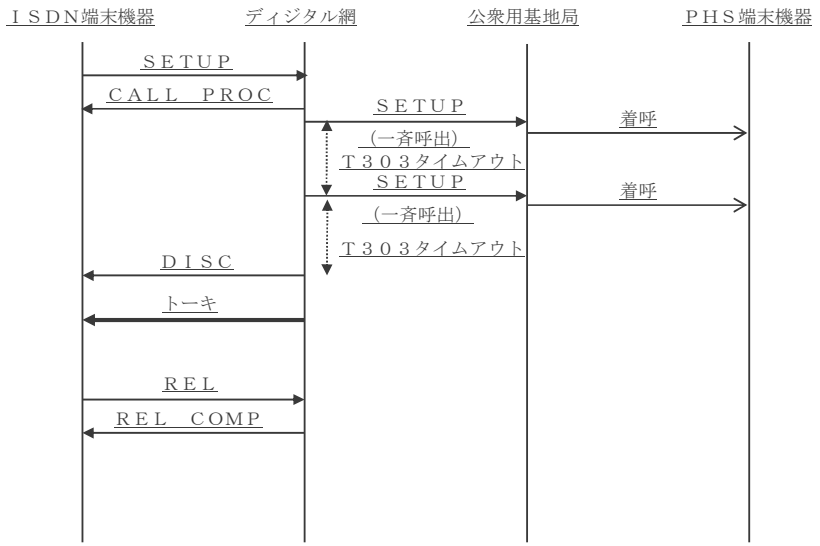

ＰＴ－Ｍ１０

削除

ＰＴ－Ｍ１１

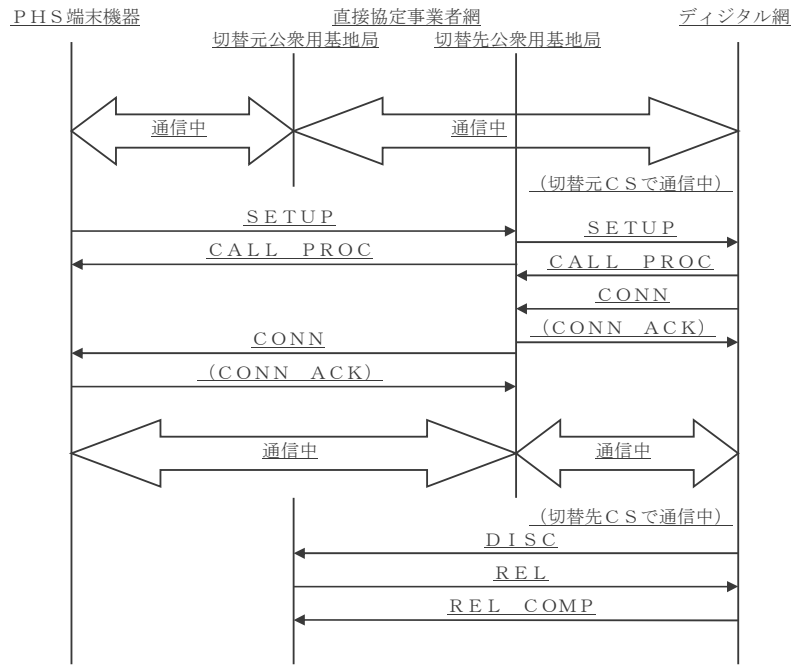

以降のシーケンスは各活用型ＰＨＳ網発信のシーケンスに同じ

ＰＴ－Ｍ１１

削除

ＰＴ－Ｍ１２

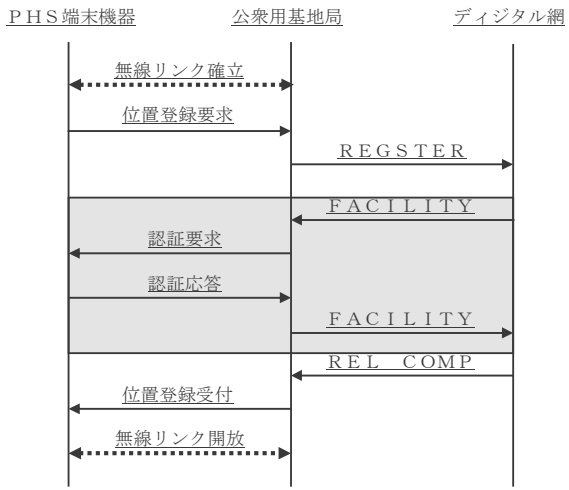

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ１２

削除

ＰＴ－Ｍ１３

ＰＴ－Ｍ１３

削除

ＰＴ－Ｍ１４

ＰＴ－Ｍ１４

削除

ＰＴ－Ｍ１５

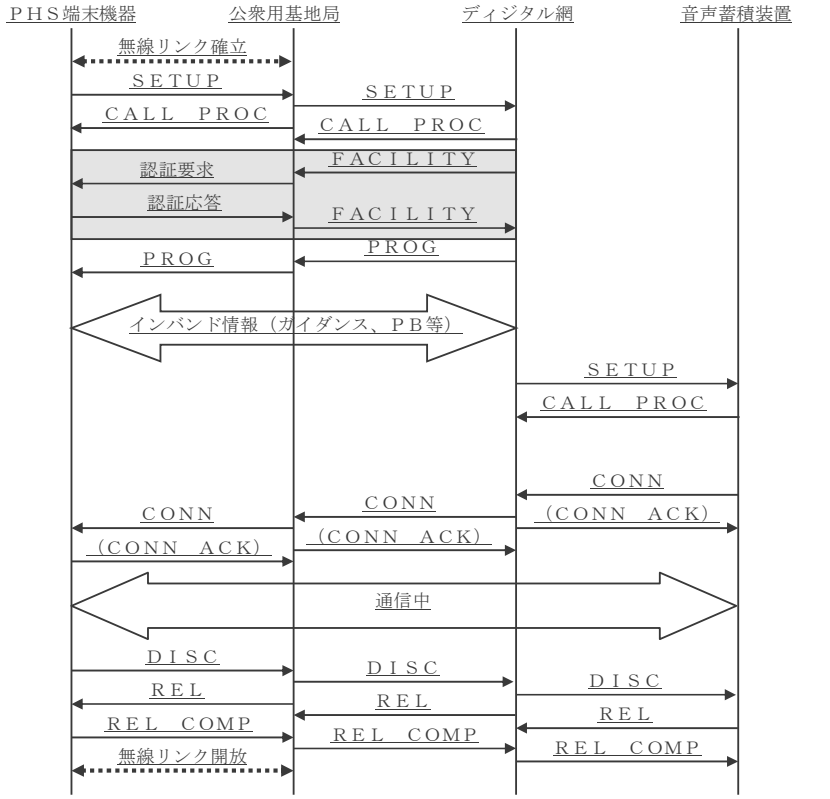

着側切断のシーケンス

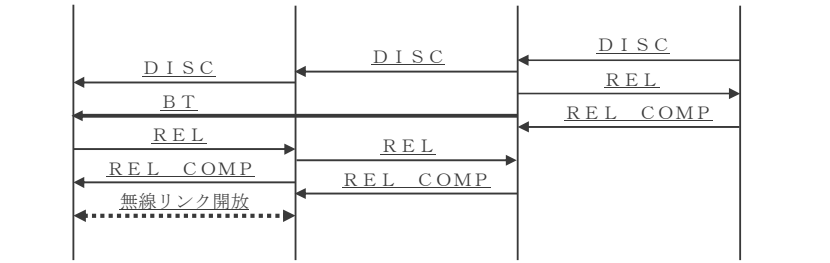

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ１５

削除

ＰＴ－Ｍ１６

着側切断のシーケンス

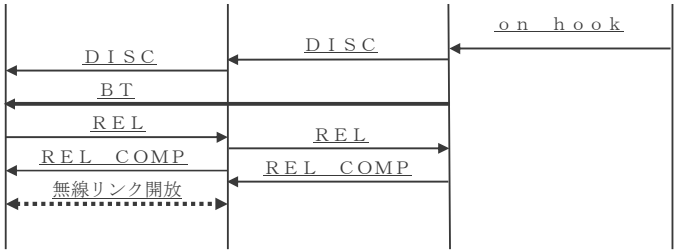

注：複数回案内する場合は繰り返しのシーケンスとなる　：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ１６

削除

ＰＴ－Ｍ１７

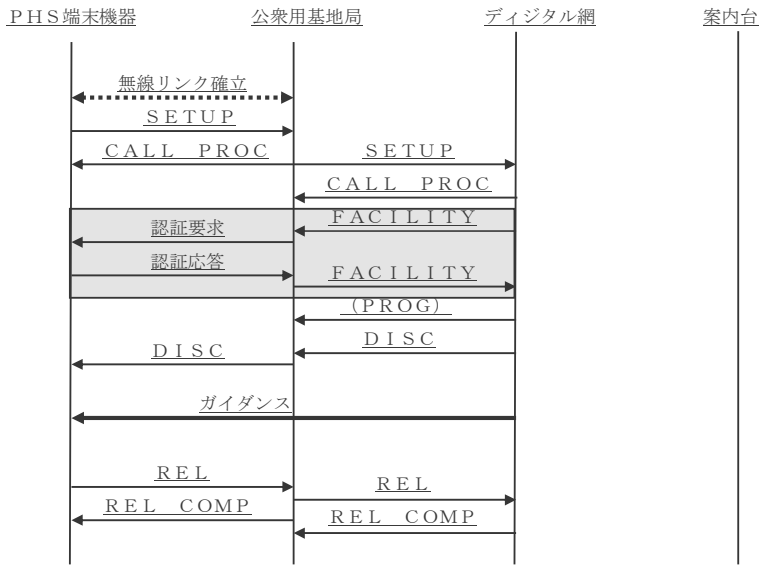

着側切断のシーケンス

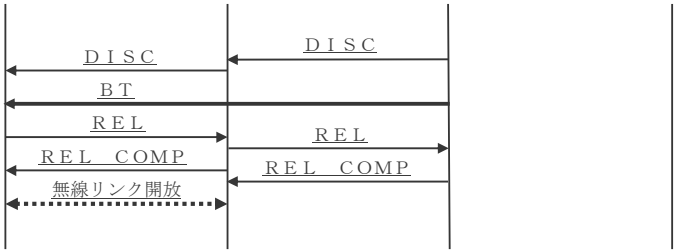

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ１７

削除

PT−M18

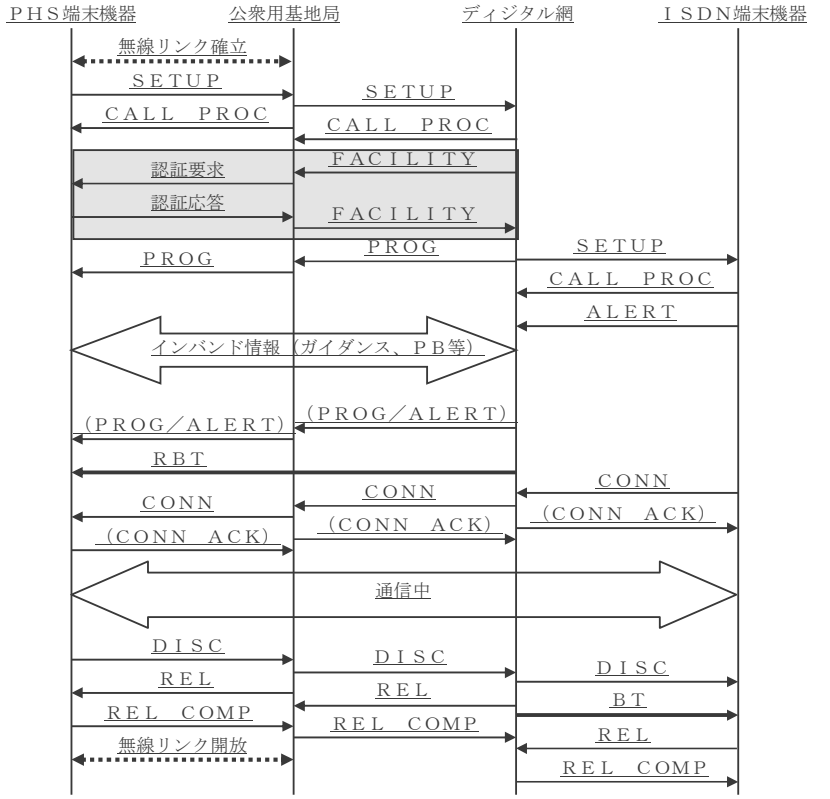

着側切断のシーケンス

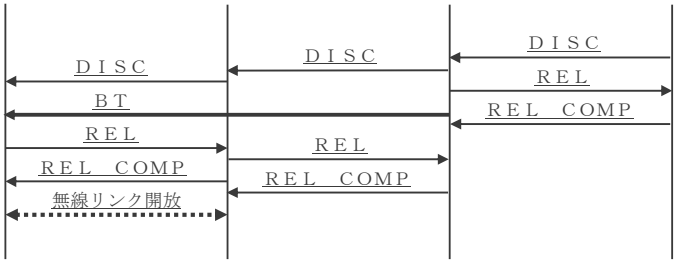

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT−M18

削除

PT−M19

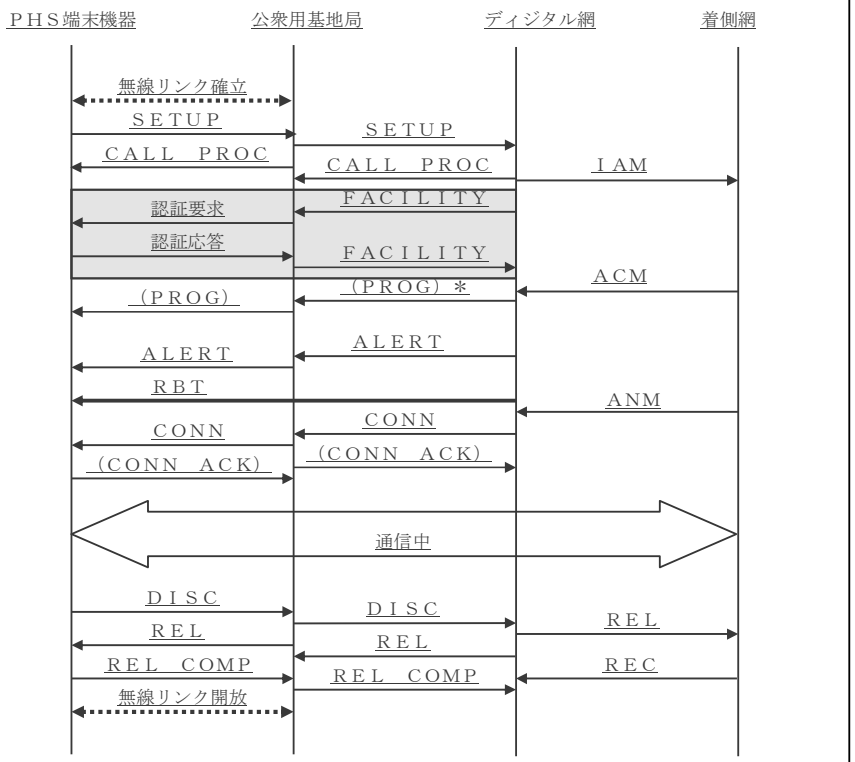

＊：当社網からは複数ＰＲＯＧが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス

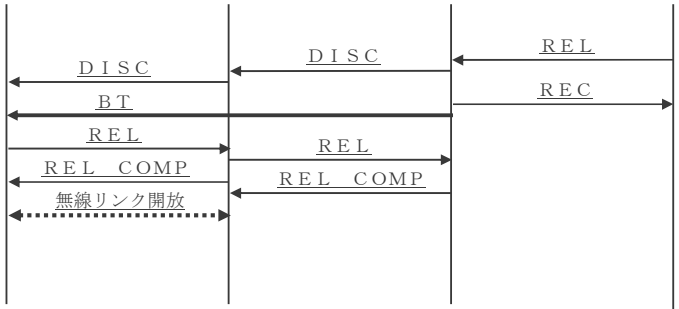

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT−M19

削除

ＰＴ－Ｍ２０

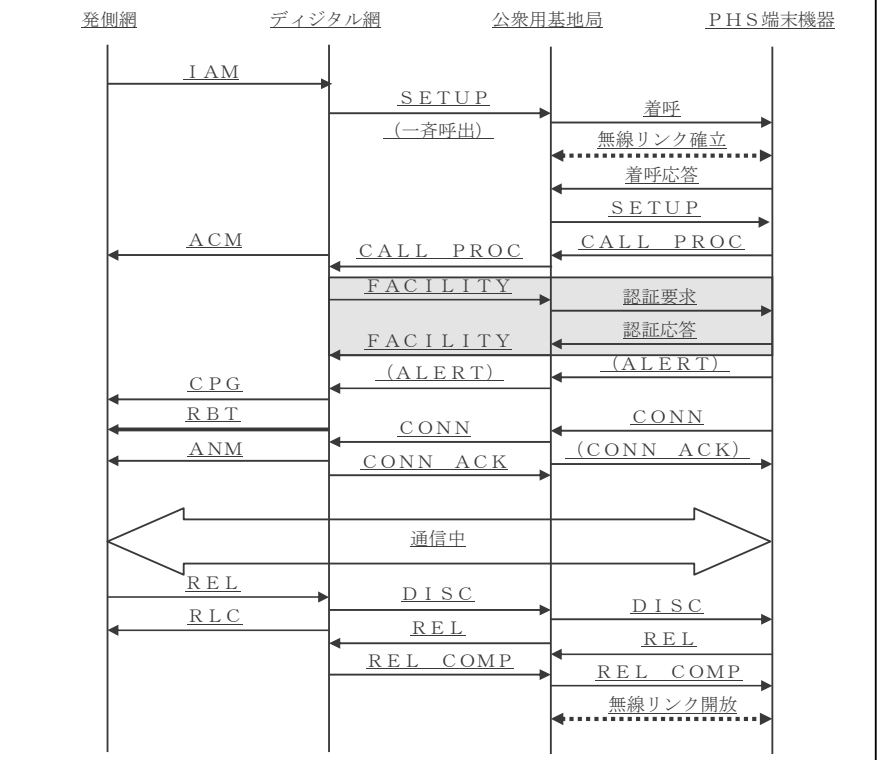

着側切断のシーケンス

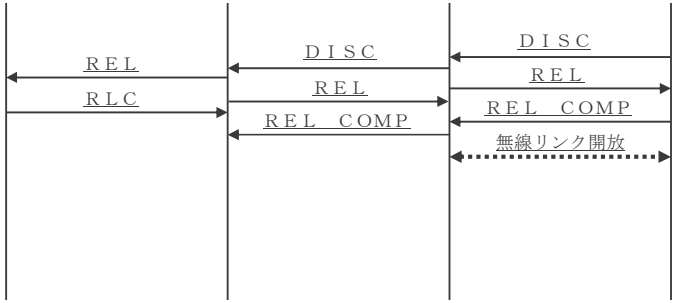

：直接協定事業者網が当社認証方式の場合

ＰＴ－Ｍ２０

削除

ＰＴ－Ｍ２１

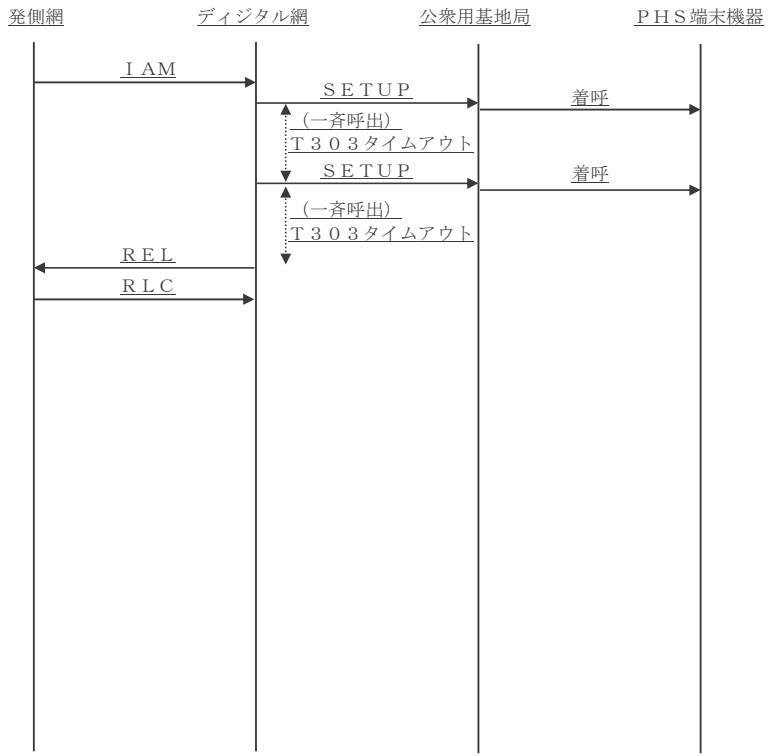

ＰＴ－Ｍ２１

削除

ＰＴ－Ｏ１～ＰＴ－Ｏ９　（略）

ＰＴ－Ｏ１０

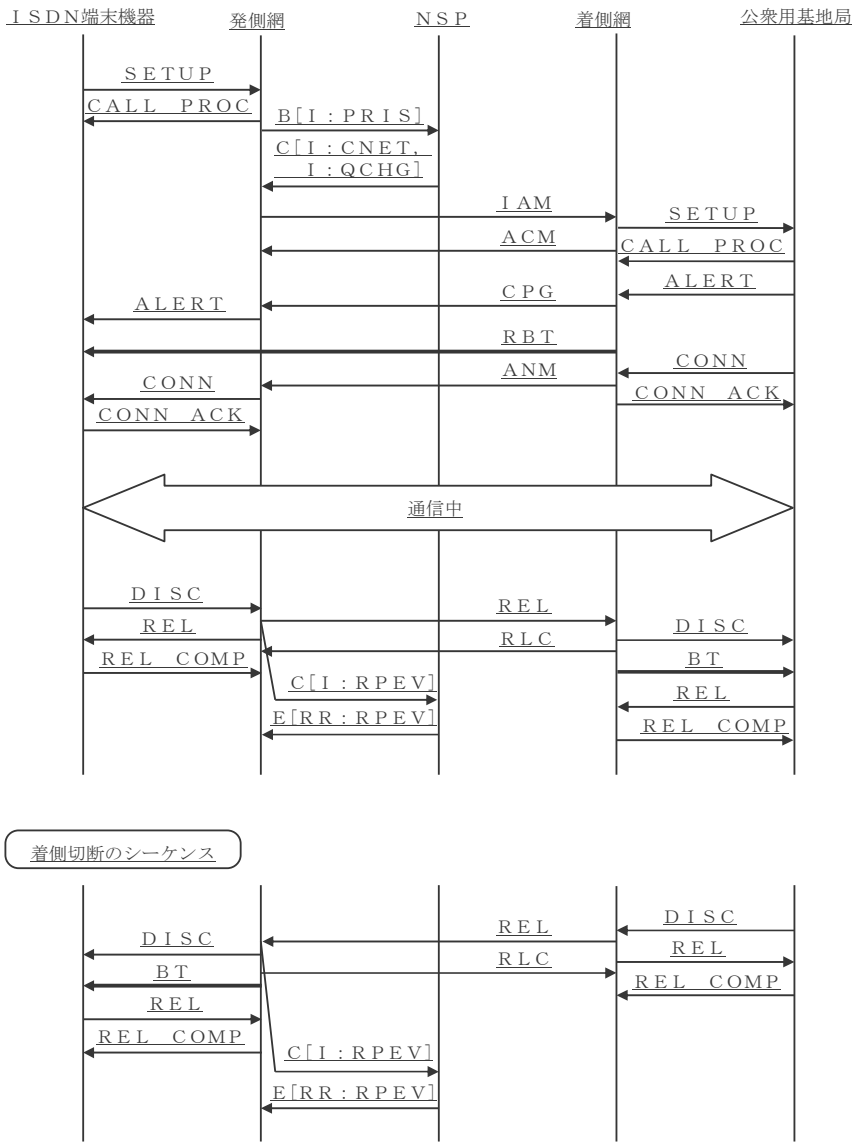

ＰＴ－Ｏ１～ＰＴ－Ｏ９　（略）

ＰＴ－Ｏ１０

削除

ＰＴ－Ｏ１１

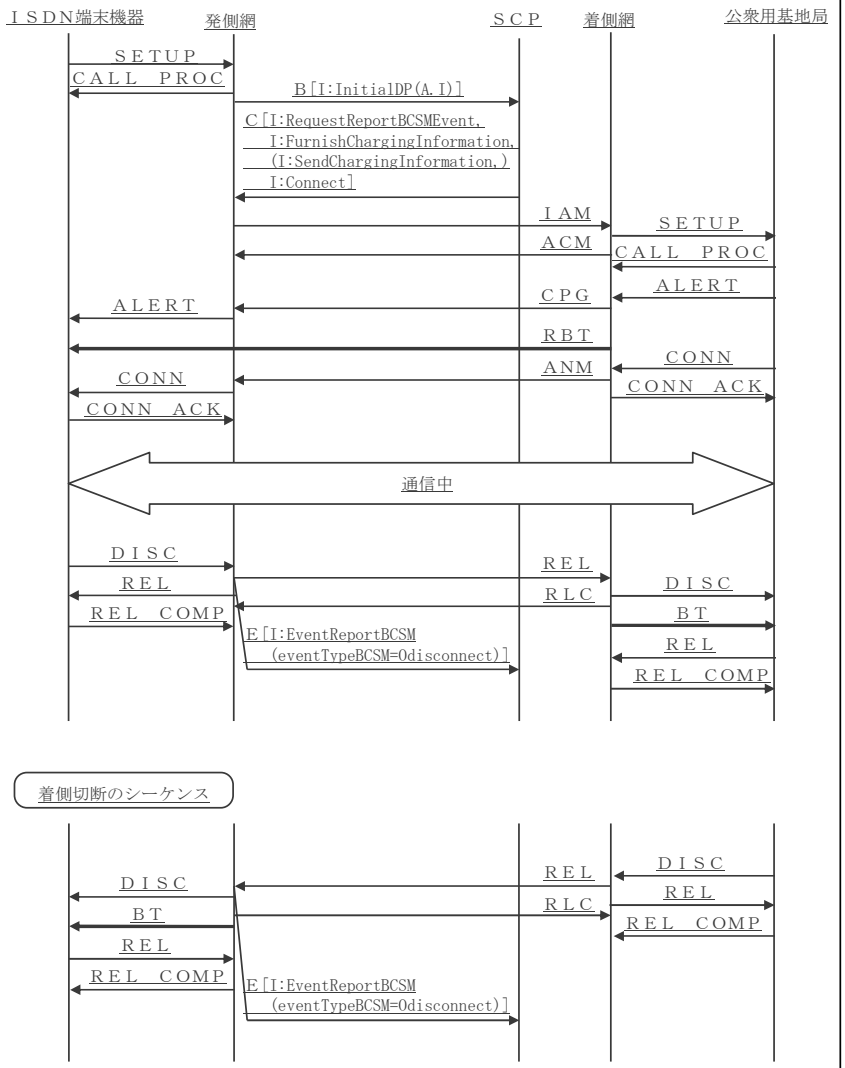

（略）

ＰＴ－Ｏ１１

削除

（略）

技術的条件集別表７　ＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様

技術的条件集別表７（公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース仕様）の記述に関する留意事項

１．本別表は、以下に示すＴＴＣ標準をベースドキュメントとし参照している。

本別表の標準番号	ＴＴＣ標準の標準番号及び版数（制定月日）
ＮＴＴ－Ｇ９６１	ＪＴ－Ｇ９６１　第５．１版（２００１年９月５日）
ＮＴＴ－Ｉ４３０	ＪＴ－Ｉ４３０　第６．２版（２０００年２月１日）
ＮＴＴ－Ｑ９２１－ｂ	ＪＴ－Ｑ９２１－ｂ　第２版（２０００年４月２０日）
ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ	ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　第６版（２０００年４月２０日）
ＮＴＴ－Ｘ２５	ＪＴ－Ｘ２５　第３版（１９９３年１１月２６日）
ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ	ＪＴ－Ｑ９３２－ａ　第５版（２０００年４月２０日）
ＮＴＴ－Ｑ957.1－ａ	ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａ　第２版（２００１年１１月２７日）
ＮＴＴ－Ｑ951.3－ｂ	ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂ　第１版（１９９９年１１月２５日）
ＮＴＴ－Ｑ951.4－ｂ	ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂ　第１版（１９９９年１１月２５日）
ＮＴＴ－Ｑ952－ｂ	ＪＴ－Ｑ９５２－ｂ　第１版（１９９９年１１月２５日）

２．本別表では、ＴＴＣ標準の規定と当社の規定に差分がある場合についてのみ、その具体的内容を記述している。以下にＴＴＣ標準の規定に準拠した事項及び、ＴＴＣ標準の規定との間に差分がある事項の表記方法を示す。

１）当社の規定がＴＴＣ標準の規定に準拠している事項

技術的条件集別表７　削除

【ＪＴ－＊＊＊＊に準拠する】

2）当社では規定していないが、ＴＴＣ標準では規定している事項
【ＪＴ－＊＊＊＊では▽△を規定している】
▽　～ＴＴＣ標準規定の記述～　△

3）当社では規定しているが、ＴＴＣ標準では規定していない事項
▼　～当社規定の記述～　▲
【ＪＴ－＊＊＊＊では▼▲を規定していない】

4）当社の規定とＴＴＣ標準の規定が異なる事項
▼　～当社規定の記述～　▲
【ＪＴ－＊＊＊＊では▼▲の規定が異なる】

5）ＴＴＣ標準では規定しているが、当社網、直接協定事業者網間では使用、あるいは適用しない事項
【規定しない】

3．本別表で用いられる、用語、語句の意味は、ＴＴＣ標準の内容に準拠している。

4．本別表のセクション番号は、ＴＴＣ標準のセクション番号に対応している。
ただし、ＴＴＣ標準のセクション番号はＩＴＵ－Ｔのセクション番号に対応しており、またＩＴＵ－Ｔでのみ規定されていて、ＴＴＣ標準、当社のどちらも規定していない事項については、その記述を全て割愛してあるため、セクション番号が連続しない場合がある。

ＮＴＴ－Ｇ９６１　ＩＳＤＮ基本アクセスメタリック加入者伝送方式

1．概要【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

2．機能【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
▼ただし、適用機器の違いにより、ＴＥ（端末）をＣＳ（公衆用基地局）に、ＤＳＵをＮＴに読み変える必要がある。▲
【ＪＴ－Ｇ９６１では▼▲を規定していない】
2．1　Bチャネル【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
2．2　Dチャネル【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

２．３　ビットタイミング【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
２．４　オクテットタイミング【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
２．５　フレーム同期【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
２．６　ＬＴまたはＮＴ１からの起動
　本機能は、ＬＴとＮＴ１間のディジタル伝送システム（ＤＴＳ）をノーマル運用状態へ復帰させる。本機能を実行するために必要な手順は、本標準の６章で記述される。ＬＴからの起動は、ＤＴＳのみか、またはＤＴＳに宅内機器を加えたものに行える。宅内機器が接続されていない場合は、ＤＴＳは常時、起動状態を維持することが可能である。▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。▲
【ＪＴ－Ｇ９６１では▼▲を規定していない】

　　注　ＮＴ１の運用保守と起動／停止手順に要求される機能は、２Ｂ＋Ｄチャネルと同時に伝送される付加的な伝送容量を用いて伝送される。この伝送容量はＣＬチャネルと名付けられる。

２．７　停止
　本機能は、低消費電力モードにすること、あるいは他システムへのシステム間漏話を減少させることをＮＴ１において可能とするために記述されている。手順と情報交換は、本標準の６章で記述されている。停止はＥＴ（回線接続）によってのみ実行される。2.6節の（注）参照。▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。▲
【ＪＴ－Ｇ９６１では▼▲を規定していない】

２．８　給電【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
２．９　運用保守【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

３．伝送媒体　　【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
４．システム性能　　【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
５．伝送方式　　【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
６．起動／停止　　【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
７．運用保守　　【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．給電
８．１　概要
　本節はＮＴ１への給電およびＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０に従ったユーザ網インタフェースへの電力の供給について取り扱うものである。
　起動／停止手順が適用されるとき、ＮＴ１、およびＬＴでのパワーダウンモードが定義される。▼起動／停止本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。▲

【ＪＴ－Ｇ９６１では▼▲を規定していない】

８．２　ＮＴ１への給電【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．３　給電および受電方式【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．４　ＤＬＬ抵抗【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．５　ウェット電流【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．６　ＬＴアスペクト【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．７　ＮＴ１の電力要求条件【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
８．８　過渡電流制限【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

９．環境条件【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

１０．電気的特性【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．１　伝送路符号【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．２　符号速度【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．３　フレーム構成
　１つのフレームは３７７ビットで、１．１７８ｍｓ間隔以内である。フレームの繰り返し周期は２．５ｍｓとする。
　それぞれのフレームは、１つのフレームワード、（２Ｂ＋Ｄ）チャネル、ＣＬチャネルと１つのパリティビットを含んでおり、以下の図に示す通りである。

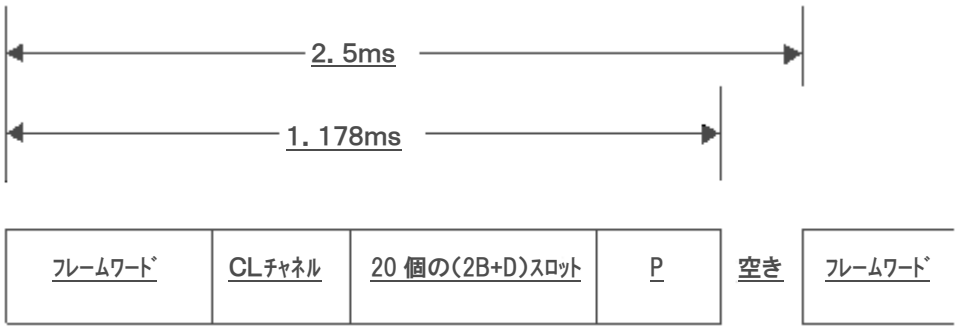

Ｐパリティビット：
　Ｐビットは１つのフレームにおける２進“１”の数が偶数個となるように用いられる。
　従って、１つのフレームにおける２進“１”の数が奇数個のとき、Ｐビットには“１”が、偶数個のとき“０”がセットされる。
▼本システムでは、Ｄチャネル共用機能のため、Ｄチャネルを使用しない物理インタ

フェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にＤチャネルのビットが存在する。▲
【ＪＴ－Ｇ９６１では▼▲を規定していない】
１０．３．１　フレーム長【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．３．２　ＬＴ－ＮＴ１方向のビット割り当て【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．３．３　ＮＴ１－ＬＴ方向のビット割り当て【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．４　フレームワード【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．５　フレーム同期手順【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．６　マルチフレーム【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．７　ＬＴ－ＮＴ１およびＮＴ１－ＬＴのフレーム間のフレームオフセット
【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．８　ＣＬチャネル【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．９　スクランブリング【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．１０　起動／停止
　本節では、起動／停止の手順と、起動／停止に使用される信号について記述する。
　以下の定義は、ここで定義されたラインシステムの起動／停止の要求を明確化させる目的のものである。

【ＪＴ－Ｇ９６１では▽△を規定している】
▽また本節の内容を以下の様に読み替えることにより、ユーザ・網インタフェースとしてＪＴ－Ｉ４３０－ａを提供する専用線基本アクセスメタリック伝送方式に適用することができる。
(a)　10.10.1節でＳＩＧ１及びユーザ側から起動時のＳＩＧ２の適用を除外する。
(b)　10.10.2節でタイマＴ２の適用を除外する。
(c)　表１０－３／ＪＴ－Ｇ９６１でＦＥ１、ＦＥ２、ＦＥ５及びＦＥ６の適用を除外する。
(d)　図１０－１１／ＪＴ－Ｇ９６１のユーザ側からの起動、図１０－１２／ＪＴ－Ｇ９６１の網側からの停止、図１０－１３／ＪＴ－Ｇ９６１から図１０－１６／ＪＴ－Ｇ９６１までの適用を除外する。
(e)　ＮＴ１の状態遷移表として、表１０－４／ＪＴ－Ｇ９６１の代わりに表１０－４／ＪＴ－Ｇ９６１を適用する。
(f)　ＬＴの状態遷移表として、表１０－５／ＪＴ－Ｇ９６１の代わりに表１０－７／ＪＴ－Ｇ９６１を適用する。△

(1)　このラインシステムの手順は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０に従う呼制御のためのＴ参照点インタフェース上の手順と、またループバック１（ＬＴ内）、ループバック２（ＮＴ１内）の制御、そしてＩＴＵ－Ｔ勧告Ｉ．６０３に従うその他のループバックをサポートする。ループバック１と２は非透過である。

注１　非透過ループバック１は、いかなるライン信号もＬＴ－ＮＴ１方向に送信しないことによって提供される。
注２　非透過ループバック２は、ＮＴ１からＴ参照点インタフェースに対し無信号（ＩＮＦＯ０）を送信することによって提供される。

(2)　システムはラインシステムとＴ参照点インタフェースの両者の起動を提供し、またラインシステムとＴ参照点インタフェース両者の停止も提供する。
　Ｔ参照点インタフェースが停止したままでの、全情報転送能力が可能であるようなラインシステムだけの起動は提供されていない。
　しかしながらこの起動モードを提供するためには、ＮＴ１からネットワークへのＩＮＦＯ１受信表示が、１０．８．３．２節(10),(b)で定義されるＮＴ１－ＬＴ方向の予備ＣＬチャネルによって実施されるとき
に可能である。

(3)　ＮＴ１がＬＴからのローカルラインを介して給電されるような場合に、起動／停止によりパワーダウン状態が可能となる。
　パワーダウン状態は、停止状態に等しく、この停止状態の下では、いかなる信号もローカルライン上に存在しない。
　しかし、Ｔ参照点インタフェースに提供される給電は、指定されたＴＥからの発呼を考慮して、ローカルライン給電が停止している状態でも、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０に定義される制限給電状態が提供される。
　停止状態でのＴ参照点インタフェースへの最低給電電力は４２０ｍWとなるべきである。
　停止状態では、ＮＴ１はＬＴからのＳＩＧ３（ｱｳｪｰｸ信号）とＴ参照点インタフェースからのＩＮＦＯ１を検出するための最低限の電力のみを消費する。
　起動した状態でも、Ｔ参照点インタフェースに提供する給電電力はＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０で定義される制限給電値に従って提供される。
　ＮＴ１がＬＴからのローカルラインを介して給電される場合、ＮＴ１のラインからの最大の許容給電消費量はＴ参照点のインタフェースへの制限モード給電を含めて１０００mW以下である。

(4)　ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０の５．５節で定義されるウォームスタートとコールドスタートのような起動プロセスの２つのタイプは定義されない。
　ウォームスタートの採用は、停止した状態から起動した状態まで、より短い起動時間を実現する。
　コールドスタートとウォームスタートの両方が提供されると、ＥＴのレイヤ１は２つのタイマＴ１の値を扱うことが要求される。

ここで定義されるラインシステムは、１０．１０．６節で定義されるローカルラインを介してのＬＴからＮＴ１の初期給電を含み、ウォームスタートの起動時間値を満足しなければならない。

(5) ＬＴとＮＴ１の間にはマスター／スレーブ関係があり、ＮＴ１の起動要求開始時でも、ＬＴ（ＥＴの了解により）が手順および通信を継続する主導権を持つ。

(6) 起動中には、ある固有な信号がイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のために送信される。

(7) Ｔ参照点インタフェースへのＩＮＦＯ２は、ＬＴ－ＮＴ１間およびＮＴ１－ＬＴ間のラインシステムの同期後に送信される。
これは、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ６９６の５．３．１．６節の(b)に指定される。
この場合、早まったＩＮＦＯ４の送信を避けるために、遅延時間（ＩＮＦＯ３の受信による）がＥＴのレイヤ１にて制御される。そして、付加的な機能要素ＦＥ１３がラインシステムＩＮＦＯ４送信許可を通知するために定義されている。
表６－３／ＮＴ－Ｉ４３０の（注４）とＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ９６０の５．３．１．４節を参照のこと。

(8) ユーザ側からの起動時には、瞬時のラインの短絡または開放によるＮＴ１の一瞬の電源断後において、短絡または開放障害解除後ＴＥがＩＮＦＯ０送信状態に陥っている場合には、ラインシステムは障害前の動作状態を復旧しないかも知れない。
これは、ＮＴ１がユーザ側からの起動によってＩＮＦＯ２が送信されたという前歴情報を喪失するためである。
このような状態を避けるために、ユーザ側からの起動時でもＥＴがＬＴから起動開始表示要素ＦＥ２を受信後にＥＴがＬＴに対して機能要素ＦＥ１による起動要求が行われるかもしれない。これは、ネットワーク側からの起動と同じ状態をラインシステムに見せることとなる。

▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。▲
【ＪＴ－Ｇ９６１では▼▲を規定していない】

１０．１０．１ 起動に使用する信号

起動／停止手順の間、以下の特定信号（ＳＩＧ）がＬＴとＮＴ１間のローカルラインの上で交換される。３種類の信号が存在する。
一つ目は１０．３節で定義されるフレーム構成を持たない信号であり、二つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムの同期確立の前（ＣＬチャネルビットが使

用不可能）に通信される信号である。三つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムがフレーム同期状態（ＣＬチャネルビットが使用可能）にて通信される信号である。

信号の定義は以下に与えられており、フレーム構成に従うＳＩＧのリストは表１０－１／ＮＴＴ－Ｇ９６１と表１０－２／ＮＴＴ－Ｇ９６１に示される。

(1) フレーム構造を持たない信号

【ＪＴ－Ｇ９６１では▽△を規定している】

▽ＳＩＧ０　　ＬＴからＮＴ１、ＮＴ１からＬＴ

無信号

ＳＩＧ１　　ＬＴからＮＴ１

ラインシステムの停止信号

ＮＴ１のレイヤ１エンティティにパワーダウン状態への以降を要求する信号。

この信号は、ラインシステムとＴ参照点インタフェースの両者を停止する。

この信号はＳＩＧ３が現れるまで連続する。

この信号は、ＮＴ１がローカルラインを介してＬＴから給電される場合に、ローカルライン上のＤＣ給電電圧極性を使用することにより実現される。△

ＳＩＧ２ａ　ＮＴ１からＬＴ

ｱｳｪｰｸ（了解）信号

ＬＴとＥＴのレイヤ１を起動する信号であり、ラインシステムとＴ参照点インタフェースの起動を開始する。

この信号は、ＮＴ１でＴ参照点インタフェースを介してのＩＮＦＯ１の受信によって実行される。

また、この信号はＳＩＧ３のアウェーク了解信号としても使用される。

この信号はＳＩＧ３が存在している限り連続する。

この信号は、ＮＴ１がローカルラインを経てＬＴから給電される場合に、ローカルライン上のＤＣ給電電流を使用することにより実現される。

【ＪＴ－Ｇ９６１では▽△を規定している】

▽ＳＩＧ２ｂ　ＮＴ１からＬＴ

ＳＩＧ２ａ

ＳＩＧ２ａ存在しないことに対応する

ＳＩＧ３　　ＬＴからＮＴ１

アウェーク（了解）信号

ＮＴ１のレイヤ１を起動させる信号であり、ＮＴ１は電源投入状態となり、ＬＴ側からの信号に対して同期をとる準備を行う。
また、この信号はＳＩＧ２ａのｱｳｪｰｸ了解としても使用される。
この信号はＳＩＧ１が出現するまで連続する。
この信号は、ＮＴ１がローカルラインを経てＬＴから給電される場合に、ローカルライン上のＤＣ給電電圧極性を使用することにより実現される。
ＳＩＧ０、ＳＩＧ１およびユーザ側からの起動時のＳＩＧ２の適用を除外する。表１０―３／ＮＴＴ－Ｇ９６１はＦＥ２、ＦＥ５、ＦＥ６の適用を除外する。
この信号の電圧極性はＳＩＧ１とは逆である。

(2) フレーム構成を形成する信号
（ＣＬチャネルビットは使用不可能である。）

ＳＩＧ４　ＬＴからＮＴ１
トレーニング信号

ＮＴ１でのラインイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。
信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。
ＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
この信号の実現方法例は、図１０―８／ＮＴＴ－Ｇ９６１に示される。
また、この信号は起動要求が発せられている状態下で、ＬＴがフレーム同期外れ状態のときに送信される。

ＳＩＧ５　ＮＴ１からＬＴ
トレーニング信号

ＬＴでのラインイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。
信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。
ＣＬチャネルビットは“０”に設定されるものとする。
この信号の実現方式例は、図１０－９／ＮＴＴ－Ｇ９６１に示される。
この信号で、ＮＴ１がＳＩＧ４により同期確立したことをＬＴに通知する。

(3) フレーム構造を持つ信号
（ＣＬチャネルビットは有効である）

ＳＩＧ６　　ＬＴからＮＴ１

ラインシステム起動表示信号：

ラインシステム起動確立をＮＴ１に通知する信号

この信号は、ＮＴ１に対し、ＩＮＦＯ２を送信させることによりＴ参照点インタフェースの起動開始を指示するものである。

この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワードとＣＲＣビットを含んでいる。

ＣＬチャネルのＯＦＳビットは“１”に設定される。

起動要求機能要素ＦＥ１がＬＴで受信されるとＣＬチャネルのＡＲビットは“１”に設定され、または起動要求機能要素ＦＥ１がＬＴで受信されなければＡＲビットは“０”に設定される。

Ｓビットを除いて、他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。

Ｓと２Ｂ＋Ｄチャネルビットは、無効データかもしれない。

ＳＩＧ７　　ＬＴからＮＴ１

通常信号

ＮＴ１がＩＮＦＯ３受信の状態でＴ参照点インタフェースに対しＩＮＦＯ４を送信することにより、ＴＥとＥＴ間に完全なレイヤ１情報転送能力を確立することを許可する信号である。

この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＣＲＣビットを含む。

ＣＬチャネルのＯＦＳとＡＰビットは“１”に設定される。

起動要求機能要素ＦＥ１がＬＴで受信されると、ＣＬチャネルのＡＲビットは“１”に設定され、また起動要求機能要素ＦＥ１がＬＴで受信されないとＡＲビットは“０”に設定される。

ネットワークがＳビットの転送機能を提供するならば、Ｖ１参照点インタフェースを通過するＳビットはＣＬチャネルのＳビットにそのまま転送される。

他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。

２Ｂ＋Ｄチャネルビットは有効データである。

ＳＩＧ８　　ＮＴ１からＬＴ

ＩＮＦＯ３受信表示信号：

ＮＴ１がＩＮＦＯ３の受信を示し、ＬＴとＥＴに対し、ＴＥとＥＴの間の完全なレイヤ１情報転送能力を要求する信号。

この信号は、Ｔ参照点インタフェースからのＩＮＦＯ３の受信によって送信され

る。
　また、この信号はループバック２の停止動作中信号としても使用される。
　この信号は、フレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＦＥＢＥビット、ＣＲＣビットを含む。
　ＣＬチャネル上のＡＩビットは“１”に設定され、ＣＬチャネル上のＱ１、Ｑ２、Ｑ３、Ｑ４ビットは“１”に設定される。基本ループバック２のみをサポートするＮＴ１にあっては、ＩＤ１は“０”に設定される。
　他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
　２Ｂ＋Ｄチャネルビットは、すべて“１”に設定されるだろう。

ＳＩＧ９　　ＬＴからＮＴ１
　　ループバック２指示信号

　ラインシステム起動確立をＮＴ１に通知し、ＮＴ１にループバック２を要求する信号。
　この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、Ｓビット、ＣＲＣビットを含んでいる。
　ＣＬチャネルのＯＦＳとＨ１，Ｈ２，Ｈ３ビットは“１”に設定される。
　基本ループバック２シーケンスのみを提供するＬＴにあってはＡＰは“０”に、拡張ループバック２シーケンスも提供するＬＴにあってはＡＰは“１”に設定される。
　　他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
　　２Ｂ＋Ｄチャネルビットは有効データである。

ＳＩＧ１０　ＮＴ１からＬＴ
　　ループバック２動作信号：
　ＮＴ１がループバック２中であるのを示す信号
　この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＦＥＢＥビット、及びＣＲＣビットを含む。
　ＣＬチャネルのＴ１，Ｔ２，Ｔ３及びＡＩビットは“１”に設定される。
　２Ｂ＋ＤチャネルのＱ１，Ｑ２，Ｑ３，Ｑ４ビットは有効データである。
　基本ループバック２のみをサポートするＮＴ１にあっては、ＩＤ１は“０”に設定される。
　他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
　ＮＴ１内にてループバックが正常に動作している時には、２Ｂ＋Ｄ信号はＮＴ１の受信したデータが折り返り、Ｑ１，Ｑ２，Ｑ３，Ｑ４ビットはＮＴ１が受信したＳビットが折り返る。
　Ｑ１，Ｑ２，Ｑ３，Ｑ４ビットおよびＳビットの使用はオプションである。

ＳＩＧ１１　ＮＴ１からＬＴ
　通常の動作信号

ＳＩＧ７の受信により送信される信号
この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＦＥＢＥビット、ＣＲＣビットを含む。
ＣＬチャネルのＡＩビットは“１”に設定される。
２Ｂ＋Ｄのチャネルと Ｑ１，Ｑ２，Ｑ３，Ｑ４ビットは有効データである。
基本ループバック２のみをサポートするＮＴ１にあっては、ＩＤ１は“０”に設定される。
他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。

ＳＩＧ１２　ＮＴ１からＬＴ
　ループバック２起動信号中表示信号：

ＮＴ１がループバック２起動要求を受信中であるのを示して、ループバック２が起動中であることを表示する信号
この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＦＥＢＥビット、ＣＲＣビットを含む。
ＣＬチャネルのＴ１，Ｔ２，Ｔ３，Ｔ４，Ｑ１，Ｑ２，Ｑ３，Ｑ４は“１”に設定される。
基本ループバック２のみをサポートするＮＴ１にあっては、ＩＤ１は“０”に設定される。
他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
２Ｂ＋Ｄチャネルビットは、すべて“１”に設定されるだろう。

ＳＩＧ１３　ＬＴからＮＴ１
　Ｔインタフェース停止信号

ＩＮＦＯ０を送ることによって、Ｔ参照点インタフェースの停止を要求する信号
この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＣＲＣビットを含む。
ＣＬチャネルのＯＦＳ，ＤＲビットは“１”に設定される。
Ｓビットを除いて、他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
Ｓと２Ｂ＋Ｄチャネルビットは無効データかもしれない。
この信号の使用はネットワークオプションである。
この信号は、ラインシステムを停止しないでＴ参照点インタフェースを停止する

事を可能にし、この状態からネットワークはループバック２またはＴ参照点のインタフェース再起動を行うことが可能となる。
ユーザ側からの起動は、この信号をＮＴ１が受信している間は受け付けられない。

ＳＩＧ１４　ＮＴ１からＬＴ
ＩＮＦＯ２送信中表示信号：

ＮＴ１が、ＩＮＦＯ２を送信することにより、Ｔ参照点インタフェースを起動中であることを示す信号。
この信号は、インタフェースの起動が開始された時、またはラインシステムが起動状態であるがインタフェースのフレーム同期外れ状態に入った時に送信される。
またこの信号は、Ｔインタフェース停止信号ＳＩＧ１３の了解としても使用される。
ＳＩＧ１４がＳＩＧ１３の了解として使用されるとき、ＩＮＦＯ２の送信はＳＩＧ１３により禁止され、ＩＮＦＯ０がＴ参照点インタフェースに向けて送信される。
この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＦＥＢＥビット、ＣＲＣビットを含んでいる。
ＣＬチャネルのＱ１，Ｑ２，Ｑ３，Ｑ４ビットは“１”に設定される。
基本ループバック２のみをサポートするＮＴ１にあっては、ＩＤ１は“０”に設定される。
他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
２Ｂ＋Ｄチャネルビットは、すべて“１”に設定されるだろう。
この信号は、起動手順の早期段階でFEBEを通知するためだろう。
起動手順の早期のＦＥＢＥ機能の通知が必要とされないならば、この信号をＳＩＧ５に置き換えることが可能である。

ＳＩＧ１５　ＬＴからＮＴ１
ループバック２停止信号

ループバック２の停止を要求する信号
この信号はフレームワード、ＣＬチャネルのマルチフレームワード、ＣＲＣビットを含んでいる。
ＣＬチャネルのＯＦＳビットは“１”に設定される。
Ｓビットを除いて、他のＣＬチャネルビットは“０”に設定される。
Ｓと２Ｂ＋Ｄチャネルビットは、無効データかもしれない。
この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号はラインシステムの停止なしにＮＴ１がループバック２を停止させるのを可能にし、ネットワークはＴ参照点インタフェースの起動、あるいはループバック２の再起動を行うことができる。

ＩＮＦＯ１がＮＴ１に受信された時、ユーザ側からの起動が行われるだろう。

１０．１０．２　タイマの定義

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０に定義されるタイマＴ１とタイマＴ２が使用される。
タイマの位置は次の通りである。
タイマＴ１：ＥＴレイヤ１
【ＪＴ－Ｇ９６１では▽△を規定している】
▽タイマＴ２：ＬＴ△

タイマＴ１▽とタイマＴ２△の値は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３０の６．２．５節に定められる仕様に従う。
タイマＴ１の値の一例は１秒であり、ラインシステムの起動時間はこの値を考慮すべきである。

注　実現上のオプションとして、タイマＴ２はＥＴのレイヤ１にて所有されるかも知れない。
この場合、追加の機能要素が、ラインシステムのタイマＴ２の満了を通知するために定義される必要がある。

１０．１０．３　起動手順の詳細

起動と停止手順は以下のダイアグラムに示される。
ダイアグラムは正常時の状態について示される。

(1) ネットワーク側からの起動
図１０―１０／ＮＴＴ－Ｇ９６１を参照

【ＪＴ－Ｇ９６１では▽△を規定している】
▽(2)ユーザ側からの起動
図１０―１１／ＪＴ－Ｇ９６１を参照
(3)ネットワーク側からの停止
図１０―１２／ＪＴ－Ｇ９６１を参照△
(4)基本ループバック２の起動
図１０―１３／ＮＴＴ－Ｇ９６１を参照
(5)拡張ループバック２の起動
図１０―１４／ＮＴＴ－Ｇ９６１を参照

【ＪＴ－Ｇ９６１では▽△を規定している】
▽(6)基本ループバック２の起動
図１０―１５／ＪＴ－Ｇ９６１、図１０―１６／ＪＴ－Ｇ９６１を参照
△

注　Ｖ１参照点を通過する機能要素（ＦＥ）の定義は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ９６０の５章にて与えられる。
起動／停止に使用されるＦＥは表１０－３／ＮＴＴ－Ｇ９６１に示される。

１０．１０．４　ＮＴ１状態遷移表【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．１０．５　ＬＴの状態遷移表【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．１０．６　起動時間【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

表１０－１／ＮＴＴ－Ｇ９６１　ＬＴ－ＮＴ１方向の信号のフレーム構成【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
表１０－２／ＮＴＴ－Ｇ９６１　ＮＴ１－ＬＴ方向の信号のフレーム構成【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

表１０－３／ＮＴＴ－Ｇ９６１　起動／停止手順に関する機能要素の定義
(ITU-T G.961)

ＦＥｓ	方　向	定　　義
ＦＥ１	LT←ET	ラインシステムおよび参照点Ｔインタフェース起動要求
ＦＥ３	LT→ET	ラインシステム起動完了表示
ＦＥ４	LT→ET	Ｔインタフェースまたはループバック起動完了表示
ＦＥ７	LT→ET	フレーム同期はずれまたはラインシステム異常表示
ＦＥ８	LT←ET	ループバック２起動要求
ＦＥ９	LT←ET	ループバック１起動要求
ＦＥ１２	LT→ET	Ｔインタフェースにおけるフレーム同期はずれ、またはＮＴ１のＴインタフェースでのループバック信号フレーム同期はずれ
ＦＥ１３（注）	LT←ET	参照点Ｔに対するＩＮＦＯ４送信許可

注　表６－３／ＪＴ－Ｉ４３０の（注４）またはＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ９６０の5.3.1.4節を参照

図１０－１０／ＮＴＴ－Ｇ９６１（ＩＴＵ－Ｔ　Ｇ．９６１）網側からの起動【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

表１０－４／ＮＴＴ－Ｇ９６１（ＩＴＵ－Ｔ　Ｇ．９６１）状態遷移表　ＮＴ【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
表１０－５／ＮＴＴ－Ｇ９６１（ＩＴＵ－Ｔ　Ｇ．９６１）状態遷移表　ＬＴ【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

１０．１１　ジッタ【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．１２　ＮＴ１とＬＴの送信部出力特性【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
１０．１３　送信部／送信部の終端【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

付属資料Ａ　ＴＣＭ方式を用いたラインシステムの拡張機能および必要条件【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

付録Ｉ　妨害波規定【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】
付録 II 用語【ＪＴ－Ｇ９６１に準拠する】

ＮＴＴ－Ｉ４３０　ＩＳＤＮ基本ユーザ・網インタフェース　レイヤ１仕様

１．本標準の規定範囲【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】

２．レイヤ間のサービス特性
２．１　伝送媒体に要求するサービス【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
２．２　レイヤ２に提供するサービス【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
２．２．１　伝送能力【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
２．２．２　起動停止
レイヤ１は、ユーザのＴＥ、ＮＴを要求に応じて停止、再起動させる信号能力及び必要な手順を提供する。起動、停止手順については 6.2 節に規定する。
▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。このため、ディジタル網は状態Ｇ２（起動動作中）、Ｇ３（起動）のみをとり、ＰＨ―起動―要求、ＭＰＨ－停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理でも問題ない。▲
【ＪＴ－Ｉ４３０では▼▲を規定していない】

２．２．３　Ｄチャネルアクセス【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
２．２．４　保守【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
２．２．５　状態表示【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】

２．３　　レイヤ１と他のエンティティ間のプリミティブ

プリミティブとは、レイヤ１と他のエンティティ間における情報と制御の論理的やり取りを抽象的に表すものである。それらはエンティティやインタフェースの実現方法を規定したり制約するものではない。

レイヤ１とレイヤ２の境界において又はマネジメントエンティティに対して授受されるプリミティブ及びこれらのプリミティブに関連するパラメータ値を表２－１／ＪＴ－Ｉ４３０にまとめ定義する。シンタックスの記述やプリミティブの使用方法は、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｘ．２１１及び本標準の６章における関連の詳細な記述を参照すること。

表２－１／ＮＴＴ－Ｉ４３０　レイヤ１に関連するプリミティブ
(ITU-T I.430)

一般名	種　別		パラメータ		メッセージユニットの内容
	要求	表示	優先順位識別子	ﾒｯｾｰｼﾞ ﾕﾆｯﾄ	
レイヤ１とレイヤ２間					
ＰＨ－データ	Ｘ（注２）	Ｘ	Ｘ（注３）	Ｘ	レイヤ２相互間のメッセージ
ＰＨ－起動	Ｘ	Ｘ	－	－	
ＰＨ－停止	－	Ｘ	－	－	
マネジメントエンティティとレイヤ１間					
ＭＰＨ－エラー	－	Ｘ	－	Ｘ	エラーあるいは前のエラーからの復旧タイプ
ＭＰＨ－起動	－	Ｘ	－	－	
ＭＰＨ－停止	Ｘ	Ｘ	－	－	
ＭＰＨ－情報	－	Ｘ	－	Ｘ	接続／非接続

注１　上表でｘはプリミティブ又はそのパラメータが存在することを、－は存在しないことを示す。

注２　ＰＨ－データ要求は、データ受領のためレイヤ１とレイヤ２との間に伏在する交渉を含む。

注３　優先表示は要求プリミティブのみに適用する。

３．動作モード【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
４．配線構成の形式【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．機能特性【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１　基本インタフェースの機能【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．１　Ｂチャネル【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．２　ビットタイミング【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．３　オクテットタイミング【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．４　フレーム同期【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．５　Ｄチャネル【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．６　Ｄチャネルアクセス手順【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．７　給電【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．１．８　停止
呼が無いとき、ＴＥとＮＴが低消費電力モードになることを可能とするため、本機能を規定する。給電部１からインタフェースを通して電力を供給されているＴＥと、リモートに電力を供給されているＮＴを、停止によって低消費電力モード（９章参照）にする。停止が起きる手順と正確な条件については 6.2 節に規定する。（ある状況では、ＮＴは常に起動状態のままであってもよい。）
▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。このため、ディジタル網は状態Ｇ２（起動動作中）、Ｇ３（起動）のみをとり、ＰＨ―起動―要求、ＭＰＨ－停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲
【ＪＴ－Ｉ４３０では▼▲を規定していない】

５．１．９　起動
本機能は、停止の間、低消費電力モードになっていたＴＥやＮＴの全ての機能を、通常給電状態か制限給電状態かにかかわらず、動作電力モード（９章参照）に回復する。起動が起きる手順と正確な条件については 6.2 節に規定する。（ある状況では、ＮＴは常に起動状態のままであってもよい。）
▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。このため、ディジタル網は状態Ｇ２（起動動作中）、Ｇ３（起動）のみをとり、ＰＨ―起動―要求、ＭＰＨ－停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲
【ＪＴ－Ｉ４３０では▼▲を規定していない】

５．２　　相互接続回路【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．３　　接続／非接続表示【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】

５．４　　フレーム構成
　伝送の各方向でビット列はそれぞれ４８ビットのフレームから構成されている。フレームの構成は全ての構成（ポイント・ポイント、ポイント・マルチポイント）について同一である。
▼本システムでは、Ｄチャネル共用機能のため、Ｄチャネルを使用しない物理インタフェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にＤチャネルのビットが存在する。▲
【ＪＴ－Ｉ４３０では▼▲を規定していない】

５．５　　伝送路符号【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
５．６　　タイミングの考え方【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．インタフェース手順
６．１　Ｄチャネルアクセス手順【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．２　起動停止
▼本システムでは、ディジタル網はレイヤ１を常時起動状態で運用する。このため、ディジタル網は状態Ｇ２（起動動作中）、Ｇ３（起動）のみをとり、ＰＨ―起動―要求、ＭＰＨ－停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲
【ＪＴ－Ｉ４３０では▼▲を規定していない】

６．２．１　定義【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．２．２　信号【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．２．３　ＴＥ側の起動／停止の手順【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．２．４　ＮＴ側の起動／停止【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．２．５　タイマ値【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．２．６　起動時間【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．３　　フレーム同期手順【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
６．４　　Ｂチャネル上の空きチャネルコード【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
７．レイヤ１の保守【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
８．電気的特性【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
９．給電【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
１０．接続コネクタ及び端子配置【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】

付属資料Ａ　ＴＥ、ＮＴ起動／停止のＳＤＬ表示及び状態遷移表【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
付属資料Ｂ　試験構成【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
付録Ｉ　電気的特性の基本として用いられる配線構成と一巡遅延の考察【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】

付録Ⅱ　基本ユーザ・網インタフェースに定義する試験ループバック【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
付録Ⅲ　用語リスト【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
付録Ⅳ　試験方法【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】
付録Ⅴ　装置のためのガイドライン【ＪＴ－Ｉ４３０に準拠する】

ＮＴＴ－Ｑ９２１－ｂ　ＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース　レイヤ２仕様

【ＪＴ－Ｑ９２１－ｂに準拠する】

ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　ＰＨＳ公衆用基地局　ディジタル網間インタフェース　レイヤ３仕様

１．概要【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
２．呼制御の概説【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
３．メッセージの機能定義と内容
本章は、ＪＴ－Ｑ９３１－ｂメッセージ構成の概要について、各メッセージの機能の定義及び内容（すなわち意味）に注目して述べています。各規定は、以下を含む。
a）メッセージの転送方向、定義区間および使用法の簡潔な記述を示す。定義区間としては以下の用語が使われている。
１．定義区間「ローカル」とは、発アクセス又は着アクセスのどちらか一方のみに関連すること。
２．定義区間「アクセス」とは、ディジタル網内に関連せず、発アクセス及び着アクセスに関連すること。
３．定義区間「デュアル」とは、発アクセスまたは着アクセスに関連しかつディジタル網内に関連すること。
４．定義区間「グローバル」とは、発アクセス及び着アクセスに関連しかつディジタル網に関連すること。
b）　メッセージ内のコード群：０の情報要素を出現順（全てのメッセージ種別に共通）に示した表。各情報要素に対して、表は以下のものを示す。
１．情報要素を規定する本仕様の項番。
２．情報要素が送信されうる方向。　例：公衆用基地局からディジタル網（‘ｃ→ｎ’）、ディジタル網から公衆用基地局（‘ｎ→ｃ’）、もしくは（‘両方向’）。
３．必須（Ｍ）もしくはオプション（Ｏ）指定の各場合において、対応する注釈は情報要素が含まれる環境を記述している。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

▽４．情報長欄の‘＊’は情報要素長の最大オクテット数を規定せず、ディジタル網またはサ ービスに依存し得ることを示す。△

(注) 全てのメッセージは、他のコード群５，６，７の情報要素と 4.5.2～4.5.4 節で記述されたコーディングルールに従った固定シフトと一時シフト情報要素を含む場合があります。これらは、第３章の各表には含まれていない。

c)必要に応じた詳細な注釈。

３．１　回線交換モード接続制御用メッセージ【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

３．１．１　「呼出」（ALERTing）

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局から転送され、そしてディジタル網から発信公衆用基地局に転送される。

（参照　表 3-2/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ

「呼出」（ALERT）メッセージ内容

メッセージ種別：　呼出

定義区間　　：　グローバル

方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
チャネル識別子	4.5.13	ｃ→ｎ	O（注１）	２～４
ファシリティ	付加サービス編	ｎ→ｃ	O（注２）	（注３）
経過識別子	4.5.23	ｎ→ｃ	O（注４）	２～４

注１－『呼設定受付』（CALL PROC）メッセージの「チャネル識別子」と同内容のもののみ許容されます。

注２－付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本

情報要素は繰り返すことができません。
注３－アプリケーションに依存します。
注４－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。ディジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．２　「呼設定受付」（CALL PROCeeding）
　本メッセージは、要求された呼設定が開始され、これ以上の呼設定情報は受け付けられないことを表示するためにディジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からディジタル網へ転送される。　（参照　　表 3-3/ＮＴＴ－Q931-b）
▼

表３－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージ内容

メッセージ種別：　呼設定受付
定義区間　　：　ローカル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O（注１）	２～４
経過識別子	4.5.23	ｎ→ｃ	O（注２）	２～４

注１－ディジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが『呼設定』（SETUP）メッセージに対する最初の応答メッセージである場合、チャネル識別子情報要素は必須である。
公衆用基地局からディジタル網の方向で本メッセージが『呼設定』（SETUP）メッセージに対する最初のメッセージで、公衆用基地局が『呼設定』（SETUP）メッセージで指示されたＢチャネルを受け付けない場合は本情報要素は必須である。
注２－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。ディジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．３　「応答」（CONNect）

ージは着信公衆用基地局が呼を受け付けたことを通知するために着信公衆用基地局からディジタル網に、またディジタル網から発信公衆用基地局に送られる。

（参照　表3-4/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「応答」（CONN）メッセージ内容

メッセージ種別：　応答
定義区間　　：　グローバル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
チャネル識別子	4.5.13	ｃ→ｎ	O（注１）	２～４
ファシリティ	付加サービス編	ｎ→ｃ	O（注２）	（注３）
経過識別子	4.5.23	ｎ→ｃ	O（注４）	２～４
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O（注５）	２～１８

注１－『呼設定受付』（CALL PROC ）メッセージの「チャネル識別子」と同内容のもののみ許容される。

注２－付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができない。

注３－アプリケーションに依存する。

注４－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれます。ディジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。

注５－応答する側が発信側に対して低位レイヤ整合性情報を返送したい場合、公衆用基地局の方からディジタル網の方向において本メッセージに含まれる。着信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ応答を行った場合に、ディジタル網から公衆用基地局

の方向において含まれる。低位レイヤ整合性交渉に対してオプションとして含まれる。

（付属資料Ｊ参照）▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．４　「応答確認」（CONNect ACKnowledge）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

３．１．５　「切断」（DISConnect）

本メッセージはエンド・エンド接続を切断復旧することを、ディジタル網に要求するために、公衆用基地局より、もしくはエンド・エンド接続が切断復旧されたことを表示するためにディジタル網により送られる。

（参照　表3-6/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「切断」（DISC）メッセージ内容

メッセージ種別：　切断
定義区間　　：　グローバル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	M	４～３２
ファシリティ	付加サービス編	ｎ→ｃ	Ｏ（注１）	（注２）
経過識別子	4.5.23	ｎ→ｃ	Ｏ（注３）	２～４

注１－付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注２－アプリケーションに依存する。

注３－ディジタル網から公衆用基地局の方向ではディジタル網がインバンドトーンを提供する場合、本メッセージに含まれる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．７　「通知」（NOTIFY）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

３．１．８　「経過表示」（PROGress）

本メッセージは、インタワーキングが生じた時、またはインバンド情報／パターンを提供する時、これらの事象を呼の過程として表示するのにディジタル網から転送される。（参照　表3-9/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「経過表示」（PROG）メッセージ内容

メッセージ種別：　経過表示
定義区間　　：　グローバル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	O（注１）	２～３２
ファシリティ	付加サービス編	n →c	O（注２）	（注３）
経過識別子	4.5.23	両方向	M	４

注１－ディジタル網がインバンド情報／パターンの提供に関する付加的な情報を提供するために本メッセージに含まれる。
注２－付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができない。
注３－アプリケーションに依存する。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．９　「解放」（RELease）

本メッセージは公衆用基地局またはディジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置が情報チャネル（もしあれば）を既に切断した事を示し、チャ

ネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」（REL）メッセージを受信した装置ではチャネルを解放し、さらに「解放完了」（REL COMP）メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。　（参照　表3-10/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－１０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「解放」（REL）メッセージ内容

メッセージ種別：　解放
定義区間　　：　ローカル（注１）
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	O（注２）	２～３２
ファシリティ	付加ｻｰﾋﾞｽ編	両方向	O（注３）	（注４）

注１－本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時は、グローバルな意味を持つ情報を転送し得る。
注２－本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」（REL）メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。
注３－付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。
注４－アプリケーションに依存する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．１０　「解放完了」（RELease COMPlete）
　本メッセージは、公衆用基地局もしくはディジタル網のいずれか一方から送信される。本メッセージを送信している装置が情報チャネル（もしあれば）及び呼番号を解放したことを示す。解放された情報チャネルは、再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。　（参照　表3-11/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－１１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「解放完了」（REL COMP）メッセージ内容

メッセージ種別：　解放完了
定義区間　　：　ローカル（注１）
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	O（注２）	２～３２
ファシリティ	付加ｻｰﾋﾞｽ編	両方向	O（注３）	（注４）

注１－本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味を持つ情報を転送することがある。
注２－本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。
注３－付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。
注４－アプリケーションに依存する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．１４　「呼設定」（SETUP）

本メッセージは、発信公衆用基地局からディジタル網へ、もしくはディジタル網から着信公衆用基地局に呼設定を開始するために転送される。（参照　3-15/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－１５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「呼設定」（SETUP）メッセージ内容

メッセージ種別：　呼設定
定義区間　　：　グローバル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M	4～10
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O（注1）	2～4
ファシリティ	付加ｻｰﾋﾞｽ編	c→n	O（注2）	（注3）
経過識別子	4.5.23	n→c	O（注4）	2～4
発番号	4.5.10	両方向	O（注5）	2～36
発サブアドレス	4.5.11	両方向	O（注6）	2～23
着番号	4.5.8	両方向	M	2～35
着サブアドレス	4.5.9	両方向	O（注7）	2～23
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O（注8）	2～18
高位レイヤ整合性	4.5.17	両方向	O（注9）	2～5

注１－本情報要素はディジタル網から公衆用基地局への方向において必須。公衆用基地局からディジタル網への方向においては、公衆用基地局がチャネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。
　　含まれない場合は“任意チャネルの受付可能”とみなして解釈される。
注２－付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。
注３－アプリケーションに依存する。
注４－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。ディジタル網から公衆用基地局方向でインバンド情報／パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。
注５－発信側の識別のために、発信公衆用基地局またはディジタル網からの本メッセージに含まれ得る。基本呼制御では、ディジタル網から公衆用基地局方向には含まれないことがある。
　　公衆用基地局からディジタル網の方向には必須である。
注６－発信側が発サブアドレスの表示を行ないたい場合は、公衆用基地局からディジタル

網への方向で本メッセージに含まれる。基本呼制御において、ディジタル網から公衆用基地局方向に含まれ得る。

注７－発信公衆用基地局が着サブアドレスの表示を行いたい場合は、公衆用基地局からディジタル網への方向で本メッセージに含まれる。「呼設定」（SETUP）メッセージの中に着サブアドレス情報要素を含めているならば、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注８－発信側が、着信側に対して低位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からディジタル網の方向で本メッセージに含まれる。もし、発信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、ディジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージに含まれる。

注９－発信側が、着信側に対して高位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からディジタル網の方向で本メッセージに含まれる。もし、発信側が高位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、ディジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージに含まれる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．１．１６　「状態表示」（STATUS）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準じる】

３．１．１７　「状態問合」（STATUS ENQuiry）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準じる】

３．２　パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

表３－２２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに、Ｘ．３１パケットモードアクセスコネクション用メッセージを要約する。

表３－２２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂは６章で定義されるケースＢ（ＩＳＤＮバーチャルサーキット・サービスへのパケット交換アクセス）に対して用いられる。ケースＡ（ＰＳＰＤＮサービスへの回線交換アクセス）に対しては、節３．１の表３－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂが用いられる。

▼

表３－２２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

参　照

・アクセスコネクション設定用メッセージ	
呼出（ALERTing）	3.2.1
呼設定受付（CALL PROCeeding）	3.2.2
応答（CONNect）	3.2.3
応答確認（CONNect ACKnowledge）	3.2.4
呼設定（SETUP）	3.2.9
・アクセスコネクション切断復旧用メッセージ	
切断（DISConnect）	3.2.5
解放（RELease）	3.2.7
解放完了（RELease COMPlete）	3.2.8
・その他のメッセージ	
状態表示（STATUS）	3.2.10
状態問合（STATUS ENQuiry）	3.2.11

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．１　「呼出」（ALERTing）

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局からディジタル網に転送される。（参照 表３－２３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－２３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「呼出」（ALERT）メッセージ内容

メッセージ種別　：呼出
定義区間　　：ローカル
方向　　：公衆用基地局からディジタル網へ

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	ｃ→ｎ	M	１
呼番号	4.3	ｃ→ｎ	M	２～３
メッセージ種別	4.4	ｃ→ｎ	M	１
チャネル識別子	4.5.13	ｃ→ｎ	O（注）	２～＊

注－本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャネルを受付けない場合はチャネル識別子情報要素は必須である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．２　「呼設定受付」(CALL PROCeeding)

本メッセージは、要求されたアクセスコネクション設定が開始されたことを表示するためにディジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からディジタル網へ転送される。(参照 表３－２４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ)
▼

表３－２４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージ内容

メッセージ種別　：呼設定受付
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	ｃ→ｎ	M	１
呼番号	4.3	ｃ→ｎ	M	２～３
メッセージ種別	4.4	ｃ→ｎ	M	１
チャネル識別子	4.5.13	ｃ→ｎ	O（注）	２～＊

注－ディジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージである場合、チャネル識別子情報要素は必須で

ある。
公衆用基地局からディジタル網の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで、かつ、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージの中で指示されたＢ－チャネルを受付けない場合、チャネル識別子情報要素は必須である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．３　「応答」(CONNect)
本メッセージは、アクセスコネクションを受付けたことを通知するために着信公衆用基地局からディジタル網に、またディジタル網から発信公衆用基地局に転送される。（参照 表３－２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）
▼

表３－２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「応答」(CONN) メッセージ内容

メッセージ種別　：応答
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	２～３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O（注）	２～＊

注－本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャネルを受付けない場合はチャネル識別子情報要素は必須である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．４　「応答確認」(CONNect ACKnowledge)
本メッセージはどの公衆用基地局がアクセスコネクションを与えられたかを示すためにディジタル網から着信公衆用基地局に送られる。また、対称なアクセスコネクション制御手順を可能とするために発信公衆用基地局からディジタル網に送信され得る。（参照 表３－２６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－２６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「応答確認」(CONN ACK) メッセージ内容

メッセージ種別　：応答確認
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	２～３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１

▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．５　「切断」(DISConnect)
本メッセージはアクセスコネクションを切断復旧することをディジタル網に要求するために、公衆用基地局より、もしくはアクセスコネクションが切断復旧されたことを表示するためにディジタル網により公衆用基地局へ転送される。（参照　表３－２７／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－２７／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「切断」(DISC) メッセージ内容

メッセージ種別　：切断
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	２～３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	M	４～32

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．６　「経過表示」(PROGress)【規定しない】

３．２．７　「解放」(RELease)

本メッセージは公衆用基地局もしくはディジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャネル（もしあれば）を既に切断したことを示し、チャネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」(REL)メッセージを受信した側ではチャネルを解放し、さらに「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。本メッセージは、アクセスコネクションが、Ｄチャネル又は存在するチャネル上で与えられたこと及び、ディジタル網が呼番号を解放する意図があることを表示するためにディジタル網から公衆用基地局へ送出される。(参照 表３－２９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ)

▼

表３－２９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「解放」(REL) メッセージ内容

メッセージ種別　：解放
定義区間　　：ローカル（注１）
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3	両方向	Ｍ	２～３
メッセージ種別	4.4	両方向	Ｍ	１
理由表示	4.5.12	両方向	Ｏ（注２）	２～32

注１－本メッセージはローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の切断復旧メッセージとして使用される場合はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注２－本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」(REL)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．８　「解放完了」(RELease COMPlete)

本メッセージは公衆用基地局もしくはディジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャネル（もしあれば）および呼番号を解放したことを示す。解放されたチャネルは再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。（参照 表３－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「解放完了」(REL COMP)メッセージ内容

メッセージ種別　：解放完了
定義区間　　：ローカル（注１）
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	２～３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	O（注２）	２～32

注１－本メッセージはローカルな意味を持つが、最初の切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。
注２－本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」(REL COMP)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．９　「呼設定」(SETUP)
本メッセージは発信公衆用基地局からディジタル網へ、もしくはディジタル網から着信公衆用基地局にアクセスコネクション設定を開始するために転送される。（参照 表３－３１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－３１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「呼設定」(SETUP) メッセージ内容

メッセージ種別　：呼設定
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M（注1）	4～13
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O（注2）	2～*
情報速度	4.6.3	n→c	O（注3）	2～6
エンド・エンド中継遅延	4.6.2	n→c	O（注4）	2～11
中継遅延選択表示	4.6.9	n→c	O（注5）	2～5
ﾊﾟｹｯﾄﾚｲﾔﾊﾞｲﾅﾘﾊﾟﾗﾒｰﾀ	4.6.4	n→c	O（注6）	2～3
ﾊﾟｹｯﾄﾚｲﾔｳｨﾝﾄﾞｳｻｲｽﾞ	4.6.5	n→c	O（注7）	2～4
パケットサイズ	4.6.6	n→c	O（注8）	2～4
発番号	4.5.10	n→c	O（注9）	2～36
発サブアドレス	4.5.11	n→c	O（注10）	2～23
着番号	4.5.8	n→c	O（注11）	2～35
着サブアドレス	4.5.9	n→c	O（注12）	2～23
ユーザ・ユーザ	4.5.30	n→c	O（注13）	（注14）

注１－伝達能力情報要素は、もし適当であれば、パケットモードのアクセスコネクションを含むITU-Tテレコミュニケーション・サービスを記述するのに用いることができる。

注２－本情報要素はディジタル網から公衆用基地局への方向において必須。公衆用基地局からディジタル網への方向においては、公衆用基地局がチャネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

含まれない場合は、“任意チャネルの受付可能”とみなして解釈される。

注３－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する情報転送速度を着信公衆用基地局へ表示する場合に、ディジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注４－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するエンド・エンド中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合に、ディジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注５－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する最大許容中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合に、ディジタル網から公衆用基地局への方向で本メッセージに含まれる。

注６－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤバイナリパラメータを着信公衆用基地局へ表示する場合に、ディジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注７－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤウィンドウサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合に、ディジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注８－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合に、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注９－公衆用基地局・ディジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からディジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注 10－公衆用基地局・ディジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からディジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注 11－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注 12－ディジタル網がＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注 13－発信公衆用基地局が、公衆用基地局情報を含み、かつディジタル網が、ＮＴＴ－Ｘ２５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ情報要素マッピングをインプリメントする場合に、ディジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注 14－最小の長さは２オクテットである。また、標準の最大デフォルト長は 131 オクテットである。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．１０　「状態表示」(STATUS)

本メッセージは「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答として、または節５．８に示されるエラー状態を通知するために任意の時点で公衆用基地局またはデ

ィジタル網から送信される。（参照 表３－３２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－３２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「状態表示」(STATUS) メッセージ内容

メッセージ種別　：状態表示
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	１
呼番号	4.3	両方向	M	２～３
メッセージ種別	4.4	両方向	M	１
理由表示	4.5.12	両方向	M	４～32
呼状態	4.5.7	両方向	M	３

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．２．１１　「状態問合」(STATUS ENQuiry)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはディジタル網によって、レイヤ３の同位エンティティからの「状態表示」(STATUS)メッセージ要求がある場合いつでも送信される。また、「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答としての「状態表示」(STATUS)メッセージ送出は必須である。（参照 表３－３３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ）

▼

表３－３３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「状態問合」(STATUS ENQ) メッセージ内容

メッセージ種別　：状態問合
定義区間　　：ローカル
方向　　：両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長

プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1

▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．４　グローバル呼番号を用いたメッセージ【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準じる】

３．４．１　「初期設定」（RESTart）
　本メッセージは、公衆用基地局もしくは、ディジタル網から表示されたチャネル、又はインタフェースの初期設定（アイドル状態に戻す）を要求するために転送される。　（参照　表3-49/ＮＴＴ－Q931-b）
▼

表３－49／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
「初期設定」（REST）メッセージ内容

メッセージ種別：　初期設定
定義区間　　：　ローカル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M（注１）	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O（注２）	2～4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注１－本メッセージは、節４３で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。
注２－初期設定対象の特定のチャネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．４．２　「初期設定確認」（RESTart ACKnowledge）

本メッセージは、『初期設定』メッセージの受信を確認するため及び要求された初期設定が完了したことを示すため転送される。　（参照　表 3-50/ＮＴＴ－Q931-b）

▼

表３－50／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ

「初期設定確認」（REST ACK）メッセージ内容

メッセージ種別：　初期設定確認
定義区間　　：　ローカル
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M（注１）	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャネル識別子	4.5.13	両方向	O（注２）	２～４
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注１－本メッセージは、節４３で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。
注２－初期設定対象の特定のチャネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

３．４．３　「状態表示」（STATUS）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．　メッセージフォーマットと情報要素のコーディング【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．１　概要【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．２　プロトコル識別子【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．３　呼番号【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．４　メッセージ種別

メッセージ種別は、送出されるメッセージの機能を識別するために用いる。
　メッセージ種別は、各メッセージの３番目に配置され、図４－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂや表４－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示されているようにコード化する。
　ビット８は拡張ビットとして、将来の使用のため予約されている。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテオクテット
0	メッセージ種別								1

図４－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　メッセージ種別

▼

表４－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂメッセージ種別

8	7	6	5	4	3	2	1	
0	0	0	－	－	－	－	－	呼設定用メッセージ
			0	0	0	0	1	呼出 (ALERTing)
			0	0	0	1	0	呼設定受付 (CALL PROCeeding)
			0	0	1	1	1	応答 (CONNect)
			0	1	1	1	1	応答確認 (CONNect ACKnowledge)
			0	0	0	1	1	経過表示 (PROGress)
			0	0	1	0	1	呼設定 (SETUP)
0	1	0	－	－	－	－	－	呼切断用メッセージ
			0	0	1	0	1	切断 (DISConnect)
			0	1	1	0	1	解放 (RELease)
			1	1	0	1	0	解放完了 (RELease COMPlete)
			0	0	1	1	0	初期設定 (RESTart)
			0	1	1	1	0	初期設定確認 (RESTart ACKnowledge)
0	1	1	－	－	－	－	－	その他のメッセージ
			0	1	1	1	0	通知 (NOTIFY)
			1	1	1	0	1	状態表示 (STATus)
			1	0	1	0	1	状態問合 (STATus ENQuiry)

注１－これが使用された場合メッセージ種別は、国内規定に基づき、次のオクテットで定義される。
注２－付加サービスのファンクショナル手順に用いられるファシリティ[FACILITY]および登録[REGISTER]に関しては付加サービス仕様に示す。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

４．５　他の情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．５．１　コーディング規定
他の情報要素のコーディングは、以下に述べるコーディング規定に従う。これらの規定は、メッセージ処理をする各装置が、処理上、必要である情報要素を見つけ、必要でないものを無視するように考えられたものである。
２種類の情報要素を規定する。
(1)　単一固定長情報要素　図４－７(a)／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ及び図４－７(b)／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
(2)　可変長情報要素　図４－７(c)／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ

以下の情報要素に関して、情報要素識別子ビットのコーディングを表４－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示す。
メッセージ中の各情報要素には特定な順番がある。可変長フォーマットの情報要素識別子のコード値は、メッセージ中の各情報要素の現れる順番に従い、小さい方から割り付けられる。これは、受信装置が全体のメッセージを見ずに特別の情報要素の有無を判断できるためである。
単一固定長情報要素は、メッセージ内の任意の場所に設置され得る。
単一固定長情報要素は２つのタイプがある。タイプ１の情報要素は、ビット７，６，５で示す。ビット７，６，５が‘０１０’はタイプ２単一固定長情報要素として予約済である。
ここでは、情報要素についての記述に、予備ビットを含んでいる場合、これらの予備ビットは、０に設定されている。将来の実用を考えると、予備ビットが１に設定されているからといって、メッセージを拒否すべきではない。可変長情報要素の第２のオクテットは、最初のオクテットのコーディングに関係なくその情報要素内容（オクテット３以下）の総オクテット長を示している。情報要素内容のオクテットの数はバイナリでコード化され、最下位はビット１（2^0）です。
オプショナルになっている可変長情報要素は、存在し得るが、内容を持たない。例えば、「呼設定」（SETUP）メッセージは、オクテット長ゼロのチャネル識別子情報要素を含んでいることもある。これは受信側に情報要素が“存在していない”ものとして処理される。同様に、情報要素がない場合は、“情報要素内容をもたない”として処理される。
次の規定は可変長情報要素のコーディングに適用する。
(a)　オクテット番号における最初の数字は、１つのオクテットあるいはオクテット

のグループである。

(b)　各オクテットグループは、情報要素内の独立した単位である。オクテットグループの内部構造は以下に示す方法とは別の方法で定義されることもあり得る。

(c)　オクテットグループは、何らかの拡張法の使用により形成される。拡張ビットとしてビット８を使用し、オクテット(N) を次にくるオクテット(Na,Nb…) へ拡張できる方法が望ましい。

ビット‘０’は、オクテットが次のオクテットへ継続していることを示す。ビット‘１’は、このオクテットがオクテットグループの最後のオクテットであることを示す。

１つのオクテット(Nb)が存在すれば、前のオクテット(N と Na) もまた存在する。

4.5.5 節などの記述では、別のオクテットがあとに続く場合、ビット８は“0/1 拡張”と書かれている。これが拡張領域上最後のオクテットであれば、ビット８は“1 拡張”と書かれている。

仕様を追加する場合、追加オクテットが、それ以前の最後のオクテットのあとで定義されうる（その場合、“1 拡張”という記述を“0/1 拡張”に変更）ので、装置はそのような追加オクテットを受け入れる準備をする必要がある。ただし、これらのオクテットをその装置が解釈したり、その内容に従い機能したりする必要はない。

(d)　上で定義された拡張法に加えて、オクテット(N) のビット７～１の表示により次のオクテット　(N_1, N_2…) へ拡張される。

(e)　(c)と(d)の拡張法は組み合わせで使用されうる。 拡張法(c)は順序の上で優先権をもつ。従って、全てのオクテット Na,Nb …は必ずオクテット N_1, N_2…の前に現れる。この規則は、オクテット N_1, N_2…がオクテット Na,Nb …の拡張法を用いて拡張される場合にも適用される。

(f)　同様な規則は、拡張法(d)が繰り返される場合にも適用されうる。即ちオクテット $N_{1\cdot1}$, $N_{1\cdot2}$…はオクテット N_2の前に現れる。

(g)　オプショナルのオクテットは、アスタリスク(*) の印をつける。

注１－拡張法(c)は、繰り返し使用できない。即ち、オクテット 4b になるべきオクテットにオクテット 4a の拡張法を組み込むことはできない。

注２－プロトコル設計者は、複数の拡張法の使用をする場合、結果としてのコーディングが唯一の解釈となることを保証するよう注意すべきである。

注３－幾つかの情報要素には、コーディング標準フィールドが規定されています。情報要素がコーディング標準の国内標準で規定される場合、情報要素の構造を本仕様の規定と同様に規定することを推奨する。

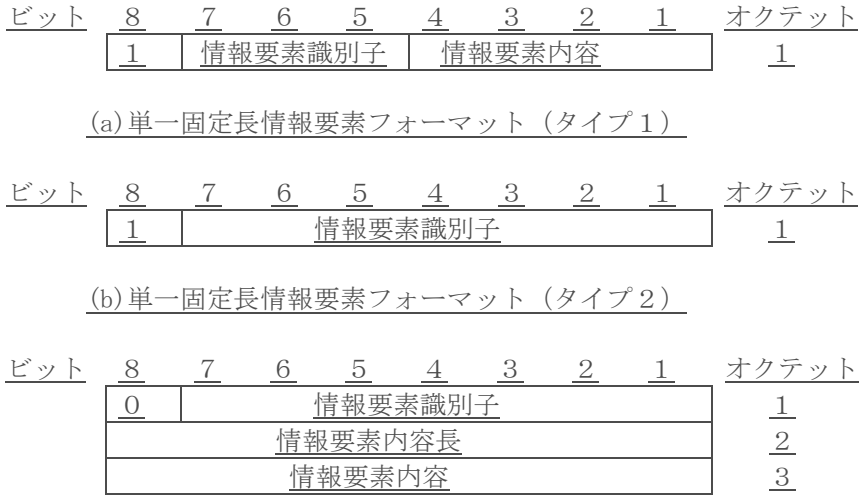

図４－７／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　情報要素フォーマット

▼

表４－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　情報要素識別子コーディング

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1：		参照	最大長
1 : : : － － － －	単一固定長情報要素		（オクテット）
0 0 0 － － － －	予約済		（注１）
0 : : : : : : :	可変長情報要素		
0 0 0 0 1 0 0	伝達能力［Bearer Capability ］	4.5.5	１０
0 0 0 1 0 0 0	理由表示［Cause ］（注2）	4.5.12	３２
0 0 1 0 1 0 0	呼状態［Call state］	4.5.7	3
0 0 1 1 0 0 0	ﾁｬﾈﾙ識別子［Channel identification］	4.5.13	4
0 0 1 1 1 1 0	経過識別子［Progress indicator］（注2）	4.5.23	4
0 1 0 0 1 1 1	通知識別子［Notification indicator］	4.5.22	3
1 0 0 0 0 0 0	情報速度［Information rate］	4.6.3	6
1 0 0 0 0 1 0	エンド・エンド中継遅延［End-to-end transit delay］	4.6.2	１１
1 0 0 0 0 1 1	中継遅延選択表示［Transit delay selection and indication］	4.6.9	5
1 0 0 0 1 0 0	パケットレイヤバイナリパラメータ［Packet layer binary parameters］	4.6.4	3
1 0 0 0 1 0 1	パケットレイヤウィンドウサイズ	4.6.5	4

							[Packet layer window size]		
1	0	0	0	1	1	0	パケットサイズ[Packet size]	4.6.6	4
1	1	0	1	1	0	0	発番号 [Calling party number]	4.5.10	３６
1	1	0	1	1	0	1	発ｻﾌﾞｱﾄﾞﾚｽ [Calling party subaddress]	4.5.11	２３
1	1	1	0	0	0	0	着番号 [Called party number]	4.5.8	３５
1	1	1	0	0	0	1	着ｻﾌﾞｱﾄﾞﾚｽ [Called party subaddress]	4.5.9	２３
1	1	1	1	0	0	1	初期設定表示 [Restart indicator]	4.5.25	3
1	1	1	1	1	0	0	低位レイヤ整合性情報 [Low layer compatibility]	4.5.19	１８
1	1	1	1	1	0	1	高位レイヤ整合性情報 [High layer compatibility]	4.5.17	5
							上記以外	予約済（注３）	

（注１）可変長情報要素の最大長制限は、現在のTTC標準のコーディング値だけを考慮している。本標準の今後の拡張は、これらの制限に制約されない。

（注２）本情報要素は、繰り返され得る。

（注３）予約済の値の内ビット５～８が‘００００’にコード化されたものは、受信側によって理解する必要がある。（節5.8.7.1参照）。

（注４）付加サービスのファンクショナル手順に用いられるファシリティ情報要素については付加サービス仕様に示す。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

４．５．２　コード群の拡張【規定しない】

４．５．３　固定シフト手順【規定しない】

４．５．４　一時シフト手順【規定しない】

４．５．５　伝達能力〔Bearer capability〕

伝達能力情報要素の目的は、ディジタル網が提供する伝達サービス要求を表示することである。本情報要素は、ディジタル網によって使用される可能性のある情報のみを含む。付属資料Ｉ参照のこと。通信可能性確認に関連している伝達能力情報要素の使用法は、付属資料Ｂで記述している。

伝達能力情報要素は、図４－１１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂと表４－６ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ～表４－６ｉ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示されているようにコード化する。

本情報要素がない場合には、伝達能力のデフォルトは想定されない。

素の最大長はＴＴＣ標準を使用している場合は、１０オクテットである。

▼

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット

伝達能力 0　0　0　0　0　1　0　0 情報要素識別子			1
伝達能力内容長			2
1 拡　張	ｺｰﾃﾞｨﾝｸﾞ標準	情報転送能力	3
1 拡　張	転送モード	情報転送速度	4
0／1 拡　張	0　1 レイヤ１識別	ユーザ情報レイヤ１プロトコル	5＊
0／1 拡　張	同期／非同期 ｲﾝﾊﾞﾝﾄﾞ交　渉	ユーザ速度	5ａ＊ （注）
1 拡　張	0　1 レイヤ２識別	ユーザ情報レイヤ２プロトコル	6＊
0 拡　張	0　1 レイヤ３識別	ユーザ情報レイヤ３プロトコル	7＊

図４－１１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

（注）このオクテットは、オクテット３が非制限ディジタル情報を示し、オクテット５がＴＴＣ標準速度整合（ＪＴ－Ｖ１１０／ＪＴ－Ｘ３０）を示す場合にのみ存在する。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－６ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

コーディング標準（オクテット３）

ビット 7　6	
0　0	ＴＴＣ標準

情報転送能力（オクテット３）

ビット 5	4	3	2	1	
0	0	0	0	0	音声
0	1	0	0	0	非制限ディジタル情報
1	0	0	0	0	3.1kHz オーディオ
上記以外					予約済▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

転送モード（オクテット４）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

▼

表４－６ｂ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

情報転送速度（オクテット４）

ビット 5	4	3	2	1	回線交換モード	パケット交換
0	0	0	0	0	—	このコードはパケット交換モードの呼に使用する。
1	0	0	0	0	64 kbit/s	—
上記以外					予約済	

（注）付加属性を表４－７／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに定義する。

ユーザ情報レイヤ１プロトコル（オクテット５）

ビット 5	4	3	2	1	
0	0	0	0	1	ＴＴＣ標準速度整合(JT-V110/JT-X30):これは下記に定義されたオクテット５ａが存在することを表している。
0	0	0	1	0	標準 JT-G711　μ－law
上記以外					予約済

（注）転送モードが回線交換モードであり情報転送能力が非制限ディジタル情報の場合に、ユーザ情報レイヤ１プロトコルが網に明示されない場合が存在し、その際にはオクテット５は省略した場合のみ許容し、その他の場合は、オクテット５は必須である。もし、転送モードがパケット交換モードであれば、オクテット５は省略されることがある。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－６c／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

同期／非同期（オクテット５ａ）

ビット 7	
0	同　期

（注）同期ユーザ速度の場合、オクテット５ｂ－５ｄは省略可能。

インバンド交渉（オクテット５ａ）

ビット 6	
0	インバンド交渉不可

（注）標準ＪＴ－Ｖ１１０及びＪＴ－Ｘ３０あるいはモデムタイプ勧告参照▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼

表４－６ｄ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

ユーザ速度（オクテット５ａ）

ビット 5 4 3 2 1	
0 1 1 0 0	32 kbit/s 標準 JT-I460
0 1 1 1 1	56 kbit/s 勧告 V.6
上記以外	予約済▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼

表４－６ｋ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ２プロトコル（オクテット６）

ビット 5 4 3 2 1	
0 0 0 1 0	標準ＪＴ－Ｑ９２１－ｂ［3］
0 0 1 1 0	標準ＪＴ－Ｘ２５リンクレイヤ

上記以外　　予約済

（注）転送モードがパケット交換モードであればオクテット６は存在すべきである。他のケースではユーザレイヤ２プロトコルがディジタル網に識別される場合、オクテット６は存在すべきである。そうでなければオクテット６は省略すべきである。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－６１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ３プロトコル（オクテット７）

ビット 5	4	3	2	1	
0	0	0	1	0	標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ
0	0	1	1	0	標準ＪＴ－Ｘ２５パケットレイヤ
上記以外					予約済

（注）ユーザ情報レイヤ３プロトコルがディジタル網に識別される場合オクテット７は存在すべきである。そうでなければオクテット７は省略すべきである。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－７／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　伝達能力属性

伝達能力属性		付　加　属　性			
転送モード	情報転送能力	構　造	通信形態	呼設定法	対称性
回線交換	音声	８kHz構造	ﾎﾟｲﾝﾄ･ﾎﾟｲﾝﾄ	即　時	両方向対称
回線交換	非制限データ	８kHz構造	ﾎﾟｲﾝﾄ･ﾎﾟｲﾝﾄ	即　時	両方向対称
回線交換	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	８kHz構造	ﾎﾟｲﾝﾄ･ﾎﾟｲﾝﾄ	即　時	両方向対称

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

４．５．７　呼状態〔Call state〕

呼状態情報要素は、現在の呼のステータス状態（節２．１参照）やグローバルインタフェース状態（節２．４参照）を記述するために用いられる。

呼状態情報要素は図４－１３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂや表４－８／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示されているようにコード化する。

ＴＴＣ標準コーディングを使用すると本情報要素の最大長は３オクテットである。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	0	呼状態 0	0	1	0	1	0	0	1
		情報要素識別子							
		呼状態内容長							2
	ｺｰﾃﾞｨﾝｸﾞ標準	呼状態値／グローバルインタフェース状態 （状態値はバイナリーでコード化する）							3

図４－１３／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　呼状態情報要素

▼

表４－８ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　呼状態情報要素

コーディング標準（オクテット３）

ビット 8	7	
0	0	ＴＴＣ標準▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－８ｂ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　呼状態情報要素

呼状態値（オクテット３）

ビット 6	5	4	3	2	1	公衆用基地局状態	ディジタル網状態
0	0	0	0	0	0	Ｃ０　－空	Ｎ０　－空

０	０	０	０	０	１	Ｃ１	－発呼	Ｎ１ －発呼
０	０	０	０	１	１	Ｃ３	－発呼受付	Ｎ３ －発呼受付
０	０	０	１	０	０	Ｃ４	－呼出通知	Ｎ４ －呼出通知
０	０	０	１	１	０	Ｃ６	－着呼	Ｎ６ －着呼
０	０	０	１	１	１	Ｃ７	－呼出中	Ｎ７ －呼出中
０	０	１	０	０	０	Ｃ８	－応答	Ｎ８ －応答
０	０	１	０	０	１	Ｃ９	－着呼受付	Ｎ９ －着呼受付
０	０	１	０	１	０	Ｃ１０	－通信中	Ｎ１０－通信中
０	０	１	０	１	１	Ｃ１１	－切断要求	Ｎ１１－切断要求
０	０	１	１	０	０	Ｃ１２	－切断通知	Ｎ１２－切断通知
０	１	０	０	１	１	Ｃ１９	－解放要求	Ｎ１９－解放要求
０	１	０	１	１	０		－	Ｎ２２－呼廃棄
上記以外						予約済		予約済

グローバルインタフェース状態値（オクテット３）

ビット						
６	５	４	３	２	１	状態
０	０	０	０	０	０	ＲＥＳＴ ０－空
１	１	１	１	０	１	ＲＥＳＴ １－初期設定要求
１	１	１	１	１	０	ＲＥＳＴ ２－初期設定
上記以外						予約済▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

４．５．８ 着番号〔Called party number〕

着番号情報要素は、通信相手を指定し、図４－１４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ及び表４－９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼３５オクテットである。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

図４－１４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準じる】

▼

表４－９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ 着番号情報要素

番号種別（オクテット３）（注１）			
７	６	５	
０	１	０	国内番号（注２）
０	１	１	網特有番号（注３）
上記以外			予約済

注1－国内番号の定義は、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｉ．３３０を参照。
注２－プレフィクスやエスケープを含まない。
注３－番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

番号計画識別子（オクテット３）
４　３　２　１
０　０　０　１　　ＩＳＤＮ／電話番号計画（勧告E.164）
上記以外　　予約済

番号ディジット（オクテット４以上）
このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、ＩＡ５キャラクタでコード化される。

４．５．９　着サブアドレス〔Called party subaddress〕【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．５．１０　発番号〔Calling party number〕
発番号情報要素は、呼の発信元を識別するために用い、図４－１６／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ及び表４－１１／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼３６オクテットである。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

図４－１６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準じる】

▼

表４－１１ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　発番号情報要素

番号種別（オクテット３）（注１） ７　６　５	
０　０　１	国際番号（注２）
０　１　０	国内番号（注２）
０　１　１	網特有番号（注３）
上記以外	予約済

（注１）国際、国内番号の定義は、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｉ．３３０を参照。
（注２）プレフィクスやエスケープを含まない。

（注３）番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－１１ｂ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　発番号情報要素

番号計画識別子（オクテット３）

４	３	２	１	
０	０	０	１	ＩＳＤＮ／電話番号計画（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｅ．１６４）
上記以外				予約済

表示識別子（オクテット３ａ）

７	６	意　味
０	０	表示許可
０	１	表示制限
１	０	インタワーキングのため利用できない番号
１	１	予約済

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼（注１）発呼時、オクテット３ａが省略された場合、ディジタル網は、値は“０１”とみなす。　また、付加サービスにおける発番号情報要素の表示識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

（注２）このフィールドの意味と使用法は、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｑ．９５１の３章と４章に定義される。

▼着呼時の発番号情報要素、表示識別子、番号ディジットの組み合わせは次の３通りのみである。

発番号情報要素	表示識別子	番号ディジット
○	表示許可	○
○	表示制限	○
―	―	―

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

網検証識別子（オクテット３ａ）

２　１　　意　味
０　１　　ユーザ記入、網検証成功
１　１　　網記入
▼（注）公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、ディジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「01-ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「11-網記入」を明示しなければならない。また、ディジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、ディジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット３ａが省略された場合、網検証識別子は「01-ユーザ記入、網検証成功」とディジタル網は解釈する。また、付加サービスにおいて使用される発番号情報要素の網検証識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

番号ディジット（オクテット４以上）
　このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、ＩＡ５キャラクタでコード化される。

４．５．１１　発サブアドレス〔Calling party subaddress〕【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．５．１２　理由表示〔Cause〕
理由表示情報要素の内容と使用法標準はＪＴ－Ｑ８５０に定義される。
▼
ＪＴ－Ｑ８５０参照時の補足事項を以下にまとめる。

2.2.2　コーディング標準	「ＩＴＵ－Ｔ勧告およびＴＴＣ標準、この場合下記のようにコーディングする。」のみ許容する。
2.2.3　生成源	（１）　ユーザの位置により、ローカル公衆網と、リモート公衆網が同じ網の場合もある。 （２）　公衆用基地局で設定する理由表示には、「ローカルユーザ収容公衆網」を設定する必要がある。

2.2.6　診断情報	各理由表示において含まれる診断情報を表４－１２－１／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂにまとめる。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼

表４－１２－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　診断情報

理由表示		診断情報
番号	理由種別	
＃　　１	欠番	（注１）
＃　　２	指定中継網へのルートなし	中継網識別
＃　　３	相手へのルートなし	（注１）
＃　１６	正常切断	（注１）
＃　２１	通信拒否	（注１）ユーザの提供する情報
＃　２２	相手加入者番号変更	新しい相手加入者番号（注２）
＃　４３	アクセス情報廃棄	廃棄された情報要素識別子
＃　４９	ＱＯＳ利用不可	（注１）
＃　５７	伝達能力不許可	（注３）
＃　５８	現在利用不可伝達能力	（注３）
＃　６５	未提供伝達能力指定	（注３）
＃　６６	未提供チャネル種別指定	チャネル種別
＃　８２	無効チャネル番号使用	チャネル識別子
＃　８６	指定中断呼切断復旧済	切断原因
＃　８８	端末属性不一致	不一致パラメータ（注４）
＃　９６	必須情報要素不足	情報要素識別子
＃　９７	メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別
＃　９８	呼状態とメッセージ不一致または メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別
＃　９９	情報要素未定義	情報要素識別子
＃１００	情報要素内容無効	情報要素識別子
＃１０１	呼状態とメッセージ不一致	メッセージ種別
＃１０２	タイマ満了による回復	タイマ番号（注５）

（注１）　以下のコーディングが使用されます。

ビット８　　：１

ビット７－３：０　０　０　０　０

ビット２－１：以下の状態
００　－　不定
０１　－　固定
１０　－　一時的
上記以外　　予約済
（注２）　新しい相手加入者番号は、情報要素識別子を含む着番号情報要素と同様にコード化される。中継網情報要素も同様に含めることもできる。
（注３）　理由表示番号＃５７、＃５８、＃６５の診断情報フィールドは、図４－１７－１／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂと表４－１２－２／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに示す。
（注４）　不一致パラメータは不一致となった情報要素識別子から構成されます。
（注５）　“タイマ番号”は、ＩＡ５キャラクタでコード化されます。例えばＴ３０８は、‘3’、‘0’、‘8’とコード化され、次のコーディング方法が、各々のオクテットで使用されます。
ビット８　　：　予備“０”
ビット7-1　：ＩＡ５キャラクタ▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼

ビット　　8　　7　　6　　5　　4　　3　　2　　1

0/1 拡張	属　性　番　号	オクテット５
0/1 拡張	リジェクト属性	オクテット５ａ
0/1 拡張	利用可能な属性	オクテット５ｂ

（注６）　診断情報が用いられる時、オクテット５と５ａは存在します。オクテット５ａはオプションです。
（注７）　オクテット５－５ｂは、複数のリジェクト属性を示すため、繰り返すこともできますます。

図４－１７－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
理由表示番号 57、58、65 のときの診断情報フィールドのコーディング▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼

表４－１２－２／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ

理由表示番号57、58、65のときの診断情報フィールドのコーディング

属性番号（オクテット５）

ビット７	６	５	４	３	２	１	No.	
０	１	１	０	０	０	１	１	情報転送能力
０	１	１	０	０	１	０	２	情報転送モード
０	１	１	０	０	１	１	３	情報転送速度
０	１	１	１	０	０	１	９	レイヤ識別

リジェクト属性（オクテット５ａ）

属性番号

１．情報転送能力

ビット　７－６　：０　０

５－１　：表４－６／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂのオクテット３に従う。

２．情報転送モード

ビット　７－６　：表４－６／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂのオクテット４に従う。

５－１　：０　０　０　０　０

３．情報転送速度

ビット　７－６　：０　０

５－１　：表４－６／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂのオクテット４に従う。

４．レイヤ識別

ビット　７　６

０　１　（レイヤ１）ビット５－１は表４－６／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂのオクテット５に従う。

利用可能な属性（オクテット５ｂ）

オクテット５ａと同じコーディング▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

４．５．１３　チャネル識別子〔Channel identification〕

チャネル識別子情報要素は、本信号手順によって制御されるインタフェース内のチャネルを識別するために用いられ、図４－１８／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ、表４－１３／ＪＴ－Ｑ９３１

－ｂに示すようにコード化される。
本情報要素の最大長のデフォルト値は▼４オクテットです。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

図４－１８／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　チャネル識別子情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

▼

表４－１３ａ／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　チャネル識別子情報要素

インタフェース識別有無表示（オクテット３）
７
０　　暗黙のうちに識別されるインタフェース　（注１）（注２）
１　　オクテット3.1から始まる１もしくはそれ以上のオクテットで明確に識別されるインタフェース

（注１）　本情報要素を運んでいるＤチャネルを含むインタフェースを示す。
（注２）　インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－１３ｂ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　チャネル識別子情報要素
インタフェース種別（オクテット３）
６
０　　基本インタフェース
上記以外　　予約済
（注）インタフェースがインタフェース識別子有無表示フィールド（オクテット３：ビット７）と、もし存在する場合はインタフェース識別子フィールド（オクテット3.1）との指定によって識別されているので、インタフェース種別もこれにより認識される。

変更不可表示（オクテット３）
４
０　　指定されたチャネルを変更してもよいことを示す。
１　　指定されたチャネルは変更できないことを示す。
（注）変更不可表示はＢチャネル選択においてのみ意味がある。

Dチャネル選択表示（オクテット３）

３

０　　指定チャネルは、Dチャネルでない。

上記以外　　予約済

（注）Dチャネルを指定することができるのは、このDチャネル選択表示ビットのみである。

情報チャネル選択（オクテット３）（注１）

基本インタフェース

２　１

０　１　　Ｂ１チャネル

１　０　　Ｂ２チャネル

１　１　　任意チャネル（注２）

上記以外　　予約済▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－１３ｃ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　チャネル識別子情報要素

（注１）情報チャネル選択は、Dチャネルには適用されない。

（注２）この値は、初期設定手順では使用されない。

インタフェース識別子（オクテット３．１）

本情報が指定するインタフェースに対し、加入契約時に与えられた２進数コード。加入契約時にインタフェース識別子用の２進数コードで、使用されるオクテット数と各オクテットの内容を指定する。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

（注１）インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット３．１は省略される。▽オクテット３の「情報チャネル選択」フィールド（ビット２～１）が、「任意チャネル」と指定されているとき、インタフェース識別子フィールドが存在する場合は全て「０」に設定される。△

（注２）インタフェース識別子の値“０”は任意インタフェースと解釈される。

（注３）インタフェース識別子は“１～１２６”まで利用できる。

４．５．１７　高位レイヤ整合性〔High layer compatibility〕

高位レイヤ整合性情報要素は、相手ユーザが整合性をチェックするための手段を提供する。（付属資料Ｂ参照）。

▽高位レイヤ整合性情報要素は、図４－２３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂと表４－１５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。

高位レイヤ整合性情報要素は、選択のための２つの高位レイヤ能力を指定するために、「呼設定」（SETUP）メッセージの中に繰り返すことができる。高位レイヤ整合性情報要素が繰り返し識別子情報要素なしに繰り返されているならば、デフォルトとして優先度の低い順に設定されているものとして解釈すべきである。△
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

本情報要素の最大長は５オクテットです。
（注）－高位レイヤ整合性情報要素は、網内では、発信側のエンティティと、発信側のエンティティにより番号で指示された着信側のエンティティとの間をトランスペアレントに運ばれる。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽明らかに、テレサービスを実行する機能を持つ網は、この情報をこのテレサービスを与えるために解析してもよい。△

図４－２３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１５ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１５ｂ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１５ｃ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１５ｄ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１５ｅ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１５ｆ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　高位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．５．１９　低位レイヤ整合性〔Low layer compatibility〕
低位レイヤ整合性情報要素は、アドレスで指示されたエンティティ（例えば、発信側によって、番号で指示されたリモートユーザやインタワーキングユニットや網の高位レイヤ機能ノードのような）との通信可能性確認に使用されるべき手段を提供する。低位レイヤ整合性情報要素は、発信側エンティティと、発信側のエンティティより番号で指示された着信側のエンティティとの間を網内では、トランスペアレントに運ばれる。付属資料Ｂ及び付属資料Ｉ参照。
低位レイヤ整合性情報要素は着信側のエンティティから発信側のエンティティへもトランスペアレントに運ばれる。

低位レイヤ整合性情報要素は、図４－２５／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂと表４－１６／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は１８オクテットである。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

▽網は、情報要素の最大長として１６オクテットのみをサポートする場合もある。△

図４－２５／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

▼

表４－１６ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素

コーディング標準（オクテット３）

ビット 7 6	
0 0	ＩＴＵ－Ｔ勧告およびＩＴＵ－Ｔ勧告に準拠するＴＴＣ標準（この場合下記コーディングに従います）
0 1	ＩＳＯ／ＩＥＣ標準（注）
1 0	国内標準（注）
1 1	インタフェースの網（公衆または私設のいずれも）側において定義された標準（注）

（注）これら他のコーディング標準は、必要な低位レイヤ整合性がＩＴＵ－Ｔ勧告およびＩＴＵ－Ｔ勧告に準拠するＴＴＣ標準のコーディングで表せない場合のみ使用されるべきである。

情報転送能力（オクテット３）

ビット 5 4 3 2 1	
0 0 0 0 0	音　声
0 1 0 0 0	非制限ディジタル情報
0 1 0 0 1	制限ディジタル情報
1 0 0 0 0	3.1kHz オーディオ
1 0 0 0 1	トーン／アナウンスを伴う非制限ディジタル情報（注）
1 1 0 0 0	ビデオ
上記以外	予約済

交渉指示（オクテット３ａ）

ビット

7
0　　アウトバンド交渉不可能
1　　アウトバンド交渉可能
（注２）オクテット３ａが省略された場合“アウトバンド交渉不可能”とみなされる。

転送モード（オクテット４）
ビット
7　6
0　0　　回線交換モード
1　0　　パケット交換モード
上記以外　　予約済▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

表４－１６ｂ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｃ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｄ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｅ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｇ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｈ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｉ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｊ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｋ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｌ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１６ｍ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
表４－１７／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　低位レイヤ整合性属性【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．５．２２　通知識別子〔Notification indicator〕【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．５．２３　経過識別子〔Progress indicator〕

　経過識別子情報要素は、呼の生成中に起こったイベントを表すために用いる。本情報要素は、メッセージの中で２回まで繰り返されても良い。

　経過識別子情報要素は、図４－２９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂと表４－２０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。本情報要素の最大長のデフォルト値は、４オクテットである。

図４－２９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

▼

表４－２０ａ／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　経過識別子情報要素

コーディング標準（オクテット３）	
７　６	
０　０	ＴＴＣ標準、この場合下記のようにコーディングする。

生成源（オクテット３）

４　３　２　１	
０　０　０　０	ユーザ
０　０　１　０	ローカルユーザ収容公衆網（自分側）
０　１　０　０	リモートユーザ収容公衆網（相手側）
０　１　０　１	リモートユーザ収容私設網（相手側）
１　０　１　０	インタワーキング先の網
上記以外	予約済

（注１）公衆用基地局の場所により、自分および相手側公衆網が一致することがある。

（注２）公衆用基地局は、ローカルユーザ収容公衆網とする。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

▼

表４－２０ｂ／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　経過識別子情報要素

経過内容（オクテット４）

７　６　５　４　３　２　１	番号	
０　０　０　０　０　０　０	１．	呼がＩＳＤＮエンド・エンドでない。こ

れ以降の経過情報はイ
ンバンドとなる。
０　０　０　０　０　１　０　　２．　非ＩＳＤＮ着側アドレス
０　０　０　０　０　１　１　　３．　非ＩＳＤＮ発側アドレス
０　０　０　１　０　０　０　　８．　インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能。
上記以外　予約済

（注１）この経過内容値は、完全なＩＳＤＮ環境におけるインタワーキングの場合のみ使用される。例えば選択された伝達能力が未提供または、要求されたリソースやルートが利用不可能な場合である。非ＩＳＤＮ環境でのインタワーキングの場合＃１の経過内容が使用されるかもしれない。着側アドレスが非ＩＳＤＮの場合は、＃２の経過内容が使用されるかもしれない。
（注２）ＰＨＳとのインタワークはＩＳＤＮとみなす。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

４．５．２４　繰り返し表示【規定しない】
４．５．２５　初期設定表示〔Restart indicator〕【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．５．２６　分割メッセージ〔Segmented message〕【規定しない】
４．５．３０　ユーザ・ユーザ〔User-user〕【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．６　パケット通信のための情報要素
以下で定義している情報要素は、標準ＪＴ－Ｘ３１で記述しているパケット通信のサポートで使用する。
パケット呼のアウトバンド呼制御のための情報要素の使用法は、今後の検討課題である。

４．６．１　閉域ユーザグループ（Closed user group）【規定しない】
４．６．２　エンド・エンド中継遅延（End-to-end transit delay）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．６．３　情報速度（Information Rate）
情報速度情報要素の目的は、終端ユーザに着呼するＮＴＴ－Ｘ２５発呼要求パケットによって示されるスループットを知らせることである。
この情報速度情報要素は図４－３９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ及び表４－２９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化される。
本情報要素の最大長は６オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
0	情報速度 1	0	0	0	0	0	0	1
	情報要素識別子							
情報速度内容長								2
1 拡　張	0	0 予　備	着呼情報速度					3
1 拡　張	0	0 予　備	発呼情報速度					4
1 拡　張	0	0 予　備	最小着呼情報速度					5*
1 拡　張	0	0 予　備	最小発呼情報速度					6*

図４－３９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　情報速度情報要素

（注）この情報要素は、着側ディジタル網の通知フェーズでのみ適用する。もし、Ｘ．２５着呼パケットにスループットクラスファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度は、オクテット３にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度はオクテット４にコピーされる。このビット順序は、表４－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに記述したように守られるべきである。

▼　着呼パケットにスループットクラスファシリティが存在しないで、オクテット５，６が存在する場合、オクテット３，４は“スループットのデフォルト値（契約時指定）”が設定される。（この値は、将来変更される可能性がある。）なお、オクテット５，６は省略される場合がある。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

もし、Ｘ．２５着呼要求パケットに最小スループットクラスファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度は、オクテット５にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度はオクテット６にコピーされる。このビット順序は、表４－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに記述したように守られるべきである。

表４－２９／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　情報速度情報要素

着呼／発呼情報速度（オクテット３及び４）
　この着呼／発呼情報速度を示すフィールドは、それぞれディジタル網から公衆用基地局方向および公衆用基地局からディジタル網への情報速度を示すのに用いられる。
　発信ＤＴＥからのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット３のビット５、４、３、２、及び１に示される。着信ＤＴＥからのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット４のビット５、４、３、２、及び１に示される。
　これらのビットは、表４－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。

最小着呼／発呼情報速度（オクテット５及び６）
　発信ＤＴＥからのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット５のビット５、４、３、２、及び１に示される。着信ＤＴＥからのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット６のビット５、４、３、２、及び１に示される。
　これらのビットは、表４－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化する。
▼

表４－３０／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　スループットクラスのコーディング

ビット ５　４　３　２　１	スループットクラス ［ビット／秒］
０　０　０　０　０	予約済
０　０　０　０　１	予約済
０　０　０　１　０	予約済
０　０　０　１　１	７５
０　０　１　０　０	１５０
０　０　１　０　１	３００
０　０　１　１　０	６００
０　０　１　１　１	１２００
０　１　０　０　０	２４００
０　１　０　０　１	４８００
０　１　０　１　０	９６００
０　１　１　１　０	予約済
０　１　１　１　１	予約済

▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】
４．６．４　パケットレイヤバイナリパラメータ（Packet Layer Binary Parameters）

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

４．６．５　パケットレイヤウィンドウサイズ（Packet Layer Window Size）

パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素の目的は、呼で使用するレイヤ３のウィンドウサイズの要求された値を示すことである。この値はバイナリでコード化される。

パケットレイヤウィンドウサイズは図４－４１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は４オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
0	パケットレイヤウィンドウサイズ 1	0	0	0	1	0	1 情報要素識別子	1
パケットレイヤウィンドウサイズ内容長								2
1 拡張	フォワード値							3
1 拡張	バックワード値							4＊ （注）

図４－４１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素

（注）このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値を示すものとする。

▼ディジタル網では、このオクテットは省略しない。

また、フォワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。

8	7	6	5	4	3	2	1	
1								オクテット３

ＷＳ１

8	7	6	5	4	3	2	1	
1								オクテット４

ＷＳ２

ＷＳ１：着呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ
ＷＳ２：発呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ
ＷＳ１，２はビット１を最下位とするバイナリで示される値である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

４．６．６　パケットサイズ（Packet Size）
　パケットサイズ情報要素の目的は、呼で使用されるパケットサイズの要求値を示すことである。この値は
１ｏｇ２でコード化される。
パケットサイズ情報要素は、図４－４２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにコード化される。
本情報要素の最大長は４オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
0	パケットサイズ 1	0	0	0	1	1	0	1
	パケットサイズ内容長							2
1 拡張	フォワード値（注２）							3
1 拡張	バックワード値（注２）							4＊ （注１）

（注１）このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値が要求されたものとする。
（注２）‘０００　０００００’は、予約済である。
▼また、フォワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。

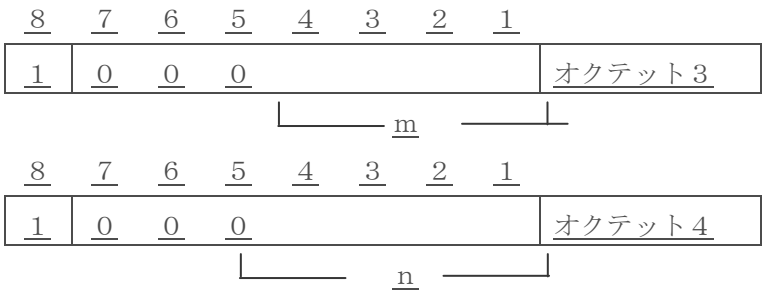

２^{m}：着呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ
２^{n}：発呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ
ｍ，ｎはビット１を最下位とするバイナリで示される値である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

図４－４２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　パケットサイズ情報要素

４．６．７　転送元番号（Redirecting number）【規定しない】
４．６．８　着信課金表示（Reverse charging indication）【規定しない】
４．６．９　中継遅延選択表示（Transit delay selection and indication）
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．回線交換呼制御手順

この節では、回線交換モードでの伝達能力をサポートするＤチャネル信号手順について述べる。

この節で参照する呼状態は、ディジタル網側の状態、公衆用基地局側の状態および公衆用基地局側とディジタル網側共通の状態からなる。特に限定しない場合、以下で記述するすべての状態は、共通であると解釈します（公衆用基地局側、ディジタル網側呼状態としてそれぞれ節2.1.1、2.1.2を参照）。呼状態の概要図を付図Ａ－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ、付図Ａ－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ（付属資料Ａ）に示す。

この節で規定されている手順の詳細なＳＤＬ［Specification and Description Language］ダイアグラムと状態遷移表は付図Ａ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ～Ａ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示す。本文中に不明確な点がある場合、付図Ａ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ～付図Ａ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂのＳＤＬダイアグラムを用いる。本文とＳＤＬダイアグラムが異なる場合、本文を優先する。

（注）－本節は回線交換接続制御に関するメッセージのシーケンスを記述する。この基本的

なプロトコルに対するオプションとしての拡張と、付加サービスの場合に適用する例外は、付加サービス仕様に規定される。
この仕様で用いるすべてのメッセージにはファンクショナル情報要素が含まれうる。ファンクショナル情報要素は要素の生成や分析に際し公衆用基地局において、ある程度の処理機能を要求されるものである。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽本仕様では、ファンクショナル情報要素が含まれ得るメッセージを節３．１で明らかにしている。

データリンクレイヤ最大フレーム長（標準ＪＴ－Ｑ９２１－ｂで定義）を超えたレイヤ３メッセージ の転送に適応させるために、メッセージ分割と再組立の手法が付属資料Hの記述に従って、オプションとして実現されうる。メッセージ分割は、最初のメッセージセグメントの送出時に、分割メッセージからなるすべての情報が有効である場合にのみ用いられる。
（注）－メッセージ分割は、付加的には用いられるとしても、たとえば、分割モード中の数字送出による数字の様に、情報が呼制御により今なお提供されている場合、現行の手順に替えて用いられることはありません。メッセージ分割は、メッセージ長が標準ＪＴ－Ｑ９２１－ｂで定義されたＮ２０１パラメータの値を超える場合にのみ用いられます。△

５．１　発側インタフェースでの呼設定
これらの手順が起動される以前に、データリンクコネクションが公衆用基地局とディジタル網との間に設定されていなければなりません。すべてのレイヤ３メッセージは、ＤＬ－データー要求プリミティブを用いてデータリンクレイヤに送出される。標準ＪＴ－Ｑ９２０およびＪＴ－Ｑ９２１－ｂで述べられているデータリンクサービスが前提となっている。

５．１．１　発呼要求【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．１．２　Ｂチャネル選択－発信側
「呼設定」（SETUP）メッセージでは、公衆用基地局が次の１ つを指定する。
(a)　チャネルが指定されている。他チャネルへの変更不可（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット３の情報チャネル選択フィールド（ビット２～１）でチャネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット３のビット４）が“１”にセットされている状態）。
(b)　チャネルが指定されている。他チャネルへの変更可（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット３ の情報チャネル選択フィールド（ビット２～１）でチャネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット３のビット４）が“０”にセットされている状態）。
(c)　任意チャネル（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット３の情報チャネル選択フィールド（ビット２～１）が“任意チャネル”と指定されているか、又は

チャネル識別子情報要素自体が存在しない状態）。

▼(d) オクテット３の「情報チャネル選択」フィールド（ビット２～１）が「任意チャネル」と指示され、かつインタフェース識別子フィールドが全て「０」に設定される場合は、オクテット３の「チャネル変更不可表示」フィールド（ビット４）が「指定されたチャネルを変更してもよいことを示す」に設定され、かつ「Ｄチャネル選択表示」フィールド（ビット３）が「指定チャネルは、Ｄチャネルでない」に設定されなければならない。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

指定がない場合は(c)とみなされる。(a)および(b)の場合、指定されたチャネルが提供できればディジタル網はそのチャネルを選択する。

(b)の場合、ディジタル網が希望チャネルを提供できないならば、Ｄチャネルに対応する他の使用可能なＢチャネルを選択します。(c)の場合、ディジタル網は、Ｄチャネルに対応する適当なＢチャネルを選択する。

選択されたＢチャネルは「呼設定」（SETUP）メッセージに対してディジタル網から返送する最初のメッセージ（すなわち「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージ）中の“チャネルが指定されている、他チャネルへの変更不可”を含むチャネル識別子情報要素に表示される。このメッセージの送出後、ディジタル網は情報チャネルの接続を行う。公衆用基地局は、経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”および経過識別子＃１“呼がＩＳＤＮエンド・エンドでない。これ以降の経過情報はインバンドとなる。”を含む「呼設定受付」（CALL PROC）、「経過表示」（PROG）または「呼出」（ALERT）メッセージを受信するまで接続する必要はない。この時点まで、ディジタル網は公衆用基地局がＢチャネルを接続していないと仮定する。 ▼その後、公衆用基地局がローカルトーンを生成していなければ、公衆用基地局はＢチャネルを接続する。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

「応答」(CONN)メッセージの受信により、公衆用基地局はＢチャネルを接続します（もし接続していないならば）。

(a)の場合で指定されたチャネルが使用できない時、及び(b)、(c)の場合で利用できるチャネルがない時それぞれ理由表示＃４４“要求回線／チャネル利用不可”又は理由表示＃３４“利用可回線／チャネルなし”を含む「解放完了」（REL COMP）メッセージが節5.3 で規定されているようにディジタル網から送出される。

(a)の場合で指定されたチャネルが存在しない時、理由表示＃８２“無効チャネル番号使用”が「解放完了」（REL COMP）メッセージに含まれる。▼公衆用基地局は、(a)を指定することが望ましい。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼(d)の場合で、この条件を満たさない「呼設定」(SETUP)を受信したディジタル網は、理由表示＃３４“利用可回線/チャネルなし”を含む「解放完了(REL COMP」メッセージを節５．３で規定されるように送出する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．１．４　無効呼情報【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．１．５　発呼受付【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．１．６　発側インタフェースにおけるインタワーキングの通知【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．１．７　呼出通知【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．１．８　応答通知【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．１．９　着信拒否【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．２　着側インタフェースでの呼設定
　確実なデータリンクコネクションは、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージに答える以前に、公衆用基地局により設定されていなければならない。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽データリンクコネクションは、（ローカルな手順または自動割当手順により）ＴＥＩが割り当てられるとすぐに、公衆用基地局により確立されうる。本手順は、ディジタル網のオプションである。△

　「呼設定」(SETUP)メッセージは、DLーユニットデーター要求プリミティブを用いてレイヤ２に届けられる。公衆用基地局・ディジタル網インタフェースを介してやり取りされる全てのメッセージに含まれる呼番号は、ディジタル網から送出される「呼設定」(SETUP)メッセージで特定される呼番号値を含む。

▼公衆用基地局からの警察・消防受付台への発呼接続後に、公衆用基地局からの切断要求により 解放された場合、ディジタル網は４０秒間使用していた回線に関するリソースを保留しますが、この保留中に警察・消防受付台からの呼び返しがあった場合の動作は、節５．１０に示してあります。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．２．１　着呼
　ディジタル網は、インタフェースを介して「呼設定」(SETUP)メッセージを転送することにより、公衆用基地局・ディジタル網間インタフェースでの呼の到着を示します。このメッセージは、Ｂチャネルが空でない場合にも転送されうる。

必須情報要素の他にも「呼設定」(SETUP)メッセージは節 3.1.14 で規定された情報要素を含みうる。

「呼設定」(SETUP)メッセージ送出後、ディジタル網はタイマＴ３０３、Ｔ３１２を開始します。（タイマＴ３０３とＴ３１２の値は節 9.1 に記してある。）その時ディジタル網は、「着呼」状態に入る。

（注）－タイマＴ３１２は、呼番号の保持を監視するために使用される。Ｔ３１２のタイマ値は、もしディジタル網切断指示が呼設定フェーズの間に受信されるならば、呼番号の解放の前に応答しているすべての公衆用基地局が解放される可能性を最大にするような値である。タイマＴ３１２の満了後の手順については、節 5.3.2 (e)および節 5.2.5.3 を参照のこと。

「呼設定」(SETUP)メッセージは着信公衆用基地局が呼を処理するのに必要な全ての情報を含む。

「呼設定」(SETUP)メッセージの受信で、公衆用基地局は「着呼」状態に入る。

▼ディジタル網は、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージ送信後約５秒間経過した時点で、下記の場合を除いて、「呼設定」(SETUP) メッセージを再送し、タイマ T303 及び T312 を再開始する。

・「呼設定」(SETUP) メッセージを再送しないケース

①「着呼受付」状態の公衆用基地局が存在する場合

②選択された公衆用基地局（注）が決定している場合

③端末認証が成功した場合

また、「呼設定」(SETUP) メッセージを再送する場合、最初の「呼設定」(SETUP) メッセージに対して応答（「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージを除く）を返した公衆用基地局に対しては「呼設定」(SETUP) メッセージは送出されない。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

（注）選択公衆用基地局

ディジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認（認証成功）された後に最初の「呼出」(ALERT)もしくは「応答」(CONN) メッセージを受信した場合。

・最初の「呼出」(ALERT)メッセージ受信後に呼の接続性が確認（認証成功）された場合

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

（注）選択公衆用基地局

ディジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認（認証成功）された後に最初の「経過表示」（PROG）、「呼出」（ALERT）もしくは「応答」（CONN）メッセージを受信した場合。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．２．２　通信可能性確認【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．２．３　Ｂチャネル選択－着信側

着信時、ディジタル網と公衆用基地局間においてＢチャネル選択のための交渉が許されている。同じＤチャネルにより制御されるＢチャネルだけが選択制御手順の対象である。選択制御手順は、以下のとおりである。

(a)　「呼設定」（SETUP）メッセージでディジタル網は以下の１つを指定する。

(1)チャネルが指定されている。他チャネルへの変更不可（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット３の情報チャネル選択フィールド（ビット２～１）でチャネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット３のビット４）が“１”にセットされている状態）。

▼節５．１０参照。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

(2)任意チャネル（すなわち、チャネル識別子情報要素のオクテット３の情報チャネル選択フィールド（ビット２～１）が“任意チャネル”と指定されているか、又はチャネル識別子情報要素自体が存在しない状態）。

(b)(1)の場合、指定されたチャネルを受付けることができ、かつ利用可能ならば、公衆用基地局はそのチャネルを選択する。

(2)の場合、公衆用基地局は、Ｄチャネルと対応する任意に利用可能なチャネルを選択し、「呼設定」（SETUP）メッセージに対する「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに、そのチャネルを表示する。

(1)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたＢチャネルがディジタル網に指定されたチャネルと異なるか、(2)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたＢチャネルがディジタル網で受け付けられないなら、ディジタル網は理由表示＃６“チャネル利用不可”を含む「解放」（REL）メッセージを送出して呼を切断復旧する。

(c)　▼(1)の場合▲チャネル識別子情報要素が最初に応答するメッセージに表示

されていない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージで指定されたＢチャネルが仮定される。

(d)　Ｂチャネルが公衆用基地局により選択されたとき、そのチャネルは公衆用基地局により接続されることができます。

(e)　(1)の場合で、Ｂチャネルが利用不可又は、(2)の場合で利用できるチャネルがなく公衆用基地局が要求された呼を処理できないならば、公衆用基地局はそれぞれ理由表示＃４４“要求回線／チャネル利用不可”、または理由表示＃３４“利用可回線／チャネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージを返送し、「空」状態に戻る。

▼通常、ディジタル網は「任意チャネル」を表示して着信するが、「指定チャネルあり，変更不可」を表示して着信する場合がある。（節５．１０参照）▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．２．５　呼出確認
５．２．５．１　「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答
　エンド・エンドの通話が成立するに十分な条件が満足されていると判断した公衆用基地局は、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージにより応答し、「着呼受付」状態に遷移する。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽（注）経過識別子情報要素は、「呼設定受付」(CALL PROC)、「呼出」(ALERT)及び「応答」(CONN)メッセージに含まれることがある。(例えば、アナログ端末が ISDN PABX に接続されているとき）。△

　エンド・エンドの通信が成立し得るが、「呼設定」(SETUP)メッセージの伝達能力情報要素が提供できないと判断した公衆用基地局は、「解放完了」(REL COMP)メッセージを理由表示＃６５“未提供伝達能力指定”と共にディジタル網に送信し、「空」状態に遷移する。
　エンド・エンドの通信が成立し得るが、呼を拒否することを公衆用基地局が望む場合、「解放完了」(REL COMP)メッセージを、理由表示＃２１“通信拒否”とともに転送し、「空」状態に遷移する。
　ディジタル網は、これらの「解放完了」(REL COMP)メッセージを節 5.2.5.3 に従って処理します。
　エンド・エンドの通信が成立しないと判断した公衆用基地局は（移動局からの応答がない場合等）、「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。

５．２．５．２　「呼設定受付」（CALL PROC）▼、「経過表示」（PROG）▲および「呼出」（ALERT）メッセージの受信
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

公衆用基地局からの▼最初の▲「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージを受信したディジタル網はタイマＴ３０３を停止し、タイマＴ３１０を開始し、「着呼受付」状態に遷移する。
ディジタル網はタイマ T312 の満了以前▼で最初の「呼設定」(SETUP) メッセージ送出から約 10 秒以内▲に、「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージを送った着信公衆用基地局を「着呼受付」状態とみなす。公衆用基地局がタイマＴ３１２満了後に「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージを送った場合の動作は、節 5.2.5.4 に記述してあります。▼タイマ T310 は、再設定されない。▲
「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージを送出している公衆用基地局からの「呼出」（ALERT)メッセージの受信で、ディジタル網は▼その「呼出」（ALERT)メッセージが初めて受信したものであれば▲タイマＴ３１０（もし動作中なら）を停止し、タイマＴ３０１を開始し、「呼出中」状態に遷移し、発信側に「呼出」（ALERT)メッセージを送出する。

▼「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”の受信で、ディジタル網はその「経過表示」（PROG)メッセージが初めて受信したものであれば、Ｔ３１０タイマを停止し、「着呼受付」状態を継続したままディジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定する。

「呼出」（ALERT）メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”の受信で、ディジタル網はその「経過表示」（PROG)メッセージが初めて受信したものであれば、Ｔ３０１タイマを停止し、「呼出中」状態を継続したままディジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定し、送出されている呼出音を停止する。

この時、その他の公衆用基地局で「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、理由表示＃２６“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴った「解放」（REL）メッセージにより切断復旧され、節 5.3.4 の手順がその公衆用基地局にとられます。もし、受信した「呼出」（ALERT)メッセージが初めてでなければ、メッセージ順序エラーとして扱われます。(節 5.8.4 参照）▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

…
【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】
　ディジタル網は「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、「呼出」（ALERT ）メッセージを送った認証成功済みの着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】
　ディジタル網は「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▼「経過表示」（PROG）メッセージを送った着信公衆用基地局を選択された公衆用基地局とする。また、「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▲「呼出」（ALERT ）メッセージを送った着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．２．５．３　着信側における呼設定時の着信公衆用基地局の切断復旧
　タイマＴ３０３の満了以前に「解放完了」（REL COMP）メッセージを受信した場合、▼ディジタル網は▼その公衆用基地局の切断復旧を開始する。▲公衆用基地局は、この切断復旧により呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。▼
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼タイマＴ３０３満了以前に「切断」（DISC）、「解放」（REL)メッセージを受信時、ディジタル網はその公衆用基地局に「解放」（REL)または「解放完了」（RELCOMP)メッセージを送信する。
　なお､タイマＴ３０３満了以前に｢切断｣(DISC)、｢解放｣(REL)、｢解放完了｣（RELCOMP)メッセージ受信時、理由表示は、ディジタル網により保持され、二回目のタイマＴ３０３が満了した場合、保持された理由表示は「切断」（DISC）メッセージに含まれ、発ユーザに送られ、ディジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。
　異なる複数の理由表示を「切断」(DISC)、「解放」(REL）、「解放完了」（REL COMP)メッセージによって受信時、ディジタル網は以下の順番で優先順位をつける。
１）＃１７かつ生成源がユーザ
２）＃２１かつ生成源がユーザ
３）上記以外かつ生成源がユーザ
４）＃１７かつ生成源がユーザ以外
５）＃２１かつ生成源がユーザ以外
６）＃１８かつ生成源がユーザ以外
７）上記以外かつ生成源がユーザ以外▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】
　ディジタル網において呼の接続性が確認された公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に「切断」（DISC）、「解放」（REL)、「解放完了」（REL COMP）メッセージを受信した場合、ディジタル網は呼の切断復旧を開始する。
　▼選択公衆用基地局が決定する以前に、公衆用基地局から，「切断」（DISC）、「解放」（REL)、「解放完了」（REL COMP）メッセージを受信した場合、ディジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。
　選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から「切断」(DISC)、「解放」(REL）、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、ディジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照）となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】
　ディジタル網において▼選択された▲公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に▼理由表示情報要素を含む「経過表示」（PROG）、▲「切断」（DISC）、「解放」（REL)、「解放完了」（REL COMP）メッセージを受信した場合、ディジタル網は呼の切断復旧を開始する。
　▼選択公衆用基地局が決定する以前に、▲公衆用基地局から，「切断」(DISC)、「解放」（REL)、「解放完了」（REL COMP）メッセージを受信した場合、ディジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。▼公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。
　選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から理由表示情報要素を含む「経過表示」（PROG）、「切断」(DISC)、「解放」(REL）、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、ディジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照）となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▼二回目の▲タイマＴ３０３が満了した（すなわち、「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージ▽など有効なメッセージ△が来ない）場合、ディジタル網は「呼廃棄」状態に遷移します。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．２．５．４　呼設定不完了

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼ディジタル網が、最初に「呼設定」(SETUP) メッセージを送出してから約 10 秒以内に選択公衆用基地局が決定していない場合、網内からの切断通知を受信した場合及び２回目タイマＴ３０３満了以前に公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、ディジタル網は発信側に対して、理由表示＃２０“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始します。ディジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

　この後タイマＴ３１２満了前に「呼設定受付」 (CALL PROC)メッセージを受信したディジタル網は、その公衆用基地局に対しメッセージ順序エラーの場合を除き、理由表示＃２６“選択されなかったユーザの切断復旧”または理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を伴った「解放」(REL) メッセージで切断復旧する。

　その他の場合でディジタル網がタイマ T312 を満了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」(SETUP) メッセージに対する「呼設定受付」 (CALL PROC)メッセージを受信した場合、ディジタル網は理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を含む「解放」(REL) メッセージを送る場合を除いて節 5.3.2(b)又は(e)の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、ディジタル網が、タイマＴ３１２満了後、着呼に対する「呼設定受付」 (CALL PROC)メッセージを受信した場合、節 5.8.3.2 に従い無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

　ディジタル網が、「呼出」 (ALERT)メッセージを受信した後でかつ、タイマＴ３０１（または、ディジタル網内の呼出監視機能に従ったタイマ）の満了以前に、「応答」 (CONN) 、「切断」 (DISC) 、「解放」 (REL)、「解放完了」 (REL COMP)メッセージを受信しなかった場合、ディジタル網は発信側に対して、理由表示＃１９“着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」 (DISC) メッセージを送信し切断復旧を開始する。

また、ディジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を伴った「切断」 (DISC) メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節５．３．２（ｅ）（ⅱ）、節５．３．３、節５．３．４の手順に従います。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼ディジタル網が、２回目のタイマＴ３０３の満了以前に再送した「呼設定」(SETUP) メッセージに対して、何の応答も受信せず２回目のタイマＴ３０３が満了した場合、網内からの切断通知を受信する場合と、２回目タイマＴ３０３満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、ディジタル網は発信側に対して、理由表示＃２０“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始する。ディジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

　ディジタル網がタイマＴ３１２を満了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」

（SETUP）メッセージに対する「呼設定受付」（CALL PROC)メッセージを受信した場合、ディジタル網は理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を含む「解放」（REL）メッセージを送る場合を除いて、節５．３．２（ｂ）または（ｅ）の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、ディジタル網が、タイマＴ３１２の満了後、着呼に対する「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージを受信した場合、節５．８．３．２に従い、無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

ディジタル網が、最初の「呼設定」（SETUP）メッセージ送信後約 10 秒以内に最初の「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージを受信した後でタイマＴ３１０の満了以前に、「経過表示」（PROG）、「呼出」（ALERT）、「応答」（CONN）メッセージを受信しなかった場合、かつ、網内から切断通知を受信しなかった場合、ディジタル網は発信側に対して、理由表示＃１８“着ユーザ応答なし”を伴った「切断」（DISC）メッセージを送出し切断復旧手順を開始する。また、ディジタル網は着信公衆用基地局に対しては、理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を伴った「解放」(REL）メッセージを送る。上記の場合を除く、着公衆用基地局への切断復旧手順は、節５．３．２（ｅ）、節５．３．３または節５．３．４に従います。

ディジタル網が、「呼出」（ALERT）メッセージを受信した後でかつ、タイマＴ３０１（または、ディジタル網内の呼出監視機能に従ったタイマ）の満了以前に、「経過表示」（PROG）、「応答」（CONN）、「切断」（DISC）、「解放」（REL）、「解放完了」（REL COMP）メッセージを受信しなかった場合、ディジタル網は発信側に対して、理由表示＃１９“着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」（DISC）メッセージを送信し切断復旧を開始する。また、ディジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を伴った「切断」（DISC）メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節５．３．２（ｅ）（ⅱ）、節５．３．３、節５．３．４の手順に従う▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

５．２．６　着信側インタフェースでのインタワークの通知
▼呼の確立の過程において、（例えば、別網、非ＩＳＤＮユーザ、又は発着ユーザの非ＩＳＤＮ装置とのインタワークのため）その呼がＩＳＤＮ環境に入り込む場合があります。この場合、呼がＩＳＤＮ環境へ入り込んだポイントにおいて、着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージの中に以下のような経過内容を含む経過識別子情報要素が含まれます。
（ａ）＃１：“呼がエンドエンドでない。これ以降の呼経過情報はインバンド信号となる
(注)経過内容＃１の受信で、着信公衆用基地局は節５．２．８の手順に従い、Ｂチャネルへの接続を行う。
（ｂ）＃３：非ＩＳＤＮ発側アドレス▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

５．２．７　応答

　公衆用基地局は、ディジタル網に対して「応答」（CONN）メッセージを送出することにより着呼の受付を通知する。「応答」（CONN）メッセージを送出すると、公衆用基地局はタイマＴ３１３（タイマＴ３１３の値は、節9.2で規定）を開始し「応答」状態に遷移する。「呼出」（ALERT)メッセージがディジタル網に対して前もって送出されている場合、「応答」（CONN）メッセージは、呼番号のみ含んでいるかもしれない。

　「呼設定」（SETUP)メッセージに表示されたＢチャネルを使って呼を受付けることができて、呼出通知が必要ない場合、「呼出」（ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」（CONN）メッセージを送出してもよい。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼認証を成功し、「着呼受付」状態の公衆用基地局が「呼出」（ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」（CONN）メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼ディジタル網は、「着呼受付」状態の公衆用基地局が、最初の「呼出」（ALERT）メッセージを先に送ることなしに最初の「応答」（CONN）もしくは「経過表示」（PROG）メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．２．８　通信可【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．３　呼切断復旧

５．３．１　用語【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．３．２　例外状態

　正常な状態において、呼の切断復旧は一般的に公衆用基地局又はディジタル網が「切断」（DISC）メッセージを送出し、節5.3.3 と節5.3.4 で決められた手順を続けた場合に行われます。以下に示す場合のみが、その例外である。

（a)「呼設定」（SETUP)メッセージの応答として、（例えば、使用できるＢチャネルがない場合）他の応答が事前に送出されていなければ、「解放完了」（REL COMP）メッセージで応答し、呼番号を解放して「空」状態に遷移することにより、公衆用基地局又はディジタル網は呼を拒否できる。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

(b)着信時選択されなかった公衆用基地局呼の切断復旧は、ディジタル網からの「解放」(REL)▽もしくは、「切断」(DISC)△メッセージで行われます。(節5.2.9参照)

(d)発呼側からのＢチャネル選択手順(節5.2.3 参照、節5.1.2 参照)不成功は、「解放」(REL)メッセージの送出によって終結される。「解放」(REL)メッセージは、理由表示＃６“チャネル利用不可”を含んでいる。その後、ディジタル網と公衆用基地局は、節5.3.3 と節5.3.4 の手順を続ける。

(e)(ｉ)「呼設定」(SETUP)メッセージが送出され、網内からの切断通知を、タイマＴ３１２の満了以前の呼設定中に受信したならば、(もし動作中であれば)タイマＴ３０３を停止し、▼もし「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、その公衆用基地局に対し、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマＴ３１２動作中ならば、▲ディジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。▼タイマＴ３１２満了以前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返す公衆用基地局は、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4 の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

応答を返した公衆用基地局や、タイマＴ３１２の満了以前に続いて応答を返す公衆用基地局は、(ディジタル網からの切断通知に含まれた理由表示等を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。タイマＴ３１２の満了により、ディジタル網は節5.8.3.2の手順に従って、その後の全ての応答を取り扱う。ディジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。

▼(ii)選択公衆用基地局が切断復旧され、かつタイマＴ３１２動作中にその他の公衆用基地局から「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、理由表示＃２６“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断され、節５．３．４の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合では▽△を規定している】

▽(iii)「呼設定」(SETUP)メッセージが転送された場合、網内からの切断通知をタイマＴ３１２の満了後の呼設定中に受信したならばすでに応答している公衆用基地局は、(ディジタル網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4 の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。ディジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。△

５．３．３　選択された公衆用基地局によって開始される切断復旧

節5.3.2 及び節5.8 で述べられている例外とは別に、公衆用基地局は「切断」(DISC)メッセージの送出、タイマＴ３０５(タイマＴ３０５の値は節9.2 で規定)の開始、Ｂ

チャネルの切断、そして「切断要求」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

（注）公衆用基地局が「解放」（REL）メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.4 に記述された手順が続けられる。

「切断」（DISC）メッセージを受けることで、ディジタル網は「切断要求」状態に遷移する。
「切断」（DISC）メッセージの受信によりディジタル網はＢチャネルを切断し、リモート側に対し、ディジタル網側の切断復旧手順を開始する。呼に使用されているＢチャネルが切断されると、ディジタル網は「解放」（REL）メッセージを公衆用基地局へ送出し、タイマＴ３０８（タイマＴ３０８の値は節9.1 で規定）を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

（注）「解放」（REL）メッセージはローカルのみで意味があるものであり、リモート側からの切断復旧の確認を意味するものではない。

「解放」（REL）メッセージを受けることにより公衆用基地局はタイマＴ３０５を停止し、Ｂチャネルを解放し、「解放完了」（REL COMP）メッセージを送出し、呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。公衆用基地局からの「解放完了」（REL COMP）メッセージを受けることで、ディジタル網はタイマＴ３０８を停止し、Ｂチャネルを解放し、Ｔ３１２が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移します。
タイマＴ３０５が満了となった場合、公衆用基地局は「切断」（DISC）メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」（REL）メッセージをディジタル網に送出し、タイマＴ３０８を開始し、「解放要求」状態に遷移します。さらに、公衆用基地局は理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”で示される、第２の理由表示情報要素を通知してもよい。
タイマＴ３０８が第一回目の満了となった場合、ディジタル網は「解放」（REL）メッセージを再送出し、タイマＴ３０８を再開始します。さらに、ディジタル網は、理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を示す第２の理由表示情報要素を通知してもよい。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
２度目のタイマT308の満了以前に公衆用基地局からの「解放完了」（REL COMP）メッセージを受けなかった場合、ディジタル網は▽Ｂチャネルを保守状態にし、△Ｔ３１２が動作中でなければ呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。
▽（注１）節5.5 に記述されている初期設定手順が、保守状態にあるＢチャネルに用いられる
ことがあります。
（注２）「切断」（DISC）メッセージを受けたときにディジタル網が取りうるその

他の動作については今後の検討である。保守状態に関して取られる動作は、ディジタル網に依存する。△

５．３．４　ディジタル網によって開始される切断復旧

節5.3.2及び節5.8に示した例外状態は別として、ディジタル網は「切断」（DISC）メッセージを送出し、「切断通知」状態に遷移することにより、解放を開始します。「切断」（DISC）メッセージは、解放のためにローカルで生成されるもので、Ｂチャネルが公衆用基地局・ディジタル網間インタフェースで切断されたことを示すものではない。

（注）ディジタル網が「解放」（REL)メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.3 に記述された手順が続けられる。

５．３．４．１　トーン／アナウンスが提供される場合の切断復旧

インバンドトーン／アナウンスが提供される場合（節5.4 参照）、「切断」メッセージは、経過内容＃8“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を含む。

ディジタル網はタイマＴ３０６を開始し、そして「切断通知」状態に遷移します。

経過識別子の経過内容＃8 を含んだ「切断」（DISC）メッセージの受信により、公衆用基地局は（もし、まだ接続していなければ）インバンドトーン／アナウンスを受けるためにＢチャネルを接続し、「切断通知」状態に遷移してもよい。一方、インバンドトーン／アナウンスの接続を行なわずに切断復旧動作を続ける場合、公衆用基地局はB チャネルを切断し、「解放」（REL)メッセージを送出し、タイマＴ３０８を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

公衆用基地局が、提供されるインバンドトーン／アナウンスメントを利用している場合、公衆用基地局が（ディジタル網から「解放」（REL)メッセージを受信する前に）、その後ひき続いて、Ｂチャネルからの切断を行ない、「解放」（REL)メッセージを送出し、タイマＴ３０８を開始し、そして「解放要求」状態に遷移することによって、切断復旧を続けてもよい。

「解放」（REL)メッセージの受信により、ディジタル網はタイマＴ３０６を停止し、Ｂチャネルを切断・解放し、「解放完了」（REL COMP）メッセージを送出し、Ｔ３１２が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移する。

タイマＴ３０６が満了した場合､ディジタル網はＢチャネルを切断し､「切断」(DISC)メッセージにもともと含まれていた理由表示番号を入れた「解放」（REL)メッセージを送出し、タイマＴ３０８を開始し、そして「解放要求」状態に遷移することにより、切断復旧動作を続ける。

さらに、「切断」（DISC）メッセージに含まれていた理由表示に加え「解放」（REL）メッセージは、理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を示す第２の理由表示情報要素を含む場合があります。この理由表示は、満了したタイマを識別する診断情報フィールドをオプションとして含みうる。

▼満了したタイマ番号を診断情報に含む。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

「解放」（REL）メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。

５．３．４．２　トーン／アナウンスが提供されない場合の切断復旧

インバンドトーン／アナウンスが提供されない場合、「切断」（DISC）メッセージは経過識別子の経過内容＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”が含まれない。ディジタル網は「切断」（DISC）メッセージを送出し、タイマＴ３０５を開始し、Ｂチャネルを切断し、そして「切断通知」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

経過内容＃８を含まない「切断」（DISC）メッセージを受信すると、公衆用基地局はＢチャネルを切断し、「解放」（REL)メッセージを送出し、タイマＴ３０８を開始し、そして「解放要求」状態に遷移する。

「解放」（REL)メッセージの受信により、ディジタル網はタイマＴ３０５を停止して、Ｂチャネルを解放し、「解放完了」（REL COMP）メッセージを送出し、Ｔ３１２が動作していなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移する。

タイマＴ３０５が満了した場合、ディジタル網は、もとの「切断」（DISC）メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」（REL)メッセージを公衆用基地局に送出し、タイマＴ３０８を開始し、「解放要求」状態に遷移する。先の切断復旧の理由表示に加えて、「解放」（REL)メッセージは第２ の理由表示情報要素として理由表示＃１０２“タイマ満了による回復”を含みうる。

▼満了したタイマ番号を診断情報に含みます。「解放」（REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．３．４．３　切断復旧の成立【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．３．５　切断復旧手順の衝突

公衆用基地局とディジタル網の双方から同時に同じ呼に対して「切断」（DISC）メッセージが送出されるとき、切断復旧手順の衝突が起こります。ディジタル網が、「切断通知」状態の間に「切断」（DISC）メッセージを受信した場合、ディジタル網はタイマＴ３０５またはＴ３０６（どちらでも動いている方）を停止し、Ｂチャネルを切断し（もし切断されていなければ）、「解放」（REL)メッセージを送出し、タイマＴ３０８を開始し、そして「解放要求」状態に遷移します。同様に、公衆用基地局が「切断要求」状態の間に「切断」（DISC）メッセージを受信した場合、公衆用基地局は、タイマＴ３０５を停止し、「解放」（REL)メッセージを送出し、タイマＴ３０８を開始し、そして「解放要求」状態に遷移する。

切断復旧手順の衝突は、双方が同時に同じ呼に対して「解放」（REL）メッセージを送出するときも生じます。ディジタル網が「解放要求」状態において、そのような「解放」（REL）メッセージを受信した場合、タイマＴ３０８を停止し、▼呼番号と▲Ｂチャネルを解放し、Ｔ３１２動作中でなければ呼番号を解放し、（「解放完了」（REL COMP）メッセージを送受せずに）「空」状態に遷移する。
▼同様に、公衆用基地局が「解放要求」状態において、「解放」（REL）を受信した場合、タイマＴ３０８を停止し、呼番号とＢｃｈを解放し、解放完了（REL COMP）を送出せずに、「空」状態　に遷移する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

５．４　インバンド・トーンとアナウンス
　呼状態の変化とは関連性がなく、又通信中状態に達する前の、ディジタル網により発生されるインバンド・トーン／アナウンスについては、「経過表示」（PROG）メッセージはインバンド・トーン／アナウンスの適用と同時に返されます。「経過表示」（PROG）メッセージは経過内容＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を含む。
インバンド・トーン／アナウンスが呼状態変化と共に与えられなければならない場合は、インバンド情報または適切なパターンが現在使えることを示す経過内容＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を持つ、適切なメッセージ（例えば「呼出」（ALERT）、「切断」（DISC）等、該当の節を参照）がインバンド・トーン／アナウンスの適用と同時に送出される。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
　▽（注1）ディジタル網が“ＴＴＣ標準テレコミュニケーションサービス”を提供する場合、インバンドトーン／アナウンスの提供に関するサービス要求は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ２００シリーズに示されている。△

　（注2）「経過表示」（PROG）メッセージが使用される場合、公衆基地局は節5.3.3の手順に従って適用されインバンド・トーン／アナウンスの結果として、呼の切断復旧を開始するかもしれない。
　▽（注3）節5.4 で今述べられたプロトコルは発信公衆用基地局・ディジタル網間インタフェースに適用される。網間インタフェース、着信公衆用基地局・ディジタル網間インタフェースで適用されるプロトコルは今後の検討課題である。△
５．５　初期設定手順【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．７　呼の衝突【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．８　エラー状態の処理
ＪＴ－Ｑ９３１－ｂの公衆用基地局－ディジタル網間呼制御メッセージのプロトコル識

別子を使用して信号情報を転送する全ての手順は、節5.8.1 から節5.8.7 までに記述されているチェックを通ったメッセージだけに適用される。節5.8.1 から節5.8.7 のエラー処理手順は、注がある場合を除き、通常の呼番号あるいはグローバル呼番号を用いるメッセージに適用される。
詳細なエラー処理手順は、インプリメントに依存し、ディジタル網ごとに異なりうる。エラー状態に対する通常の処理を容易にするための機能は、本章で規定され、各インプリメントにおいても実現されるべきである。
　節5.8.1 ～節5.8.7 は、優先順に記述されている。

５．８．１　プロトコル識別子エラー【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．２　欠損メッセージ【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．３　呼番号エラー【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．４　メッセージ種別またはメッセージ順序エラー【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．５　一般情報要素エラー
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽一般情報要素エラー手順は、コード群が０以外の情報要素にも適用することが可能です。この場合、理由表示情報要素は診断情報フィールドにおいて、節4.5 の固定シフト手順または一時シフト手順により、コード群が０以外の情報要素であることを示しうる。△

５．８．５．１　誤った順序の情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．５．２　重複した情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．６　必須情報要素エラー
５．８．６．１　必須情報要素不足
　１つ以上の必須情報要素が不足している、「呼設定」(SETUP) メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL) メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示＃９６“必須情報要素不足”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

　１つ以上の必須情報要素が不足している「呼設定」(SETUP) メッセージ、または「解放」(REL) メッセージを受信した場合、理由表示＃９６“必須情報要素不足”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

　理由表示情報要素が含まれていない「切断」(DISC)メッセージを受信した場合は、ローカルインタフェースに送出される解放メッセージに理由表示＃９６“必須情報要素不足”が含まれているという点を除いて理由表示＃３１“その他の正常クラス”を伴った

「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3 参照) 。

理由表示情報要素が含まれていない「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は、理由表示＃３１“その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽情報要素長が″０″に設定された情報要素は、情報要素が不足していると扱われる。△

５．８．６．２　必須情報要素内容エラー
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽ 伝達能力情報要素が「回線交換モード」と設定されていて、網がオクテット５ｂ、５ｃ、５ｄを解釈できない場合は、ディジタル網はプロトコルエラーとせずにこれらのオクテットを受け付け、変更無しに転送しても良い。△

１つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP) メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL) メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

１つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」 (SETUP)　メッセージまたは「解放」(REL) メッセージを受信した場合、理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL) メッセージをローカルインタフェースに送信することを除いて、理由表示＃３１“その他の正常クラス”を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3 参照) 。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は理由表示＃３１“その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。
一般的に、最大長（３章で与えられた）を越えた長さの情報要素は、内容誤りの情報要素として扱われる。

（注）公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を、あたかも理由表示＃３１“その他の正常クラス”として扱い、理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージ

を送信する代わりに他のエンティティに渡してもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

５．８．７　非必須情報要素エラー
以降の節は、必須であるとは認識されない情報要素についての動作に関係する。

５．８．７．１　認識されない情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．７．２　非必須情報要素内容エラー
　無効な内容を持つ1 つ以上の非必須情報要素を持つメッセージを受信した場合、動作はメッセージと認識され有効な内容を持つ情報要素に対してなされる。１ つの理由表示情報要素を含んだ「状態表示」（STATUS）メッセージが返されうる。「状態表示」（STATUS）メッセージは、受信メッセージ処理後の受信側の呼状態を示します。理由表示情報要素には理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”を含み診断情報部分がもし存在すれば、そこに無効な内容を持つそれぞれの情報要素についての情報要素識別子が含まれる。
最大長（３章で与えられた）を超える長さを持つ情報要素は、内容エラーとして扱われる。しかし、アクセス情報要素（例　着サブアドレス）に対しては理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”が理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”の代わりに用いられる。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽しかし、あるディジタル網では、アクセス情報要素は最大長の範囲内に切り詰められ処理される。△
　公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を無視するか、または、公衆用基地局の場合は理由表示情報要素の内容を無視する代わりに他のエンティティ（例えば移動局）に渡してもよい。
　またオプションとして、理由表示＃１００“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」（STATUS）メッセージを送ってもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。
▽ディジタル網が低位レイヤ整合性情報要素を解釈できない場合、プロトコルエラーとせずにこれらの情報要素を受け付けても良い。△

５．８．７．３　予期しない認識された情報要素【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．８．８　データリンクリセット【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
５．８．９　データリンク障害
ネットワークエンティティがデータリンク障害であることをDL－解放－表示プリミティブによってデータリンク層エンティティから通知された場合、次の手順が適用される。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽（ａ）通信中状態以外のすべての呼は内部で切断復旧する。
（ｂ）通信中状態の呼に対しては、実装されている場合はタイマＴ３０９を開始する。△

▼タイマが動作していない呼は、タイマＴ３０９を開始する。このとき、リモート側に対しディジタル網は、理由表示＃４１“一時的障害”を含んだ「切断」（DISC）メッセージを送出し切断復旧を行う。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

タイマＴ３０９がすでに動作中の場合は、再開始しない。
ＪＴ－Ｑ９３１－ｂエンティティは、ＤＬ－設定－要求プリミティブを送ることによってレイヤ２の再設定を要求する。
ＤＬ－設定－確認プリミティブによってレイヤ２再設定の通知があった場合は、次の手順を適用する。
ＪＴ－Ｑ９３１－ｂエンティティはタイマＴ３０９を停止し、次のいずれかの処理を行う。
－　ＪＴ－Ｑ９３１－ｂエンティティは、同位エンティティに対して、現在の呼の状態を通知するために､理由表示＃３１“その他の正常クラス”を伴う｢状態表示」（STATUS）メッセージを送信する。
－　同位エンティティの呼状態を確かめるために節5.8.10による状態問合せ手順を実行する。

▼ディジタル網では、Ｔ３０９停止後の上記処理を未提供とする。Ｔ３０９停止後の上記処理のかわりに、ディジタル網、タイマＴ３０９を停止し、当該インタフェースに対し、理由表示＃４１“一時的障害”を含んだ「切断」（DISC）メッセージを送出し切断復旧を行う。公衆用基地局では、本処理の利用についてオプション扱いとする。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽データリンク再設定の前にタイマＴ３０９が満了した場合、ディジタル網はネットワークコネクションを切断復旧し、理由表示＃27“相手端末故障中”を伴ってリモート側に通知し、Ｂチャネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。△

▼データリンク再設定の前にタイマＴ３０９が満了した場合、ディジタル網は当該インタフェース に対し、Ｂチャネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

データリンク再設定の前にタイマＴ３０９が満了した場合、公衆用基地局は、もしあれば、関連するコネクションを、理由表示＃27“相手端末故障中”を伴って切断復旧し、Ｂチャネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。
タイマＴ３０９のインプリメントは、公衆用基地局側でオプションであり、ディジタル網側では、必須である。
ＪＴ－Ｑ９３１－ｂエンティティがデータリンク障害の結果として、内部的に呼を切断復旧するとき、オプションとして「切断」（DISC）メッセージを送信するためにデータリンクを再設定してもよい。

５．８．１０　状態問合手順
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
　エンティティが、同位エンティティに呼の状態の正確さを検査したい場合、呼の状態を要求するために「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージを送ることがある。特にこの場合、節5.8.8 と節5.8.9 に示したエラー状態の手順が適用されることがある。

　「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージを送信する時、「状態表示」(STATUS)メッセージの受信を予期してタイマＴ３２２を開始する。タイマＴ３２２が動作中の間は、唯１つの未解決な呼状態情報についての要求が存在している。タイマＴ３２２がすでに動作している場合は、再開始しない。タイマＴ３２２が満了する前に切断復旧メッセージを受信した場合、タイマＴ３２２を停止し呼の切断復旧を続ける。

　「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージを受信した受信側は、現在の呼の状態の通知（通信中の呼または呼設定中の呼の場合は現在の呼の状態、通信中の呼または呼設定中の呼と関連しない場合は「空」状態）と理由表示＃３０“状態問合への応答”または理由表示＃９７“メッセージ種別未定義又は未提供”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを回答する（節5.8.4 参照）。「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージの受信によって状態は変わらない。
　上記のような状況での「状態表示」(STATUS)メッセージの送信または受信は、送信側と受信側のどちらの呼の状態にも直接影響を与えない。「状態表示」(STATUS)メッセージの受信側は理由表示情報要素を調べる。「状態表示」(STATUS)メッセージが理由表示＃９７“メッセージ種別未定義又は未提供” ▽または理由表示＃９８“呼状態とメッセージ不一致、またはメッセージ種別未定義又は未提供”△を含んでいる場合、タイマＴ３２２は「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージの明白な応答があるまで継続する。理由表示＃３０“状態問合への応答”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、タイマＴ３２２を停止し、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の状態に関係した適切な動作をとる。理由表示＃９７“メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示＃９８“呼状態とメッセージ不一致、またはメッ

セージ種別未定義又は未提供”△を伴った「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した後にタイマＴ３２２が満了した場合、その「状態表示」（STATUS）メッセージの情報に基づいて受信側の現在の呼状態に関係した適切な動作をとる。
　それ以上の適切な動作は、インプリメントに依存する。しかし、動作は以下の章で適用される範囲で規定される。
　「状態表示」(STATUS)メッセージを受信しないでタイマＴ３２２が満了した場合、応答を受信するまで「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージを１回以上再送してもよい。「状態問合」（STATUS ENQ）メッセージの再送回数はインプリメントに依存する。「状態問合」(STATUS ENQ)メッセージの再送が最大回数に達した場合、呼は理由表示＃４１“一時的障害”を伴ってローカルインタフェースで切断復旧される。また必要ならばディジタル網も、理由表示＃４１“一時的障害”を用いてネットワークコネクションを切断復旧する。

５．８．１１　「状態表示」（STATUS）メッセージの受信
状態不一致を通知する「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した場合、受信側エンティティは、
(a)理由表示＃１０１“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」（REL)または「解放完了」（RELCOMP ）メッセージを送信することによって呼を切断復旧します。または、
　(b)その他の（呼状態の）不一致から回復を試みる動作をとります。（本動作は、インプリメント上のオプションである）

▼ディジタル網は、不一致から回復するため、呼の切断復旧をします。これ以外の動作は行わない。公衆用基地局は、適当な動作を取ることも可能である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
　以下に規定された以外の場合の呼状態が不一致かどうかの判定はインプリメント上の決定に委ねられる。
　(a)「空」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した場合、受信側エンティティは次のいずれかをとります。
　　(1)　理由表示＃１０１“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」（REL）メッセー　ジを送信して節5.3 の手順に従う。
　　(2)理由表示＃１０１“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信して「空」状態に止まる。
　(b)「解放要求」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した場合、何の動作もとらない。
　(c)「空」状態以外のいかなる状態において、「空」状態を通知した「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した場合、受信側は全てのリソースを解放し、「空」状態へ遷移しま

す。
「空」状態において、「空」状態を通知する「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した場合、そのメッセージを廃棄し「空」状態にとどまり他に何の動作もとらない。
▽必要ならば、ディジタル網は理由表示＃４１“一時的失敗”を使ってコネクションを開放する。△
両立する呼の状態を通知し、かつ以下の理由表示のひとつを含んでいる「状態表示」（STATUS）メッセージを受信することがある。
(a)＃ 96“必須情報要素不足”
(b)＃ 97“メッセージ種別未定義または未提供”
(c)＃ 99“情報要素未定義”または
(d)＃100 “情報要素の内容が無効”

この場合とられる動作は、インプリメントのオプションである。その他の手順が決められない場合、受信側は受信した「状態表示」（STATUS）メッセージの理由表示を使用して、節5.3 に記述されている手順で呼を切断復旧する。

▼ディジタル網においては、受信した「状態表示」（STATUS）メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合には節5.3に記述されている手順で呼を切断復旧する。。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

「初期設定要求」または「初期設定」状態において、グローバル呼番号を持ち状態不一致を通知する「状態表示」（STATUS）メッセージを受信した場合、受信側DSS.1 エンティティはレイヤマネジメントへ通知しこのメッセージによってそれ以上の動作はとらない。
「空」状態の場合、グローバル呼番号を持った「状態表示」（STATUS）メッセージの受信によって何の動作もとらない。

（注）高位レイヤのアクティビティ（例　システムまたはレイヤマネジメント）の結果による動作は、（「初期設定」（REST）メッセージの再送を含めて）インプリメントに依存する。

上記の場合を除いて、グローバル呼番号を持つ「状態表示」（STATUS）メッセージの受信時のエラー処理手順はインプリメントのオプションである。

５．９　公衆用基地局への通知手順【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

▼５．１０　警察・消防受付台からの再呼び
　緊急呼の呼び返し時にディジタル網の動作は、基本的に当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する技術的事項におけるポイント・ポイント接続時の網とユーザの動作に準じたディジタル網と公衆用基地局の動作となる。
　（注１）呼返し時のSETUP は、UIフレーム（ レイヤ２）が使われます。チャネル識別子には、「指定チャネルあり、変更不可」が設定される。
（注２）Ｔ３０３の値は、９節参照。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

６．　パケット通信手順
　本章は、ＩＳＤＮにおけるパケット通信を提供するためのＤチャネル信号手順の役割を説明するためのものである。端末アダプタ機能についての完全な記述は標準ＪＴ－Ｘ．３１にある。
（注）端末とは公衆用基地局側のＣＳの中にあるパケット終端装置のこと。

　標準ＪＴ－Ｘ．３１に従い、公衆用基地局は次のいずれかの方法によりパケット交換設備にアクセスし得る。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽ａ．ＰＳＰＤＮサービスへの回線交換形アクセス（ケースＡ）
　本アクセスは、ＡＵと呼ばれる公衆網（例えばＰＳＰＤＮ）のアクセスポートへＩＳＤＮを介したトランスペアレントなアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはＡＵによって開始され得る。ＩＳＤＮの観点からは、５章の回線交換形の呼制御手順が適用される。この場合、Ｂチャネルだけが用いられる。△
　ｂ．ＩＳＤＮバーチャルサーキットサービスへのパケット交換形アクセス（ケースＢ）
　本アクセスは、ＩＳＤＮのパケットハンドラー（ＰＨ）へのパケット交換形のアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはＩＳＤＮによって設定され得る。この場合、ＢチャネルとＤチャネルの両方が用いられ得る。

　本標準の節６．１～６．５、付録Ⅱは、標準ＪＴ－Ｘ．３１の節６．１～６．５、付録Ⅲと一致する。
　「公衆用基地局」という用語は、ＩＳＤＮパケットモード端末（ＴＥ１）あるいは既存のデータ端末装置（ＤＴＥ／ＴＥ２）に端末アダプタ（ＴＡ）が付いた組合せにより構成されるユーザ装置を指す。ＤＴＥは、公衆用基地局－ディジタル網インタフェース上のＮＴＴ－Ｑ．９３１－ｂシグナリングメッセージで提供される情報のすべてを受信しなくともよい。

ＩＳＤＮのＴＡ／ＴＥ１の網に対するインタフェースは、Ｓ／Ｔインタフェースである。従って、ＴＡ／ＴＥ１の実現に際しては、ＢチャネルとＤチャネルのコネクション確立および制御に関して、標準ＮＴＴ－Ｑ．９２１－ｂおよび本標準に記述されている手順を含むべきである。
呼毎アクセスコネクションに対しては、節６．１から６．４が適用される。呼毎アクセスコネクションのメッセージフロー図の例は付録Ⅱに示されている。

ＢチャネルとＤチャネル上での半固定コネクションとして２つの物理タイプを本章で示す。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
タイプ１　端末とＰＨ▽／ＡＵ△間に半固定的に物理レイヤが設定されている。すなわち、標準ＪＴ－Ｉ４３０／Ｉ４３１物理レイヤは起動状態を維持し、ＩＳＤＮを介した物理パスが半固定的に接続されている。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
タイプ２　端末とＰＨ▽／ＡＵ△間に半固定的にＸ．２５データリンクレイヤと物理レイヤが設定されている。（この場合、公衆用基地局とディジタル網はＸ．２５データリンクを設定状態に保つべきである。）
▼ただし、ＰＶＣの場合、データリンクの設定は公衆網基地局側から起動する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

ＰＶＣが適用されるときは、タイプ２の半固定コネクションが存在しなければならない。

タイプ１の半固定コネクションでは、Ｘ．２５呼の確立と解放は節６．３の手順に従う。
タイプ２の半固定コネクションでは、Ｘ．２５呼の確立と解放は節６．３．２の手順に従う。
タイプ２の半固定コネクションをＰＶＣとして用いる場合、以下の手順は適用されない。

これらの半固定コネクションは、ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ手順を用いず、登録時の手順で設定される。

６．１　発信アクセス
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

公衆用基地局が、発信Ｘ．２５バーチャルコールに対して既に確立されたチャネルを選択するならば、節６．３に記述された手順が適用される。選択チャネルが▽ＡＵ／△ＰＨへ確立されていなければ、節６．３の手順を用いてバーチャルコールを確立する前に、以下の小節に記述されているチャネルを活性化する手順が用いられる。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽Ｘ．２５データ呼の発信において、公衆用基地局はディジタル網の提供形態によって回線交換サービス（ケースＡ）か、パケット交換サービス（ケースＢ）かを最初に決定しなければならない。回線交換呼の発信の場合、公衆用基地局は節６．１．１の手順に従う。△パケット交換呼の発信の場合、公衆用基地局は使用するチャネルが、Ｂチャネルかｄチャネルかを決定する。公衆用基地局がＢチャネルを使用するならば節６．１．２．１に記述されている手順が用いられる。公衆用基地局がｄチャネルを使用するならば節６．１．２．２に記述されている手順が用いられる。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽（注）ディジタル網によっては、すべてのタイプのアクセスを提供しないかも知れない。Ｂチャネルアクセスの場合は、理由表示＃６５“未提供伝達能力指定”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信することで、ディジタル網は提供していないサービスへの要求を拒否する。ｄチャネルアクセス（SAPI=16を伴うSABME）を要求した場合、そのサービスを提供していない網のポートでは、応答を返すことを必要としない。△

６．１．１　ＰＳＰＤＮサービスへの回線交換形アクセス（ケースＡ）【規定しない】

６．１．２　ＩＳＤＮバーチャルサーキットサービスへのアクセス（ケースＢ）
６．１．２．１　Ｂチャネル
呼毎アクセスによるＢチャネルコネクションは、節３．２に定義されたメッセージを用い、以下の場合を除いて節５．１に述べられている呼の確立のためのｄチャネル信号手順により制御される。

ａ）節５．１．３に詳述されている分割発呼の手順は適用されない。
ｂ）節５．１．５．２に詳述されている発呼受付及び分割発呼の手順は適用されない。
ｃ）節５．１．６に詳述されている発信インタフェースにおけるインタワーキングの手順は適用されない。
ｄ）節５．１．７に詳述されている呼出通知の手順は適用されない。
ｅ）節５．１．８に詳述されている応答通知の手順は次のように適用される。

－アクセスコネクションの受付により、ディジタル網は公衆用基地局・ディジタル網インタフェースを通じて発信公衆用基地局に「応答」(CONN)メッセージを送り、通信状態に入る。

－このメッセージは、発信公衆用基地局に対し１つのアクセスコネクションがＰＨへ設定されたことを表す。
－この「応答」(CONN)メッセージの受信により、発信公衆用基地局は動作中であればタイマＴ３１０を停止し、オプションとして「応答確認」(CONN ACK)メッセージを送ってもよく、その後、通信状態に入る。

f) 節５．１．９に詳述されている通信拒否の手順は次のように適用される。

－アクセスコネクションを受け付けることができない場合は、網は節５．３に述べられているように、発側の公衆用基地局・ディジタル網インタフェースにおいてＩＳＤＮアクセスコネクション切断復旧を開始する。

g) ５．１．１０に詳述されている中継網選択の手順は適用されない。

呼毎コネクションとして使用される特定のＢチャネルは節５．１．２に述べられ、表６－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂにまとめられているチャネル交渉手順を用いて選択される。

表６－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
公衆用基地局要求チャネルとディジタル網からの応答－▽ＡＵまたは△ＰＨへの発信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル 公衆用基地局からディジタル網			許容されるディジタル網の応答 ディジタル網から公衆用基地局
情報チャネル選択	チャネル変更不可表示	Ｄチャネル選択表示 注３	
Ｂｉ	変更不可	なし	Ｂｉ
	変更可能	なし	Ｂｉ, Ｂｉ’
任意のＢ	（無視）	なし	Ｂｉ’
（なし）			Ｂｉ’

記号－
Ｂｉ　：指定された（空き）Ｂチャネル

Ｂｉ’：他の任意の空きＢチャネル
（注１）他の全てのコーディングは無効である。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
（２）　（注２）本表において、『「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル』という見出しの下の全ての欄は、公衆用基地局からディジタル網へ、▽ＡＵまたは△ＰＨへのコネクションを要求するために送られた「呼設定」(SETUP)メッセージ中に含まれるチャネル識別子情報要素の、公衆用基地局に可能なコーディングを示している（節４．５．１３参照）。『許容されるディジタル網の応答』の下の欄は、ディジタル網から公衆用基地局へ許容されている応答を示す。
（注３）Ｄチャネル選択表示は、「なし」の場合“０”に、「あり」の場合“１”にコード化する。

ＩＳＤＮのＰＨへの呼毎コネクションのために「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる伝達能力情報要素は次のようにコーディングされる。
－情報転送能力は「非制限デジタル」にセットする。
－転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
－情報転送速度は０００００にセットする。
－ユーザ情報レイヤ２プロトコルは「標準ＪＴ－Ｘ．２５リンクレイヤ」にセットする。
－ユーザ情報レイヤ３プロトコルは「標準ＪＴ－Ｘ．２５パケットレイヤ」にセットする。

（注）伝達能力情報要素に５ａ、５ｂ、５ｃ、５ｄを含めてはならない。

呼毎アクセスコネクションは、節６．３に記述されているＸ．２５リンクレイヤとＸ．２５パケットレイヤ手順に従い、パケット通信を提供するために使用され得る。ＩＳＤＮ網によっては特定のユーザプロファイルを選択するために「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号と発サブアドレスを要求するかもしれない。
▼Ｂチャネルアクセスコネクション確立後、ディジタル網はＢチャネルの状態を監視する。
ＬＡＰＢフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、ディジタル網は呼毎アクセスコネクションを切断復旧することがある。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

６．１．２．２　Ｄチャネル【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

６．２　着信アクセス

６．２．１　ＰＳＰＤＮサービスからのアクセス（ケースＡ）【規定しない】

６．２．２　ＩＳＤＮバーチャルサーキットサービスからのアクセス（ケースＢ）
　Ｘ．２５着呼を提供するために、ディジタル網は以下のステップをこの順に実行しなければならない。

(1)　チャネル選択－　着呼で使用する物理チャネル／論理リンクを識別しなければならない。ディジタル網はチャネルを選択するためにユーザプロファイル情報、ディジタル網リソース等を用い得る。あるいは、以下の (2)の手順を行う。

(2)　物理チャネル／論理リンク設定－ (1)で物理的なＢチャネルかＤチャネル上の論理リンクが決まらないとき、ディジタル網は節６．２．２．３の手順を用い得る。続けて、ディジタル網は (3)を行う。

(3)　Ｘ．２５バーチャルコール設定－　ディジタル網は節６．３に記述された手順を用いてバーチャルコールを設定する。

　ＩＳＤＮバーチャルサーキットベアラサービスの構成では、ディジタル網は新たな着呼パケットを送信するために使用するチャネル種別を以下のように選択する。
(1)　ディジタル網とすべてのユーザパケットモード端末間の着呼提供手順（標準ＪＴ－Ｘ３１の節３．２．３．２、節３．２．３．３参照）によって、新たな着呼パケットをＩＳＤＮユーザに通知してもよい。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽ (2)　ＰＨとコネクションが設定されている端末への着バーチャルコールはＪＴ－Ｑ９３１－ｂ着呼提供手順（標準ＪＴ－Ｘ３１の節３．２．３．１、節３．２．３．２参照）を用いることなく、設定されているアクセスコネクションで直接端末に提供してもよい。△

６．２．２．１　Ｂチャネル
　チャネル交渉なしにＸ．２５呼がＢチャネルに提供される場合、節３．２のメッセージを使用して、節５．２に記述された手順が以下の例外とともに適用される。
　a)　節５．２．４に示した分割着呼の手順は適用されない。
　b)　節５．２．５．２に示した「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージおよび「呼出」(ALERT) メッセージの受信に対する手順は、次の例外とともに適用される。

－「呼出」(ALERT) メッセージの受信によって、ディジタル網は対応する「呼出」(ALERT) メッセージを発信公衆用基地局に送ってはならない。

c) 節５．２．５．４で詳述される不完了呼に対する手順は、下記の注とともに適用される。

－ディジタル網は表６－５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂからの適切な切断原因を使用して発信Ｘ．２５ＤＴＥに対し、着Ｘ．２５バーチャルコールを切断復旧する。

d) 節５．２．６に示した着信側インタフェースにおけるインタワークの通知に対する手順は下記の例外とともに適用される。

－呼設定中にＩＳＤＮ環境に入った呼の場合は利用できない。
－着信公衆用基地局宅内の中でＩＳＤＮ環境から離れた呼の場合は通知は発信側へ送られない。
－インバンドの情報／パターンの場合、利用できない。

e) 節５．２．８に示した通信可に対する手順は次の例外とともに適用される。

－ディジタル網は発信公衆用基地局へ「応答」(CONN)メッセージを送る手順を開始してはならない。

f) 節５．９に示した公衆用基地局への通知に対する手順は適用されない。

設定済のＢチャネルコネクションを使う場合は、着呼パケットは節６．３に従って送信される。

新たにＢチャネルコネクションを設定する場合は、選択された公衆用基地局の識別は最初に受信した「応答」(CONN)メッセージのコネクションエンドポイントサフィックス(CES)による。

▼Ｂチャネルアクセスコネクション確立後、ディジタル網はＢチャネルの状態を監視する。ＬＡＰＢフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、ディジタル網は呼毎アクセスコネクションを切断復旧することがあります。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

６．２．２．２　Ｄチャネル【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

６．２．２．３　着呼提供

６．２．２．３．１　着呼提供時のチャネル選択

着呼提供手順は５章の手順とレイヤ３メッセージを用いて行われる。着呼提供手順はＤチャネル上の信号手順である回線交換呼制御手順が用いられ、チャネル選択がディジタル網オプションとして提供されているならば、チャネル選択手順を伴う。

５章に記述されている通り、ディジタル網は、着呼提供に「応答」(CONN)メッセージで最初に応答した公衆用基地局を選択する。選択された公衆用基地局が新たなＢチャネル上にＸ．２５の呼を設定するよう要求していたならば、ディジタル網は「応答確認」(CONN ACK)メッセージを公衆用基地局に返送して、チャネルが利用可能であることを知らせる。複数の端末が「呼設定」(SETUP) メッセージに対して肯定的に応答したならば、ディジタル網は理由表示＃２６“選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL) メッセージを送信して、選択されなかった各端末を切断する。

選択された公衆用基地局が設定済ＢチャネルまたはＤチャネル上にＸ．２５呼を設定するよう要求していた場合は、ディジタル網は理由表示＃７“呼が設定済みのチャネルへ着呼”を付加した「解放」(REL) メッセージを送信して、「応答」(CONN)メッセージに応答する。ディジタル網はまた理由表示＃２６“選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL) メッセージを、肯定的に応答した他のすべての端末に返送する。ディジタル網はその後に選択されたチャネル上にＸ．２５の呼を送信する。

（注１）「解放」(REL) メッセージと着呼パケットの送信はどちらが先でもよい。

（３）　（注２）ディジタル網は「解放」(REL) メッセージを送信し、公衆用基地局は「解放完了」(REL COMP)メッセージで応答する。

▼・パケット接続遅延短縮のため、設定済Ｂチャネルを設定している場合は、ＬＡＰＢを切断しないことが望まれる。

・Ｂチャネル上のＬＡＰＢを切断する場合は、Ｂチャネルを解放することが望まれる。

理由表示＃７“呼が設定済のチャネルへ着呼”の「解放」(REL) メッセージに対する「解放完了」(REL　COMP) メッセージの理由表示は＃１６“正常切断”を設定するか、あるいは理由表示は設定しない。

当面、「解放完了」(REL　COMP) メッセージには＃１６“正常切断”以外の理由表示を設定すると、ディジタル網は、設定済みＢチャネルまたはＤチャネルへの着呼を解放する。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

最初に肯定的に応答した公衆用基地局が示したチャネルが使用できない状態にあると

きは、ディジタル網はＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ呼切断復旧手順を用い、理由表示＃６“チャネル利用不可”を付加して呼を切断復旧する。「呼設定」(SETUP) メッセージ中に示したチャネルを公衆用基地局が受け入れない場合、公衆用基地局は理由表示＃３４“利用可回線／チャネルなし”または理由表示＃４４“要求回線／チャネル利用不可”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージで呼を切断復旧する。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽ディジタル網オプションや加入時の合意に基づいて、ディジタル網は特定の着呼に対してアクセスチャネルやアクセスチャネル種別（例えば、ＢまたはＤ）を選ぶ場合がある。△

チャネル識別子情報要素が、情報チャネル選択＝チャネルなし、チャネル変更不可表示＝１、Ｄチャネル選択表示＝１の時、伝達能力情報要素は以下のようにコーディングされる。
－情報転送能力は「非制限デジタル情報」にセットする。
－転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
－情報転送速度は「パケット交換モード（００００００）」にセットする。
－ユーザ情報レイヤ２プロトコルは「標準ＪＴ－Ｑ９２１－ｂ」にセットする。
－ユーザ情報レイヤ３プロトコルは「標準ＪＴ－Ｘ．２５パケットレイヤ」にセットする。

それ以外の場合、伝達能力情報要素は以下のようにコーディングされる。
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
－情報転送能力はａ）「非制限デジタル情報」▽あるいはｂ）「制限デジタル情報」△にセットする。
－転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
－情報転送速度は「パケット交換モード（００００００）」にセットする。
－ユーザ情報レイヤ２プロトコルは「標準ＪＴ－Ｘ．２５リンクレイヤ」にセットする。
－ユーザ情報レイヤ３プロトコルは「標準ＪＴ－Ｘ．２５パケットレイヤ」にセットする。

端末がＤチャネル表示設定で応答するならば（表６－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ参照）、レイヤ２プロトコルは標準ＪＴ－Ｑ９２１－ｂ（ＬＡＰＤ）が使用される。

着呼に対するチャネル選択手順は、発信側で選択されたチャネル種別とは無関係である。この点でユーザ速度と利用可能な帯域に互換性があれば、両端で使用されるチャネル種別の組合せは任意である。

この手順で用いられるチャネル選択手順の原則は表６－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示されている。

（４）　（注３）「空きＢチャネル」と「変更可能」を表示するチャネル識別子情報要素を含んだ着信の「呼設定」(SETUP) メッセージが、放送形式データリンク上に送信されたときには、着信公衆用基地局は異なる空きＢチャネルで応答することは許されていない。異なる空きＢチャネルで応答するオプションはポイント・ポイント着呼提供に限定される。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

（５）　▽（注４）パケット交換モード呼の着信を提供するディジタル網は、SAPI=0でパケット交換モード呼のＪＴ－Ｑ９３１－ｂ信号手順を用いるべきである。
ウ　本オプションは、パケット交換モード呼に対して以下の制限のもとでＪＴ－Ｑ９３１－ｂの全手順を用いるべきである。
エ　すべての呼に対して「指定チャネルはDチャネルである」を選択し、またチャネル選択手順を適用しない。SAPI=16 手順をインプリメントする端末は、ポータビリティ確保のため SAPI=0 手順もインプリメントするべきである。）
オ　（　）内は本標準の対象外である。△

表６－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
ディジタル網要求チャネルと公衆用基地局からの応答－パケットモード着信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル ディジタル網から公衆用基地局			許容される公衆用基地局の応答
情報チャネル選択	チャネル変更不可表示	Dチャネル選択表示（注２）	公衆用基地局からディジタル網
Ｂｉ	変更不可	なし	Ｂｉ
		あり	Ｂi，Ｄ
Ｂｉ	変更可能	なし	Ｂi，Ｂi’，Ｂj
		あり	Ｂi，Ｂi’，Ｂj，Ｄ
	変更可能	なし	Ｂj
チャネルなし		あり	Ｂj，Ｄ
	変更不可	あり	Ｄ

記号　Ｂｉ　　：指定された（空き）Ｂチャネル

Ｂｉ’　　：他の任意の空きＢチャネル▼（放送形式の着呼提供には許容されない）▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
Ｂｊ　　：公衆用基地局の制御により設定済みＢチャネル▽（無条件通知クラスを契約している公衆用基地局は、公衆用基地局に割りあてられている半固定Ｂチャネルを指定してもよい）△
Ｄ　　：Ｄチャネル
（注１）他のすべてのコーディングは無効である。
（注２）Ｄチャネル選択表示は「なし」の場合は“０”に、「あり」の場合は“１”にコード化する。

６．２．２．３．２　情報要素のマッピング
ディジタル網によっては、着呼パケット中のすべてあるいは一部の情報を「呼設定」(SETUP) メッセージ中にマッピングするサービス（ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｘ．３１の節３．２．３参照）を提供することがある。Ｘ．２５着呼パケットの情報要素からＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ「呼設定」(SETUP) メッセージの情報要素へのマッピングを表６－４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示す。着呼パケットはこれらのフィールドを含んだまま送信される。マッピングの条件はＴＴＣ標準ＪＴ－Ｘ．３１の節３．２．３参照のこと。
▼
表６－４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
Ｘ．２５着呼ﾊﾟｹｯﾄの情報から対応するＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ「呼設定」(SETUP)ﾒｯｾｰｼﾞ情報要素へのﾏｯﾋﾟﾝｸﾞ

	Ｘ．２５着呼パケット中の情報	ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ「呼設定」(SETUP)中の対応する情報要素
	起呼ＤＴＥアドレス	発番号（注６）
	被呼ＤＴＥアドレス	着番号
	起呼ユーザデータ	ユーザ・ユーザ（注２）
	Ｄビット	パケットレイヤバイナリパラメータ（注７）
	モジュロ	パケットレイヤバイナリパラメータ（注７）
	フロー制御パラメータネゴシエーション	パケットサイズ、パケットレイヤウィンドウサイズ

Ｘ．２５ユーザファシリティ	スループットクラスネゴシエーション	情報速度（注４）
	ファーストセレクト	パケットレイヤバイナリパラメータ（注７）
	着信課金	未提供
	閉域ユーザグループ選択	未提供
	転送遅延選択／表示	中継遅延選択表示
ＤＴＥファシリティ	起呼アドレス拡張	発サブアドレス
	被呼アドレス拡張	着サブアドレス（注５）
	エンドツウエンド転送遅延	エンド・エンド中継遅延
	最小スループットクラス	情報速度（注３）
	優先データネゴシエーション	パケットレイヤバイナリパラメータ（注７）

（注１）本仕様では、無条件通知クラスを採用しているためマッピングは表６－４／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに基づいて行われる。

（注２）ユーザ・ユーザ情報要素のユーザデータの最大長は１２８オクテットである。また、ユーザ・ユーザ情報要素中のプロトコル識別子へ、当面一定値“勧告Ｘ．２４４”を設定する。なお、この値は将来変更する場合がある。

（注３）この情報は、情報速度情報要素がＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP)メッセージで提供されるときでも、必ずしも存在するとは限らない。

（注４）ＪＴ－Ｘ．２５着呼パケットにスループットクラスネゴシエーションが設定されていないとき、そのバーチャルコールに適用するディジタル網のデフォルトスループット値が提供される。

（注５）ディジタル網は、Ｘ．２５着呼パケットのコーディングがＪＴ－Ｘ．２５（８８）に準拠していると仮定して、Ｘ．２５着呼パケットの被呼アドレス拡張ファシリティのパラメータフィールドの第１オクテットのビット８、７をＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP)メッセージの着サブアドレス情報要素の第３オクテットのサブアドレス種別にマッピングする。したがって、着公衆用基地局は、Ｘ．２５着呼パケットのコーディングが’８４年版のＩＴＵ－Ｔ勧告Ｘ．２５に準拠しているとき、そのサブアドレス種別は正しくないかもしれないことに注意すべきである。

（注６）このマッピングは必須であり、オクテット３ａは、表示識別子が“表示許可”に、ディジタル網検証識別子が“ディジタル網記入”に設定される。

（注７）パケットレイヤバイナリパラメータ情報要素中の送達確認には、Ｘ．２５着呼パケット中のＤビットの情報がマッピングされる。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

６．２．２．３．３　着呼提供手順なしのチャネル選択【規定しない】

６．３　Ｘ．２５バーチャルコールの設定と解放
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
　すべての場合、一旦物理チャネルを選択し、さらに必要ならＰＨ▽あるいはＡＵ△に接続すれば、バーチャルコールは以下の手順に従って設定される。▽ディジタル網によっては、勧告Ｘ．３２の端末識別手順の一部も必要であるかも知れない。△

６．３．１　リンクレイヤの設定と解放
　リンクレイヤ（Ｂチャネル上のＬＡＰＢあるいはＤチャネル上のＬＡＰＤ）の設定は、次によって開始される。
　－発呼の場合、発信端末
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽－ケースＡの着呼の場合、ＡＵ△
　－ケースＢの着呼の場合、ＰＨ

　リンクレイヤの解放は次によって開始され得る。
　－端　末
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽－ケースＡの場合、ＡＵ△
　－ケースＢの場合、ＰＨ

６．３．２　パケットレイヤバーチャルコールの設定と解放
　レイヤ３の呼設定と解放にはＸ．２５パケットレイヤ手順が用いられる。パケットレイヤ手順は、更にリンクレイヤの設定状態あるいは解放状態を制御、監視することが可能である。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】
▽ケースＢでは、ＰＨはタイマＴ３２０（ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに定義された）を保持してもよい。Ｔ３２０は、もしインプリメントされているならば、次の場合に起動される。
　(a)　最後のバーチャルコールの切断時
　(b)　発信Ｂチャネルアクセスコネクションの場合、ディジタル網による「応答」(CONN)メッセージの送信時
　(c)　着信Ｂチャネルアクセスコネクションの場合、ディジタル網による「応答確認」(CONN ACK)メッセージの送信時
　(d)　Ｄチャネルアクセスコネクションのためのリンクレイヤ設定時

タイマＴ３２０は次の場合に停止される。
(a)　最初の（次の）バーチャルコール設定時
(b)　公衆用基地局からのＪＴ－Ｑ９３１－ｂ切断復旧メッセージの受信時
(c)　Ｄチャネル上の SAPI=16 リンクの切断時

タイマＴ３２０の満了によりＰＨはリンクレイヤを解放し、Ｂチャネルアクセスの場合、Ｂチャネルの切断復旧を開始する。△

Ｘ．２５論理チャネルは、それらの下位の論理リンクと関連している。特に、パケット通信にＢチャネルを用いた場合、論理チャネルとそれらの下位のＬＡＰＢ論理リンクには関連性がある。従って、それぞれ異なるＢチャネル上で同一の論理チャネル番号が同時に使われることがある。

６．４　呼の切断復旧

６．４．１　Ｂチャネルアクセス

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

交換形コネクションの切断は、節５．３に記述されている呼切断復旧のためのＤチャネル信号手順に従って実行される。▽ＰＳＰＤＮサービスへアクセスするためには、例外は適用されない。△ＩＳＤＮバーチャルサーキットサービスの場合は、節３．２のメッセージが用いられ、下記の例外が適用される。

・節５．３．１の用語で定義されている用語の「ＩＳＤＮ回線交換接続」は、「呼毎パケットモードアクセスコネクション」に置き換えて適用される。
・節５．３．２で詳述されている例外条件（f）は適用されない。
・節５．３．４．１のトーンとアナウンスをともなう切断復旧手順は用いられない。

Ｂチャネルは、公衆用基地局によっていつでも切断復旧され得るが、一般的にはそのＢチャネル上の最後のバーチャルコールの切断復旧に引き続いて切断される。

ケースＢのＩＳＤＮバーチャルサーキットサービスで、Ｘ．２５バーチャルコールがＢチャネル上に存在している間に公衆用基地局がＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの切断復旧メッセージを使用してＢチャネルアクセスを切断復旧すると、ディジタル網は切断原因＃１７“リモート手順誤り”、診断符号＃６４“呼設定、呼切断または登録の問題（呼設定の問題）”を付加してＸ．２５バーチャルコールを切断する。

▼Ｂチャネルアクセスコネクション確立後、ディジタル網はＢチャネルの状態を監視する。ＬＡＰＢフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、ディジタル網はＢチャネルアクセスコネクションを切断復旧することがある。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

ケースＢの場合、Ｘ．２５データ転送フェーズ中に、ＰＨがＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの初期設定表示を受信すると、Ｘ．２５バーチャルコールは以下のように扱われる。

・パケットハンドラへの呼毎コネクションによって設定された交換形バーチャルサーキットに対しては、切断原因＃９“障害”、診断符号＃０“追加情報なし”を付加したＸ．２５切断指示パケットが送られる。

・パケットハンドラへのセミパーマネントコネクションによって設定されたバーチャルコールに対しては、何の処理も実行されない。

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

▽タイマＴ３２０の満了で、ディジタル網は、Ｘ．２５のリンクレイヤとアクセスコネクションを切断復旧し得る。Ｂチャネルの切断復旧は、上記の例外を除き、節５．３に記述されているように、理由表示＃１０２“タイマ満了による復旧”を付加しておこなわれる。△

６．４．２　Ｄチャネルアクセス【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

６．４．３　追加の誤り処理情報

ＩＳＤＮアクセスコネクションの誤りが発生した場合またはＸ．２５バーチャルコールが早切りされた場合、節５．８の規則が適用される。さらに、使用に適した理由表示／切断原因を決めるために、以下の規則が優先順位に従って適用される。

(1)Ｘ．２５データ転送フェーズ中にＰＨがＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの切断復旧メッセージあるいは「初期設定」(REST)メッセージを受け取ったならば、節６．４．１が適用される。

(2)通常、ＩＳＤＮアクセスコネクションが相手公衆用基地局にＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂメッセージを用いて拒否されたならば、Ｘ．２５バーチャルコールは切断指示パケットと診断符号＃０“追加情報なし”を伴う切断原因＃０“ＤＴＥ復旧”を使って切断復旧される。

ディジタル網によっては、表６－５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂにしたがってＸ．２５の切断原因に対応するＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの理由表示をマッピングする。

(3)ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP) メッセージを公衆用基地局・ディジタル網インタフェースに送信するのを妨げる条件が存在するならば、Ｘ．２５バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。表６－５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂは適切な切断原因を選択するためのガイドラインとなる。すなわち、インタフェースの条件を示すＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ理由表示のＸ．２５へのマッピングが使用される。

(4)ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP) メッセージが公衆用基地局・ディジ

タル網インタフェースを経由して送られて、タイマＴ３０３の２回目の満了以前に応答がないならば、規則(3)が適用される。

(5)ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP) メッセージが公衆用基地局・ディジタル網インタフェースを経由して送られて、呼の拒否とは異なるが、ＩＳＤＮアクセスコネクションの切断復旧となるような応答を公衆用基地局から受け取ったならば、Ｘ．２５バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。その切断指示パケットには診断符号＃６４“呼設定、呼切断あるいは登録の問題”を伴う切断原因＃１７“リモート手順エラー”が含まれる。

(6)発信公衆用基地局からのＸ．２５復旧要求パケットを、着信公衆用基地局へのＸ．２５着呼パケットの送信に先立って受信したならば（早切り）、ＰＨは発信公衆用基地局に切断確認パケットを送り、アクセスコネクションは以下のように扱われる。

・ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP) メッセージが無条件通知クラス（標準ＪＴ－Ｘ．３１の節３．２．３参照）であった場合、もし設定されているならば、アクセスコネクションは切断復旧される。ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの切断復旧メッセージは、表６－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに記述されている適切な理由表示を含む。

▼・標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP) メッセージが条件付き通知クラス（標準ＪＴ－Ｘ．３１の節３．２．３参照）で、その標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂの「呼設定」(SETUP) メッセージに対して肯定的に応答する端末が、少なくとも１つあるならば以下の２つのオプション中から選択される。

(a)アクセスコネクションは、無条件通知クラスに関して述べられているように切断復旧される。

(b)アクセスコネクションは、確立されて、タイマＴ３２０がスタートする。タイマＴ３２０の満了によりアクセスコネクションは切断復旧される。この理由表示は＃１０２“タイマ満了による復旧”で診断情報はタイマＴ３２０を表示する。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

６．４．４　理由表示／切断原因のマッピング

６．４．４．１　ＰＳＰＤＮサービスへの／からのアクセス（ケースＡ）【規定しない】

６．４．４．２　ＩＳＤＮバーチャルサーキットサービスへの／からのアクセス（ケースＢ）

ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂとＮＴＴ－Ｘ．２５の間で理由表示／切断原因のマッピングが

必要な場合がいくつかある。ＩＳＤＮ網はＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂとＮＴＴ－Ｘ．２５の間で理由表示／切断原因のマッピングを行うため、表６－５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ、表６－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂを使用する。付録Ⅱの図にいくつかの例を示す。

表６－５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ理由表示フィールドからＸ．２５切断原因フィールドへのマッピング

項番	NTT-Q931-b 理由表示	コード	NTT-Q931-b 診断情報	Ｘ．２５切断原因	コード	Ｘ．２５診断	コード
1	欠　番	1	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼アドレス	67
2	相手へのルートなし	3	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼アドレス	67
3	チャネル利用不可	6	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
4	正常切断	16	条件：不明、一時的、永続的	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
5	着ユーザビジー	17	（なし）	相手 DTE ビジー	1	使用可論理チャネルなし	71
6	着ユーザレスポンスなし	18	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
7	着ユーザ応答なし（呼出中）	19	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
8	通信拒否	21	条件：不明、一時的、永続的／ユーザ提供の情報	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
9	相手加入者番号変更	22	新相手加入者番号	接続不可	13	無効被呼アドレス	67

10	着側インタフェース起動不可	27	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
11	無効番号フォーマット(不完全番号)	28	(なし)	ローカル手順誤り	19	無効被呼アドレス	67
12	その他の正常クラス	31	(なし)	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
13	利用可能回線／チャネルなし	34	(なし)	相手 DTE ビジー	1	使用可論理チャネルなし	71
14	網障害	38	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
15	一時的失敗	41	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
16	交換機輻輳	42	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
17	要求回線／チャネル利用不可	44	(なし)	相手 DTE ビジー	1	使用可論理チャネルなし	71
18	その他のリソース使用不可クラス	47	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
19	サービス品質(QOS)利用不可	49	条件：不明、一時的、永続的	網輻輳	5	追加情報なし	0
20	伝達能力不許可	57	属性番号	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
21	現在利用不可伝達能力	58	属性番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
22	その他のサービス利用不可クラス	63	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

表６－５／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ（つづき）

項番	NTT-Q931-b 理由表示	コード	NTT-Q931-b 診断情報	Ｘ．２５切断原因	コード	Ｘ．２５診断	コード
23	未提供伝達能力指定	65	属性番号	相手プロトコル 不一致	33	追加情報なし	0
24	未提供チャネル種別指定	66	チャネルタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
25	その他のサービス又はオプションの未提供クラス	79	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
26	無効呼番号値指定	81	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
27	無効チャネル番号使用	82	チャネル識別	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
28	端末属性不一致	88	パラメータ不一致	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
29	その他の無効メッセージクラス	95	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
30	必須情報要素不足	96	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
31	メッセージ種別未定義又は未提供	97	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
32	呼状態とメッセージ不一致､又はメッセージ種別未定義又は未提供	98	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

33	情報要素／パラメータ未定義または 未提供	99	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
34	情報要素内容無効	100	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
35	呼状態とメッセージ不一致	101	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
36	タイマ満了による 回復	102	タイマ番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
37	その他の手順誤りクラス	111	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
38	その他のインタワーキングクラス	127	（なし）	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

2　（注１）Ｘ．２５データ転送フェーズ中に切断が起きたとき、節６．４．１に記述されている手順が用いられる。

3　（注２）Ｘ．２５データ転送フェーズ中にＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの「初期設定」(RESTART) メッセージが受信されたとき、交換されたバーチャルサーキットは、切断原因＃９“障害”で診断符号＃０“追加情報なし”を含む切断指示パケットにより切断される。▼パーマネントバーチャルサーキットに対しては影響を与えない。▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

表６－６／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
着呼の早切りのためのＸ．２５切断原因からＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ理由表示へのマッピング

切断指示パケット中の X.25 切断原因					NTT-Q931-b エラー条件		
項	X.25/X.96 切断	コード	診断	コード	NTT-Q931-b 理由表示	コード	診断

番	原因	ﾄﾞ		ﾄﾞ		ﾄﾞ	
1	DTE 復旧	0	追加情報なし	0	正常切断	16	（なし）
		1XX	DTE が設定	XX			
2	網輻輳	5	追加情報なし	0	交換機輻輳	42	（なし）
3	障害	9	追加情報なし	0	着側インタフェース起動不可	27	（なし）
4	リモート手順誤り	17	（任意）		その他の手順誤りクラス	111	（なし）

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▽△を規定している】

ウ　▽（注）上記のようにＸ．２５からＪＴ－Ｑ９３１－ｂへのマッピングを提供する代わりに、ディジタル網のオプションとしてＪＴ－Ｑ９３１－ｂ理由表示へマッピングせず、Ｘ．２５切断指示パケットから切断原因をコピーすることにより、ＰＨは、オクテット３で『ＩＴＵ－Ｔコーディング標準』、オクテット３ａで『Ｘ．２５』を通知するＪＴ－Ｑ９３１－ｂ理由表示情報要素をコーディングし、オクテット４、５を標準ＪＴ－Ｘ．２５に従ってコーディングしてもよい。△

６．５　アクセスの衝突【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

９　システムパラメータリスト

表９－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ、表９－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂは記述が要約されている。

詳細は明確な記述のある５章を参照する事。

９．１　ディジタル網側のタイマ

表９－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに指定されているタイマは、インタフェースのディジタル網側で管理される。

９．２　公衆用基地局側のタイマ

表９－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに指定されているタイマは、インタフェースの公衆用基地局側で管理される。

タイマＴ３０５、Ｔ３０８及びＴ３１３は、全ての公衆用基地局側で必須である。

▼表９－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　ディジタル網側にあるタイマ（１／４）▲

【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

タイマ番号	ﾃﾞﾌｫﾙﾄ ﾀｲﾑｱｳﾄ値	呼の状態	開始条件	正常停止条件	１回目満了時の動作	２回目満了時の動作	備考
T303	５秒 注１	着呼	「呼設定」(SETUP) 送信時。	「呼設定受付」(CALL PROC)を受信した時	「呼設定」(SETUP)を再送信し、T303,T312を再開始する。	網内の接続を切断復旧させ呼の廃棄状態へ移行。	必須
T305	３０秒	切断通知	経過内容＃８を待たない「切断」(DISC)送信時	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信	ー	必須
T306	３０秒 注４	切断通知	経過内容＃８を持つ「切断」(DISC)送信時	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	トーン／アナウンスを停止し「解放」(REL)を送信。	ー	ｲﾝﾊﾞﾝﾄﾞﾄｰﾝが供給されている場合は必須。5.4,5.3.4.1及びJT-I200シリーズを参照
T301	３分以上	呼出中	「呼出」(ALERT)受信時	「応答」(CONN)▼,「経過表示」(PROG)▲受信時	呼を切断復旧する。	ー	注２ ▼注７▲
T308	４秒	解放要求	「解放」(REL)送信時	「解放完了」(REL COMP)又は、「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)を再送信し、T308を再開始する。	Ｂチャネルを保守状態にし呼番号	必須

	注１					を解放する。注５	
T309	９０秒	任意の安定状態	データリンク切断時で安定状態の呼が失われない時	データリンクが再接続された時。	網内の接続を切断復旧し、Ｂチャネル及び呼番号を解放する。	―	必須
T310	１０秒	着呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時	「呼出」(ALERT)，「応答」(CONN)▼，「経過表示」(PROG)▲	5.2.5.3により呼を切断復旧する。	―	必須▼注７▲
T312	T303＋２秒	着呼呼の廃棄等	「呼設定」(SETUP) の送信又は再送信時。	タイムアウト	注３	―	必須
T316	２分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時	「初期設定確認」(REST ACK)受信時	「初期設定」(REST)は数回送信されうる。	「初期設定」(REST)は数回送信されうる。注６	5.5がｲﾝﾌﾟﾘﾒﾝﾄされている場合は必須

T320	３０秒	a)Ｂチャネルアクセス：通信中 b)Ｄチャネルアクセス：空	a)Ｂチャネルアクセス「応答」(CONN) 送信又は受信時。 b)Ｄチャネルアクセス ＤＬ＝設定＝確認又はＤＬ＝設定＝表示受信時。 c)最後の論理チャネルの切断復旧時。	発呼要求パケット受信時又は着呼パケット送信時又は「切断」(DISC)受信時又はＤチャネルアクセスにおいてＤＬ＝解放＝表示を受信した時。	a)Ｂチャネルアクセスリンクレイヤを切断し切断復旧を開始する。 b)Ｄチャネルアクセス ＤＬ＝解放＝要求を送信する。	ー	オプション6.3参照
T322	４秒	全ての呼状態	「状態問合」(STAT ENQ) 送信時。	「状態表示」(STATUS)，「切断」(DISC)，「解放」(REL)，「解放完了」(REL COMP)受信時。	「切断」(DISC)は、数回送信してもよい。	ー	§5.8.10がインプリメントされている時は必須

ー；タイマが再開始されない事を示す。

注１．このデフォルト値は、レイヤ２でのデフォルト値（即ち〔N200+1〕×Ｔ２００）を使用すると仮定したものである。

レイヤ２でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更されるとき、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の検討課題である。

注２．ディジタル網が内部的な呼出しの時間監視機能を既に採用している場合、タイマＴ３０１は使用されない。

注３．「呼廃棄」状態において、呼番号は解放される。
それ以外ではT312 満了時にいかなる活動も行われない。

注４．タイマＴ３０６の値は、アナウンスの長さに依存する。

注５．保守状態として何の動作もとらず、「空」状態にする。

注６．デフォルト値２回を適用し、ＲＥＳＴは最大２回送出する。

▼注７．「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を受信時に限る。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

▼表９－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　公衆用基地局側にあるタイマ▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

タイマ番号	ﾃﾞﾌｫﾙﾄﾀｲﾑｱｳﾄ値	呼の状態	開始条件	正常停止条件	１回目満了自の動作	２回目満了時の動作	備考
T301	３分以上	呼出通知	「呼出」(ALERT) 送信時。	「応答」(CONN)受信時	呼を切断復旧する。	ー	
T303	５秒	発呼	「呼設定」(SETUP) 送信時。	「呼設定受付」(CALL PROC)又は「解放完了」(REL COMP)受信時。	「呼設定」(SETUP) を再送信しT303 を再開始する。もし、「解放完了」(REL COMP) を既に受信していれば、呼を切断復旧する。	内部の接続を切断復旧し「解放完了」(REL COMP) を送信、空へ遷移する。	

T305	３０秒	切断要求	「切断」(DISC)送信時。	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信する。	―	必須
T308	４秒注１	解放要求	「解放」(REL)送信時。	「解放完了」(REL COMP)又は「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)再送信しT308を再開始する。	Ｂチャネルを保守状態にし呼番号を解放する。注５	必須
T309	９０秒	任意の安定状態	データリンク切断時で安定状態の呼が失われない時。	データリンクが再接続された時	内部の接続を切断復旧し、Ｂチャネル及び呼番号を解放する。	―	オプション
T310注４	３０～１２０秒	発呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時。	「呼出」(ALERT),「応答」(CONN),「切断」(DISC),又は「経過表示」(PROG)を受信した時。	「切断」(DISC)送信	―	必須
T313	４秒注１	応答	「応答」(CONN)送信時。	「応答確認」(CONN ACK)受信時。	「切断」(DISC)送信	―	必須
T316	２分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時。	「初期設定確認」(REST ACK)受信時。	「初期設定」(REST)は数回送信してもよい。	―	5.5をインプリメントした場合は必須
T317	注２	初期設定	「初期設定」(REST)	内部での呼番号の解放時。	保守動作の通知。	―	〃

			受信時。				
T322	４秒	全ての呼状態	「状態間合」(STAT ENQ)送信時。	「状態表示」(STATUS)，「切断」(DISC)，「解放」(REL)，「解放完了」(REL COMP)受信時。	「状態間合」(STAT ENQ)数回再送信しても良い。	「状態間合」(STAT ENQ)は数回再送信しても良い。	§5.8.10がインプリメントされていた場合は必須

注１．このデフォルト値は、レイヤ２でのデフォルト値（即ち〔N200+1〕×Ｔ２００）を使用すると仮定したものである。レイヤ２でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更された時、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の課題である。
注２．このタイマ値は実装に依存するがＴ３１６の値より小さくなければならない。
注３．公衆用基地局が内部的な呼出の時間監視機能を既に採用している場合、タイマＴ３０１は使用されない。
注４．「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ又は先行する「経過表示」(PROG)メッセージに経過内容＃１もしくは＃２がある場合Ｔ３１０は開始されない。
注５.節5.5に記述されている初期設定手順は保守状態にあるＢチャネルに関して用いられる。
－；タイマが再開始されない事を示す。

付属資料Ａ　公衆用基地局側及びディジタル網側ＳＤＬ図【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
概略ＳＤＬ図（公衆用基地局側）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
詳細ＳＤＬ図（公衆用基地局側）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
概略ＳＤＬ図（ディジタル網側）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
詳細ＳＤＬ図（ディジタル網側）【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

付属資料Ｂ：　通信可能性確認【規定しない】
付属資料Ｈ：　メッセージ分割手順【規定しない】
付属情報Ｉ：　低位レイヤ情報コード化原則【規定しない】
付属情報Ｊ：　低位レイヤ整合性交渉【規定しない】
付属情報Ｏ：　インタフェース構造

この付属資料では、公衆用基地局－ディジタル網間のインタフェース構造について記述する。この公衆用基地局－ディジタル網間のインタフェース構造は標準ＪＴ－Ｉ４１１で規定されるインタフェース構造をもとにして変更を加えたものです。以下にＪＴ－

Ｉ４１１からの変更点を示す。

１．公衆用基地局－ディジタル網間インタフェースの参照構成及び規定点

インタフェースの参照構成を付図Ｏ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示す。図に示すように、機能群としては移動局（ＰＳ）、公衆用基地局（ＣＳ）、網終端装置（ＮＴ）からなる。参照点は付図Ｏ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂに示すようにＸ１点、Ｘ２点がある。公衆用基地局－ディジタル網間インタフェースの規定点はＸ１点、Ｘ２点である。インタフェース規定点Ｘ１は、網終端装置（ＮＴ）と公衆用基地局（ＣＳ）の接続点であり、インタフェース規定点Ｘ２は網終端装置（ＮＴ）とディジタル網側の回線の最初の接続点である。

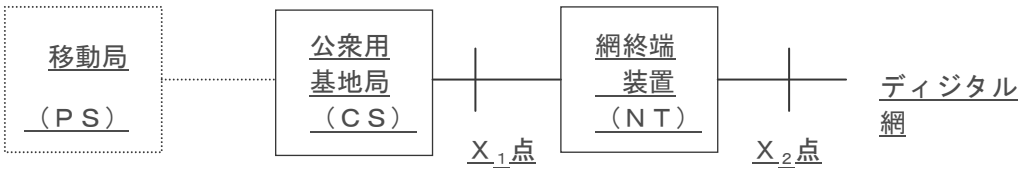

網終端装置（ＮＴ）：伝送路終端等のレイヤ１機能を持つ
公衆用基地局（ＣＳ）：移動局との間で陸上移動無線通信を行い移動局と網を接続する。

▼公衆用基地局－当社網間インタフェースにおける規定点として、X_1点は未提供とする。公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、X_2点とする。▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲を規定していない】

付図Ｏ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　インタフェース規定点

２．チャネル種別【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
３．インタフェース構造【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
４．アクセス能力【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

５．レイヤ構成

	規定点X_1	規定点X_2	
レイヤ３	ＴＴＣ標準レイヤ３仕様	ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠 ＪＴ－Ｘ．２５に準拠	
レイヤ２	ＴＴＣ標準レイヤ２仕様	ＪＴ－Ｑ９２１－ｂに準拠	

レイヤ１ （注１）	ＴＴＣ標準レイヤ１仕様 ＪＴ－Ｉ４３０準拠 （注２）	ＴＴＣ標準メタリック加入者線 伝送方式レイヤ１仕様 ＪＴ－Ｇ９６０準拠	

公衆用基地局－当社網間インタフェースにおける規定点として、X_1点は未提供とする。公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、X_2とする。

（注１）ポイント・ポイント動作、及び、常時起動に限定
（注２）常時起動に関しては、ＴＴＣ標準レイヤ１仕様ＪＴ－Ｉ４３０－ａ準拠

▼付図Ｏ－３／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ　レイヤ構成▲
【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂでは▼▲の規定が異なる】

付録Ⅰ：　理由表示一覧表【規定しない】
付録Ⅱ　メッセージフロー図の例及びコーズマッピングに関する例【規定しない】
付録Ⅲ：　標準 JT-Q93X シリーズ及び ITU-T 勧告 Q.93X シリーズ、ITU-T 勧告 Q.95X シリーズの割当済みの情報要素識別子及びメッセージ種別コーディングの一覧（ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに対する）【規定しない】
付録Ⅳ　簡易型携帯電話システムの概要【規定しない】
付録Ⅴ　情報要素のコーディング例【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】
付録Ⅵ　呼処理シーケンス【規定しない】

付録Ⅶ　グループ化された複数のインタフェースに対する着信
　公衆用基地局への着信時、ディジタル網より無線呼出エリアに相当するグループ化された複数のインタフェースに対して「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージを送出する。本付録では、動作の理解を助けるために、本条件に基づいた記述を行う。
　複数インタフェースに対して着信を行うことから、同時に生起する呼が増加する。このため、呼番号長は２オクテットとする。また、着信した複数のインタフェースに対して、通信に移行する呼は単一であるため、チャネルの無効保留を避ける目的で、ディジタル網では公衆用基地局のチャネル選択を行わず、任意チャネルを表示して着信する。
　着信公衆用基地局は、節５．８．１から節５．８．７までに記述されている動作を行い、呼が継続できる場合は、着信側を起動する。着信側が起動できない場合、公衆用基地局は「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージを無視する。着信側は起動できるが、公衆用基地局が通信を起動できないと判断した場合、公衆用基地局は適当な理由表示（例．理由表示＃６５“未提供伝達能力指定”、＃２１“通信拒否”等）を

伴い、「解放完了」（ＲＥＬ　ＣＯＭＰ）メッセージをディジタル網へ返送する。公衆用基地局が通信を継続できると判断したが、着信側から呼切断を起動された場合、公衆用基地局はその切断理由を伴ってディジタル網に対し、切断復旧を開始する。着信側が起動可能でかつ、公衆用基地局が通信を継続できると判断し、着信側から切断を要求されない場合、公衆用基地局は、ディジタル網に「呼設定受付」（ＣＡＬＬ　ＰＲＯＣ）メッセージを返送する。

ディジタル網が送出した「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージに対して、複数の公衆用基地局から何らかの応答を受け取る可能性が有る。

ディジタル網が送出した「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージに対して、複数の公衆用基地局から呼の継続を要求された場合は、ディジタル網が最初に呼の接続性を確認できた公衆用基地に対してのみ呼の接続手順を実施する。ディジタル網が最初に呼の接続性を確認できた時点で、その以前にその他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求があった場合、理由表示＃２６“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴う「解放」（ＲＥＬ）メッセージにより、切断復旧を行います。呼の接続性が確認できた後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受けた場合で、タイマＴ３１２が動作中のとき、理由表示＃２６“選択されなかったユーザの切断復旧”「解放」（ＲＥＬ）メッセージもしくは、適切な理由表示（例．理由表示＃６３“その他のサービスまたはオプションの利用不可クラス”）を伴う「切断」（ＤＩＳＣ）メッセージにより、要求を送信した公衆用基地局の切断復旧を行う。タイマＴ３１２満了後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受信した場合、ディジタル網は無効呼番号を持つメッセージとみなし、要求を送信した公衆用基地局に対し節５．８．３．２の切断復旧手順を取る。

ディジタル網は、呼が継続している場合に、呼が継続している以外の公衆用基地局からの「解放完了」（ＲＥＬ　ＣＯＭＰ）メッセージは無視する。また、「切断」（ＤＩＳＣ）メッセージ、または「解放」（ＲＥＬ）メッセージを受信した場合は、インタフェース規定に従った動作をとりますが、他のインタフェースで継続している呼には影響を与えない。「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージ再送後のタイマＴ３０３満了前に、理由表示を受信した場合、受信した理由をリモート側に通知する。プロトコル上、複数の理由を通知することは可能であるが、一般的に生成源がユーザを示すものが優先される。理由を受信していない場合、理由表示＃２０“加入者不在”が用いられる。

ＴＴＣ標準用語対照表【ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに準拠する】

ＮＴＴ－Ｘ２５　Ｘ．２５パケットモード端末インタフェース

１．ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェース特性（物理インタフェース）【規定しない】

２．ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースのリンクアクセス手順【規定しない】

３．ＤＴＥ／ＤＣＥパケットレイヤインタフェース　【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

３．１　論理チャネル【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

３．２ パケットの基本構造【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

３．３ リスタート手順【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

３．４ エラー処理【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

３．４．１ 診断（ＤＧ）パケット【規定しない】

４．バーチャルサーキットサービスの手順
４．１ バーチャルコールサービスの手順
パーチャルコールに使用するそれぞれの論理チャネルにおけるＤＴＥ／ＤＣＥパケットレイヤインタフェースの状態遷移図は、付属資料Ａの付図Ａ－１／ＪＴ－Ｘ２５、付図Ａ－２／ＪＴ－Ｘ２５および付図Ａ－３／ＪＴ－Ｘ２５に示す。
付属資料Ａの各状態でパケットを受信した場合のＤＣＥ動作は、付属資料Ｂに示す。
以下の節に記述する呼設定および解放の手順は、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェース上のバーチャルコールサービスに割当てた各論理チャネルにそれぞれ独立に適用する。
▼ＤＣＥは、ＤＴＥに着呼があった場合、被呼ＤＴＥの接続拒否と見なし、バーチャルコールを切断する。▲
【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲を規定していない】

４．２ パーマネントバーチャルサーキットサービスの手順【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．３ データ転送および割込転送の手順【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．３．１ データ転送状態【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．３．２ データ（ＤＴ）パケットのユーザデータフィールド長
【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
▽標準△最大ユーザデータフィールド長は、１２８オクテットとする。

【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
さらに、電気通信事業者は、▽標準△最大ユーザデータフィールド長の他に、１６，３

２，６４，２５６，５１２，１０２４，２０４８，および４０９６オクテットの最大ユーザデータフィールド長を提供することがある。網オプションである最大ユーザデータフィールド長を、当面の間、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェース上でのすべてのバーチャルコールに共通な最大ユーザデータフィールド長のデフォルト値として選択することがある（６．９節参照）。当面の間、各パーマネントバーチャルサーキットの最大ユーザデータフィールド長にデフォルト値以外の値を選択することがある（６．９節参照）。バーチャルコール毎の最大ユーザデータフィールド長のネゴシエーションは、フロー制御パラメータネゴシエーションファシリティを用いて行うことができる（６．１２節参照）。
ＤＴＥまたはＤＣＥが送信するデータ（ＤＴ）パケット中のユーザデータフィールドには、合意した最大ユーザデータフィールド長以内の任意のオクテット数を含むことができる。
ＤＣＥは、データ（ＤＴ）パケット中のユーザデフォルトフィールドが、その網内で許容する最大ユーザデータフィールド長を越えた場合、リセット原因を「ローカル手順誤り」として、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットをリセットする。

４．３．３ 送達確認ビット（Ｄビット）【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．３．４ モアデータ表示（Ｍビット）
ＤＴＥまたはＤＣＥは、２パケット以上のシーケンスを表示する場合、以下に記述するモアデータ表示（Ｍビット）を使用する。
すべてのデータ（ＤＴ）パケットは、Ｍビットを「１」に設定することができる。最大ユーザデータフィールド長のフィールド長の長さである（ＤＴ）パケットで、または、Ｄビットを「１」に設定した最大ユーザデータフィールド長に長さが満たないデータ（ＤＴ）パケットで、Ｍビットを「１」に設定した場合、さらにその後にデータが続くことを示す。

【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
▽　Ｄビットを「０」に設定した最大ユーザデータフィールド長の長さであるデータ（ＤＴ）パケットで、Ｍビットを「１」に設定した場合のみ、網内で後続のデータ（ＤＴ）パケットと結合することができる。△

Ｍビットを「１」に設定した（ＤＴ）パケットが、最大ユーザデータフィールド長の長さである（Ｄビットの設定とは関係ない）場合、または、Ｄビットを「１」に設定しているが最大ユーザデータフィールド長に長さが満たない場合は、最後のデータ（ＤＴ）パケットを除き、Ｍビットを「１」に設定したすべてのデータパケットシーケンスは、最後のデータ（ＤＴ）パケットを除き、Ｍビットを「１」に設定したデータパケットシーケンスとして、送達する。

カテゴリＡおよびＢの2種類のデータ（ＤＴ）パケットを、表４－１／ＪＴ－Ｘ２５に示すとおり定義する。また、バーチャルコールおよびパーマネントバーチャルサーキットの両端におけるＭビットおよびＤビットに対して網が行う処理は、表４－１／ＪＴ－Ｘ２５に示す。

４．３．５ 完結パケットシーケンス

完結パケットシーケンスは、カテゴリＡの連続したパケット（カテゴリＡのパケットが存在する場合）とこれに続くカテゴリＢの１つのパケットから構成するパケットシーケンスと定義する。カテゴリＡのパケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Ｍビットを「１」に設定した、Ｄビットを「０」に設定したデータ（ＤＴ）パケットである。その他のすべてのデータ（ＤＴ）パケットは、カテゴリＢのパケットである。

送信ＤＴＥから転送した完結パケットシーケンスは、常に受信ＤＴＥに対して、ひとつの完結パケットシーケンスとして、送達する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】

▽　　受信側が送信側より大きい最大ユーザデータフィールド長である場合、完結パケットシーケンス中のパケットは網内で結合する。これらのパケットは、最後のパケットを除く各パケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Ｍビットを「１」に、Ｄビットを「０」に設定した完結パケットシーケンスとして、送達する。シーケンスの最後のパケットのユーザデータフィールドは、最大長未満の場合があり、ＭビットおよびＤビットは、表４－１／ＪＴ－Ｘ２５に示すとおり設定する。△

送受信の両側で最大ユーザデータフィールド長が等しい場合、データ（ＤＴ）パケットのユーザデータフィールドは、網が受信したものとまったく同じ形で受信ＤＴＥに送達する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】

▽　ただし、Ｍビットを「１」に、Ｄビットを「０」に設定した最大長のパケットに空パケットが続く場合は、その２個のパケットは１個のカテゴリＢの最大長を持つパケットとするために結合することがある。△

送信ＤＴＥから転送した完結パケットシーケンス中の最後のパケットが、ユーザデータフィールドが最大長未満で、Ｍビットを「１」に、Ｄビットを「０」に設定している場合は、その完結パケットシーケンス中の最後のパケットは、Ｍビットを「０」に設定して、受信ＤＴＥに対して、送達する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】

▽　受信側が送信側より小さい最大ユーザデータフィールド長である場合、網内でパケ

ットは分解し、完結パケットシーケンスを維持するように、MビットおよびDビットを設定する。△

４．３．６ クオリファイアビット（Qビット）【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．３．７ 割込手順【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．３．８ データ（ＤＴ）パケットの転送遅延
転送遅延は、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキット固有の特性であり、伝送の両方向に共通である。
この転送遅延は、勧告Ｘ．１３５の３．１節にデータパケット転送遅延として定義されており、勧告Ｘ．１３５の３．２節に与えられる条件下で、勧告Ｘ．１３５の図２で定義されている境界Ｂ２とＢｎ－１間（すなわち、アクセス回線を除く）を測定し、平均値として表現する。
バーチャルコール毎の転送遅延の選択、およびバーチャルコールに適用される転送遅延の値の起呼ＤＴＥおよび被呼ＤＴＥへの表示は、転送遅延選択ファシリティおよび転送遅延表示ファシリティ（６．２７節参照）によって行うことがある。
▼網から通知される転送遅延の値は、当面一定値とする。▲
【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲を規定していない】
４．４ フロー制御【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．１ フロー制御【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．１．１ データ（ＤＴ）パケットの番号付与
バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットで、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースを通じて、転送するデータ（ＤＴ）パケットには、いずれの方向の転送においてもシーケンス番号を付与する。
パケットシーケンス番号付与は、モジュロ８で行う。パケットシーケンス番号は、０から７までの全範囲を循環する。
【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
▽電気通信事業者によっては拡張パケットシーケンス番号付与ファシリティを提供するが（６．２節参照）、このファシリティを選択した場合、パケットシーケンス番号付与は、モジュロ１２８で行う。モジュロ１２８の場合には、パケットシーケンス番号は、０から１２７までの全範囲を循環する。△
モジュロ８あるいはモジュロ１２８でのパケットシーケンス番号付与は、送受両方向の転送において同一とし、かつＤＴＥ／ＤＣＥインタフェース上の全論理チャネルにおいて同一でなければならない。
データ（ＤＴ）パケットのみが、パケット送信シーケンス番号Ｐ（Ｓ）と呼ばれるシー

ケンス番号をもつ。
論理チャネルがフロー制御レディ状態（ｄ１）に入った時、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェース上のあるデータ転送方向に送信する最初のデータ（ＤＴ）パケットは、パケット送信シーケンス番号Ｐ（Ｓ）＝０をもつ。

４．４．１．２ウィンドウの説明
ウィンドウは、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースにおいて、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットに使用する論理チャネルのデータ転送の各データ転送方向毎に定義し、そのインタフェースを通過できるデータ（ＤＴ）パケットのW個の連続したパケット送信シーケンス番号Ｐ（Ｓ）の順序集合である。
ウィンドウ中の最若番号のシーケンス番号を、ウィンドウ下限という。ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースで、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットがフロー制御レディ状態（ｄ１）に入った場合、各データ転送方向のウィンドウ下限は、０である。
ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースに送出できない最初のデータ（ＤＴ）パケットのパケット送信シーケンス番号は、ウィンドウ下限＋Wの値（モジュロ８あるいは拡張時はモジュロ１２８）である。
ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースでの各データ転送方向の標準ウィンドウサイズWの値は、２である。２以外のウィンドウサイズも許容される。

【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
▽当面の間、オプションであるウィンドウサイズを、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースでの全てのバーチャルコールに対し共通なデフォルトウィンドウサイズとして選択することが出来る（６．１０節参照）。当面の間、パーマネントバーチャルサーキットでは、デフォルト値以外のウィンドウサイズを選択してもよい（６．１０節参照）。バーチャルコール毎のウィンドウサイズのネゴシエーションは、６．１２節に記述するフロー制御パラメータネゴシエーションファシリティにより実行してもよい。△

４．４．１．３ フロー制御の原理【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．１．４ 送達確認【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．１．５　ＤＴＥ受信可（ＲＲ）パケットおよびＤＣＥ受信可（ＲＲ）パケット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．１．６ ＤＴＥ受信不可（ＲＮＲ）パケットおよびＤＣＥ受信不可（ＲＮＲ）パケット
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．２ スループット特性およびスループットクラス【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．４．３ リセット手順【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．５ パケット転送における解放手順、リセット手順およびリスタート手順の影響
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

４．６ パケットレイヤにおける物理レイヤおよびデータリンクレイヤの影響【規定しない】

５ パケットフォーマット
５．１ 概要【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

５．２ 呼設定パケットと呼解放パケット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

５．３ データパケットと割込パケット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

５．４ フロー制御パケットとリセットパケット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

５．５ リスタートパケット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

５．６ 診断パケット【規定しない】

５．７ オプショナルユーザファシリティのためのパケット【規定しない】

６ オプショナルユーザファシリティ（パケットレイヤ）の手順
６．１ オンラインファシリティ登録【規定しない】

６．２ 拡張パケットシーケンス番号付与【規定しない】

６．３ Ｄビット修飾【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．４ パケット再送【規定しない】

６．５ 着呼禁止【規定しない】

６．６ 発呼禁止【規定しない】

６．７ 単方向発論理チャネル【規定しない】

６．８ 単方向着論理チャネル【規定しない】

６．９ 非標準デフォルトパケットサイズ【規定しない】

６．１０ 非標準デフォルトウィンドウサイズ【規定しない】

６．１１ デフォルトスループットクラス割当【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．１２ フロー制御パラメータネゴシエーション【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．１３ スループットクラスネゴシエーション【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．１４ 閉域ユーザグループ（ＣＵＧ）に関するファシリティ【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．１５ 相互形閉域ユーザグループ（ＢＣＵＧ）に関するファシリティ【規定しない】

６．１６ ファーストセレクト【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
６．１７ ファーストセレクト許容【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．１８ 着信課金【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
６．１９ 着信課金許容【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．２０ ローカル課金防止【規定しない】

６．２１ 網利用識別者（ＮＵＩ）に関するファシリティ【規定しない】

６．２２ 課金情報通知【規定しない】

６．２３ ＲＯＡに関するファシリティ【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．２４ 代表選択（ハントグループ）【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．２５ 着信転送とＤＴＥによる着信転送に関するファシリティ【規定しない】

６．２６ 被呼ラインアドレス変更通知【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．２７ 転送遅延選択および表示【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

６．２８ ＴＯＡ／ＮＰＩアドレス加入【規定しない】

６．２９ オルタナティブアドレスに関するファシリティ【規定しない】

７ ファシリティフィールドと登録フィールドのフォーマット【規定しない】

図表

表２－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　フレームフォーマット　―基本（モジュロ８）動作【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表２－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　フレームフォーマット　―拡張（モジュロ１２８）動作【規定しない】

表２－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＬＡＰＢ制御フィールドのフォーマット　―基本（モジュロ８）動作
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表２－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＬＡＰＢ制御フィールドのフォーマット　―拡張（モジュロ１２８）動作
【規定しない】

表２－５／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＬＡＰＢコマンドとレスポンス　―基本（モジュロ８）動作
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表２－６／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＬＡＰＢコマンドとレスポンス　―拡張（モジュロ１２８）動作【規定しない】

表２－７／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＬＡＰＢ　ＦＲＭＲ情報フィールドのフォーマット　―基本（モジュロ８）動作
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表２－８／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＬＡＰＢ　ＦＲＭＲ情報フィールドのフォーマット　―拡

張（モジュロ１２８）
動作【規定しない】

表２－９／ＮＴＴ－Ｘ２５　マルチリンクフレームのフォーマット【規定しない】

表２－１０／ＮＴＴ－Ｘ２５　マルチリンク制御（ＭＬＣ）フィールドのフォーマット【規定しない】

図２－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　代表的なオクテット伝送（調歩同期伝送）【規定しない】

図２－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　マルチリンク機能構成【規定しない】

図２－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　マルチリンク制御フィールドパラメータ【規定しない】

図２－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　マルチリンクでの紛失フレームの検出【規定しない】

表３－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　各サービスにおけるパケットタイプおよびそれらの使用【規定しない】

表４－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　データ（ＤＴ）パケットの２つのカテゴリの定義およびMビット、Ｄビットに対する網の処理

▼

送信ＤＴＥから送出されたデータパケット				受信ＤＴＥに受信されるデータパケット	
カテゴリ	Mビット	Ｄビット	最大データ長	Mビット	Ｄビット
Ｂ	0or1	0	ＮＯ	0	0
Ｂ	0	1	ＮＯ	0	1
Ｂ	1	1	ＮＯ	1	1
Ｂ	0	0	ＹＥＳ	0	0
Ｂ	0	1	ＹＥＳ	0	1
Ａ	1	0	ＹＥＳ	1	0
Ｂ	1	1	ＹＥＳ	1	1

▲

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

表５－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　ゼネラルフォーマット識別子（ＧＦＩ）フィールドの符号化

▼

ゼネラルフォーマット識別子		ｵｸﾃｯﾄ１のﾋﾞｯﾄ位置 ８　７　６　５
呼設定のパケット（ＣＲ，ＣＡ）	シーケンス番号方式モジュロ８	Ｘ　Ｘ　０　１
呼解放のパケット（ＣＱ，ＣＩ，ＣＦ）	シーケンス番号方式モジュロ８	Ｘ　０　０　１
フロー制御のパケット（ＲＲ，ＲＮＲ） 割込のパケット（ＩＴ，ＩＦ） リセットのパケット（ＲＱ、ＲＩ、ＲＦ） リスタートのパケット（ＳＱ，ＳＩ，ＳＦ）	シーケンス番号方式モジュロ８	０　０　０　１
データパケット（ＤＴ）	シーケンス番号方式モジュロ８	Ｘ　Ｘ　０　１

注―「Ｘ」で示すﾋﾞｯﾄは本文で記述するとおり「０」または「１」を設定する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

表５－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　パケットタイプ識別子フィールドの符号化

▼

パケットタイプ		ｵｸﾃｯﾄ３のﾋﾞｯﾄ位置
ＤＣＥからＤＴＥへ	ＤＴＥからＤＣＥへ	８７６５４３２１
呼設定および解放		
	発呼要求（ＣＲ）	００００１０１１
	着呼受付（ＣＡ）	００００１１１１
切断指示（ＣＩ）	復旧要求（ＣＱ）	０００１００１１
ＤＣＥ復旧確認（ＣＦ）	ＤＴＥ切断確認（ＣＦ）	０００１０１１１
データおよび割込		
ＤＣＥデータ（ＤＴ）	ＤＴＥデータ（ＤＴ）	ＸＸＸＸＸＸＸ０
ＤＣＥ割込（ＩＴ）	ＤＴＥ割込（ＩＴ）	００１０００１１
ＤＣＥ割込確認（ＩＦ）	ＤＴＥ割込確認（ＩＦ）	００１００１１１
フロー制御およびリセット		

ＤＣＥ受信可(ﾓｼﾞｭﾛ8)（ＲＲ）	ＤＴＥ受信可(ﾓｼﾞｭﾛ8)（ＲＲ）	ＸＸＸ００００１
ＤＣＥ受信不可(ﾓｼﾞｭﾛ8)（ＲＮＲ）	ＤＴＥ受信不可(ﾓｼﾞｭﾛ8)（ＲＮＲ）	ＸＸＸ００１０１
リセット指示（ＲＩ）	リセット要求（ＲＱ）	０００１１０１１
ＤＣＥリセット確認（ＲＦ）	ＤＴＥリセット確認（ＲＦ）	０００１１１１１
リスタート		
リスタート指示（ＳＩ）	リスタート要求（ＳＱ）	１１１１１０１１
ＤＣＥリスタート（ＳＦ）	ＤＴＥリスタート確認（ＳＦ）	１１１１１１１１

注―「Ｘ」で示すﾋﾞｯﾄは本文で記述するとおり「０」または「１」を設定する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

表５－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　アドレスタイプ（ＴＯＡ）サブフィールドの符号化【規定しない】

表５－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　番号計画識別（ＮＰＩ）サブフィールドの符号化【規定しない】

表５－５／ＮＴＴ－Ｘ２５　オルタナティブアドレスコーディング認証として解釈するときの番号計画識別
（ＮＰＩ）サブフィールドのコーディング【規定しない】

表５－６／ＮＴＴ－Ｘ２５　切断指示（ＣＩ）パケット中の切断原因フィールドの符号化【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表５－７／ＮＴＴ－Ｘ２５　リセット指示（ＲＩ）パケットのリセット原因フィールドの符号化

▼

リセット切断原因	ビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
ＤＴＥ起動（ＤＴＥリセット）	0	0	0	0	0	0	0	0
ＤＴＥ起動（ＤＴＥリセット）（注１）	1	Ｘ	Ｘ	Ｘ	Ｘ	Ｘ	Ｘ	Ｘ

障害（注２）	0	0	0	0	0	0	0	1
リモート手順誤り	0	0	0	0	0	0	1	1
ローカル手順誤り	0	0	0	0	0	1	0	1
網輻輳	0	0	0	0	0	1	1	1
リモートＤＴＥ運用可（注２）	0	0	0	0	1	0	0	1
網運用可（注２）	0	0	0	0	1	1	1	1
ＤＴＥプロトコル不一致	0	0	0	1	0	0	0	1
網障害（注２）	0	0	0	1	1	1	0	1

注１－ビット位置８に「１」が設定されている時、「Ｘ」と表示されているビットは、リモートＤＴＥがリセット要求（ＲＱ）パケットのリセット原因（バーチャルコールおよびパーマネントバーチャルサーキット）またはリスタート要求（ＳＱ）パケットのリスタート原因（パーマネントバーチャルサーキット）で設定した値である。ただし、129、170（10 進数）を除く。

注２－パーマネントバーチャルサーキットに対してのみ適用する。

▲

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

表５－８／ＮＴＴ－Ｘ２５　リスタート指示（ＳＩ）パケットのリスタート原因フィールドの符号化

▼

リスタート原因	ｵｸﾃｯﾄ１のﾋﾞｯﾄ位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
ローカル手順誤り	0	0	0	0	0	0	0	1
網輻輳	0	0	0	0	0	0	1	1
網運用可	0	0	0	0	0	1	1	1

▲

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

表５－９／ＮＴＴ－Ｘ２５　登録確認（ＧＦ）パケットの原因フィールドの符号化【規定しない】

図５－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　Ａビットを「０」に設定する場合のアドレスブロックのフォーマット

【規定しない】

図５－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　Ａビットを「１」に設定する場合のアドレスブロックのフォーマット

【規定しない】

▼

オクテット	ビット位置 8	7	6	5	4	3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI（注）				論理チャネルグループ番号 LCGN			
2	論理チャネル番号 LCN							
3	パケットタイプ識別子							
	0	0	0	0	1	0	1	1
4	アドレスブロック（5．2．1節参照）							
	ファシリティ長							
	ファシリティ							
	起呼ユーザデータ							

注－「ＸＸ０１」と符号化する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】
【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
図５－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　発呼要求（ＣＲ）パケット▽および着呼（ＣＮ）パケット△のフォーマット

▼

オクテット	ビット位置 8	7	6	5	4	3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI（注1）				論理チャネルグループ番号 LCGN			
2	論理チャネル番号 LCN							
3	パケットタイプ識別子							
	0	0	0	0	1	1	1	1
4	アドレスブロック（5．2．1節参照）							
	ファシリティ長							
	ファシリティ							
	起呼ユーザデータ（注2）							

注１－「ＸＸ０１」と符号化する。
注２－本フィールドは拡張フォーマットでのみ存在できる（５．２．３．２節参照)。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】
【ＪＴ－Ｘ２５では▽△を規定している】
図５－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　▽着呼受付（ＣＡ）パケットおよび△接続完了（ＣＣ）パケットのフォーマット

図５－５／ＮＴＴ－Ｘ２５　復旧要求（ＣＱ）パケットおよび切断指示（ＣＩ）パケットのフォーマット
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫
図５－６／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥ切断確認（ＣＦ）パケットおよびＤＣＥ復旧確認（ＣＦ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫
図５－７／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥデータ（ＤＴ）パケットおよびＤＣＥデータ（ＤＴ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－８／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥ割込（ＩＴ）パケットおよびＤＣＥ割込（ＩＴ）パケットのフォーマット
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－９／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥ割込確認（ＩＦ）パケットおよびＤＣＥ割込確認（ＩＦ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１０／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥ受信可（ＲＲ）およびＤＣＥ受信可（ＲＲ）パケットのフォーマット
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１１／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥ受信不可（ＲＮＲ）およびＤＣＥ受信不可（ＲＮＲ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１２／ＮＴＴ－Ｘ２５　リセット要求（ＲＱ）およびリセット指示（ＲＩ）パケ

ットのフォーマット
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１３／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥリセット確認（ＲＦ）およびＤＣＥリセット確認（ＲＦ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１４／ＮＴＴ－Ｘ２５　リスタート要求（ＳＱ）パケットおよびリスタート指示（ＳＩ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１５／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥリスタート確認（ＳＦ）パケットおよびＤＣＥリスタート確認（ＳＦ）パケットのフォーマット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】
≪ただし、モジュロ１２８の場合については規定範囲外としサポートしない≫

図５－１６／ＮＴＴ－Ｘ２５　診断（ＤＧ）パケットのフォーマット【規定しない】

図５－１７／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥリジェクト（ＲＥＪ）パケットのフォーマット【規定しない】

図５－１８／ＮＴＴ－Ｘ２５　登録要求（ＧＱ）パケットのフォーマット【規定しない】

図５－１９／ＮＴＴ－Ｘ２５　登録確認（ＧＦ）パケットのフォーマット【規定しない】

表６－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　着呼（ＣＮ）パケット中のファシリティ指示に対応する着呼受付（ＣＡ）パケット中の有効なファシリティ要求【規定しない】

表６－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　発呼要求（ＣＲ）パケット中のファシリティ要求に対応する接続完了（ＣＣ）パケット中の有効なファシリティ指示【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表６－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　発呼要求（ＣＲ）パケット中の閉域ユーザグループ（ＣＵＧ）関連ファシリティの意味【規定しない】

表６－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　着呼（ＣＮ）パケット中の閉域ユーザグループ（ＣＵＧ）関連ファシリティの意味【規定しない】

表７－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　ファシリティ符号フィールド／登録符号フィールドの全クラスの符号化
【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表７－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　ファシリティ符号フィールドの符号化【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表７－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　基本スループットクラスネゴシエーションファシリティにおけるスループットクラスの符号化【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表７－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　拡張スループットクラスネゴシエーションファシリティにおけるスループットクラスの符号化【規定しない】

表７－５／ＮＴＴ－Ｘ２５　着信転送またはＤＴＥによる着信転送通知ファシリティフィールドの理由の符号化【規定しない】

表７－６／ＮＴＴ－Ｘ２５　被呼ラインアドレス変更通知ファシリティのためのパラメータフィールドの符号化【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

表７－７／ＮＴＴ－Ｘ２５　登録符号フィールドの符号化【規定しない】

表７－８／ＮＴＴ－Ｘ２５　バーチャルコールに使用する全ての論理チャネルがＰ１状態にあるときのみネゴ
シエーション可能なファシリティの場合の登録パラメータフィールドのビット位置とファシリティの関係【規定しない】

表７－９／ＮＴＴ－Ｘ２５　常時ネゴシエーション可能なファシリティの場合の登録パラメータフィールドのビット位置とファシリティの関係【規定しない】

表７－１０／ＮＴＴ－Ｘ２５　ファシリティの使用可否を示す場合の登録パラメータフィールドのビットＩと　ファシリティの関係【規定しな

い】

図７－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　ファシリティ要素／登録要素の一般的なフォーマット【規定しない】

付属資料Ａ―ＤＴＥ／ＤＣＥパケットレイヤインタフェースにおける状態遷移図【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

付属資料Ｂ―ＤＴＥ／ＤＣＥパケットレイヤインタフェースでのパケット受信時の状態別ＤＣＥ動作

▼まえがき

本付属資料は、ＤＴＥ／ＤＣＥパケットレイヤインタフェースにおいて、パケット受信時のＤＣＥ動作について規定したものである。

いずれの表においても、ＤＣＥ動作は、以下の方法により示す。

―廃棄：ＤＣＥは受信パケットを廃棄し、そのパケットの受信に基づいた動作は行わない。ＤＣＥは同じ状態にとどまる。

―正常または誤り：対応する動作は各表の後に明記する。▲

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付表Ｂ－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　パケットレイヤ状態遷移表―任意の状態（特殊な場合）

▼

ＤＴＥからのパケット	すべての状態
パケット長２オクテット未満の任意のパケット（パケットを含まないデータリンクレイヤでは有効なＩフレームを含む）	廃棄
不正なゼネラルフォーマット識別子（ＧＦＩ）をもつ任意のパケット	廃棄
未割当て論理チャネルをもつ任意のパケット	廃棄
有効なＧＦＩをもち、割当てられた論理チャネルをもつ任意のパケット、またはＧＦＩが有効でオクテット１のビット位置１から４およびオクテット２のビット位置１から８が「０」である任意のパケット	（付表Ｂ－２／ＮＴＴ―Ｘ２５参照）

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付表Ｂ－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　パケットレイヤ状態遷移表―リスタート状態

▼

ＤＣＥから見たｲﾝﾀﾌｪｰｽの状態 ／ ＤＴＥからのパケット	パケットレイヤ レディｒ１	ＤＴＥ ﾘｽﾀｰﾄ 要求ｒ２	ＤＣＥ ﾘｽﾀｰﾄ 指示ｒ３
オクテット１のビット位置１から４およびオクテット２のビット位置１から８が「０」であるリスタート要求	正常 （ｒ２）	廃棄	正常 （ｒ１）
オクテット１のビット位置１から４およびオクテット２のビット位置１から８が「０」であるＤＴＥリスタート確認	誤り （ｒ３） ＃１７	誤り （ｒ３） ＃１８	正常 （ｒ１）
割当てられた論理チャネルをもつ、データ、割込、フロー制御または、リセット	付表Ｂ－３／ＮＴＴ―Ｘ２５または付表Ｂ－４／ＮＴＴ―Ｘ２５参照（注）	誤り （ｒ３） ＃１８	廃棄
オクテット１のビット位置１から４またはオクテット２のビット位置１から８が「０」でない、リスタート要求、ＤＴＥリスタート確認	付表Ｂ－３／ＮＴＴ―Ｘ２５または付表Ｂ－４／ＮＴＴ―Ｘ２５参照（注）	誤り （ｒ３） ＃４１	廃棄
割当てられた論理チャネルをもちパケットタイプ識別子１オクテット未満のパケット	付表Ｂ－３／ＮＴＴ―Ｘ２５または付表Ｂ－４／ＮＴＴ―Ｘ２５参照（注）	誤り （ｒ３） ＃３８	廃棄
割当てられた論理チャネルをもち未定義またはＤＣＥが未提供であるパケットでタイプ識別子をもつパケット	付表Ｂ－３／ＮＴＴ―Ｘ２５または付表Ｂ－４／ＮＴＴ―Ｘ２５参照（注）	誤り （ｒ３） ＃３３	廃棄
オクテット１のビット位置１から４およびオクテット２のビット位置１から８が「０」であるリスタート要求およびＤＴＥリスタート確認以外のパケット	廃棄	廃棄	廃棄

注－付表Ｂ－３／ＪＴ－Ｘ２５は、パーチャルコールに割当てられる論

理チャネル用であり、付表Ｂ－４／ＪＴ－Ｘ２５は、パーマネントバーチャルサーキットに割当てられる論理チャネル用である。

誤り（ｒ３）#X：ＤＣＥは、受信したパケットを廃棄し、ＤＴＥに対して、原因「ローカル手順誤り」（診断符号＃Ｘ）リスタート指示（ＳＩ）パケットを送出することにより、リスタート実行中であることを通知し、状態ｒ３に遷移する。バーチャルコールを確立している場合、相手ＤＴＥに対して、原因「リモート手順誤り」（診断符号は同じ）の切断指示（ＣＩ）パケットを送出することにより、リスタート実行中であることを通知する。パーマネントバーチャルサーキットの場合、相手ＤＴＥに対して、原因「リモート手順誤り」（診断符号は同じ）のリセット指示（ＲＩ）パケットを送出することにより、通知する。

正常（ｒｉ）：以下の誤り条件が発生していない場合、ＤＣＥ動作は本標準の３節に定義される手順に従う。また、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースは、状態ｒｉに遷移する。

（ａ）状態ｒ３において、受信したリスタート要求（ＳＱ）パケットまたはＤＴＥリスタート確認（ＳＦ）パケットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、ＤＣＥは、誤り＃３９，＃３８の各手順を開始する。

（ｂ）状態ｒ１において、受信したリスタート要求（ＳＱ）パケットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、ＤＣＥはそのパケットを廃棄する。

▲

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付表Ｂ－３／ＮＴＴ－Ｘ２５　パケットレイヤ状態遷移表―呼設定および呼解放状態

▼

ＤＣＥから見たインタフェースの状態 ／ バーチャルコールに割当てた論理チャネル番号を持つＤＴＥパケット	パケットレイヤレディ　ｒ１						
	レディ ｐ１	ＤＴＥ待機 ｐ２（注３）	ＤＣＥ待機 ｐ３（注２）	データ転送 ｐ４	呼衝突 ｐ５（注２）（注３）	ＤＴＥ復旧要求 ｐ６	ＤＣＥ切断指示 ｐ７

発呼要求	正常（ｐ２）	誤り（ｐ７）＃２１	正常（ｐ５）	誤り（ｐ７）＃２３	誤り（ｐ７）＃２４	誤り（ｐ７）＃２５	廃棄
着呼受付	誤り（ｐ７）＃２０	誤り（ｐ７）＃２１	正常（ｐ４）	誤り（ｐ７）＃２３	誤り（ｐ７）＃２４	誤り（ｐ７）＃２５	廃棄
復旧要求	正常（ｐ６）	正常（ｐ６）	正常（ｐ６）	正常（ｐ６）	正常（ｐ６）	廃棄	正常（ｐ１）
ＤＴＥ切断確認	誤り（ｐ７）＃２０	誤り（ｐ７）＃２１	誤り（ｐ７）＃２２	誤り（ｐ７）＃２３	誤り（ｐ７）＃２４	誤り（ｐ７）＃２５	正常（ｐ１）
データ、割込、リセットまたはフロー制御	誤り（ｐ７）＃２０	誤り（ｐ７）＃２１	誤り（ｐ７）＃２２	付表Ｂ－４／ＮＴＴ－Ｘ２５参照	誤り（ｐ７）＃２４	誤り（ｐ７）＃２５	廃棄
オクテット１のビット位置１から４およびオクテット２のビット位置１から８が「０」でないリスタート要求、ＤＴＥリスタート確認	誤り（ｐ７）＃４１	誤り（ｐ７）＃４１	誤り（ｐ７）＃４１	付表Ｂ－４／ＮＴＴ－Ｘ２５参照	誤り（ｐ７）＃４１	誤り（ｐ７）＃４１	廃棄
１オクテット未満のパケットタイプ識別子を持つパケット	誤り（ｐ７）＃３８	誤り（ｐ７）＃３８	誤り（ｐ７）＃３８	付表Ｂ－４／ＮＴＴ－Ｘ２５参照	誤り（ｐ７）＃３８	誤り（ｐ７）＃３８	廃棄

未定義またはＤＣＥが未提供であるパケットタイプ識別子を持つパケット	誤り（ｐ７）＃３３	誤り（ｐ７）＃３３	誤り（ｐ７）＃３３	付表Ｂ－４／ＮＴＴ－Ｘ２５参照	誤り（ｐ７）＃３３	誤り（ｐ７）＃３３	廃棄

注１－パーマネントバーチャルサーキットでは、状態ｐ４のみが存在し、付表Ｂ－４／ＮＴＴ－Ｘ２５に示される以外の動作をとらない。
注２－この状態は単方向発論理チャネル（ＤＴＥから見て）の場合存在しない。
注３－この状態は単方向着論理チャネル（ＤＴＥから見て）の場合存在しない。

誤り（ｐ７）#X：ＤＣＥは、受信したパケットを廃棄し、ＤＴＥに対して、原因「ローカル手順誤り」（診断符号＃Ｘ）の切断指示（ＣＩ）パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知し、状態ｐ７に遷移する。バーチャルコールが確立している場合、相手ＤＴＥに対して、原因「リモート手順誤り」（診断符号は同じ）の切断指示（ＣＩ）パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知する。
正常（ｐｉ）：ＤＣＥ動作は、本標準の３章及び４章に定義する手順に従う。また、ＤＴＥ／ＤＣＥインタフェースは、状態ｐｉに遷移する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付表Ｂ－４／ＮＴＴ－Ｘ２５　パケットレイヤ状態遷移表―データ転送状態

▼

	データ転送（ｐ４）		
ＤＣＥからみたインタフェース状態 ＼ 割当てられた論理チャネルをもつＤＴＥからのパケット	フロー制御レディ（ｄ１）	ＤＴＥリセット指示（ｄ２）	ＤＣＥリセット指示（ｄ３）
リセット要求	正常（ｄ２）	廃棄	正常（ｄ１）
ＤＴＥリセット確認	誤り（ｄ３）＃２７	誤り（ｄ３）＃２８	正常（ｄ１）

データ、割込みまたはフロー制御	正常 （ｄ１）	誤り （ｄ３） ＃２８	廃棄
オクテット１のビット位置１から４およびオクテット２のビット位置１から８が「０」でない、リスタート要求、ＤＴＥリスタート確認、またはＤＴＥリセット確認	誤り （ｄ３） ＃４１	誤り （ｄ３） ＃４１	廃棄
１オクテット未満のパケット識別子をもつパケット	誤り （ｄ３） ＃３８	誤り （ｄ３） ＃３８	廃棄
未定義またはＤＣＥが未提供であるパケットでタイプ識別子をもつパケット	誤り （ｄ３） ＃３３	誤り （ｄ３） ＃３３	廃棄
パーマネントバーチャルサーキットにおける不正パケットタイプ	誤り （ｄ３） ＃３５	誤り （ｄ３） ＃３５	廃棄

誤り（ｄ３）#X：ＤＣＥは、受信したパケットを廃棄し、ＤＴＥに対して、原因「ローカル手順誤り」（診断符号＃Ｘ）リセット指示（ＲＩ）パケットを送出することにより、リセット実行中であることを指示、状態ｄ３に入る。また、相手ＤＴＥに対して、原因「リモート手順誤り」（診断符号は同じ）のリセット指示（ＲＩ）パケットを送出することにより、リセット実行中であることを通知する。

正常（ｄｉ）：以下の誤り条件または特別な状況が発生しない場合、ＤＣＥ動作は本標準の４節に定義される手順に従う。

（ａ）パケットが最大許容長より長いか短すぎる場合、ＤＣＥは、誤り＃３９、＃３８、＃８２の各手順を開始する。

（ｂ）ＤＣＥは、不正な送信シーケンス番号Ｐ（Ｓ）、受信シーケンス番号Ｐ（Ｒ）を受信した場合、誤り＃１、＃２の手順をそれぞれ起動する。

（ｃ）ＤＣＥは、未確認ＤＣＥ割込パケットに対応しないＤＴＥ割込確認（ＩＦ）パケットの受信を誤りと見なし、誤り＃４３手順を開始する。ＤＣＥは、以前のＤＴＥ

割り込みパケットの確認前に受信したＤＴＥ割込パケットは誤りとみなし、誤り＃４４の手順を開始する。

（ｄ）網が一時的にデータトラヒックの処理が不可能となった場合（４．２節参照)、および状態ｄ１において受信したパケットがデータ、割込、フロー制御またはリセット要求であった場合、ＤＣＥは原因「網障害」のリセット指示パケットをＤＴＥに対し送出し、状態ｄ３（データ、割込またはフロー制御パケット）またはｄ１（リセット要求パケット）に遷移する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付属資料Ｃ―パケットレイヤのＤＣＥタイムアウトおよびＤＴＥタイムリミット

Ｃ．１　ＤＣＥタイムアウト【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

Ｃ．２　ＤＴＥタイムリミット【ＪＴ－Ｘ２５に準拠する】

付表Ｃ－１／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＣＥタイムアウト

▼

ﾀｲﾑｱｳﾄ番号	ﾀｲﾑｱｳﾄ値	開始時間	論理ﾁｬﾈﾙの状態	正常終了時期	１回目のﾀｲﾑｱｳﾄ時の動作	２回目のﾀｲﾑｱｳﾄ時の動作
Ｔ１０	６０秒	ＤＣＥがリスタート指示パケットを送出	ｒ３	ＤＣＥは状態ｒ３を出る。（すなわちリスタート確認またはリスタート要求パケットを受信時）	ＤＣＥは状態ｒ３に留まり、リスタート指示パケット（ローカル手順誤り＃５２）を再び送出し、ﾀｲﾑｱｳﾄＴ１０をリスタートする。	

Ｔ１２	６０秒	ＤＣＥがリセット指示パケットを送出	ｄ３	ＤＣＥは状態ｄ３を出る。（たとえばリセット確認またはリセット要求パケットを受信時）	ＤＣＥは状態ｄ３に留まり、リセット指示パケット（ローカル手順誤り＃５１）を再び送出し、ﾀｲﾑｱｳﾄＴ１２をリスタートする	ＤＣＥは状態ｄ３に留まり、リセット指示パケット（ローカル手順誤り＃５１）を再び送出し、ﾀｲﾑｱｳﾄＴ１２をリスタートする
Ｔ１３	６０秒	ＤＣＥが切断指示パケットを送出	ｐ７	ＤＣＥは状態ｐ７を出る。（たとえば切断確認または復旧要求パケットを受信時）	ＤＣＥは状態ｐ７に留まり、切断指示パケット（ローカル手順誤り＃５０）を再び送出し、タイムアウトＴ１３をリスタートする。	ＤＣＥは状態ｐ１に移り、診断パケット（＃５０）を送出することもある。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付表Ｃ－２／ＮＴＴ－Ｘ２５　ＤＴＥタイムリミット

▼

ﾀｲﾑｱｳﾄ番号	ﾀｲﾑｱｳﾄ値	開始時間	論理ﾁｬﾈﾙの状態	正常終了時期	ﾀｲﾑｱｳﾄ時の動作
Ｔ２０	１８０秒以上	ＤＴＥがリスタート要求(ＳＱ)パケットを送出	ｒ２	ＤＴＥは状態ｒ２を出る。（すなわちリスタート確認（ＳＦ）パケットまたはリスタート指示（ＳＩ）パケットを受信）	リスタート要求（ＳＱ）パケットの再送（注１）

Ｔ２１	２００秒以上	ＤＴＥが発呼要求(ＣＲ)パケットを送出	ｐ２	ＤＴＥは状態ｐ２を出る。(たとえば切断指示（ＣＩ）パケットを受信)	復旧要求（ＣＱ）パケットの送出
Ｔ２２	１８０秒以上	ＤＣＥがリセット要求パケット(ＲＱ)を送出	ｄ２	ＤＴＥは状態ｄ２を出る。(たとえばリセット確認（ＲＦ）またはリセット指示（ＲＩ）パケットを受信)	バーチャルコールに対して、リセット要求（ＲＱ）パケットの再送または復旧要求（ＣＱ）パケットの送出 パーマネントバーチャルサーキットに対して、リセット要求（ＲＱ）パケットの再送（注２）
Ｔ２３	１８０秒以上	ＤＴＥが復旧要求(ＣＱ)パケットを送出	ｐ６	ＤＴＥは状態ｐ６を出る。(たとえば復旧確認（ＣＦ）パケットまたは切断指示（ＣＩ）パケットを受信)	復旧要求（ＣＱ）パケットの再送(注２)

注１―再送失敗のあとは、高位レイヤにより回復決定を行う。

注２―再送失敗のあとは、論理ﾁｬﾈﾙは障害とみなされる。ＤＴＥはすべての論理ﾁｬﾈﾙを再初期化することが可能ならば、回復のためにリスタート手順を起動する。

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付属資料Ｄ―切断指示、リセット指示、リスタート指示の診断符号フィールドのＸ．２５網での符号化

付表Ｄ－１／ＮＴＴ－Ｘ２５

▼

診断	ビット位置	１０進数
	８ ７ ６ ５ ４ ３ ２ １	
付加情報無し	０ ０ ０ ０ ０ ０ ０ ０	０

不正　Ｐ（Ｓ）	０ ０ ０ ０ ０ ０ ０ １	１
不正　Ｐ（Ｒ）	０ ０ ０ ０ ０ ０ １ ０	２
パケットタイプ不正	０ ０ ０ １ ０ ０ ０ ０	１６
状態ｒ１に対して	０ ０ ０ １ ０ ０ ０ １	１７
状態ｒ２に対して	０ ０ ０ １ ０ ０ １ ０	１８
状態ｒ３に対して	０ ０ ０ １ ０ ０ １ １	１９
状態ｐ１に対して	０ ０ ０ １ ０ １ ０ ０	２０
状態ｐ２に対して	０ ０ ０ １ ０ １ ０ １	２１
状態ｐ３に対して	０ ０ ０ １ ０ １ １ ０	２２
状態ｐ４に対して	０ ０ ０ １ ０ １ １ １	２３
状態ｐ５に対して	０ ０ ０ １ １ ０ ０ ０	２４
状態ｐ６に対して	０ ０ ０ １ １ ０ ０ １	２５
状態ｐ７に対して	０ ０ ０ １ １ ０ １ ０	２６
状態ｄ１に対して	０ ０ ０ １ １ ０ １ １	２７
状態ｄ２に対して	０ ０ ０ １ １ １ ０ ０	２８
状態ｄ３に対して	０ ０ ０ １ １ １ ０ １	２９
非許容パケット	０ ０ １ ０ ０ ０ ０ ０	３２
未定義パケット	０ ０ １ ０ ０ ０ ０ １	３３
一方向論理チャネルの呼	０ ０ １ ０ ０ ０ １ ０	３４
パーマネントバーチャルサーキットでの不正パケットタイプ	０ ０ １ ０ ０ ０ １ １	３５
未加入のリジェクトパケット	０ ０ １ ０ ０ １ ０ １	３７
短すぎるパケット	０ ０ １ ０ ０ １ １ ０	３８
長すぎるパケット	０ ０ １ ０ ０ １ １ １	３９
不正ゼネラルフォーマット識別子	０ ０ １ ０ １ ０ ０ ０	４０
オクテット１のビット１から４およびオクテット２のビット１から８が「０」でないリスタートパケット	０ ０ １ ０ １ ０ ０ １	４１
ファシリティに適合しないパケットタイプ	０ ０ １ ０ １ ０ １ ０	４２
非許容の割込確認パケット	０ ０ １ ０ １ ０ １ １	４３
非許容の割込パケット	０ ０ １ ０ １ １ ０ ０	４４
非許容のリジェクトパケット	０ ０ １ ０ １ １ ０ １	４５
タイムアウト	０ ０ １ １ ０ ０ ０ ０	４８
着呼パケットに対して	０ ０ １ １ ０ ０ ０ １	４９
切断指示パケットに対して	０ ０ １ １ ０ ０ １ ０	５０
リセット指示パケットに対して	０ ０ １ １ ０ ０ １ １	５１
リスタート指示パケットに対して	０ ０ １ １ ０ １ ０ ０	５２

呼設定、切断または登録の問題	０ １ ０ ０ ０ ０ ０ ０	６４
非許容ファシリティ符号	０ １ ０ ０ ０ ０ ０ １	６５
非許容ファシリティパラメータ	０ １ ０ ０ ０ ０ １ ０	６６
不正被呼アドレス	０ １ ０ ０ ０ ０ １ １	６７
不正起呼アドレス	０ １ ０ ０ ０ １ ０ ０	６８
不正ファシリティ／登録長	０ １ ０ ０ ０ １ ０ １	６９
着呼禁止	０ １ ０ ０ ０ １ １ ０	７０
論理チャネル使用不可	０ １ ０ ０ ０ １ １ １	７１
発着呼衝突	０ １ ０ ０ １ ０ ０ ０	７２
ファシリティの二重出現	０ １ ０ ０ １ ０ ０ １	７３
０でないアドレス長	０ １ ０ ０ １ ０ １ ０	７４
０でないファシリティ長	０ １ ０ ０ １ ０ １ １	７５
期待されるファシリティなし	０ １ ０ ０ １ １ ０ ０	７６
ＩＴＵ－Ｔで規定されたＤＴＥファシリティ不正	０ １ ０ ０ １ １ ０ １	７７
その他	０ １ ０ １ ０ ０ ０ ０	８０
ＤＴＥからの不正な原因符号	０ １ ０ １ ０ ０ ０ １	８１
オクテット非整列	０ １ ０ １ ０ ０ １ ０	８２
Ｑビット設定矛盾	０ １ ０ １ ０ ０ １ １	８３

【ＪＴ－Ｘ２５では▼▲の規定が異なる】

付属資料Ｅ―オプショナルユーザファシリティに対するオンライン登録ファシリティの使用可否

【規定しない】

付属資料Ｆ―ＯＳＩネットワークサービスおよび他の目的をサポートするためのＩＴＵ－Ｔで規定された

ＤＴＥファシリティ【規定しない】

付属資料Ｇ―ＮＵＩオーバライドファシリティとともに使用する網利用者識別子が関連する加入時の

オプショナルユーザファシリティ【規定しない】

ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　ＰＨＳ公衆用基地局-ディジタル網間インタフェース　ＰＨＳサービス制御手順

本規定にＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａを適用する場合は、以下の用語について読み替

えを行う。

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａの用語	ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａの用語
ＪＴ－Ｑ９２１－ｂ	ＮＴＴ－Ｑ９２１－ｂ
ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
ＪＴ－Ｑ７６３	ＮＴＴ－Ｑ７６３

１．　概要

　▼本規定は、ＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェースにおける付加サービスの制御に適用可能な汎用手順を定義する。▲

　【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

２．　汎用プロトコルの概要と規定範囲【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

２．１　汎用プロトコル【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

２．１．１　スティミュラスプロトコル［非標準］【規定しない】

２．１．２　ファンクショナルプロトコル【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

３．　網がサポートするプロトコルの共存［非標準］【規定しない】

４．　キーパッドプロトコル［非標準］【規定しない】

５．　フィーチャキーマネジメントプロトコル［非標準］【規定しない】

６．　ファンクショナルプロトコル

６．１　概要

６．１．１　まえがき【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．１．２　手順の範囲【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．１．３　手順のカテゴリ【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．１．４　付加サービス機能【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．２　独立メッセージカテゴリ［非標準］【規定しない】

６．３　共通情報要素カテゴリ【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．１　呼と関連する付加サービス手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．２　ベアラコネクションと関連しない付加サービス手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．３　複数の付加サービスインボケーションに対する応答［非標準］
【規定しない】

６．３．４　呼番号情報要素のコーディング【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．５　データ種別の正式な定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．６　エラー手順
▼一般にＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　５．８で規定されたものに、５．８．３．２の項目ａ）、ｂ）の「呼設定」（SETUP）メッセージを「呼設定」（SETUP）、「登録」（REGISTER）メッセージに変更した、エラー処理手順が適用される。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

６．３．６．１　コンポーネントに関連するエラー【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．６．２　転送に関連するエラー【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．６．３　呼に関連するエラー【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．３．６．４　呼に関連しないエラー【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

６．４　網側チャンネルリザーブ機能［非標準］【規定しない】

７．　メッセージの機能定義と内容
ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂの３章で記述されるメッセージ定義に以下を追加して適用する。
－　ファシリティ情報要素は、呼の設定または呼切断復旧メッセージにオプションで含まれうる。
▼同様に、本規定に定義されている公衆用基地局からディジタル網方向への「登録」（REGISTER）メッセージ、両方向への「ファシリティ」（FACILITY）メッセージに含

まれる。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

７．１　付加サービス制御に関するメッセージ
▼表７－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａは、付加サービス制御のために規定されたメッセージを示している。

表７－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
付加サービス制御のためのメッセージ

メッセージ種別	参照
ファシリティ　(FACILITY)	７．１．１
登録　(REGISTER)	７．１．５

▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

７．１．１　「ファシリティ」(FACILITY)
▼本メッセージは、付加サービスの要求または確認のために送出されうる。インボークされた付加サービス、そして関連するパラメータはファシリティ情報要素の中で規定されている（表７－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ参照）。
本メッセージの使用法については、６章参照。

表７－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
「ファシリティ」(FACILITY) メッセージの内容

メッセージ種別：　ファシリティ
定義区間　　：　ローカル（注１）
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	４．２／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	４．３／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	３
メッセージ種別	８．１／ＪＴ－Ｑ９３２－ａ	両方向	Ｍ	１
ファシリティ	８．２／ＪＴ－Ｑ９３２－ａ	両方向	Ｍ	２－64（注２）

注１－本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。
注２－本情報要素は、本メッセージ内で繰り返すことはできない。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

７．１．２　「保留」（HOLD）［非標準］【規定しない】

７．１．３　「保留確認」（HOLD ACKNOWLEDGE）［非標準］【規定しない】

７．１．４　「保留拒否」（HOLD REJECT）［非標準］【規定しない】

７．１．５　「登録」（REGISTER）
▼本メッセージは、呼と関連しない処理に対して、新しい呼番号を割り当てるために、公衆用基地局またはディジタル網から送出される（表７－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ参照）。
本メッセージの使用法については、６章参照。

表７－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
「登録」（REGISTER）メッセージの内容

メッセージ種別：　登録
定義区間　　：　ローカル（注１）
方　向　　：　両方向

情　報　要　素	参　照	方　向	種　別	情報長
プロトコル識別子	４．２／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	基地局→網	Ｍ	１
呼番号	４．３／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	基地局→網	Ｍ	３
メッセージ種別	８．１／ＪＴ－Ｑ９３２－ａ	基地局→網	Ｍ	１
ファシリティ	８．２／ＪＴ－Ｑ９３２－ａ	基地局→網	Ｏ(注２)	２－64（注３）

注１－本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。
注２－公衆用基地局が、付加サービス情報を提供する場合に含まれる。
注３－本情報要素は、本メッセージ内で繰り返すことはできない。▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

７．１．６　「保留解除」（RETRIEVE）［非標準］【規定しない】

７．１．７　「保留解除確認」（RETRIEVE ACKKNOWLEDGE）［非標準］【規定しない】

７．１．８　「保留解除拒否」（RETRIEVE REJECT）［非標準］【規定しない】

８．　一般的なメッセージフォーマットおよび情報要素のコーディング
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

８．１　メッセージ種別
▼メッセージ種別につき、表８－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａのコーディングを追加規定する。

表８－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ＪＴ－Ｑ９３２－ａメッセージ種別

８７６５４３２１	
０１１－－－－－	（ＪＴ－Ｑ９３１－ｂその他のメッセージ）
０００１０	－　ファシリティ［FACILITY］
０００１００	－　登録［REGISTER］

▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

８．２　その他の情報要素
これらの情報要素はＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　４．５．１で定義する一般コーディング規則に従ってコード化される。
注－プロトコル識別子の値は、ＴＴＣ標準ＪＴ－９３１－ｂで使用するメッセージと同じでなければならない。
▼表８－２／ＮＴＴ－Ｑ９３１－ａに、本規定で定義する情報要素に割り当てたコードポイントを示す。

表８－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
付加サービス制御に特有な情報要素

	参　照	最大長 (Oct)(注１)
８７６５４３２１		

０：：：：：：：　可変長情報要素		
００１１１００　ファシリティ［Facility］ ００１０１００　呼状態　［Call state］ 上記以外予約済（注２）	８．２．３ ８．２．１	64（注３） ３

注１－以下の可変長情報要素の長さの制限は、現行のＴＴＣ標準及びＩＴＵ－Ｔ標準化コーディング値だけを考慮に入れているが、この制限は、本規定の今後の拡張を制約するものではない。

注２－ビット５－８が“００００”とコード化される予約済みの値は、受信側で解釈が必要な将来の情報要素のためのものである。（ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１　５．８．７．１参照）。

注３－本情報要素は、一つのメッセージ内で２つまで繰り返すことができる。ただし、本情報要素の最大長はメッセージの最大長の範囲内でアプリケーションに依存する。▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

８．２．１　呼状態（Call state）【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

８．２．２　終端点識別子（Endpoint identifier）［非標準］【規定しない】

８．２．３　ファシリティ（Facility）

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２「８．２．３　ファシリティ（Facility）」と同一規定。但し、

▼（１）個々の付加サービスにおいて必要とされる諸手順は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９５Ｘシリーズ、および個々の付加サービス規定により規定される。付属資料Ｄ，Ｅ，Ｆ，Ｈ，Ｉにおいて、ＰＨＳ特有付加サービスの諸手順について規定する。

（２）表８－５／ＪＴ－Ｑ９３２におけるプロトコルプロファイルは付加サービスアプリケーションを適用し、ＣＭＩＰプロトコルおよびＡＣＳＥプロトコルは適用しない。▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

８．２．３．１　リモートオペレーションプロトコル（Remote Operation Protocol）【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

８．２．３．１．１　コンポーネント（Component）（オクテット４、等）

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２「８．２．３．１．１　コンポーネント（Component）（オクテット４、等）」と同一規定。
▼但し、
（１）本システムでは、リンク識別子は適用しない。
（２）一つのファシリティ情報要素内で複数のコンポーネントを繰り返すことはできない。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

８．２．３．１．２　インボーク識別子タグ
ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２「８．２．３．１．２　インボーク識別子タグ」と同一規定。
但し、ダミー呼番号、放送コネクションエンドポイント識別子、個別コネクションエンドポイント識別子に関わる記述は適用しない。▼また、インボーク識別子は０から１２７とする。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

８．２．３．１．３　既存標準ＪＴ－Ｑ９３１の情報要素のパラメータとしての扱い
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

８．２．４　拡張ファシリティ（Extend Facility）［非標準］【規定しない】

８．２．５　フィーチャアクティベーション（Feature activation）［非標準］【規定しない】

８．２．６　フィーチャインディケーション（Feature indication）［非標準］【規定しない】

８．２．７　情報要求（Information request）［非標準］【規定しない】

８．２．８　通知識別子（Notification indicator）［非標準］【規定しない】

８．２．９　サービスプロファイル識別（Service profile identification）［非標準］
【規定しない】

９．　汎用通知手順［非標準］【規定しない】

付属資料Ａ：ユーザサービスプロファイルと端末種別［非標準］【規定しない】

付属資料Ｂ：保留／保留解除機能のＳＤＬ記述［非標準］【規定しない】

付属資料Ｃ：アドレス種別の定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

付属資料Ｄ：ＰＨＳ特有付加サービス
（ハンドオーバ手順およびＰＢ音生成手順の記述）
ハンドオーバ手順およびＰＢ音生成手順の規定はＲＣＲ標準ＳＴＤ－28［13］に従う。
▼ただし、各付加サービスの詳細な説明は付属資料Ｉを参照しなければならない。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

Ｄ．１　オペレーションの定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｄ．２　シーケンス例とコーディング例
ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ「付属資料Ｄ　Ｄ．２　シーケンス例とコーディング例」と同一規定。
▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｄ－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｄ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｄ－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
pBSendingService ＰＢ音送信	リモートユーザに対してＰＢ音を送信するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。
handover ハンドオーバ	通話中チャネル切替を行うために用いる。 起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。

付表Ｄ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
pBSignal ＰＢ信号	１	ＰＢ信号送信時、公衆用基地局がディジタル網にＰＢ信号内容を示すために用いる。ＩＡ５でコーディングされた数字の０，１～９および＊，＃をのみが用いられる。最大３２桁まで送信可能とする。

handoverCategory ハンドオーバ種別	2	ハンドオーバ時、公衆用基地局がディジタル網に対して、ハンドオーバの方式を示すために用いる。選択肢は新リンク方式（1）のみとする。
resultOfCalculation 演算結果	3	ハンドオーバ時、公衆用基地局がディジタル網に対してユーザの正当性を示すために用いる。ここでの演算結果は、前回の演算結果を認証鍵によって暗号化したものである。長さは６４ビットとする。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

付属資料Ｅ：事業者間料金精算関連付加サービス

Ｅ．１　事業者情報通知機能

Ｅ．１．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．１．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．１．３　手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．１．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．１．５　コーディング例

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ「付属資料Ｅ　Ｅ．１．５　コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｅ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｅ－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｅ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version２で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
carrierInformation 事業者情報	本システムにおける事業者情報通知に用いる。 起動方向はディジタル網→公衆用基地局である。

付表Ｅ－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version２で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
carrierInformation 事業者情報	１	事業者情報通知時にディジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者の事業者情報を示すために用いる。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｅ．１．６　シーケンス例【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．２　ＣＡ情報通知機能

Ｅ．２．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．２．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．２．３　手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．２．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．２．５　コーディング例

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ「付属資料Ｅ　Ｅ．２．５　コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｅ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｅ－７／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｅ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version２で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
chargeAreaInformation ＣＡ情報	本システムにおけるＣＡ情報通知に用いる。 起動方向はディジタル網→公衆用基地局である。

付表Ｅ－７／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version２で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
chargeAreaInformation ＣＡ情報	１	ＣＡ情報通知時にディジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者のＣＡ情報を示すために用いる。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｅ．２．６　シーケンス例【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．３　課金情報通知機能

Ｅ．３．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．３．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．３．３　手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．３．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｅ．３．５　コーディング例

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ「付属資料Ｅ　Ｅ．３．５　コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｅ－８／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｅ－９／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｅ－８／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version２で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
chargeInformation 課金情報	本システムにおける課金情報通知に用いる。 起動方向はディジタル網→公衆用基地局である。

付表Ｅ－９／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version２で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
chargeInformationCategory 課金情報種別	１	課金情報通知時にディジタル網が公衆用基地局に対して課金情報種別を示すために用いる。
chargeInformation 課金情報	２	課金情報通知時にディジタル網が公衆用基地局に対して課金情報を示すために用いる。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｅ．３．６　シーケンス例【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

▼付属資料Ｆ：位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能および複数呼許容機能

Ｆ．１　位置登録機能

Ｆ．１．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．１．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．１．３　手順

Ｆ．１．３．１　正常手順
　『登録』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。
　本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ＲＯＳＥオペレーションクラス２の機能である。
　公衆用基地局は、ディジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『登録』メッセージを送信することでサービスを起動する。

　登録種別　　＝　発着位置登録
　Q.931 発番号情報要素　＝　着信接続時にリモート側が指定する着信接続先番号

　本手順起動に用いるインボーク識別子は、『登録』メッセージの呼番号とは独立である。

▼・Ｑ．９３１ 発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／Ｅ．１６４を許容する。
・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、ディジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、ディジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、ディジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ表４．１．１　網検証識別子のコーディング規定に従う。但し、ディジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、公衆用基地局からの『登録』メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット３ａが省略されてもかまわない。
・位置登録時、ディジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタワーキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。▲
　公衆用基地局は『登録』メッセージを送信し、「呼に関連しないサービス（C31）」状態に遷移する。また、『登録』メッセージを受信したディジタル網は「呼に関連しないサービス（N31）」状態に遷移する。
　正常手順においては、ディジタル網はリターンリザルトを示すファシリティ情報要素と「＃16　正常終了」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局に送信することでサービスの完了を示す。
　インボーク識別子は、『登録』メッセージ中のファシリティ情報要素のインボーク識別子と同一である。
　ディジタル網は『解放完了』メッセージを送信し、「空（Ｎ０）」状態に遷移する。また、『解放完了』メッセージを受信した公衆用基地局も「空（Ｃ０）」状態に遷移する。
▼なお、公衆用基地局における本オペレーションのタイマ値は 20 秒とする。タイムアウト時には公衆用基地局は呼番号、インボーク識別子の解放を行い「空」状態に遷移する。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｆ．１．３．２　準正常手順
　準正常手順は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ　６．３．６に従う。
▼ディジタル網においては、受信した『状態表示』（STATUS）メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合にはＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　５．３に記述されている手順で呼を切断復旧する。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲
　また、公衆用基地局において位置登録のためのタイマが満了した場合、「＃31　その

他の正常クラス」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局からディジタル網に送信することにより、コネクションを解放することが望まれる。
　なお、要因に応じてディジタル網より付表Ｆ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、すべて『解放完了』メッセージに理由表示「#29　ファシリティ拒否」を伴って行われる。
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

付表Ｆ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　位置登録におけるリターンエラー値【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．１．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．１．５　コーディング例と信号シーケンス
　ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ「付属資料Ｆ　Ｆ．１．５　コーディング例と信号シーケンス」と同一規定。
　▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｆ－１１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｆ－１２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｆ－１１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
pHSRegistration 位置登録	本システムにおける位置登録に用いる。 起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。

付表Ｆ－１２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
registrationCategory 登録種別	6	位置登録時に公衆用基地局がディジタル網に対して位置登録の方式を示すために用いる。 選択肢は発着位置登録（１）のみとする。

▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｆ．２　認証機能

Ｆ．２．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．２．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．２．３　手順

Ｆ．２．３．１　正常手順
　『ファシリティ』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。
　本機能は、常にディジタル網より起動される、ＲＯＳＥオペレーションクラス２の機能である。
　『ファシリティ』メッセージの呼番号は、発呼、着呼のときは『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。位置登録の時は『登録』メッセージの呼番号と同一である。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリティ』メッセージの呼番号とは独立である。
　発呼時の『呼設定受付』メッセージ送信後、位置登録時の『登録』メッセージ受信後、もしくは着呼時の『呼設定受付』メッセージ受信後、ディジタル網は当該公衆用基地局に対して、乱数をデータ要素として含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することによってサービスを起動する。
　正常手順においては、公衆用基地局からディジタル網に対して、演算結果をデータ要素として含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することによってサービスの完了を示す。

▼演算結果

　なお、ディジタル網における本オペレーションのタイマ値は４秒とする。タイムアウト時にはディジタル網は当該公衆用基地局に対して復旧処理を行う。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

Ｆ．２．３．２　準正常手順
　準正常手順は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ　６．３．６に従う。
▼但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、
　（１）発／着信時／位置登録時においては、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　５．８．１１と同じ動作を行う。▲なお、要因に応じて公衆用基地局より付表Ｆ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、全て『ファシ

リティ』メッセージによって行われる。
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

付表Ｆ－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　認証におけるリターンエラー値【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．２．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．２．５　コーディング例と信号シーケンス
　ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２－ａ「付属資料Ｆ　Ｆ．２．５　コーディング例と信号シーケンス」と同一規定。
　▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｆ－１３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｆ－１４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｆ－１３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
authentication 認証	本システムにおける認証に用いる。 起動方向はディジタル網→公衆用基地局である。

付表Ｆ－１４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
randomNumber 乱数	7	認証時にディジタル網が公衆用基地局に対して、認証演算のための乱数を示すために用いる。 長さは６４ビットとする。
resultOfCalculation 演算結果	8	認証時に公衆用基地局がディジタル網に対して、認証演算結果演算の演算結果を示すために用いる。 長さは６４ビットとする。

▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｆ．３　呼解放情報通知機能

Ｆ．３．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．３．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．３．３　手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．３．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．３．５　コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表Ｆ－７／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図Ｆ－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

付表Ｆ－７／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　呼解放情報通知オペレーションのコンポーネントコーディング例

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

付図Ｆ－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　呼解放情報通知機能（正常）【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｆ－１５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｆ－１６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｆ－１５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
callClearingInformation 呼解放情報通知	本システムにおける、ハンドオーバ時の旧基地局に対する呼の切断復旧に用いる。 起動方向はディジタル網→公衆用基地局である。

付表Ｆ－１６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容

callClearingInformationCategory 呼解放情報種別	10	ハンドオーバ後の呼の切断復旧時、ディジタル網が旧公衆用基地局に対して理由表示とは別個に切断理由を示すために用いる。 選択肢はハンドオーバ（1）のみとする。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｆ．４　複数呼許容機能

Ｆ．４．１　定義【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．４．２　概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．４．３　手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

F.4.3　手順

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

F.4.3.1　複数呼許容手順

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

F.4.3.2　ハンドオーバ禁止通知機能

▼公衆用基地局は任意の呼がハンドオーバを行わないよう『呼設定』、『応答』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用してハンドオーバを禁止する。

本機能は常に公衆用基地局から起動される ROSE オペレーションクラス５の機能である。

発信接続時、発信公衆用基地局はディジタル網に対して、ハンドオーバ禁止通知を含むファシリティ情報要素を含む『呼設定』メッセージを送信する。また着信接続時、着信公衆用基地局はディジタル網に対してハンドオーバ禁止通知を含むファシリティ情報要素を含む『応答』メッセージを送信することでサービスを完了する。本手順起動に用いる呼番号は『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。また、本起動手順に用いるインボーク識別子は、メッセージの呼番号とは独立である。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

Ｆ．４．４　他の付加サービスとの競合【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．４．５　コーディング例

▼ハンドオーバ禁止通知機能のインボークコンポーネントのコーディング例を、付表Ｆ－８／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

付表Ｆ－８／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　ハンドオーバ禁止通知機能【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｆ－１７／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値を示す。

付表Ｆ－１７／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
handOverNotAllowedIndication ハンドオーバ禁止通知	本システムにおいて、複数呼許容時、当該呼のハンドオーバが非許容であることを通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。

▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

Ｆ．４．６　信号シーケンス
▼ハンドオーバ禁止通知機能の正常手順におけるシーケンス例を付図Ｆ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。付図Ｆ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａでは『呼設定』メッセージに設定する場合を対象としているが、『応答』メッセージにも設定可能である。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

付図Ｆ－６／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　ハンドオーバ禁止通知機能（正常,『呼設定』メッセージに設定する場合）【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｆ．５　リターンエラーコーディング
▼本システムにおいて共通的に用いられるエラー値について、付表Ｆ－１８／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本規定で定義されるエラー値、付表Ｆ－８（ａ）／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。　また、付表Ｆ－１９／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９５０［１５］で規定されるエラー値、付表Ｆ－８（ｂ）／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

▼

付表Ｆ－１８／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

本規定により定義されるリターンエラー値

エラー名	値	内　容
temporaryFailure 一時的失敗	P 2	一時的にサービスが提供できなかったことを示す。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的であると考えられるエラーを通知するときに用いる。
AddressError アドレス誤り	P 3	ルーティングのためのアドレスが不適当でアドレスができなかったことを示す。本システムにおいては、位置登録時に公衆用基地局から示される番号が桁数等のフォーマットは正しいがディジタル網が許容しない番号体系である場合に用いられる。
TimerExpiry タイマ満了	P 5	オペレーションのタイマ（内部タイマを含む）が満了したことを示す。本システムにおいては、認証タイマ（内部４秒）が満了した事を公衆用基地局に知らせるために用いる。
userConditionNotAllowed ユーザ条件によるサービス提供不可	P 6	ユーザの条件（例えば通話停止等）によりサービスが提供できないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。
switchingEquipmentCongestion 交換機輻輳	P 7	交換機が輻輳状態であることを知らせる。本システムにおいても同様の意味で用いる。
authenticationError 認証エラー	P 10	認証に失敗したことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

付表Ｆ－８（ａ）／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ　本規定により定義されるリターンエラー値のコーディング
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

▼

付表Ｆ－１９／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９５０［１５］により規定されるリターンエラー値

エラー名	値	内　容
userNotSubscribed ユーザ未契約	0	ユーザが当該サービスに加入していないことを示す。本システムにおいては、位置登録時、示された着信接続先番号のフォーマットは正しいが、その番号に対する情報がない場合に用いる。
notAvailable 提供不可	3	要求されたサービスが基本サービスもしくはその他のサービス（例えばオペレーション）によって提供できないことを示し、その他のエラー値を使用できない場合に用いる。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的ではないと考えられるエラーを通知するときに用いる。
insufficientInformation 情報内容不充分	5	オペレーション・アーギュメントの内容が不完全もしくは全くない事を示す。本システムにおいては、位置登録時やハンドオーバ時の発番号情報要素の桁数異常や認証時の乱数、演算結果の桁数異常などの場合に用いる。
invalidCallState サービス提供不可状態	7	サービス要求と基本呼制御の状態とが一致しない事を示す。また、このリターンエラー値は、補助状態にも用いる。本システムにおいては、ハンドオーバが可能な範囲を超えている場合、ハンドオーバで指定された番号を発番号あるいは着番号として指定した通信が存在しない場合に用いる。
basicServiceNotProvided 基本ｻｰﾋﾞｽによるｻｰﾋﾞｽ提供不可	8	要求されたサービスが、提供されていない基本サービスに直接関係していることを示す（例えば、このリターンエラー値は付加サービスが『呼設定』メッセージでインボークされるときに用いられる。）本システムにおいては、ハンドオーバ時、基本呼設定が出来なかった場合に用いることがある。
proceduralError 手順誤り	43	有効な内容を持つ一つ以上のＰＤＵを含む転送メッセージ（例えば『呼設定』『登録』）を受信したが、用いられた転送メッセージに対して有効な内容ではないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

▼

付表Ｆ－８（ｂ）／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９５０［１５］により規定されるリターンエラー値のコーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0	0	1	0
	クラス		形式	タグコード［整数］				
	0	エラーバリュー長						
	エラーバリュー							

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	エラーバリュー
	0	0	0	0	0	0	0	0	ユーザ未契約
	0	0	0	0	0	0	1	1	提供不可
	0	0	0	0	0	1	0	1	情報内容不充分
	0	0	0	0	0	1	1	1	サービス提供不可状態
	0	0	0	0	1	0	0	0	基本ｻｰﾋﾞｽによるｻｰﾋﾞｽ提供不可状態
	0	0	1	0	1	0	1	1	手順誤り

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

Ｆ．６　ＡＳＮ．１記述

本付属資料にて規定する付加サービスのＡＳＮ．１モジュールは以下のように分類される。

－オペレーションモジュール
・位置登録機能
・認証機能
・呼解放情報通知機能
・ハンドオーバ禁止通知機能
－リターンエラーモジュール

それぞれを、付表Ｆ－９／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ，付表Ｆ－１０／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

▼

付表Ｆ－９／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
オペレーションモジュールのＡＳＮ．１表記

```
PHS-Service-Operations
DEFINITIONS ::=
```

```
BEGIN
  IMPORTS    OPERATION,ERROR
             FROM
             Remote-Operation-Notation  {joint-iso-ccitt
             remote-operations (4)
                                        notation (0)}
             userNotSubscribed,notAvailable,
             insufficientInformation,
             invalidCallState,basicServiceNotProvided,
             proceduralError
             FROM
             General-Error-List   {ccitt recommendation q 950
                                   general-error-list (1)}
             Q931InformationElement
             FROM
             Embedded-Q931-Types  {ccitt recommendation q 932
                                   embedded-q931-types (5) }
             temporaryFailure, addressError,
             timerExpiry,userConditionNotAllowed,
             switchingEquipmentCongestion, authenticationError
             FROM
              {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
               error-list (1)}
  ;

PHSRegistrationType ::=OPERATION
  --位置登録
  --クラス２
  ARGUMENT SET   { registrationCategory [6] IMPLICIT
RegistarationCategory,
                   callingPartyNumber
Q931InformationElement OPTIONAL }
  --発番号情報要素は着信接続先番号とする。
  --電話番号は、番号種別を国内番号，番号計画種別をE.164 とする。
  --callingPartyNumber として発番号情報要素を使用
  RESULT
  ERRORS   {  userNotSubscribed,notAvailable, insufficientInformation,
proceduralError,
```

```
                temporaryFailure,addressError, timerExpiry,
  userConditionNotAllowed,
                switchingEquipmentCongestion, authenticationError }
  pHSRegistration PHSRegistrationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
      phs-registration-operation(8) }

  AuthenticationType ::= OPERATION
    --認証手順
    --クラス２
    ARGUMENT SET    { randomNumber [7] IMPLICIT OCTET STRING OPTIONAL}
    -- randomNumber はディジタル網からの乱数とする。
    --８オクテットとする。
    RESULT SET      {  resultOfCalculation [8] IMPLICIT OCTET STRING
  OPTIONAL}
    --resultOfCalculation は認証対象での演算結果とする。
    --８オクテットとする。
    ERRORS    {  notAvailable, insufficientInformation, invalidCallState,
  proceduralError}
  authentication AuthenticationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
     authentication-operation (9)}

  CallClearingInformationType ::= OPERATION
    --呼解放情報通知
    --クラス５
    ARGUMENT SET    { callClearingInformationCategory [10] IMPLICIT

  CallClearingInformationCategory  }
  callClearingInformation CallClearingInformationType ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
      call-clearing-information-operation (11)}

Handover-not-allowed-indicationType ::=OPERATION
--本オペレーションはハンドオーバ禁止通知手順に用いる。
```

```
--クラス５
handOverNotAllowedIndication   HandOverNotAllowedIndicationType ::=
{itu-t(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004)operation(1)
                                handover-not-allowed-indication-operation(25)}


  RegistrationCategory      ::= ENUMERATED
   {outgoing-incominglocationregistration(1)}
  CallClearingInformationCategory     ::= ENUMERATED   {handover(1) }
 END --  of PHS-Service-Operations
```

付表Ｆ－１０／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
リターンエラーモジュールのＡＳＮ．１表記

```
  PHS-NetworkSpecific-Error-List
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) module
  (0)
     error-list (1)}
  DEFINITIONS ::=
  BEGIN
  EXPORTS   temporaryFailure, addressError, timerExpiry,
  userConditionNotAllowed,
            switchingEquipmentCongestion,authenticationError;

  temporaryFailure  ERROR   ::=  {ccitt network-operator ntt
                    phs-specific-service error temporary-failure(2) }
  addressError      ERROR   ::=  {ccitt network-operator ntt
                    phs-specific-service error address-error(3) }
  timerExpiry       ERROR   ::=  {ccitt network-operator ntt
                    phs-specific-service error timer-expiry(5)}
  userConditionNotAllowed   ERROR   ::=  {ccitt network-operator ntt
                    phs-specific-service error user-condition-not-allowed(6)}
  switchingEquipmentCongestion
                    ERROR   ::=  {ccitt network-operator ntt
                    phs-specific-service error
  switching-equipment-congestion(7)}
  authenticationError       ERROR   ::=  {ccitt network-operator ntt
```

```
                    phs-specific-service error
  authentication-error(10) }
  END --  of PHS-Specific-Error-List
```

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】
付属資料Ｇ：ファシリティ情報要素コンポーネントコーディング
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】▼付属資料Ｈ：ＰＨＳ特有付加サービス
（呼設定情報通知、非制限ディジタル発信公衆用基地局通知、
料金区域情報通知手順の記述）
　各付加サービスの詳細な説明は付属資料Ｉに示す。

Ｈ．１　オペレーションの定義
　呼設定情報通知オペレーション、非制限ディジタル発信公衆用基地局通知オペレーションは、当社により以下のＡＳＮ．１で定義される。

```
  PHS-Service-Operations
  DEFINITIONS ::=
  BEGIN
    IMPORTS    OPERATION,ERROR
               FROM
               Remote-Operation-Notation  {joint-iso-ccitt
               remote-operations (4)
                                          notation (0)}
               userNotSubscribed,notAvailable,
               insufficientInformation,
               invalidCallState,basicServiceNotProvided,
               proceduralError
               FROM
               General-Error-List   {ccitt recommendation q 950
                                     general-error-list (1)}
               Q931InformationElement
               FROM
               Embedded-Q931-Types  {ccitt recommendation q 932
                                     embedded-q931-types (5) }
               temporaryFailure, addressError,
               timerExpiry,userConditionNotAllowed,
               switchingEquipmentCongestion, authenticationError
```

```
            FROM
             {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
              error-list (1)}
  ;

CallSetupInformationType ::= OPERATION
  --呼設定情報通知
  --クラス５
  --公衆用基地局で認証を行う形態のインタフェースにおいて、本オペレ
ーションが省略され
  --た場合、デフォルト一般（ＧＮ）と見なす。
  ARGUMENT SET   { callingPartyCategory [11] IMPLICIT
CallingPartyCategory OPTIONAL }
  --本データ要素で発移動局の優先度が何であるかを示す。
  --発信時における発側の手順では、本データ要素が省略された場合，gN
と見なす。

callSetupInformationCallSetupInformationType ::=
   {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    call-setup-information-operation (12)}

UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::= OPERATION
  --非制限ディジタル発信公衆用基地局通知
  --クラス５
  --本オペレーションが省略された場合、デフォルトＰＳ非制限発信とみな
  す。
  --本オレーションで当該非制限ディジタル発信者が、公衆用基地局であるこ
  とを示す。
    unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation
UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::=
   {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)

unrestricted-digital-calling-cell-station-info
rmation(14) }

ChargeAreaInformationType ::= OPERATION
```

```
  --料金区域情報通知
  --クラス５
  ARGUMENT SET   {
  --以下のオプションのいずれかのアーギュメントが通知される。
      calledPartyMessageArea[1] IMPLICIT  CalledPartyMessageArea
OPTIONAL,
  --移動体網着信時に通知されるＭＡ情報を示す。
      calledPartyLocationNumber[2] IMPLICIT
CalledPartyLocationNumber OPTIONAL,
  --依存型ＰＨＳ網着信時に通知される着信先位置情報を示す。
      chargeAccountingCalledPartyNumber [3] IMPLICIT
ChargeAccountingCalledPartyNumber
  OPTIONAL  }
  --料金算定着番号を転送する場合に用いる。
  --使用例：災害時伝言ダイヤル接続機能におけるＢＯＸ番号を示す。

  --calledPartyMessageArea ; 着 MessageArea(MA)
  --calledPartylocationNumber  ;着信先位置番号
  --chargeAccountingCalledPartyNumber  ;料金算定着番号

  chargeAreaInformation ChargeAreaInformation Type ::=
    {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
     charge-Area-Information-operation(16) }


  CallingPartyCategory      ::= ENUMERATED    {gN(10),uR(11)}
  CalledPartyMessageArea    ::=IA5STRING
  CalledPartyLocationNumber::=IA5STRING
  ChargeAccountingCalledPartyNumber    ::=IA5STRING
 END --  of PHS-Service-Operations
```

Ｈ．２　コーディング

本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表Ｈ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにオペレーション値、付表Ｈ－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。また、付表Ｈ－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表Ｈ－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内　容
callSetupInformation 呼設定情報通知	本システムにおいて、発呼した移動局の電話番号の呼設定情報をディジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。
unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation 非制限ディジタル発信公衆用基地局通知	本システムにおいて、公衆用基地局からの非制限ディジタルベアラによる発呼であることを、ディジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→ディジタル網である。
chargeAreaInformation 料金区域情報通知	本システムにおいて、公衆用基地局に料金区域を特定するための情報を通知するために用いる。 起動方向は、ディジタル網→公衆用基地局である。

付表Ｈ－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値のコーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0	1	1	0
	オペレーションバリュータグ ［オブジェクト識別子］							
0	オペレーションバリュー長							
	0	0	0	0	0	0	1	1
	ccitt(0)×40＋ network-operator(3)							
1	0	1	0	0	0	1	0	
0	0	1	1	0	0	0	1	
	ntt(4401)							
1	0	0	0	0	1	1	1	
0	1	1	0	1	1	0	0	
	phs-specific-service(1004)							
0	0	0	0	0	0	0	1	
	operation(1)							
オペレーション名								

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オペレーション名
	0	0	0	0	1	1	0	0	呼設定情報通知
	0	0	0	0	1	1	0	1	非制限ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ発信公衆用基地局通知
	0	0	0	1	0	0	0	0	料金区域情報通知

-

付表Ｈ－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
PHS-Service-Operationsで規定するデータ要素

データ要素	タグ	内　容
callSetupInformationCategory 呼設定情報種別	11	移動局の電話番号の加入者クラスを示すために用いる。 選択肢はＧＮ（10）、ＵＲ（11）とする。
calledPartyMessageArea 着MessageArea(MA)情報	1	移動体網着信時及び接続型ＰＨＳ網着信時に通知される着ＭＡ情報を示すために用いる。 IA5STRINGにて通知する。
CalledPartyLocationNumber 着信先位置情報	2	活用型ＰＨＳ網着信時に通知される着信接続先インタフェース番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。
ChargeAccountingCalledPartyNumber 料金算定着番号	3	災害時伝言ダイヤル接続機能において通知されるＢＯＸ番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。

▲

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲を規定していない】

▼付属資料Ｉ：ＰＨＳ特有付加サービスの説明
　ここでは、本システムで用いられる以下の付加サービス機能に関して記述する。

・位置登録機能
・認証機能
・ハンドオーバ機能
・呼解放情報通知機能
・ＰＢ音生成機能

・呼設定情報通知機能
・非制限ディジタル発信公衆用基地局通知機能
・事業者情報通知機能
・ＣＡ情報通知機能
・課金情報通知機能
・ハンドオーバ禁止通知機能

Ｉ．１　付加サービスにおける準正常処理の一般原則
本システムにおける付加サービスにおける準正常処理の一般原則を以下に示す。

Ｉ．１．１　呼の状態遷移と関わるメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合
当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、当該オペレーションのリターンエラー、リジェクトもしくは理由表示値を通知して切断復旧を行う。

Ｉ．１．２　呼の状態遷移と関わらないメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合
（１）当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、
当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが未終了の場合、応答を期待するオペレーションのリターンエラーを通知して切断復旧を行う。
当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが終了しているか，もしくはオペレーションが存在しない場合、理由表示を通知して切断復旧を行う。
（２）当該オペレーションが失敗したが切断復旧は行わない場合、
受信したメッセージと同一のメッセージを用いてリターンエラーもしくはリジェクトを通知する。

Ｉ．２　付加サービス機能
事業者情報通知機能、ＣＡ情報通知機能及び課金情報通知機能の定義等は付属資料Ｅに、位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能及びハンドオーバ禁止通知機能の定義等は付属資料Ｆに記載する。

Ｉ．２．１　ハンドオーバ機能

Ｉ．２．１．１　定義
ハンドオーバ機能は、通信中のチャネルを、通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能である。

Ｉ．２．１．２　概要

本機能の利用例を以下に示す。
公衆用基地局は、本機能を利用することで、移動局に対しハンドオーバサービス（通信中の移動局が現在通信中の無線チャネルと異なる無線チャネルを経由して通信を継続することを可能とするサービス）を提供することが可能となる。
本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるＡＲＩＢ（Association of Radio Industries and Businesses：社団法人電波産業会）においてハンドオーバオペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。
本システムにおける本機能の適用範囲は、同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局間及び、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局間である。
本機能は、公衆用基地局とディジタル網間のみで定義される。

Ｉ．２．１．３　手順

Ｉ．２．１．３．１　正常手順
『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。
本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ＲＯＳＥオペレーションクラス２の機能である。
公衆用基地局は、ディジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素

ハンドオーバ種別　＝　新リンク方式
発番号情報要素　＝　ハンドオーバ要求を行っている移動局の電話番号
演算結果　＝　認証のための演算結果（64 ビット）

および、発番号情報要素、着番号情報要素にそれぞれ「ハンドオーバ要求を行っている移動局の電話番号」を乗せた『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。
ファシリティ情報要素中の演算結果は、当該移動局が当機能を用いることの正当性を認証するために用いられる。ここでは、前回、認証のために演算した結果を乱数として用い、移動局が保持する認証鍵を用いてこれを暗号化した演算結果を送信する。
なお、ディジタル網による認証機能を選択しなかった公衆用基地局においては、データ要素「演算結果」を省略してもかまわない。また、送信した場合も、その内容は認証のための演算結果である必要はない。

・Ｑ．９３１　発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／Ｅ．１６４ を許容する。
・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバ要求時、ディジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバオペレーションを示したファ

シリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、ディジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバ要求時、ディジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　表４．１．１　網検証識別子のコーディング規定に従う。但し、ディジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバ要求時、公衆用基地局からの『呼設定』メッセージ内のハンドオーバオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内のオクテット３ａが省略されてもかまわない。

・ハンドオーバ要求時、ディジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタワーキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。

　本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

・当該オペレーションが起動される前後において、「Ｖ．１１０端末以外端末とＰＨＳ間通信方式」および「Ｖ．１１０端末とＰＨＳ間通信方式」（ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　付録Ｖ　情報要素のコーディング例　II.「伝達能力」情報要素（３）情報転送能力－非制限ディジタル情報を参照）の相互間の変更は未提供とし、ディジタル網はハンドオーバ要求を拒否する。

・当該オペレーションが起動される前後における伝達能力内容は以下の通りとする。

（１）情報転送能力

・「音声」，「３．１ｋＨｚオーディオ」の相互間の変更は、当該オペレーション起動前の情報転送能力のままとし、当該オペレーション起動後の情報転送能力は無視する。

・「音声」，「３．１ｋＨｚオーディオ」と「非制限ディジタル情報」の相互間の変更は、未提供とする。

（２）ユーザ情報レイヤ１プロトコル

・「ＴＴＣ標準速度整合（ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｖ１１０／ＪＴ－Ｘ３０）」と「勧告　ＪＴ－Ｇ７１１　μ－ｌａｗ」の相互間の変更は、未提供とする。

（３）ユーザ速度

・「32　ｋｂｉｔ／ｓ　ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４６０」と「56　ｋｂｉｔ／ｓ　勧告Ｖ．６」の相互間の変更は、未提供とする。

　公衆用基地局、ディジタル網における呼状態の遷移は通常の発呼と同様である。

　正常手順においては、ディジタル網は『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンリザルトを含むファシリティ情報要素を乗せた『応答』メッセージを公衆用基地局に送信することによって、ハンドオーバサービスが完了したことを示す。

Ｉ．２．１．３．２　準正常手順

　準正常手順は、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２　６．３．６に従う。

　但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ　５．８．１１と同じ動作とする。

　なお、要因に応じてディジタル網より付表Ｉ－２－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａのようなエラー値による報告が行なわれる。これらの報告は、全てＡＲＩＢにおいて規定されるリターンエラー値と、その利用方法に従う。また、いずれの報告も、『呼設定受付』メッセージ送出後、『切断』メッセージに理由表示「#29　ファシリティ拒否」を伴って行なわれる。

付表Ｉ－２－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ハンドオーバにおけるリターンエラー値

提供不可（３）	：ディジタル網内における一時的ではなく、かつ、詳細に知ーを示す。
情報内容不充分（５）	：ファシリティ情報要素内の発番号情報要素における番号のことを示す。
サービス提供不可状態（７）	：ハンドオーバが可能な範囲を越えている場合や、ハンドオを発番号または着番号として指定した通信が存在しないこ
基本サービスによるサービス提供不可（８）	：基本サービスに問題がありサービスが提供できないことを
手順誤り（43）	：不適切なメッセージによりオペレーションが送信されてき

Ｉ．２．１．４　他の付加サービスとの競合

（１）「空」状態において、本機能のオペレーションと、Ｉ．２．３に規定している公衆用基地局からの呼設定情報通知機能のオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、ディジタル網は以下のような処理を行う。

　リジェクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバ機能を実行する。

（２）「空」状態において、本機能のオペレーションと、Ｉ．２．４に規定している公衆用基地局からの非制限ディジタル発信公衆用基地局通知機能のオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、ディジタル網は以下のような処理を行う。

　『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可（３）を含むファシリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「＃29　ファシリティ拒否」を伴って呼の切断復旧を行う。

Ｉ．２．１．５　コーディング例と信号シーケンス

　インボークおよびリターンリザルトコンポーネントのコーディング例を、付表Ｉ－２

－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。
　正常手順における信号シーケンスを付図Ｉ－２－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

付表Ｉ－２－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ハンドオーバオペレーションのコンポーネントコーディング例
［インボーク］

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット４
	コンポーネント種別タグ［インボーク］								
	コンポーネント長								オクテット５
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット６
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット７
	インボーク識別子								オクテット８
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット１２
	オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］								
	0	オペレーションバリュー長							オクテット１３
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット１４ａ
	1	0	0	0	0	0	1	1	オクテット１４ｂ
	0	0	1	1	1	0	0	0	オクテット１４ｃ
	1	0	0	0	1	1	0	0	オクテット１４ｄ
	1	0	0	1	1	0	1	0	オクテット１４ｅ
	0	1	0	1	1	1	0	0	オクテット１４ｆ
	0	1	0	0	0	0	0	1	オクテット１４ｇ
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット１４ｈ
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット１４ｉ
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１５．１
	クラス		形式	タグコード［セットタグ］					
	パラメータ長								オクテット１５．２
	1	0	0	0	0	0	1	0	オクテット１５．３．１

クラス	形式	タグコード［ﾊﾝﾄﾞｵｰﾊﾞ種別ﾀｸﾞ］	
0	パラメータ長		
0 0 0 0 0 0 0 1 ﾊﾝﾄﾞｵｰﾊﾞ種別［新ﾘﾝｸ方式（1）］			
1 0 クラス	0 形式	0 0 0 0 1 1 タグコード［演算結果種別ﾀｸﾞ］	オクテット１５．３．２
0	パラメータ長		
ﾊﾝﾄﾞｵｰﾊﾞ時認証用演算結果			
0 1 0 0 0 0 0 0 Ｑ．９３１情報要素タグ			オクテット１５．３．３
0	パラメータ長		
0 1 1 0 1 1 0 0 Ｑ．９３１発番号情報要素			
0	Ｑ．９３１発番号内容長		
1 拡張	0 1 0 番号種別［国内］	0 0 0 1 番号計画識別子［E.164/E.163］	
0	番号ディジット（ＩＡ５）（10 オクテット）		

［リターンリザルト］

ビット　8 7 6 5 4 3 2 1

1 0 1 0 0 0 1 0 コンポーネント種別タグ［リターンリザルト］	オクテット４
コンポーネント長	オクテット５
0 0 0 0 0 0 1 0	オクテット６

インボーク識別子タグ	
インボーク識別子長	オクテット７
インボーク識別子	オクテット８

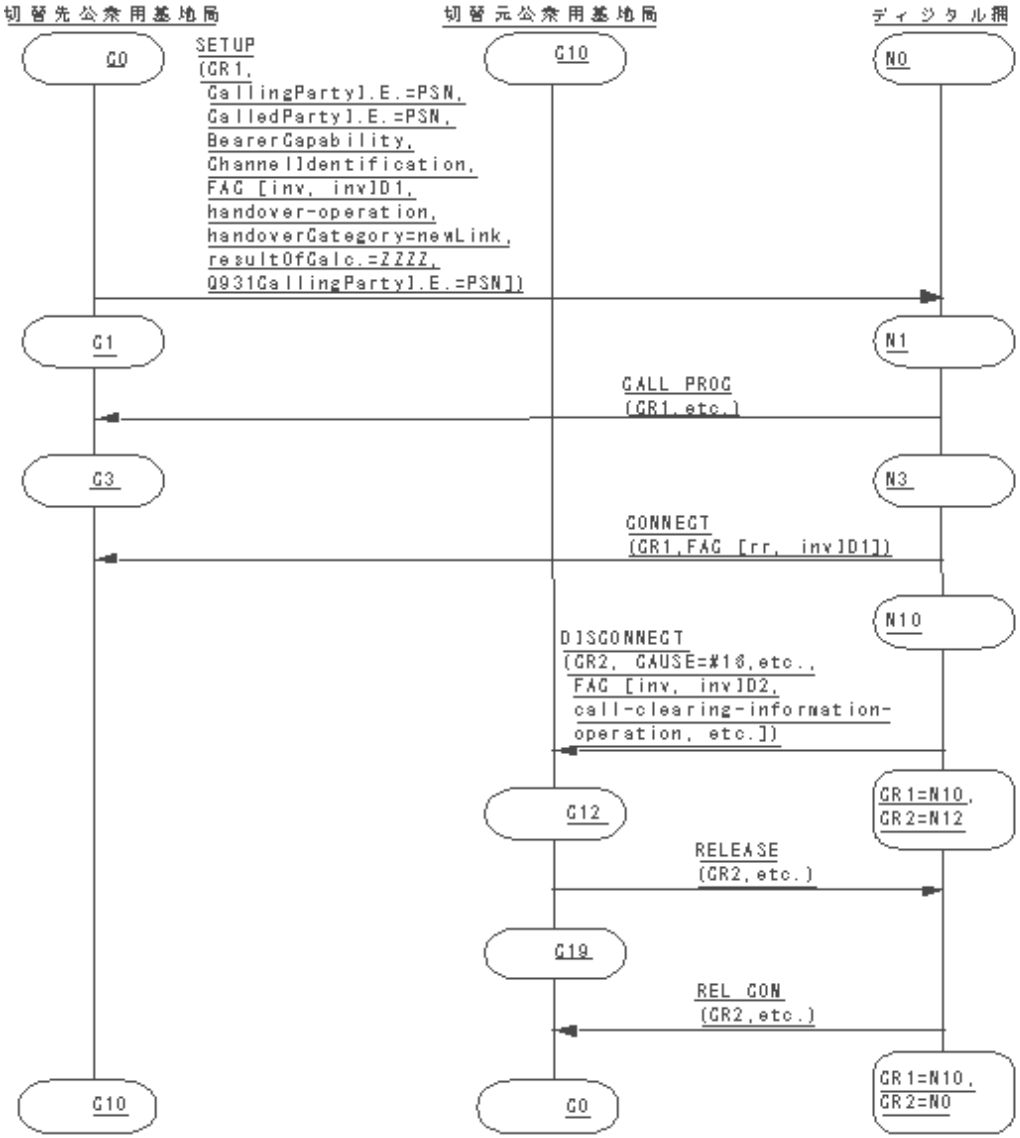

付図Ｉ－２－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ハンドオーバ機能（正常）

Ｉ．２．２　ＰＢ音生成機能

Ｉ．２．２．１　定義
　PB 音生成機能は、公衆用基地局からのＤチャネルを用いた信号形式で定義された PB 音の生成要求に基づき、ディジタル網でＰＢ音を公衆用基地局の送信通信チャネルに送出する機能である。

Ｉ．２．２．２　概要
　本システムにおける本機能の利用例を以下に示す。
　公衆用基地局は本機能を利用することで、公衆用基地局内に PB 音生成装置を持つことなく移動局に対してＰＢ音送信サービスを提供することが可能となる。
　本機能は、公衆用基地局とディジタル網間でのみ定義する。
　本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるＡＲＩＢ（Association of Radio Industries and Businesses：社団法人電波産業会）においてＰＢ送信オペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。
　本機能は、ディジタル網が以下の呼状態のとき提供することができる。

　　－発呼受付状態
　　－通信中状態

　なお、一度に送信可能なＰＢ音の最大数を 32 とする。

Ｉ．２．２．３　手順
　『ファシリティ』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。
　公衆用基地局からディジタル網への一方向の通知のみで、ＲＯＳＥオペレーションクラス５の機能である。
　発呼受付状態および通話中状態で、公衆用基地局は、ディジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することでサービスを起動する。

　ＰＢ信号　＝　許容値として「ＩＡ５キャラクタによる０～９の数字および、＃、＊」

　『ファシリティ』メッセージの呼番号は、『呼設定』メッセージの呼番号と同一とする。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリティ』メッセージの呼番号とは独立である。
　なお、公衆用基地局における本オペレーションのリジェクト待ちタイマは４秒以上とする。タイムアウト時には公衆用基地局はインボーク識別子の解放を行い、インボーク識別子の再利用が可能となる。

Ｉ．２．２．４　他の付加サービスとの競合

（１）本機能と、Ｆ．２に規定しているディジタル網からの認証機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、ディジタル網は以下のような処理を行う。

　リジェクトは送信せず、またPB音の生成も行なわず、無視する。
　公衆用基地局は以下のような処理を行なうことが望まれる。
　認証処理を行い、ＰＢ音生成機能のリジェクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

（２）本機能と、Ｆ．３に規定しているディジタル網からの呼解放情報通知機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、ディジタル網は以下のような処理を行う。

　リジェクトは送信せず、またＰＢ音の生成も行わず、無視する。
　公衆用基地局は以下のような処理を行うことが望まれる。
　断復旧処理を行い、ＰＢ音生成機能のリジェクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

Ｉ．２．２．５　コーディング例と信号シーケンス

　インボークコンポーネントのコーディング例を、付表Ｉ－２－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。
　正常手順における信号シーケンスを付図Ｉ－２－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ、付図Ｉ－２－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

付表Ｉ－２－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ＰＢ音生成オペレーションのコンポーネントコーディング例

［インボーク］

ビット	８	７	６	５	４	３	２	１	
	１	０	１	０	０	０	０	１	オクテット４
	コンポーネント種別タグ［インボーク］								
	コンポーネント長								オクテット５
	０	０	０	０	０	０	１	０	オクテット６
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット７
	インボーク識別子								オクテット８
	０	０	０	０	０	１	１	０	オクテット１２

オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］										
0	オペレーションバリュー長									オクテット１３
0	0	0	0	0	0	1	0			オクテット１４ａ
1	0	0	0	0	0	1	1			オクテット１４ｂ
0	0	1	1	1	0	0	0			オクテット１４ｃ
1	0	0	0	1	1	0	0			オクテット１４ｄ
1	0	0	1	1	0	1	0			オクテット１４ｅ
0	1	0	1	1	1	0	0			オクテット１４ｆ
0	1	0	0	0	0	0	1			オクテット１４ｇ
0	0	0	0	0	0	0	1			オクテット１４ｈ
0	0	0	0	0	0	0	1			オクテット１４ｉ
0	0	1	1	0	0	0	1			オクテット１５．１
クラス		形式	タグコード［セットタグ］							
パラメータ長										オクテット１５．２
1	0	0	0	0	0	0	1			オクテット１５．３．１
クラス		形式	タグコード［ＰＢ信号タグ］							
0	パラメータ長									
ＰＢ信号（ＩＡ５）(0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, #, *)										

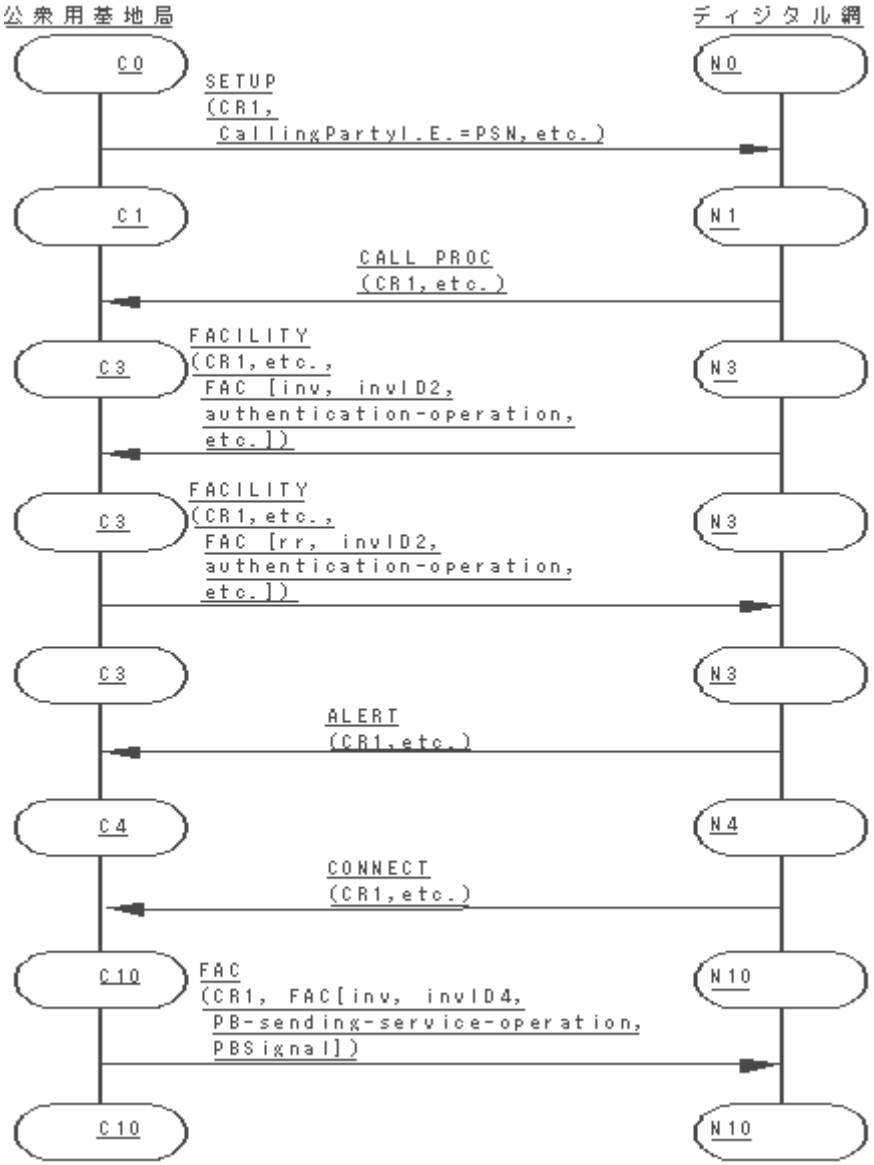

付図Ｉ－２－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ＰＢ音生成機能／ＰＨＳ発信時（正常）

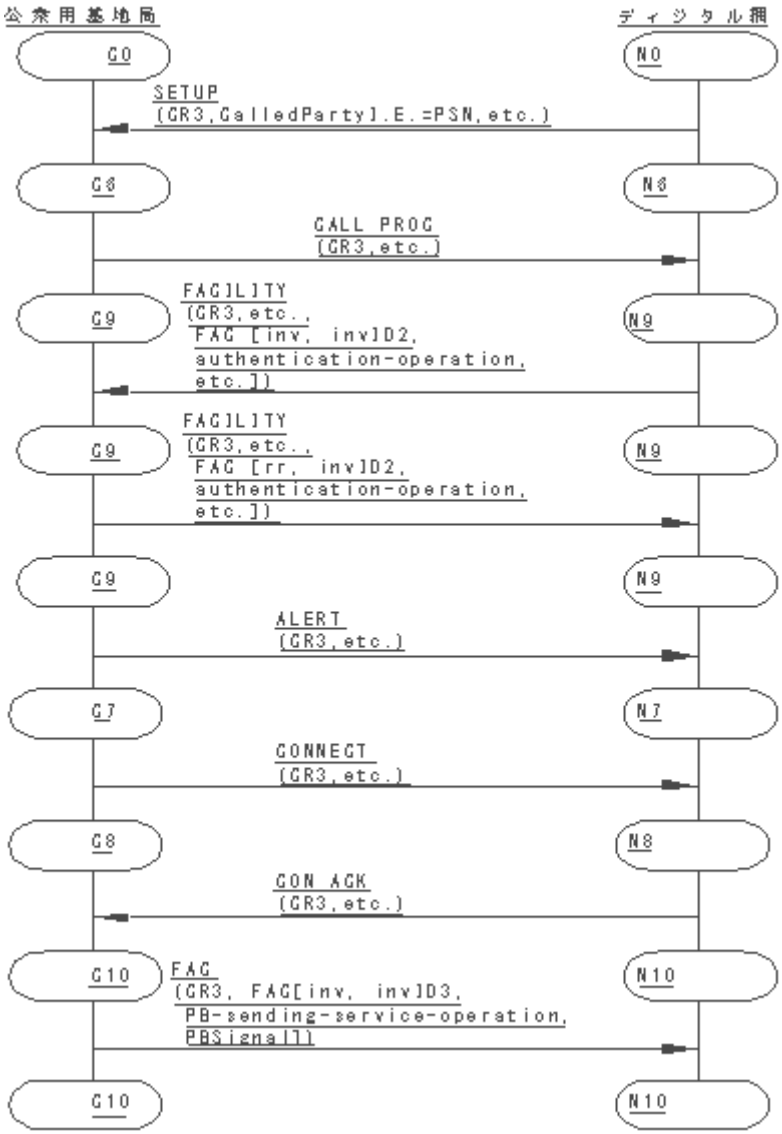

付図Ｉ－２－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
ＰＢ音生成機能／ＰＨＳ着信時（正常）

Ｉ．２．３　呼設定情報通知機能

Ｉ．２．３．１　定義

　呼設定情報通知機能はユーザの呼設定情報（ＧＮ／ＵＲ）を通知するための機能である。

Ｉ．２．３．２　概要

　呼設定情報は、網輻輳時等において重要ユーザ（例、警察）の発呼を識別するために用いられる。ＧＮ／ＵＲは順に一般ユーザ／優先ユーザを表す。

　発信時に、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局は、本機能を利用することによって、ディジタル網にユーザの呼設定情報を通知することができる。

　なお、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局が、本機能を利用しない場合、ディジタル網は当該呼をＧＮ呼であると判断する。

　本機能は、公衆用基地局とディジタル網の間で定義される。

Ｉ．２．３．３　手順

　『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

　公衆用基地局からディジタル網への一方向の通知のみで、ROSE オペレーションクラス５の機能である。

　移動局発呼時、公衆用基地局はディジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボーク）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

　呼設定　＝　ＧＮ／ＵＲ

　本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

Ｉ．２．３．４　他の付加サービスとの競合

　「空」状態において、本機能のオペレーションと、Ｉ．２．１に規定している公衆用基地局からのハンドオーバのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、ディジタル網は以下のような処理を行う。

　リジェクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバ機能を実行する。

Ｉ．２．３．５　コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表Ｉ－２－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図Ｉ－２－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

付表Ｉ－２－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
呼設定情報通知オペレーションのコーディング例

［インボーク］

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット４
	コンポーネント種別タグ［インボーク］								
	コンポーネント長								オクテット５
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット６
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット７
	インボーク識別子								オクテット８
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット１２
	オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］								
	0	オペレーションバリュー長							オクテット１３
	0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット１４ａ
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット１４ｂ
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１４ｃ
	1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット１４ｄ
	0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット１４ｅ
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット１４ｆ
	0	0	0	0	1	1	0	0	オクテット１４ｇ
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１５．１
	クラス		形式	タグコード［セットタグ］					
	パラメータ長								オクテット１５．２
	1	0	0	0	1	0	1	1	オクテット１５．３．１

クラス	形式	タグコード［呼設定情報ﾀｸﾞ］
0	パラメータ長	
呼設定情報		

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	呼設定情報
	0	0	0	0	1	0	1	0	GN
	0	0	0	0	1	0	1	1	UR

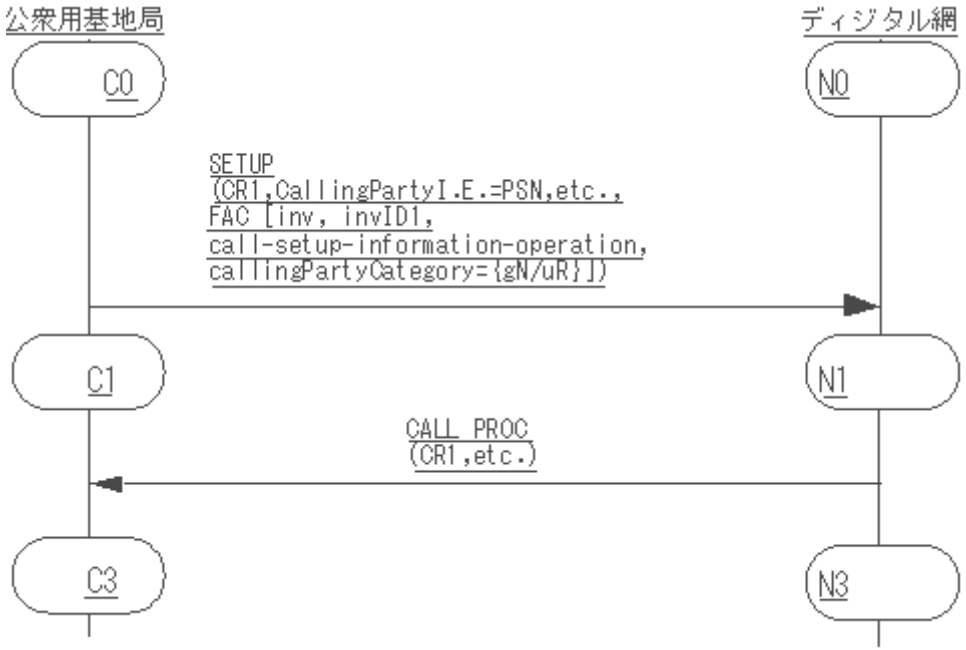

付図Ｉ－２－４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
呼設定情報通知機能（正常）

Ｉ．２．４　非制限ディジタル発信公衆用基地局通知機能

Ｉ．２．４．１　定義

公衆用基地局からの非制限ディジタルベアラによる発信時に、公衆用基地局からの発信であることをディジタル網に通知する機能である。

Ｉ．２．４．２　概要

本システムでは、公衆用基地局が非制限ディジタルベアラで発信する場合と移動局が非制限ディジタルベアラで発信する場合がある。本機能は、いずれからの発信かをディジタル網で識別するために用いられる。

なお、本機能を利用しない場合、ディジタル網は、移動局からの発呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とディジタル網の間で定義される。

Ｉ．２．４．３　手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からディジタル網への一方向の通知のみで、ＲＯＳＥオペレーションクラス５の機能である。

公衆用基地局は非制限ディジタルベアラによる発信時、ディジタル網に対してオペレーションとして『非制限ディジタル発信公衆用基地局通知』を表示したファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボーグ）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

本オペレーションは、伝達能力情報要素における情報転送能力を「非制限ディジタル情報」とした発呼時のみ許容する。

Ｉ．２．４．４　他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、Ｉ．２．１に規定している公衆用基地局からのハンドオーバのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、ディジタル網は以下のような処理を行う。

『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可（３）を含むファシリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「＃29　ファシリティ拒否」を伴って呼の切断復旧を行う。

Ｉ．２．４．５　コーディング例と信号シーケンス

インボーグコンポーネントのコーディング例を、付表Ｉ－２－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図Ｉ－２－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

付表Ｉ－２－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
非制限ディジタル発信公衆用基地局通知オペレーションのコンポーネントコーディング例

［インボーク］

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット４
	コンポーネント種別タグ［インボーク］								
	コンポーネント長								オクテット５
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット６
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット７
	インボーク識別子								オクテット８
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット１２
	オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］								
0	オペレーションバリュー長								オクテット１３
0	0	0	0	0	0	1	1		オクテット１４ａ
1	0	1	0	0	0	1	0		オクテット１４ｂ
0	0	1	1	0	0	0	1		オクテット１４ｃ
1	0	0	0	0	1	1	1		オクテット１４ｄ
0	1	1	0	1	1	0	0		オクテット１４ｅ
0	0	0	0	0	0	0	1		オクテット１４ｆ
0	0	0	0	1	1	1	0		オクテット１４ｇ

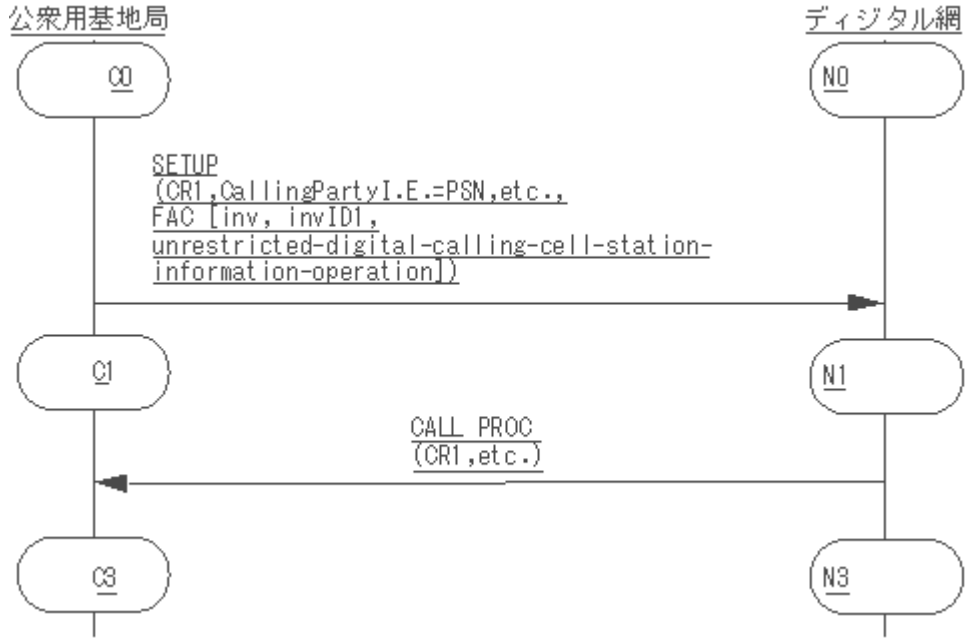

付図Ｉ－２－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
非制限ディジタル発信公衆用基地局通知機能（正常）

▲

付録Ｉ：プロトコルタイプの使用例

Ｉ．１　まえがき【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ｉ．２　キーパッドプロトコルの使用例［非標準］【規定しない】

Ｉ．３　フィーチャキーマネジメントプロトコルの使用例［非標準］【規定しない】

Ｉ．４　ファンクショナルプロトコルの使用例

Ｉ．４．１　呼と関連する付加サービス手順

Ｉ．４．１．１　呼設定時のサービスインボケーション

【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ⅰ．４．１．２　呼切断復旧時のサービスインボケーション
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ⅰ．４．１．３　呼の通信中フェーズにおけるサービスインボケーション
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

Ⅰ．４．２　呼と関連しない付加サービス手順【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

付録Ⅱ：付加サービス実現のための機能参照モデル【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

付録Ⅲ：コンポーネントの符号化規則の概要【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

付録Ⅳ：オペレーション、エラー及びデータ種別の定義
（標準ＪＴ－Ｑ９３２に対する）
▼ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９３２「付録Ⅳ　オペレーション、エラー及びデータ種別の定義」と同一規定。
ただし、
（１）コンポーネント識別子タグのリンク識別子は使用しない。
（２）オペレーション値タグの整数は使用しない。▲
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲の規定が異なる】

付録Ⅴ:標準ＪＴ－Ｑ９３２において定義されるオブジェクト識別子のリスト[非標準]
【規定しない】

付録Ⅵ：事業者間料金精算関連付加サービスＡＳＮ．１モジュール１版
【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

参考文献【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

略号リスト【ＪＴ－Ｑ９３２－ａに準拠する】

ＮＴＴ－Ｑ９５７．１－ａ　ＰＨＳ公衆用基地局－デジタル網間インタフェース
ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービス

本規定にＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａを適用する場合は、以下の用語について読み替えを行う。

ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａ	ＮＴＴ－Ｑ９５７．１－ａ
ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂ
ユーザ	直接協定事業者

又、本資料で用いられる、用語、語句の意味は、ＴＴＣ標準の内容に準拠している。

１　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービス

1.1定　義　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.2解　説　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.3動作上の要求条件

1.3.1　サービス提供／取消し

ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスのサービス１は、▼発信直接協定事業者が提供していなければならない▲。
【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

1.3.2　発側のディジタル網側に対する要求条件　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.3.3　ディジタル網内での要求条件　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.3.4　着側のディジタル網側に対する要求条件　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.3.5　想定端末　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.４．コーディング上の要求条件

1.4.1　メッセージ

次にあげるメッセージが、サービス１起動手順に適用される。

「呼設定」（SETUP）

次にあげるメッセージが、サービス１の情報転送に適用される。

「呼設定」（SETUP）、「呼出」（ALERTING）、「応答」（CONNECT）、「切断」（DISCONNECT）、「解放」（RELEASE）、「解放完了」（RELEASE COMPLETE）

ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスで使用されるメッセ

ージの内容を以下に示す。

メッセージ種別：呼出（ALERTING）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｏ（注１）	２～１３１
他の必須およびオプション情報要素は、標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う				

注１－サービス１（暗黙の起動手順）の場合、本メッセージに含まれうる。

メッセージ種別：応答（CONNECT）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｏ（注１）	２～１３１
他の必須およびオプション情報要素は、標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う				

注1－サービス１（暗黙の起動手順）で、本メッセージに含まれうる。

メッセージ種別：切断（DISCONNECT）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｏ（注１）	２～１３１

他の必須およびオプション情報要素は標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う

注１－サービス１では、「切断」（DISCONNECT）メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局（接続約款技術的条件集別表８　5.2.1.2を参照）確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、ディジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲
その他の場合には含まれない。
【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

▽
メッセージ種別：経過表示（PROGRESS）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	ｎ→ｃ	Ｏ（注１）	２～１３１
他の必須およびオプション情報要素は標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う				

注１－（例えば、インバンドトーンとアナウンスに関連して）リモート公衆用基地局により、呼が通信中状態に到達する以前に、切断復旧されたこと並びに、ユーザ・ユーザ情報要素が、切断復旧メッセージの中に含まれていることを表示するために、ディジタル網により「経過表示」（PROGRESS）メッセージが送出される場合に含まれる。△
【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▽△を規定している】

メッセージ種別：解放（RELEASE）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｏ（注１）	２～１３１
他の必須およびオプション情報要素は標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う				

注１－サービス１では、「解放」（RELEASE）メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局（接続約款技術的条件集　別

表８　5.2.1.2を参照）確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、ディジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲
その他の場合には含まれない。
【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：解放完了（RELEASE COMPLETE）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	ｃ→ｎ	Ｏ（注１）	２～１３１
他の必須およびオプション情報要素は標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う				

注１－サービス１では、着信の「呼設定」（SETUP）メッセージの拒否のために、ユーザにより「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージが、送出された場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局（接続約款技術的条件集　別表８　5.2.1.2を参照）確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、ディジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲
その他の場合には含まれない。
【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：呼設定（SETUP）

情　報　要　素	参　　照	方　向	種　　別	情報長
プロトコル識別子	4.2／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
呼番号	4.3／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	２～＊
メッセージ種別	4.4／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｍ	１
ユーザ・ユーザ	4.5.30／ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ	両方向	Ｏ（注１）	２～１３１
他の必須およびオプション情報要素は標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂに従う				

注１－暗黙のサービス１の起動手順のために、常に含まれる。情報長は、最低３オクテット必要である。

1.4.2　コード群　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.4.3　情報要素　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.4.4　コードポイント　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.5信号上の要求条件

1.5.1　サービスの開始／停止／登録

本規定では、登録手順を提供しない。▲

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

サービス１は、1.5.2.1.1.1 節で記述されているように、暗黙に起動されうる。この場合、サービスの起動と情報転送は区別できない。

停止手順はこれらサービスを提供するのに必要でない。

1.5.2　インボケーションと動作

1.5.2.1　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスのサービス１

1.5.2.1.1　呼設定フェーズ

1.5.2.1.1.1　暗黙の場合の動作　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

明白な場合の動作（提供希望または提供必須）　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.5.2.1.2　呼の切断復旧フェーズ

ユーザ・ユーザ情報要素は、正常な呼の切断復旧を開始するのに使われる最初のメッセージに含まれ得る（5.3.3節及び5.3.4節／標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ[1]参照）。

このような情報要素に含まれる情報は、最初の切断復旧メッセージによってリモート公衆用基地局に転送される（5.3.3節及び5.3.4節／標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ[1]参照）。このような転送は、リモート公衆用基地局を収容する交換機でリモート公衆用基地局へ切断復旧メッセージを転送する前に、情報が受信された場合に限り行われるか、さもなければ情報は何の通知もなしに捨てられる。

ユーザ･ユーザ情報要素は、着信側インタフェース上で呼を設定する間に、着信公衆用基地局によって送られる最初の切断復旧メッセージに含まれ得る。

着信公衆用基地局が、ユーザ・ユーザ情報要素を含む切断復旧メッセージで呼を拒否した場合、ディジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「切断」（DISCONNECT）メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送る。

しかしながら、ディジタル網が発信公衆用基地局へのインバンド情報を提供中で、その間は切断復旧手順を起動しないと選択した場合、ディジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「経過表示」（PROGRESS）メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送り得る。△

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▽△を規定している】

1.5.2.1.3　中継交換機での動作　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.5.2.1.4　例外手順

1.5.2.1.4.1　暗黙のサービス要求に対する拒否

ディジタル網は発信公衆用基地局からの「呼設定」（SETUP）メッセージにて、ユーザ・ユーザ情報要素を受信したが、発信▼直接協定事業者▲がサービス１未契約の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。廃棄した場合でも呼設定処理は続ける。ディジタル網はまた、ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）要求を非許容としたことを▼理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”▲を含む「状態表示」（STATUS）メッセージにて発信に通知し得る。

着信▼直接協定事業者▲は受け取ったユーザ･ユーザ情報要素を理解できないかもしれない。この場合、▼直接協定事業者▲は通常の呼処理を中断することなしにこの情報を廃棄する。ディジタル網では、これに備えて、特有の信号手順は提供しない。

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.4.2　明白なサービス要求に対する拒否　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.5.2.1.4.3　呼制御メッセージに含まれる期待されないユーザ・ユーザ情報要素

ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれないにもかかわらず、着信公衆用基地局からの「呼出」（ALERTING）メッセージまたは「応答」（CONNECT）メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、ディジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、ディジタル網は着信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」（STATUS）メッセージを着信公衆用基地局に▼送信し得

る▲。

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれないにもかかわらず、どちらからかの公衆用基地局からの「切断」（DISCONNECT）、「解放」（RELEASE）または「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、ディジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、ディジタル網はその公衆用基地局から受信したメッセージに対し、残りの内容の動作を行う。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「切断」（DISCONNECT）（または「解放」（RELEASE））メッセージを送信していたら、ディジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側に理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”を含む「解放」（RELEASE）（または「解放完了」（RELEASE COMPLETE））メッセージを▼送信し得る▲。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージを送信していたら、ディジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側で呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

ディジタル網は以下の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。これは1.5章の他の部分で明白に記述されていない。

－ユーザ・ユーザ情報要素が１３１オクテットより長くサービス１が暗黙に起動された場合。

－ディジタル網がユーザ・ユーザ情報要素を含むメッセージを受信したが、そのメッセージにはこの標準で定義されたユーザ・ユーザ情報要素を含める事が許されない場合。

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、ディジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」（STATUS）メッセージをその公衆用基地局に▼送信し得る▲。しかしディジタル網が切断復旧メッセージで受信したユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する場合、5.3節／標準ＪＴ－Ｑ９３１－ｂ[1]で定義される様に、ディジタル網は続いてユーザへ送信する切断復旧メッセージに理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”を▼含み得る▲。ディジタル網が「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージに含まれるユー

ザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、ディジタル網は「解放完了」（RELEASE COMPLETE）メッセージを送信した公衆用基地局側での呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

▼

1.5.2.1.4.4　信号長オーバのメッセージに対するユーザ・ユーザ情報要素

「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれたユーザ・ユーザ情報要素がＩＳＵＰ信号へインタワークする際に信号長オーバとなった場合、ディジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」（STATUS）メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。▲

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲を規定していない】

1.5.2.2　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスのサービス２

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.5.2.3　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送（ＰＨＳ－ＵＵＳ）付加サービスのサービス３

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 ＤＴＭＦ送出　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバ

ＰＨＳ－ＵＵＳサービスはハンドオーバ起動によって起動されない。

ハンドオーバ時の「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれるユーザ・ユーザ情報要素（UUI）は▼廃棄される。▲

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲の規定が異なる】

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、ディジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示＃４３“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」（STATUS）メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。▲

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▼▲を規定していない】

ＰＨＳ－ＵＵＳサービス１：

相互作用なし。以下の場合を除きどちらのサービスもお互いに影響しない。

もしＰＨＳ網からＰＨＳユーザへのユーザ・ユーザ情報要素（UUI）送出が完

了しない場合、ＰＨＳユーザはユーザ・ユーザ情報要素（UUI）を受信しないかもしれない。△

【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａでは▽△を規定している】

交換機をまたがるハンドオーバの時は、ディジタル網は 1.5.2.1.4 節に定義される異常手順において適切な理由表示の返送を行わない場合がある。

1.6.3 秘匿　【規定しない】

1.6.4 サブアドレス（ＳＵＢ）　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知（ＣＵＩＰ）　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.6.6 発信者番号制限（ＣＵＩＲ）　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.6.7 着信転送　【規定しない】

1.6.8 規制　【規定しない】

1.6.9 ローミング　【規定しない】

1.6.10 事業者間料金精算関連付加サービス　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.7 他網との相互作用　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.8 信号フロー　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.9 パラメータ値（タイマ）　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

1.10 動的記述（ＳＤＬ）　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

付属資料Ａ　既規定の情報オブジェクト　【規定しない】

参考文献　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】
付録　　ＴＴＣ標準用語対象表　【ＪＴ－Ｑ９５７．１－ａに準拠する】

ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂ　ＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース　発

信者番号通知付加サービス（ＣＵＩＰ）

1. 発信者番号通知（ＣＵＩＰ）
1.1　定　義【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

1.2　解　説
１.2.1　概　要【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.2.2　特殊用語【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.2.3　テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】
1.2.4　状態定義【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

1.3　運用上の要求条件
1.3.1　サービス提供／取消し【規定しない】
1.3.2　発側のディジタル網に対する要求条件
▼発信者番号通知（ＣＵＩＰ）付加サービスに関する全ての情報は、ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの５章で規定された基本呼手順で送出される「呼設定」(SETUP) メッセージに含まれなければならない。
　発信公衆用基地局によって（基本呼手順の一部として）情報が設定されなかった場合は、ディジタル網は呼を解放する。
　公衆用基地局によって発信者情報が設定されている場合には、ディジタル網はＰＳ番号がそのＰＨＳ端末に割り当てられた範囲であるかどうか、および、認証処理を行う上での認証方式を確認し、当該認証方式において必要な加入者データの存在を検証する。▲
　【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは、▼▲の規定が異なる】
1.3.3　ディジタル網内での要求条件【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.3.4　着側のディジタル網に対する要求条件【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

1.4　コーディング上の要求条件
▼発信者番号通知（ＣＵＩＰ）付加サービスに関する全ての情報は、「呼設定」(SETUP) メッセージに含まれる。本サービスに用いられる発番号及び発サブアドレス情報要素のコーディングは、ＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの 4.5.10 節及び 4.5.11 節に規定されている。発番号情報要素により呼の生成源を特定する。発サブアドレス情報要素により呼の生成源に関連するサブアドレスを特定する。▲【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】

1.5　信号上の要求条件
1.5.1　サービスの開始／停止／登録【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.5.2　インボケーションと動作

1.5.2.1　発信側加入者線交換機での動作
1.5.2.1.1　通常動作
1.5.2.1.1.1　発信公衆用基地局での動作
▼発信公衆用基地局から送られ、発番号情報要素に設定される番号計画識別は、「ＩＳＤＮ番号計画（勧告Ｅ．１６４）」である。

　発信公衆用基地局により記入され送られてきた発信者番号が完全な場合、発番号情報要素に設定される番号種別は以下のいずれかである。

―
　－　国内番号　　完全な国内番号が送られてきた場合に用いられる。▲
　【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1.5.2.1.1.2　発信側加入者線交換機での動作
　発信公衆用基地局から、「呼設定」(SETUP) メッセージを受信した場合、ディジタル網は発番号及び発サブアドレス情報要素が含まれているかチェックする。
　発番号情報要素が、「ＩＳＤＮ番号計画（勧告Ｅ．１６４）」以外のコーディングで番号計画識別を受信したとき、ディジタル網は呼を解放する。
「呼設定」(SETUP) メッセージに、発番号情報要素が含まれていない場合、ディジタル網は呼を解放する。
　ディジタル網、又は発信公衆用基地局は発信者番号に、網検証の結果に基づいた網検証識別子の値を設定する。
1)　公衆用基地局タイプ１の場合
　発番号情報要素が含まれていれば、ディジタル網は網検証機能を実行する。（網検証機能の一つは認証である）
　発ＰＨＳ端末から受信した発信者番号が正常と判断された場合、ディジタル網は網検証識別子に、「ユーザ記入、網検証成功」を設定する。
　網検証機能失敗の時、ディジタル網は呼を解放する。
2)　公衆用基地局タイプ２の場合
　「呼設定」(SETUP) メッセージに、網検証識別子が含まれていない場合、ディジタル網は呼を解放する。網検証識別子が含まれている場合、ディジタル網はその値を設定する。（既に網検証が行われているため）

　上記手順（公衆用基地局タイプ１及びタイプ２）により決定された情報は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。
▼発信者番号通知制限（ＣＵＩＲ）付加サービス（ＮＴＴ－Ｑ９５１．４－ｂ）の手順により決定された表示識別子は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。▲
　発サブアドレス情報要素が通知可能であれば、それはディジタル網内を透過的に転送される。

【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】
１.5.2.1.1.3　特別契約を適用する場合の発信側加入者線交換機での動作【規定しない】
1.5.2.1.2　例外手順【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.5.2.2　中継交換機での動作【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.5.2.3　着信側加入者線交換機での動作
1.5.2.3.1　通常動作
▼発信者番号が通知可能で、かつ発信者番号内の表示識別子により通知が許容されている場合、ディジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」（SETUP）メッセージに発番号情報要素を含める。発サブアドレスが設定されている場合も、ディジタル網は「呼設定」（SETUP）メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。着信側交換機で受信された、発信者番号に対応する表示識別子、網検証識別子、及び発サブアドレスは着信公衆用基地局に透過的に転送される。
　番号計画識別フィールドは「ＩＳＤＮ番号計画（勧告Ｅ．１６４）」にコーディングされる。
1)　公衆用基地局タイプ１の場合
　ディジタル網が「呼設定」（SETUP）メッセージを着信公衆用基地局に送る際にディジタル網は発信者番号が通知可能かどうかチェックする必要がある。
　発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、ディジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」（SETUP）メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。着側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、ディジタル網は着側公衆用基地局に送られる「呼設定」（SETUP）メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。
2)　公衆用基地局タイプ２の場合
　発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、ディジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」（SETUP）メッセージに発番号情報要素を含めてもよい。網検証識別子は着信側ディジタル網で受信した通り公衆用基地局に送信される。ディジタル網はディジットフィールドを含める。またディジタル網は「呼設定」（SETUP）メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。
　着信側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、ディジタル網は着信公衆用基地局に送られる「呼設定」（SETUP）メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1.5.2.3.2　例外手順【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.6　他の付加サービスとの相互作用
1.6.1　ＤＴＭＦ送信【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.6.2　ハンドオーバ【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.6.3　ユーザスクランブル【規定しない】
1.6.4　サブアドレス【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

1.6.5　発信者番号通知（ＣＵＩＰ）【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.6.6　発信者番号通知制限（ＣＵＩＲ）
▼１．５．２．３参照。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1.6.7　着信転送系サービス
1.6.7.1　無条件着信転送（ＣＦＵ）【規定しない】
1.6.7.2　ビジー時着信転送（ＣＦＢ）【規定しない】
1.6.7.3　無応答時着信転送（ＣＦＮＲｙ）【規定しない】
1.6.7.4　圏外・電源断時着信転送（ＣＦＮＲｃ）
▼ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ参照。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1.6.8　規制【規定しない】
1.6.9　ローミング【規定しない】
1.6.10　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送付加サービス（ＰＨＳ－ＵＵＳ）
1.6.10.1　サービス１【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.6.10.2　サービス２【規定しない】
1.6.10.3　サービス３【規定しない】

1.7　他網との相互作用
1.7.1　ＩＳＤＮとの相互作用
1.7.1.1　発信側加入者交換機での動作
▼活用型ＰＨＳ発時の発側交換機の動作は、着信先がＩＳＤＮまたは非ＩＳＤＮであるかは意識しない。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲を規定していない】
1.7.1.2 中継交換機での動作【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作
▼相互作用なし▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1.7.2　非ＩＳＤＮとの相互作用【規定しない】
1.7.3　私設ＩＳＤＮとの相互作用手順【規定しない】
1.8　信号フロー【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1.9　パラメータ値（タイマ）【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】
1．10　動的記述
図１．１／ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂ　発側のディジタル網における動的記述［公衆用基地局タイプ１］【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

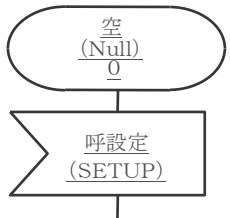

注１－本手順は基本サービスの一部として提供される。

図１．２／ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂ
発側のディジタル網における動的記述［公衆用基地局タイプ２］

図２．１／ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂ　着側のディジタル網における動的記述［公衆用基地局タイプ１］【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

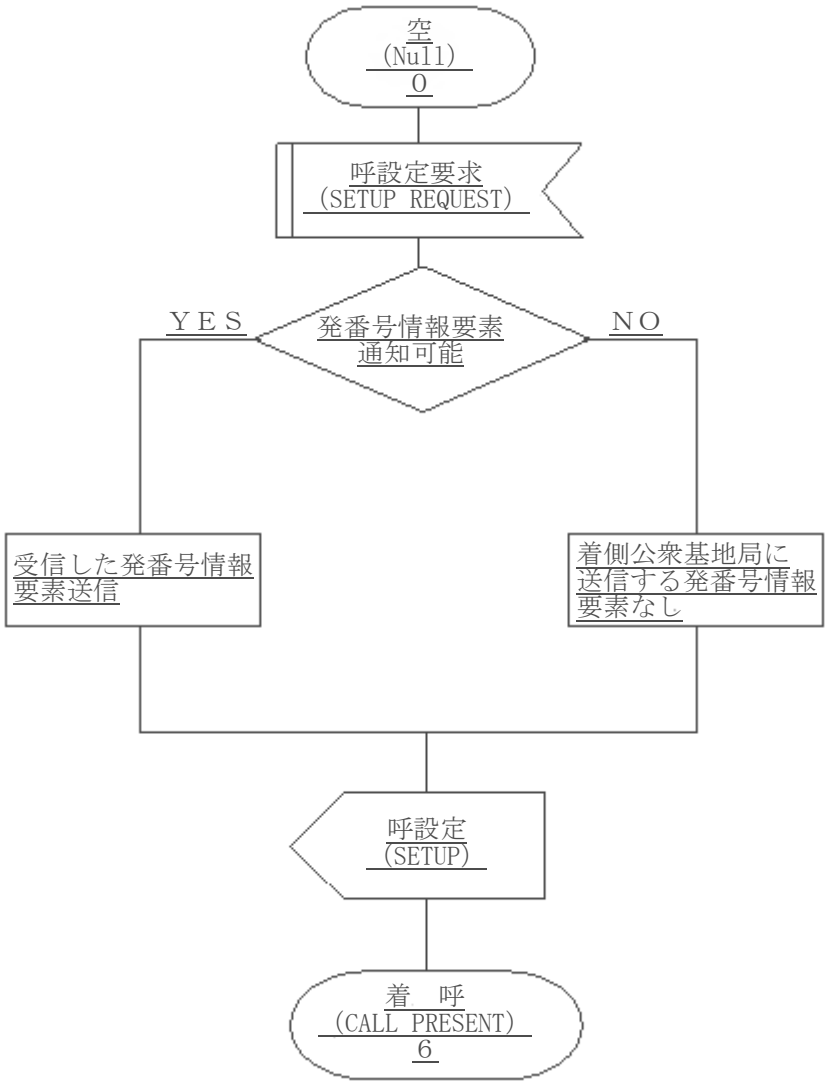

着側のディジタル網における動的記述［公衆用基地局タイプ２］▲

【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】

付属資料Ａ：二つの発番号情報要素通知オプション【規定しない】

付属資料Ｂ：発信者番号が通知されない詳細理由の明示

Ｂ．１　範囲

【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

Ｂ．２　新たに必要となるコーディング上の要求条件
▼勧告Ｘ．２０８で記述される抽象構文１（ＡＳＮ．１）及び勧告Ｘ．２１９　図４／Ｘ．２１９で定義される OPERATION macro（オペレーションマクロ）を用いて、このオプションをサポートするために必要なオペレーションの定義を付表Ｂ－１／ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂに示す。

付表Ｂ－１／ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂ

```
Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

DEFINITION::=
BEGIN
IMPORTS OPERATION
        FROM
        Remote-Operation-Notation
                        {joint-iso-ccitt remote-operation(4) notation(0)}
        ;
  CauseOfNoIdInformationType::=OPERATION
      ARGUMENT causeOfNoId CauseOfNoId

  CauseOfNoId::=ENUMERATED {unavailable(0), rejectedByUser(1),
                                  interactionWithOtherServices(2),coinLine(3)}
 --CauseOfNoIDInformation   発信者番号非通知理由明示オペレーション
 --CauseOfNoId  発信者番号非通知理由
 --unavailable  サービス提供不可のため通知不可
 --rejectedByUser   ユーザ拒否のため通知不可
 --interactionWithOtherServices サービス競合のため通知不可
 --coinLine 公衆電話発信のため通知不可

causeOfNoIdInformation CauseOfNoIdInformationType::= {ccitt(0) administration(2)
japan(440) isdn(102) operationValue(1) causeOfNoIdInformation(1)}

End --of Cause-ofNo-ID-Information-Service-Operation
```

発信者番号通知オプションファシリティ情報要素のコーディング

8 7 6 5 4 3 2 1
0 0 0 1 1 1 0 0
情報要素識別子
〔ファシリティ情報要素〕
ファシリティ内容長
1 拡張
0 0 予備
1 0 0 0 1
ﾌﾟﾛﾄｺﾙ・ﾌﾟﾛﾌｧｲﾙ
〔ﾘﾓｰﾄｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝ〕
1 0 1 0 0 0 0 1
コンポーネント種別タグ
〔インボーク〕
コンポーネント長
0 0 0 0 0 0 1 0
コンポーネント識別子タグ
〔インボーグ識別子〕
インボーグ識別子長
インボーグ識別子
0 0 0 0 0 1 1 0
オペレーション種別タグ
〔オブジェクト識別子〕
0 0 0 0 0 1 1 0
オペレーション長
0 0 0 0 0 0 1 0
ccitt(0)×40+administration(2)
1 0 0 0 0 0 1 1
0 0 1 1 1 0 0 0
Japan(440)
0 1 1 0 0 1 1 0
isdn(102)
0 0 0 0 0 0 0 1
Operationvalue(1)
0 0 0 0 0 0 0 1
cause of NO ID information(1)
0 0 ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙｸﾗｽ
0 形式
0 1 0 1 0
列挙型タグ(10)

0	0	0	0	0	0	0	1
パラメータ長							
発信者番号非通知理由 ［サービス提供不可(0)，ユーザ拒否(1)，サービス競合(2)，公衆電話発信(3)］							

▲

【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】

Ｂ．３　信号手順

Ｂ．３．１　発信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

Ｂ．３．１．１　通常動作

▼発信側公衆用基地局は、発信者番号通知できない事象が存在する場合、番号を通知しない旨の適切な詳細理由（発信者番号非通知理由）を設定した「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージを発信側加入者線交換機に送信する。

－発信ユーザが発信者番号通知制限（ＣＵＩＲ）付加サービスを起動したため通知できない（ユーザ拒否のため通知不可）

－他サービスとの競合条件により通知できない（サービス競合のため通知不可）

－公衆電話からの発信であるため通知できない（公衆電話発信のため通知不可）

発信側加入者交換機は、受信した発信者番号非通知理由を透過的に着信側加入者交換機に送信する。▲

【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】

Ｂ．３．１．２　例外動作【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

Ｂ．３．２　中継交換機での動作【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

Ｂ．３．３　着信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

Ｂ．３．３．１　通常動作

▼ディジタル網は発信者番号が着信公衆用基地局に通知されない場合、発信者番号非通知理由明示(CauseOfNoIdInformation)インボークコンポーネントに、以下に示す発信者番号非通知理由を設定したファシリティ情報要素を含む「呼設定」（SETUP）メッセージを着信公衆用基地局に送信する。

－発信者番号も通知制限の表示も受信しなかった場合、ディジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

－受信した表示識別子が「インタワーキングのため利用できない番号」に設定された場合、ディジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

－受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、ディジタル網が発信者番号非通知理由を受信しない場合、ディジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

ー受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、ディジタル網が発信者番号非通知理由を受信する場合、ディジタル網は受信した発信者番号非通知理由を透過的に設定する。

発番号情報要素の表示識別子が「表示許可」に設定され、発信者番号が着信公衆用基地局に通知される場合、着信側加入者線交換機は発信者番号非通知理由を着信公衆用基地局に送信しない。

以上は付表Ｂ－２／ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂに要約されている。

付表Ｂ－２／ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂ

着信側加入者線交換機で受信した情報			着信側加入者線交換機が着信公衆用基地局へ送信する
表示識別子	発信者番号非通知理由		発信者番号非通知理由
ー	ー	⇨	サービス提供不可のため通知不可
インタワーキングのため利用できない番号	ー	⇨	サービス提供不可のため通知不可
表示制限	ー	⇨	サービス提供不可のため通知不可
	ユーザ拒否のため通知不可	⇨	ユーザ拒否のため通知不可
	サービス競合のため通知不可	⇨	サービス競合のため通知不可
	公衆電話発信のため通知不可	⇨	公衆電話発信のため通知不可
表示許可	ー	⇨	ー

【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂでは▼▲の規定が異なる】

Ｂ．３．３．２　例外動作【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

付属資料Ｃ：公衆用基地局タイプ１とタイプ２について【ＪＴ－Ｑ９５１．３－ｂに準拠する】

ＮＴＴ－Ｑ９５１．４－ｂ　ＰＨＳ公衆用基地局ーディジタル網間インタフェース　発信者番号通知制限付加サービス

1.　発信者番号通知制限（ＣＵＩＲ）
1.1　定　義【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

1.2　解　説
1.2.1　概　要【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.2.2　特殊用語【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.2.3　テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】
1.2.4　状態定義【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

1.3 運用上の要求条件
1.3.1　サービス提供／取消し【規定しない】
1.3.2　発側のディジタル網に対する要求条件
▼発番号通知制限（ＣＵＩＲ）付加サービスに関する全ての情報は、ＮＴＴ－Ｑ９５１－ｂで規定された基本呼設定手順の一部として送出される「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージに含まれる。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂでは、▼▲の規定が異なる】
1.3.3　ディジタル網内での要求条件【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.3.4　着側のディジタル網に対する要求条件【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

1.4 コーディング上の要求条件
▼ＮＴＴ－Ｑ９５１．３－ｂの1.4と同様である。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂでは、▼▲の規定が異なる】

1.5 信号上の要求条件
1.5.1　サービスの開始／停止／登録【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.5.2　インボケーションと動作
1.5.2.1　発信公衆用基地局での動作【規定しない】
1.5.2.2　発信側加入者線交換機での動作
1.5.2.2.1　通常動作
1)　公衆用基地局タイプ１【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
2)　公衆用基地局タイプ２
▼ディジタル網は発信側公衆用基地局から表示識別子が含まれていない「呼設定」（ＳＥＴＵＰ）メッセージを受信した場合、呼を切断する。表示識別子は基本呼要求に従って相手側に転送される。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1.5.2.2.2　例外手順【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.5.2.3　中継交換機での動作【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

1.5.2.4　着信側加入者線交換機での動作
1.5.2.4.1　通常動作【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.5.2.4.2　例外手順【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用
1.6.1　ＤＴＭＦ送信【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.6.2　ハンドオーバ【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.6.3　ユーザスクランブル【規定しない】
1.6.4　サブアドレス【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.6.5　発信者番号通知（ＣＵＩＰ）【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.6.6　発信者番号通知制限（ＣＵＩＲ）【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.6.7　着信転送系サービス
1.6.7.1　無条件着信転送（ＣＦＵ）【規定しない】
1.6.7.2　ビジー時着信転送（ＣＦＢ）【規定しない】
1.6.7.3　無応答時着信転送（ＣＦＮＲｙ）【規定しない】
1.6.7.4　圏外・電源断着信転送（ＣＦＮＲｃ）
▼ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ参照。▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂでは、▼▲の規定が異なる】
1.6.8　規制【規定しない】
1.6.9　ローミング【規定しない】
1.6.10　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送付加サービス（ＰＨＳ－ＵＵＳ）
1.6.10.1　サービス１【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.6.10.2　サービス２【規定しない】
1.6.10.3　サービス３【規定しない】

1.7 他網との相互作用
1.7.1　ＩＳＤＮ網との相互作用
１.7.1.1　発信側加入者線交換機での動作【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.7.1.2　中継交換機での動作【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1.7.1.3　着信側加入者交換機での動作【規定しない】
1.7.2　非ＩＳＤＮとの相互作用【規定しない】
1.7.3　私設ＩＳＤＮとの相互作用手順【規定しない】

1.8 信号フロー【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

1.9 パラメータ値（タイマ）【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】
1．10 動的記述▼

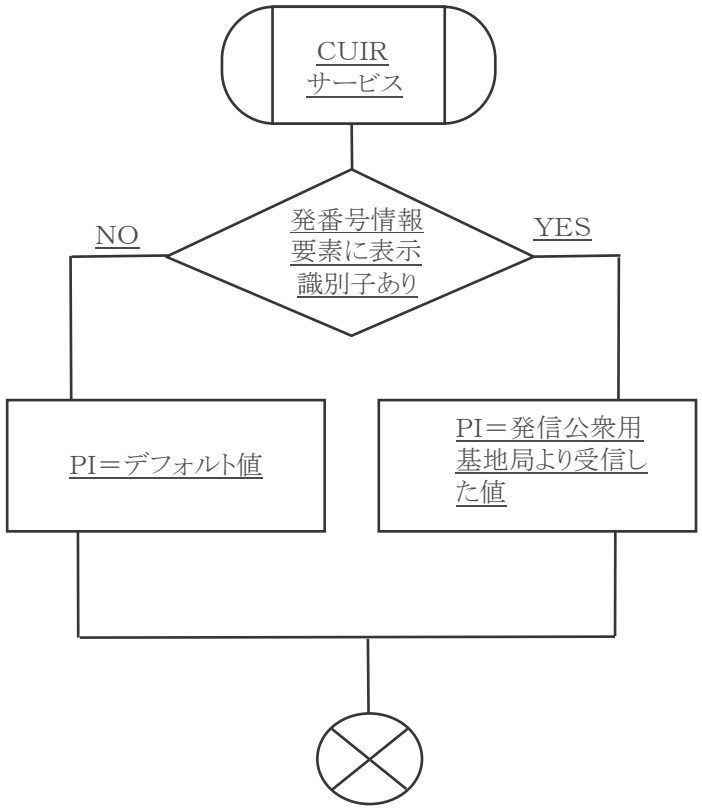

発信者番号通知（ＣＵＩＰ）の
発側のディジタル網における動的記述に戻る。

注１－　ＰＩ（表示識別子）＝００「表示許可」
　　ＰＩ（表示識別子）＝０１「表示制限」

図１．１／ＮＴＴ－Ｑ９５１．４－ｂ
発側のディジタル網における動的記述［公衆用基地局タイプ１］▲
【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂでは▼▲の規定が異なる】

図１．２／ＮＴＴ－Ｑ９５１．４－ｂ　発側のディジタル網における動的記述［公衆用基地局タイプ２］【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

付属資料Ａ：公衆用基地局タイプ１とタイプ２について【ＪＴ－Ｑ９５１．４－ｂに準拠する】

ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ　ＰＨＳ公衆用基地局－ディジタル網間インタフェース　着信転送付加サービス

▼以下に記述される規定は、ＰＨＳ　ＭｏＵとの対応関係はない。▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】
1. 定義
1.1　規定範囲
▼本規定は、公衆用基地局－ディジタル網間において、ディジタル網に対する着信転送付加サービスの転送先がＰＨＳ網番号の場合の動作について規定する。
　圏外・電源断時着信転送（ＣＦＮＲｃ）付加サービスにより、サービス対象ユーザは、サービス対象ユーザのＩＳＤＮ番号へ全ての着信呼あるいは特定の基本サービスに関連した着信呼が圏外の場合に、ディジタル網の別の番号へ転送させることができる。サービス対象ユーザの発信サービスは影響を受けない。▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】

2. 解説
2.1　概要
▼着信先の契約活用型ＰＨＳ系端末機器が圏外または電源断と当社網が判断した場合、予め当社網に登録された転送先電話番号へその呼を転送する。▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは、▼▲の規定が異なる】

2.2　定義【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

2.3　略語【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

2.4　状態定義【規定しない】

3. 動作上の要求条件【規定しない】

4. コーディングの要求条件
4.1　情報要素のコーディング
4.1.1　通知識別子情報要素のコーディング【規定しない】
4.1.2　転送元番号情報要素のコーディング
▼転送元番号情報要素の目的は、着信転送の転送元を特定するためである。

転送元番号情報要素は図１／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂに示すようにコーディングされる。この情報要素の最大長は２５オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	１オクテット
0	転送元番号 1 1 1 0 1 0 0 情報要素識別子						1
転送元番号情報要素内容長							2
0/1 拡張	番号種別		番号計画識別				3
0/1 拡張	表示識別子	0 0 0 予備		0 0 予備			3a
1 拡張	0 0 0 予備		着信転送理由				3b
0 予備	番号ディジット （ＩＡ５キャラクタ）						4 etc.

図１／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ　転送元番号情報要素

転送元番号情報要素の各部分は、次に定義されているオクテット３ｂを除いてＮＴＴ－Ｑ９３１－ｂの４．５．１０節（発番号情報要素）で規定されているようにコーディングされる。

着信転送理由（オクテット３ｂ）の値は表４／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂに要約されている。

表４／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ　着信転送理由コード値

ビット　意味
4321
0000　不定
0001　ビジー時または着信ＤＴＥビジー時着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
0010　無応答時着信転送（回線交換モードのみ）
0011　圏外・電源断時着信転送
1111　無条件着信転送またはシステム的な着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
1010　着信ＤＴＥによる呼毎着信転送または着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
注－他の全ての値は予約されている▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】

4.1.3　転送先番号情報要素のコーディング【規定しない】

5. 公衆基地局－ディジタル網間でのシグナリング手順【規定しない】

5.1　起動／停止／問合せ【規定しない】

5.2.1　発信ユーザへの着信転送通知【規定しない】
5.2.2　発信ユーザへの転送先ユーザ通知【規定しない】
5.2.3　サービス対象ユーザでの動作【規定しない】
5.2.4　転送先ユーザでの動作
5.2.4.1　通常動作
▼公衆用基地局に転送元番号情報要素を転送する。表４／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ　着信転送理由
コード値の規定以外の転送理由を受信した場合は、不定にマッピングされる。▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】
5.2.4.2　例外手順【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

5.3　サービス対象ユーザへの警告通知【規定しない】

6. 他の付加サービスとの相互作用
6.1　番号通知サービス
6.1.1　発信者番号通知（ＣＵＩＰ）【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

6.1.2　発信者番号通知制限（ＣＵＩＲ）【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

6.2　着信転送サービス
6.2.1　無条件着信転送（ＣＦＵ）【規定しない】
6.2.2　ビジー時着信転送（ＣＦＢ）【規定しない】
6.2.3　無応答時着信転送（ＣＦＮＲｙ）【規定しない】
6.2.4　圏外・電源断時着信転送（ＣＦＮＲｃ）
▼相互作用なし▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】

6.3　規制【規定しない】

6.4　ＤＴＭＦ送出【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

6.5　ハンドオーバ【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

6.6　ユーザスクランブル【規定しない】

6.7　サブアドレス【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂに準拠する】

6.8　ＰＨＳユーザ・ユーザ情報転送サービス（ＰＨＳ－ＵＵＳ）
▼　▼ＮＴＴ－Ｑ９５７－ｂを参照。▲
【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】

6.9　コールトランスファ（ＣＴ）【規定しない】

6.10　複数ＰＨＳ番号【規定しない】

7. 他網との相互作用
ＩＳＤＮとの相互作用
7.1.1　着信転送元がＩＳＤＮ網の場合の手順【規定しない】

7.1.2 着信転送元がＰＨＳ網の場合の手順
▼着信転送理由（圏外・電源断時着信転送）はＩＳＤＮ網への転送は図７－２／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂのように変換される。

ＰＨＳ網	ＩＳＤＮ網

Bits 4 3 2 1	Mearning	Bits 4 3 2 1	Meaning
0 0 1 1	圏外・電源断時着信転送	0 0 0 0	不定

図７－２／ＮＴＴ－Ｑ９５２－ｂ▲

【ＪＴ－Ｑ９５２－ｂでは▼▲の規定が異なる】

7.2　非ＩＳＤＮとの相互作用【規定しない】

7.3　私設ＩＳＤＮとのインタワーキング手順【規定しない】

8. 信号フロー図【規定しない】

9. パラメータ値（タイマ）【規定しない】

10. 動的な記述（ＳＤＬ）【規定しない】

技術的条件集別表８　活用型ＰＨＳ特有機能

1　機能一覧

当社網が提供する直接協定事業者網に特有な機能の一覧、及びその機能の概要を表１に示す。

各機能の信号方式についての詳細は、技術的条件集別表７による。

表１　活用型ＰＨＳ特有機能の一覧

機能名	機能概要
位置登録機能	インタフェースと活用型ＰＨＳ系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型ＰＨＳ系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能
ＰＢ音生成機能	直接協定事業者網からのＤチャネルを用いたＰＢ音送信要求に基づき、当社網がＢチャネルにＰＢ音を重畳する機能
ハンドオーバ機能	通信中のチャネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能
一斉呼出し機能	Ｄチャネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能
認証機能	直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型ＰＨＳ系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能
緊急呼（110, 119）接続機能	直接協定事業者網からの 110/119 番接続要求に基づき、110/119 番受付台へ接続する機能
公衆用基地局に対するパケット通信機能	公衆用基地局と当社網間におけるパケット通信機能（ＰＶＣ及びＶＣ）を提供する機能
公衆用基地局からの発信機能	公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのディジタル通信モードでの発信機能

技術的条件集別表８　削除

災害時優先電話接続機能（注１）	災害時における重要通信の確保を目的として、予め、当社網に特定のＰＨＳ加入者に対して優先ユーザである旨の登録を行っておくことで、発信ＰＨＳ加入者が優先ユーザである場合、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能
呼設定情報通知機能（注２）	災害時における重要通信の確保を目的として、発信者が優先ユーザである場合、発信者が優先ユーザであることを当社網に通知することで、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能
「経過表示」（PROG）メッセージ受信機能（注２）	公衆基地局からディジタル網に送出される「経過表示」（PROG）メッセージを受信可能とする機能

（注１）当社認証方式の場合のみ提供する。
（注２）独自認証方式の場合のみ提供する。

２　位置登録機能
２．１　概要
　インタフェースと活用型ＰＨＳ系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型ＰＨＳ系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能。
２．２　提供条件
・本機能は、直接協定事業者網からの位置登録要求に従って当社網が行う。
・登録された着信先情報は、新たな位置登録が行われるまで保持する。
・位置登録要求は該当する活用型ＰＨＳ系番号の通信状態が空状態の場合のみ受け付ける。
２．３　信号方式
２．３．１　レイヤ１
　技術的条件集別表７による。
２．３．２　レイヤ２
　技術的条件集別表７による。
２．３．３　レイヤ３
　技術的条件集別表７による。
２．３．４　ＰＨＳサービス制御手順
　シーケンス例を技術的条件集別表７付図Ｇ－２－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

３　ＰＢ音生成機能

３．１　概要

直接協定事業者網からのＤチャネルを用いたＰＢ音生成要求に基づき、当社網がＢチャネルにＰＢ音を重畳する機能。

３．２　提供条件

・本機能利用時のＢチャネル情報はＰＢ音のみとなる。

・ＰＢ音の技術条件は事業用電気通信設備規則（押しボタンダイヤル信号の条件）による。

参考として当社網で提供するＰＢ信号の技術的条件を表２に示す。また、ＰＢ音送出時間の参考値としては、仮に一つの「ファシリティ」メッセージで３２個のＰＢ音の送出を行う場合、約７秒の時間を必要とする。

表２　ＰＢ音の技術的条件（参考値）

信号送出時間	100ms
ミニマムポーズ	100ms
周期（信号送出時間＋ミニマムポーズ）	200ms

３．３　信号方式

３．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。

３．３．２　レイヤ２

技術的条件集別表７による。

３．３．３　レイヤ３

技術的条件集別表７による。

３．３．４　サービス制御手順

本機能はＰＢ音生成オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージにて提供される。このＰＢ音生成オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージについての条件を表３に示す。

表３　ＰＢ音送出オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージ

メッセージを受付可能な当社網の状態	「発呼受付」状態及び「通信中」状態 ただし、通信モードは“通話モード”に限る。
メッセージ中のＰＢ信号数	最大３２個
送信可能なＰＢ信号	ＩＡ５キャラクタによる０～９、＃及び＊

メッセージ中に含むことができる“ファシリティ”情報要素の数	１つ
１CALL 中で送信可能なメッセージ数	制限なし
受付可能なＰＢ信号の送信要求数 （“メッセージを受付可能な状態”にあるＢチャネル単位）	・送信要求されたＰＢ信号がない場合は、最大６４信号までのＰＢ音生成要求を受け付け可能。 ・既に送信要求されたＰＢ信号がある場合は、当社網が未生成のＰＢ信号数を含み最大６４信号までのＰＢ音生成要求を受け付け可能。 ・上記制限を越えて要求されたＰＢ信号については送信要求は受け付けられず、廃棄される。

３．３．４　ＰＨＳサービス制御手順

シーケンス例を図１に示す。

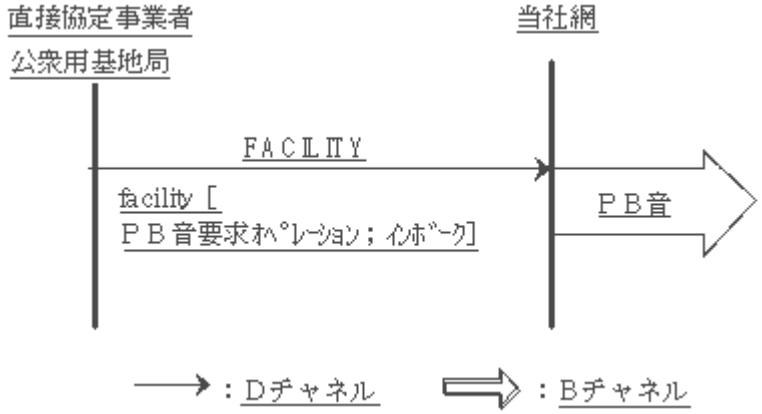

図１　ＰＢ音生成機能

４　ハンドオーバ機能

４．１　概要

通信中のチャネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能。

４．２　提供条件

・切替先公衆用基地局と切替元公衆用基地局（注１）が同じ直接協定事業者網であること。

・通信モードは通話モード及びディジタル通信モードで提供する。

（１）　通信確立時の通信モードが通話モード（情報転送能力が音声又は 3.1kHz オーディオ）の場合

・ハンドオーバ要求が通信確立時と異なる通信モード（ディジタル通信モード）で行われた場合はハンドオーバ要求を拒否する。

・ハンドオーバ要求が通信確立時と同じ通信モード（通話モード）で行われた場合、ハンドオーバ要求は通信確立時と同じ伝達能力（情報転送能力）で行うことが望ましいが、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にて行われたハンドオーバ要求でも拒否せず、通信確立時の通信条件にてハンドオーバが行われる。

（２）　通信確立時の通信モードがディジタル通信モード（情報転送能力が非制限ディジタル情報）の場合ハンドオーバ要求は、通信確立時の伝達能力（情報転送能力）で行う。ハンドオーバ時に、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にてハンドオーバ要求が行われた場合は、ハンドオーバ要求を拒否する。

・パケットモード（バーチャルコールサービス）では提供しない。

・当社認証方式の直接協定事業者網からのハンドオーバ要求の場合、ハンドオーバ要求ＰＨＳ端末機器の認証が成功すること。独自認証方式の場合は、本条件は必要ない。

・通信中状態であること。

・緊急通報呼における異なる交換機配下のハンドオーバは許容しない。

・発番号の通知可／不可の設定についても、ハンドオーバ要求時は、通信確立時の設定で行うことが望ましい。ハンドオーバ時に、通信確立時と発番号通知可／不可の設定が異なるハンドオーバ要求が行われた場合、通信確立時の通信条件にてハンドオーバが行われる。

・通信チャネルの切替時、通信パスの瞬断が発生する場合がある。

・異なる交換機配下のハンドオーバ時に設定される発ユーザ種別は、通信確立時の通信条件と必ずしも一致しない。

（注１）切替元公衆用基地局：ハンドオーバ要求を行う前にその呼の通信に使われている公衆用基地局

切替先公衆用基地局：ハンドオーバ要求を行った後にその呼の通信に使われている公衆用基地局

４．３　信号方式

４．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。
４．３．２　レイヤ２
技術的条件集別表７による。
４．３．３　レイヤ３
技術的条件集別表７による。
４．３．４　ＰＨＳサービス制御手順
シーケンス例（正常）を技術的条件集別表７付図Ｇ－２－５／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに、シーケンス例（準正常）を図２に示す。

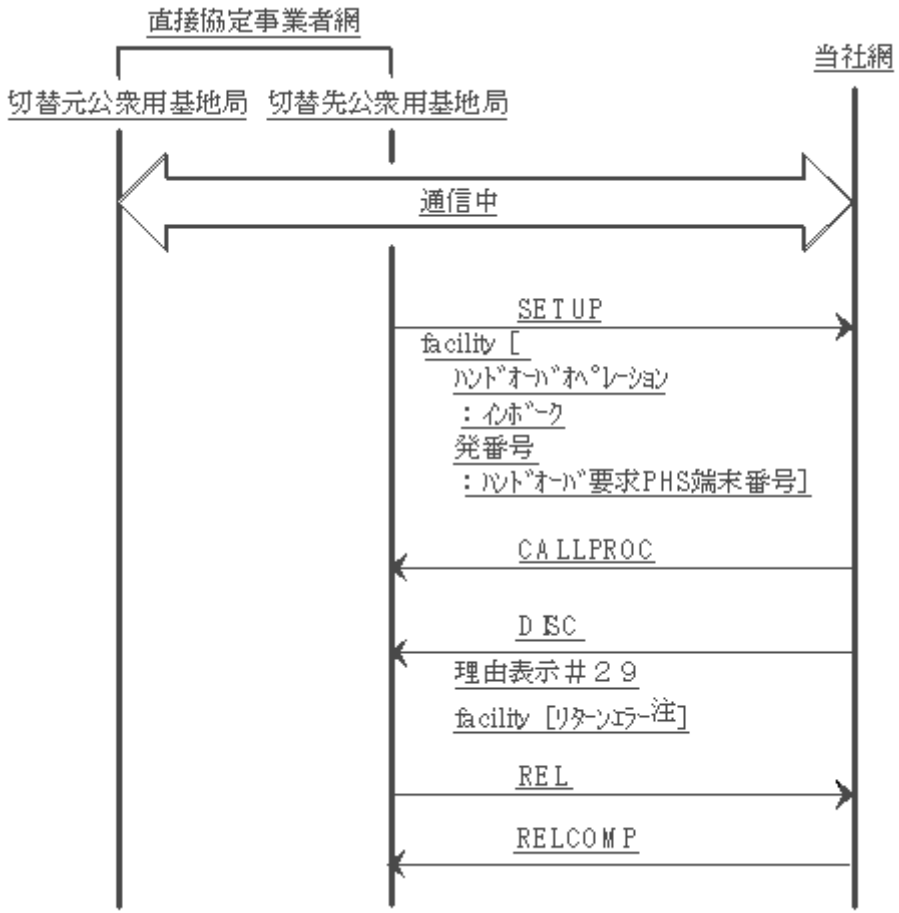

理由表示＃２９：ファシリティ拒否　（注）リターンエラーはリジェクトの場合もある

図２　ハンドオーバ処理シーケンス例（準正常）

５　一斉呼出し機能

５．１　概要

Ｄチャネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能。

５．２　提供条件

５．２．１　通信対象公衆用基地局の選択条件

５．２．１．１　当社認証方式

当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間（約 10 秒：一斉呼出しタイマ値）

以内に一番早く「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする（図３－１参照）。前記の時間内に通信対象公衆用基地局が選択されなかった場合、当社網は着信接続先ＰＨＳ端末機器が圏外又は電源断と判断する（図３－２参照）。

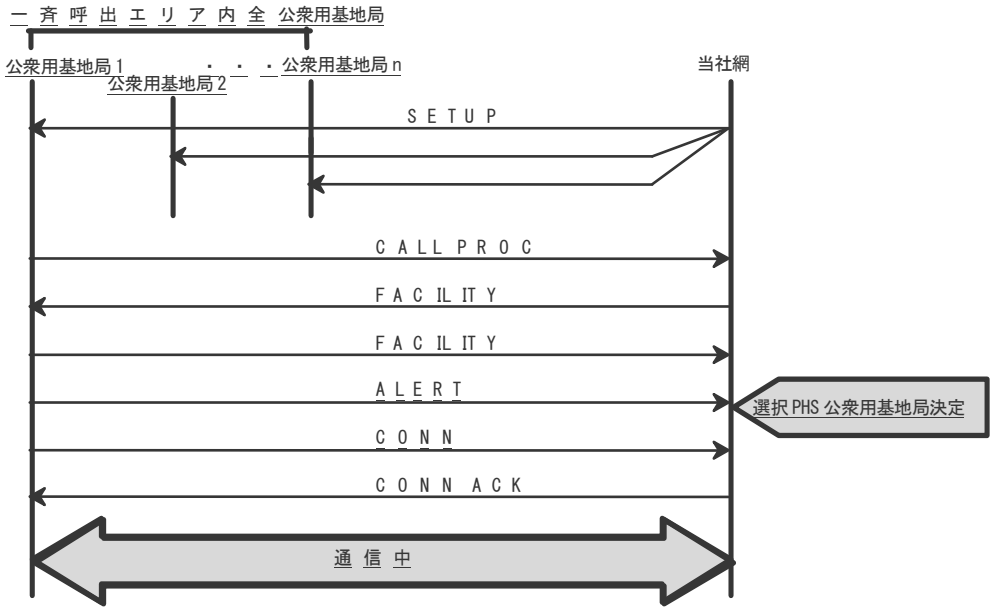

図３－１　一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定される場合）

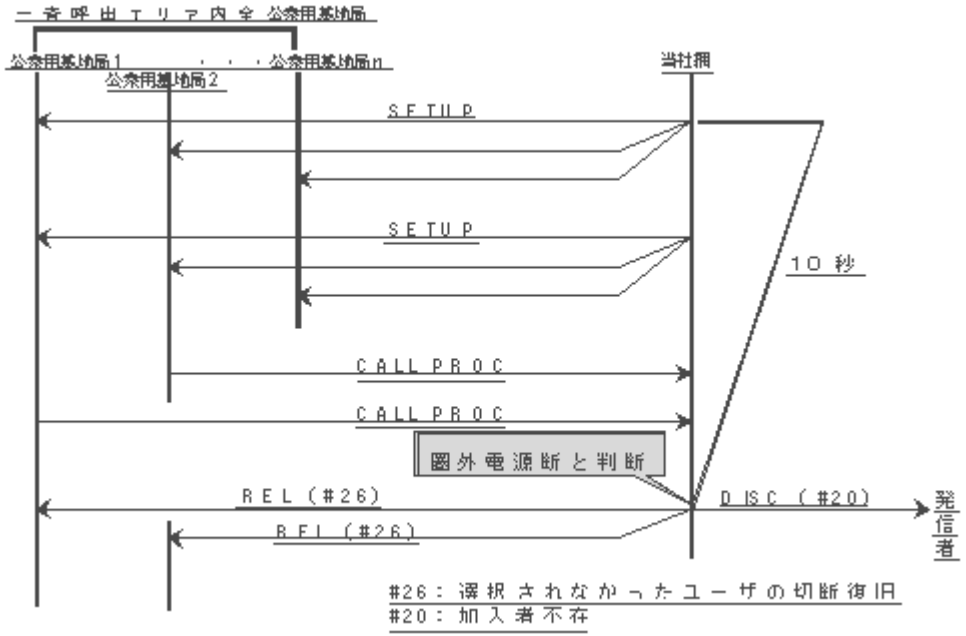

図３－２　一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定されない場合）

５．２．１．２　独自認証方式

当社網から送出した「呼設定」メッセージに対して返送された「呼設定受付」メッセージに続いて、一番早く「経過表示」、「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする（図４－１参照）。当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間（約１０秒：一斉呼出しタイマ値）以内に「呼設定受付」メッセージを受信しなかった場合、当社網は着信接続先ＰＨＳ端末機器が圏外または電源断と判断する（図４－２参照）。

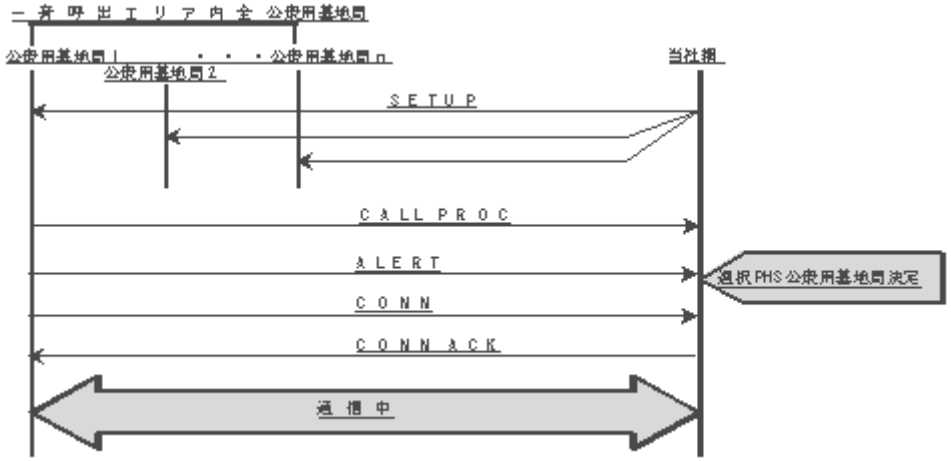

図４－１　一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定される場合）

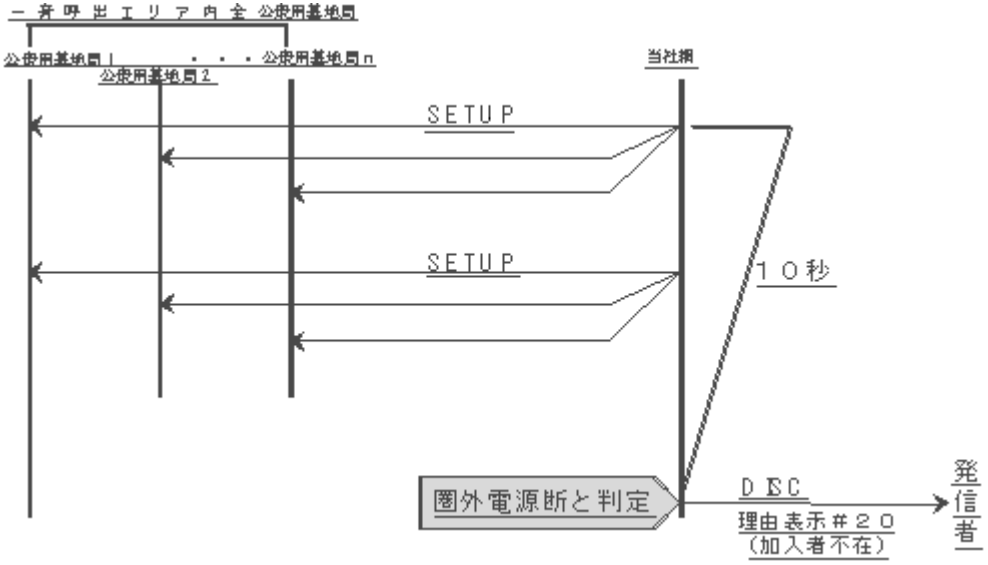

図4-2　一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定されない場合）

５．２．２　選択公衆用基地局決定時の非選択公衆用基地局に対する処理

既に「呼設定受付」メッセージを送出しており、かつ選択公衆用基地局決定時に解放

されていない非選択公衆用基地局が存在した場合、当該公衆用基地局に対し「解放」メッセージ（理由表示：＃26「選択されなかったユーザの切断復旧」）を送出し、解放する。その他公衆用基地局に対しては、何も動作しない。

５．２．３　当社網と公衆用基地局間のＢチャネル選択条件

・当社網と公衆用基地局間のＢチャネル選択は公衆用基地局が行う（緊急呼 110/119 呼び返し時を除く）。

・当社網は公衆用基地局への着信時、「呼設定」メッセージ送出時にＢチャネルの指定を行わない。（“チャネル識別子”情報要素に「任意チャネル」を設定）

・公衆用基地局は「呼設定受付」メッセージ送出時にチャネルを指定する。（“チャネル識別子”情報要素に「Ｂチャネル指定、変更不可」を設定）

５．３　信号方式

５．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。

５．３．２　レイヤ２

技術的条件集別表７による。着信時の公衆用基地局への「呼設定」メッセージはＵＩフレームを用いて送出する。（図５参照）

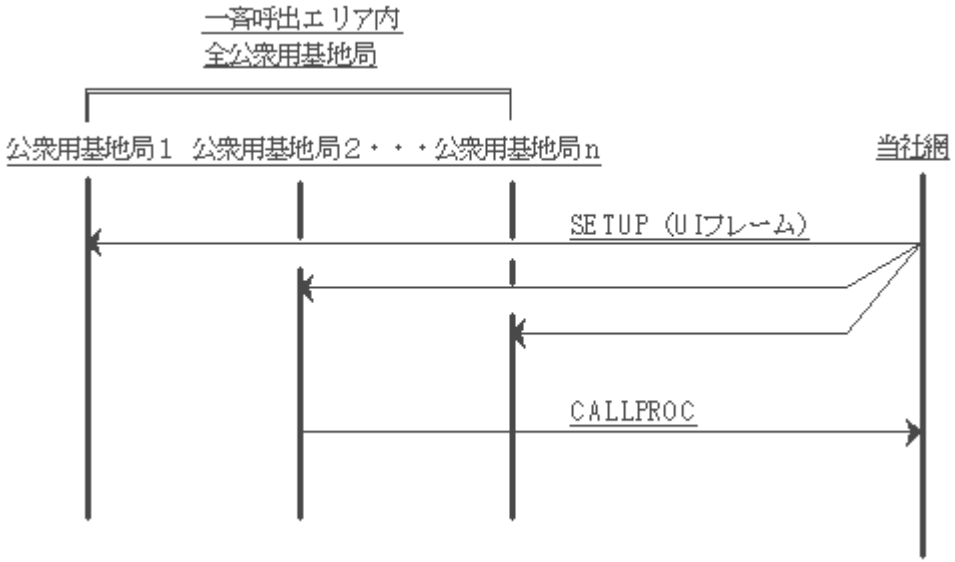

図５　ＵＩフレームを用いた一斉呼出し

５．３．３　レイヤ３

技術的条件集別表７による。

５．３．４　シーケンス例は図３－１・３－２、図４－１・４－２参照）着信時、着活用型ＰＨＳ系番号が必ず通知される。

６　認証機能
６．１　概要
　直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型ＰＨＳ系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能。
６．２　認証方法
　ＡＲＩＢ標準ＲＣＲ　ＳＴＤ－28付録１“第２世代コードレス電話システム（屋外公衆用）の認証に関する標準規格［最新版］”による。
６．３　信号方式
６．３．１　レイヤ１
　技術的条件集別表７による。
６．３．２　レイヤ２
　技術的条件集別表７による。
６．３．３　レイヤ３
　技術的条件集別表７による。
６．３．４　直接協定事業者網との発着信接続、ハンドオーバ及び位置登録時の認証シーケンス例を技術的条件集別表７付図Ｇ－２－２～４／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

７　緊急呼（１１０、１１９）接続機能
７．１　概要
　直接協定事業者網からの１１０／１１９番接続要求に基づき、１１０／１１９番受付台へ接続する機能。
７．２　提供条件
７．２．１　通信モード
　通信モードは、通話モードでのみ提供する。
７．２．２　受付応答時の信号の挿入
　・受付台がＰＨＳ端末機器からの緊急呼であることの識別を可能とさせるために、受付台応答時に当社網から受付台へ当社の指定する信号を送出する。
７．２．３　チャネル保留条件
　・保留対象チャネルは、直接協定事業者網と当社網間の通話チャネルである。
　・当社網でのチャネル保留時間は４０秒である。
　・保留開始契機は、１１０／１１９番受付台との通話後に直接協定事業者網からの切断信号を受信した時点である。（図６参照）
　・１１０／１１９番受付台との通話後に受付台から切断される場合は、チャネル保留は行わず通常の呼切断処理を行う。（図７参照）
７．２．４　呼び返し条件
　当社網でのチャネル保留時間（４０秒）中は保留対象公衆用基地局に対してのみに着信する。（図８参照）なお、ＰＨＳ接続装置ではハンドオーバが行われたのちに保留状

態になった場合は、呼び返しは切り替え先公衆用基地局に行われる。また、緊急呼通信中に保留状態になった場合は、公衆用基地局を再呼びする。この保留時間の満了後は一斉呼出しを行う。

・呼び返し着信時（保留時間中）のチャネル条件

公衆用基地局への「呼設定」メッセージ送信時、当社網は１１０／１１９番受付台通話時に使用し保留したＢチャネルを指定して着信する。（図９参照）

７．２．５　保留中の条件

緊急呼通話中及び、緊急呼保留中に、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバは提供しない。

同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバの場合、保留中の条件を以下に示す。

７．２．５．１　発信条件

保留対象活用型ＰＨＳ系番号での発信は基本的に規制する。（図９参照）

７．２．５．２　着信条件

保留対象活用型ＰＨＳ系番号への着信は、１１０／１１９番受付台からの呼び返し着信（前述の“７．２．４呼び返し条件”の項参照）のみを接続する。それ以外からの着信は基本的に規制する。

７．２．５．３　位置登録条件

保留対象活用型ＰＨＳ系番号での位置登録は基本的に許容しない。

７．２．６　保留停止条件

・保留タイマのタイムアウトによる。（図 10 参照）

・１１０／１１９番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した場合。

７．２．７　保留タイマ再設定条件

１１０／１１９番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した後、ＰＨＳ端末機器が切断した場合。

７．３　信号方式

７．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。

７．３．２　レイヤ２

技術的条件集別表７による。

７．３．３　レイヤ３

技術的条件集別表７による。

７．３．４　“提供条件”に関連するシーケンス例を図６～図 10 に示す。

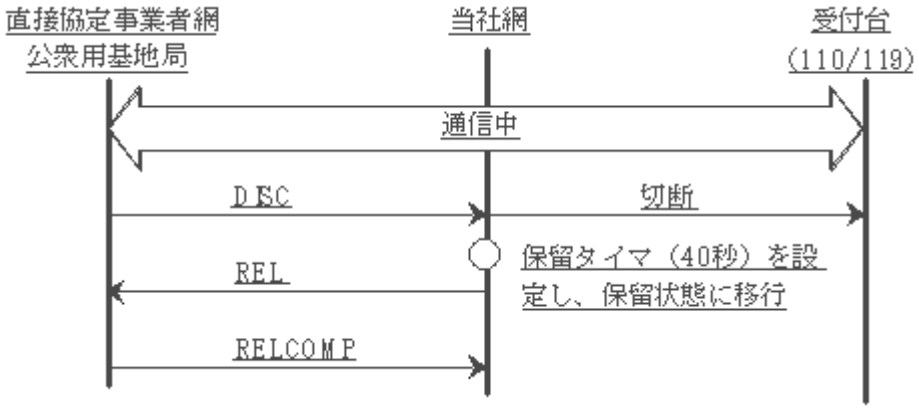

図６　緊急呼通話後切断シーケンス例（直接協定事業者網からの切断）

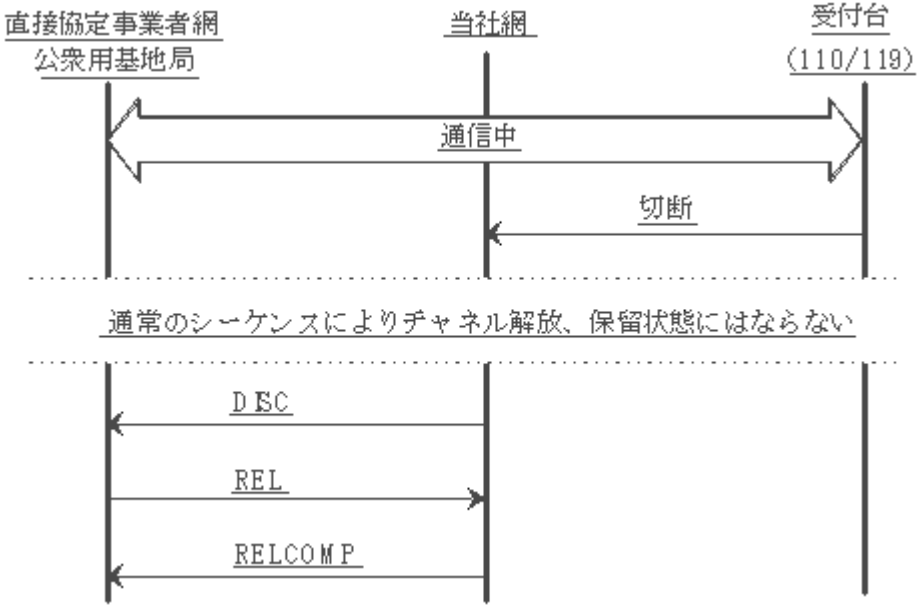

図７　緊急呼の切断シーケンス例（１１０／１１９受付台からの切断）

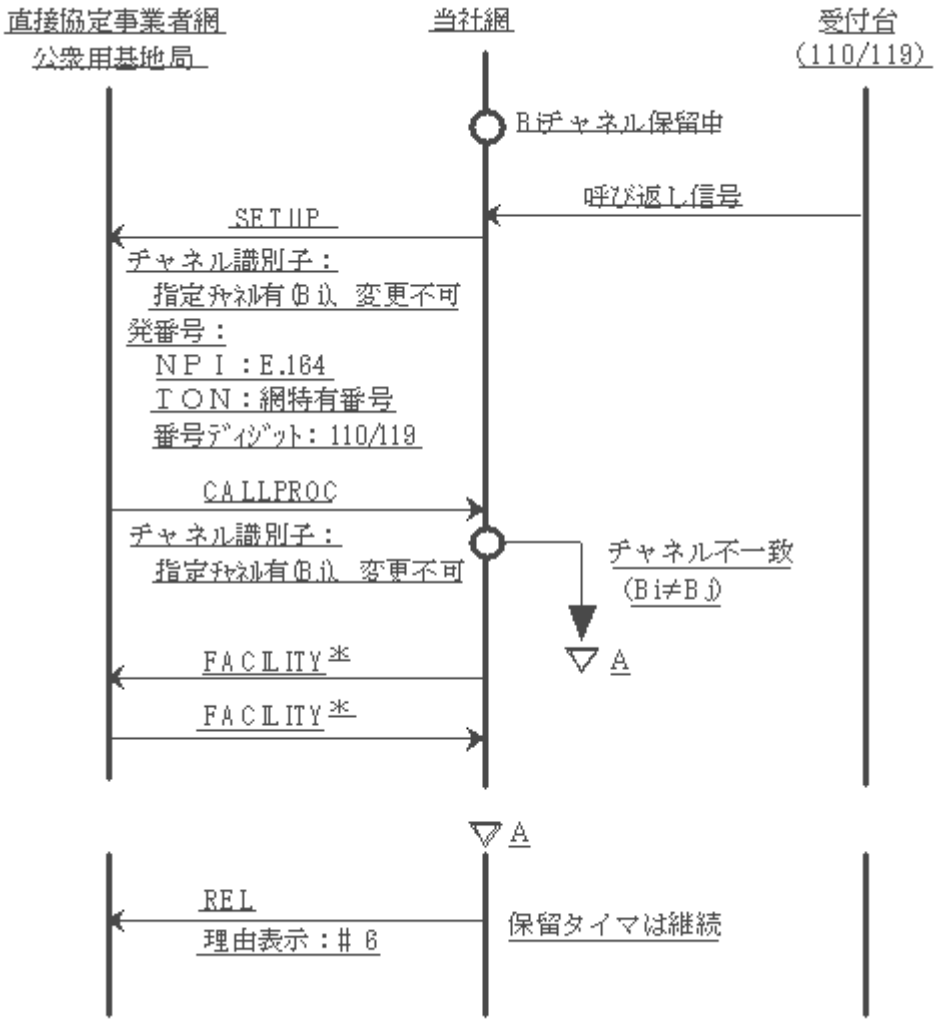

＊：緊急呼を発信した直接協定事業者網が当社認証方式である場合

図８　緊急呼の呼返しシーケンス例

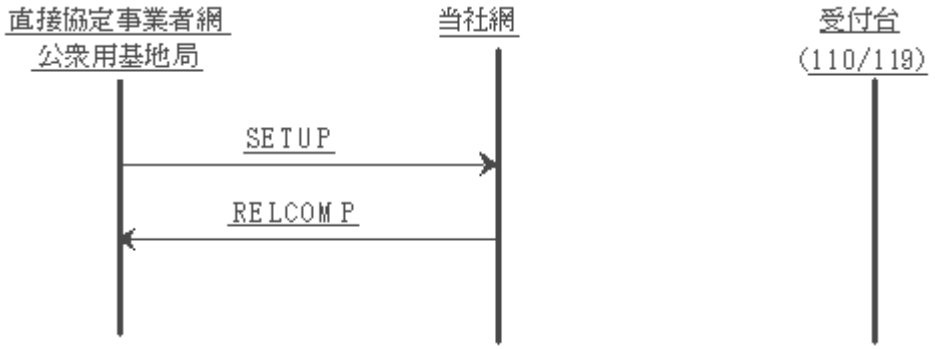

図９　保留中活用型ＰＨＳ系番号からの発信シーケンス例

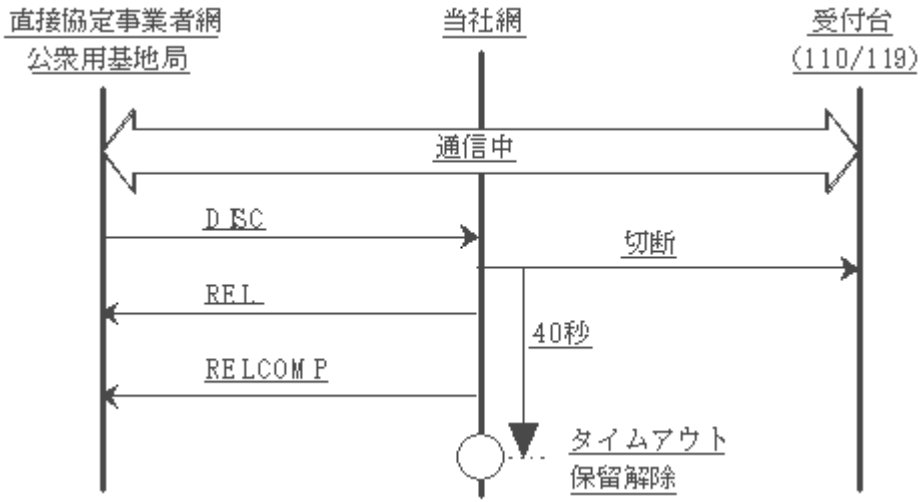

図 10　緊急呼のチャネル保留タイマのタイムアウト時のシーケンス例

８　公衆用基地局に対するパケット通信機能

８．１　概要

公衆用基地局に対して技術的条件集別表７のパケット通信機能を提供する。

８．２　提供条件

８．２．１　提供ベアラ

ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｉ．２３２のパケットモードベアラサービスのうち、パーマネントバーチャルサーキット（以下「ＰＶＣ」という。）及びバーチャルコール（以下「ＶＣ」という。）ベアラサービスを提供する。

８．２．２　提供形態

ＰＶＣベアラサービスとして直接協定事業者網からパケット端末機器間の１論理チャネルで提供するＳＰＶＣ方式と直接協定事業者網と当社網間の複数の論理チャネルを当社網とパケット端末機器間の１論理チャネルに多重するＭＰＶＣ方式を提供する。ただし、ＳＰＶＣとＭＰＶＣは同一直接協定事業者網に混在提供できない。

ＳＰＶＣ、ＭＰＶＣ及びＶＣの提供形態をそれぞれ図 11（a）, 図 11（b）及び図 11（c）に示す。また、提供条件を表４に示す。

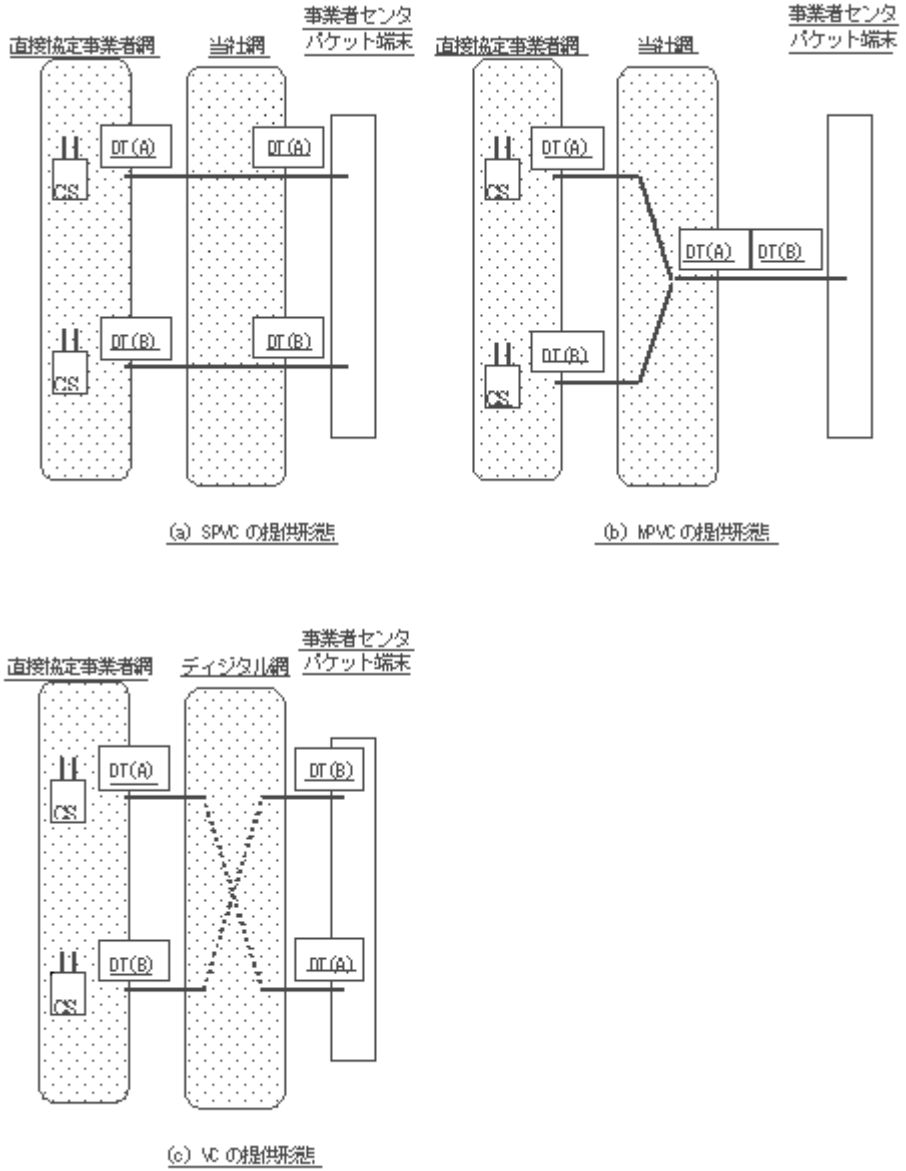
直接協定事業者網
当社網
事業者センタ
パケット端末
DT(A)
DT(B)
CS
(a) SPVC の提供形態
(b) MPVC の提供形態
ディジタル網
(c) VC の提供形態

図 11　提供形態

表４　提供条件

サービス項目	ＳＰＶＣ	ＭＰＶＣ
使用チャネル	Ｄチャネル	Ｄチャネル
論理チャネル	LCGN:00 LCGN:001～XXX（注）	LCGN:00 LCN:001～004
ＳＡＰＩ	１６	１６
ＴＥＩ	最大８	１（ＴＥＩ＝０）
Ｄビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大５	１
ユーザデータサイズ	１２８オクテット	１２４オクテット
スループットクラス	９６００ビット／秒以下	２４００ビット／秒以下

サービス項目	ＶＣ	
使用チャネル	Ｄチャネル	Ｂチャネル
論理チャネル	LCGN:00～15 LCN:001～255 最大契約数 124 （各 TEI の合計）	LCGN:00～15 LCN:001～255 最大契約数 248
ＳＡＰＩ	１６	０
ＴＥＩ	１（ＴＥＩ＝０）	１（ＴＥＩ＝０）
Ｄビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大５ （この時、ユーザデータサイズ１２８オクテット）	最大５ （この時、ユーザデータサイズ１２８オクテット）
ユーザデータサイズ	最大２５６オクテット （この時、ウィンドウサイズ４）	最大４０９６オクテット （この時、ウィンドウサイズ２）
スループットクラス	９６００ビット／秒以下	９６００ビット／秒以下

（注）具体的な設定数については別途協議が必要となる。

ＭＰＶＣはパケットレイヤでエンドーエンドの信号送達が保証されない。また、スループットが低く、信号紛失等の検出に時間がかかる。（公衆用基地局と当社網間のパケットリンク断等はセンタ端末機器には通知されない。）

８．３　信号方式

８．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。

８．３．２　レイヤ２

技術的条件集別表７による。

８．３．３　レイヤ３

８．３．３．１　使用パケット種類

本インタフェースで使用するパケットの種類は技術的条件集別表７のＮＴＴ－Ｘ．２５に関する規定のうち表５に示すものである。

表５　使用パケット種類（レイヤ３）一覧

直接協定事業者網 →当社網	直接協定事業者網 ←当社網
パケット名　　略号	パケット名　　略号
発呼要求　　ＣＲ	接続完了　　ＣＣ
復旧要求　　ＣＱ	切断指示　　ＣＩ
切断確認　　ＣＦ	復旧確認　　ＣＦ
データ　　ＤＴ	データ　　ＤＴ
受信可　　ＲＲ	受信可　　ＲＲ
受信不可　　ＲＮＲ	受信不可　　ＲＮＲ
リセット要求　　ＲＱ	リセット指示　　ＲＩ
リセット確認　　ＲＦ	リセット確認　　ＲＦ
割り込み　　ＩＴ	割り込み　　ＩＴ
割り込み確認　　ＩＦ	割り込み確認　　ＩＦ
リスタート要求　　ＳＱ	リスタート要求　　ＳＱ
リスタート確認　　ＳＦ	リスタート確認　　ＳＦ

８．３．３．２　パケットフォーマット

ＳＰＶＣ、ＭＰＶＣのＤＴパケットのパケットフォーマットをそれぞれ図 12(a)、図 12(b)に示す。

ＶＣのＣＲパケットのパケットフォーマットを図 12(c)に示す。ＶＣにおいて、公衆用基地局はＣＲパケットにて着信課金要求することを必須とする。着信課金要求しなかった場合、原因「ローカル手順誤り」により呼は切断される。また、事業者センタパケット端末は、着信課金機能の契約を行うことが必須であり、行わなかった場合、原因「呼設定、切断または登録の問題」により呼は切断される。

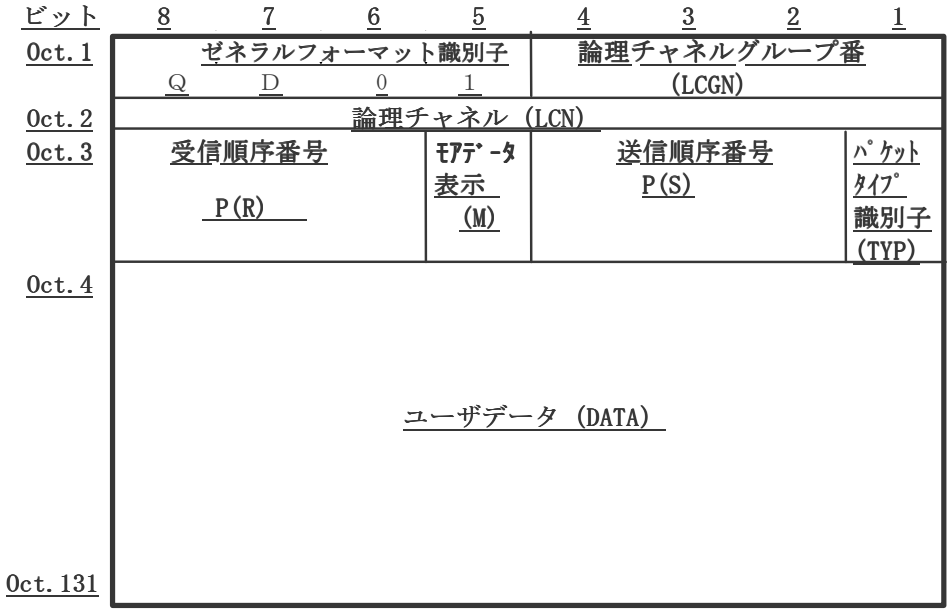

（ａ）ＳＰＶＣのＤＴパケットのパケットフォーマット

（注）当社網間で付与するパケットリンクの識別番号を示す。

（ｂ）ＭＰＶＣのＤＴパケットのパケットフォーマット

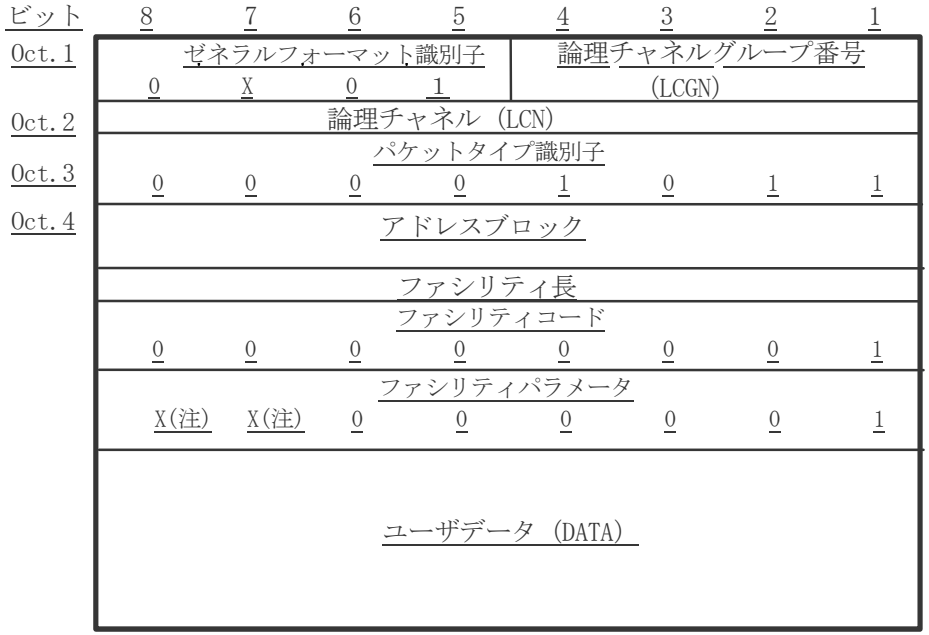

（注）ファーストセレクト要求の有無を表示する。

（ｃ）ＶＣのＣＲパケットのパケットフォーマット図 12　パケットフォーマット

８．３．４　ＰＨＳサービス制御手順

ＳＰＶＣ、ＭＰＶＣ及びＶＣのシーケンス例をそれぞれ図 13(a)、図 13(b)及び図 13(c)に示す。

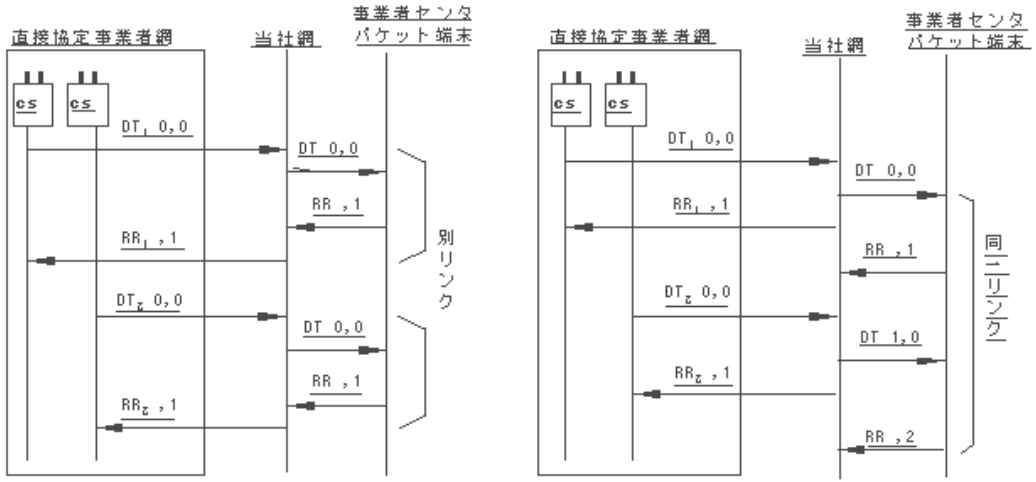

(a) SPVC シーケンス例

(b) MPVC シーケンス例

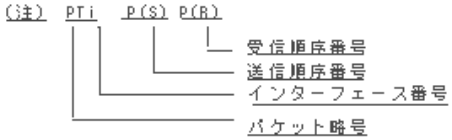

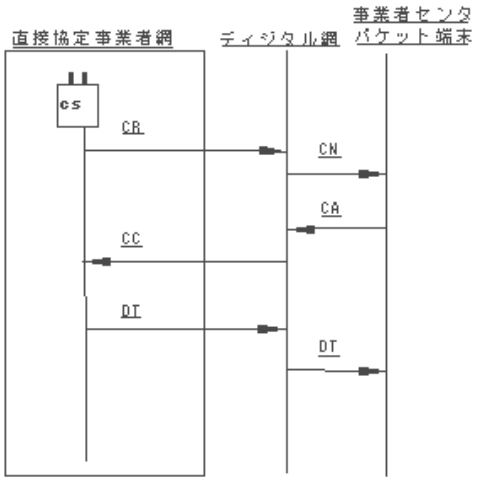

(c) VC シーケンス例

図 13　シーケンス例

８．４　接続番号

ＶＣにおいて、ディジタル網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとする。ディジタル網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとする。

１	＋	４４０１	＋	ＡＢＣＤＥＦＧ
エスケープコード		データ網識別番号		網端末番号

００ＸＹ	＋	Ｘ～Ｘ
事業者識別番号		サービスコード

９　非制限ディジタル発信公衆用基地局通知機能

９．１　概要

公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのディジタル通信モードでの発信機能。

９．２　提供条件

本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ（ＳＥＴＵＰ）中の主な情報設定条件を表６に示す。

表６　ＳＥＴＵＰの情報設定条件の概要

情報要素		設定条件の概要
伝達能力		
	情報転送能力	「非制限ディジタル情報」を設定する。
発番号		・本情報要素は必ず設定される。 ・番号体系は「Ａ０Ｃ～Ｊ（Ａ＝５，６）又はＡ０Ｃ～Ｋ（Ａ＝７）」である。 ・当該の発番号はＰＨＳ接続装置内で重複しない。
着番号		当社-ＩＳＤＮ網のアドレス（Ａ～Ｊ）である。
ファシリティ		・本機能を利用する場合、必ず設定される。 ・本情報要素がない場合は、ＰＨＳ端末機器発信とみなす。
	オブジェクト識別子	「ntt-phs-specific-service」を設定する。
	オペレーション	非制限ディジタル発信公衆用基地局通知

９．３　信号方式

９．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。

９．３．２　レイヤ２

技術的条件集別表７による。

９．３．３　レイヤ３
　技術的条件集別表７による。
（参考）非制限ディジタル発信公衆用基地局通知オペレーションが含まれた呼設定メッセージ（ＳＥＴＵＰ）を非制限ディジタルベアラ以外のベアラで受信した場合は、ディジタル網は理由表示値＃５７（伝達能力不許可）を伴った切断メッセージ（ＤＩＳＣ）を送出し呼を切断復旧する。

１０　災害時優先電話接続機能
１０．１　概要
　災害時における重要通信の確保を目的として、予め、当社網に特定のＰＨＳ加入者に対して優先ユーザである旨の登録を行っておくことで、その呼を優先的に取り扱うことを可能とする機能。
１０．２　提供条件
　本機能の概要を図 14 に示す。
１０．２．１　当社網に対する優先ユーザの登録方法については、直接協定事業者がオンラインにより当社網にサービスオーダ（以下「ＳＯ」という。）登録する。オンラインによるＳＯ登録に関する詳細については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。
１０．２．２　優先ユーザからの発信呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。
１０．２．３　優先ユーザとしての指定原則については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。
１０．３　信号方式
１０．３．１　レイヤ１
　技術的条件集別表７による。
１０．３．２　レイヤ２
　技術的条件集別表７による。
１０．３．３　レイヤ３
　技術的条件集別表７による。

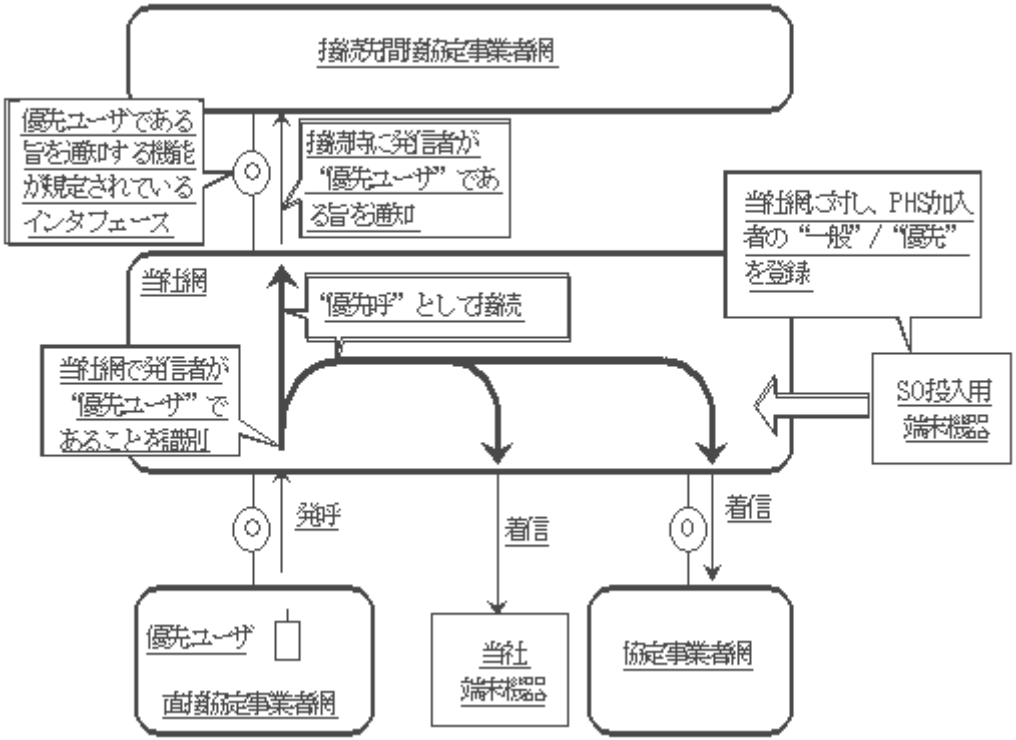

図 14　災害時優先電話接続機能の概要（“優先”と設定された場合）

１１　呼設定情報通知機能

１１．１　概要

　災害時における重要通信の確保を目的として、発信ＰＨＳ加入者が優先ユーザである場合、発信ＰＨＳ加入者が優先ユーザであることを活用型ＰＨＳ事業者が当社網に通知することで、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能。

１１．２　提供条件

　本機能の概要を図 15 に示す。

１１．２．１　本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ（SETUP）中に含める“ファシリティ”情報要素の情報設定条件の概要を表７に示す。

１１．２．２　呼設定情報として“一般”が通知された場合、また、呼設定情報通知が行われなかった場合は、当社網においては、その呼は一般呼として扱われる。

１１．２．３　その呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

１１．２．４　優先ユーザとしての指定原則については当社と直接協定事業者間で協議の上、決定する。

表７　呼設定情報通知機能のための情報設定

情報要素		設定内容
ファシリティ		
	オブジェクト識別子	「ntt-phs-specific-service」を設定する。
	オペレーション	呼設定情報通知
	呼設定情報	“一般”あるいは“優先”を設定する。

１１．３　信号方式

１１．３．１　レイヤ１

　技術的条件集別表７による。

１１．３．２　レイヤ２

　技術的条件集別表７による。

１１．３．３　レイヤ３

　技術的条件集別表７による。

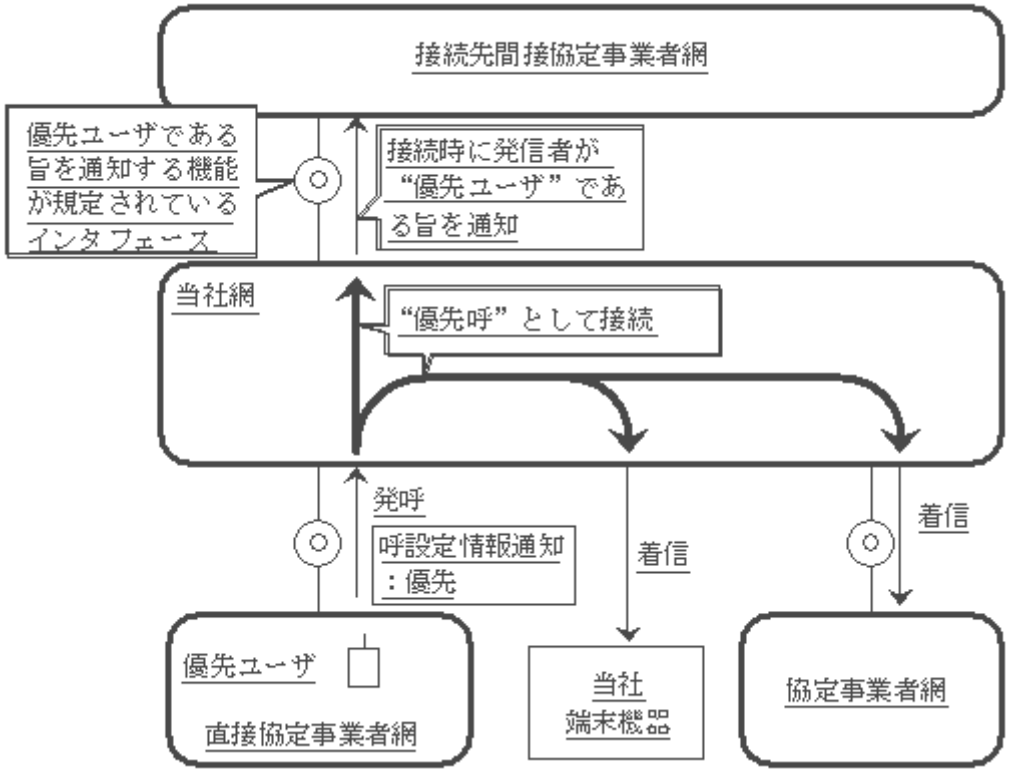

図 15　呼設定情報通知機能の概要（“優先”と設定された場合）

１２　「経過表示」（PROG）メッセージ受信機能

１２．１　概要

公衆基地局からディジタル網に送出される「経過表示」（PROG）メッセージを受信可能とする機能。

１２．２　提供条件

・「着呼受付」または「呼出中」状態で、伝達能力が「音声」もしくは「3.1kHz オーディオ」かつ「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を受信した場合のみ機能を提供する。

・初回の「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能” 受信により、ディジタル網は、逆方向のインチャネルを開放し、「応答」(CONN)または切断復旧用メッセージ受信までのアプリケーショ

ンタイマ（１８０秒）を取得する。
・「着呼受付」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”受信時は、その後「呼出」(ALERT)メッセージを受信した場合も、ディジタル網は発信側に呼出音を送出しない。
・「呼出中」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子＃８“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”受信時は、ディジタル網は発信側への呼出音を停止する。

１２．３　信号方式

１２．３．１　レイヤ１

技術的条件集別表７による。

１２．３．２　レイヤ２

技術的条件集別表７による。

１２．３．３　レイヤ３

技術的条件集別表７による。

技術的条件集別表 12．１　ＳＣＣＰ仕様（網内信号部）

技術的条件集別表１２．１（ＳＣＣＰ仕様 網内信号部）の記述に関する留意事項
１～５　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７１１－１ 信号接続制御部（ＳＣＣＰ）の機能
１～４　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７１２－１ ＳＣＣＰメッセージの定義および機能
１～３（略）

ＮＴＴ－Ｑ７１３－１ ＳＣＣＰフォーマットとコード
１、２　（略）

３　ＳＣＣＰパラメータ
【別表１２に準拠する】
３．１　（略）
３．４　着アドレス
【別表１２に準拠する】
３．４．１　（略）
３．４．２　アドレス
【別表１２に準拠する】

３．４．２．１　信号局コード
【別表１２に準拠する】

３．４．２．２　サブシステム番号
サブシステム番号（ＳＳＮ）はＳＣＣＰのユーザ機能を示し、使用される場合次のような１オクテットにコード化される。

▼

ビット	８７６５４３２１	
ITU-T 固有領域	（略）	（略）
ＴＴＣ固有領域	（略）	（略）
網特有領域	（略）	（略）
	１１１１００１０	クレジット
	１１１１００１１	Ｐサービス

技術的条件集別表 12．１　ＳＣＣＰ仕様（網内信号部）

技術的条件集別表１２．１（ＳＣＣＰ仕様 網内信号部）の記述に関する留意事項
１～５　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７１１－１ 信号接続制御部（ＳＣＣＰ）の機能
１～４　（略）

ＮＴＴ－Ｑ７１２－１ ＳＣＣＰメッセージの定義および機能
１～３（略）

ＮＴＴ－Ｑ７１３－１ ＳＣＣＰフォーマットとコード
１、２　（略）

３　ＳＣＣＰパラメータ
【別表１２に準拠する】
３．１　（略）
３．４　着アドレス
【別表１２に準拠する】
３．４．１　（略）
３．４．２　アドレス
【別表１２に準拠する】

３．４．２．１　信号局コード
【別表１２に準拠する】

３．４．２．２　サブシステム番号
サブシステム番号（ＳＳＮ）はＳＣＣＰのユーザ機能を示し、使用される場合次のような１オクテットにコード化される。

▼

ビット	８７６５４３２１	
ITU-T 固有領域	（略）	（略）
ＴＴＣ固有領域	（略）	（略）
網特有領域	（略）	（略）
	１１１１００１０	クレジット
	１１１１００１１	予備

	１１１１０１００
	（略）

サービス情報管理
（略）

▲

【別表１２では▼▲の規定が異なる】
（略）

	１１１１０１００
	（略）

サービス情報管理
（略）

▲

【別表１２では▼▲の規定が異なる】
（略）

技術的条件集別表 16　網特有ＡＳＥ仕様

Ⅰ．網特有 ASE 共通部

１～２　（略）

３．オペレーション
３．１（略）
３．２　オペレーションの機能と内容

３．２．１　制御判断依頼（PRIS:　Provide Instructions）
制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2／I　制御判断依頼（PRIS）オペレーション

制御判断依頼	タイマ＝T１	クラス＝4	コード＝1111 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
（略）		（略）	（略）
第２網機能種別		0	4.2.102
交換機間ハンドオーバ表示		0	4.2.104
事業者情報転送		0	4.2.107

*1　いずれかのパラメータが必須

３．２．２～３．２．１５　（略）

３．２．１６　データ取得（DGET:　Data Get）
データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17／I　データ取得（DGET）オペレーション

技術的条件集別表 16　網特有ＡＳＥ仕様

Ⅰ．網特有 ASE 共通部

１～２　（略）

３．オペレーション
３．１（略）
３．２　オペレーションの機能と内容

３．２．１　制御判断依頼（PRIS:　Provide Instructions）
制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2／I　制御判断依頼（PRIS）オペレーション

制御判断依頼	タイマ＝T１	クラス＝4	コード＝1111 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
（略）		（略）	（略）
第２網機能種別		0	4.2.102
事業者情報転送		0	4.2.107

*1　いずれかのパラメータが必須

３．２．２～３．２．１５　（略）

３．２．１６　データ取得（DGET:　Data Get）
データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17／I　データ取得（DGET）オペレーション

データ取得	タイマ＝T17	クラス＝1	コード＝1110 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
（略）		（略）	（略）
登録番号		0	4.2.61
認証種別		0	4.2.62
認証キー		0	4.2.63
P 用加入者データ		0	4.2.64
信号局番号群		0	4.2.70
（略）		（略）	（略）
照合用番号		0	4.2.98
ハンドオーバ用演算結果		0	4.2.105
エラー応答（RE）のパラメータ		0	
（略）		（略）	（略）

データ取得	タイマ＝T17	クラス＝1	コード＝1110 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
（略）		（略）	（略）
登録番号		0	4.2.61
信号局番号群		0	4.2.70
（略）		（略）	（略）
照合用番号		0	4.2.98
エラー応答（RE）のパラメータ		0	
（略）		（略）	（略）

３．２．１７～３．２．２２　（略）

３．２．２３　分散データ取得（DDGT: Dispersion Data Get）

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24／I　分散データ取得（DDGT）オペレーション

分散データ取得	タイマ＝T24	クラス＝1	コード＝1110　0111
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別[*1]		0	4.2.56

３．２．１７～３．２．２２　（略）

３．２．２３　分散データ取得（DDGT: Dispersion Data Get）

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため､他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24／I　分散データ取得（DDGT）オペレーション

分散データ取得	タイマ＝T24	クラス＝1	コード＝1110　0111
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別[*1]		0	4.2.56

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の（RR）パラメータ		
認証種別	0	4.2.62
認証キー	0	4.2.63
Ｐ用加入者データ	0	4.2.64
エラー応答（RE）のパラメータ		
（略）	（略）	（略）

*1　本パラメータは、繰り返し設定される。

３．２．２４～３．２．２８　（略）

３．３　（略）

４．パラメータ

４．１　パラメータ一覧

パラメータ一覧を表 4-1／I に示す。

表 4-1／I　パラメータ一覧（1/5）、（2/5）（略）

表 4-1／I　パラメータ一覧（3/5）

パラメータ	内　　容	最大ｵｸﾃｯﾄ数（注）	参照	コード	
				第１ｵｸﾃｯﾄ	第２ｵｸﾃｯﾄ
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
登録番号	１契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等のそれぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101
認証種別	PHS サービスで端末認証を行う場合の端末認証を指定するための情報	1	4.2.62	10011111	00111110
認証キー	PHS サービスで端末認証を行う場合に使用するキー情報．上下４ビットは反転している	1～8	4.2.63	10011111	00111111

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の（RR）パラメータ		
エラー応答（RE）のパラメータ		
（略）	（略）	（略）

*1　本パラメータは、繰り返し設定される。

３．２．２４～３．２．２８　（略）

３．３　（略）

４．パラメータ

４．１　パラメータ一覧

パラメータ一覧を表 4-1／I に示す。

表 4-1／I　パラメータ一覧（1/5）、（2/5）（略）

表 4-1／I　パラメータ一覧（3/5）

パラメータ	内　　容	最大ｵｸﾃｯﾄ数（注）	参照	コード	
				第１ｵｸﾃｯﾄ	第２ｵｸﾃｯﾄ
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
登録番号	１契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等のそれぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101

P用加入者データ	PHS端末毎の加入者データ	1～n	4.2.64	10011111	01000000
情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1～n	4.2.65	10011111	01000001
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（注）　内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

表4-1／I　パラメーター一覧（4/5）（略）

表4-1／I　パラメーター一覧（5/5）

パラメータ	内　　容	最大ｵｸﾃｯﾄ数（注）	参照	コード	
				第1ｵｸﾃｯﾄ	第2ｵｸﾃｯﾄ
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3～n	4.2.103	10011111	01100111
交換機間ハンドオーバ表示	PHS接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。	1～n	4.2.104	10111111	01101000
ハンドオーバ用演算結果	接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。	1～n	4.2.105	10011111	01101001
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1～n	4.2.107	10111111	01101011

（注）　内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

４．２　パラメータのコーディング

４．２．１～４．２．４７（略）

４．２．４８　サービスクラス

サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1～n	4.2.65	10011111	01000001
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（注）　内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

表4-1／I　パラメーター一覧（4/5）（略）

表4-1／I　パラメーター一覧（5/5）

パラメータ	内　　容	最大ｵｸﾃｯﾄ数（注）	参照	コード	
				第1ｵｸﾃｯﾄ	第2ｵｸﾃｯﾄ
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3～n	4.2.103	10011111	01100111
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1～n	4.2.107	10111111	01101011

（注）　内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

４．２　パラメータのコーディング

４．２．１～４．２．４７（略）

４．２．４８　サービスクラス

サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

サービスクラス				コード=10011111　00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							1

図 4-48／I　サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）サービスクラス表示

00000000 ：予備
00000001 ：予備
00000010 ：予備
00000011 ：大量情報提供
00000100 ：グローバルタイトル管理
00000101 ：クレジット
00000110 ：P サービス
その他：予備

（注） サービスクラスの付与条件
データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

４．２．４９～４．２．５５　（略）

４．２．５６　対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111　00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							1

図 4-56／I　対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）対象情報種別表示（注1）

ビット 87654321
00000000 ：予備
00000001 ：国内番号用グローバルタイトル管理情報

サービスクラス				コード=10011111　00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							1

図 4-48／I　サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）サービスクラス表示

00000000 ：予備
00000001 ：予備
00000010 ：予備
00000011 ：大量情報提供
00000100 ：グローバルタイトル管理
00000101 ：クレジット
00000110 ：予備
その他：予備

（注） サービスクラスの付与条件
データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

４．２．４９～４．２．５５　（略）

４．２．５６　対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111　00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							1

図 4-56／I　対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）対象情報種別表示（注1）

ビット 87654321
00000000 ：予備
00000001 ：国内番号用グローバルタイトル管理情報

（略）
00000111 ：付加サービス契約情報
00001000 ：認証種別
00001001 ：認証キー
00001010 ：P 用加入者データ
00001011 ：位置登録用発ISMAID
00001100 ：保守情報
（略）
00011100 ：ハンドオーバ用演算結果
その他 ：予備

（注1） ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。
・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

４．２．５７～４．２．６１ （略）

４．２．６２ 認証種別

認証種別は、PHS サービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するために使用する。

認証種別				コード=10011111　00111110			
8	7	6	5	4	3	2	1
認証種別							1

図 4-62／I　認証種別パラメータフィールド

次のコードが認証種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）認証種別

00000001 ：NTT
その他：予備

４．２．６３ 認証キー

認証キーは、PHS サービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報である。上下
４ビットは反転している。

（略）
00000111 ：付加サービス契約情報
00001000 ：予備
00001001 ：予備
00001010 ：予備
00001011 ：予備
00001100 ：保守情報
（略）
00011100 ：ハンドオーバ用演算結果
その他 ：予備

（注1） ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。
・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

４．２．５７～４．２．６１ （略）

４．２．６２ 削除

４．２．６３ 削除

認証キー				コード=10011111　00111111			
8	7	6	5	4	3	2	1
認証キー							1
							n

図 4-63／I　認証キーパラメータフィールド

次のコードが認証キーパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）認証キー

６４ビットのビット列で表現される（上位４ビットと下位４ビットは反転している）。

４．２．６４　P 用加入者データ

P 用加入者データは、PHS 端末毎の加入者データ設定するために使用する。

P 用加入者データ				コード=10011111　01000000			
8	7	6	5	4	3	2	1
P 用加入者データ							1
							n

図4-64／I P 用加入者データパラメータフィールド

以下のコードがP 用加入者データパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a） P用加入者データ

PHS 端末毎の加入者データ（機体番号、着信転送先番号）が設定される。

内容の詳細については、本仕様では規定しない。

＜参考＞以下のデータが加入者データとして設定されうる。

４．２．６４　削除

（注）Ｐ用加入者データパラメータには、着信転送先データ（m+1～ｎ）が２つまで設定されうる。

４．２．６５～４．２．８３（略）

４．２．８４　隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

４．２．６５～４．２．８３（略）

４．２．８４　隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

（注）具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別				コード=10011111　01010100			
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							1

図 4-84／I　隣接網形態識別パラメータフィールド

次のコードが隣接網形態識別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）隣接網形態識別表示

00000000：予備
00000001：PHS 事業者網（依存型）
00000010：PHS 事業者網（接続型）
00000011：移動体網
00000100：国際網
00000101：地域網
00000110：中継網
00000111：総合通信事業者網
その他 ： 予備

４．２．８５　リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両方
向に送信される情報である。

リダイレクション理由				コード=10011111　01010101			
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A	1

図4-85／I リダイレクション理由パラメータフィールド

次のコードがリダイレクション理由パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）ビットH G F E D C B A ：リダイレクション理由

０００００００：予備
０００００００１
　　｜　　：予備
１１１１０１１

（注）具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別				コード=10011111　01010100			
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							1

図 4-84／I　隣接網形態識別パラメータフィールド

次のコードが隣接網形態識別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）隣接網形態識別表示

00000000：予備
00000001：予備
00000010：PHS 事業者網
00000011：移動体網
00000100：国際網
00000101：地域網
00000110：中継網
00000111：総合通信事業者網
その他 ： 予備

４．２．８５　リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両方
向に送信される情報である。

リダイレクション理由				コード=10011111　01010101			
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A	1

図4-85／I リダイレクション理由パラメータフィールド

次のコードがリダイレクション理由パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a）ビットH G F E D C B A ：リダイレクション理由

０００００００：予備
０００００００１
　　｜　　：予備
１１１１０１１

１１１１１００：災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
１１１１１０１：依存型PHS 接続
１１１１１１０：留保（ISUP では番号ポータビリティで使用）
１１１１１１１：予備
ビット“H”：予備

４．２．８６～４．２．１０３　（略）

４．２．１０４　交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示は、PHS 接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別するための情報である。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

交換機間ハンドオーバ表示				コード=10111111　01101000				
8	7	6	5	4	3	2	1	
予備		F	E	D	C	B	A	1
付加情報名								2
付加情報長								3
付加情報１								4
｜								
付加情報名								
付加情報長								
付加情報m								n

図 4-104／I　交換機間ハンドオーバ表示パラメータフィールド

注）「付加情報名」以降の４～ｎオクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

１１１１１００：災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
１１１１１０１：予備
１１１１１１０：留保（ISUP では番号ポータビリティで使用）
１１１１１１１：予備
ビット“H”：予備

４．２．８６～４．２．１０３　（略）

４．２．１０４　削除

次のコードが交換機間ハンドオーバ表示パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a ）信号要素種別

ビット ＢＡ：信号要素種別
　　００：起動
　　０１：留保（成功応答）
　　１０：留保（失敗応答）
　　１１：予備

b ）オペレーション種別

ビット ＦＥＤＣ：オペレーション種別
　　００００：予備
　　０００１：ハンド オーバ呼接続要求
　　００１０：留保(ハンド オーバ呼解放要求)
　　その他　：予備

c）付加情報名

００００００００：予備
００００００１：ハンドオーバ用演算結果
００００００１１：留保(認証キー（非反転））
０００００１００：ハンドオーバ用在圏エリア番号
０００００１０１：留保(ハンドオーバ用認証エラー表示)
０００００１１０：留保(認証種別)
その他　　：予備

d）付加情報長

付加情報のオクテット 数を2 進数で表す。

e）付加情報

(1)付加情報名が 00000001：ハンドオーバ用演算結果の場合

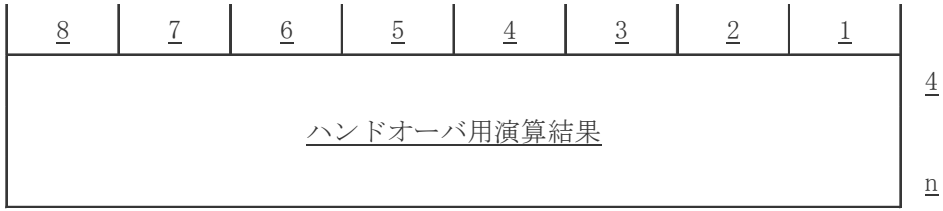

図 4-104-1／I　付加情報名がハンドオーバ用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。

（ｉ）ハンド オーバ用演算結果

64ビット のビット 列で表現される。

(2)付加情報名が 00000100：ハンドオーバ用在圏エリア番号の場合

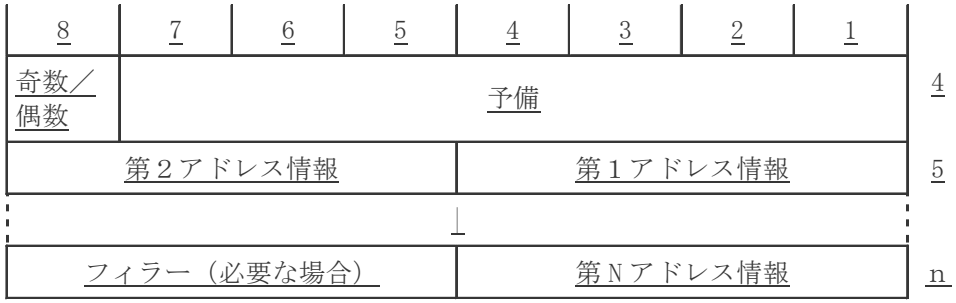

図 4-104-2／I　付加情報名がハンドオーバ用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の在圏エリア情報。

（ｉ）奇数／偶数

0: アドレス情報の桁数が偶数

1: アドレス情報の桁数が奇数

(ii) アドレス情報

0000： ディジット 0
0001： 〃 1
0010： 〃 2
0011： 〃 3
0100： 〃 4
0101： 〃 5
0110： 〃 6
0111： 〃 7
1000： 〃 8
1001： 〃 9
その他：予備

(iii) フィラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、フィラーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

4．2．105 ハンドオーバ用演算結果

ハンドオーバ用演算結果は、接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報である。

ハンドオーバ用演算結果				コード=10011111　01101001			
8	7	6	5	4	3	2	1
ハンドオーバ用演算結果							1 n

図 4-105／I　ハンドオーバ用演算結果パラメータフィールド

次のコードがハンドオーバ用演算結果パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) ハンドオーバ用演算結果

64 ビットのビット列で表現される

4．2．105 削除

４．２．１０７　（略）
５～７　（略）
付属資料Ｉ－1　（略）
付録 I-１ TCAP 準正常手順の使用法　（略）
付録Ｉ-２ サービス情報管理系オペレーションの使用法
１～２　（略）
３．サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ
３．１　「サービスクラス」パラメータ（必須）

サービスクラス				コード=10011111　00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							1

a）サービスクラス表示
ビット87654321
00000000 ：予備
00000001 ：予備
00000010 ：予備
00000011 ：大量情報提供
00000100 ：グローバルタイトル管理
00000101 ：クレジット
00000110 ：P サービス
その他：予備

３．２　「対象情報種別」パラメータ（オプション）

対象情報種別				コード=10011111　00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							1

a）対象情報種別表示（注1）
ビット 87654321
00000000 ：予備
00000001 ：国内番号用グローバルタイトル管理情報
00000010 ：信号局番号
00000011 ：登録電話番号
00000100 ：暗証番号

４．２．１０７　（略）
５～７　（略）
付属資料Ｉ－1　（略）
付録 I-１ TCAP 準正常手順の使用法　（略）
付録Ｉ－２ サービス情報管理系オペレーションの使用法
１～２　（略）
３．サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ
３．１　「サービスクラス」パラメータ（必須）

サービスクラス				コード=10011111　00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							1

a）サービスクラス表示
ビット87654321
00000000 ：予備
00000001 ：予備
00000010 ：予備
00000011 ：大量情報提供
00000100 ：グローバルタイトル管理
00000101 ：クレジット
00000110 ：予備
その他：予備
３．２　「対象情報種別」パラメータ（オプション）

対象情報種別				コード=10011111　00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							1

a）対象情報種別表示（注1）
ビット 87654321
00000000 ：予備
00000001 ：国内番号用グローバルタイトル管理情報
00000010 ：信号局番号
00000011 ：登録電話番号
00000100 ：暗証番号

00000101 ：限定通話先番号
00000110 ：暗証番号用登録番号
00000111 ：付加サービス契約情報
00001000 ：認証種別
00001001 ：認証キー
00001010 ：P 用加入者データ
00001011 ：位置登録用発ISMAID
00001100 ：保守情報
00001101 ：設定用コード
00001110 ：サービスコード用グローバルタイトル管理情報
00001111 ：サービスコード用信号局番号群
00010000 ：STP 信号局番号群
00010001 ：暗証番号誤り回数
00010010 ：サービス提供状態
00010011 ：転送先番号
00010100 ：＃接続先番号
00010101 ：転送先番号２
00010110 ：トーキパターン
00011100 ：ハンドオーバ用演算結果
その他 ：予備

（略）

３．３　その他のパラメータ

サービスクラス（必須）、対象情報種別（オプション）以外に信号情報が必要となる場合、必要となるパラメータを設定する。

(1)　マスコーリングサービスの場合
・アプリケーション転送パラメータを使用

(2)　メッセージ有り通知サービスの場合
・メッセージ状態パラメータを使用

(3)　GT 管理における管理局番号照合の場合
・なし

(4)　GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
・グローバルタイトル管理情報パラメータを使用

(5)　PHS サービス
・着番号パラメータ

00000101 ：限定通話先番号
00000110 ：暗証番号用登録番号
00000111 ：付加サービス契約情報
00001000 ：予備
00001001 ：予備
00001010 ：予備
00001011 ：予備
00001100 ：保守情報
00001101 ：設定用コード
00001110 ：サービスコード用グローバルタイトル管理情報
00001111 ：サービスコード用信号局番号群
00010000 ：STP 信号局番号群
00010001 ：暗証番号誤り回数
00010010 ：サービス提供状態
00010011 ：転送先番号
00010100 ：＃接続先番号
00010101 ：転送先番号２
00010110 ：トーキパターン
00011100 ：予備
その他 ：予備

（略）

３．３　その他のパラメータ

サービスクラス（必須）、対象情報種別（オプション）以外に信号情報が必要となる場合、必要となるパラメータを設定する。

(1)　マスコーリングサービスの場合
・アプリケーション転送パラメータを使用

(2)　メッセージ有り通知サービスの場合
・メッセージ状態パラメータを使用

(3)　GT 管理における管理局番号照合の場合
・なし

(4)　GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
・グローバルタイトル管理情報パラメータを使用

(5)　削除

・発ユーザ番号パラメータ、等を使用

（略）

５．各サービスへの適用

５．１　（略）

５．２　PHS サービス

（1）　ISM－ISM 間通信（ISMA 間データ送受手順）

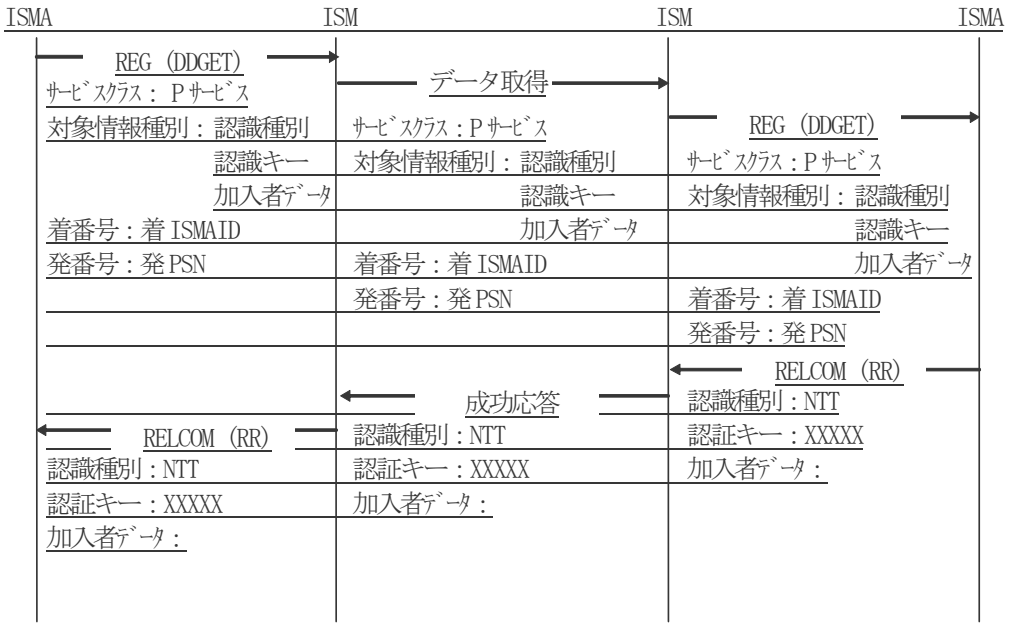

（2）　ISM－NSP 間通信（位置登録手順）

（略）

５．各サービスへの適用

５．１　（略）

５．２　削除

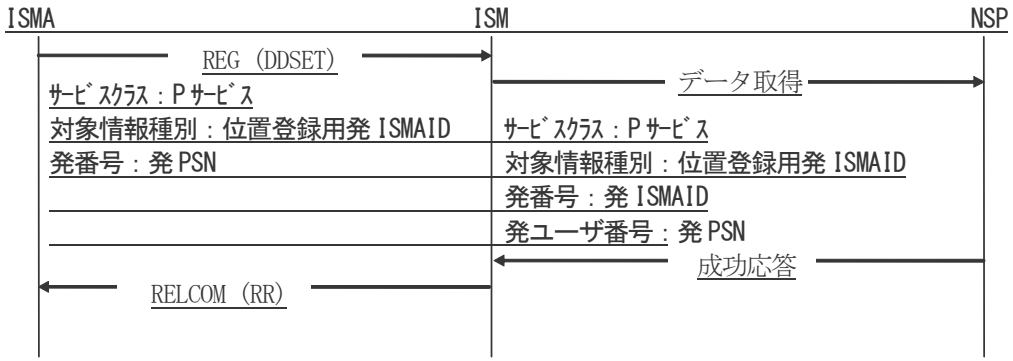
ISMA
ISM
NSP
REG (DDSET)
ｻｰﾋﾞｽｸﾗｽ：Pｻｰﾋﾞｽ
対象情報種別：位置登録用発 ISMAID
発番号：発 PSN
データ取得
ｻｰﾋﾞｽｸﾗｽ：Pｻｰﾋﾞｽ
対象情報種別：位置登録用発 ISMAID
発番号：発 ISMAID
発ユーザ番号：発 PSN
成功応答
RELCOM (RR)

技術的条件集別表 17　ＮＴＴ固有サービス制御仕様

本紙の位置づけ　（略）

１（略）

２　転送データ部
２．１　（略）
２．２　パラメータ構成（ＰＯＰＩ）
　転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。
２．２．１　（略）
２．２．２　転送データ部個別構成
（１）～（３７）（略）

（３８）　隣接網形態識別
　　隣接網形態識別を図２．２．４４に示す。

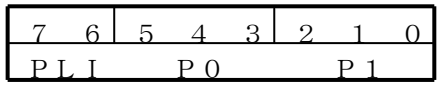

隣接網形態識別表示
図２．２．４４　隣接網形態識別

ＰＬＩ＝０１、Ｐ０＝１１１、Ｐ１＝１１０
隣接網形態識別表示＝00000000：予備
＝00000001：ＰＨＳ事業者網(依存型)
＝00000010：ＰＨＳ事業者網(接続型)
＝00000011：移動体網
＝00000100：国際網
＝00000101：地域網
＝00000110：中継網
＝00000111：総合通信事業者網
＝その他　：予備

（３９）～（４６）　（略）
２．３　（略）

３ 信号配列例(コーディング例)
フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表３に、信

技術的条件集別表 17　ＮＴＴ固有サービス制御仕様

本紙の位置づけ　（略）

１（略）

２　転送データ部
２．１　（略）
２．２　パラメータ構成（ＰＯＰＩ）
　転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。
２．２．１　（略）
２．２．２　転送データ部個別構成
（１）～（３７）（略）

（３８）　隣接網形態識別
　　隣接網形態識別を図２．２．４４に示す。

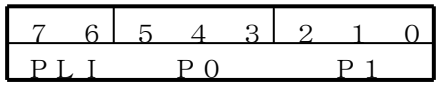

隣接網形態識別表示
図２．２．４４　隣接網形態識別

ＰＬＩ＝０１、Ｐ０＝１１１、Ｐ１＝１１０
隣接網形態識別表示＝00000000：予備
＝00000001：予備
＝00000010：ＰＨＳ事業者網
＝00000011：移動体網
＝00000100：国際網
＝00000101：地域網
＝00000110：中継網
＝00000111：総合通信事業者網
＝その他　：予備

（３９）～（４６）　（略）
２．３　（略）

３ 信号配列例(コーディング例)
フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表３に、信

号配列を図３．１～図３．１１に示す。

表３　（略）

図３．１　ＳＤＲＱ(一般接続呼)信号配列

（略）

技術的条件集別表 18　サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、ＮＳＳＰ(Network Service Support Point)とＮＳＰ（Network Service Control Point）の通信及びＳＭＳ（Service Management System）とＳＣＰ（Service Control Point）の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

(1)　各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。

(2)　各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

（ＮＳＳＰ～ＮＳＰ接続方式）　（略）

号配列を図３．１～図３．１１に示す。

表３　（略）

図３．１　ＳＤＲＱ(一般接続呼)信号配列

（略）

技術的条件集別表 18　サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、ＮＳＳＰ(Network Service Support Point)とＮＳＰ（Network Service Control Point）の通信及びＳＭＳ（Service Management System）とＳＣＰ（Service Control Point）の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

(1)　各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。

(2)　各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

（ＮＳＳＰ～ＮＳＰ接続方式）　（略）

（ＳＭＳ～ＳＣＰ接続方式）

ＳＭＳにおけるＳＯ管理系ノード（以下「ＳＭＳ」という）とＳＣＰ間の接続方式については以下のとおりとします。

１．プロトコル構成

ＳＭＳとＳＣＰ間で使用するエンド・エンドのプロトコルは次のとおりとします。プロトコル構成については図１のとおりとします。

*1：技術的条件は技術的条件集別表 22 を参照のこと

（ＳＭＳ～ＳＣＰ接続方式）　削除

図１　ＳＭＳ～ＳＣＰ間のプロトコル構成

１．１　各プロトコルのベースドキュメント

各プロトコルにおけるベースドキュメントは表１．１のとおりとします。

プロトコル	ベースドキュメント
ﾌﾚｰﾑﾘﾚｰﾌﾟﾛﾄｺﾙ	JT-Q922（第１版）ｺｱ機能及び JT-X36（第１版)に準拠しています。
Ｘ．２５（８４）	JT-X25（第３版）に準拠しています。
Ｘ．２２４	JIS X 5109(1994)に準拠しています。
Ｘ．２２５	JIS X 5202(1991）に準拠しています。
Ｘ．２２６	JIS X 5601(1995) 及び5602(1995)に準拠しています。
ＡＣＳＥ	JIS X 5702(1991）に準拠しています。
ＲＯＳＥ	JIS X 5708(1991)及び5709(1991) に準拠しています。
ＣＭＩＳＥ	JIS X 5761(1992)及び5762(1992) に準拠しています。
ＦＴＡＭ	JIS X 5721(1991)、5722(1991)、5723(1991)及び5724(1991) に準拠しています。

表１．１　各プロトコルのベースドキュメント

１．２　業務処理レイヤ

業務処理レイヤの詳細仕様は別に定めます。

２．各レイヤの接続条件

各レイヤの接続条件については、表２．１のとおりとします。

表２．１　接続条件

層	項番	項　　目	設定値
２	１	通信手順	LAPB
	２	Ｄリンクの設定手順	DTE を SG 設定
	３	回線状態指定（同期タイミング方式）	外部ｸﾛｯｸ
	４	通信速度	48kbps
	５	最大Ｉフレームビット数	149 ｵｸﾃｯﾄ
	６	最大送信回数	20 回
	７	最大アウトスタンディングＩフレーム数	7
	８	動作モード応答確認用タイマ	1000ms
	９	応答相乗り監視タイマ	200ms

	１０	ビジー解除監視タイマ	60000ms
	１１	送信順序番号	ﾓｼﾞｭﾛ８
	１２	リンク手順	SLP
	１３	ＲＮＲ	使用しない
３	１	使用プロトコル	X.25(84)
	２	接続形態	VC
	３	コネクション数	ﾈｯﾄﾜｰｸ接続構成参照
	４	最大パケット長	1024 ｵｸﾃｯﾄ
	５	パケットサイズのネゴシエーション要否	要
	６	ウインドウサイズ	2
	７	スループットクラス	9600bps
	８	フロー制御パラメータ折衝	要
	９	ファーストセレクト	要
	１０	スループットクラス折衝	要
	１１	伝送遅延選択及び表示	無
	１２	ＤＴＥファシリティ	発呼ｱﾄﾞﾚｽ拡張 着呼ｱﾄﾞﾚｽ拡張
	１３	モジュロ数	8
	１４	発呼時の課金主体	自側課金
	１５	着呼時の課金主体	相手課金
	１６	Ｄビット制御の有無	無
	１７	Ｍビット制御の有無	有
	１８	Ｑビット制御の有無	無
	１９	ＬＣＧＮ番号	規定しない
	２０	ＬＣＮ番号	（ユーザ定義）
	２１	OPEN 時のＳＱパケット送信要否	（関連しない）
	２２	ＳＱパケット応答監視タイマ	（関連しない）
	２３	ＳＱパケット再送回数	（関連しない）
	２４	OPEN/CLOSE 時処理時のリセット要否	要
	２５	障害時のリセット要否	否
	２６	ＲＱパケット応答監視タイマ	180 秒
	２７	ＲＱパッケット再送回数	0
	２８	発呼（ＣＲパケット）応答監視タイマ	200 秒
	２９	ＣＲパケット再送回数	0
	３０	切断（ＣＱパケット）応答監視タイマ	180 秒
	３１	ＣＱパケット再送回数	0

	３２	ＤＴパケット応答監視タイマ	180 秒
	３３	ＤＴパケット再送回数	再送しない
	３４	ＲＮＲパケット受信後のＲＲパケット受信監視タイマ	監視しない
	３５	受信ブロック間監視の要否	要、180 秒
	３６	ＲＩ，ＳＩパケット受信後の通信停止時間	使用しない
	３７	ＤＴＥアドレス	(ｼｽﾃﾑ導入時に決定)
	３８	ＮＳＡＰアドレス	DCC 形式 (ｼｽﾃﾑ導入時に決定)
	３９	コールユーザデータの使用	使用する
	４０	ＤＴＥ／ＤＣＥの別	DTE を SG により設定
	４１	ＮＳＤＵのサイズ	4096 ｵｸﾃｯﾄ
	４２	パケットサイズのネゴシエーション否の場合の最大パケット長	128 ｵｸﾃｯﾄ
４	１	ＴＬクラス	ｸﾗｽ 2
	２	最大ＴＣ数	4×SCP 台数
	３	フロー制御要否	要
	４	最大ＴＰＤＵ長	4096 ｵｸﾃｯﾄ
	５	最大ＴＳＤＵ長	無制限
	６	優先データ転送使用有無	無
	７	クレジット値	8
	８	多重化要否	要
	９	トランスポートレイヤプロトコルタイマ（ＴＳ１）	60 秒
	１０	トランスポートレイヤプロトコルタイマ（ＴＳ２）	60 秒
	１１	ＡＫ待ちタイマ	使用しない
	１２	明示的フロー制御の要否	要
	１３	ＴＰＤＵの連結と分離の要否	要
	１４	ＴＰＤＵの分割と組立の要否	要
	１５	分流と合流の要否	否
	１６	ＴＳＡＰ	DCC 形式 (ｼｽﾃﾑ導入時に決定)
	１７	ＮＣ解放タイマ１	240 秒
	１８	ＮＣ解放タイマ２	30 秒
	１９	拡張ナンバリングフォーマットの提案有無	提案しない
５	１	セッションプロトコル版数	第 2 版

	２	機能単位	ｶｰﾈﾙ+全二重のみ
	３	最大ＳＰＤＵ長	無制限
	４	最大ＳＳＤＵ長	無制限
	５	最大ＳＳＡＰ数	4×SCP 台数
	６	ＳＳＡＰ－ＩＤ長	DCC 形式 (ｼｽﾃﾑ導入時に決定)
	７	Ｓセレクタ	00(DCC 形式)
	８	セションプロトコルタイマ	使用しない
	９	CN-SPPDU 送出後の応答監視	10 秒
	１０	FN-SPPDU 送出後の応答監視	10 秒
	１１	AC-SPDU 中の SSAP-ID の有無	含める
６	１	抽象構文名	ACSE 2.2.1.0.1 FTAMPCI 1.0.8571.2.1 FTAM-3 1.0.8571.2.4
	２	Ｐセレクタ	00(DCC 形式)
	３	機能単位	ｶｰﾈﾙ
ACSE	１	プロトコル版数	第１版
	２	機能単位	ｶｰﾈﾙ
FTAM	１	プロトコル版数	第１版
	２	応用コンテキスト名	1.0.8571.1.1
	３	ＡＰ名称	1.3.9999.1.7
	４	ＡＥ修飾子	1
	５	ＡＰインボケーション識別子	使用しない
	６	ＡＥインボケーション識別子	使用しない
	７	実装情報	使用しない
	８	プレゼンテーションコンテキスト管理	偽
	９	サービスクラス	転送
	１０	機能単位	ｶｰﾈﾙ、読み出し、 書き込み、ｸﾞﾙｰﾌﾟ化
	１１	属性グループ	ｶｰﾈﾙ
	１２	共用ＡＳＥ情報	使用しない
	１３	ＦＴＡＭサービス品質	回復なし
	１４	コンテンツリスト	FTAM-3

	１５	起動側識別	（ユーザ定義）
	１６	課金先	使用しない
	１７	ファイルストアパスワード	使用する
	１８	チェックポイントウィンドウ	設定しない (ﾃﾞﾌｫﾙﾄ値”1”)
	１９	仮想ファイル名	1 から 255 文字までの文字列（英数字,#,/）
	２０	要求アクセス	読み出し、置換
	２１	アクセスパスワード	使用しない
	２２	同時性制御	使用しない
	２３	診断	詳細情報は 64 ｵｸﾃｯﾄまで
	２４	最大列長	0
	２５	列特性	意味なし
ROSE	１	アソシエーションクラス	3
	２	操作クラス	2 及び 5
CMISE	１	プロトコル版数	第 2 版
	２	応用コンテキスト名	0.3.4401.9.2.6
	３	ＡＰ名称	（ユーザ定義）
	４	ＡＥ修飾子	4
	５	ＡＰインボケーション識別子	使用しない
	６	ＡＥインボケーション識別子	使用しない
	７	プレゼンテーションコンテキスト定義リスト	識別子：5 転送構文名： 0.3.4401.9.2.7
	８	機能単位	ｶｰﾈﾙ 複数ｵﾌﾞｼﾞｪｸﾄ選択ﾌｨﾙﾀ、複数応答
	９	スコープ	ﾃﾞﾌｫﾙﾄ（基点ｵﾌﾞｼﾞｪｸﾄ）または”下位一ﾚﾍﾞﾙ”
	１０	フィルタ	“NOT”は使用しない ﾌｨﾙﾀｱｲﾃﾑは最大 10

	１１	属性識別子	localForm を使用
	１２	動作型	localForm を使用
	１３	事象型	localForm を使用
	１４	オブジェクトクラス	localForm を使用
	１５	オブジェクトインスタンス	nonSpecificForm を使用
	１６	processingFailure で errorInfo 使用時の ErrorID	SMS:0.3.4401.9.5.5 SCP:0.3.4401.9.5.2

３．ネットワーク接続構成と接続条件

３．１　ネットワークの接続構成

ＰＨＳ接続における、ＳＭＳとＳＣＰ間のネットワーク構成は図３．１のとおりとします。

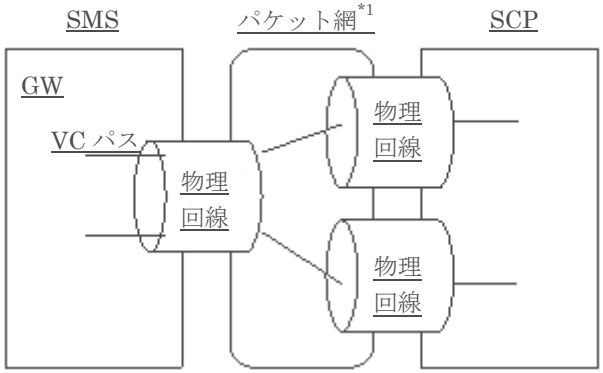

*1：パケット網の他にﾌﾚｰﾑﾘﾚｰ網を介した接続も可能

図３．１　ネットワーク構成（ＰＨＳ）

３．２　接続条件

ＳＭＳとＳＣＰ間の接続条件は表３．１のとおりとします。

表３．１　ＳＭＳ～ＳＣＰ間の接続条件

接続機能	ＰＨＳ

使用プロトコル		CMISE+FTAM
Nｺﾈｸｼｮﾝ	本数／１相手ﾉｰﾄﾞ	２本×GW 数
	起動側	SMS
	起動契機	ｼｽﾃﾑ立上げ時
CMISE ｱｿｼｴｰｼｮﾝ	本数／１Nｺﾈｸｼｮﾝ	１本
	起動側（ﾏﾈｰｼﾞｬ）	SMS
	起動契機	ｼｽﾃﾑ立上げ時
	使用ﾌﾟﾘﾐﾃｨﾌﾞ	M-SET.,M-ACT. M-EVE.-REP.
FTAM ｱｿｼｴｰｼｮﾝ	本数／１Nｺﾈｸｼｮﾝ	１本
	起動側	SMS
	起動契機	通信要求発生時
	F 転の方向	SMS←→SCP

第Ｉ編　ＩＮＡＰ仕様（網内信号部）

１～３　（略）

４　共通ＩＮ　ＣＳ－２型

４．１ データ型

```
-- 共通データ型の定義が以下に続く
（略）
AuthenticationCategory    ::=      ENUMERATED {
                           nTT(1)
        }
-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

AuthenticationInformation ::=      OCTET STRING(SIZE(16))
-- ＰＨＳ端末の認証に利用される乱数およびＰＨＳ端末から受信した演算結果を順に並
   べた情
-- 報を示す。それぞれの情報は８オクテットある。

BCSMEvent  {PARAMETERS-BOUND : bound}      ::=      SEQUENCE {
                           eventTypeBCSM             [0] EventTypeBCSM,
                           monitorMode               [1] MonitorMode,
                           legID                     [2] LegID
                                   OPTIONAL
        }
-- 監視するためのＢＣＳＭイベント情報を示す。
-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。
（略）
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
    (SIZE(bound.&minOriginalCalledPartyIDLength..
bound.&maxOriginalCalledPartyIDLength))
-- 第１着番号を示す。符合化については、Ｑ．７６３の Original Called Number を参
照のこと。

PSubscriberData  ::=      SEQUENCE {
```

技術的条件集別表 19.1　ＩＮＡＰ仕様（網内信号部）

第Ｉ編　ＩＮＡＰ仕様（網内信号部）

１～３　（略）

４　共通ＩＮ　ＣＳ－２型

４．１ データ型

```
-- 共通データ型の定義が以下に続く
（略）
AuthenticationCategory    ::=      ENUMERATED {
                           nTT(1)
        }
-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

BCSMEvent  {PARAMETERS-BOUND : bound}      ::=      SEQUENCE {
                           eventTypeBCSM             [0] EventTypeBCSM,
                           monitorMode               [1] MonitorMode,
                           legID                     [2] LegID
                                   OPTIONAL
        }
-- 監視するためのＢＣＳＭイベント情報を示す。
-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。
（略）
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
    (SIZE(bound.&minOriginalCalledPartyIDLength..
bound.&maxOriginalCalledPartyIDLength))
-- 第１着番号を示す。符合化については、Ｑ．７６３の Original Called Number を参
照のこと。
```

```
                subscriberClass          [0] SubscriberClass       DEFAULT
gN,
                traceCallIndication      [1] BOOLEAN               DEFAULT
FALSE
        }
-- PHS 加入者データを示す。


RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound}       ::= OCTET STRING
    (SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q．７６３の Redirecting number
を参照
-- のこと。
 (略)
ServiceKey       ::=      OCTET STRING (SIZE(1))
-- ＳＣＦが適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
   るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。

StartPointModForFirstDigitTO      ::=      ENUMERATED {
                promptStart(1)
        }

SubscriberClass  ::=      ENUMERATED {
                gN(0),              -- 一般
                uR(1),              -- 優先
                sUR(2)              -- 最優先
        }
-- ＰＨＳ端末の加入者クラス（優先／非優先）を示す。

TerminalEncipherKey       ::=      OCTET STRING(SIZE(8))
-- ＰＨＳ端末の認証キーを示す。
 (略)
```

```
RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound}       ::= OCTET STRING
    (SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q．７６３の Redirecting number
を参照
-- のこと。
 (略)
ServiceKey       ::=      OCTET STRING (SIZE(1))
-- ＳＣＦが適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
   るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。

StartPointModForFirstDigitTO      ::=      ENUMERATED {
                promptStart(1)
        }


 (略)
```

電気通信事業法第33条第７項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	附 則（平成28年４月11日西設相シ第10001号） この改正規定は、平成28年４月11日から実施し、平成28年４月１日に遡及して適用します。

第２章　形態別技術的条件
第１節　形態１－１

（接続方式）
第２条　時報音源提供機能への接続方式は次のとおりとします。
（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。
ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１１７
網内情報提供サービス（時報）に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。
（２）当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。
ア 当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、認可接続約款中技術的条件集別表７（以下、「技術的条件集別表７（認可）」といいます。）に示すとおりとします。
ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。
イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：１１７
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は

第２章　形態別技術的条件
第１節　形態１－１　削除

第２条　削除

Charge Area Information			次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	―	
課金情報 Charge Information	逆方向	―	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ　認可接続約款中技術的条件集別表５(以下、「技術的条件集別表５(認可)」といいます。)に示す接続シーケンスの内、時報音源提供機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → 音源装置	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１ ＰＴ－Ｍ２
２	ＰＨＳ端末機器発信(不完了)	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
３	ＰＨＳ端末機器発信　(ハンドオーバ)	―	ＰＴ－Ｍ１１
４	ＰＨＳ端末機器発信　(位置登録)	―	ＰＴ－Ｍ１２

（３）当社と直接協定事業者間で使用する網使用料の課金方式は認可接続約款中技術的条件集第５条(接続方式)第３項（３）の規定を準用します。

２　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。ただし、番号ポータビリティ接続機能により認可接続約款中第 13 項の加入者交換機機能メニュー接続機能への接続となる場合があります。

（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は９桁とします。また、Ｄコードは０から８までの数字を使用します。

（２）当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はＴＴＣ標準に準拠したＰＨＳ公衆用基地局―ディジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表７(認可)に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ：１２０＋ＤＥＦＧＨＪ
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1.番号種別と番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ﾃﾞｨｼﾞｯﾄ:Ａ０＋Ｃ～Ｊ　又は　Ａ０＋Ｃ～Ｋ
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1.事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
ＣＡ情報 Charge Area Information	逆方向	○	1.情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード

課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	―	
課金情報 Charge Information	逆方向	―	

(凡例)　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

ウ 技術的条件集別表５(認可)に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。
ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とディジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とディジタル網間については、公衆用基地局とディジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	ＰＨＳ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１ ＰＴ－Ｍ５
２	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ２ ＰＴ－Ｍ１８
３	ＰＨＳ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ３
４	ＰＨＳ端末機器発信(不完了)	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｍ１３
５	ＰＨＳ端末機器発信(不完了)	６４ｋbit/s 非制限	ＰＴ－Ｍ１４
６	ＰＨＳ端末機器発信　(ハンドオーバ)	―	ＰＴ－Ｍ１１
７	ＰＨＳ端末機器発信　(位置登録)	―	ＰＴ－Ｍ１２

第５節　形態３－３

（接続方式）

第６条　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第２条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項（３）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ（略）

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
（略）	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、接続型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

（略）

第５節　形態３－３

（接続方式）

第６条　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は９桁とします。また、Ｄコードは０から８までの数字を使用します。

ただし、試験番号については本項（３）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ（略）

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
（略）	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

（略）

第６節　形態４－３ （接続方式） 第７条　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第２条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。 ただし、試験番号については本項（３）に規定します。 （略）	第６節　形態４－３ （接続方式） 第７条　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第６条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 ただし、試験番号については本項（３）に規定します。 （略）

第８節　形態４－６

（接続方式）

第９条　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第２条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する電気通信番号は次のとおりとします。

また、試験番号については本項（３）に規定します。

ア、イ　（略）

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ　（略）

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
（略）	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、接続型ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

（略）

第８節　形態４－６

（接続方式）

第９条　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第６条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する電気通信番号は次のとおりとします。

また、試験番号については本項（３）に規定します。

ア、イ　（略）

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ　（略）

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
（略）	（略）	（略）	（略）
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
（略）	（略）	（略）	（略）

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

（略）

技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号 1. サービス番号への接続条件 サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。 ア　フリーダイヤル接続機能(移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能を含む)は、形態１－１、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪの当社入接続及び形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。ただし、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦの当社入接続、形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦの当社出接続、形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ(ＧＨＪＫ)または０８００＋ＤＥＦ(ＧＨＪＫＬ)の当社入接続において提供する。 イ　時報音源提供機能は当社の時報音源装置へ接続し時報情報を提供する機能であり、形態１－１での接続番号が１１７の当社入接続において提供する。	技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号 1. サービス番号への接続条件 サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。 ア　フリーダイヤル接続機能(移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能を含む)は、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪの当社入接続及び形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。ただし、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦの当社入接続、形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦの当社出接続、形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ(ＧＨＪＫ)または０８００＋ＤＥＦ(ＧＨＪＫＬ)の当社入接続において提供する。 イ　削除

技術的条件集別表２　付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
プッシュホン接続機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
短縮ダイヤル機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 11 桁とする。ただし、国際短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 16 桁とする。
（略）		（略）
通信中着信機能[ｷｬｯﾁﾎﾝ、ｷｬｯﾁﾎﾝⅡ]	（略）	（略）
	話中時転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
（略）		（略）
高度自動着信転送機能[ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ]	無条件転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	応答後転送機能	
	（略）	（略）
（略）		（略）

技術的条件集別表２　付加サービス等の利用条件

１．電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

（１）付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
プッシュホン接続機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
短縮ダイヤル機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 11 桁とする。ただし、国際短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 16 桁とする。
（略）		（略）
通信中着信機能[ｷｬｯﾁﾎﾝ、ｷｬｯﾁﾎﾝⅡ]	（略）	（略）
	話中時転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
（略）		（略）
高度自動着信転送機能[ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ]	無条件転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	応答後転送機能	
	（略）	（略）
（略）		（略）

発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類１、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
（略）	（略）
簡易会議電話機能 [トリオホン]	1. 分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

２．総合ディジタル通信サービスの利用条件

当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）付加機能の利用条件

付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
（略）		（略）
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類１、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
（略）		（略）
複合接続機能 [ﾌﾚｯｸｽﾎﾝ]	（略）	（略）
	自動着信転送機能 [呼毎着信転送]	1. 分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。

発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類１、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
（略）	（略）
簡易会議電話機能 [トリオホン]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。
（略）	（略）

２．総合ディジタル通信サービスの利用条件

当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）付加機能の利用条件

付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
（略）		（略）
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]		1. 分類１、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
（略）		（略）
複合接続機能 [ﾌﾚｯｸｽﾎﾝ]	（略）	（略）
	自動着信転送機能 [呼毎着信転送]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。

	自動転送機能 [通信中転送]	1.分類３、分類６、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。 2.当社網、特定端末系事業者網及び活用型ＰＨＳ事業者網からの発信呼が着信した場合、本機能を利用可能とする。ただし、end-end が ISUP1 リンクでありかつ通信中発信呼表示がない場合のみとする。
	３者通話機能 [３者通話(切替え)]	1.分類２、分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。
	３者通話機能 [３者通話(ﾐｷｼﾝｸﾞ)]	1.分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。 2.順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INSﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ]	無条件転送機能 無応答時転送機能 話中時転送機能	1.分類３、分類４、分類５、分類６、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	(略)	(略)
(略)		(略)

	自動転送機能 [通信中転送]	1.分類３、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。 2.当社網及び特定端末系事業者網からの発信呼が着信した場合、本機能を利用可能とする。ただし、end-end が ISUP1 リンクでありかつ通信中発信呼表示がない場合のみとする。
	３者通話機能 [３者通話(切替え)]	1.分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。
	３者通話機能 [３者通話(ﾐｷｼﾝｸﾞ)]	1.分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。 2.順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能 [INSﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ]	無条件転送機能 無応答時転送機能 話中時転送機能	1.分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	(略)	(略)
(略)		(略)

３．音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）付加機能の利用条件

付加機能(音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)

３．音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

（１）付加機能の利用条件

付加機能(音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)

代表番号通知機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
着信転送機能[ボイスワープ]	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
指定番号着信転送機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
複数転送先着信転送機能 [フォローミー]	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
(略)	(略)
内線通信着信転送機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
内線通信発信規制機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とします。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
拠点間ローミング機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とします。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
(略)	(略)
着信一括転送機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)

代表番号通知機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
着信転送機能[ボイスワープ]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
指定番号着信転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
複数転送先着信転送機能 [フォローミー]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
(略)	(略)
内線通信着信転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
内線通信発信規制機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とします。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
拠点間ローミング機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とします。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
(略)	(略)
着信一括転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)

特定番号通知機能	1. 分類３、分類４、分類6、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４-６及び形態１７とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類３、分類４、分類6、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
（略）	（略）
同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類３、分類４、分類6、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
（略）	（略）
指定通信発着信許可機能 [コールセレクト]	1. 分類３、分類４、分類6、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
（略）	（略）

4. 特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]	1. 分類３、分類４、分類6、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼

特定番号通知機能	1. 分類３、分類４、分類5、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４-６及び形態１７とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類３、分類４、分類5、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
（略）	（略）
同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類３、分類４、分類5、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
（略）	（略）
指定通信発着信許可機能 [コールセレクト]	1. 分類３、分類４、分類5、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
（略）	（略）

4. 特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能[ボイスワープ]	1. 分類３、分類４、分類5、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２

	発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)
特定番号通知機能	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)
同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類３、分類４、分類６、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)

	呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)
特定番号通知機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
発信電話番号受信機能 [ナンバー・ディスプレイ]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)
同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６及び形態１７とする。
(略)	(略)

技術的条件集別表３　活用型ＰＨＳ特有機能

1　機能一覧

当社網が提供する直接協定事業者網に特有な機能の一覧、及びその機能の概要を表１に示す。

表１　活用型ＰＨＳ特有機能の一覧

機能名	機能概要
圏外電源断時の着信転送機能（注１）	本機能の契約を行っている着信先の活用型ＰＨＳ系端末機器が圏外又は電源断であると当社網が判断した場合、予め当社網に登録されている転送先電話番号にその呼を転送する機能
リモートコントロール機能	圏外電源断時の着信転送機能における転送先電話番号の登録等の操作を、当社端末機器またはその契約を行っている活用型ＰＨＳ系端末機器(以下、「契約活用型ＰＨＳ系端末機器」という。)から可能とする機能

（注１）当社認証方式の場合のみ提供する。

２．圏外電源断時の着信転送機能

２．１　概要

本機能は、着信先の契約活用型ＰＨＳ系端末機器が圏外または電源断と当社網が判断した場合、予め当社網に登録された転送先電話番号へその呼を転送する機能である。本機能の概要を図 16 に示す。

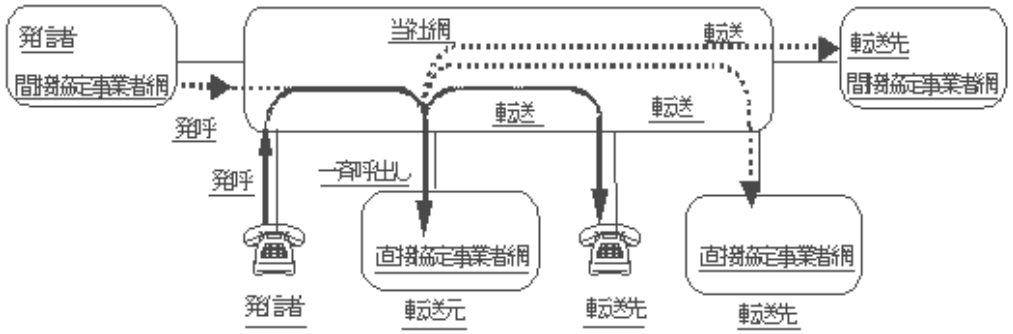

図１　圏外電源断時の着信転送機能の概要

２．２　提供条件

技術的条件集別表３　削除

２．２．１　端末機器の条件

当社認証方式の直接協定事業者と契約している活用型ＰＨＳ系端末機器であり、本機能の契約を行っている活用型ＰＨＳ系端末機器に対して本機能を提供可能とする。その際、その活用型ＰＨＳ系端末機器が本機能を利用する旨の登録を当社網にて行う必要がある。この登録方法については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

２．２．２　転送先電話番号の登録

転送先電話番号の登録等の操作は、リモートコントロール機能により提供する。但し、リモートコントロール機能を使用できるのは、１つの転送先番号のみとする。なお、転送先電話番号として登録可能な番号は０Ａ～Ｊ及び０Ａ０－ＣＤＥ－Ｆ～Ｋで示される当社端末機器等の番号とする。

２．２．３　着信転送機能の接続条件

着信転送機能の接続条件を表２に示す。

表２　　着信転送接続条件

発側(第１呼)	転送先(第２呼)	
	当社網(注２)	直接協定事業者網(注２)
当社網	―	○(注１)
直接協定事業者網	○(注１)	○(注１)

（凡例）　○：提供可能、－：記述対象外

（注１）　契約活用型ＰＨＳ系端末機器の属する直接協定事業者網への着信時に許容されている通信モードにおいて転送を行う。ただし、転送先が許容していない通信モードは非許容とする。

（注２）　転送先電話番号は、端末系番号、携帯・自動車電話系番号、接続型ＰＨＳ系番号または活用型ＰＨＳ系番号とする。

２．２．４　着信転送の起動数の条件

着信転送の起動は、契約活用型ＰＨＳ系端末機器の位置登録を当社網が最後に行った際の一斉呼出しエリアから行われる。また、同時着信転送起動数は、ＰＨＳ接続装置当たり最大128、かつ一斉呼出しエリア当たり交換局コード数×４である。

２．２．５　転送元番号通知

転送元番号通知は、転送時に転送先へ転送元電話番号情報（契約活用型ＰＨＳ系端末機器の番号および転送理由等）を通知することを可能とする。ただし、着信側の端末機器への転送元番号の通知は着信網の条件による。なお、当社端末機器、特定端末系事業

者端末機器及び間接協定事業者網への転送元番号通知は活用型ＰＨＳ事業者毎に選択を可能とする。

３．リモートコントロール機能

３．１　概要

圏外電源断時の着信転送機能における転送先電話番号の登録等の操作を当社端末機器及び契約活用型ＰＨＳ系端末機器から可能とする機能である。

３．２　提供条件

３．２．１　端末機器の条件

リモートコントロール機能を使用する当社端末機器にはＰＢ音の送出機能が必要である。また、契約活用型ＰＨＳ系端末機器の場合にはロックアウト解除の操作を除きＰＢ音の送出機能が必要である。

なお、リモートコントロールを行っている間は、ハンドオーバは許容されない。

３．２．２　リモートコントロール手順

リモートコントロール用アクセス番号を次に示す。

０Ａ０　―　ＣＤＥＦ(注１)　－　ＧＨＪＫ(注２)

（注１）リモートコントロール用番号(ＣＤＥＦ)は、ＣＤＥＦ単位に１つ用意する必要がある。

（注２）Ｇ～Ｋは１つのＣＤＥＦに対して任意の１つを選択できる。

また、表３にリモートコントロール機能により操作可能なリモートコントロールメニュー一覧及びその操作の可能な端末機器の種別を示す。

表３　リモートコントロールメニュー一覧

指示コード	リモートコントロール内容	端末機器の種別	
		契約活用型ＰＨＳ系端末機器	当社端末機器
０	転送停止	○	○
１	転送開始	○	○
２	転送先設定（+転送開始）注１	○	○（オプション）
４	転送先番号に対するﾄｰｷﾊﾟﾀｰﾝ変更	○	○
７	暗証番号変更	×	○
９	操作終了	○	○
－	ロックアウト解除注２	○	×

（凡例）　○：操作可能、×：操作不可 （注１）当社端末機器からの転送先設定は契約活用型ＰＨＳ系端末機器毎に選択可能なオプションである。 （注２）当社端末機器からリモートコントロールを行う場合は暗証番号の投入を必要とする。しかし、その暗証番号が累積４回正しくない場合にロックアウトの状態（当社端末機器からのリモートコントロールが使えない状態）となる。この状態は、契約活用型ＰＨＳ系端末機器からリモートコントロール用アクセス番号をダイヤルしガイダンスが送出された時点で解除される。	

技術的条件集別表４　ＰＨＳ公衆用基地局ーディジタル網間インタフェース仕様 ▼付属資料Ｉ：ＰＨＳ特有付加サービスの説明 ここでは、本システムで用いられる以下の付加サービス機能に関して記述する。 ・料金区域情報通知機能 Ｉ．１　付加サービス機能 Ｉ．１．１　料金区域情報通知機能 Ｉ．１．１．１　定義 料金区域情報通知機能は、着側の料金区域情報を発側の公衆用基地局に通知する機能である。 Ｉ．１．１．２　概要 料金区域情報は、ＰＨＳ事業者より通知を希望された場合に用いられる。料金区域情報通知は、具体的に以下の利用例がある。 （１）移動体網着信および接続型ＰＨＳ網着信において、着番号から距離を算出することは不可能なため、着信先である網における着端末の在圏する電話料金算定のための基本単位となる地域：着ＭＡ（Ｍｅｓｓａｇｅ　Ａｒｅａ）を発側の公衆用基地局に通知する。 （２）活用型ＰＨＳ網着信において、着番号から距離を算出することは不可能なため、着信先である網における着端末の在圏する着信接続先インタフェース番号を発側の公衆用基地局に通知する。 （３）災害時伝言ダイヤル着信時において、着番号から距離を算出することは不可能なため、料金算定に必要な料金算定着番号を発側の公衆用基地局に通知する。 本機能は、公衆用基地局とディジタル網の間で定義される。 Ｉ．１．１．３　手順 『呼出』メッセージ、『応答』メッセージ、『経過表示』メッセージ、『ファシリティ』メッセージおよびファシリティ情報要素を利用した手順である。 ディジタル網から公衆用基地局への一方向の通知のみで、ＲＯＳＥオペレーションクラス５の機能である。 発信時、ディジタル網は公衆用基地局に対して以下のいずれかのデータ要素を含むファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボーク）を含む『呼出』メッセージまたは、『応答』メッセージを送信することでサービスを起動する。 着ＭＡ　＝　着ＭＡ（ＩＡ５キャラクタ） 着信先位置番号　＝　着信接続先インタフェース番号（ＩＡ５キャラク	技術的条件集別表４　削除

タ）

料金算定着番号　　＝　料金算定着番号（ＩＡ５キャラクタ）

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼出』メッセージ、および『応答』メッセージの呼番号とは独立である。

Ｉ．１．１．４　他の付加サービスとの競合

本システムにおいて他の付加サービスとの競合はない。

Ｉ．１．１．５　コーディング例と信号シーケンス

インボーグコンポーネントのコーディング例を、付表Ｉ－１－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ、付表Ｉ－１－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ、付表Ｉ－１－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図Ｉ－１－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ、付図Ｉ－１－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ、付図Ｉ－１－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａに示す。

付表Ｉ－１－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

料金区域情報通知オペレーションのコンポーネント（着MA）コーディング例

［インボーク］

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット４
	コンポーネント種別タグ［インボーク］								
	コンポーネント長								オクテット５
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット６
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット７
	インボーク識別子								オクテット８
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット１２
	オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］								
	0	オペレーションバリュー長							オクテット１３
	0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット１４ａ
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット１４ｂ
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１４ｃ
	1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット１４ｄ
	0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット１４ｅ
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット１４ｆ
	0	0	0	1	0	0	0	0	オクテット１４ｇ

0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１５．１
クラス		形式	タグコード［セットタグ］					
パラメータ長								オクテット１５．２
1	0	0	0	0	0	0	1	オクテット１５．３．１
クラス		形式	タグコード［着ＭＡ情報ﾀｸﾞ］					
0	パラメータ長							
着ＭＡ（ＩＡ５キャラクタ）								

付表Ｉ－１－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
料金区域情報通知オペレーションのコンポーネント（着信先位置番号）コーディング例

［インボーク］

ビット　8　7　6　5　4　3　2　1

1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット４
コンポーネント種別タグ［インボーク］								
コンポーネント長								オクテット５
0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット６
インボーク識別子タグ								
インボーク識別子長								オクテット７
インボーク識別子								オクテット８
0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット１２
オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］								
0	オペレーションバリュー長							オクテット１３
0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット１４ａ
1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット１４ｂ
0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１４ｃ
1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット１４ｄ
0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット１４ｅ
0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット１４ｆ
0	0	0	1	0	0	0	0	オクテット１４ｇ
0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット１５．１

クラス	形式	タグコード［セットタグ］	
パラメータ長			オクテット１５．２
１ ０	０	０ ０ ０ １ ０	オクテット１５．３．１
クラス	形式	タグコード［着信先位置情報ﾀｸﾞ］	
０	パラメータ長		
着信先位置番号（ＩＡ５キャラクタ）			

付表Ｉ－１－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－a

料金区域情報通知オペレーションのコンポーネント（料金算定着番号）コーディング例

［インボーク］

ビット	８	７	６	５	４	３	２	１	
	１	０	１	０	０	０	０	１	オクテット４
コンポーネント種別タグ［インボーク］									
コンポーネント長									オクテット５
	０	０	０	０	０	０	１	０	オクテット６
インボーク識別子タグ									
インボーク識別子長									オクテット７
インボーク識別子									オクテット８
	０	０	０	０	０	１	１	０	オクテット１２
オペレーションバリュータグ［オブジェクト識別子］									
０	オペレーションバリュー長								オクテット１３
０	０	０	０	０	０	１	１		オクテット１４a
１	０	１	０	０	０	１	０		オクテット１４b
０	０	１	１	０	０	０	１		オクテット１４c
１	０	０	０	０	１	１	１		オクテット１４d
０	１	１	０	１	１	０	０		オクテット１４e
０	０	０	０	０	０	０	１		オクテット１４f
０	０	０	１	０	０	０	０		オクテット１４g
０	０	１	１	０	０	０	１		オクテット１５．１

クラス	形式	タグコード［セットタグ］	
パラメータ長			オクテット１５．２
１　０	０	０　０　０　１　１	オクテット１５．３．１
クラス	形式	タグコード［料金算定着番号ﾀｸﾞ］	
０	パラメータ長		
料金算定着番号（ＩＡ５キャラクタ）			

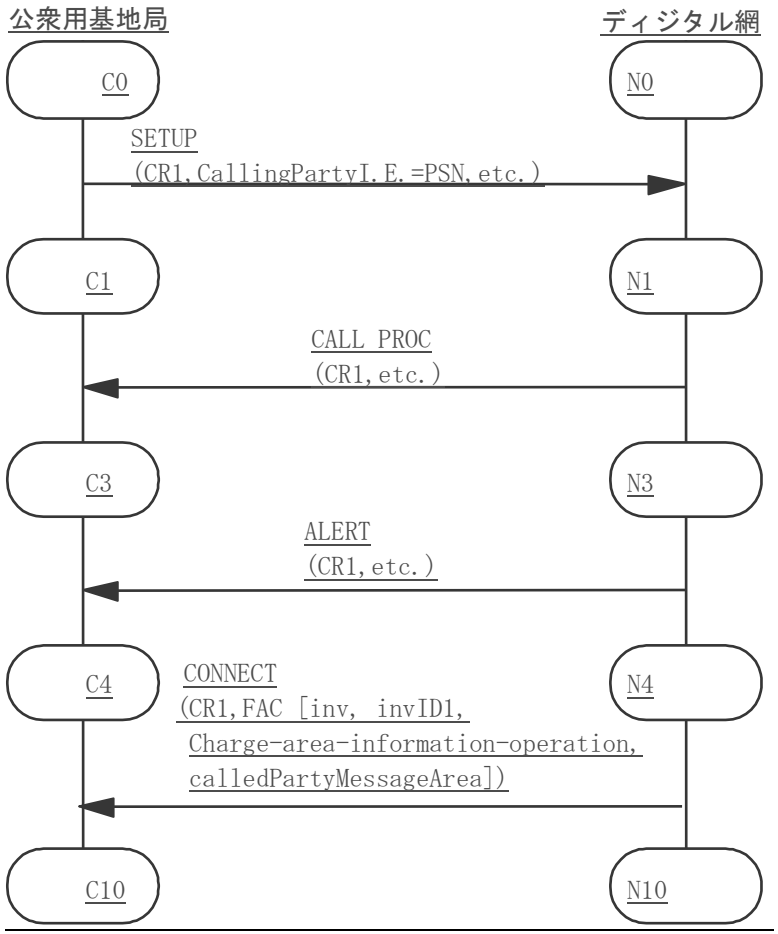

付図Ｉ－１－１／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
料金区域情報通知機能（着ＭＡ）シーケンス（正常）

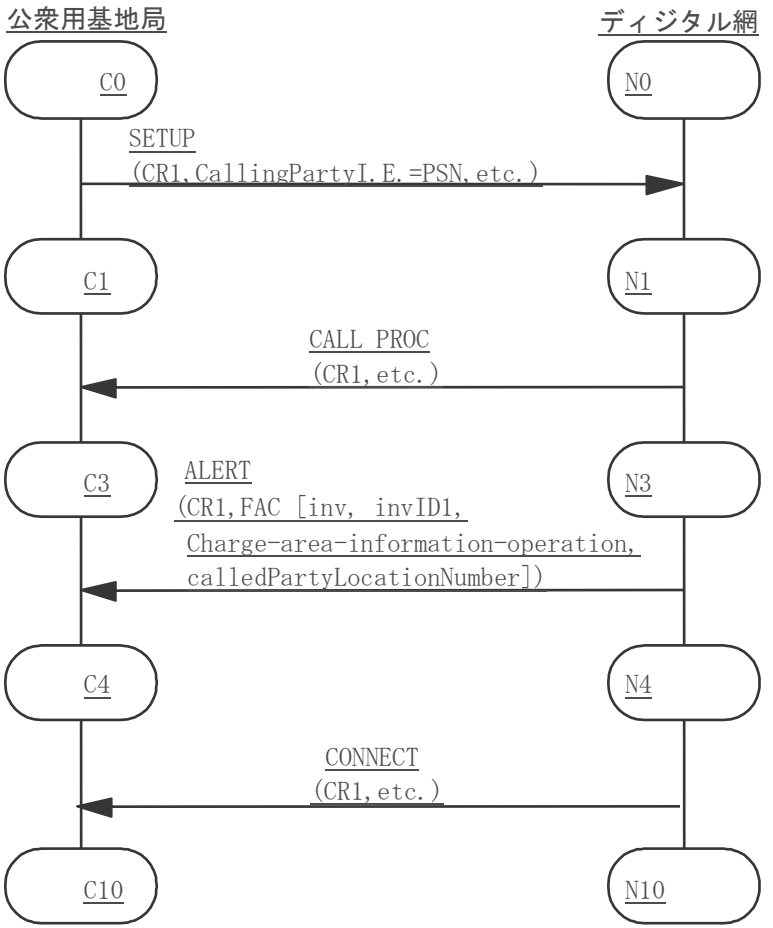

付図Ｉ－１－２／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ
料金区域情報通知機能（着信先位置番号）シーケンス（正常）

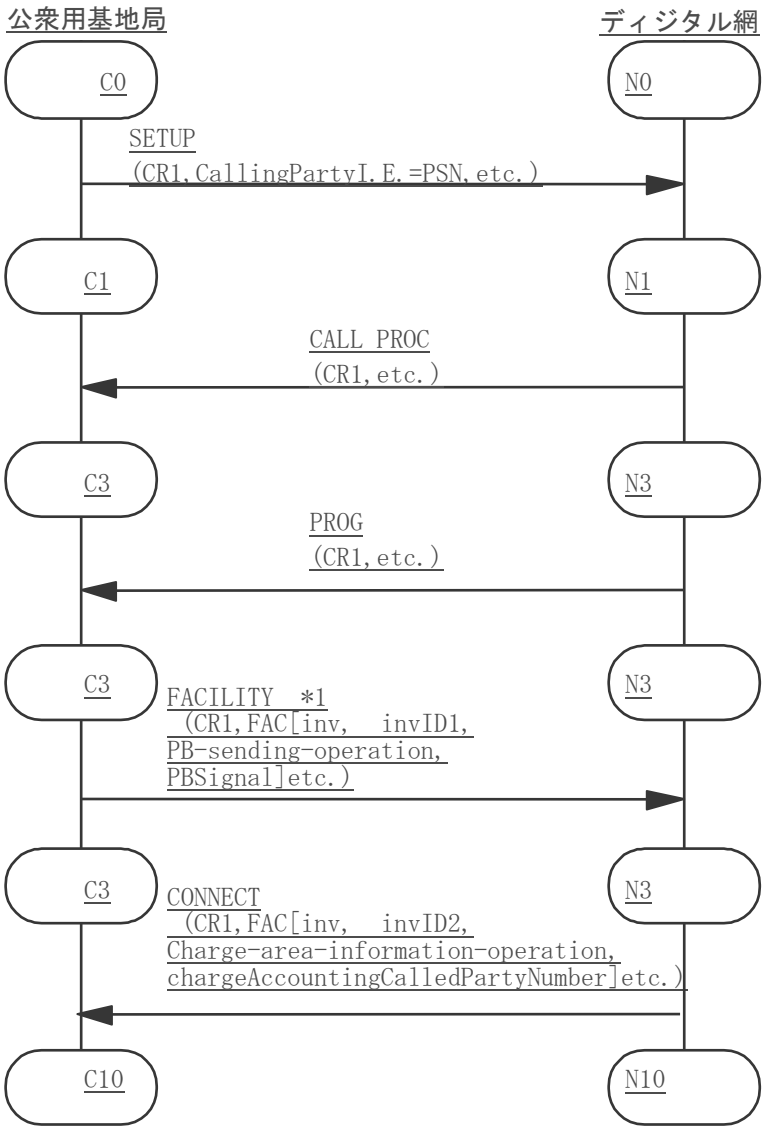

１：複数送信されるが、簡略化

付図Ｉ－１－３／ＮＴＴ－Ｑ９３２－ａ

料金区域情報通知機能（料金算定着番号）シーケンス（正常）

▲ 【ＪＴ－Ｑ９３２－ａでは▼▲は規定されていない】	